決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月１１日（月） １０：００～ 議　会　室	令和４年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・監査委員 ・議会事務局 ・総務課 ・企画財政課 ・会計室
９月１３日（水） １０：００～ 議　会　室	令和４年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・町民生活課 ・環境資源課 ・税務課 ・住民課
９月１５日（金） １０：００～ 議　会　室	令和４年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月２０日（水） １０：００～ 議　会　室	令和４年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育委員会
９月２２日（金） １０：００～ 議　会　室	１．令和４年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２．令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３．令和４年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決）

	・健康介護課 ４．令和４年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５．令和４年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１２名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九・山　妙　子　君		泉　　伸一郎　君	
角　野　由紀子　君		塚　村　香　織　君	
田　島　正　徳　君		土　渕　保　美　君	
深　井　義　秋　君		川　野　武　志　君	
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

欠　　員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	代表監査委員	新　祖　　章　君
会計管理者兼会計室長	宮　野　輝　彦　君	総務課長	福　田　拓　也　君
総務課副課長	青　柳　　誠　君	人権推進室長	野　口　延　寿　君
総務課主幹	齋　藤　千　洋　君	総務課主幹	髙　澤　　学　君
文書法規担当主査	小　林　美　香　君	企画財政課長	菅　原　隆　行　君
企画財政課副課長	小　島　　晃　君	企画財政課主幹	村　山　善　博　君
企画財政課主幹	宮　下　義　樹　君	対話のまちづくり推進担当主査	大　越　一　範　君
財政担当主査	宮　部　俊　周　君	情報政策担当主査	飯　尾　浩　之　君
管財担当主査	島　村　　剛　君	会計担当主査	齋　藤　幸　成　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押　田　昭　浩	主　　幹	青　木　　豊
主　　任	金　子　尚　子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　改めて、おはようございます。

決算特別委員会委員長の西村茂久でございます。

本日、９月11日から22日までのうち、５日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございますが、円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道、下水道事業会計の順に審議を進めてまいりたいと思います。また、審議につきましては、最初に監査委員に対しての質疑、その後一般会計については、課ごとに議会事務局から教育委員会までの間、日程に沿って審議をお願いしたいと思います。なお、議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしく、そのときはお願いします。

また、本特別委員会への町長及び副町長の出席につきましては、他の公務との調整を図りながら、交代で出席をするということでございます。

ここで、委員会の運営上のお知らせとお願いでございます。

初めに、運営上のお願いでございますが、質問者、答弁者とも発言されるときは必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言していただくようお願いいたします。

また、特に委員長のほうから本日配付させていただきましたお願いと参考資料についてもご参照ください。

最後に、委員皆さんのご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、委員長からのあいさつとさせていただきます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（西村茂久君）　ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（西村茂久君）　これより議事に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（合川泰治君）　皆さん、おはようございます。

一般質問、お疲れさまでした。引き続き決算の審議ということになりますので、決算、あくまでも昨年度の事業を見ていただいて、そして来年度につながるような、皆さんで質疑をしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２７号～議案第３２号の監査委員質疑（監査委員）

○委員長（西村茂久君）　本日は、新祖代表監査委員に出席をいただいておりますので、一般会計、各特別会計、上下水道事業会計、各決算について代表監査委員に質疑がございましたら、よろしく

お願いをいたします。

質疑はございますか。質疑はありませんか。

小河原委員。質疑をお願いします。

○委員（小河原　正君）　さっきから始めて手を挙げています。監査委員の人に大変申し訳ないんですけれども、私31日、１日出席、体調崩してしまったんで質問できなかったんで大変申し訳ないんですけれども、私ちょっと監査委員のこの報告内容だけは読ませてもらいました。それで、いろいろあちこち飛ぶと問題が広くなるので、１点だけちょっと聞きたいと思うんですけれども、監査委員は常に町民の理解が得られるか否かに留意し執行してくださいと、この問題は私いつも重要視しているんです。本当に町民の方から得られるかどうか、この問題があるんです。監査委員は言葉で言うけれども、この決算内容でこれからいろいろ皆さん質疑すると思うけれども、本当に町民の方が得られたかどうか、監査委員からもう一回聞きたいんです。本当に町民の方から得られたかどうか。ただ監査だけしたのか、それだけは私はちょっと異論があるところなんですけれども、やっぱり町民の人から本当に理解が得られたかどうかというのは、これ大変なことですよね。監査委員も定期的に監査していて大変だというのは分かりますけれども、町民にしてみればこの監査の報告だけで理解が得られるかどうか、私はちょっとまだ疑問だと思っています。やっぱり監査の仕方、もし重要な内容の監査があったら特別に報告、別に設けてもいいんじゃないかなと私は思っているんですよ、いつも。決算のときだけ監査報告で終わらせて、やっぱり常時監査の立場として町の町民に報告する義務があると思います。それはどうなっているのかどうか、またどういう考えなのか聞かせてもらいたいと思います。今日は取りあえず１点だけお願いしたいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖でございます。おはようございます。

今小河原委員さんからのご質問ですけれども、何回もこれ申し上げてきているかなと思うんですけれども、私は決算審査の際だけではなくて定例監査のときもそうですけれども、決算審査では特に意見書の審査方法等にも書いてございますけれども、件数の正確性とか予算の合法性について審査をしているわけでございますけれども、正確性ということで言うと、歳入歳出決算書をはじめとして、各書類が適正に正確に作成をされているかどうか、それから予算の合法性ということについていえば、違法または不当な収支はないかどうか、そういうところに主点を当てて審査するとともに、これは地方自治法第２条にうたわれておりますけれども、地方公共団体というのは、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという規定がございます。ですから、住民の福祉の増進に努めるという意味では、常に町民の立場といいますか、町民目線で物事を見ていくということが監査委員にとっても大事だと思いますので、もう一つ、監査委員としてはいつも留意していることは、公正不偏な態度というんですか、これも自治法に規定がございますけれども、そういう態度で臨むということをいつも常に留意しております。あと、最少の経費で最大の効果を挙げる。

ですから、経費の節減、単に節約するというだけではなくて、何かほかにいい方法がないかどうか、その辺も常に検討しながらその仕事を進めると、そういう姿勢で職員の皆さんが事業の執行に当たって留意をして取り組んでいらっしゃるかど

うか、そういうようなことも常に見てきておりまして、決算審査ですから、昨年度の１年間の事業の遂行と併せて審査をさせていただいております。

最後に小河原委員さんおっしゃった報告ですが、決算審査のときには議会に出席させていただいて一応意見書を読み上げているということはあります。もしそういうこと以上に報告がやはり必要だということであれば、それは私のほうとしてはそういうことが求められれば何らかの形で対応はしていきたいというふうに思っておりますので、その辺は監査委員がこうしたいから、報告したいからできるということでもないかと思いますので、町あるいは議会のほうで協議をしていただいて、そういうもし場が必要だということであれば設定をしていただければというふうに思っています。

ただ、正直、宮代町の場合はこうして代表監査委員に対する質疑というのが決算の特別委員会で行われるんですけれども、ほかの市町村ではほとんど多分やられていないと思うんです。ですから、そういう意味では一歩進んだご発言いただいたかと思いますので、その辺はもしそういうことが必要であればご検討していただければ、それに一応対応できるようにはしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

私は、やっぱり町民の立場に立っていつも議会運営すべきだという立場を持っていますので、今の監査委員の話を聞いて、議会から何かいろいろ注文というか、そういう話があれば出てきて説明しますということを聞きましたので、これからもしそういうことがあったらお願いしたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようでございますので、以上で代表監査委員への質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１２分

再開　午前１０時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（議会事務局）

○委員長（西村茂久君）　それでは、本委員会に付託されました議案第27号　令和４年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○議会事務局長（押田昭浩君）　改めまして、皆様、おはようございます。議会事務局長の押田でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介のほうさせていただきます。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局主幹の青木でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願い

します。

１点なんですが、ページ、決算書46ページ、説明書では47、48だと思うんですけれども、毎年ちょっと質問させていただいているんですが、会議録システム委託料とか配信とかで増えているわけです。その中で議事録を、来年改選もありますけれども、そのあたり、結構費用もかかるということで、毎年質問しているので、議会事務局としてはどんなふうに考えているのか、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局主幹、青木でございます。

会議録委託料につきましては、委員おっしゃるとおり委託料は増えております。会議録検索システムと録画配信業務も併せて委託しておりますので、今年度計上いたしました議場用映像音響設備についても会議録研究所と契約することになっております。１社随契でやっておりますので、委託料を低くするということは、やっぱりボリューム的に委員会だとか会議の時間に左右されることが結構大きいと思います。会議録研究所と契約する理由でございますが、他業者に委託を変えた場合に新たな会議録検索システム用のデータを作成する費用が生じるということ、業者の変更により変更前と変更後の会議録検索システムが２つ分かれてしまうことになってしまいまして、利用者に不便を生じることになると。このため、新たな不要な経費を発生させないためにも、委託先についてはこれまでどおりにしていきたいと考えております。

あとは、会議録の時間ですかね、会議録というか会議の時間を効率的に進めていくというのが一番大事なことかなと思います。

以上でございます。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

この会議録検索システムの委託料というのは、今お話聞いていてかかるものだと思うので、それをいかに上手に使っていくという意味で、さっき質問したのは、会議録の印刷のものを少し減らすとか、それとか、いつも言っているんですけれども、検索のところとかでやっていけばもうパソコン上で何でも調べられる、すごく便利なので、そのあたり、経費がかかっている分をいかに上手に使うか、議員もそうですけれども、そこをいかに使うようにしてほかにかかる費用を少し減らすという形というのを考えたときに、やっぱり印刷物もすごく増えていくので、会議録の紙媒体、紙のものを少し減らしていくとかというのを来年度考えていくには、随分充実してきましたので、その辺りどう考えているのか、もう一回お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の主幹、青木でございます。

委員がおっしゃるとおり、紙媒体の会議録、それを20部今配付しております。内訳としましては、議員配付が14、あとは２部が原本、あと４部が町長だとか事務局の控え用に４部ということで合計20部、そちらを配付しております。申し訳ございませんが、これを減らすということは議員の14部に対しまして減らすことが一番できることかなというのは考えておりますので、検索システムがございますので、そちらにシフトしていただければ、これから印刷を極力少なくするという考えの方針でいければと思っております。

原本、赤本と青本というのがこれはあるんですけれども、これは減らせないと。紙媒体で必要だ

ということで地方自治法にも明記されておりますので、原本は減らすことはできないということでございますので、あとは事務局用に４部控え用に取っておりますので、そちらも何部か減らすことは可能かなと思います。

あとは、議員用の会議録については、これから皆様と検討して減らせればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。これから検討していただきたいと思います。図書館でも新刊の資料が、必ず紙でずっと置いてくださっていて、すぐ手に取れるように。それで、議会のものは分かりやすく図書館でもしてくださっているので、そういうものはすごく重要だと思いますので、これから考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原ですが、毎回同じような質問になるかなと思って申し訳ないけれども、またしつこいようですけれどもお聞きしたいと思うんですけれども、前々から私は、副議長室もない、机もない、また議会の常時使える部屋もない、これいつ来ても使える部屋がない、勉強する場所がないということだよね。これどうなっているんですかね。私は前々から、しつこいようですけれども、何回か質問していますけれども、今まで成果が上がったのは、新井町長になって町長室と副町長室と教育長室がなくなった。これは成果認めますよ、これは。ただ、これはなくす方向だよね。ただ、私は議会が勉強する場所、そういう場所がないということを前々から言っているわけです。町長室がなくなったといっても、何かといえば町長室の裏側に特別な部屋があるからそこでできるからいいですけれども、議会は常時来て、この場所使えるよと常時使える場所がないんだよね。それ何とかならないと、やっぱり議員さんが勉強する場所が、どうなんだかね、なるかなと思っているんです、いつも。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時２５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

○委員（小河原　正君）　決算書に基づいて質問しています。

そういう決算も予算ものっていない、最終的に。なぜのせないのかということで聞きたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　事務局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長、押田でございます。

小河原委員の質問に対して答弁をさせていただきます。

小河原委員おっしゃっている、今宮代町の議会においては、副議長室の部屋がないですとかいろいろ、勉強する部屋がないというようなお話をいただいているところでございます。これについては、毎年小河原委員のほうからこういったご指摘をいただいているということは私のほうも認識しているところでございます。しかしながら、現状宮代町ではちょっと物理的に部屋が今難しい、確

保するところができないということで今このような状況になっているということは皆様もご承知のことと思っております。ハードの問題になるので、議会事務局だけではこうするああするというようなことを今はっきりと申し上げることは難しいと思っております。これについては、今後小河原委員だけでなく、議員の皆様14人、定数14人ですけれども今13人ですね。議員の皆様方と一緒に考えて、今後どうするか検討してまいりたいと思います。そういった形で方向性を示して、執行部に対して予算要求とかできればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　説明している内容は分かりました。ただ、私は予算ものせないということがなぜか、それだけ聞いておきたいと思います。決算のことだから、予算がなぜのらないのかということだけでいいです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

事務局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長、押田でございます。

予算がのっているのっていないについてでございますけれども、こちらあくまでもまだどうするかという方向性も示されていませんので、私たち事務局職員も執行部に対して予算要求をすることができないということで予算上には掲載されていないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議会費で、45、46、47、48ページ。これは今前段の小河原委員と同じ質問なんですけれども、私も何回も言ってきました。そうであるならば、来年度に向けて、庁舎も含め、それから議員控室等々も含め、議員の皆さんで検討していただきたい、予算要望も出してもらいたいということであれば、その検討、委員会を立ち上げるための予算をつけていただきたいと。当然新年度になるわけですから、そういう方向で考えていただけないのかどうか答弁願います。これは事務局長が答弁しづらければ、町長がいらっしゃいますので、町長にお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　お答え申し上げます。

議員の皆さんから議員の部屋の必要性についてのプロジェクトチームがつくりたいんだということであれば、その予算は計上させていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

私もこれまで何回となく言ってきておりますように、町の議会は宮代町の最高議決機関であります。議場はありますけれども、もう私から言わなくても、毎回議会開く前に、議会事務局はもちろん、他の課の職員の応援もいただいて設営しなければいけないと。それから、特にこの間コロナ感染症がありまして、ここ以外の議論する場がなく、狭くて傍聴者も入れないと、そういう状況が続きました。やはり、これは宮代町の欠陥だと思うんです。やはり欠陥、悪いところは早く是正する、それが当然のことだと思います。今町長から答弁がありましたので、それ以上言うことはありませんが、まず必要であれば新年度予算にそのための、委員会を立ち上げるための予算をつけていただき、議論して議論して、それでどういうふうにしていくのかは今後の課題だと思いますので、これは要

望ですけれども、ぜひ町長が言った方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で議会事務局の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３２分

再開　午前１０時３４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２７号の審査（総務課）

○委員長（西村茂久君）　これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。よろしくお願いします。

○総務課副課長（青柳　誠君）　皆さん、こんにちは。総務課副課長の青柳です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　皆さん、こんにちは。総務課庶務職員担当主幹の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課文書法規担当主査（小林美香君）　皆さん、こんにちは。総務課文書法規担当主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（高澤　学君）　こんにちは。秘書広報担当主幹の高澤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく２点お伺いいたします。

まず１点なんですけれども、決算書の56から58ページの広聴広報事業になります。

まず、今回の広聴広報事業で、昨年度が946万389円から1,344万6,301円ということで、398万5,912円増えているということなんですけれども、これについて説明を詳しくしていただきたいと思います。

それと、あと決算書の57、58ページになるんですけれども、成果書ですと39ページから40ページで、みやしろズームアッププロジェクトというところになります。こちらのほうも、昨年度が23万7,737円、今回が50万9,262円ということで２倍ぐらいになっているわけなんですけれども、この中で、40ページのところで、下のほうの表のところなんですけれども、表の一番下の部分で、みんなが地域の特派員制度の周知と制度参加者の拡大ということがあるんですけれども、その下に前期実行計画の成果目標、令和７年度地域特派員10人となっているんです。昨年も同じことが書いてあるんですけれども、これの意味がちょっとよく分からなかったもんですから、その件についてもお伺

いします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。お答えいたします。

まず、ご質問の広聴広報事業の増額についてなんですが、今回主な増額といたしまして、決算書57ページ、58ページ、一番上段になります。ホームページのリニューアルということで368万5,000円、ほぼほぼこれが要因かと思われます。どのような増額かと言いますと、町公式ホームページのリニューアルを実施いたしまして368万5,000円。内容といたしましては、そのままなんですが、町ホームページのリニューアルということで、大幅に更新のほうさせていただきました。代表的なリニューアルとしましては、レスポンシブウェブデザインという、ちょっと聞き慣れない言葉だと思うんですが、従来のインターネットですとパソコンで見ることというのが前提でつくられておりまして、こちらの同じ画面を最近ではスマートフォンで見ることが多いですので、スマートフォンですとかタブレット、こちらで見ると小さい画面で見ることになります。これだと大変利用者の方が使いづらいということで、同じ画面をタブレットですとかスマートフォンで見たときに、その端末に合わせて自動的に情報量を損なわずに最適なサイズに切り替える、これがレスポンシブウェブデザインという機能でございます。

また、リニューアルの主な代表としまして、やさしい日本語という機能でして、ホームページの振り仮名機能ですとか、あとは文字を拡大する機能、あと自動読み上げ機能というものを設定のほうさせていただきました。これが主な368万5,000円の内容でございます。

また、ズームアッププロジェクトのほうの増額なんですが、こちら決算書の57ページ、58ページです。

主な内容といたしましては、需用費ということで消耗品費、こちらのほうが大きな増額になっております。

また、需用費、消耗品費の内容としましては、今無印良品のほうでみやしろガチャということで缶バッチのほうを、カプセルトイ、よく、昔はガチャガチャと言うんですけれども、そちらのほうを設置させていただいておりまして、町の歴史上の人物ですとか施設ですとか、そういうものを缶バッチにして町のＰＲということで設置させていただいております。そちらも、カプセルトイのマシンですとか専用機械、あとカプセルトイ、缶バッチの材料ですとか、あとカプセル、そういうものを購入したことによる増額が大きいところとなっております。

あと、特派員への謝金ということで、昨年は、成果書の39ページ、こちらの中段になるんですが、町事業や地域活動の取材ということで、動画が26本、広報「みやしろ」に写真記事が43本、これに対しまして謝金のほうをお支払いしておりますので、こちらの謝金の増額というのが、昨年、令和３年度に比べまして令和４年度というのは軌道に乗っておりまして、動画の数ですとか、そういうものも大きくなっておりますので、そちらの謝金が多くなったというのが主な要因でございます。

以上です。

あと、最後に成果書40ページ。

地域の特派員10人ということで前期実行計画の成果目標ということで、前期実行計画のほうを作成するときに、令和３年度から令和７年度というのが前期の実行計画になります。この事業を立ち上げるときに、数値的な目標ということで、みんなが地域の特派員ということで特派員の方、先ほ

ど申し上げた記事ですとか動画をご協力していただいている、提供していただける方、こちらを10人ということで目標のほう立てさせていただきまして、令和４年度に関しましては14人の方で活動のほうさせていただいておりますので、実際成果目標のほうは達成のほうはしていると。こちらの成果目標に関しましては、令和７年度までの成果目標ということですので、この事業の期間中はこちらの10人という目標は変わらず、現在は成果目標を達成しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、細かく質問させていただきます。

まず、１問目の広聴広報事業。私も決算書58ページの町公式ホームページリニューアル委託料が大きいなというのは分かっていたんですけれども、ただその内容がよく分からなかったのであえて質問させていただきました。やはり、スマートフォンなどに合わせて見やすくしたというのはすばらしいなと感じております。

それで、ここのところで使用料及び賃借料というところで、昨年度は広報編集用フォント使用料９万3,720円というのがあったんですけれども、今年はそれがないんですけれども、それはどうしてなのかということがまず１つです。

それから、昨年度は、先ほど話していただいた広報サポーター謝金が５万2,500円だったのが、今回は広報サポーターではなくて特派員謝金11人という形で表記されていますので、これが広報サポーターじゃなくて特派員謝金というふうに変わったのはなんでかなということを感じております。

それと、先ほどカプセルトイ専用機械が紹介されたんですけれども、これによって何か効果が何かがあったかどうかということをお聞きいたします。

それと、先ほど10人というところが、昨年度が12人で今回が14名ということで増えているのに、いまだに数字が10名のままで何でだろうなと思っていたもんですから、一応最初に決めたものはずっとそのままつけなきゃいけないということで理解いたしました。その中で、先ほども謝金が増えたとあるんですけれども、この動画が大体、26本ですから、昨年から２本しか増えていないんですが、ツイッター写真のほうが２点だったものが43点と増えているんで、こちらのほうで増えたのかなとは思うんですが、先ほども言ったんですけれども、目標として特派員が今年度は２名増えたというのは、予想としては思ったとおりなのか、それとも少なかったのかということと、あと昨年度は１作品が1,500円で、写真のほうが1,000円となっていたと思うんですけれども、この金額というのは変わっていないのかどうかもお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　広報編集用フォント使用料というのは、昨年度からちょっと内容はないんですが、これは今は使用しておりません。代替の使用というか、今あるｉＭａｃというパソコンに入っている機能でこちらのほうは対応させていただいております。

サポーターなんですが、広報サポーター謝金というところから特派員謝金ということになったんですが、これ以前は広報サポーターという制度でやらせていただいておりまして、こちらが今は特派員という表現を使わせていただきますので、こちら制度として変わっております。

それに併せまして、動画ですとか２点から43点

ということなんですが、こちら事業の初め、動画の作成というのがやっぱりどうしても立ち上げだったので、年度の最後のほうから特派員の方が動画つくるようになりましたので、そちらで２点。昨年は43点ということで、１年間丸々、皆さん軌道に乗られて作成のほうしていただいていますので43点ということで作成のほうさせていただきました。

また、それに関する謝金に関しましては、これは事業期間中は1,000円ということで変わっておりません。

あと、缶バッチ、トイカプセルなんですが、こちらも昨年の途中、途中と言っても本当最後、２月のイベントから購入させていただいて使わせていただいておりますので、昨年に関してはあまり、売上げという表現がいいのかあれなんですが、皆さんにご使用いただいた数というのはさほど多くないです。個数で申し上げますと138個、昨年は皆さんに購入していただいています。今年度のお話になっちゃうんですが、今年度に関しましては、ちょっとまだ正確な数字ではないんですけれども、今現在、８月現在でたしか1,000ちょっと、もう皆さんにご購入というか、利用いただいているので、結構町なかでも缶バッチをされている方ですとか、そういう問合せ、あと新聞社に取り上げていただいたりして、缶バッチの効果というのは大いにあったものであると職員としては感じております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再質問はありません。

○委員長（西村茂久君）　他に質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせていただきます。

決算書の55、56ページの広聴広報事業についてです。こちら、成果書は79ページになります。

こちらのＳＮＳ等の活用ということで、ＬＩＮＥはよく情報を発信していただいて、私もよく拝見しております。こちらの掲載基準というか、いろんな課の情報が載っていると思うんですけれども、どういう基準で流されているのかというのをお伺いいたします。

２点目が、決算書57、58です。みやしろズームアッププロジェクトについてです。こちらは成果書が39ページです。

こちらなんですけれども、私も特派員としてもう６年ほど参加をさせていただいている事業です。先ほどもご説明ありまして、特派員の方もほぼボランティアで自分の時間を割いて、また自分の機材を使って活動をしているところなんですが、その中で、皆様、特派員の方の機材を使ってということが前提になるんですけれども、そちらの機材、例えば撮影とか取材に行った際に故障したなどの、そういう補償が今現状はないんですけれども、そういうことを町としてどのように考えているのか。

あと、また皆さん映像とか画像がお好きな方なのですごくいいカメラをお持ちなんです。また、そういう方はいいんですけれども、もしもう少しこういう方々を増やそうということでしたら、カメラがやはり１つこの事業にあると、それを使って取材に行けるということでまた広がるのかと思うんですが、そのあたりのことをお伺いいたします。

最後に、決算書の65、66ページ、男女共同参画社会推進事業についてです。

こちらの報償費なんですが、男女共同参画の推進会議ということで、女性が参画しやすいようなことを話されていると思うんですけれども、この

会議でどのようなご意見が出て、また女性がいろんな町のことやいろんな、そういった町の活動とかに参画しやすいようなどのようなご意見が出て、どのような方向に進むのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

では、ＬＩＮＥについてまずお答えをいたしたいと思います。

ＬＩＮＥにつきましては、現在登録者数が、７月現在なんですが、１万3,196人ということで、多くの皆さんに登録していただいて、非常に重要なツールであると認識のほうをさせていただいております。こちらの掲載基準なんですが、ＬＩＮＥに関しましては、町のイベントの開催の案内ですとか、あと広報「みやしろ」の発行について、あと税金の納期限や健康診断の告知など、町から積極的にお知らせをしたいという行政情報を主に出させていただいております。こちらに関する掲載基準なんですが、今現在は特に基準というものはございません。職員のほうで必要かどうかというのは判断させていただくのと、あと担当、所管課、そちらからの依頼ということで判断させていただいて、流させていただいております。

また、次、決算書の55ページ、58ページのズームアッププロジェクトなんですが、特派員の方が今14人で活動していただいて、おっしゃるように、皆さんすごくいい機材を実際使っていらっしゃるようです。今特派員の方に関しましては、補償ということで保険のほうは入れさせていただいております。全国町村会損害賠償保険の制度に準ずるということで、死亡ですとか後遺障害、入院、通院といった保険はあるんですけれども、今委員さんがおっしゃるように、機材の故障ですとか壊れた、そういうものに関しての補償のほうは入っておりません。

謝礼に関しましても、動画が１作品1,500円、先ほどもございましたように、写真のほうが１作品1,000円ということで、カメラ等の機材、高額なものですから、そういうものが壊れた場合、取材中に壊れた場合というはこれでとても賄えるような金額ではないということも重々承知のほうしております。今現在それらの保険ですとかそういう補塡ですか、補償というものを必要に応じて入れるかどうかという検討のほうは今させていただいてはいなかったんですが、今後そういうものも必要であれば、特派員の会議ということで月１回、特派員の方々と会議のほうさせていただいておりますので、その中でそういうものが必要かどうか、また町のほうでそういうものが入れるかどうかというのも含めて検討のほうさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

決算書65ページ、66ページ、男女共同参画社会推進事業のことについてお答え申し上げます。

男女共同参画社会推進会議につきましては、男女が性別に関わりなくその個性、能力を十分発揮できるような男女共同参画社会の推進に向けて設置されたものでございます。

昨年度につきましては、途中任期の関係で入れ替わりがございましたが、４名の委員さんで活動していただいております。

主な活動といたしましては、年度末、昨年です

と２月に男女共同参画セミナーということで、コロナのほうが収まってまいりましたので、久しぶりに対面の形で24名の方に参加いただきましてセミナーのほうを開催することができました。そちらのほうの、セミナーのほうの企画ですとか、あと男女共同参画に関する広報紙ということで、近年につきましては町の広報12月号に差し込むような形で町の企業さんの紹介ですとか男女共同参画についてですとかを掲載して、それからあとセミナーの宣伝も兼ねておるんですが、そちらのほうを発行させていただいております。

昨年度につきましては、会議のほう、セミナーを含めまして４回開催しております。大体年度当初に今年度の企画ということでお話をさせていただきまして、各委員さんのほうと広報紙の内容ですとか、例えばセミナーでしたらどなたかふさわしい講師の方がいらっしゃればそちらのほう紹介していただいたりですとか、逆にこちら、事務局のほうからこういった方いかがでしょうかという形で紹介させていただき、決定しております。

引き続き、５年度につきましても同じような形で現在進めているところなんですけれども、まだ詳しい、セミナーの内容ですとかについては次回開かれます会議のほうで決定したいと考えておりますので、そのような形で事務のほうは進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

まず、１点目のＬＩＮＥについてなんですけれども、今基準はないということで、先ほどお伝えいただいたイベントとか税金とか広報「みやしろ」の情報ということで承知をいたしました。このＬＩＮＥは、本当に、先ほどおっしゃっているように登録者数も多くて、よくこれは見て、いつも見ていますというお声もいただいております。なので、基準がないということでしたら、例えば町民の方からのこういうのを流してほしいとか、そういうことを伺ったりとか、あとは、こういうのお願いしますというのを受け付けて、それを流していただくという、何かそういう事業の展開とかもできるのかなと思ったので、そのことをどういうふうに考えているのか。今後の活用方法ということでお願いしたいのと、あとその広報が、やはり広報が発行されましたというお知らせと、あと音声でもその内容を簡単にお知らせしているのがとてもいいなと思っているんですけれども、そのようなことをして、その広報の閲覧数というのを把握、もしできるのでしたら、そういったＬＩＮＥで流してどれくらいこの広報を閲覧している件数が増えたのかとか、もし分かりましたら教えていただきたいと思きます。

２点目のズームアッププロジェクトに関して、ぜひそのような方向で、高い機材を使っていますので、そういった機材に対しても保険が掛けられるのかというのをまた特派員の皆様ともご意見いって進めていただきたいなと思うんですが、もう一点、カメラを、共有できるカメラの購入などもそういう形で特派員さんと一緒にお考えいただけるのか、もう一度お伺いいたします。

最後に、男女共同参画についても内容を承知いたしました。

その委員さんなんですけれども、女性の参加というか、そういうのはどうなのか、もう一度お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、総務課の質疑を行います。

答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。お答えいたします。

再質問についてお答えいたします。

ＬＩＮＥの基準についてなんですが、先ほどないということでお答えいたしまして、今後ＬＩＮＥに関しまして町民の皆さんがどのような情報を必要としているのかというものを、どのような方法で皆さんが必要としているのかというのを検討していく必要というのはたしかに今後、これだけのＬＩＮＥ、１万3,000人程度のＬＩＮＥの登録者数がいらっしゃいますので、そういう意向的なものというのはしていく必要があるのかなと感じております。アンケート的なものになるのかというのはちょっと今お答えしかねるんですが、ＳＮＳ上で皆さんにそういうものを問うですとか、そのことに関しましては必要に応じて検討のほうしていきたいと考えております。

また、どれぐらいの広報を皆さんが見ているかというご質問なんですが、現在広報のほうの詳しい中、広報じゃない、ホームページの中身に関しましては、どのページがどれぐらいの方が見ているですとか、そういうものを調べる方法というのが実はございまして、それと連動しましてユーチューブに関しましても視聴者数というのが分かりますので、それが今現在どれぐらいの方が広報を読まれているかというのが直接どのように結びつくかというのはちょっと今現在分からないんですが、そういうものをうまく活用して、そのユーチューブ、広報のユーチューブを流したときにどれぐらいの方がそのユーチューブを視聴して、それに対して広報をどれぐらいの方が見たというものが結びつくかというものは検討というか、検証していきたいと思っております。

また、特派員の皆さんの共有のカメラということなんですが、以前申し上げたとおり、今現在共有のカメラは町のほうでは用意してございません。ただ、14人の皆さんの機材ですとか装備ですとか、そういうものを見ていますと、なかなか皆さんすごく、セミプロかなというぐらいのすばらしい機械をお持ちです。先ほどの保険の話なんですが、そういうものを壊れたときに直すという、高額なものなのでそういうのもあるんですが、そういうセミプロに近いような皆さんが趣味の延長、ちょっと通り越してやられているようなところがありますので、皆さんが自身の機材を使って、それが画像になったりユーチューブに流れたりしていくところに皆さん生きがいを感じているのかなというようなふうにも見受けられます。共有のカメラということなんですが、これに関しましてもちょっと月１回の広報特派員の会議がございますので、そういう中でそういうものが必要なのかということと、あとそれを町が、高額なものになりますので、財政的な面も含めまして、用意ができるのかというところで検討のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

男女共同参画社会推進会議のメンバーさんの内訳ということでお答えいたします。

令和４年度につきましては、４名の方が委員として活動のほういただいております。こちらの男女共同参画社会推進会議の設置規定では、住民由来のものをもって活動する、組織するということになっているんですけれども、４年度につきましては４名の方での活動という形になっておりました。

男女比につきましては、昨年度につきましては男性が３名、女性１名というような内訳になっております。募集につきましては、年度当初ですとか、もちろん定員を割っている状態ですので、年度途中でも募集のほうを行っているところなんですけれども、なかなか応募の方が少ないような形になっておりまして、昨年度につきましてはセミナーが対面でございましたので、そこで募集についてのご案内のほうもさせていただきまして、昨年セミナーを受けられた方のうち２名の方が今回応募していただいて、いずれも男性の方なんですけれども、応募いただきましたので、今年度につきましては一応６名というような形で現在活動のほうさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

ＬＩＮＥについては、詳しく教えていただいて、ありがとうございました。そういった個別の閲覧数も分かるということなので、また教えていただければと思うんですが、最後、こういうＬＩＮＥの情報で本当によく見られているので、議会だよりもそのＬＩＮＥにお知らせいただけるのか、何かお知らせいただきたいなと私は思っているんですけれども、そのあたり、どうなのかお伺いいたします。

２点目のズームアッププロジェクトに関しては承知をいたしました。カメラの購入のほうのご検討というのも、カメラがなくてはいけないわけじゃなくて、例えばスマホでも撮影できて、編集できるという方法もあると思いますので、そういうのも含めて、今の特派員さんは必要がないかもしれないんですけれども、今後のこういったメンバーを増やしていくということでは、何かそういうことも必要なのかなと思いましたので、その辺も町のほうでご協力をいただければと思います。

最後に、男女共同参画についてですが、もちろん女性がいろんなものに参画するということには、男性のご協力が必要なので、男性のご意見というのも大事なんですが、女性の声というのが、もう少し発言しやすいような、すごく大事だなと思いますので、どういう、ちょっと堅いものになると女性はやっぱりなかなか参加しづらいということもあると思いますので、女性も参加しやすいような、やはり雰囲気づくりとか、意見を言う段階になっても、やはり男性の声が出てくると、女性のほうも言いづらいということもあるのかなと思います。そういうことがあるから、そもそも参加をしない、するという選択肢もなくなってしまうこともあるので、募集するときに、男女共同参画というこういうテーマなので、その辺の配慮も含めての募集をしたり、その実際の会議の中でもそういったご検討というのを、今後していただきたいなと思うんですが、その辺どのようにお考えか最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

議会だよりにつきまして、ＬＩＮＥでの掲載ということの再質問でございますが、ＬＩＮＥで今、

広報みやしろのほうを出たときに掲載させていただいていて、そこをタップすることによって町のホームページに飛んで、広報紙のほうに閲覧ができるようになるような形になるんですが、議会だよりのほうもホームページでということであれば、ＬＩＮＥのほうで流させていただいて、それをタップすることによってということで、物理的には可能であると思いますので、その辺は今後、議会事務局のほうと検討していきたいと考えております。

共有カメラにつきましては、引き続き検討のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

近隣の市町でも、同様の会議のほうを設置されておりまして、久喜市さんですとか、白岡市さんですとか、杉戸町さんのほうも設置されているんですけれども、傾向的にはどちらかというと、女性の委員さんのほうが多いというのが実情になっております。ただ、宮代町につきましても、以前は女性と半々ですとか、女性のほうが多いぐらいのときがあったのですけれども、ちょっと近年女性の委員さんのほうが少なくなっておりますので、そちらにつきましては、今度の会議の中でもちょっとお話はしたいかなと思っているんですけれども、可能な限り同じぐらいの人数ですとか、フィティー・フィフティーの感じができればと思っておりますので、今後検討をさせていただきたいと思っています。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井でございます。

決算書の64ページ、ここの３点質問してみます。

下のほうの13番、使用料及び賃借料で、土地借上料、あとは14番の工事請負費、下に分教場跡地フェンス設置工事費と……

〔「総務課じゃないよ」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　所管が違うから、ほかの質問を。

○委員（深井義秋君）　それでは、広聴広報費、55、56ページでございますが、こちらの56ページの広聴広報事業、これの需用費737万3,019円、これは消耗品と印刷製本費と書いてありますが、この印刷製本費というのは、業者に支払っていると思うんですが、これはどういう条件で支払いしているのかお伺いします。

印刷製本費ですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

55、56ページの広聴広報事業の需用費、印刷製法費の639万3,750円につきましては、広報紙、みやしろ広報の印刷広報費になります。条件といいますと、これは長期継続契約によりまして、埼玉新聞と単価契約ということで契約のほうをさせていただいております。詳しい内容をちょっと申し上げますと、単価契約ということで、広報紙が16ページのときに39.16円。これ１部ですね。広報紙が20ページのときは１部42.35円。広報紙が24ページのときは46.64円ということで、単価契約のほうをさせていただいて、これ金額が12か月分の広報紙の印刷費用となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　これはあくまでも埼玉新聞

のみでございますか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

おっしゃるとおり、埼玉新聞のみとの契約となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　新聞は埼玉新聞というけれども、皆さん一般の朝日とか読売とか毎日新聞とか、そういう形で取っている方が多いと思うんですが、埼玉新聞、私も取っていませんが、やはりこういう一般の大衆紙には載せることはできないんでしょうか。

委託しているのは埼玉新聞だけなんですか。それ以外は、委託はしていないんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

広報みやしろの印刷業務になりますので、埼玉新聞と令和元年に随意契約のほうをしまして、そちらの契約ということになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　３点ばかり質問してみます。

１つは人権平和推進事業でございます。

54ページ……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、ページ数を。

○委員（山下秋夫君）　54ページとなります。

この人権平和推進事業、どんな内容でやっていらっしゃるんでしょうか。それと、何名ぐらいこういう会議に出席していらっしゃるんでしょうか。負担金、補助及び交付金と書いてありますけれども、ここに何名ぐらい参加していらっしゃる、どんな内容でやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。一つ一つお願いします。

それと、あともう一つ、顧問弁護士、去年よりか半額以下になっていると思うんですけれども、これはどういう状況なんですか。去年は何か裁判か何かあったのですか。よく分からないですけれども。顧問弁護士ということで、それが半額以下になっているということは。ちょっと忘れてしまったので、説明をお願いします。

それと、次のページの56ページになります。

高齢者等タクシー助成事業ですか。これは違うんだっけ。

〔「企画財政」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　企画財政か、これ。

それと、もう一つです。

66ページになります。一番上になります。

男女共同参画社会推進事業ですか、ここで内容的には先ほどお聞きしたんですけれども、今回、保育所の定員がオーバーになったということで説明されていましたけれども、その辺のところで、これは若い人たちは多かったんでしょうか。それとも、これからはこういう子育て世代の人が多くなって、保育所が満杯になるような盛況ぶりなのでしょうか。その辺のところの内容をちょっともう少し詳しくお願いしたいなと思っております。ちょっと、その辺のところお願いします。

後はないですね。２点ばかりお願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３６分

再開　午前１１時３７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

決算書54ページの人権・平和推進事業の負担金の中にございます協議会の人数というか、参加人数ということでよろしいでしょうか。

初めに、埼葛郡市人権施策推進協議会の負担金ということで、こちらは埼葛郡市人権施策推進協議会というのがございまして、会長は久喜市長です。久喜市の梅田市長が会長でございます。

構成といたしましては、埼葛12市町ということで、そのほかに三郷市、杉戸町、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、あと宮代町、松伏町、蓮田市で構成されております。

年１回総会のほうを開いておりまして、４月もしくは５月頃に開かれておりまして、人事のほうですとか、その年度の事業などを決めている次第でございます。主な目的につきましては、人権問題解決のための研究、相互連携などを行っているものでございます。

続きまして、２段目の越谷人権擁護委員協議会負担金と、続いて、越谷人権擁護委員協議会杉戸部会というのがございます。

こちらにつきましては、人権擁護委員の活動をしておる協議会になります。大きなものといたしましては、まず、埼玉県に人権擁護協議会がございまして、本部局ごとに支局のほうがございまして、宮代町につきましては、越谷支局の中の部会に入っております。さらに細かくなりまして、杉戸部会ということで、杉戸町と宮代町で構成のほうをされております。

杉戸部会の内訳につきましては、人権擁護委員のほうが杉戸町は人口の関係がございますので、杉戸町は４名の人権擁護委員さん、宮代町は３名の人権擁護委員さんがいらっしゃいます。

上の段の越谷協議会につきましては、そのほかには越谷市ですとか、草加市、松伏町、吉川市、三郷市などが加わっているようなもので、約50名の委員さんがいらっしゃいます。こちらにつきましては、人権教室ですとか各市町での市民相談、町民相談ですとか、あと研修会などのほうを行っている組織になっておりまして、宮代町が所属しております杉戸部会につきましては、杉戸町のほうと事務局が２年置きに交代しておりまして、昨年度までは杉戸町のほうが事務局という形になっていたんですが、令和５年度、６年度につきましては、宮代町が今度事務局ということで担当のほうをさせていただいております。

あと、男女共同参画のほうの一時保育につきましては、令和３年度に比べまして令和４年度のほうが増えております。こちらにつきましては、コロナのほうの分類が、今年の５月から下がったような形なんですけれども、令和４年中にも一部緩和されているようなことがございまして、特に令和４年度につきましては、主な一時保育の利用についての内訳なんですが、学校適正化に関する説明会が教育委員会のほうで開かれておりますので、そちらのほうですとか、あと、保健センターのほうで行っております20代から40代の方を対象とした運動教室のスッキリ運動教室ですとか、みやしろ健康マイレージの参加者を対象といたしました運動と食のプログラムであります健脚チャレンジですかね、そちらのほうのイベントのほうがございましたので、それに伴う一時保育の利用者が増えているような形で、令和３年度に比べて令和４年度が増えたというか、どちらかというと通常のモードに戻ったのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、顧問弁護士の委託料が昨年から減額になった理由についてお答えいたします。

令和３年度の顧問弁護士委託料につきましては、この中に町のほうの行政課題の相談と、あと町民向けの法律相談の委託が含まれておりました。それが令和４年度からは、町民向けの法律相談については、直接埼玉弁護士会の方に来ていただいて、人権平和推進事業で謝金ということで、報償費のほうからお支払いをしております。そのため、令和４年度の顧問弁護士委託料については、町の行政相談のみの委託となっておりますことから、大幅な減額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４４分

再開　午前１１時４６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

山下委員、再質問をお願いします。

そこで、しっかりと質問をしてください。

○委員（山下秋夫君）　先ほど人権・平和推進事業の中の18負担金、補助金及び交付金、その中の上の３点は埼玉県人権共同、それと埼玉県人権擁護、それともう一つ、埼玉人権擁護委員協議会のことについては説明を受けました。残りの埼玉県防衛協会会費及び平和首長会議メンバーのやつについて説明を受けていないので、それも説明をお願いしますということで言っているんです、内容を。

先ほど言ったとおりに、66ページの男女共同参画社会推進事業の中身ですよね。その中で、保育所の問題が出てきているので、どういうふうになっているのかなというふうに、若い人が増えているのか、保育所何名預けて、どのくらい多くなってきているのか、それを教えていただきたいなと思っております。

以上です。

総務ですよね。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　答弁漏れがございまして、失礼いたしました。

そうしましたら、決算書、54ページの真ん中から下の辺りの負担金、補助及び交付金、埼玉県防衛協会の会費と平和首長会議メンバーシップの負担金ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、埼玉県防衛協会の事業の年会費ということになります。こちらにつきましては、町ということで、２万5,000円が金額となっております。ちなみに、市については４万5,000円、村については１万5,000円、あと団体ですとか個人での会費につきましては、１万5,000円となっております。こちらにつきましては、自衛官募集ですとか県民交流などの行事、入隊式ですとか自衛官駐屯地なんかにおける主管課長会議ですとか、事務担当者の会議、あと簡易組織の中でのイベントなどのものがなっております。

続きまして、平和首長会議メンバーシップ負担金でございます。こちらにつきましては、ちょっと今、手元にある数字が、令和４年９月１日現在なんですけれども、世界166か国の国と地域、都市としましては8,206都市が加入しております。日本国内につきましては、1,737自治体が加入しております。1,737ですね。宮代町につきまして

は、平成24年に加入のほうをしております。こちらにつきましては、平和首長会議ということで、広島市のほうで行っておりまして、年１回ご案内のほうがまいりまして、負担金のほうの支払いをしております。

それから、あと、先ほどの男女共同参画のほうで、保育の関係ということでご質問をいただいているんですけれども、そちらにつきましては、町の人権推進室のほうにつきましては、男女共同参画の推進ということで、市民参加条例のほうで、町の附属機関の会議ですとか、そういったものにつきましては、一時保育を設けるということの規定がございますので、一時保育のほうにつきましては、人権推進室のほうで担当させていただいております。

ただ、町内の保育人数の増加ですとか、そういった関係につきましては、子育て支援課のほうが所管となりますので、こちらのほうではご答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

じゃ、ちょっと人権平和推進事業のことで何点か伺いたいと思います。

最初に３点ほど細かく言いました。

埼葛の問題とか、越谷人権、これのことについては、いろいろとあろうかと思いますけれども、中身としては人権問題だと思うんですけれども、これは具体的に宮代町で人権問題でどういう内容で起きているのか、あったことはあるのか、ないのか、それのところもお聞きしたいなと思っております。

それと、先ほど言いました埼玉防衛協会ですか、会費納めているんですけれども、これでは宮代町では、自衛隊の募集をどのように進めているのか、具体的に。この中の内容で。実質的やっているのか、帳簿を渡しているのか、その辺のところがお聞きしたいなと思っております。具体的にどのように協力しているのか。住所とか名前とか年齢とか、いろいろありますよね。どこまで協力して自衛隊にそういう名簿を渡しているのか、分かればその辺のところをお願いしたいなと思っております。

あと、平和首長会議なんですけれども、世界の1,737ですか、自治体。全員が参加しているんでしょうか。全部の自治体が。ちょっと分からないんだけれども、ただそういう自治体があって、その中で宮代町は平成24年に加盟しましたよということを言っているんですけれども、今現在では、この平和何とかというところに何自治体が参加しているのか。全部参加しているんでしょうか。その辺のところもちょっと詳しく分かればお願いしたいなと思っております。

それと、答えられないと言いましたけれども、これは企画のほうだということで、人数とかそういうのが言いましたけれども、男女参画共同セミナーですか、そこなんですけれども、これは保育所、今回は30万円ほどアップしたということで言っているんですけれども、これは若い人が増えているのかどうか。どういう人たちが保育所を預けてやっているので、やっぱり若い人が増えているんでしょうね。保育所が満杯になってしまったということになると、予想外に。若い人が何人ぐらい参加していたのか、全体として。よく分からないんだけれども、その辺のところをお願いしたいなと思っているんですけれども、具体的なことで。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　山下委員のご質問にお答えいたします。

宮代町における人権問題ということで、具体的にあったのかというご質問かと思うんですけれども、宮代町、人権問題については、人権推進室、あと人権教育などについては教育推進課のほうの生涯学習室のほうで担当しております。

具体的にあったかということにつきましては、昨年度につきましては、具体的な事例というのは特にこちらに入っていないんですけれども、そういったことがないようにということで、啓発ですとか教育のほうを行っているところでございます。

主な人権課題などにつきましては、男女共同参画、男女の問題ありますし、高齢者、障がい者、同和問題、あと近年ですとＬＧＢＴなどについてが主な課題として取り組んでいるところでございます。

あと、防衛協会のほうのこちら募集の関係なんですけれども、具体的な活動といたしましては、町の広報紙のほうに、定期的に自衛官募集についての記事を掲載させていただいております。こちらにつきましては、防衛庁のほうから、その時期その時期に合いました自衛官募集のほうの依頼がまいりますので、それに基づきまして広報紙の紙面が許す限り掲載をさせていただいているところでございます。

あと、平和首長会議につきましては、先ほど持っている数字がちょっと古いもので大変申し訳なかったんですけれども、全ての自治体がというわけではないかと思います。

こちらにつきましては、もちろん予算のほうもございますし、そこの首長さんの判断、議会の判断というのもあるかと思いますので、そちらによって加入するしないというのはあるかと思います。

あと、一時保育につきましては、先ほど申し上げたとおり、コロナのほうが明けて改善してきた関係で、各教育委員会のほうの学校適正化についての説明会ですとか、保健センターのほうの健康に関するイベントなどによって増えてきたというのが実情でございます。件数といたしましては、成果書のほうにも掲載させていただいておりますとおり21件、令和３年が７件でしたので、14件ほど増えている次第でございます。利用人数につきましても、延べのちょっと人数しか分からないのであれなんですが、82人ということで、約倍増している次第でございます。

一時保育につきましては、若い方がといいますか、保育という形ですので、もちろん預ける保護者の方というのは若い世代というのが多いですけれども、それだけ学校ですとか、健康に関する会議ですとか、教室などへの関心が高まっているというようなところが原因だと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　じゃ、１点だけ。

選挙費は総務費でいいんかな。選挙費についてちょっと聞きたいと思います。

この間、県議選がありました。投票率が悪かった。こう私は心配しているわけです。

どこの選挙費の中で、相当金額が不用額があります。これは投票率に関係なく不用額は出ていると思いますわね。私、心配するのは、ページは86ページからなんですけれども、予算書の。

町議選が間もなく宮代町もあります。日程も決まってきたようです。それが終わると町長選があります。この不用額がこれだけあって、投票率が悪いというのは、どうも私は腑に落ちないんですけれども、やはり投票率は上げるにはどうしたらいいのか、これはもう役場職員の基本だと思うん

ですよね。選挙管理委員会との関係もあるかもしれませんけれども。なぜ投票率が上がらなくて不用額がこんなに多いのか。それを聞かせてもらいたいと思うんです。決算上の問題ですから、金額のことをまず聞きたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、今いただきました質疑についてお答えいたします。

たしかに選挙については不用額が多いというご指摘はごもっともなんですけれども、選挙の予算をまず組む際には、やっぱり想定される立候補の人数、数を想定して、例えばポスター掲示場ですとか、あと、選挙公報ですとか、そういったのを作成するに当たって不足がないように、ある程度想定される人数に何人か立候補が追加であってもいいような形で全て予算を組ませていただいておりますので、ですのでそういう不測の事態に対応できるように、ある程度委託料ですとかそういったものを組んでいるという面がありますので、その結果としまして、例えば５人立候補を想定したところ、３人しか例えば出なければ、例えばポスター掲示場とかそういった業務委託については、不用額が出てしまうのはちょっと避けられないという面がございます。

ご指摘いただきましたとおり、冬には町議会議員の選挙がございます。ご指摘のとおり、県議会議員選挙、知事選挙とも残念ながら投票率は決して高いとは言えない状況でございます。

言われておりますのは、18歳から今投票ができまして、18歳の投票率というのは高校３年生が中心で、割と関心が高くて投票率は高い傾向にあります。それが19歳になりますと下がりまして、そこから20代前半まで下降してしまいまして、20代は低い。30代、40代、50代、60代と年齢が上がっていくうちに投票率が上がるという傾向がございまして、これは宮代町に限らず全国的な傾向でございます。

今課題となっているのは、20代、30代のいわゆる若年層と言われる投票率の低下ですので、今、短期的というか長期的な視点にはなってしまうんですけれども、親子で投票に行くというのがひとつ今課題として取り組んでおりまして、と言いますのも、若い世代にアンケートなんかを取りますと、子供の頃、親と一緒に投票所に行って、親の投票している姿を見ているという子供の投票率は高いという傾向がこれもございますので、ですので、県の選挙管理委員会につきましても、親子で投票に行こうということで、そういうキャッチフレーズでの啓発というのを続けてきております。

今後の冬の選挙につきましては、投票率が低くならないように、選挙管理委員会といたしましては、若い世代については先ほどから出ているとおり、ＬＩＮＥ等のＳＮＳの登録者というのは若い世代に多いので、そういったところで情報発信というのをさせていただくとともに、あと、取組としましては、選挙広報とか新聞の折り込み世帯なども今少なくなってきておりますので、そういった方々に対しても、希望される方については今お電話等いただいて登録をしていただくと、新聞購読をしていない世帯にも広報ができ次第、郵送させていただく取組というのも始めておりますので、そういった啓発をさせていただくとともに、あと、今後の町のイベントとかそういった機会を捉えて、冬の選挙についてもお知らせはしていきたいというふうな取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　であっても、投票率は悪いよね、23%だっけ。これ、決して高いとは言えないよね。戦後最低だって言われているんだよ。それは宮代だけじゃないけれども、投票数には関係ないと思っている。

私はこの不用額がこれだけ出たんだから、もう少し宣伝活動をしっかりやるべきだというふうに私は思っていたわけ。ところが、それ以上のことは言いませんけれども、投票率は悪いよね。それを何とか引き上げないと、何のための選挙かというふうに言われますので。

そこまで今説明されたんだから、人口構図というのがあるよね。投票率構図というのを後で出してもらいたい。年齢層によって何%というのがあるよね。それ、宮代町はどうなっているのか、教えてもらいたい。それは要望になるかもしれませんけれども、ぜひこの議会中に教えてもらいたい。

最後は要望じゃないけれども、年齢別の投票構図というのを教えてくださいということを言ったわけ。そしたら、頭だけは避けているけれども、声は出ていないんだけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

年齢別の投票率については、大変申し訳ありませんが、特定の投票所、いわゆる電子の受付をやっているところですと容易に集計ができますので、そういったモデルの投票所でしたら、年齢別の投票率が出せますので、それについては後日、お渡しをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　そのことを教えてもらって、それに基づいていかに投票率を上げるかというのを十分研究してもらいたい、このことをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。簡単です。

説明書の７ページなんですけれども、これは聞くだけなんですが、人件費のところの主な増減理由で、会計年度任用職員報酬の増とありますが、予算よりも一応少なく、決算額は予算立てたよりも少なくはなっているのは分かります。一応知りたいのは、人件費で一般職員にかかる給与費の増で、それも分かるんですが、会計年度任用職員はこれだけかかった、一般職員はどれか、幾らというのを教えてください。

それからあと、決算書の54ページです。52から54の図書追録整備事業の12の委託料ですが、個人情報保護制度例規整備支援業務委託料というのは、これは令和３年も入っていたんですが、これはもうずっと続けて入っていくものなのか、お伺いします。

それから、56ページ、情報公開推進事業は総務で大丈夫ですか。これが流用は予備費に充用されていますが、この理由というか開催のその辺詳しくお願いします。

それから、66ページ、男女共同参画社会推進事業の扶助費です。これは何件というか、初めて上がったのかなと思いますが、この経緯というか、扶助費からどうなっていくのか、そこをお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　それでは、人件費の理由につきまして、お答えを申し上げます。

説明書の６ページ、７ページに記載しております人件費、職員給、こちらは地方財政状況調査、いわゆる決算統計のルールに基づいた人件費となっておりますので、私のほうで集計しております、いわゆる職員の人件費の総額で申し上げたいと思います。

令和３年度から申し上げますと、令和３年度の正規職員、一般職員の人件費が17億79万7,000円、これはちょっと端数調整しておりますので、17億79万7,000円。令和４年度の一般職の人件費の決算額は、17億4,570万。ですので、約4,570万ほど増加しております。

次に、会計年度の報酬でございますけれども、令和３年度の決算額が２億6,797万7,000円、令和４年度の決算額が３億649万8,000円となっております。いずれも一般職員、会計年度職員ともに増加しておりますが、一般職につきましては、職員の数というのが説明書の職員のところでも記載させておりますとおり、７名増加しているというところと、昨年度給与改定がございまして、勤勉手当の引上げ等が行われておりますので、そういった理由によりまして増加しております。

会計年度につきましても、会計年度任用職員の採用している人数が増加しておりますので、それによっての人件費の増加となっております。

２点目の決算書54ページの上段の個人情報保護制度例規整備支援業務委託料でございます。こちらは令和５年４月１日に施行されました改正個人情報保護法に対応するための支援業務ということで、主に例規整備ですとかそういった支援をいただいておりまして、これは３年度、４年度の２か年度にまたがって業務委託でございまして、こちらは令和４年度で完結しておりますので、５年度については発生していないという状況でございます。

続きまして、56ページの情報公開・個人情報保護、情報公開推進事業のうち、予備費を充当して開催しました情報公開・個人情報保護審査会についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、例年情報公開制度を運営していく上で、例えば情報公開請求なり、個人情報の開示請求があった場合に、その申請に対しての決定、開示、不開示、部分開示等を行った際のいわゆる不服申立て、いわゆる審査請求と呼ばれるもの、これがあった際に開催するのが審査会でございまして、これまで宮代町はあまり審査会等を開催してこなかったんですけれども、昨年は個人情報の開示決定に不服申立てがございましたので、それに当たって審査会を開催するに当たって、当初計上していた報酬の額では足りなかったということで、予備費を充当して開催をしたということでございます。

なお、会議の開催については、５回開催をしております。そのため予備費で対応したということになります。

私からは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

男女共同参画社会推進事業、決算書66ページ中段の扶助費についてのご質問についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、表示のとおり、配偶者等からの暴力等による被害者への緊急避難措置費ということで、令和４年度につきましては、9,000円のほうを支出させていただいております。

こちらについては、例年８万4,000円ほど予算措置のほうさせていただいておりまして、今まで支出がなかったというような形なんですけれども、令和４年度につきましては、具体的にはＤＶ被害がございまして、町のほうに相談をいただきました。緊急に避難する事例であるということを判断いたしまして、施設のほうへの移動を試みたんですが、相談にお見えになったのがお昼過ぎぐらいになっていまして、そこからいろいろお話を伺って移動ということで、そうしますとなかなか施設のほうの空きの状況ですとか準備のほうが整わないということがございましたので、こちらにつきましては、ホテルのほうに入っていただいて、一泊過ごしていただいて、翌日そちらのほうに移動していただいたということでございます。

その該当の方が本当に着のみ着のまま出てこられたということで、所持金のほうも十分ございませんでしたので、宿泊施設での緊急措置ということで支出させていただいているような形でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

先ほど私、人件費のところでご答弁申し上げました。先ほど申し上げました数字が、大変失礼しました、こちら、全会計を含めた数字のほうで申し上げてしまいましたので、ご質問は６ページということで、一般会計だったんですけれども、私が申し上げた数字は全会計を含めた数字ということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

ＤＶのほうは町が窓口になったということで、ありがとうございます。

個人情報公開の不服のほうが５回行われたということは、５回不服申立てがあったという意味なのか、お願いします。

それから、人件費のほうは会計年度報酬とか言われたんですが、ああいう退職金だとか全て入った金額ですよねという確認です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は１時20分といたします。

休憩　午後　０時２１分

再開　午後　１時１９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き総務課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、先ほどご質疑いただきました、決算書56ページの情報公開推進事業の情報公開・個人情報保護審査会の件についてお答えいたします。

審査請求、いわゆる不服申立ては１件でございまして、その１件を審査するに当たって、５回の会議を開催したということになります。こういった審査会については、処分をした側の意見を聞く機会、また、処分を受けた側が意見を聞く機会、実際にその資料を確認する機会、あとは審査会として方向性を出す機会ということで、やはり複数回の会議の開催というのが必要になりますので、令和４年度は５回、会議を開催したということでございます。

続きまして、２点目の会計年度の人件費の話ですけれども、私、報酬というふうに申し上げてしまいましたが、先ほど申し上げた会計年度任用職員の人件費については、その報酬と、あとは雇用に必要な社会保険料ですとか退職手当の関係ですとか、そういったものを全て含めた金額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。４点お願いします。

１点目は、ページ、57、58の10の需用費です。このカプセルトイについてなんですが、前聞いたかもしれないですけれども、１個大体幾らぐらいで作れているということになるのか。それで今販売もしていらっしゃいますけれども、楽しみながら、もうけがあるのか、それとも町を知ってもらうためのものでもうけを考えないのか、その辺をお願いいたします。

２点目は、男女共同参画、65ページ、66ページの19節扶助費なんですが、私もこれ気になっていて、さっき答弁いただいたんですが、この金額は子供連れなのか、単身なのか、お聞きします。

それで、次の括弧の推進委員なんですけれども、男女共同参画の推進委員なんですが、先ほどの答弁で、男性３人、女性１人ということだったんですけれども、男女共同参画推進会議って結構自由にものが話せる会議だったと思うんですね、もともと。それで、男性のほうがすごく多くなってしまったということで、今は企画を中心にやってくださっているんですが、自由な発言とか、何となく女性がどんどん減ってしまった理由って何かあるのか。ここはしっかりと、女性、男性、同じようにいたほうがいいし、男性がなかなか以前入らなくて大変だったのが、増えたはいいんだけれども、そのあたり発言しづらくなっちゃった、出席しづらくなった原因がもしあるようだったら、改善をお願いしたいので、その辺お願いいたします。

それから、65、66の先ほど出ていました一時保育の委託料なんですが、さっき説明あったんですが、ほかの課の行事とかに係る一時保育も全部男女共同参画推進事業のものになると、どんどん子供を預かる、当たり前のように一時保育できて講座が開かれたりしていくと、いかにも男女共同参画がどんどん金額が増えていくと、すごく男女共同参画が一生懸命やっているようになってしまうんですが、この辺の予算措置というのは各課で取ったものに必ず子育て支援というか、一時保育が入っているという考え方、それで別の項目に持っていかないと、男女共同参画、一生懸命やっている。でも、イコールほかの行事の子育て支援の一時預かりだよということとちょっと違ってくるので、そのあたり、お考えをお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当主幹の髙澤です。

缶バッジについてご質問いただきまして、ご回答のほうを差し上げたいと思います。

缶バッジに関しましては、まず、缶バッジの材料とそれを包むカプセル、缶バッジ、手作りで職員作っていますので、缶バッジを作る缶バッジ専用の機械、これが大体９万円ぐらいします。缶バッジの機械というのはずっと使えるものなので、仮にこれを耐久年数を大体５年ぐらい、これは根拠ないんですが、５年ぐらい使えると考えまして、あと、消耗品の先ほど申し上げた材料、こういうものを１個ずつの原価を考えますと、１個当たり

大体63円から64円ぐらいかかることになります。これ、１個100円で今有償で出させていただいていますので、単純には36円ぐらいもうけ、利益になるんですが、そもそも町のＰＲということで、かかったお金は雑入として入れさせていただいていますが、そこはもうけというか利益という考えはあまりなく、あくまでも町のＰＲという考えでやらせていただいております。

私からは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。順次、ご質問についてお答えいたします。

初めに、決算書66ページ、男女共同参画推進事業の扶助費でございます。先ほど前段の議員の方からのご質問の際もお答えしたんですが、今回この事例につきましては、女性の方お一人が対象でございました。あまり細かく言ってしまうと個人が特定されてしまうので、その辺は控えさせていただきますが、避難先と申しますか、そちらのほうを用意しなければならないということで、ホテルのほうの手配をさせていただいたものでございます。もちろん間に合えば、施設のほうへの収容というのが原則なんですけれども、このケースについてはどうしても間に合わないということで、ホテルのほうに１泊していただいた次第でございます。

仮に、ケースによってお子さんなどがいらっしゃる場合は、一緒に入っていただくケースもあるかと思うんですが、今回のケースにつきましては、そういった理由でございます。

続きまして、男女共同参画推進委員のほうの内訳ということで、昨年度で言いますと、女性の方お一人と男性３人ということで、自由にものが言える会議ということで、特に会議のときも自由意見といいますか、特に決めたい項目自体をあらかじめ決めておくんですけれども、それについての意見というのも、どちらかというと挙手して答えるとかそういったわけじゃなくて、どちらかというと人数も少ないですので、和気あいあいという形でやるようにはしております。

ただ、私が以前担当していたときも、そのときは３人、男性１人、女性２人だったかと思うんですけれども、やはり委員になっていただく方がなかなかいらっしゃらなくて、この男女の会議については、平日の夜７時開始を原則としておりまして、セミナーについては土日の昼間というような形を取っております。ただ、委員の例えば構成によって、逆に昼間に持っていったりとか、曜日を考えたりとかというのは今後考えていきたいかなとは思っているんですが、なかなか本当に成り手というか、なっていただける方が10名以下ということで規定はなっているんですけれども、なかなかその人数集まらないというのが現状でございまして、セミナーですとかそういった際に、参加していただいた方への声がけですとか、ほかの委員されている方にもしなっていただけるような方がいらっしゃれば、こちらのほうにもという形でお声がけさせていただいているような状態が続いているようでございますので、何とか先ほど申し上げましたが、同人数、例えば４人であれば２人、２人ですとか、６人であれば３人、３人ぐらいになるのがベストかと思っておりますので、そちらのほうは今後も事務局のほうで増えるように努力させていただきたいと考えております。

あと、一時保育の予算措置についてなんですけれども、こちら、コロナのほうが収束してきましたので、各課のほうの附属機関のほうの会議ですとか、去年はございませんでしたが、例えばワー

クショップですとか、そういったものが増えれば、一時保育のほう増えてくるかと思います。

例えば来年、６年度のほうの予算措置につきましても、人権推進室のほうで学校のほうに紹介を出させていただいて、予定ですね、６年度の事業予定ということで、一時保育のほうを考えられるケースはどのくらいあるかということで紹介させていただいて、予算措置のほうは考えていきたいと思っているんですけれども、上がってきた事業が全て一時保育、お申込みがあるかどうかというのは分かりませんので、実際どのぐらいの、見込みでもちろん数字つくりますので、決算額、予算額と決算額というのは差が出てくるかと思うんですが、逆に思いのほか出てしまうということもあるかと思いますので、こちらにつきましては、もし予想を超えて出てきてしまった場合については、財政部門のほうと相談をさせていただいて、補正になるのか、予備費対応になるのか分からないんですけれども、そちらのほうで対応させていただきたいと思います。

あと、こちらについては、人権推進室のほうで男女共同参画の所管ということで事務のほうさせていただいております。委託している業者のほうがなかなか数が多くないということで、なかなか選定するのも多くありませんので。また、近隣につきましても、なかなか無料で一時保育やっているところというのもあまりございませんので、どちらかというと宮代町、得意な例という形になりますので、できるだけこちらが続けられるような形で事務のほうは行ってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。ありがとうございます。

缶バッジのほうは私もちょうどアンケートを確定いただけるというときに、いただきたいと思ってはいるんですけれども、アピールで職員さんが考えて、職員さんの手によるものを、手間もかかると思うんですが、普及ということで、何かお子さんたちも楽しそうにしているので、ちょっと大変なんですけれども、柄を増やすとか、やっぱり人気のものはなくなっちゃっているんですよ。その辺ちょっと考えていただきたいなと思います。それは可能なのか、お聞きします。

それと、男女共同参画なんですけれども、この予算措置で、今、8,400円で今回それを超えたわけなんですが、今、ホテルが宿泊費も上がっていますよね、またどんどん、今のところ。そういうことを考えて、２年か３年前にできたものだと思うんですけれども、今まで使わなくてよかったとは思うんですが、こういう措置があったから対応できたということはあります。それで、増えていく可能性もあるし、ホテルもちょっと上がっているので、予算措置とかやっぱりそういうことも考慮して、子供を連れている人もやっぱり助けを求めにくるので、そのあたり考えていったほうがいいかなとは思うんですが、そのあたりの答弁をお願いいたします。

あと、男女共同参画推進委員なんですが、私が関わったのはもうちょうど30年前に、女性政策の時代に関わったんですけれども、私、女性政策の会議だったら参加しなかったんです。そこにサブタイトルがあって、私はその言葉に引かれて、入ってもできるかなと、敷居が男女共同参画とかすごく高いんですよね、敷居が。でも私はその言葉でまさか女性政策だって知らないで実は入ったんですけれども、そういうふうに何かちょっと考えていかれたほうが、ほかのまた審議会とは違うし、

やっぱり町民の声聞くには男女両方入っていただくのが一番なので、そのあたりちょっとサブタイトルつけるとか、何かそういう柔らかい感じのものをつくっていったほうがいいんじゃないかなと、私の自分の経験上は思うんですが、そのあたり、もうちょっと工夫されることができると思います。

あと、一時保育なんですけれども、今お聞きしました、無料でやっていただいているというのはすごくありがたいことで、いろんな講座とかイベントに出席できるということなんですが、ある程度このままの趣旨でいいんですけれども、先ほど質問した内容と重なるんですが、講座とかイベントに参加するのにちっちゃい子がいたら預けて参加できますというスタイル、この町は町民生活のイベントでも、環境資源のイベントでも、総務課のイベントでも、人権推進室のイベントでも、そこに必ず子育て支援の保育のお金が入っているというのは、組立てができないかということでちょっとお聞きしたんですけれども、そのあたりもう一回お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書広報担当、主幹の髙澤です。

缶バッジにつきまして、お答えいたします。

現在の缶バッジは主に10種類ということで、有償のほうで販売のほうさせていただいています。これも２月からなので、もう１年もまだたたないですけれども、七、八か月もうたって、皆さん結構浸透してきていますので、そろそろ第２弾ということで、今、10月から11月ぐらいの予定で第２弾ということで、また10種類から11種類ぐらいのデザインで出させていただければということで、検討のほうさせていただいておりまして、ほぼほぼ間違いなくそのぐらいの時期には第２弾で出させていただきます。もちろん今後、第３弾、第４弾と、意外に探してみると宮代町、いろいろな素材というか、デザインとして使えるものが多くありますので、そういうものは知恵を絞って作っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室町の野口でございます。

先ほどの扶助費の内訳ということで、9,000円という形で決算額のほう、宿泊費ということで、決算額ということで。

８万4,000円の予算額というか、当初予算の金額の内訳なんですけれども、積算といたしましては、仮に金曜日の夕方に避難されてきて、土日を挟んで月曜日に施設のほうに入所するというような形で、一応３泊４日で母子１組が来た場合ということで、積算のほうはさせていただいています。宿泊費ということで４万2,000円、食事代、そちらで２万5,200円、生活必需品、下着ですとか洗面用具ですとかということで、１万6,800円でおおむね８万4,000円というような形で積算させていただいております。ただ、近年、宿泊費のほうの、生活必需品もそうなんですけれども、金額のほうが上がっているという現状もございますので、こちらにつきましては、今後、また予算措置の段階で、こちらのほうで検討させていただいて、若干少し上げていく方向で臨んでまいりたいと考えております。

続きまして、推進会議のほうなんですけれども、どうしても名称自体も男女共同参画ということで、以前、担当者会議、男女共同参画の会議に出たときも、どうしてもこの会議の名前で堅苦しいですよねというような形で、講師の方がおっしゃって

いたことはございます。ただ、行政がどうしても行うものですので、ある程度の堅苦しさもなければいけないとは思うんですが、会議のときでも、例えばセミナーにしてもできるだけ、先ほど委員さんのほうは敷居を低めにということをおっしゃっていらっしゃいましたが、あまり肩に力が入るようなやつですと、余計なかなか入っていただくものも難しいかと思いますので、その辺につきましては、担当課といたしまして工夫をして、できるだけ多い方にご参加いただいて、会議のほうを進めさせていただきたいと考えております。

あと一時保育につきましては、例年、年度当初に人権推進室のほうから各課のほうに、会議の際の一時保育の利用についてということで、メール配信のほうをさせていただいています。

原則、各課の附属機関の会議ですとか、催しの際は、一時保育のほうをつけていただくんですけれども、参加募集というか、その段階ですとなかなか分からないということで、実際締め切った段階で一時保育があるかないかというのが出てきますので、なかなか締切りぎりぎりというふうになってしまうと難しい面もあるんですが、契約のほうですとか、実際支払いの関係については、人権推進室のほうで今一括してさせていただいております。

一時保育の場合、どうしても会議の場所と別に保育の場所、庁舎内であれば子育てひろばとか利用できるんですけれども、例えば図書館ですとか、進修館の場合も子育てひろば利用できるかと思うんですけれども、開催場所によって一時保育の場所のほうの確保が必要になります。

あと参加していただける保育の対象のお子さんの年齢にもよって、保育士の人数のほうも変わってきますので、なかなかちょっと読めない部分があるんですけれども、予算措置などの契約について、人権推進室のほうで今後とも担当のほうはするような形になるかと思うんですが、各課の利用の仕方、そちらにつきましては、今後、議論させていただいて、翌年度以降のちょっと使い方ですとか、今後の拡大については話していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

缶バッジのほうは、また違うものが出れば、春だと私も新しいものが当たって、桜なんですけれども、また違うものがあると、また買おうかなという気にもなると思うので、お願いします。

それで、男女共同参画のほうはやっていただいているので大丈夫です。

それで、最後のやっぱりこれ町の考え方なんですけれども、さっきから何度も申し上げているんですけれども、その一時保育の金額を男女共同参画ではなく、各課のそのイベントだったり、講演だったりのものに必ずつけていくという考え方を町としてしっかりつけてほしいというところで、そこだけもう一回質問をするので、多分室長だと答えづらいかもしれません。課長か町長でお願いしたいと思います。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁願います。

課長。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。

一時保育の業務委託ということで、やはり町が行っている各種様々なイベント全てで一応利用できるようにさせていただいていますので、ちょっと各それぞれのイベントごとに予算づけというのは難しいかなというところと、あと委託している保育の業者さんとの関係とかもありますので、ちょっと今の形で続けさせていただきたいなという

ふうに考えております。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

細かく言うと13点について伺います。

まず、１点目は、２款の総務費のうちの総務課所管分ですので、所管分といってもまず１点目、職員数については、総務課のほうでご答弁いただきたいと思います。

職員数はどのようになっているのか、令和４年度ですね。

それから、２点目なんですが、会計年度任用職員、これは47、48ページの一般管理人件費の関係でございますけれども、給与については総務課で予算措置しています。各課からの要望に応じて配分しているということなんですけれども、会計年度任用職員については、各課それぞれどのようになっているのかお尋ねをいたします。

それから、３点目なんですが、会計年度任用職員の身分、これはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、第２節の給料の関係なんですけれども、給与改定によって若年層の給料の引上げがありました。そのほか人事異動による前年比の増ということで958万円なっていますが、実際どのようになっての前年度比の増額なのか、その点についてお尋ねをいたします。

続きまして、51ページ、52ページの総務管理事業の職員のメンタルヘルス委託料の関係でございますが、今、職員の状況についてはどのようになっているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、６点目ですが、職員採用試験はどのようになっていますでしょうか。その点についてもお尋ねいたします。

それから、12節の委託料の関係で、定年延長制度導入に係る支援業務委託ということで整理されましたが、現在、職員、課長職であった職員等々どのように配置されているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、51ページ、52ページの職員研修事業で、成果書では78ページに記載されておりますけれども、内部研修に町独自の研修とありますけれども、新規採用職員のみの研修だと思うんですけれども、この町独自の研修というのは、一体どういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、９点目、53ページ、54ページの人権・平和推進事業でございます。ここでは特に平和推進事業なんですけれども、平和の尊さを次世代に伝えるための平和記念事業というふうにあります。成果書でも広島・長崎原爆写真展を開催されております。

この点で提案なんですけれども、ほかの自治体では首長なんかも広島・長崎への世界大会に参加したりしています。町長はそういう広島・長崎どちらでも結構なんですけれども、行ったことがありますか。行ったことがあればいいんですが、あえて提案しないんですけれども、もし行ってないようであれば、ぜひ行っていただきたいと同時に、子供たちにも全員というわけにはいきませんけれども、こういう広島・長崎への原爆投下されたところへの世界大会に参加していただければなというふうに思いますが、その点についてはどのように考えておりますでしょうか。

それから、10点目なんですが、先ほど前段で山下委員も質問しておりましたが、自衛官募集については承知しているんですけれども、町の情報提供の状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

11点目、55、56ページの広聴広報費でありますけれども、広報「みやしろ」ですが、私はいつも

言っているんですが、内容はよくなっていると思います。しかし、町民の声の中には、やはりタブロイド判になって大き過ぎると、どうしても見たいときにしまう場所、大きくて、それがとてもネックになっているという話も聞くんですが、それはそうだと思うんですけれども、その辺の声をどういうふうに生かしていけばいいのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、次のページの秘書事務事業57、58ページに係る問題だと思うんですけれども、成果書では79ページ、町長への手紙38件とあります。この主な内容で結構ですが、お知らせいただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、決算書65、66ページの男女共同参画社会推進事業、この中で、啓発事業とか、講師への謝金等々あります。宮代では何が課題なのかということでお尋ねしたいと思います。

やはり決算ですので、次年度、新年度予算にやはり生かしていただくために質問しましたが、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　それでは、いただいたご質疑のうち人件費のほうについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず１点目の職員数ですけれども、こちら説明書のそれぞれの会計の冒頭に職員数をまず掲載しておりまして、町全体としましては７人の職員が今回増加しております。そちらの一般会計がちょうど７人増えておりますので、一般会計以外の職員数というものの変化はございません。一般会計のほうで７人が増えているというような状況でございます。

続きまして、２点目の会計年度任用職員の各課への配置ということなんですけれども、こちら申し訳ございません、総数、令和４年度中に任用した職員数は、ちょっと今日持ってきておりませんので、この場でちょっとお答えはできるんですけれども、ちょっと内訳まではすみません、こちら資料ないので、ここでお答えすることができません。

任用した数ですけれども、令和４年度中に採用した会計年度任用職員数が220人おります。そのうちフルタイム、こちらは正規職員と同じ勤務条件で働く職員が17人、パートタイム、こちらはそれぞれの勤務条件、時間数がそれぞればらばらになりますけれども、パートタイムの職員が203人ということになっております。

３点目の会計年度任用職員の身分についてはどうかというご質疑でございますが、こちらは基本的には我々の一般職の職員と変わらない身分を保有しておりまして、それぞれ地方公務員法ですとか、町の条例等の規定を受けます。ですので、１週間に一定時間以上勤務すれば通常の社会保険等の適用のほか、期末手当等の対象にもなってきます。

４点目の給料改定と人事異動によってどう増えたかということでございますけれども、こちら先ほど全体での人件費の合計については、ちょっとお答えしましたが、ちょっと内訳としましてちょっとお答えをさせていただきますと、給与改定については、勤勉手当の成績率の引上げによりまして、令和４年度のこちら12月補正で補正の計上をさせていただいた額になりますけれども、約784万6,000円、これが勤勉手当の改定に伴うものでございまして、その他、ここでいう人事異動ということになりますけれども、こちらは人事異動及び、この人事異動には退職した職員と新しく入っ

てきた職員の差異によっての増減というものが含まれます。そちらで増加した給料、こちら給料しか、すみません、ちょっと今持ち合わせていないんですが、給料が1,616万3,000円、こちらが先ほど申し上げたとおり、一般会計、特別会計及び企業会計を含めた額でございます。

続きまして、５点目の総務管理事業のメンタルヘルスの質疑でございますけれども、職員の状況ということなんですが、こちら令和４年度中に、いわゆる病休となった職員がまず３人いらっしゃいます。

続きまして、すみません、採用試験と研修については、この後主幹のほうから答弁をさせます。

私のほうからは、委託料の中の定年延長制度の質疑についてお答えいたします。

課長職はどうかということになっておりますけれども、実際、定年延長は今年度からスタートしておりますので、今年の定年年齢が61歳となっておりますので、いわゆる今年度末での定年となる職員はいないということになります。ですが、役職については、今年度末で60歳を迎える課長級職員は、役職定年ということで役職を降りることになりますので、その職員が人数が３人ということになります。

私のほうは以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

私のほうから、採用試験と研修事業についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、採用試験をどのように実施しているかということでご質問いただいたかと思いますが、こちらについては、毎年度７月に採用試験のほうの案内を広報に掲載いたしまして、７月末をもって基本的には締切りのほうをさせていただいているところでございます。

採用試験自体は９月の中旬の日曜日に実施のほうをさせていただいておりまして、こちらにつきましては、問題につきましては、町村会のほうでご用意いただいておりまして、町村会のほうの負担で採用試験の問題を提供いただいているというところで、こちらの決算書等にはそちらの金額は計上されていないところでございます。

ただ、適性検査につきましては、こちら町の負担という形になりまして、そちらのほうを町のほうから支出させていただいているところでございます。

続きまして、研修事業でございますが、町内部研修ということでございますが、こちらにつきましては、成果書の78ページのほうに記載させていただいているところでございます。

78ページの上段で、内部研修というところで、町独自の研修として、階層別研修等を実施しましたということで、令和４年度につきましては、新規採用職員研修前期、後期を実施するとともに、新規採用職員の育成塾、それからもう１点、新規採用ではなくて、人事評価の評価者研修についても内部研修ということで実施させていただきました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　人権・平和についてお答え申し上げます。

長崎と広島のほうの平和公園ですとか、原爆の資料館には、個人的には行ったことがあるんですけれども、残念ながら平和の祈念の式典には参加したことがございません。機会があればぜひ参加してみたいとは思っておりますけれども。

また、子供たちを連れてということ、中学生になろうかと思いますけれども、実は近隣では幸手市が行っております。幸手市長からは、子供たちが一緒に行って、その式典に参加することで、平和に対する気持ちは随分役に立っているようだよということはお伺いしたことがございますので、実際実現すれば、費用対効果は非常に高いものなんだろうなというふうに思っていますけれども、残念ながら宮代町、今までその企画をしたことございませんので、せっかくご提案いただきましたので、教育委員会側がどのように考えるのか、また少し検討はしてみたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

それでは、私のほうから自衛官募集についての答弁のほうをさせていただきたいと思います。

自衛官の募集事務につきましては、自衛隊法で、市町村の法定受託事務ということで定められておりまして、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認められるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告資料等の提供を求めることがあるとされております。

先ほどの前段の委員さんのご質問でもございましたとおり、自衛官のほうの募集の時期になりますと、掲載依頼のほうが参りまして、締めのほうの余裕がある場合には、広報のほうに掲載のほうをさせていただいているものでございます。

あと自衛官募集の情報提供、こちらにつきましては、実際、住民基本台帳のほうの所管課が住民課のほうになっておりますので、人権推進室のほうに申請ですとか、そういったものはございませんので、そちらのほうは把握していないところでございます。

それから、男女共同参画のほうの課題ということでご質問いただいております。

大きく、こちら男女共同参画推進事業につきましては、主に３つほど課題があるかと考えております。こちらにつきましては、もちろん男女共同参画についてということで、昨年、第３次プランのほうを策定させていただいております。

そのほか町のほうでは、女性相談ということで、月１回相談日のほうを設けまして、カウンセラーの方に来ていただき、そのほか随時担当のほうで相談のほうを乗らせていただいております。こちらにつきましても様々な相談のほうがございまして、配偶者ですとか、パートナーからの暴力ですとか、子育て上の不安、様々な相談事がございまして、すぐ解決するものもあれば、長期的なものとして続いているものもございます。

続きまして、３つ目といたしまして、やはり昨年４月に施行しておりますパートナーシップ、ファミリーシップ制度ということで、ＬＧＢＴの方の施策ということでございます。

こちらにつきましては、数年前から新規採用職員ですとか、議員の皆様に研修のほうを受けていただいたりしているところでございます。今年度につきましても、また新規採用職員、研修のほうを予定しております。

そのほか市町村間の連携ということで、春日部市ですとか、越谷市などが連携協定ということで、昨年度から今年度にかけて連携のほうを結んでいるところでございます。

こちらにつきましては、様々な条件がちょっとございまして、まだ宮代町のほうは連携のほうを行っていないところなんですけれども、今後、埼玉県のほうの動きですとか、近隣のほうの動きもあるかと思いますので、それに応じた形で連携の

ほうは進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても男女共同参画関連ということで、人権推進室のほうで様々な課題につきましては、第３次男女共同参画のほうの計画にのっとりまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　秘書、広報担当主幹の髙澤です。

私から、広報「みやしろ」の関係についてご答弁のほうをさせていただきたいと思います。

タブロイド版に関しましては、ご承知のとおり令和元年２月からタブロイド版にしました。直後は、やはり読みにくいですとか、保存がしにくい等々のご意見やお電話など、あと町長への手紙でいただくこともございました。

変更後２年目となった令和３年度に関しましては、ほとんどそういう意見等はいただかなくなりまして、昨年令和４年度に関しましては、そういうご意見のほうは全くいただかなくなりました。

最近の聞く内容、町民の皆様からの評価といいますと、やはり絵が大きくなったですとか、写真が大きくなったと、あと前のＡ４判のときに比べると文字なども大きくなったと、あと全ページカラーになって読みやすい、あと読んでいて楽しいというようなご意見も聞かれるようになりました。

広報紙をとじ込むファイルなんですが、10年から20年以上前になると思うんですが、広報紙をとじ込むファイル、こちらを作成し、全戸配布をした経緯があります。その後はそういったものは配布していないんですが、町のホームページ等で広報紙のほうは、現在は見ることもできますし、あと新聞と同様に、広報紙というのはタイムリーな情報を掲載しておりますので、実際に過去のバックナンバーを保存して活用されている方は、昔に比べたら少ないのかなというところで、今現在そのようなファイルですとか、とじ込むようなものを作成するというような、町民の皆様にお配りをするというような考えはございませんので、ご理解のほうをいただけたらと思います。

続きまして、12点目のご質問の町長への手紙の主な内容ということで昨年38件、町長への手紙をいただきまして、主な内容ですと、一番多いのが道路整備やあと交通に関するもの、あと道路整備ということで通学路の整備に関するもの、道路整備に関するものが６件、あと教育ですとか、子育てに関するもの、こちらが５件、あとパートナーシップ制度に関するものですとか、ＬＧＢＴに関するものが２件、あとは昨年までは新型コロナウイルスに関するものが多かったんですが、昨年度に関しましては１件、あと役場の対応ですとか、職員に関するもの、こちらが１件ということになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

答弁漏れがございましたので、答弁のほうをさせていただきます。

先ほど丸藤委員のほうから、講師謝金についてお尋ねがあった件でございます。

男女共同参画社会推進事業の講師謝金なんですけれども、昨年度の支出につきましては、ＬＧＢＴの職員研修の講師の謝金が１万5,000円、男女共同参画セミナー講師の謝金は７万円、ＤＶ担当者の研修講師謝金につきましては１万円と支出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目の職員数なんですが、これはプラス７人ということで、令和４年度は全体でどういうふうになっているのかということでお尋ねしたつもりです。

総務課長のように、県から派遣されている職員もいます。逆に宮代町から久喜宮代衛生組合、その他県土事務所とか、そういう職員もおりますので、そういうのもあわせてどのような状況になっているのか明らかにしていただければと思います。

２点目の会計年度任用職員の関係ですが、これは後で結構ですので、各課にそれぞれどういうふうになっているのか、これは決算の審議の中での質疑ですので、どういうふうになっているのか、後で結構です。資料を持っていないということなので、お知らせいただきたいと思います。

それから、３点目は身分の件は分かりました。

それから、４点目の職員の給料の関係ですが、引上げの内容等は分かりますけれども、それによる増額分が784万6,000円、そうするとあとは人事異動なんですけれども、退職と新規採用によっての差が増えるわけですよね。これがそうしますと残になりますけれども200万円切るわけです。その金額についても、すみません、私聞き漏らしたのか、もう一度その点お尋ねをしたいと思います。

続きまして、51、52ページの総務管理事業の中のメンタルヘルス委託の関係ですが、内容についてはどうなんでしょうか。職員の病気休養ということなんですけれども、３人いらっしゃいますが、どういう状況なんでしょうか。これは時間が要するとか、いろいろあると思うんですけれども、その点の状況についてもご答弁願いたいと思います。

それから、職員採用なんですけれども、実際７月末に募集の案内をして、９月中旬の日曜日ということなんですけれども、どれぐらいの募集があって、何人令和４年度は採用されたのか、その辺の状況についてもお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど費用の関係、財源の関係で、市町村会で何て言いましたか。その点もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、定年延長の関係については分かりました。

それから、決算書51、52の職員研修事業なんですけれども、これは成果書にも書いてありますけれども、何が町独自の研修なのか、この成果書だけでは、先ほどもこの説明だけをしているんですけれども、もっと具体的な内容について答えていただければと思うんですけれども、わざわざ町独自の研修となっているんですよね。どこがどういうふうにほかと違うのか、その点も併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、人権・平和推進事業の平和推進事業で、先ほど町長から答弁ありました。ぜひ広島、長崎、こういった世界大会にも参加していただきたいと思います。個人的には行っているということなんですが、やはり公的な立場から行くというのもまた違うと思いますので、検討していきたいということですので、またほかの事例でも費用対効果あるということですので、ぜひこの辺は具体化していただければと思います。

それから、自衛官の募集の関係でありますけれども、私の記憶では、従来は町が、例えば防衛省からの情報提供をお願いしたいと言われても名簿を提供しないで、必要であれば閲覧、書き写しにとどめていたと思うんですね。その点では、それ以上のことは、答弁からするとないようですが、先ほどの答弁ですと、住民基本台帳の写しはないからということなんですが、実際こういう要請は

来ているのかどうか。

また、もちろん住民基本台帳はないとすれば、住民課のほうでは、そういう要請に応えているのかどうか。住民課としては、それに応えるような課ではありませんので、応えるとすれば、私は総務課だと思ってお尋ねしたので、なければないで結構なんです。ただ、今、政府のほうから、防衛省から、そういった自衛隊への名簿を提供してほしい、情報提供してほしいという声が強くなって、それに応えている自治体も多くなっているというふうに聞いているんですね。

私は、全国の1,747自治体中1,068自治体でこういうふうに名簿を提供しているということです。これは電子だとか、紙の媒体でデータを渡しているのかどうか、その辺は詳しい内容は分かりませんけれども、ほかではそういうことをやっているという声を聞いたものですから、宮代町ではどうなっているのかなということでお尋ねしました。これは、じゃ、ないということで確認させていただいてよろしいのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、広報の55ページ、56ページの広聴広報費の広報「みやしろ」の関係で、令和２年度、３年度、よって令和４年度もそういった意見はないということなんですが、私に多いとは言いませんけれども来るのは、やはり大きくなって、これはお年寄りが多いです。もちろん。パソコンを見てホームページを見る方はそういうことはないんですけれども、きちっと丁寧に残している方、お年寄りは、そういうふうにやっていて、とても大きいと、その点がちょっと何か工夫がないだろうかという、そういう声も聞くものですから、どうかなというふうに思いました。

私自身もいろいろな方から質問や問合せ来たときに、やはりある程度目を通していないといけないし、記憶には残らないので、どうしても仕事柄残すんですけれども、やはり大きくて大変だなという思いはあるんですけれども、その点ではまさに大きくなった、それはやはり弱点なのか、そういうふうに思いますが、そういった点では、どうなんでしょうか。答えられたらお願いしたいと思います。

それから、57ページ、58ページ、成果書では79ページであります。

先ほど町長への手紙の主な内容はということなんですけれども、お尋ねしました。この町長への手紙においては、提案や意見については速やかに改善を図っているということなんですけれども、これはどのように解決し、またどういうふうに手紙をくれた町民の方には返しているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後65、66ページ、成果書の62、63ページなんですが、男女共同参画社会推進事業、先ほど説明もありました。いろいろな問題もあって、女性相談員もいて、月１回やっているということなんですけれども、私はやはり今パワハラだの、セクハラだの、そういった点での啓発事業は大事かと思うんですけれども、そういった点でのハラスメントの研修というのは、これは特に男性職員については必要かなというふうに思います。議員もその点では研修もやっておりますけれども、その点では、町の職員を対象としてはこういった研修はどのようになっているのか、その点確認をさせていただきたいと思います。

あと問題は、女性幹部職員については、この場でも言っておりますので、それはそれとして課題なんですが、もう一方での研修、それについての状況はどのようになっているのか、必要性も含めてお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時２６分

再開　午後　２時４０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、総務課の質疑を行います。

答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、再質疑の１点目、職員数の全体はどうかというご質疑ですけれども、令和４年度の町の職員数になります。これが、いわゆる宮代町の職員として勤務した職員が222人です。うち埼玉県からの派遣職員が１名、杉戸町からの派遣職員が１人でございます。

宮代町から他団体等への派遣した職員が５人おりまして、衛生組合が２人、埼玉県が２人、杉戸町が１人となっております。

職員数については以上でございます。

続きまして、給料の増加の理由ということで再質疑をいただいております。こちら先ほど申し上げましたとおり、全会計の人件費で約4,490万円ほど増額しておりまして、その内訳としまして、先ほど申し上げたとおり、人事異動や給料等の関係で1,616万3,000円、それから勤勉手当の改定で784万6,000円、その他残りが二千数十万あるかと思うんですけれども、人件費の中には退職手当の負担金等が含まれておりまして、実は退職手当の負担金が1,330万ほど増えておりますので、人件費が増えた要因の一つとなっております。

その他の細かい金額等については、それぞれいろいろな手当が職員によって、扶養だとか、児童手当だとか、そういった手当がいろいろ変わりますので、そのあたりの詳細はちょっと申し上げられないんですけれども、そういった手当の増加で全体として4,490万円人件費が増えているということになっております。

続きまして、メンタルヘルスに関連して３人の休職の職員がいたというご答弁しましたけれども、主な理由としまして、やはりメンタルに不調を抱えての休職ということになっております。

で、ちょっと私のほうから、最後にご質問のありました職員のハラスメントについての啓発等についてですけれども、宮代町といたしましては、令和４年度にハラスメントの防止要綱のほうを策定いたしまして職員に周知しておりまして、何かハラスメント行為があった場合には、まず総務課が窓口となりまして職員から相談を受けるというような体制を構築しておりますので、引き続きこういったハラスメントにつきましては要綱等に従って、職員に啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

私のほうから、採用試験と研修についてご説明のほうさせていただきます。

まず、採用試験でございますが、９月の採用試験につきまして、こちらの人数等でございますが、昨年度、令和４年度につきましては48人の方にお申込みをいただいたところでございます。

ただ、こちらの48人につきまして、全員の方が実際に受験いただいたかというとそうでもなくて、実際の受験者数は39人、合格者数につきましては

13人ということになってございます。

募集した職種につきましては、一般事務職、あと、一般事務職の中でも障害者対象ですとか学芸員、社会福祉士、保育士等を実施させていただくとともに、あとは、技師、保健師等の募集を行って採用試験のほうを実施させていただいたところでございます。

あともう１点、採用試験の関係で、私のほうから試験問題の提供を受けたということでお話しさせていただきましたが、こちらのほうにつきましては、埼玉県町村会のほうで問題のほうを提供していただいたところでございます。

ただ、適性検査のほうも実施しておりまして、こちらにつきましては、決算書の52ページの上から12節委託料ですね、適性検査委託料というのが、委託料の中で上から２段目にあると思うんですが、５万8,080円、こちらについては、町村会の負担ではなく町のほうの負担で実施させていただきました。

続きまして、職員の研修につきまして、内部研修、どういったところが町独自なのかということでご質問いただきましたが、町の研修につきましては、埼玉県の市町村、県等も参加して実施している人づくり広域連合ですとか、あと、この近隣自治体の蓮田市、白岡市、久喜市、宮代町で実施しています３市１町の共同研修会、そういった研修機関と、あと町の内部研修と組み合わせて研修のほうを実施させていただいているところでございますが、内部研修につきましては、議員のおっしゃるとおり新採用職員研修が中心となっておりまして、こちらにつきましては、新採用職員研修ということで、例えば宮代町の職員の服務ですとか、あるいは人権男女共同参画、あとは情報セキュリティー文書事務、あとは宮代町の歴史ですとか、あとは実際に公共施設を見て回ったり、宮代町独自の内容が含まれているところが多々ございます。その関係で、職員が講師となって研修のほうを実施しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

自衛官の募集の事務についてお答え申し上げます。

情報提供ということで、自衛隊法に基づきまして情報提供ということで、昨年度につきましては依頼のほうはございませんでした。で、ここ直近で申し上げますと、令和２年度に依頼があったと伺っております。

で、こちらのほうの提供方法につきましては、電子媒体ですとか紙媒体ではなく書き写しですね、写して転記していただくような方法を取っているとのことでございます。

あと、なお、今年度につきましても、現在のところ提供依頼のほうは、現在のところは来ていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（髙澤　学君）　広報担当主幹の髙澤です。

広報が大きくなったことが弱点なのかということについてお答えしたいと思います。

保存方法ということに関しましては、確かに以前の広報よりは保存方法がしにくくなったというところは否めないのかなという気はします。

ただ、しかし、大きくなったことによって、先ほども申し上げましたとおり絵が大きくなったりですとか、写真が大きくなったりですとか、あと、

文字も大きくなって見やすくなったということを考えれば、広報本来の皆さんに読みやすいというところで考えれば、大きくなった、タブロイド判になったということは利点なのかなというところで、担当のほうは考えております。

続きまして、町長への手紙の関係なんですが、どのような形で町民の方に返しているのかということなんですが、お手紙を頂くときに、回答が必要なのか必要ではないのかというところからチェックする点がございます。で、回答、令和４年度に関しましては、38件中18人の方が回答が欲しいと。で、20件の方が回答は要らないというふうにいただいております。

で、回答した18件の方の回答方法なんですが、手紙で頂いた方にはお手紙で回答のほうは差し上げております。で、メールでいただいた方にはメールで回答のほうは差し上げております。

また、どのような、すぐ対応をしたのかというところでございますが、38件中全てが全て対応できるのかというとそうではなくて、すぐに対応させていただいたものが５件。で、一部対応させていただいたものが１件。あと、次回に反映させていただきますよというご回答をしたのが２件。で、その他、町の事務の参考にしていただくというものが25件ございます。

で、例えばどのようなものがすぐ対応できたかといいますと、例えば中央道の通学路、こういった箇所が危険ですよといったものに対しては、担当のほうに連絡をしまして、どういったものが危険なのかというところで対応のほうはさせていただいておりましたり、あと、小学校の体育館で雨漏りがありますよとか。それはちょっと原因追及のほうしていただいて、対応のほうはさせていただいたり、あと、職員の対応に対する、接客に対するご意見等に関しましては、総務課のほうから、こういったご意見がありますのでしっかりと対応していただくようにという意味では、対応のほうはさせていただいているのかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

申し訳ございません。ちょっと、お時間がちょっとかかりますので、後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をさせていただきます。

じゃ、先ほど冒頭に言った会計年度任用職員の配分、どのようにされているかというのは、また後で、後ほどお願いしたいと思います。

それでは、２点お願いしたいんですが、自衛隊への名簿の関係です。

先ほども言いましたように、従来、名簿を提供しないで、閲覧、書き写しにとどめていたがということで、引き続きそういうふうになっているという答弁ですので、これ以上はありませんけれども、ただ、今、問題になっているのは、閲覧から名簿提供に移行している自治体も多くなっているということなんです。で、私は、これは何が問題かというと、やはり住民基本台帳は町がきちっと管理しておりますけれども、それを本人の同意なく個人情報を提供するのは、やはり憲法が定める基本的人権を無視しているということにもなりますので、こういう要請があれば、やはり従来どおりの範囲で応えていただければというふうに思います。やはり、なぜこういうふうになっているのかというと、やはり背景には、自衛官採用が非常

に難しくなっている、そういう実態があるからだというふうに思いますけれども、ぜひそういった意味ではきちっとした今後も対応を取っていただきたいと、これは要望です。

で、もう１件は、決算書の65、66ページの男女共同参画社会推進事業、先ほど、町としても要綱をつくってという答弁がございました。

で、やはり加害者というのは、被害者のちょっとした言葉遣い、そういうことでも非常に、単なる傷つくだけではなく、やはり大きな問題になっていると思いますし、今、時代の要請もそういうふうに変わっているんですけれども、やはりちょっとしたそういった言葉遣い、そういった行為が、やはり女性を傷つけるというような状況もございます。これは、私自身もいろんな研修を通じて、そういうふうに感じたものなものですから、ぜひこれは要綱もつくって防止策を図っているという答弁なんですけれども、ぜひ啓発の意味でも、これは何回でもやっていい課題かなというふうに思いますので、ぜひそういった点では啓発事業に加えていただければなと、これも要望ですがお願いしたいと思います。

もし、そういった要望に対して何かあれば、答えていただければと思いますが、以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○総務課長（福田拓也君）　一番最後のハラスメントの防止啓発というようなご質問かと思います。

先ほど副課長から答弁させていただいたのは、職員同士の、例えばパワーハラスメントですとかセクハラについては、要綱を定めましての防止策を行っているところでございます。

で、また、仮に職員以外で、町民の方で何か嫌がらせだとかハラスメントを受けたということであれば、町民相談ですとかそういった相談窓口で受けることになりますが、こういった相談窓口があるということを周知しまして、できるだけ広く受け入れて相談に応じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに答弁ないですね。

質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５８分

再開　午後　３時０１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席しております説明員の紹介をお願いします。

○企画財政課長（菅原隆行君）　皆さん、こんにちは。企画財政課長の菅原です。

以下、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　こんにちは。企画財政課副課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　こんにちは。企画財政課主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○企画財政課財政担当・情報政策担当主幹（宮下義樹君）　こんにちは、企画財政課財政担当、情報政策担当主幹の宮下と申します。よろしくお願いします。

○管財担当主査（島村　剛君）　こんにちは。管財

担当の島村と申します。よろしくお願いいたします。

○情報政策担当主査（飯尾浩之君）　情報政策担当の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）　こんにちは。対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。よろしくお願いいたします。

○財政担当主査（宮部俊周君）　皆さん、こんにちは。財政担当主査の宮部と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、挙手をまずお願いします。所属・氏名を述べていただくよう、またよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

決算書の64ページ、こちらの固有財産等管理事業、このところの13番と14番、18番について質問させていただきます。

13番の使用料及び賃借料、こちらの土地借上料、これの明細を教えてください。

あとは14番、工事請負費、分教場跡地フェンス設置工事費、あと、すてっぷ宮代駐車場整備工事、分教場跡地防球ネット支柱補修事業、これは何年に１回やるんでしょうか。何年ごとなんでしょうか。

あと、次に、契約事務管理事業、これの18番、この負担金補助及び交付金の電子入札共同システム負担金と、入札参加資格共同受付、これはどういうことなのか説明お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

今、先ほど深井委員からご質問いただきました１点目、公有財産管理事業の使用料及び賃借料について回答差し上げます。

宮代町では、現在、公共用施設に関しまして、一部借地で運営している施設がございまして、種別で分けますと、グランドですとか、一部学校の用地ですとか、図書館ですとか、公園ですとか、様々なジャンルはございますが、借りている施設につきまして、施設の数で申し上げますと46施設ございます。

こちらにつきまして、そこにございますように、借地料として毎年の支払いが発生しているという形でございます。

続きまして２問目ですけれども、14節工事請負費ですけれども、分教場跡地フェンス設置工事費110万3,300円につきましては、そちらの道路に面した箇所につきまして、フェンスを張り直したものでございます。

続きまして、その下段、すってぷ宮代駐車場整備工事63万8,000円につきましては、すてっぷ宮代の開設に合わせまして、隣接した普通財産を駐車場に改装しております。で、そちらにつきまして、昨年、設立当初に砂利を入れて整備したんですけれども、同じ箇所、頻繁に通る箇所につきまして、どうしてもそこの部分だけ砂利が剥がれてしまうものですから、砂利入れと転圧を行ったものでございます。

続きまして、分教場跡地防球ネット支柱補修工事47万3,000円につきましては、こちらにつきましては、従前から建っておりますご近所との住宅の境にございます防球ネットの柱が腐食しておったものでございまして、こちらには、接ぐような形で柱の補強を入れさせていただいております。

で、今回の工事につきましては、一旦なくなっていたフェンスの再設置と、既に既設でございました防球ネットの補修の工事でございまして、具体的な何年周期という定めは特にございません。

続きまして、その下にございます契約事務管理事業につきまして、それぞれの負担金の説明ということなんですけれども、一応両方説明させていただきます。

電子入札共同システム負担金72万4,353円につきましては、埼玉県で行っております電子入札システムに参加していると発生する負担金でございます。これは毎年発生しているものでございますけれども、もう一つ、入札参加資格共同受付参加団体別負担金につきましては、こちらにつきましては、システムに関して使わせていただくことで発生する負担金がさきに申し上げたものでございまして、もう一つ、こちらの共同受付参加団体別負担金につきましては、埼玉県が代表の窓口を務めていただいております。そこで、私ども宮代町のほか加入自治体の案件も、まず最初にマスター登録というか、そちらにつきましては県のほうで作業していただいておりますので発生するお金でございます。あわせて、昨年度は、２年に１回入札参加資格の審査を行いますが、昨年度につきましてはその更新の時期でございましたので、ここの部分の費用が前の年よりは多くなっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

まず、13番目の土地借上料でございますが、これは何年契約で借上げ、各46か所ありますが、何年契約になっているんでしょうか。

これは、今質問したとおりです。

次に、分教場跡地、こちらは、前も私も一般質問で質問しておりますが、この跡地というのは、結局ほかの、例えば住民がそこを町が借り上げたときの引っ越しする代替地ということでしてあるんですが、これもまた何年まで続くとか、そういう予定はないんでしょうか。

それから、３番目、この電子入札、これはあくまでも２年に１回、建設費用で登録する会社がやる負担金だと思いますが、これは１件当たり幾らと決まっているんでしょうか。お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査、お願いします。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

今、先ほどいただきました深井委員さんのご質問に対して回答させていただきたいと思います。

１点目につきまして、土地の貸借に係る契約というお話なんですけれども、こちらにつきましては、その何年でという定めは特にございませんで、逆に、財産規則上には最大で年数としては30年とするとかっていうのがあるんですけれども、逆に細かい分にはルールの定めがなくて、ですので、案件によってまちまちというのが現状でございます。10年の方もいらっしゃれば、１年更新でという方もいらっしゃいます。

で、契約ですので、そのとき結んだ契約の金額ではさせてはいただくんですけれども、そのような形で、案件によって年数は違うということでご理解いただきたいと思います。

で、ちょっと１つ飛びますけれども、共同受付につきまして、費用の算出方法なんですけれども、そちらに関しては、各自治体ごとに登録を希望する業者数というのが変わりますので、基本料金、基本割というのはあるんですけれども、当然、それとは別に、その加入登録者の割合でもって負担金の額が変わってきます。ですから、全自治体一律同じという金額ではございません。そのような

形で設定されております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

分教場跡地をいつまで道路用地の代替地として確保しておくのかというような御趣旨のご質問かと思うんですけれども、まちづくり建設課のほうでは、引き続き用地交渉のほうは続けておりまして、その際の代替地としての提案等は行っているというふうに伺っております。

ただ、あそこを希望される方というのが、正直いらっしゃらないというところも伺っていますので、今後ちょっとまちづくり建設課と話し合いながら、引き続き進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

暫時休憩です。

休憩　午後　３時１６分

再開　午後　３時１７分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

今の代替地というのも、いろんな方から質問がありますが、これももう30年以上このままにしておりますが、やはり代替地じゃなくて町民が使いやすいように、ほかの使用法を考えたほうがいいと思います。いかがでしょうか。

入札のほうは、このシステムは大体件数で負担金を払うようなシステムであると思うんですが、これは入札参加資格共同受付参加団体別負担金とあります。参加団体別負担金というのは、どういうことでしょうか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　今ご質問いただきました入札参加資格共同受付参加団体別負担金、この「団体別」の「団体」でございますけれども、こちらは地方公共団体、我々宮代町ですとか、お隣さん杉戸町ですとか白岡市さんですとか、登録団体別、自治体ですね、自治体ごとの別を意味しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長の菅原です。

分教場跡地を町民にもっと有効な活用の仕方で考え直したほうがいいんじゃないかということですけれども、現状はちょっと代替地としての扱いで普通財産として預かっているところもありますので、今後、まちづくり建設課ですとか町のほかの部局も含めて、改めてそこについては検討させていただければというふうに考えております。

現時点で、別の使い方というのはなかなかちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　この財政力指数ということでちょっとお伺いします。

平成25年が0.62で、前町長になってから平成26年0.62、平成27年が0.62、28年が0.63で、29年が0.64で、今の新井町長になった平成30年0.64で、令和元年から0.63で、令和３年が0.61で、令和４年が0.59という数字になっているんですけれども、だんだん下がってきているこの根本的な原因とい

うのはどういうことなんでしょうか。それだけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

今、ご質問なのが、こちら成果書で言うと11ページの一番上、財政指標というところの上から３つ目、財政力指数のご質問かと思います。

で、この表には、令和２年から２、３、４としか記載ございませんけれども、今、委員からおっしゃっていただいたように、平成26年当時0.62から始まって、0.63、0.64とかを前後していて、こちら成果書に入ってくると0.63から0.61、0.596というふうに変わってきているというところで、財政としての認識ではあるんですけれども、0.62、0.64というところは、ほぼほぼ横ばいなのかなというところありますけれども、やはり0.6切ってきたというところがひとつ大きなポイントなのかなと思っています。

で、もう一つが、昨年度、恐らくこの決算委員会のほうでも、財政のほうで財政力指数について話があったかと思うんですけれども、令和３年度の財政力指数、交付税を算定するに当たりまして、令和２年度の国勢調査の人口が反映されたというところが大きく影響してございます。

成果書のページで言いますと16ページをご覧いただければと存じます。

こちら16ページの一番上に、普通交付税の算出基礎というところで、こちら３年分しかございませんけれども、令和２年、令和３年、令和４年度とございます。真ん中の令和３年度につきまして、昨年度の当委員会にお答えさせていただいたとおり、令和２年度の国勢調査の人口が反映されて、基準財政需要額、小さなａ、スモールａですね、こちらが60億というところで、前年の56億に比べて大幅に増をしているというところでございます。

その傾向につきましては、令和４年度のａ基準財政需要額も62.3億というところで、増減で言うと１億6,000伸びているというところです。

実際、この令和２年度の国勢調査人口が反映される前の、この資料に載っている令和２年度を見てもらいますと56.5億で、比して、令和４年度につきましては、国調人口等反映されまして62億というところで、基準財政需要額としては5.7億円程度伸びているというところでございます。

一方、１段下の基準財政収入額ｂというところが、宮代町ではこのくらい標準的にやれば税収等があるでしょうという数字でございますけれども、こちらも歳出同様、令和２年度ご覧いただきますと35.5億と。で、比しまして、昨年度決算、令和４年度は36億というところで、こちら令和２年度国調反映前の時点でも8,400万円増となってございます。

今お話ししたとおり、この国勢調査、令和２年度を境にしまして、基準財政需要額については5.7億円、２年間で伸びているのに比べまして、基準財政収入というところでは8,400万円ほどしか伸びていないというところが、この交付税算定上の財政力指数にもろに反映しているのかなというふうに思っております。

当然、理論値のこちら基準財政需要だとか基準財政収入でもありますので、一概にこれが全ての形を表しているというふうには思っておりませんけれども、宮代町とすると、国が定める、このくらいお金かかるでしょうというところの規模に、少し収入のほうが追いついていないというところが数値からは見取れるかなとは思っております。

財政とすると、まずはやっぱり歳入確保というところで、様々な取組を進めていく必要があると

いうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　要は、人口に比較していろんな税収が足りないというか落ちているということを表していると思うんですよ。

じゃ、その原因として、どういったことを今後対処していくのか、で、今やろうとしているのかということを、ちょっとお聞かせくだい。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

歳入が足りないというふうなお話をして、それに対してどういう取組をしていくのかということでございますけれども、まず１点目については、大きな、今、第５次総合計画というものの中で、和戸地区での例えば産業系のうまく利活用ができないかというところで検討を進めておりますので、そういった基盤整備による収入増だとか、あとは、町のほうの努力で多少は何とかなるような寄附金、ふるさと納税、そういったものの歳入確保というものも大事にはなってくるかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　簡単に言えばそうですけれども、じゃ、この後本当に税収確保、もう久々の0.6を切ったということは、やっぱり税収が落ちているからこういう数字になるんですし、で、横町、今はプラスになっていますけれども、ふるさと納税とか段々金額も落ちてきている。で、町民税なんかも落ちている。そういったことで、歳入の予算の金額はどんどん大きくなっているけれども、実質的に税収が落ちているからこの0.59という数字になっているので、じゃ、今後、その歳入を上げるためにこの町はどうしていくのか。結果として、横町とかそういうのはできましたけれども、じゃ、今後、この数字を取り戻すために、この町はどういう施策を練っていくのかというのを最後にお聞かせください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず、財政力指数なんですけれども、税収が下がったことで数字が下がるというよりは、むしろ税収よりも、人口が増えたことで係る経費が増えましたよねということで、分母のほうが大きくなって、で、分子である税収は変わっていないので、その分、不足額が大きくなって、じゃ、そこの部分を交付税で面倒見ましょうかといった構図になっています。

で、宮代町のまちづくりの、歴史の話になってしますんですけれども、やっぱり広い幹線道路を造らないといったところも町づくりをずっと進めてきたところがありまして、で、それにおかげでこういった山崎山ですとか、宮代町のこの自然豊かな環境というのが残っているというプラスの面はあるんですけれども、一方でやはり幹線道路がないということで、張りつくお店がないですとか、工業団地をつくりづらいですとかそういったところがあって、法人税、あるいは固定資産税というところが、他市町に比べてやっぱり少ないというのは否めないところになっています。

で、幹線道路がないものですので、一気にこの歳入を増やそうとしてもなかなか難しいところはあるんですけれども、町の中でできる限りのやり方とすると、やはりふるさと納税、特に企業版についても力を入れていくといったところが１つ、それから、固定資産税、土地利用を推進して、固

定資産税の増収を図るというのが、大きくは町の独自の取組として努力の中で増やせる項目が、大きくはこの２つになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

簡単な質問で申し訳ありませんが、２点ほどお願いいたします。

決算書では、54ページから56ページにかけてということで、で、成果書では、高齢者等タクシー助成事業としては、成果書の44ページ。で、便利バスが走る事業については、成果書の85ページになります。

まず、高齢者等タクシー助成なんですけれども、まず、３年度ですか、1,423名で、登録者数ですね、で、利用者枚数が8,762枚でしたが、４年度では登録者数が2,053名、そして、利用者枚数が１万4,236枚ということで、大幅に増えているんですね。で、令和５年度はさらにこれ増えていくと思うんですが、この後、健康介護課のほうへ移行されるということなんですけれども、このままでいくと、高齢者等タクシー助成は、本当に経費がどんどん上がっていくと思うんですね。それを考えて、健康介護課には移るんですけれども、企画財政課として、補完できる何かほかの対策というか事業を考えられているかどうかというのを一つ質問いたします。

それと、２問目といたしましては、85ページで高齢者運転免許自主返納者への支援ということで、ずっと続いていますが、便利バスの回数券１人70枚を交付しておりますが、以前にも話したことがあると思うんですけれども、この便利バスの回数券頂いても、それを利用できる方が少ないと主張があったんですね。でも、今回見てみますと、1,146名だったものが、令和４年度では2,447ということで、大変増えていますので、これは使っている方が増えているなというのを実感いたしました。ただ、やっぱりバス停が遠くてとか、せっかくもらってもこの便利バスの回数券を利用されないという人もいらっしゃるので、で、以前話したと思うんですけれども、この便利バスの回数券ではなくて、こちらの高齢者等タクシー助成のほうの券を渡すような考えはありませんかということを聞いたことがあると思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず、１点目のタクシーの助成制度が、今後、予算額が恐らく増えていくであろうということは、町のほうでも想定をしておりまして、代わりに補完するような仕組みにつきましては、今、健康介護課のほうと協力をしながら、先月もデマンドタクシーの視察に富岡市まで、企画財政課と健康介護課の職員で行ってきたんですけれども、そうしたデマンド型、あるいはその地域のボランティア力を生かしたような取組というのも並行しながら、今、両課のほうで検討しているところです。

で、正直言いまして、何がいいかというのは、今、過渡期でもあって答えが出ていないんですけれども、ちょっと宮代町にとってより良い仕組みについては、引き続きちょっと検討していきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　3時３４分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

ご質問いただきました件なんですけれども、まず、便利バスの券をお配りしていたところが、もともとは免許返納をした方々に対して、町の循環バスをより一層使っていただきたいというところでもともと始まったのが、この免許返納に対してのバスの券を配りますよというような話です。

で、その後、高齢者の方々の足を補完するということで、おととし、去年とタクシー券のほうの実証実験を行って、今年度から正式に、実証実験が取れて正式な事業展開という形になっていますので、今後につきましては、もともと免許返納に対してバスの券を配っていたというのが、循環バスをご利用いただきたいというところが入り口にあったもので、それがずっと継続して続いていたものなので、今、ご意見いただきましたとおり、利用するに関してはタクシー券というのも今後は検討の一つにはなってくるかなと思いますので、利用の状況とか、タクシー券の利用の状況とかというのを鑑みまして、今後、検討の材料とさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

で、例えば、その高齢者等タクシー券で一番使うのは病院の通院ということがありますので、何かしら病院まで行くような、そういう乗合のそういう車の体制とかができたら、多少は経費が減るのではないかなという気はするんですね。

あと、一番なのは、やっぱり宮代町の病院をつくるということが一番手っ取り早いのではないかと思うんですけれども、そちらのほうも推進していただければと思うんですが、それで、便利バスのほうのその70枚の券なんですけれども、例えば、今回、タクシー券は健康介護課のほうに移管しますので、そういった課を越えてのそういったものというのはできるのかどうかというのをお聞きするのと、あと、例えば、あるところでは、免許証返納したらヘルメットをプレゼントするという自治体もあるんですよね。だから、便利バスにこだわらなくて、何かいろいろな方向性もあると思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

再々質問はしません。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　副課長の小島と申します。

課を越えてというところとか、あとは、柔軟に対応できるかどうかというところでございますが、まず、今回のこの制度につきましては、様々な利用の仕方とか、その人ごとに利用の仕方って変わってくるものでございますので、その辺は柔軟に対応できるように今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の59、60ページ、庁舎管理事業の需用費の施設修繕料についてお伺いいたします。内容、

詳しく教えてください。

で、２点目が、61、62ページの14工事請負費の中の防犯カメラ設置工事についてです。こちらも内容を教えてください。

で、最後に３点目が、決算書67、68で、成果書の82ページのふるさと納税管理事業についてです。こちら、先ほども出ましたけれども、毎年件数も納税額も減っているような現状で、で、先ほど企業型のものにしていくとおっしゃっていましたけれども、今のこのふるさと納税の現状と今後について、もう少し詳しく教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは、今お問合せをいただきました庁舎に関しての２点、ご回答させていただこうと思います。

まず、庁舎管理事業におきます施設修繕料300万円の内訳ということなんですけれども、大きいのから細かいのもございますが、比較的大きめなものというか、額面上大きめなものから絞って回答させていただきたいと思います。

１点目としまして、これは大きな工事なんですけれども、135万円かかっているものとして、自動ドアの修繕を行いました。表の入り口のところです。そちらの修繕を行わせていただいております。

それから、ひょうが降ってきたことで網戸がちょっと古かったのも、こちらの網戸が古かったのもあるんですけれども、ほとんど穴が空いてしまいまして、それの取替えによりまして28万円の支出が出ております。

それから、庁舎の玄関なんですけれども、舗装面が、車が通る部分と入り口の段差が沈下によって生じてしまいまして、そちらの補修によりまして18万7,000円の支出が出ております。

また、敷地外にございます、敷地外と言っても一緒の敷地なんですけれども、そこの四季楽のトイレのフラッシュバルブ、そちらが破損しまして、そちらの修繕で31万円かかっております。

あと、そちらの駐車場内に電気自動車用の充電設備があるんですけれども、こちらにつきましては修繕じゃなくて拡張する形で、あちらの電源から２本取れる改造を行いまして、そちらの改修費で24万6,000円の支出が出ております。

以上、代表的なものとしてご紹介させていただきました。

それから、防犯カメラの設置につきましてご回答差し上げます。

こちらにつきまして、令和２年に防犯カメラを設置したところではあったんですけれども、運用を行う中で死角となる箇所が発生いたしました。そちらに合わせて３か所カメラを追加させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私の方からは、ご質問いただきました３点目、成果書で言うと82ページ、ふるさと納税管理事業についてご案内したいと思います。決算書で言うと68ページ、67ページでございます。

ご質問があったのが、年々寄附金、町に来る、寄せられている寄附金が減ってきているけれども、現状と課題というところなのかなとは捉えておりますけれども、まず、寄附金の町のほうに入ってくる部分については、成果書82ページ、83ページですかね、83ページの一番右上に、人数ないしは

寄附金額という一覧ございますけれども、ご覧のとおり、ご質問のとおり、令和２年から年々減ってございます。こちらにつきましては、財政担当、大変残念というか悔しい思いはしておりますけれども、減ってきているのを分析しますと、やはり今、皆さんもうご承知のとおり、ふるさと納税という寄附金というふうな本来の趣旨からだんだん変わってきまして、寄附金幾ら幾らすると何々がもらえますよというような、ちょっと言葉が適切か分かりませんけれども、カタログ通販的な感じで、ネットでおいしそうなブドウとかお肉だとか魚介類見て、カードで決済して寄附をするという流れになってございます。

宮代町の現状としますと、寄附金額に占める返礼品の金額が国のほうで定められたほか、あとは、地元の地場産のもの、地元でつくられたものとか地元で大部分を加工したものというふうな返礼品の規制等が大分きつくなってございまして、なかなか、例えば、成果書で言う82ページで言いますと、昨年度一番寄附金額多かったのが、下の表にございますお米「村そだち」20キロでございますけれども、こちら384件いただいております。で、こういった宮代町の中で一番主力となるお米につきましても、例えば、米どころと言われているようなブランド米等にいきますと、なかなかやはり一般、日本国民消費者の方というか寄附する、寄附を選ぶ方については、そちらのほうに流れていってしまう傾向があるのではないかなというふうなところは分析しております。

そのほか、委員の皆さんご承知かと思いますけれども、知名度の高い返礼品については、ブランド米とか、あと、同じくブランド肉、あと、お魚とか家電とか、そういったところを地元に持っているところがかなり有利なものとなってございます。こちらについては宮代町、大分苦戦しているのかなというのが財政担当の考えでございます。

今後については、当然、こういう個人の寄附金というところの底上げというのは大前提ではあるんですけれども、先ほど課長のほうから話ございました企業版ふるさと納税という仕組みもございますので、少しまとまった寄附金というのを企業さんからいただけるように、宮代町とすると、宮代町にぜひ寄附をしたいなと思わせるような情報発信だったり、魅力あるコンテンツを表に出していくというところが、町のほうでできることなのかなと思っております。こちらについては、引き続き歳入確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

分かりました。

まず、59ページ、60ページの庁舎の修繕なんですけれども、丁寧にいろいろ見ていただいて、その都度直していただいているということで、承知をいたしました。こちらは大丈夫です。

で、61、62ページの防犯カメラについてなんですけれども、こちら庁舎内に３か所追加でつけられたということで、承知をいたしました。

で、こちら、町で管理している場所、例えば、この庁舎内だけではなくて庁舎外とか、あと、公有財産などの場所に今後つけるということはあるのか。例えば、先ほどございました分教場跡地など、ああいう通学路にもなっているようなところにも防犯カメラというのが必要じゃないかと思うんですが、その辺もう一度教えてください。

で、最後に、ふるさと納税に関しては、現状と今後の進めていく内容、今のご説明で分かったんですが、ふるさと納税のやり方というか、返礼品についてはいろいろこれから増やしていくとは思うんですけれども、この寄附のシステムというか

そういうことは、引き続き同じような形でされるのか、もう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は４時５分といたします。

休憩　午後　３時４８分

再開　午後　４時０２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き企画財政課の質疑を行います。

答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課、菅原です。

私のほうからは１点、町の公有財産、例えば普通財産等への防犯カメラの設置についてですが、現状ではちょっと検討は行っていないところですので、こちらについてはちょっと近隣の状況等含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、ふるさと納税管理事業に関するご質問で、寄附をする側からするとどういうふうに寄附をするかというところで、今後も変えないのですかというところのご質問をいただきましたので、それについてご説明したいと思っております。

先ほど私のほうからご案内した主なものというのが減っている要因は、特産品がなかなかほかの自治体に比べると弱いというところをお話ししましたけれども、一方で、今、委員さんおっしゃったとおり、寄附のもう１個の支援とすると、宮代町の取組、例えば、農のあるまちづくりだったり、子供たちの未来に関する取組だったりというところで、そういった町の取組に関して、それの事業とか趣旨に共感を得て寄附をいただけるというふうな側面も、この制度にはあるのかなとは思っております。

世の中一般的には、クラウドファンディングとかいうふうなところの名称で、もっとピンポイントに絞ってこれこれをします、例えば、宮代町で言いますと成果書82ページにございますいただいた寄附の概要というふうな、使途別というふうな上に少し小さめの表がありますけれども、そちらの下のほうにあります、例えば、ちょっと文字が小さくて大変恐縮なんですけれども、緊急支援令和４年６月降ひょうにより被害を受けた農家さんを応援してくださいだとか、こういう本当にもうこれこれをしますのでぜひ共感する方は寄附をくださいというような見せ方というのも、この寄附の制度にとってはすごく大きな一面かなとは思っております。

先ほど、宮代町のふるさと納税の現状、ご説明するときに、返礼品のほうはなかなか競争力が難しいというところ、ご説明しましたところもありますので、この分野、こういった宮代町まちづくりしますのでぜひ共感する方は寄附をくださいというような切り口で分野を増やすというところも、寄附を増やしていく大きな手段の一つなのかなとは考えておりますので、ぜひ考えていきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、歳入の地方交付税、17、18ページの関係でございます。

これにつきましては、成果書でも詳しく書かれておりますが、前段のところでも財政力指数との関係で質疑もありましたが、交付税というのは、やはり全国一律に大きい市、小さい町でも行政がきちっとできるように普通交付税が来るわけなんですけれども、ここのところ、基準財政収入額というのはある程度分かるんですけれども、基準財政需要額は、これが非常に小さい。で、基準財政収入額も、伸びもそんなにないという中で、例年、令和３年度もそうなんですけれども、令和４年度も基準財政需要額、基準財政収入額、ほぼ同じような規模で上がっていますので、どうしても交付税がどーんと来るというようにはなっておりません。そういった点では、どういうふうにこの状況を変えていかなければいけないのか、財政担当としてどういうふうに考えているのか、その辺お尋ねをしたいと思います。

それから、歳出に移ります。

53ページ、54ページの便利バスが走る事業についてであります。

これは、令和４年までなかった照会だったと思います。で、もちろん運行については委託なんですけれども、これについてのバスの償却というか、あれはどういうふうになっているんでしょうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、決算書55、56ページの高齢者等タクシー助成制度で、成果書では44ページなんですが、確かに利用枚数、この令和３年、４年と実証実験をして、積んできて、令和５年度にかけて改善されている点も改善して、今、実施されているわけなんですけれども、特に初乗り料金について、やはりかなりこの辺が負担になるわけなんですけれども、そういった点では、最大１乗車につき２枚になっていますが、これはもちろん一緒に１台乗車するのに何人か乗れば、それは負担も少ないと思うんですけれども、乗合いすれば。で、そういった点では改善もされていますし、それから、配布枚数も増えていますが、やはりまだちゅうちょする方もいるわけなんですけれども、そういった点では、44ページのところにも書いてあるように、循環バスのルートでないエリアや、身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対するため、宮代町の地勢や特性に合ったデマンド交通を導入しますということ、先ほど課長のほうからも、まだ結論めいたことは出ていないような趣旨の答弁もありましたが、この辺ではやはりどのように考えているのか、決算ですのでその辺、これまでの決算の状況を踏まえてお尋ねをしたいと思います。

それから、決算書59ページ、60ページの各種基金積立事業なんですけれども、ここで公共施設整備基金積立事業がありますけれども、これまで久喜の新ごみ処理施設に関わる積立ても、私は公共施設整備基金積立てになるのかなというふうに思っていますが、その点についてはどういうふうになっているんでしょうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、５目の財産管理、庁舎等管理事業なんですけれども、59、60ページで、今、特に一般的には、電気代なんかの使用料が非常に高くなっています。で、ずーっと以前、昔は、当然何かと契約していたんですけれども、東日本大震災以降、現在、電気については、令和４年度はどこと契約をしているのか。で、そこはどういう利点があるのか。特に電気代の関係でどういうふうになっているのか、その点ご説明をお願いしたいと思いま

す。

それから、続きまして65ページ、66ページの一番下の宮代定住促進作戦、定住促進ホームページ「みやしろで暮らそっ」の管理委託料というふうになっているんですけれども、実際これによって定住促進という命題になっています。実際、どういうふうになっているのか、その辺の成果についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、67、68ページのふるさと納税管理事業です。

これにつきましても、成果書に載っております。82ページに詳しく掲載されておりますけれども、これは、寄附金についてはいいんですが、特産品の中で特産品という割にはこの表の真ん中辺り、ドイツ国家認定・製パンマイスター、こだわり本格ドイツパンセット、その下も、シュトレンクリームチーズとなっているんですけれども、これは宮代の特産品なんでしょうか。この辺についての説明をお願いしたいと思います。

続いて、201ページ、202ページの11款公債費であります。

で、この点につきましては、説明でも、過去の借入れの利率の見直しに伴う利息の減額等々によって、前年度３位の借入利率が当初見込みを下回ったというふうに説明されております。で、この辺については、公債費なんですけれども、どういうふうに今後は借入れをしていくのか、その辺の見通し、計画などについてもお願いしたいと思います。

それから、利子の主な減額の理由に、地方債の償還が進んだことと、10年経過後の一部利率の見直し等々ということで、借入れ利率が低くなったということなんですけれども、この辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山でございます。

ちょっと順番、順番は前後しませんけれども、飛び飛びで、私のほう財政ラインと対話のまちづくり推進担当ラインのほうで所管している部分について、順次お答えしていきたいと思います。

まず、１番目のご質問で地方交付税の関係、こちらは成果書で言いますと16ページとか15ページ、16ページに細かいの、書いてございますけれども、こちらのご質問です。

内容とすると、基準財政収入額、需要額が同じように伸びていて、交付税のほうがどんと来ていないよというところで、財政力指数、先ほど前段の委員さんからもご質問ありましたけれども、0.6を切っているというところありまして、財政担当として変えていくというところのご質問をいただいております。

こちらにつきましては、地方交付税、当然もらわないほうが自主財源が多いという裏返しでございますので、大変大事なことというふうに考えております。つまり、基準財政収入額については、町の税の担当のほうから今年度こういった税収が見込めますよということを国のほうに報告をしまして算出される数字でございます。

片や需要額につきましては、本当一律的に高齢者の人口が何人、宮代町の住民何人、学校何校とかというところで機械的に出てくる数字でございますので、町のほうとして何とか頑張れるというのが基準財政収入額のほうなのかなというふうに思っております。

こちらにつきましては、ちょっと前段の委員の回答と被ってしまう部分ございますけれども、町税等の税収自主財源の確保というところが一番大

きな財政担当としての命題なのかなというふうに考えております。こちらが、地方交付税について変えていくために必要なこととして財政担当が考えていることということで、歳入の確保というところが最大のものだというふうに考えてございます。

続きまして、ちょっとご質問飛びまして、４番目の基金の関係で、こちらにつきましては、決算書で言いますと、ページで言うと59ページ、60ページ、ちょっと事業名、見切れてございますけれども、財政管理事業の中の公共施設整備基金積立事業ということで２億9,000万円ほど、昨年度、基金のほうに積んでございます。

ご質問では、こちら、ごみの、今、久喜市のほうがつくってございます新ごみ処理施設に対する負担金のほうも入っているのかというようなご質問でございましたけれども、こちらにつきましては平成30年までの間に3.2億円分、新ごみ処理施設への初期に係る費用というところで貯金をしてございます。令和４年度の決算には入ってございませんで、もう平成30年からの間に3.2億円の積立てを行ってございます。

で、昨年度、一応２億9,000万円積んではございますけれども、そのうち、普通財産の売払いが9,400万円程度と、あとは須賀小学校の再整備の関係で２億円ほど積んでございます。歳出とすると2.9億円というふうな数字となってございます。

基金については以上になります。

またちょっとご質問飛びまして、定住促進、宮代町定住促進作戦というところでご質問いただいております。

こちらにつきましては、ページ、今、失礼しますね、申し訳ないです。決算書で言いますと65、66以降になっていきます。細かい数字は68ページに記載ございます。

また、成果書につきましては、失礼しますと、84ページ、宮代定住促進作戦というところで記載してございます。

ご質問の内容につきましては、定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」というものを運営していたり、様々な手を使いまして定住を促進しようという事業に関して、成果というようなところをご質問いただいております。

まず、「みやしろで暮らそっ」につきましては、こちら成果書にございますとおり、年間でご覧いただいているのが23万回というところで、昨年が18万回程度でございましたので、それなりにきちんと発信のほうについては拡充できているのかなというふうに考えてございます。

で、また、ツアー、その第２点目にございますけれども、みやしろ初めてツアーにつきましては６世帯に対してツアーを実施して、宮代町の住み心地等を直接職員のほうからご説明したと考えてございます。こちら、昨年度３世帯でしたので、こちらは３世帯が６世帯になったなというふうなところでございます。

また、このサイト、直接これをしたから何人定住につながったかというのは、ちょっと統計はないんですけれども、みやしろ初めてツアーにつきましては、これまで参加された方、定住された方というもので統計取ってございます。平成26年ぐらいからこの事業しておりますけれども、ツアーに参加された約４割の方が宮代町に定住をしていただいているというふうなことで推計取ってございます。これに関しては、やはり誰でもなく一番町を知っている職員というところが、定住を検討している方に対してきめ細やかに、本当にかゆいところに手が届くような情報というのを生でお伝えできているというところが一番大きいのかなと思っております。これに関しては、４割というと

ころが定住率というところで、成果としては考えているところでございます。

定住促進に関しては以上でございます。

続きまして、ふるさと納税管理事業というところで、こちらは成果書で言いますと82、83ページでございます。

ご質問いただきましたのが、82ページの下段、中段以降にございます、いただいた寄附の概要、特産品別というところの左側の真ん中ら辺、こちらも文字が大変小さくて恐縮なんですけれども、ドイツ国家認定・製パンマイスター、こだわり本格ドイツパンセットであるとか、その次、ドイツ国家認定・製パンマイスターがつくるシュトレンというところで、これは宮代町の特産なのかというようなご質問いただいておりますけれども、こちらにつきましては、川端のほうにございますアムフルスさんというふうなところのものでございまして、こちらアムフルスさんにつきましては、産業観光課でやってございますメイドインみやしろ等にも推奨品として載っかっているものでございますので、町とすると宮代町の特産と、お勧めする特産品というふうな認識でございます。

ふるさと納税については以上でございます。

続きまして、一番最後、公債費の関係で、今後どういうふうに借入れをしていくのかとかというところのご質問なのかなとは思ってございますけれども、地方債に関しては、もう既にご案内しているかもしれませんけれども、宮代町の財政担当とすると、地方交付税が措置されるような有利な地方債については、なるたけ事業を推進する上では使っていきたいというふうに考えておりまして、今年度に交付税措置のない、単なる借金というか地方債というものについては、極力借りていかないというのが財政担当としての、まず基本原則というふうに考えてございます。

で、それに関しては、本９月定例会においても、補正予算等において、交付税措置のない地方債については一般財源への振替というところを行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

私のほうからは、ちょっとふるさと納税で１点補足をさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、ちょっと所管が産業観光課になるんですけれども、一応返礼品の基準というのを設けておりまして、特産品に限らずその基準をクリアしているものであれば返礼品としてどんどん採用していくというような方針を取っておりますので、そういった中で、このアムフルスさんについては申請をしていただいて、町として返礼品として認めてきたと、そういった経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

私のほうからは、１点目のご質問、委託のバスの償却について回答のほうさせていただきます。

こちら、ご質問にありましたとおり、昨年度までは中田商会さんがバスのほうの運行事業のほうを担っていただいていたわけなんですけれども、その契約におきまして、当初の契約の中で、バスにつきましては新車を購入、用意をしていただいて、で、そちらでもって運行をお願いしますというような形での契約となっておりました。で、その新車を購入、用意する、その価格の部分につい

ても含めて、設計に含めて業務委託というような形で取らせていただいたわけなんですけれども、そういった形で、運行会社のほうにバスのほうを用意いただいて、それを運行に使ってくださいというような形になっておりまして、そこの部分については、町のほうの所有という認識ではないため、毎年バスの償却というのを行っていたわけではございません。町のほうで、何か減価償却というような形で、何か減価償却費を計上してとか、そういった形での処理をしていたというわけではございません。

で、最終的には、じゃ、その契約満了後にそのバスがどうなるのかというところだとは思うんですけれども、その当時の契約の状態の中では、実際に契約をしたときに、バスの運行が、毎日毎日バスが運行されていて、１日100キロから200キロぐらいの運行をするものですから、実際５年間の運行をしますと、走行距離からしますと20万キロから30万キロぐらいになるというような形になっておりまして、その当時の契約の中では、その５年間の契約が終わった後にまた新しいバスを、運行会社を決める際にまたバスのほうを、そのときまた購入するのかどうかというような形で、検討するというような形でやっていたものになりますので、なので、５年前の契約の際に関しましては、バスの償却ということについては、５年間の契約が終わった後に実際には町のものになるというような形には、契約上はなっていなかったものになっております。ですので、今回は、この３月まで中田商会さんのほうで運行していたものにつきましては、実際のところ、その中田商会さんのほうで、運行が終わった後にはそのまま保有をするというか、その後実際にどういう使い方をしているかというところまではちょっと確認を取っておりませんけれども、中田商会さんのほうがお持ちになっているという形になっております。

私からは以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島です。

私のほうからは、決算書55、56ページの高齢者等タクシー助成事業に関するご質問についてお答え申し上げます。

まず、タクシー助成事業につきましては、先ほどもお話あったとおり、２年間の実証実験を行っております。

で、その２年間の実証実験の中で、どんな見直しがいいのかという部分も含めて、本格稼働までに見直しをして複数枚利用ですとか、あとは、400円から300円に、１枚当たりの単価を変えたとかという部分を、見直しをしたというところでございます。

で、利用に当たりまして、このタクシー助成券を使いまして利用というところで、町内だけにとどまらないで町外への交通手段としている方も多く見られたというところもあったりとか、あとは、循環バスを利用できない方の補完だけではなくて、高齢者の移動手段を目的とした事業という側面もありますので、そういった部分の移動手段というところがあるというところです。

ただ、このタクシー助成事業につきましては、そういった部分で、町内の部分で使っていただくのがいいのかなというところではあるんですが、かといって、先ほどもお話ししたとおり町外への利用も、活用しているという方もいらっしゃるというところで、この宮代町の中でどんな使い方、どんな利用、移動手段という部分でやっていくのがいいのかというところにつきましては、先進地の視察ですとかバスの事業者と相談しながら、宮

代町にとってどのようなものがいいのかという部分を、デマンド交通も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当主査、島村でございます。

私のほうからは、庁舎管理事業の電気料について回答させていただきます。

丸藤委員からご質問いただきましたのは、令和４年度の電気料の契約業者ということでございましたけれども、香川県にございます藤田商店という会社と契約させていただいております。

で、こちらのメリットということなんですけれども、メリットにつきましては金額でございまして、当時につきまして、今現在契約している業者は、東京電力ではなくて電気小売事業という事業を行っている業者なんですけれども、私どもがその藤田商店に契約する当時につきましては、小売事業者がその電気を仕入れてくるところのＪＥＰＸ市場というところでの市場価格が高騰しておりまして、それでもって、その当時、新規受付を行うところがございませんで、比較対象は、東京電力が小売事業じゃなくて電気をつくる側、託送事業者として用意していた金額、臨時で給付する金額設定がございまして、そちらの金額と比して安いという形で、価格でもって決めさせていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、歳入の地方交付税の関係でございます。

ここで基準財政収入額をどう増やしていくかという問題、税務課のほうになってしまいますので聞くことはできないんですけれども、やはり財政力指数がどんどん悪くなっている。で、それはやはりどうしてかということを、財政担当では絶えず考えないといけないと思うんですよね。で、先ほども言われたように、じゃ、借入れはできるだけ交付税措置のあるものにしていく。で、そのことは、今回の補正予算でもはっきり示されていますので、そういう方向なのかなというふうには分かりますが、じゃ、どういうふうに、これ、財政力指数を上げていけばいいのか、その辺はいつも課題だと思うんですけれども、単純な質問で申し訳ないんですけれども、どういうふうにして良くしていくのか。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。これは、地方交付税との関連でお尋ねしたいと思います。

で、２点目の便利バス、決算書53、54ページの関係でございますけれども、そうすると、中田商会と新車購入するときに５年契約ということがありました。で、これは、５年契約と言いながら５年は経っていないんですよね。そうすると、運行会社でバスを用意するということで始まっているんですけれども、じゃ、この差というのはどういうふうにすればいいのか。ただもう中田商会とはもう契約が切れたので、あとはもうどうでもいいと言ったら語弊がありますけれども、やはりそれまでは契約していたわけですから、その点についての、何ていうんですかね、差というか、それを宮代としては、やはり中田商会との関係では、宮代は住民のことを考えれば、これは損していますよね。損得じゃないですけれども。損するということは負担になっているということなんですよ。その辺は話し合いも必要だったかと思うんですけれども、どういうふうに処理されたんでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、決算書55、56の高齢者等タクシー助成制度、これとデマンドバスの関係で、一括して答弁されましたが、確かに400円、これが300円になって２枚利用できる。それと、利用券枚数が年間増えた。これは大きな改善だと思います。

で、やはり利用者からすれば、町外への病院通院が、やはり通院の交通手段になっているわけなんですけれども、やはり利用する人は電車等で行けない。やはりそういった意味でタクシー券があればということで利用されています。改善点は改善点として分かるんですけれども、それでもやはり帰りは非常に問題になってくるわけですよね。ですから、そういった点で、デマンドバスとの関わりもなってくるかと思うんですけれども、そういった点では２年間の実証実験をされましたが、まだ町民からすれば改善が必要なところがあると思うんですけれども、そういった点ではどういうふうに今後改善されていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、決算書59、60ページの各種基金積立てなんですけれども、そうしますと、先ほど言った新設のごみ焼却炉についての財政的な問題は、まだ新設炉の負担金については不確定なところがありますけれども、それはそれなりに計画を立ててきたと思うんですけれども、そういった点では新炉、ごみ焼却炉についての基金については、じゃ、どういうふうに、実際どういうふうに使えるのか。その点、これまでの基金の状況と併せてご報告をお願いしたいと思います。

それから、同じく59、60ページの庁舎管理事業の中の電気料なんですけれども、これについては価格で決めたというのは分かります。当然だと思います。

で、この藤田商店、香川県だということなんですけれども、これは、近隣ではどういう自治体が利用されているんでしょうか。

それと、価格で決めたということなんですけれども、どういう違いが、価格なんですけれども、どういうふうに違うのか、その点、何ていうんですか、違う金額ですよね。例えば、こういうところと契約するとこういうふうになるけれども、現在はこういうふうになっているという、分かりやすく説明していただければ幸いかと思います。

それから、65、66ページの宮代定住促進作戦であります。

これで、これまでいろいろ宮代町のいいところ、そういったところを宣伝というと非常に言葉は悪いんですけれども、して、いろいろ定住も図ってきたということなんですけれども、宮代の、何ていうんですか、定住する一番の要因、いろいろあると思うんですよね。例えば、笠原小学校があるから、ぜひ子供を通わせたいと、そういうことから宮代町に来たという方も、いろいろ聞きます。で、何がそういう宮代の良さを知って定住されるのか。その点について、どういうふうに担当課としては評価されているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、決算書67、68ページのふるさと納税管理事業については分かりました。

それから、決算書201、202ページの11款公債費、これについても考え方は分かりました。ただ、もう１点、最後に聞いた元金と利子の関係でございますけれども、特に利子の減額理由が、10年経過後の一部利率見直しにより、借入れ利率が低くなった、これは何を指しているのか。具体的に示していただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山でご

ざいます。

私のほうからは、再質問いただきました点につきまして、順次お答えしていきたいと思っております。

まず１点目、歳入、地方交付税の関係で、財政力指数が、成果書にあるとおり年々悪くなってしまっていると、していると、そういう傾向があると。財政力指数上げるために、担当としてどうしていくのかというようなご質問なのかなと思います。

こちらも、ちょっと前段の委員さんへのお答えと被ってしまう点あることをご了承ください。

先ほどご案内したとおり、普通交付税算出するに当たりまして、宮代町が標準的な行政サービスをしましたらこのくらいお金かかりますよねという基準財政需要額並びに宮代町の税担当のほうから国のほうに今年度このくらい税収がありますよというような見込額を報告してはじき出される基準財政収入額、その差が交付税として来ると。その割合が財政力指数となって表れているものでございます。

需要額につきましては、先ほど来ご説明していますとおり、人口、高齢者の人口だとか、全人口、子供の人数とか、障がい者の人数だとか、そういったところでも定数的に決まってきますので、ちょっと町のほうではなかなかこちらについては努力するというようなところが難しいのかなと考えてございます。

この基準財政収入額につきましては、収入、宮代町の歳入の主なものでございます。こちら、成果書でいうと２ページ、３ページ、一番最初の一般会計歳入歳出決算状況の歳入の状況の一覧ございます。１款町税から、２款譲与税、３款、４款、５款、６款、７款、８款、９款、飛んで11款というものが、こちら基準財政収入額を構成する主だったものでございます。

ご覧になったとおり、２款以降につきましては国の譲与税であったり、県税の交付金でありますので、町のほうで努力したから直接的に変わるというのもではございません。間接的には、様々な積上げですので影響ございますけれども、直接的に町のほうがどうこうするというようなものではございません。

したがいまして、消去法、１款町税でございます。こちらのほうを上げることが基準財政収入額を上げること、ひいては財政力指数を改善するというところにもう本当唯一無二の存在なのかなとは思っております。

これにつきましては、前段の委員さんにもご説明したんですけれども、例えば和戸地区での産業系の活用だとか、そういったところで固定資産税等の町税を確保していくというところが近々の課題となっているものと認識しております。町のこの数値を上げるためには、基準財政収入額を上げる、つまりは町税を上げていく、歳入確保していくというところが唯一の方法だと財政担当としては把握してございます。地方交付税に関しては以上でございます。

続きまして、基金につきましては１つ飛ばしまして、定住促進です。

決算書65ページ、66ページ、定住促進作戦の様々なＰＲ、宣伝、ＰＲをしていくというところで、委員からお話ありましたけれども、宮代町に定住するポイントとして、いっとき電車の車内広告等でもはだしで学べる学校がありますよなんていうようなことで笠原小学校のこともＰＲした時期もございました。

定住促進の事業を所管する担当として、こちらはちょっと試験というところで担当の考えとなってしまいますけれども、ポイントとしますと、こ

れもこれまで、多分恐らく町のほうでも何度も恐らく言っているとは思うんですけれども、電車通勤等で都内まで行けますよと。しかも、駅から歩いて５分、例えば自然豊かなところがありますよと。そういう程よい田舎感、程よい都会感というか、そういったところが宮代町の売りなのかなというふうには思っております。

また、この定住促進サイトやツアーを担当する職員としますと、それは実際関わった方十数人、数十人の話ではあるんですけれども、職員さんと話をすることで、すごく顔が見える、顔が、存在がすごく近いような町ではないかなというふうなところを言われる方もいらっしゃいます。そういった人とのつながりだったり、コンパクトな町ながらの人とのつながり、コミュニティーだったり、そういったところに魅力を感じて定住される方もいらっしゃるというふうには担当としては考えているところでございます。定住促進については以上でございます。

一番最後、公債費につきまして大変失礼しました。ご質問いただきました、公債費の利子の部分で不用額があって、減額がありますよというところでございまして、具体的なものでございますけれども、臨時財政対策債というものが毎年、交付税が現金で国のほうで配付できない際には、地方公共団体のほうで借金をしてそれを調達してくれという仕組みでございますけれども、こちらが平成24年にお借りしました臨時財政対策債約5.5億円が利率の見直しの対象となってございます。具体的には0.7％で当時お借りしたものが、利率見直しによりまして0.2％となったものでございます。こちらについては毎年度借りてございますので、また来年も恐らく25年の部分でこういったことが発生するのかなというふうには想定してございます。大変失礼しました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず、２点目の便利バスと、それから４点目の新道の公共施設整備基金についてお答えをします。

まず、便利バスにつきましては、中田商会さんとは平成30年度から令和４年度までの５年間の契約で、そのバスについては５年間満了しておりますので、契約期間に満たない範囲で契約が終わってしまったとかそういったことはございません。

ただ、バスですので、それ以上走れないかと言われますと、走れる、あと１年もしかしたら走れたかもしれないです。それについては結果論でございますので、今後、現在、令和５年度、６年度に関しては朝日自動車さんのバス、中古のバスを今借りて運用をしておるところでもありますし、そういったやり方もひとつあるのかなというふうに思っています。そういったもろもろメリットの多いやり方を今後も検討していきたいというふうに考えております。

それと、４点目の新炉についての公共施設整備基金、今、3.2億円を積み立てておりますが、今後、それがどのように支払っていくのかですとか、増えるかといったところなんですけれども、議会、本議会、あるいは一般質問等でも環境資源課のほうでお答えさせていただいておりますとおり、現在、まだ担当部署において協議中ということで、数字が定まったものは示されていないところです。この3.2億円につきましては、久喜市の新炉の基本計画を定めたときに、恐らく最低限これぐらいはかかるであろうということで、当時3.2億円上限ということで議会のほうに上程をさせていただいた経緯がございます。その後、増える、あるい

は減る等につきましても、今、協議中の段階ですので、ちょっとなかなか数字として財政のほうには示されていないところでもございますので、今、お答えするのはなかなか難しいかなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、環境資源課のほうには、町の財政状況を考慮した上で協議を行うようにということで、町の財政状況も踏まえて説明はさせていただいておりますので、そういった中で今後、改めて数字が出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当主査、島村でございます。

先ほどお問合せいただきました、庁舎管理事業におきます電気料につきまして回答させていただきたいと思います。

香川県にございます藤田商店についてなんですけれども、申し訳ございません、藤田商店の関東圏内における実績というのは、ちょっと私の調べが足りない可能性もありますが、実績は確認できませんでした。

ただ、一言申し上げさせていただきたいのは、藤田商店はこの関東でその電力を権利として持っていたということでございます。電力を売買する権利を持っていたということでございます。

もう１点、お話ございました具体的な、じゃ、金額につきましては、一応試算した結果につきましては、庁舎管理だけですと年間で11万の削減なんですけれども、これが契約につきましては役場だけでなく、出先も含めました12施設一緒に契約しておりまして、そちらを含めますと54万8,000円年間で削減できるという結果が出ております。

比較対象につきましては、東京電力の最終保障契約が比較対象となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

私のほうからは、決算書の54ページから56ページになります、便利バスと高齢者等タクシー助成事業のあたりになります。

先ほどの中で、利用者の方が町外、病院とかに通院するとかというところで、町外の病院に行くという交通手段として電車では行けない、そういった部分も含めて、今後どのような改善をしていくのがいいのかというところだと思います。

利用者の方から循環バスとか使っている方々からは様々な意見とか要望とかございます。その中で、循環バスのほうを改善していくのがいいのか、それとも事業者、バスの事業者ですとか、タクシーの事業者さんとかと協議とか勉強会を行うなどしてデマンド交通のほうを入れていくのがいいのかという部分もあります。

また、他の自治体の事業者にも影響が及ぶものでございますので、そういった部分の中でやっていくことが可能かどうかという部分も含めて検討していかなくてはいけないというところです。そういった部分の中で、先進的に行っている自治体のほうを視察したりとかして、メリット、デメリットとかを確認させていただくとか、そういった部分を行っているような状況でございます。

様々な意見、要望の中で、循環バスを改善していくのがいいのか。それともデマンド交通のほうに切り替えていくのか。それともそのほかの方法とか、循環バス、デマンド交通の組合せがいいのかとかという部分を今後、いろんなケースを想定

しながら検討して、町民の皆様から喜ばれるような交通システムが作れればということで考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお願いいたします。

いずれにしても、便利バス、循環バス、あるいは高齢者等タクシー助成、あわせて、さらにデマンド交通を導入しますというふうに言っているので、これはいろいろ、いろんな予算も加味して検討しての答えを出すんでしょうけれども、デマンド交通については間違いなく導入の方向で検討しているわけですね。それだけ、方向性だけ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申しまします。

デマンド交通を導入するかどうかという部分につきましては、今の段階では導入するとはちょっと言い切れない状況でございます。

宮代に合った交流手段がどのようなものがあるのかというところの中の一つとして、現状、先進的なところを見に行ったりとかしているというところで、導入の可否についてはまだそこまでの検討は至っておりません。ですので、今後、どの手段がいいのかという部分は、宮代町に合ったものを検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時０２分

再開　午後　５時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き企画財政課の質疑を行います。

質疑はありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

２点お願いします。

１点目は、ページ68のふるさと納税です。

もう一点は、54ページの便利バスが走るです。

それで、ふるさと納税のほうなんですけれども、前段の委員さんたちも出ていたんですが、この説明書の82、83です。

この表というか、なっているところのいただいた寄附の概要と、右の成果の中の寄附金活用事業というところなんですけれども、寄附する側としますと、この大まかな、例えば左ページの農のあるまちづくりに関する事業で348万とかというのが、１回目はそれでも、ああ、ここにしようと思うんですけれども、２回目になると、あまりに漠然としていると推さないんですよ。そこはいいやとか、違う市町村にしようとかなってしまうということあるんですね。それで、何かそういう改善をするのか、それとも、それとあと右ページ、83ページの農のあるまちづくりに関する事業はほとんど新しい村の運営に充てているわけですけれども、寄附した方は、この農のあるまちづくりに関するということで、町全体の農のあるまちづくりに対してだと思うんですね。そのあたりがやっぱりこう寄附する側が思うのと、町が使っているものの側と違うと思うんですけれども。

もう一つ、子どもたちの未来に関する事業に関しても、未来に関すると書いてあるんですけれども、保育所や子育て支援センター等の運営、小中学校のきめ細やかな英語指導とかとなっている、

今、現実なんですよね。そのあたりをもうちょっと具体的にとか、魅力あるもの、そういうものに変えていく必要と何か、ふるさと納税が減っている理由は多々あると思うんです。漁村でもないし、名物もない。アムフルスのパンはもう都内からいっぱいお客さんが買いに来てくれているので、その人たちが結構納税とかしてくださったら、結構有名なお店なので、これから伸びていくなと思うんですが、何かそういうところの変えていく方針はないのかなと、そのあたり企画財政としてどうしていくと思うのかお聞きします。

もう１点は、ちょっと確認なんですが、ページ50の便利バスが走るというとき、子供たちのラッピングを使いました。これ、以前にもちょっと質問したことあるんですが、これを、子供は５年で自分の絵を描いたものが走らなくなると想像つかないと思うんですが、その辺りはきちっと何年ぐらいバス掲載するよみたいなことをしっかりとその使わせてもらった子供たちに言ったのか。その辺どうなっているか。突然、自分の絵がなくなった子の気持ちとかを思うと、どうなっているのか、そこ、確認です。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、ご質問ありました１点目、ふるさと納税に関してご説明したいと思っております。

成果書でいいますと、82ページ、83ページでございます。

ご質問のほうでありました、寄附を町が募集している分野、農のあるまちづくりであったり、子どもたちの未来というところがぼやけているというところは、こちら委員のご指摘もまさにそのとおりかなとは思っております。こちらに関しては、先ほど前段の委員さんにもお話ししましたけれども、もう少し宮代町独自とかの思いとか、取組をきちんとメッセージ性を持って届ければ寄附というのはやっぱり集まる事例も全国ありますので、そういった見せ方というのはやっていく必要はもう十分にあると思っておりますし、こちらについてはもうすぐにでも取り組んでいきたいと考えてございます。

あとは、農まちとか、子どもたちについて、農のあるまちづくりに関する事業については新しい村の運営と。子どもたちの未来に関しては、保育所、支援センターの運営だとか、小中学校の英語指導助手の費用に充てているというところで、こちらについても寄附者との思いとのマッチングというところがうまくいっていないのではないかという趣旨かなとは思いますので、こちらについては個別具体的な事業の展開の中でやっていきたいと思っておりますし、宮代と言えば農のあるまちづくりですし、全国的に見ても寄附金が集まる分野というのは、やはり子育て関係が非常に多いです。これに関しては、こういった漠然としたもの以外にも何かこう宮代町独自に力を入れていて、宮代の子供たちの未来につながりますよというところをうまく伝えられるような事業というのは作っていきたいというふうに考えてございます。こちらについては、もうご意見いただきまして、ぜひ改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

便利バスの関係で、ラッピングバスのデザインをした子供たちに、デザインしたバスが５年後に

なくなるとかという部分を伝えられているかどうかというご質問かと思います。

実際、これ、６年ぐらい前の話になってしまうので、その当時どのような形で伝えていたかという部分はちょっと今手元にもございませんので、何とも言えない部分はあるんですが、恐らくの話になってしまいますが、そこまで、５年後にはなくなりますよというところまでは伝えていないと思います。実際、今回５年間走りますバスに対してのラッピングのデザインをお願いしますということでの募集は多分していると思います。ただ、その５年後になくなるというところまでは伝えていないかなというところです。

今後なんですが、今後、また同じような形でラッピングバスのデザインをお願い、募集をするというような状況になった場合には、当然、そこの部分はきちんと伝えて、その上で応募していただくような形で募集をかけたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ふるさと納税のほうは、はい、よろしくお願いします。

一般質問でも、はい、・野議員からも出ていた、私、ああ、そうだ、そうだとちょっと、図書費とか、図書館とか、本の助成とか、やっぱり子供の未来で、私とかはもう本当、町の財政でどうしても道路とかの標示、交通安全標示でも金額がどうしてもどんどん減っている中で、例えば安全・安心とかそういうものに使うとか、やっぱり子供たちを守るとか、未来を託すとか、何かそういうのはもうちょっと具体的にしていっていただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

もう１点、バスなんですけれども、以前の中田バスはもうかなりひどい、古いのがずっと走っていましたよね。それで何か５年とかはすごい私としては短い感覚がありまして、例えば新しく朝日に変わったわけですけれども、そのときにバスに対してありがとうみたいな、まさかなくなっちゃうと、私もあの絵がなくなるという感覚がなかったんですね。何か私の感覚ですけれども、だから何かやっぱりちゃんと子供の絵を使うんだったら、やっぱりそれを尊重するやり方というのを、今後また募集とかしていくときは大事にしていっていただきたいと思いますので、そこはしっかりとお願いいたします。

はい、以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１点だけちょっとお願いします。山下です。

成果書ですか、説明書88ページ、予算書では同じく88ページで、統計調査事業となります。

このことについてちょっとお聞きしたいんですけれども、この３点ほど書いてあるんですけれども、学校基本調査、令和４年度の就業者基本調査、あと令和５年度の住宅宅地調査ですか、そのように書いてあるんですけれども、これは、これを調査して、目的は何をしようとしているんでしょうかね。１つはそのことなんです。

学校基本調査のことでは、調査対象としては小学校４校、中学校３校、幼稚園４園。そして説明の中ではここに書いてあるように、何て書いてあるかな、この先生とか学校のそういう生徒や先生、教職員などの調査をするということを書いてあるんですけれども、このことによってどういう成果があったのか、これからどういうふうにするのか、町としてこれを利用して、そういう考えがどういうふうに持っているのかちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、２つ、真ん中に書いてある令和４年度

の就業構造ですよね。この中で、15歳以上の方で不就業の方などを明らかにするんだみたいなことを書いてありますけれども、これによって何が分かったのか。これからどうしようとしているのか、これでやって。ちょっと分からないというのが思いですよ。たた調査してどうするのか。町としては何を目的に。これは国のやつなんですけれども、町も利用するわけですよね。町で実施するわけですから。そのことについて、どういうふうにするのか、ちょっと聞きたいなと思っております。

あと、令和５年度の住宅、宅地調査ということで、ここには住宅等、住宅以外で人が暮らす建物を調査するんだということを書いてありますけれども、それによって何が分かったのかなと思って、宮代町では。人が暮らす住宅以外の建物というのはどういうところがあるのかちょっと分からないなという感じがするんですけれども、どういうことを調査するのか、これによって。ちょっと教えて、詳しくお願いしたいなと思っております。

以上です。この１点だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申しします。

ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

統計調査につきましては、今回、ここに記載されているのが３つの統計調査となっています。基本的には国が行う全国的な統計調査になりますので、国の目的の中でやっているというところです。

統計法に基づく基幹統計調査という部分になってくるもので、５年に一度全国一斉に行われているものです。学校基本調査につきましては、例年行っているような状況でございます。

そのような状況で、統計法に基づく基幹統計、就業構造基本統計を作成するための統計調査という形になっておりまして、国民の就業だとか不就業の状況を把握して、全国とか、あとは地域ごとの就業の構造とかを調べた結果を基礎資料として国が取りまとめていくという状況です。

町に関しましては、国のその統計の調査を行うための協力をしているというところの中で行っている状況です。

何が分かったのかという部分ではありますが、これ、すぐ調査したからすぐ何かこういう状況ですというのが分かるものではなくて、国が調査の結果を分析等々を行いまして、今、日本の中で何が必要かという部分を施策としてその後に出してくるような状況になっております。ちょっと雑駁な説明になってしまったんですが、以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　これは国でやるということは分かっているんですよ。ただ、町としても、実施するのは町なんですよね。宮代町の状況というのは分かっているはずなんだと思いますよ。このこと、調査した。ただ単に国から言われたからマル秘でみんなポストの中に入れたというわけじゃないでしょう。調査員は宮代町の人を頼んでやっているわけですから、その辺のところで何が分かったのかというのは、町でも把握、何のために調査しているのか分からないですよ、それじゃないと。分かっている範囲だけでもいいから教えていただければありがたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申しします。

統計調査になりますので、統計法というものがあります。その中で、町が国から依頼をされて実施のほうは行うものでありますが、統計法上、町

のほうでその中身を分析するとかという部分ができないことになっておりまして、きちんとその統計の調査の項目上埋まっているかどうかとか、調査した内容が全部そろっているかどうかという部分のチェックのみになっております。その上で、きちんと調査票がそろっているかどうかという部分の中で、そろっている状況になった段階で国のほうに上げていくという形になっていきますので、調査した段階では、町のほうではちょっと中身までは分析ができない状況にはなってしまう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何か分かりました。内容はそういうことということで。

ただ、例えば就業の問題については、どのくらい就業しているのか、就業していない人はどのくらいいたのかぐらいは分かると思いますよ。その辺のところの裏で、こう統計として出てくるはずですから、何人就業できていないんだとか、宮代町の中で、２番目の令和４年度の就業構造ですよね。そういうところぐらいは分かると思いますよ、細かいところまでは。じゃなかったら、じゃ、何のために出しているのか。ただ町は下請に出して、あとは知りませんということなんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

ご質疑いただいております、ご質問いただいております就業構造基本調査なんですけれども、調査の趣旨は、働いている方、その世帯で働いている方というのがどれぐらいいるのか。また、その働き方というのが今の時代に合わせてどういうふうに変わってきているのか、そういったものをまずひとつ調査します。

それから、不就業の場合は、働いていない割合とかを調べるのと、なぜ働いていないのか。どういう条件、あるいはどういう状況になったら働く気が起きるのか。そういったところを項目として調査をかけておりまして、その取りまとまった結果というのは、国、都道府県、それから市町村レベルで言うと30万人以上の政令指定都市等というふうに取りまとめになっておりますので、これ、町単体で今どういう状況かというのは正直把握できていないところでもあります。

その下の住宅・土地の調査単位区設定というのは、今年度行っている調査をする材料集めということで、どの地区に何軒ぐらいの家が建っているかという地図を作るためのプレ調査というふうになっております。この住宅・土地、今年度、今やっているんですけれども、これについては町のほうでも１軒ずつ回っておりますので、空き地、空き家がどれぐらいあるかですとか、そのぐらいについては把握はできるかなというふうには思っております。

今後の活用につきましても、その就業構造基本調査につきまして、その全体の状況から、今、お話ししたような傾向をはかるということはできるのかなというふうに思っております。住宅・土地につきましても、空き家の利活用について、町としての検討をするというところでは活用できるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時３４分

再開　午後　５時３５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２７号の審査（会計室）

○委員長（西村茂久君）　これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○会計管理者兼会計室長（宮野輝彦君）　会計管理者の宮野と申しまします。どうぞよろしくお願いいたします。

担当の紹介させていただきます。

○会計担当主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤と申しまします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入、歳出、一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で会計室の質疑を終了いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月13日水曜日午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時３７分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１１名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（１名）

山　下　秋　夫　君

欠　　員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷　龍弘　君	会計管理者兼会計室長	宮野　輝彦　君
町民生活課長	吉永　吉正　君	町民生活課副課長	新井　庸一　君
町民生活課主幹	横溝　秀武　君	町民生活課主幹	関根　雅治　君
危機管理担当主査	髙林　優子　君	交通安全・消防担当主査	長瀬　昇之　君
地域振興担当主査	加藤　正久　君	環境資源課長	大場　崇明　君
環境資源課副課長	小林　知弘　君	環境資源課主幹	田邊　和美　君
環境推進担当主査	山﨑　健司　君	資源循環担当主査	河井　伸一　君
税務課長	伊東高　幹　君	税務課主幹	海老原　剛　章　君
税務課主幹	石井　　栄　君	町民税担当主査	岡安　英之　君
住民課長	草野　公浩　君	住民課主幹	高橋　正巳　君
住民課主幹	田原　浩介　君	国保・後期担当主査	安部　麻里亜　君
年金担当	山﨑　　貴　君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	押田　昭浩	主任	金子　尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、９月11日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎諸般の報告

○委員長（西村茂久君）　諸般の報告をいたします。

山下委員におかれましては本日委員会欠席の連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（町民生活課）

○委員長（西村茂久君）　これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君）　皆様、おはようございます。町民生活課長の吉永です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席している職員の自己紹介をさせていただきます。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　おはようございます。町民生活課副課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　おはようございます。町民生活課交通安全消防担当主幹の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。町民生活課交通安全・消防担当主査の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　おはようございます。同じく町民生活課地域振興担当主幹の関根と申します。よろしくお願いします。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　おはようございます。町民生活課地域振興担当主査の加藤と申します。よろしくお願いします。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　おはようございます。町民生活課危機管理担当の主査、髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては挙手、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出と一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　おはようございます。

九山です。よろしくお願いします。

何点かお願いいたします。

決算書52ページ、説明書100ページの集会所の修繕維持管理費の補助についてです。

年々着実に改修、進んでいるのですが、今後の全部一応改修っていつ終わるのか、それとも、全部はできないから徐々にで延々と続くのか、そのあたりをお願いいたします。

２点目は、決算書74ページ、説明書110ページの防犯活動事業です。

町の役場の回転灯、あの青い色です、赤色ですか、使用したパトロールの効果、未然に防ぐということと防止で走っていると思うのですが、ちょっと事故を見つけたとか、何かその効果、そのあたりお願いいたします。

結構走ってくださっているので、お願いします。

３番目は防犯灯の維持管理についてなんですが、決算74ページ、同じです、説明書110ページです。

防犯灯を着実にＬＥＤ化も進んでついているのですが、ずっと50メートル、変わらないんですけれども、25メートルの。そのあたりをどう考えているのかということと、ちょっと、結構家が建っている地域で、家が建つと今まで空き地だったとか畑だったところが家が建つと電信柱の位置が変わるんです。それでその、位置が変わったときに結局見えなくなってしまうとかというところがあるのですが、今まで維持管理って結構その新しく新設するとか修繕するとかって２点を挙げていらっしゃるのですが、その辺り、それと、町の活用が変わったときはその辺り点検しているのか、地域住民にちょっと依存しているところなのか、お願いいたします。

それで、あと、防災なのですが、決算書74ページ、防災、説明書が111ページです。これ、いつもちょっと質問させてもらうのですが、テレビ埼玉で市町村データ放送サービスの利用を66万でやっていただいていると思うのですが、今年に入ってちょっと大雨が降ったときにテレビ埼玉はまだ全然その情報が出ていない、でも、Ｊ－ＣＯＭはいち早く出ているんです。その時間差が30分とかではなくてすごい、Ｊ－ＣＯＭは早いんです。そのあたり、ずっとテレビ埼玉でやっているんですけれども、ちょっと情報が遅いといつも感じるのですが、その辺どうしている、どう考えているのかお聞きします。

あと、５点目が避難所開設訓練についてお伺いします。

決算書76ページ、説明書112ページなんですが、いろいろと配慮してやっていただいているんです。その中でこれまでも出ていますけれども、妊婦とか授乳する方のちょっとプライバシー保護とか、いい個別のものをつくっていただいているのですが、そのあたりの検討というのは進んでいるのか、そこをお聞きします。

あと、消防団についてお聞きします。

決算書162、説明書114なのですが、新聞でも報道されていますけれども、団員不足、うちの町も同じだと思うのですが、手当の、やはり手当って必要だと思うのですが、そのあたりの見直しはどう考えているのか、予算のときにも出たのですが、地域によって協力金が出しているところ、出していないところがあるので、手当がなくてもいいような町の、手当を上げるとか、何かそういう考えを持っていたほうがいいんじゃないかなと私は思うのですが、その辺りってお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　町民生活課地域振興主幹関根と申します。よろしくお願いします。

初めに、私のほうからは集会所修繕の関係になります。

説明書の105ページになりますか、修繕補助金の関係でございますが、集会所の修繕については今計画してあるものではなく、経年劣化や老朽化などによりその都度不都合が生じた場合の修繕の補助をしております。また、２分の１補助のため、自治会さんのほうの持ち出しもありますので、一遍には終わらないということで、これは継続的に担保していくものだと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

幾つかちょっとご回答させていただきます。

まず、決算書74ページ、説明書110ページ、青色防犯パトロールの効果ということでお話いただきました。

こちらの効果につきましては、まず、青色防犯灯のパトロールにつきましては、実際週２回職員のほうが乗車させていただきまして、パトロールのほうを実施させております。

時間帯につきましては、おおむね子供たちが下校するであろうという時間、３時過ぎぐらいからを実施させていただいているような状況でございます。

こちらの効果につきましては、まず、一番の効果というものが、抑止力になるというところが大きな点になるということが考えております。その発生状況、延長上に事故等、また、異常があれば通報するということが一番大きな目標かなというふうに思っております。ですので、あくまでも抑止効果ということであれば、ちょっと結果にはなかなか見えづらいところもあるとは思うのですが、現在のところ事故を見つけただとか、そういうものを報告受けておりませんので、抑止力にはつながっているのではないかなというふうに考えております。

現段階でこの行動をやめるというような話も出ておりませんので、引き続き継続させていただきたいというふうに思っております。

そして、次の決算書74ページ、同じく説明書の110ページ、防犯灯の位置です。例えば、新たに開発が起きて、田んぼが住宅街になったとか、既存のものがそれによって50メートルというおおむね条件はありますけれども、変わったときの対応というようなことだったかなというふうに思っております。

こちらにつきましては、町のほうで基本的にここからこちらに移設するということに関しては、地主さんの要望ですとか、もちろん、区長さんの要望でということであれば検討はさせていただいておりますが、町のほうから基本的にこの動かしましょうというような積極的な動きのほうはさせていただいていない状況にございます。

年に１回防犯灯の新設の申請時期もございます。あとは修繕ですとか、先ほどの緊急的な地主さん等の要望によって、また、あと、どうしても移設したいというようなものに対しては随時受け付けさせていただいておりますので、あくまでも依存というわけではございませんが、地域の方が感じているのが一番正直なところ使っている方が一番かというふうに思いますので、そちらの声を拾い上げて対応させていただいているような状況にございます。

そして、もう一つ、同じく決算書74ページ、説明書110ページ、防災のテレビ埼玉とＪ－ＣＯＭの情報発信の伝達情報というんですかね、こちらのお話をいただいたと思います。

テレ玉と、ごめんなさい、テレビ埼玉、テレ玉とＪ－ＣＯＭにつきましては、町のほうから情報を発信するということもできるというような状況になっております。こちらにつきましては、情報の発信力というものに関しては、やはり町のほうから呼びかけというものが一番強いというふうに感じておりますので、こちらにつきましては見ている方が、やはり遅いというふうに感じているということであれば、私たちも申し訳ありませんが反省しなければならないかなというふうに思っておりますので、特に防災に特化したものではございませんので、この点の使い方というものを改めて少し検討させていただきまして、委員からもありましたとおりにお金も払っている部分もございますので、有効活用するような形で少し検討させていただくような形で、所管が町民生活課ですの

で、それ以外の課にもちょっとお話をさせていただきながら有効活用させていただければというふうに思っております。

そして、もう一つ、決算書76ページ、説明書の112ページ、避難所訓練の授乳ですとか女性ですとかのプライバシーに関しての検討でございますが、コロナの時期もございましたので全てとは言えませんが、年に１回避難所訓練等の開設訓練等の職員等で行わさせていただいている現状がございます。

年に１回ということで、これが足りないということでは反省しなければならないということでございますが、その都度、やはり課題点というものが出てきますし、情勢によって先ほどもお話いただきましたとおりに女性の問題ですとか、障がい者の問題ですとか高齢者の問題、あと、最近ですと暑さ対策ですとか寒さ対策、やればやるほど、やはり問題点というのも出てきますので、この辺につきましては何をこうしたらいいというのが、話では出るのですが、100点がなかなか見えない部分がございますので、これは引き続き検討という形で、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという形で実際に体験していただいた方、またはないし体験談ですとか、あとはこのご時世ですので、インターネット等でいろいろ情報が流れているとは思いますので、こういうものを拾い上げて訓練で実際やってみて、いいんじゃないかというものができればいいんじゃないかなということで、課題ということで検討させていただければということで、引き続き事項になってしまうのですが、そのような形でご理解いただければというふうに思っております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全消防担当長瀬です。

消防団に関してご質問ありました内容について回答いたします。

予算書161ページ、説明書114ページ、消防団の関係になります。

消防団の手当について見直しはというようなことでお話をいただきました。

まず、最初に消防団の手当、どういったものがあるのかご説明したいと思います。

宮代町消防団条例というものがございまして、こちらの中で手当の内容が定められております。

火災出動で放水をした場合、１回当たり3,500円です。１回の出動時間は２時間以内を一つの単位としております。

火災出動、非放水、放水をしなかった場合、こちらは１回当たり2,500円、１回の出動時間２時間以内としております。

警戒出動、例えば、台風が来ましたとかいうようなときに警戒出動していただくことがあるのですけれども、そういった場合１回当たり2,000円、１回の出動時間３時間以内となっております。

訓練出動１回当たり2,000円、１回の出動時間４時間以内となっております。

こちらが手当になっております。

そのほかに、年額の報酬というのを消防団員さんのほうにはお支払いをしております。団長さんには年額になります、年額17万9,000円、副団長さん13万5,000円、分団長さん10万円、副分団長８万7,100円、部長８万3,300円、班長７万8,200円、団員７万4,100円という形になっております。

手当というお話ですと、先ほどお話ししました出動に関わる手当が該当してくると思うのですが、これが高いか安いかというところなんですけれども、近隣で言うと比較的高いほうの金額になって

おります。さらにという形になりますと、当然これから500円なり1,000円なりプラスになってきますと、それ掛ける人数分という形になりますので、予算的にはなかなか厳しいものもあるとは思うのですが、近隣と比べたときに、東部消防の管内においてはちょっと高いようなところでさらにとなると、なかなか難しいところはあるのかなというところはあります。

当然、募集に関してお手当のほうが高いほうが入って来るんじゃないのというところもあると思うのですが、結構そういったお話も伺いますけれども、やはり団員さんのお話を聞きますと、どちらかというと使命感とか責任感とかそういったことの部分でご協力というか、やろうという方のほうが多いので、そういった部分に訴えかけるような募集の仕様を今後進めて行ければなと思っております。さらにお手当も近隣でも高いよみたいな形のアピールができればいいかなと思っております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

再質問させていただきます。

集会所の修繕は継続的にということで、地域から出てきたものの２分の１はということ、補助するということで、継続的にお願いします。

あと、青色回転灯の話なんですが、やはりあれを見るとちょっと安心するんです。私とかも役場から出て帰るときにあったりとかしているので、やはり継続性、抑止力になるというのはすごくあるので、ちょっと１点言いたいんだけれども、これ、走るところって結構いつも違うのか、あと、やはり細い道って結構パトカーとかも何かがあったら入ってくれるんですけれども、なかなかないので、やはり人のいないところとかも、やはり通学路とかあったら、そういうところも回ってくれているのか、そのあたりをちょっともう一回お聞きいたします。

あと、すみません、防犯灯に関してです。

ちょっと私、実は近所にあったんですけれども、今まで土地が畑だったんだけれども、家が建っちゃったことによって、家が建つと電信柱が移動します。そうすると、全く防犯灯が奥になってしまって、全く見えないところが出てきちゃうんです。防犯灯を移設するときってきちっと役場のほうに建設会社とか届出があると思うんですが、そういうので情報は分かると思うので、そういう、何と言うか移設しちゃっても本来なら明るい、防犯灯の意味がなされるところが全くなくなっちゃったときは増やすとか、違うところをするとかって、そういう検討をしてほしいなというのがここのところ私の住んでいる３丁目は非常に家がどんどん増えているのですが、多分ここだけじゃなくてほかも、その地主さんとかはもちろんそこ、移設の希望があればなんですけれども、そうじゃなくて、やはり建設会社がしちゃったときに、やはり売出しのために電信柱を移動するとかというのが必ずありますので、そのあたりは町はどう考えているかということでもう一回お聞きします。

あと、テレビ埼玉の防災についてのお知らせなのですが、本当にかなり時間が違って、やはり心配になるのでかけるんだけれども、テレビ埼玉は普通のをやっていて、テロップも流れない。でも、Ｊ－ＣＯＭは早いんです。Ｊ－ＣＯＭの契約者ってまだ、少ないかもしれないんですけれども、やはり情報とか非常に多いので、そのあたりちょっと検討するなり、テレビ埼玉のほうがもうちょっと情報を早く出すとか、何かそのあたり、ちょっともう一回お願いいたします。

あと、避難所開設なんですが、女性の職員さん

もいらっしゃるし、すごくやってくださっているのは分かるのですが、例えば、本当に妊婦さんとか授乳の方は、さあ、避難しようと思ったときに、ちょっと特別な、ちょっと着替えの部屋みたいなものなんですが、テントがあるとか、あと、こういう検討もしていると、完全にできましたという前よりはこういう検討もしていますみたいな情報があるといいかなと思うのですが、そのあたりお願いします。

あと、消防団の手当なんですけれども、今ちょっと、私もうちょっと出していただいたらその協力金という負担が区長の間でもちょっと高いよねという話が出ているというのを聞いたんです。それで、やはり成り手不足だったら、やはりちゃんと出すものは出す、規約があるので難しいですけれども、最低賃金もすごく上がっている中で、３時間で2,000円とか、訓練だったりいろいろしますけれども、どの地域で頑張ってくれている消防団員さん誰もが同じようにもらえるというのが、私は必要だし、地域からその区長さんから協力金の負担が大きいよねという声が、やはり話が出ているというのは、やはりここは町が考えるべき、出していないところもあるわけですから、そうすると、やはり不公平が生じてしまうし、自治会の負担金も来るわけだから、自治会離れにもなっちゃうんで、そのあたり、地域より高いというより消防団の成り手を増やす、しっかりと地域に働いてくださっている方にはしっかり出すという考え方を持っていてほしいなと思って、ちょっとそのあたりもう一回お願いします。

それで、すみません、１点聞き忘れちゃったんですけれども、ちょっとこれ、数字なんですが、進修館の決算76、説明書113のステップ広場と利用者のカウントってどう取っているのか。どういう人が使っていてカウントになる、ならない。あと、進修館もワクチン接種の人数が入っているのか入っていないのか、ちょっとそこ、数字なんですけれども、入っているか入っていないだけ、すみません、お聞きします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、青色パトロールの走るルートです。こちらにつきましては、まず、お話しさせて、実際行く人間にお話しさせていただいているのが、人の集まるような場所にまず、注意をしてくださいということですので、例えば、公共施設です。あと、学校周辺、駅前ですとか、あとはスーパー周辺、それと、時間帯の関係もありますので、なるべく通学路を拾うようにしてくださいというような形にしています。ただ、通学路ですので、子供たちが行き来する危ないところにもなりますので、気をつけてくださいということはお話しさせていただいております。

また、先日姫宮の北団地、南団地のほうで火災等もございましたので、こういう事件とか情報があったときには、行く前に特に重点的にパトロールしていただきたいという形での助言をさせていただきまして、実際出向いていただいているのが現状でございます。

人のいないところというところもございますし、実際のところは２時間実施させていただいておりますので、２時間くまなくなるべく、何というんですかね、物騒なところというか怪しいようなところにつきましては、気づいたら行ってくださいというような形でお話しさせていただいております。ですので、ルートはちょっと設定はしていないのですが、行くところのポイントというものを

助言させていただきまして、実施していただいているのが現状でございます。

それと、２点目の防犯灯の設置の関係です。

お話いただいたとおり、ちょっと大きな開発がありますと、例えば、既存にあった防犯灯をこっちに動かしたいというようなお話もございます。これにつきましては、計画の段階で私どものほうに情報が来ますので、そのお返し、回答をする中で防犯灯ないし特にカーブミラーとかもあったりはするのですが、こういうものの移設なんかを考えている場合には、事前にこちらと協議してくださいという話を業者さんのほうにはお話しさせていただいております。その中で移設がある、あとはないというものについてお話をさせていただきまして、特に撤去ですとか移設というものに関しては、今度は移設先の問題もございますし、逆に撤去の問題に関しては本当に危なくないのというような問題もございますので、その点を調整させていただいた上で業者さんのほうにご理解いただいて、移設するなり撤去するなりというものをお話しをさせていただいております。

移設した、撤去したことによって危ないということであれば、逆に私どものほうからお話をさせていただきまして、ここ暗くなっちゃうけれども、新しくつけるとかそういう発想はないのとか、というものを助言というかアドバイスですとか、そのような調整はさせていただいております。

もちろん、区長さん等も含めてお話をいただくこともありますが、一応そのような形で一応調整はさせていただいているという形でご理解いただければなというふうに思います。

ただ、最終的に業者さんないし地主さんのほうが設置するということになると、負担も出てくるということで、なかなか難航するときもありますけれども、その点は地域のためということでご理解をいただいて実施していただいているというのが現状でございます。

それと、もう一つ、テレビ埼玉の情報力のスピードです。

私どももその入力して発信することもできるのですけれども、最終的なシステムと言うんですかね、動かし方というのはどうしてもテレビ埼玉さんのほうに依存するしかございませんので、そのシステムの中でいかに早く情報をだせるかというものをちょっと私どものほうで反省点として、今後どうしていきたいというのはちょっと考えさせていただければなというふうに思っております。

それと、避難所の要援助者とか支援者に対しての考え方ですが、お話しいただいたとおりに実際に必要性というものは感じております。なので、具体的にと言われるとちょっと今、なかなか難しいものがあるのですけれども、ただ、妊婦さんですとか、あとはそうですね、女性への配慮というのは必ず必要ですので、安易にとは申し訳ないのですけれども、例えば、授乳室とよく呼ばれるものですとか、女性の更衣室ですとか、あとはトイレなんかの部分につきましては、物理的に区画を割って、そういうブースをつくっていく、また、つくっただけでは今度防犯上の話も出てきますので、そういうところに人が配置するだとか、すごく目につきやすいような環境をつくるですとか、というものを配慮しながら避難所でどういう形で設営するというのも踏まえて、今後検討させていただければなというふうに考えております。

私からは以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興主幹関根でございます。

進修館の利用統計の関係でございます。

特に大ホールになるかと思います。ワクチン接種の件数、人数が含まれているかどうかというご質問に対しまして、こちら公共利用ということで人数は含まれております。実は、令和４年度は一般がほぼないということになっていますので、この人数は公共事業と、あとは自主事業、進修館の自主事業は後半工事が入りましたので、その関係の人の出入りのカウントもしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当長瀬でございます。

消防団の手当の関係、ご質問いただきました。

確かに、ちょっと安いんじゃないかというようなご指摘につきましては、一般の労働状況と鑑みますと非常に厳しい部分はあるかとは思うのですけれども、消防、協力金という形になりますと、消防団の運営に関わるお金になってくるのかなというふうに捉えました。そういった形ですと、決算書の164ページ、消防総務費、26番公課費の一番最後の段に消防団運営交付金というものがございます。こちらで289万円分団のほうに運営の交付金ということでお渡しをしております。６分団と、あと、本部の７つの組織にお渡しをしている金額がございますので、こちらの金額で各分団及び本部のほうでの活動の資金という形でお渡しをしているところでございますので、こちらで賄えない部分が協力金みたいな形になっているような可能性もありますので、その辺ちょっと各分団確認をさせていただきまして、必要性のほうも精査していきたいと思います。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹関根でございます。

先ほど質問の中でスキップ広場の件数の件でございます。

こちらについては、あくまでも件数でございます。人数については把握ができない状況になっていますので、この件数については今年、去年です、スキップ広場のほうで定例的にキッチンカーであったりとか、あとはマンデーマルシェだったりとかということで、利用のほうが増えてきているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

避難所について、やはり台風19号のときとかもあったのですけれども、やはり、あ、避難しようと思ったときには妊婦はちょっと、やはりご自宅の２階へとか、こういう対応、ここのところではやっていますよとか、何かそういう情報があるとちょっと安心もする、でも、何もないと行っていいのか悪いのか、やはり皆さん同じで、ペットを連れている方とかそういうのは結構進んできているとは思うのですが、やはりその辺り、ちょっとした配慮が入ると、何かやはり安心すると思うので、その辺お願いしたいと思って、これは要望です。

進修館、ありがとうございます。分かりました。

消防団の手当、十分にやっているとか協力金があるというと、じゃ、地域からの協力はいらないでしょ、という話になっちゃうんです。もらっているところともらっていないところがあるというのは本当に消防団員の人は一生懸命やってくださっているのに地域によってもらっていない、でも、もらっているところは基本、そういうことも区長からも出ているということになると、やはり町が

きちっと対応していくということだと思うんです。その辺、その協力金を出していいのか、出していけないのかというところもありますので、やはり町の対応ってしっかりと今後の消防団員さんを増やすということでも対応していっていただきたいと思いますので、これも要望です。

では、要望で終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

ダブるのを省きますので、６問質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、決算書70ページ、交通安全対策事業の中で成果書では107ページになります。下のほうで交通安全母の会による啓発活動ってあるんですけれども、昨年は百間１丁目から５丁目をやられていたみたいなんですけれども、今回が百間６丁目と百間６丁目と中島というふうになっております。

予算的には昨年が８万4,000円、今回８万2,000円に下がっているんですけれども、訪問件数にしますと今回が200件で参加数が15人ってなっているんです。昨年は413件回って31人が参加されているということなんですけれども、人数が減った割には予算は高いんですけれども、これはどういう形になっているのかというのと、あと、その訪問するところが、その百間６丁目とか集中しているんですけれども、この順番はどのように決めているのかということをお伺いします。

それから、２点目になります。

予算書では70ページで、成果書では108ページになります。反射鏡なんですけれども、ついでに110ページの防犯灯についてもつなげたいと思うのですが、反射鏡が昨年は９基あったわけですけれども、今回は３基しかつけておりません。防犯灯にしましても、昨年は21件だったのが今回は11か所ということになっているのですけれども、この少なくなった原因というものをお聞きいたします。

それから、成果書の111ページになります。上のほうから四角で４番目です、防災施設維持管理ということで、浄水器２台、発電機２台という形で増やしているわけですけれども、この配置場所を教えていただきたいと思います。昨年は浄水器が２台で発電機６台ということで、合計ですと12台配置されているということですので、今回配置された場所を教えていただきたいと思います。

それから、その下。下から３番目の地域防災計画改定等業務委託、それから、その次の緊急地震速報電文変更業務委託、これについての説明をお願いいたします。それが今、４点目になります。

それから、決算書76ページになります。成果書では67ページに戻ります。この中で、みんなで備える防災力強化促進事業の中で、自主防災組織活動に対する支援ということになっているんですけれども、ここで表組がありまして、防災資機材購入と、あと、防災拠点整備とあるんですけれども、この資機材はどういうものになるのか、あと、防災拠点整備はどういうものを行ったのかということをお聞きいたします。

そして、最後６問目なんですけれども、決算書76ページ、災害に強いまちづくり啓発事業、成果書は112ページになります。災害に強いまちづくり啓発事業の中の地域防災訓練の実施とあります。その④の訓練内容なんですが、無人航空機ドローン救出訓練、これ、ちょっと私、体育館の中でいろいろと見学していたもので、この救出訓練を見ていなかったものですから、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上、６点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全消防担当長瀬です。ご質問にお答えします。

母の会の内容になります。決算書70ページ、成果書、ごめんなさい、説明書107ページです。

金額についてなんですけれども、令和３年につきましては、母の会のメンバーさん、回っていただいた人数が42名になっております。お一人2,000円の手当をお渡ししておりますので、それで８万4,000円、今年につきましては41名の方にご協力いただきましたので、実際、延べ人数です、2,000円で８万2,000円という形になっております。

金額の内訳については、以上になります。

続きまして、反射鏡の内容に行かせていただきます。

場所ですね、ごめんなさい。

母の会の場所につきましては、こちらにつきましては、母の会のメンバーさんに選定のほうはお任せをしているような状況になっております。百間エリアが非常に多い形ですけれども、百間エリアもちょっと高齢化が進んでいるというふうなところもありますので、順次高齢化の進んでいる場所のお達者訪問という形で回らせていただいておりますので、引き続きエリアのほうの選定につきましては、母の会とも相談しながら進めていきたいと思います。

続きまして、反射鏡についてです。

今年度の設置台数が３基ということなんですけれども、今年度につきましては要望が９基でした。９か所でした。９か所に対して審査を行いました。

反射鏡につきましては、交通安全対策協議会というものの専門部会で審査をしております。第１回会議が令和４年の９月27日に現地調査を全９か所を回っております。メンバーといたしましては、杉戸警察署の交通課長を筆頭に交通指導員、母の会、さわやかクラブ連合会会長代理の方、あと、公募の委員の方２名という形で６名の方で実施をしております。第２回の会議で審査、評点をつけた結果をした結果なんですけれども、第２回の会議が令和４年10月24日に実施をしております。その中で、平均点というよりは、最低ラインのポイント数を超えたものの選定をした結果、この３か所という形になりました。

反射鏡の件については以上になります。

場所につきましては、和戸３丁目に３か所設置をさせていただきました。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、決算書90ページ、成果書の108ページになります。防犯灯の数が昨年度ちょっと減ったということのお話だったと思いますが、防犯灯につきましては区長さんからのご依頼をもってつけていくというのをまず、原則とさせていただいておる中で、昨年度実際に申請があったのが14件でした。このうち10件をつけさせていただきまして、そのうちさらに１件は町のほうの考え方をもって１件つけさせていただいているということで11件というような形になります。ですので、その３年度との比較につきましては圧倒的に申請件数が減ったというような現状でございます。

そして、もう一つが決算書同じく70ページの成果書111ページの、浄水器と発電機の関係でございますが、こちらにつきましては購入でなく、保守点検という形になります。浄水器と発電機につきましては、防災倉庫、町のほうで所管している

防災倉庫に１機ずつ備えておりまして、定期的、２年に１回点検という形でさせていただいているのが現状でございます。そして、昨年度実施させていただいたのがこちらの数字と、２台ずつです、数字というふうになっております。ですので、残りの分は今年度実際に点検をさせていただくというような形でご理解いただければというふうに思います。

それと、成果書の111ページの地域防災計画改定等の業務委託、こちらにつきましては、３年度の繰越事業になっております。こちらの内容の改定なのですが、国の防災計画の変更ですとか県の計画の変更、こういうもの、あとはコロナ対策によって付加された配慮するような形で計画しなさいというようなものですとか、あとは個別避難計画を策定しなさいですとか、こういうものの改定部分が出ました。これに併せまして、地域防災計画の中では地域の状況ということで、例えば、住民の人数ですとか、世帯数ですとか、こういう数字のデータを持っておりますので、こちらの改定を一緒に併せてさせていただいたのですけれども、実際この数字がタイミング的に令和２年度の国勢調査の結果を反映したいというような形のものでございました。しかし、この国勢調査の結果発表というのが少し遅れまして、実際に反映させるにはどうしても年度をまたいでの作業という形になってしまったという形になってしまいまして、今回令和３年度の繰越分ということで業務委託をさせていただいたところです。

そして、もう一つ、緊急地震速報電文変更業務委託、こちらにつきましては、国の地震の周知の仕方と言うんですかね、観測の仕方というものが変わりまして、一般に長周期地震動というものの考え方がプラスされたことによりまして、町で持っている防災システムの変更をしなければならないというのが実際に発生しました。こちらにつきましても、やはり３年度の繰越事業ではあるのですが、国のこちらのその長周期地震動に対応するようにというお達しが全国的に出たのが、その通常で言う次年度の予算に間に合うか間に合わないかぐらいのところでございまして、宮代町は何とか当初予算ということで盛らせていただいたところではあるのですけれども、全国的にかなり厳しいというような意見等もございまして、国のほうから次年度でも構わないというふうなお達しもございました。ただ、町のほうとしては何とか予算が間に合いましたので、実際作業に合わせた形で繰越というものをさせていただきまして、作業を行ったというのがこちらになります。

それと、防災会の支援の資機材ですとか、拠点整備の購入の内容でございます。実際のところ、資機材の購入につきましては、全部で11件ございました。どこというのはちょっとあれなんですけれども、内容的なものにつきましては、あくまでも資機材ということで、例えば、消火器を購入したりですとかパーテーションを購入したり、あとはヘルメット、あとは実際使うときのライトですとか、あとは中ですと救急箱ですとか、あとは、最近ですとポータブル電源ですとかそれに合わせたソーラーパネルというものを実際に購入いただいたというところがございます。

拠点整備につきましては、実際のところ５件ございました。こちらにつきましては、集会所を地域の任意避難所として使う場合にというところもございますので、集会所のカーテンを防炎のカーテンにしたりですとか、あとはＡＥＤを設置したりですとか、というふうなお話がございまして、こちらの補助金を使っていただいたという実績がございます。

あと、もう一つ、決算書76ページ、説明書112

ページの防災訓練の中での④のドローンの訓練でございますが、こちらの内容につきましては一昨年度防災協定を春日部市のカネショウさんという業者さんと結ばせていただきまして、ドローンによる救助の協定なんですけれども、こちらを結ばせていただきました。こちらを実際に防災訓練でやってみるというのが現状でございます。

内容につきましては、ドローンが赤外線を下に発射することによって、瓦礫の中にいる人が分かると。ドローンが救出するわけではなくて、その発見者を周りに通報するというような形でございます。ですので、防災訓練では実際に発射する位置から実際に瓦礫の下に避難者を立てて、隠れている訓練だったのですけれども、それをドローンが発見して、ドローンにマイクがついておりますので、そのマイクで要救助者発見というものを周りの人に伝えると。最終的には消防団の方がその方を助けるというようなのを体験というよりも実演というものを今回、前回させていただいたところです。一応今年度もご協力いただけるということですので、同じような訓練を実施させていただきまして、少し防災力というものもアピールさせていただければなというふうに思っております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１番目のお達者訪問になるのですけれども、先ほどの答弁の中で人数がちょっと表に書いてあるのと違っていたような気がするんですけれども、参加者数というところで、計で15人と書いてありますよね。表組みだと。それが、先ほど31人って、じゃなくて、41名っておっしゃったんですけれども、これはその差というのはどういうものなのかということで、それとあと、そのお達者訪問の場合、そのここに啓発チラシ等ポスティングと書いてあるんですけれども、ポスティングするだけで、その訪問して何かご不便がないかとか、ご不便じゃないや、これ、交通ですからね。何か啓発するような言葉を相談じゃないですけれども、されるとかそういうことはしないということなんでしょうか。まず、それが１つになります。

それから、２問目の反射鏡と防犯灯になるんですけれども、今回は申請が９でその中で３件、先ほどその最低ポイント数に達していないとつけられないということを聞いたんですけれども、それだけ何か厳しい規制があるのかどうかをお聞きいたします。防犯灯も同じような感じだとは思うのですけれども、反射鏡だけで結構です。

それから、３問目の浄水器と発電機になるのですけれども、そうしますと、これはあくまでも新しく、新規に買ったわけではなくて、点検したということなわけですね。そうすると、昨年も同じように点検だったということで、そうしますと、総数が例えば浄水器は何台、町の保管しているものは浄水器が何台あって、また、発電機が何台なのかという総数を教えていただきたいと思います。

それから、５問目の地域防災計画改定等業務委託と緊急地震速報電文変更業務委託、これについてはよく分かりました。そうしますと、今回のみということでよろしいということですよね。分かりました。

それから、５問目です。防災資機材、分かりました。

あと、防災拠点整備も分かりました。

あと、６問目の無人航空機ドローンです。これはあくまでも協定を結んだところにやっていただいたということで、町としてこのドローンを配備する、そしてまた、その体制にその免許取得とかの、職員に対してです、そういった研修をすると

か、そういった考えがあるかないかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全消防担当長瀬です。

今の母の会の質問についてお答えいたします。

こちらの表、説明書の表についてなんですけれども、こちら主立った高齢者のお達者訪問をメインとした数字を上げているのですが、このほかに春の交通安全の出陣式であるとか、交通安全街頭キャンペーンであるとか、様々な取組にもご参加をいただいております。そちらの参加人数を合わせますと、令和４年度につきましては延べ人数41名という形になっております。

あと、ポスティングの状況についてなんですけれども、やはり高齢者の方をご訪問という形になりますので、新型コロナの感染の影響もありますので、お声がけをすることなく該当の方のお宅のほうにポスティングをするようなスタイルを取らせていただいています。昔のコロナの前のときには当然お声がけをさせていただきまして、やり取りを、言葉を交わしてというような触れ合いの取組という形はさせていただいておりました。今後落ち着きましたらまた、触れ合いの取れるような取組に戻していきたいと思っております。

続きまして、反射鏡の評点についてなんですけれども、評点表がありまして、こちらの評点表、６名の委員の方につけていただいております。評価の項目といたしまして、１つ目、視認性、２、要望箇所の交通量、３、車両以外の状況、４、要望箇所からの確認、５、要望箇所の事故の危険性、６、通学路としての整備、７、規制による抑制、すみません、では、もう一度最初から行きます。

１、視認性、２、要望箇所の交通量、３、車両以外の状況、４、要望箇所からの確認、５、要望箇所の事故の危険性、６、通学路としての整備、７、規制による抑制、８、見解という形になっております。こちらをＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの点数をつけておりまして、Ａだと10点、Ｂだと５点、Ｃ３点、Ｄ１点という形で各要望箇所の評点をつけています。その合計点数につきまして、優先度という形で評価区分をしております。優先度が高いと、順位が高いとする評点としては70点から100点、優先順位は中位、真ん中ですよというものが40点から69点、優先順位が低いは39点以下という形になっております。この順位で評点をつけさせていただきまして、優先度の高い70点以上のものをまず、優先的に見させていただくという形で判断をしている状況でございます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、発電機、浄水器の設置台数でございます。発電機につきましては全部で８台、私たちのほうで整えさせていただいております。ですので、昨年度２台実施したということで残りの６台を今年度点検させていただくというような形になります。そして、浄水器につきましては４台購入させていただいております。こちらにつきましては、昨年度２台実施しましたので、今年も２台実施していくというような形になっております。

次に、ドローンの職員の免許ですとかの取得の考え方なんですけれども、聞くところによると、そのドローンの取得につきましては、やはり飛行時間ですとかどうしてもスクール等に通うようなイメージが取得にどうしても必要になってくると

いうものをお聞きしております。職員にコーイネンスとか講座とかですとか、集中的に業務を利用させていただいて取得するということもできるかなという気はするんですけれども、聞くところによるとどうしてもちょっと長期的にわたるようなスクール通学がどうしても必要になってくるということも聞いておりますので、現実的にはちょっと難しいのかなというふうには考えております。ただ、委員さんおっしゃるとおりにいつでも動かせるというようなことを考えたときにはそういう判断も必要なのかなというふうに考えてもおりますので、職員が動かせるような環境が整うないし条件が整うようなものがあれば、少し検討させていただければなというふうに考えております。

なので、大変申し訳ありません、今現在では職員の取得というのは現在ではちょっと考えていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

幾つか再々質問させていただきます。

お達者訪問で、そういう訪問される場所がメンバーに任せるということなんですけれども、町のほうでは何か、こっちのほうへ行ってもらいたいというそういう助言というものを今までしたことがあるかどうかということをお伺いします。

それから、反射鏡なんですけれども、70点から100点が優先的にということなんですけれども、先ほど言われた最低ポイントっていうのが何点なのかということをお伺いしたんですけれども、それについて、最低がその70点なのかどうかということをお伺いいたします。

それと、浄水器、発電機の数というの、よく分かりました。

それとあと、ドローンなんですけれども、私も昔、仕事をしていて、出張で牛久のほうの工事をやるところへ行ったときに、管理の方があるときからドローンを使ってその工事の状況の進捗とかを調べ始めたんですね、すごい広い地域ですから歩いて回ると大変ですけれども、ドローンで確認するとすごく早く済んでしまうというか、すごい効率的だなと感じたので、こういう災害には本当に重要なポストになるんではないかと思ったんですね。ドローンに関しては、職員の方でも趣味で個人的にやっている方がいたりするんではないかなということを期待していたんですけれども、もしそういう方がいらしたら、何か協力できるようなシステムづくりみたいなのを考えていただければどうかと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

３点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

ご質問ありました母の会の訪問場所についてになります。

母の会自体がボランティアの組織になっておりまして、その事務局的な機能を私どもの交通安全担当のほうで回っているような状況になっており

ます。ですので、自主事業という形で母の会さんのほうでは実施をしていただいているところではございますが、やはり訪問場所につきましては、町全体をくまなくというところもございます。

人数に限りもございますので、ここ数年は百間エリアを中心にやっていただいておりますが、今後、姫宮地区であるとか和戸地区であるとか、やはり住宅密集したエリアがございます、そちらの高齢者の方が多くなっておりますので、訪問のほうをするような形で助成をさせていただきたいと思います。

続きまして、道路反射鏡の基準点というようなお話がございました。評点の中で合計をした中での総合での足し算をしたときの優先度の点数のお話をしたいと思います。優先度が高いと総合で判断する点数が合計で420点から600点、優先度が中位だという形が240点から419点、優先度が低いというものが239点以下という形になっております。

この中で、昨年度９件要望がございました。その中で一番優先度の高いとされた点数が、実際378点というような点数になっております。ですので、今の総合の点数でいくと中のランクになってしまいますが、じゃ、なしというわけにもいきませんので、その申請の中での上位の中でどのようにするかというのは協議をさせていただきました。総合点は600点になりますので、せめて半分、300点は超えていないと土俵に乗せられないよねというような議論がございました。そのような中で、今回の審査の中では３つの箇所が設置の箇所になったんですけれども、そちらの上位３か所の点数を発表したいと思います。最も高いものが378点、２番目が358点、次が329点、こちらは設置しなかったものですが、その次が247点という形になっております。

こういった形になっておりますので、昨年度の申請９件に対しましては、なしというのも酷な話になってしまいますので、せめて半分以上は取っているというところで、上位のこの３基について設置をさせていただいたところでございます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

今の補足も踏まえましてお答えさせていただきます。

先ほど最低点というようなお話をさせていただきましたが、実質、最低点が何点というものは持っていません。昨年はかなりレアケースだったのかなというふうに思っています。最終的に点数を比較したときに、かなり低い場所が多かったという中で、先ほど言ったとおりにゼロというわけでもなく、やはり町民から上がってきている以上は必要なんだという認識の中で、その都度、点数は低いなりにしろ、やはり優先順位というのは必要だと思いますので、その中で最低点というか、基準をつくってというようなご理解をいただければと思いますので、その都度臨機応変にやらさせていただいているというような認識でお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、ドローンの資格取得の考え方ですけれども、委員のおっしゃるとおりに、確かに個人でもしかしたら所有している方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと私どものほうでそこまで把握しておりません。ただ、防災・防犯の関係につきましては、そのような有効的な、また効果的な機能というものは必要になってくるかなというふうに思いますので、これを全面的に打ち出していくというよりも、協力をお願いするような形で、少しみんなに浸透させていくというよ

うなことも踏まえて、そこら辺は検討させていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。５点質問をさせていただきます。

決算書の69、70ページ、成果書の107、108ページです。交通安全対策事業の、前段でもございましたけれども道路照明と道路反射鏡について、先ほど丁寧にご説明いただきましたが、その上でもう一度ご質問をしたいと思います。

こちらの道路照明灯が１基で、反射鏡が３基新設されて、改修工事もされたということなんですが、まず、道路照明灯１基について、どちらにつけて、どのような修繕をされたのかということと、あと、この後にも出てくるんですけれども、防犯灯と道路照明灯の捉え方というか、どのような捉え方でされているのか、お願いいたします。

次に、反射鏡についてなんですけれども、先ほどご説明いただいたとおり、適切につけてはいただいているということなんですが、この反射鏡について１つのものか、２つのものかという、そこも見ていただいているとは思うんですけれども、例えば２つついている反射鏡なのに１つしかつかなかったとか、１つはついたんだけれども十分ではなかったみたいなお声が後からあったりするのか。その後のフォローというか、つけた後に、申請くださった区長さんを通してということで、そのフォローはどうなっているのかということをお伺いいたします。

次に、決算書の73、74ページの防犯活動事業についてです。こちらの防犯灯についても先ほどご説明がありましたので、よく分かったんですけれども、防犯灯についても自治会を通して申請ということなんですけれども、適切に11か所つけられたとのことなんですが、自治会を通してということで、自治会に入っていない方もいらっしゃると思うんですが、その辺の対応というのはどのようにされているのか、お伺いいたします。

次に、同じく73、74ページ、防災活動事業についてです。こちらの76ページにありますＡＥＤ賃借料について、こちら何か所あるのか。この場所についてはどのように町民の方にお知らせしているのか、お伺いいたします。

最後に、同じく75、76ページ、進修館管理事業についてです。成果書では113ページになるんですが、進修館の部屋の利用状況が出ているんですが、部屋ごとに利用時間というか、その割合何％を使われたのか、そういう数字、もし出していたら教えていただきたいです。

それと、利用の予約方法についてなんですけれども、こちらは町のほうでもこのシステムというのを関わっているのか、指定管理なので指定管理者のほうがこういうものも全て選択して行っているのか、そのあたりのことをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。よろしくお願いいたします。

予算書70ページ、説明書108ページ、道路照明灯と道路反射鏡のご質問をいただきました。

道路照明灯の１基につきましては、宮東橋の近くにあります道路照明灯が老朽化しておりましたので、そちらのほうを立て替えをさせていただいたものになります。

修繕につきましても、同じような形で、玉切れ

になってしまったものをＬＥＤ化したものがその近くで何基かありました。そのような形になっております。

道路照明と防犯灯の違いというようなお話もございました。道路照明というのは、言葉のとおり道路を照らす形になりますので、車道を照らすのがメインになります。交通安全という形でいきますと、事故の防止という形で道路を照らすという形ですね。ですので、比較的大きな通りに設置をされているものが多い形になります。

防犯灯につきましては、防犯になりますので、生活道路を中心に、歩道であるとか人が歩くところに設置をしているような形になります。

続きまして、道路反射鏡の１面、２面の違いというところだというふうにお伺いしたところですが、こちらにつきましては、もう要望の段階で２面つけてくださいであるとか、１面つけてくださいというような要望に基づきまして、それに合わせて増加をさせていただいております。全部２面必要というわけではなくて、反対側は通りが見えたりというところもございますので、そちらの状況に合わせて設置をさせていただいているところでございます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

順次お答えさせていただきます

まず、防犯灯の申請について、自治会に未加入の方にどのような形でというお話をさせていただきました。窓口のほうにも、やはり同様のお話をいただくケースがございます。そのような場合には、ルール的な話としまして、お話しいただきましたとおりに区長さんを通じてというところがございますので、自治会未加入の方につきましても区長さんを通じてという形でお話をさせていただいております。もちろん未加入の方につきましては、区長さんも知らないという方もいらっしゃいますので、その場合には、私ども地域振興担当のほうで、理由が正当なものであれば区長さんのほうの連絡先のほうをお教えすることもできますので、そのような手続をとっていただきまして、区長さんのお宅にお話いただきたいという形でお願い差し上げているのが現状でございます。

そしてもう一つ、決算書の76ページのＡＥＤの賃借料の関係でお話をいただきました。こちらにつきましては、町民生活課分で賃借をしているＡＥＤの使用料を掲載させていただいております。こちらの内容につきましては、まず、庁舎、小中学校、あとは町で施設管理している総合運動公園、進修館、教育センター、それと保健センター、図書館、資料館、旧ですが生きがい活動センター、それとはらっパーク、計17台になります。

今、お話に出てこなかった公民館等につきましては、現在、教育推進課のほうで賃借料をお払いしております。ただ、これだけ庁内の課がまたがる中で、私どものほうで一括して払っている傾向もございますので、教育推進課等のも、お話をさせていただきまして、契約の期間のほうをちょっと調整させていただきまして、最終的には町民生活課一本でＡＥＤの賃借料のほうをお支払いしていこうかなという形で、今調整のほうをさせていただいております。

また、ＡＥＤの周知方法ですが、町のホームページで検索もできます、また県のホームページ、それとあとＡＥＤマップというものがネット上にありまして、そちらでも検索できるというような形で一応周知のほうはさせていただいております。また、もちろん現地に行けば、ＡＥＤがあります

よというようなシールも貼らさせていただくですとか、こちらにありますよというような形で周知させていただいているのが現状でございます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　それでは、地域振興担当の主幹の関根でございます。

進修館管理事業説明書の113ページの利用統計のところから、各部屋の稼働率ということでご質問がございましたので、お答えいたします。

上から順に、大ホールのほうにつきましては97.8%、小ホールにつきましては65.8%、集会室については40.5%、研修室が66.4%、食堂につきましては27.8%、和室につきましては34.4%、茶室のほうが18.5%、談話室については29.6%、２階のロビーにつきましては37.8%、芝生広場については6.3%、スキップ広場のほうが29.6%、これ件数のほうからはじき出している稼働率になります。

一番大きな大ホールの97.8%、ほぼ100%なんですが、４月からずっとワクチンの接種会場に使われていまして、その後、すぐにエアコンの空調工事に入りましたので、このような数字になっております。

それから、進修館の予約システム管理の関係でございます。こちらについては指定管理者の提案でシステムの導入がされておりますので、町がシステムを管理しているものではございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、69、70ページの交通安全対策の先ほどの反射鏡と道路照明灯の件についても、分かりました。

道路照明灯については、町民の方から要望できるようになっているのかということを、まずお伺いいたします。

道路の照明ということで、日工大の通りの商店街の照明というのも、あそこの道路照明灯になっているのかということと、その道路照明灯の電気代というのがどこになるのか、交通安全の電気料というところだと思いますけれども、そういうのも入っているのかというのをお伺いいたします。

次に、73、74ページの防犯灯についてです。こちらは先ほど要望、広報ということで、やはり窓口によって区長さんへということで、現状そうなっているということなんですけれども、誰でも気づいたときに町が把握できるような、例えば今、そういったフォームみたいなのを作って、すぐ写真の画像を送って、ここに欲しい、あったらいいという要望が出せるような方法をとられるほうが、せっかく町に、ここが危ないからつけてほしいということを言ったとしても、また自治会にお願いくださいということで、そういう手間で、いいかなと思っちゃう方などもいるとは思うので、町全体として安全ということを考えたときに、もう少し安全でない場所を把握した方が伝えて、そこで防犯灯がつけられるというシステムを考えたほうがいいのではないかと思うんですが、そのシステムについて、ご要望を踏まえてもう一度お話しいただければと思います。

次に、ＡＥＤに関してなんですけれども、個数のほうは承知をいたしました。今後増やしていくのかと、防災訓練等で、やはりＡＥＤがどこにあるのか分からないという方も多いので、ハザードマップに分かりやすく書いてあるのかとか、もう少し周知をしていただけると、実際に何かあった

ときにすぐピンとくるということにもなると思います。個数を今後増やしていくのかということをもう一度お伺いいたします。

最後に、進修館管理事業についてなんですけれども、先ほど部屋の稼働率ということでお伺いいたしました。進修館は駅からも近くて、皆さん利用をしたいと思っている場所だと思うんですけれども、なかなか借りられていないという現状から、何か使いづらい部分があるのではないかなど考えて改善していくという、町のこの数字を把握してそういうことをご相談して、指定管理者の方と一緒に考えていっているのか。

先ほど予約方法のシステムに関しましても、指定管理者の意向で導入されたということなんですが、予約をするのにも結構手間がかかる方法で、そのあたりももう少し改善する場合は、町のほうでも、例えばそういったシステムを入れるということでしたら、補助的なものとか、そういうことも考える必要があるのかなと思うんですが、そのあたりのことをもう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

予算書70ページ、説明書108ページの道路照明についてご質問いただきました。

道路照明の住民要望は可能ですかということなんですが、説明書の108ページで新設１基という形になっているんですが、実際は既存のものの立て替えをさせていただきました。私どもの担当では、道路照明灯の新設というのは実はやっておりません。道路担当のほうで設置をしたものの、その後の維持管理を私どものほうの担当で実施をしている状況になります。

ですので、道路構造の中で必要なものを設置しているという形になりますので、要望という形ではお受けをしていないというようなのが現状になります。

続きまして、日本工業大学の商店街の部分の非常に明るい電気があると思うんですけれども、あれについてはどうなんですかということなんですけれども、それにつきましては日工大の商店会さんのほうで設置をしているものです。町のものではありません。あわせて、あの道路は県道になるので、県のものでもありません。商店会さんのものになります。ですので、商店会に設置している電気の電気代は商店会さんのほうでお支払いをされているという形になります。

あわせて道路照明につきましても、町のほうで設置している道路照明については町、県道の県で設置しているものは県というような形になっております。

併せて、決算の中で言いますと、交通安全対策費の72ページですが、需用費の中の電気料という形で決算のほうをさせていただいております。70ページの245万556円が私どもの管理している道路照明の電気料という形でお支払いをしている状況です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活副課長の新井です。

防犯灯の関係、特に自治会未加入の方ですとか、一般の方向けに要望を受け入れられるようなシステムがあったほうがいいんではないかというようなお話だったと思います。

まず、この防犯灯、カーブミラーもそうなんですが、区長さんを通じてというもののシステムと

いうものが、過去に、やはり委員さんのおっしゃるとおりに要望いただいたものについて予算のある限りつけていたというような経緯が実際にございました。そうしますと、予算をどんどん使い切ってしまって、最終的に予算の年度末になるとつかなくなってしまうというようなところも実際出てきたのが現実です。これを平成18年度から見直しまして、現在の年１回の区長さんに基づく申請をいただいて検討委員会というものを立ち上げた中で検討していくというほうが公平性があるだろうという形で、現在のシステムというか、やり方になっております。

お話しいただいたとおりに、やはり区長さんに届かない意見というものもございますし、気づいたときにいただけるという現状もございますので、この点につきましては必ず区長さんというものは原則としてお持ちいただくのは基準としても、やはり私どもも、そういう危険箇所というものについては認識しなければならないということがございますので、先ほどもお話しさせていただいたとおりに、私たちの意向をもって新設するということもできますので、仮に緊急性があるだとか、どうしても今つけなければならないだとかという場合には、その情報をもって現場のほうを確認させていただいた中で町対応という形もできなくはないかなというふうに思いますので、その点につきましては、その都度、できる、できないはちょっと置いておいても、情報をいただけるというような形での窓口対応ないし受入れというものをさせていただければというふうに思います。

現段階では、区長さんを通じてお願いするというものを基準に継続させていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

それと、ＡＥＤの場所につきましては、まずＡＥＤの台数なんですけれども、先ほどちょっとお話しさせていただいた場所につきましては、現在、町のほうで管理させていただいておりますが、さらに、前にもちょっとお話しさせていただきましたが、防災の補助金の中で、各自主防災会で集会所に備えていくというような傾向が今増えております。町としての集会所は指定避難所ではないんですけれども、自主防災会の中で自分たちでそういう備えをしていこうというような動きがございますので、個数に関しては全部把握はしていないんですけれども、町内でもそういう自主防災会ですとか、あとは有名なところですとコンビニエンスストアなんかは比較的店舗ごとに置いていただいているとかという民間力に頼っていると言っては失礼ですけれども、そういう力が備わってきているという部分もございますので、現段階で公共施設の中で少し増やしていこうというものはございません。そちらと協働して、この後の周知につきましても、こういうところにありますですとか、何かあったらこちらに飛び込んでくださいというような形での周知というものはさせていただければというふうに思います。

ハザードマップへの記載につきましても、ちょうど決算にもありますけれども、昨年度増刷させていただいた部分がありますので、そちらにはなかなか難しいとは思うんですが、次回以降の増刷ですとか更新に当たって、その点はちょっと検討させていただければというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当、主幹、関根でございます。

進修館のことに関して、利便性もいいので、も

っと使いやすいようにというお話をいただきました。

こちらにつきましては、事務局としましても進修館の指定管理というよりは、この３年間ワクチン接種会場、それから最後に工事があって、利用者離れがかなり進んでいるということで、さあ、いよいよと思ったら、また今年９月から３か月間接種会場になってしまうというところもありますので、これについては町の事業としてワクチン接種会場ということになっていますので、それが明けた暁には改善というよりは、もっとＰＲ等をして利用者が戻ってくるようなことを指定管理者のほうに指導をしていきたいと思っております。

それから、予約方法、システムの関係でございます。こちらにつきましては、今ちょうど町のほうでもインターネット予約システムの導入に向けて動いております。この導入の際には、全てそちらのほうのシステムに変える方向で今指定管理者と調整しているところです。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目のほうからなんですけれども、道路照明に関してよくご説明いただきまして、分かりました。宮代はやはり夜暗いというイメージがありまして、そういうお声もいただいていて、ちょうど学園通りのあの照明はすごいまぶしいばかりに明るくしていただいて、それがあるから余計に暗さというのを感じてしまうというのもありまして、何か学園通りのところは商店会の皆様があのようにつくってくださって、本当に町民の方も感謝されていると思います。もう少し人が歩くような道路に関しても、町道でしたら必要な部分というのも出てくるのかなと思うんですが、その辺は、どういうふうにここつけたほうがいいとかという要望があったりとかで、今検討しているというところが、もしあったら最後に教えてください。

次に、防犯灯に関してのシステムに関しての経緯も今ご説明いただきまして、分かりました。全部申請をしたものをつけなくてはいけないということではなくて、申請があって、検討委員会で検討してという町民の方が町民の視点に立って、それが見えるようなことをしてくださると、今後いいかなと思いますので、ご検討くださっているということなんですけれども、その点を加えさせていただきまして要望をさせていただきます。

３点目のＡＥＤに関しては、やはりその周知ということが必要だと思いますので、防災放送が聞き取りづらいということで防災メールの推進をされていると思うんですけれども、そういったところにでもお知らせくださると、皆様見ていると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、進修館に関して予約は公共施設と同じようにオンラインでできるということで、承知をいたしました。

進修館の方々もいろいろ進修館だよりをリニューアルしたり、頑張ってくださっているのも存じ上げております。そういった予約システムも今後変わるということで、また便利になると思います。

最後に１点、もう一度ご質問なんですが、公共施設の中で進修館がやはり利用しやすいということもあると思うんですが、例えば市民活動などをされている方が利用する場合、やはり部屋の料金というのも負担になってくると思います。また、そういう市民活動をされている方がいろんな補助金を利用して部屋代をお支払いしているという流れもあるので、結局は税金を使わせていただいてそこをお借りしているということもあるので、例えば市民活動をされている方はお部屋をどういう内容で使うのかというところで、お部屋代を無料

にするとか、二重に補助金をそれに充ててということでしたら、そこでスムーズにできるのではないかなとは思うんですが、そのあたり最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

道路照明の関係でご質問いただきました。

まだ暗いところがあるので、追加の要望はということでございますが、冒頭ご説明申し上げましたとおり、道路照明は車道を照らすものになりますので、当然、夜間の車道を走る自動車はヘッドライトがついておりますので、基本的には、直線であればそのヘッドライトで明るさを確保すると。道路照明については、交差点であるとか、カーブであるとか、先の見通しが悪いところを優先に設置をさせていただいて交通安全の確保に努めているという形になります。

ですので、ご質問の中での歩行者が暗いという形になりますと、道路照明の役割ではなくて防犯灯の役割になってくると思いますので、道路照明がついている間のところに歩行者用に防犯灯が設置されているというようなケースも多々見受けられると思いますので、その点については防犯灯の役割として担っていってもらいたいなというところでございます。

ですので、今のところ予定はないという形になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当、主幹、関根でございます。

ただいま進修館の利用料金と市民活動団体が使う場合の減免等というお話だったと思います。公共施設の利用料金については統一されておりまして、活動の内容ですとか、団体さんによる無料というのは、障害者手帳を所有している方、学校、公用に限られているところでございます。

委員ご指摘のとおり、進修館の目的としましては、様々な方が自由に使える、いわゆる町の縁側的な建物ということでスタートしております。その１つとしては、２階ロビーの階段上がって左側の一部のほうが今みんなの広場ということで、市民活動団体の方がスペースとしては無料で使えるスペースがございます。部屋を一部屋となりますと利用料金というものがありますので、今現在のところ、それが無料ですので、減免ということにはならないのが現状でございます。

過去には、コミュニティ協議会の会員は減額というようなサービスもございましたが、今現在は統一されたことになっておりますので、そういった市民活動の団体が使えるスペース等を有効活用していただいて活動していただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

４問質問させていただきます。決算書52ページ、説明書で言いますと105ページです。

地域コミュニティ活性化事業の中にあります件で、内容は、豊かな地域づくり推進事業補助金の交付の中にありますコミュニティ活動支援事業の地域敬老会開催活動が前年比80万2,620円となっております。これの増になった原因を説明してください。

２番目としては、同じく説明書の105ページの自治会長等報奨金の交付が、４年度は850万8,000

円、それで３年度は、同じ件数なのに857万8,400円、マイナス７万400円になっております。同じ件数なのに何で減額になったのか、これをお願いします。

次に、３番目、決算書の72ページ、自転車対策事業です。こちらは説明書で109ページ、こちらに放置自転車対策事業で放置自転車の撤去台数が90台、放置自転車の有効活用（リユース）が販売台数８台となっておりますが、あと82台はどうしたのか、これは撤去していないと思うんですが、それの利用はどうするのかお答えください。

次に、４番目として、決算書の162ページ、説明書の114ページ、消防総務事業ですけれども、この消防団事業運営の中に団員出動状況５回と書いてありますが、宮代町では消防活動で救命講習指導というのを毎年やっておると思うんですが、これは各自主防災会では何か所行っているか、お答えください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

１問目、豊かな地域づくり、地域敬老会の前年比の増額の理由というところでございます。

コロナのほうも落ちつきまして、自治会の活動が徐々に復活しております。それまで役員さんが集まることもなかなか難しい中、事業活動ができていない状況が続いていたところ、４年度に入りまして大分コロナが落ちついてきて、それぞれ自治会の活動が復活をしてきたということで、地域敬老会の開催地区が増えたところによる増額ということであります。

続いて、報奨金の金額７万400円減額している。件数が変わらず減っている理由につきましては、報奨金の積算のほうは加入世帯数掛ける800円プラス１万円という積算になっております。つきましては、この７万400円の減額については加入世帯数の減少による減額ということになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。

ご質問のありました自転車の撤去の状況についてご説明申し上げます。決算書72ページ、説明書109ページです。

合計数90台撤去させていただきました。その後、返却ということで取りに来られた方が15台、リユースという形で町内の自転車業の方にリサイクルをしていただくので売却した分が８台、あとスクラップという形で処分をしたものが44台になります。そうしますと合計で67台、この段階で処分をしておりまして、残りの23台につきましては、まだ決算の段階ですと、山崎の旧浄水場のほうに保管所を設置しておりまして、そちらに保管をしております。それが23台という形になります。内訳になります。

続きまして、女性消防団の救命講習の指導についてになります。説明書114ページに記載をさせていただいております。こちらの５回につきましては、救命講習指導ということで５名の応急手当認定の補助の資格を持った女性消防団及びその資格のない女性消防団も合わせてではありますが、延べ人数で28名の方が、こちらについては消防署で実施している救命講習に協力いただいた回数を記載をさせていただいております。

自主防災の救命の指導につきましては、基本的には消防署のほうで実施をしておりまして、その都度、必要な場合において女性消防団の協力依頼

が来るんですが、申し訳ございませんが、その回数については今手元に数字がございませんので、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

今、長瀬主査のほうから最後にありました消防団の救命講習についての出動回数なんですけれども、私どもで知る限り、去年は２回ほど自主防災会のほうに出向かせていただいて、道佛の１区、３区で行っていただきましたＡＥＤ訓練のほうに消防署さんと一緒に行っていただいたというような実績の報告がございましたので、ご報告させていただきます。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

地域敬老会、新型コロナワクチン感染者がかなり増えたのが大分落ちついてきたということでございますが、敬老会を行う町内会には補助金が入っていると思うんですが、何か所ぐらい補助金を出しているのか、お答えください。

それから、３番目の救命講習でございますが、自主防災会が道佛の１区と３区で行いましたが、ほかの自主防災会もかなり宮代町には大勢あるんですが、こういう救命講習が以前はかなりあったんですが、救命講習を町としてもっと進めるようにしないんでしょうか。救命講習を受けたときには講習修了証というのをもらうことになっておりますが、私も３回ぐらい受けて、そういう修了証をもらっております。やはりこういうことは町としてもっと積極的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興主幹、関根でございます。

地域敬老会を開催した地区の数ということで、敬老会として開催した数については22件の開催があります。地区にしますと、合同で開催しているところもありますので、22ではなくて33地区になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

救命講習の件でお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりに、救命講習自体の研修ですとか訓練というのは大事なことだと思っておりますので、町のほうとしましても、特に今年なんですが、コロナが５類に落ち着いてきたということで、自主防災会の活動というのも徐々に復活しているのが現状でございます。その中で、やっぱり何年ぶりという地区が多いという声を聞きますので、何をやっていいか分からないだとか、どうしようかというようなご相談もいただいておりますので、救命講習に限らずに、防災訓練を自主防災会でやってみたいという方につきましては、ある程度ほかのところの地区の事例も踏まえて、こういうのをやったらどうですかというような形で促進のほうはさせていただいております。その中で地区としてできることという中で、救命講習を選択いただくという地区もございますので、この点につきましては、救命講習に限らずにぜひやっていただきたいという形で、促進のほうはさせていただきたいと思います。

また、ちょっと分かりづらいんですけれども、

修了証がもらえる救命講習につきましては、消防署のほうが主催している部分がございますので、とは言いつつも、やはり広めていきたいという部分につきましては、考え方変わりませんので、広報等で周知のほうはさせていただいておりますが、自主防災会のほうに一緒にアピールさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興主幹、関根でございます。

先ほど地区の数、33地区と申し上げましたが、ちょっと足し算を間違えまして、39地区でございます。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は１時20分とします。

休憩　午後　０時１４分

再開　午後　１時１７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それでは、質問させていただきます。

課長以下７人の職員の人がいるから７項目質問しようと思ったけれども、１項目にします。簡単な質問です。前段者がいろいろ同じような質問していたから、するのをやめようと思ったけれども、特に私が聞きたいのは、説明書の114ページの消防関係、これについて前段者も質問をしていたし、今度のこの資料にもいろいろ今までの経過が載っていますので、そのことよりも、消防団の活動についてちょっと聞きたいのは、消防団というのは準公務員ですか。仕事の範囲というのは決まっていますよね、それを私はもう一回整理したいと思っているんです。

準公務員というのはどういうことなのかを教えてもらいたい。以前質問したこともありますけれども、それが幾らかなし崩しに崩れているようなうわさも聞いております。ですから、消防団て消防団員ね。

私が聞いておきたいなと思うのは、準公務員の仕事の範囲を教えてもらいたい。後で法的に問題があったら問題になると思いますので、今日聞いておきたいなと思います。その１点だけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。よろしくお願いいたします。

消防団の団員さんの位置づけということですが、消防団の条例がございます、こちらの中で非常勤の消防団を設置するに当たっては、消防組織法に基づきまして消防団の設置、非常勤の消防団員の定数、任命に関する必要な事項を定めるものという形で消防団条例というのが設置されています。

ご承知のとおり、消防団員さんというのは、通常はそれぞれ正業をなされているという中で、それぞれお仕事をされていると、それに併せて公務としての消防活動についてお仕事していただいているというような形になりますので、純然たる正規の公務員、私どものような職員と同じ公務員という位置づけではなくて、本業がある中に別とし

て公務としての消防団のお仕事を担っていただいているところで、非常勤の公務員というような位置づけになっております。

ですので、一般的な公務員に必要な欠格的な条項、禁固刑が科された場合には執行ができにくくなるので資格を停止するであるとか、懲戒免職の対象になるとか、そういった通常の公務員と同じ条件が付されているというような条件になっております。

拙い説明でありますが、以上になります。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ちょっと分かったような分からないような理解なんですけれども、これ大事なことなんですよ。うっかり消防法に引っかかったら大変なことになるんですよね、自治法からいっても。法的にいってもね。今の説明では、どういうんだか分からないんだ、やっていいのか、悪いのかというのは幾つかあるわけだよね、消防団として。一般的な仕事はいいんだけれども、私が気にしているのは、町会議員が消防団員になれるのか、なれないのか。なれないでしょう、本来なら。私、そう思うんですよ。準公務員法から。公務員だったら、そうでしょう。それ、はっきりしておいたほうがいいと思いますよ。

準公務員というのはどこまでなんですか。それはっきり答えてくださいよ。いいって言うんだったら、それ法的にできると、いいんですよ、できるならできても。その説明をちゃんと見せてください、そうなりますのでね。

取りあえず２回目。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。今のご質問にお答えいたします。

非常勤の公務員になりますので、議員のお立場でも消防団員にはなれます。あわせて、町の職員でも消防団員はおります。ですので、公務員が消防団員をやってはいけないことでは、できないということはございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　民生委員もなれないというのは別な話だけれどもされていますけれども、消防法の、いいんですよ、できるというんだから。後で資料を見せてください、できるという法律の。見せてもらえるのかどうか。後で見せるというんだったら、それで結構ですから、質問は。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。

お調べいたしまして、後でご案内をさせていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　要望だけれども、早く知らせてくださいね。時間がありませんので。調べるのが１か月も２か月もじゃなくて、すぐ、終わったら、この議会中に見せてください。それだけ約束してください。

○委員長（西村茂久君）　課長、あさっての３日目の特別委員会までには出せますね。どうですか。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。質疑させていただきます。

簡単な話なんですが、74ページの防災活動費、資料で110ページです。防犯灯の電気料のお話です。

74の防犯活動事業の需用費、電気料、予備費充当されています。これなんですが、昨年の決算では一括前払い契約をして、あらかじめ前払いをすると安くなりますという話であったり、それから令和４年度の予算審議のときに、前年度より絶対安くなりますからみたいな感じで、多分、予算額を下げたんだと思うんです。そうしたら、世の中的に物価高騰で電気料も高騰して、そしてこういう形になって予備費を充用しているという話なんですが、これは庁舎とかの電気料に関しては契約というのはどんなふうにというか、町の契約と同じやり方というか、同じところでやっているのかどうか、そういうことをお伺いします。

それから、76ページの進修館費の資料のほうの113ページなんですが、先ほど前段者も稼働率というのが質疑でありましたが、この稼働率というのはどういう計算でやっているのかお伺いします。

それからあと、先ほどの162の消防団費、消防総務費の報償費、消防団員退職報償金259万とありますが、これはちょっと私も分からないので教えていただきたいんですが、40ページのほうの歳入のほうでそれと同じ金額が出ていますよね、これはどこから来るのか、どこから出すのか、その辺がちょっと分からないので教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

まず、１点目の防犯灯の電気料の関係でご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、昨年度、事前に一括契約することで安くなりますというような形をご説明させていただきました。今年度も同様な形で契約をさせていただいた状況でございます。それに少し余裕を見て予算計上させていただいたところであります。実際に決算書の中では、そうは言いつつもマイナスで流用していたりとかというような矛盾が実際のところ発生しております。

私どもも電気料につきましては少し余裕を持って予算を組ませていただいたという部分がございますので、一度流用という形でかけさせていただいた部分がございますが、その後、やはり想像をちょっと超えるような高騰があったというところがございまして、12月議会か何かで一括で補正をさせていただいたとは思うんですが、防犯灯につきましても、やはり足りない部分が発生してしまったと、要は、当初の契約から大きく見込みがずれてしまったというような形で、このような形で予備費を充当させていただいたというところが現状でございます。

そして、電気の契約先につきましては、庁舎のほうもやはり契約先があるんですけれども、使っている金額のワット数というんですか、そういうところも全然違いますので、その担当ごとに電気会社を安いところを調べて、いろいろな形で契約をしております。防犯灯につきましては、この一括払いという形での契約のほうをさせていただきまして、それが一番安いであろうという形で検索させていただいた中での契約をもって今進めさせていただいている状況ですが、やはりちょっと読めない部分があったということで、今回このような形で予備費を充当させていただいたというところでございます。

ですので、契約会社は庁舎とはちょっと違うという形で認識いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安

全・消防担当の長瀬です。

退職報償金の関係のご質問をいただきました。歳入の決算、40ページの中に消防団員退職報償金ということで259万6,000円が入ってきております。この入ってきている元はどこからかといいますと、そこの下のほうに行きますと消防団員福祉共済事業とありますが、これの元のところに福祉共済組合というところがありまして、そちらの共済組合から退職報償金が町のほうに入ってきまして、その金額を各退職された消防団員さんにお渡しをしているという形になります。昨年は４名お渡しをしております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

先ほどの進修館の稼働率の計算の出し方になります。こちらについては時間ベースでございまして、各部屋稼働日数掛ける１日12.5時間の開館時間となっております。そちらの時間数を実際の合計時間数で割り返した率が稼働率となっております。集会室の例でいきますと、先ほど集会室40.5％と発表させていただきました。こちらについては年間の稼働時間のほうが4,487.5時間、実際の集会所が使われた時間の合計が1,819.5時間、こちらを割り返しますと40.5％ということになります。ほかの部屋も同じように、稼働時間で割り返した稼働率となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

防災活動費の電気料は町民生活課が独自で契約をしているという確認でいいんですね。先ほど12月議会の補正というのがあったんですけれども、それは町民生活は補正を出さなかったということでよろしいのか、確認します。庁舎とか、みんなあちこちが高騰した分を出したような気がするんですけれども、町民生活は１年契約だから出さなかったという話なのかどうか、お伺いします。

それから、162ページの消防団の４名の退職報奨金ということで、分かりました。

163ページのお金のあれが分からなくて、教えていただきたいんですが、18節負担金、補助及び交付金というので、消防団退職報償金掛金とありますよね、これは毎年、割合で払っていくのかどうか、その辺がちょっと分からないので、そこも一緒に教えていただきたいなと思います。

それで、今回、職員の被服費を流用して、そして退職金に出しているわけですよね、４人になったからということなんですけれども、この出入りっていうのが、消防団福祉共済会から259万6,000円入ってきていますという話は分かったんですが、それが流用というふうな形になっているが、その辺の出入りと負担金の感じというのがちょっと分からないので、そこを詳しく教えてください。

それから、進修館の管理事業については、時間で稼働率をやっているということで、分かりました。それでこの稼働率が出たということで分かりましたが、小ホール、進修館コミュニティのための会館なんですが、議会の本会議場ということで、あそこの入り口にも小ホールと議会とありますよね、そうしますと、この小ホールの稼働率を議会とコミュニティ関係のそれとしっかり分ける必要もあるんじゃないかと思うんですが、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

小ホールの議会での使用との時間の区別ということで、資料をまとめましたら分けることは可能ですので、今後、ちょっと分けさせていただいて記載のほうさせていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

電気料につきましては、庁内で一度取りまとめをして一括でできるような補正という形でお渡しさせていただいて、議決を得られたら配分されるというようなイメージですので、単独では確かに出していないですけれども、一応手を挙げさせていただいて、こちらで補正を行っているというような状況になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。

消防団員の掛金についてなんですけれども、１人１万9,200円で、定数98人おります、現員数でなくて定数で掛け算した金額が掛金となっております。

もう一つ、162ページで報償費のところで流用という形になっておりますが、通常、３月31日付で退職をされるケースが基本なんですけれども、昨年、年度期間中、途中で病気で亡くられた方がいらっしゃいました。そのため補正ができなかった関係で流用という形で対応させていただいたものになります。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません。

今の消防団員費の話なんですが、そうしたら、56万4,000円を１回、向こうの消防団福祉共済のほうに払ったということですか。払わないでここの報償費に入れちゃったと。その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬と申します。よろしくお願いします。

掛金については、年度当初に共済組合のほうに払っています。退職報償金につきましては直接、ご遺族の方にお支払いをしているような状況になります。

○委員長（西村茂久君）　ちょっと答弁が不完全で、もう一度お願いします。

答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

少しややこしくて申し訳ありません。支出の中の決算書の162ページの259万6,000円、この中に56万4,000円が入っているという感覚でお願いしたいと思います。ですので、町のほうから単独でお金を支払っているということでなく、先ほどの組合のほうから全部入ったお金で259万6,000円をいただいているという形になります。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　１時４６分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

ご説明申し上げます。まず、退職金の掛金と歳入のほう、ページでいきますと40ページ、消防団員退職報償金259万6,000円と歳出の162ページの消防団員退職報償金、この金額がイコールになっていると思います。先ほど言いました掛金といいますのは、保険と一緒で、毎年積み立てていくような掛金になりますので、実際にそことイコールになることではないということでご理解いただきたい。なので、歳入で入ってきて259万6,000円と歳出で支払った退職報償金256万円がイコールの出と入という形になります。

そして、259万6,000円を生み出すために56万4,000円を流用させていただいたという形になりますので、最終的な支出は259万6,000円というようなイメージになります。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　１時５０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

主幹。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　消防交通安全の横溝と申します。

出と入が一緒なんですよね、入ってくるのと出るのが一緒なんです。その組合のほうから一度入りまして、それをそのまま退職者のほうにお渡しするんです。この流用の関係なんですけれども、当初の退職報償金の金額が203万2,000円だったんです。先ほど申し上げましたように、３月に現職の方が亡くなってしまったものですから、報償金の部分の足りない分56万4,000円を流用していただいて、合計額として259万6,000円、組合のほうから259万6,000円をいただいて、町のほうに入ってきて、それを退職者の４人分にお渡ししたということになります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

決算ですので、細かい点で分からないところもありますのでお願いしたいと思います。

まず、決算書51、52ページの総務管理費、１目一般管理費の地域コミュニティ活性化事業の関係で、まず、不用額が472万出ております。これの原因、要因は何なのかが１点。

それから、原因の一つにもなるかと思うんですけれども、一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成金への自治会からの申請がなかったので支出もなかったと。これはどういう理由でないのか。使いづらいのか、そういうことも含めて、なぜ申請がないのか、その点についてお伺いいたします。

それから、成果書の50ページであります。今回、令和４年度では地区コミュニティセンターについて今年度の４月から開設を目指していましたが、議員からの意見もあり再検討が必要だということで、令和５年の開設はできなかったんですけれども、これについての見通しですね。この成果書の下のほうにも書いてあるように、次はモデル地区の地区コミュニティセンターの開設、それからモデル地区の運営と次の地区の開設準備、あるいは２か所目の地区コミュニティセンター開設、こういうふうに計画されておりますので、その点の見通しということで伺いたいと思います。

続きまして、決算書69ページ、70ページの７目交通安全対策費の交通安全対策事業でございますが、この交通指導員は定足数を満たしているのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

続きまして、道路反射鏡あるいは道路照明灯、道路標示等の新設等々ありました。前段の委員の何人かの質問がございましたので、私は確認したいんですが、原則は自治会、区長のほうから申請をしていただきたいと。これは原則論を言いましたが、町としてもどういうところが危険なのかが分かっている意味を含めて、当然知る必要もありますので、直接でもいいみたいな先ほど答弁あったんですが、それが当然だと思うんですけれども、例えば具体的に、カーブミラーなんかは２つの自治会の地域を通っていくと、うちの近くは新中もございます、うちのほうは新若、新若の人が県道春日部蓮田線に出たいときに、どうしても新中の道路を通っていくときに、今まであったところが、家を建てるとかいろんな理由で撤去されている。そこにやっぱり必要だといった場合、自治会のほうから申請というと、例えば新中のほうでこれは必要ない、新若の住民が必要だと、そういう場合はどういうふうに判断しているのかどうか。町としても当然いろいろ理由を聞くんだろうと思いますが、そういう場合はどういう判断をしているのか、その点についてのみお願いしたいと思います。

続きまして、決算書の71、72ページの自転車対策事業であります。109ページの成果書に町営駐輪場の維持管理ということで、令和３年度よりも令和４年度のほうが維持管理費が減っております。これはどういう理由なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の成果として盗難防止のため防犯カメラの増設工事を実施したと。この盗難件数というのはどのぐらいあるんでしょうか。把握されていると思いますが、その点もお願いしたいと思います。

それから、決算書73、74、次の防災活動事業なんですけれども、その次のページの75、76ページの使用料及び賃借料で、ＡＥＤの賃借料がございます。これも前段の委員の中で質疑等がございました。件数だとか内容も聞いて分かったんですけれども、やはりＡＥＤを地域にも設置してほしいという声はあるんですね。実際は難しいところもあると思うんですけれども、やはり住民の安全を守るということからどのように増やしていくのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ、市町村データ放送利用料、これはテレビ埼玉のデータ放送などの関係だと思うんですけれども、これはどういうことなのか、すみません、ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書の75、76ページ、防災コミュニティ促進事業であります。ここで一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成金への自主防災組織からの申請採択がなかったということなんですけれども、この点についてもご説明をお願いしたいと思います。

それと、これだけ風水害あるいは地震等がいつ起こるか分からないという中で、近年の自然災害の死者の多くが65歳以上の高齢者が多いようでございます。また、障害や難病を持つ方、乳幼児、外国人、妊産婦といるわけなんですけれども、やはりこういう方々一人ひとりについて誰が支援していくのか、どこに避難させるのか、これは大事な問題だと思いますが、これはどこまで進んでいるのか。もちろんは町は認識を持って検討もして進めているとは思うんですけれども、進まないとすれば何がネックになっているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、災害対策について、避難所の協定書を横町地区の物流施設と結んでおります。この契約は今年度ですけれども、どのような内容になっているのか。それから、こういった避難所を増やしていくという意味では、日工大との関係はどう

いうふうになっているのか、その点も併せてお尋ねしたいと思います。

次、75、76ページ、進修館費なんですが、今年の冒頭、駐車場の拡幅というか、拡張というか、この問題では来年度、令和６年度からということで進めているというお話もありました。この点ではどういうふうな進捗状況なのか、併せてお尋ねいたします。

それから、161、162ページの消防費の関係です。ここでは埼玉等消防組合負担金の減額が主な理由だと、支出済額の関係でそういう説明がございました。これはどういう理由なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、消防団員の定数の関係ですが、これも例年質問もしております。これは全国的な傾向というふうにマスコミでも書いてありました。大変な苦労もあるかと思いますけれども、これは今後どういうふうにされていくのか、その点。

それから、前段で委員からも質問がございました消防団への協力金の問題でありますけれども、協力金を出さなければならないのか、いや、出さなくてもいい、こういう議論があるんですけれども、自治会としては自治会の人たちの声も二分するわけです。自治会は地域独自の訓練もします、そのときに消防団員の協力も正直あります。そういう協力をいただいているから協力金をお願いされたら、これは出さなくちゃいけないですよね。でも、協力金を出さなければいけないのかどうか。先ほど消防団員の報奨金については他の自治体よりもいいほうだという答弁もございました。そういう状況のもとで、これはどうしても出さなくちゃいけないのかどうか、その辺、前段の委員も町のほうからもきちっとこれはすべきではないかというふうな質問だったと思うんですけれども、ちょっと曖昧な答弁だったと思うんですけれども、その辺どうなのかという意味で、私からも質問したいんです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は２時25分とします。

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き町民生活課の質疑を行います。

答弁を求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査、加藤です。

決算書51ページ、52ページの地域コミュニティ活性化事業の負担金、補助及び交付金の不用額についてお答えします。

こちらについては、集会所の補助金について自治会から上がってきた修繕の見積りが、実際にやってみて下がったことによる執行残となっております。

あと、地区敬老会の補助金なんですが、こちらについては全76自治会分の予算の積算をしておりまして、実際にやらなかった自治会があったことによるものです。

あと、コミュニティ助成事業助成金がなかったということなんですが、こちらについては毎年76自治会に紹介をかけまして、県の申請する自治会があるか手を挙げていただいて、手を挙げる自治会がなかったため申請をしなかったものでございます。

あと、進修館管理事業の駐車場の整備について

でございます。こちらについては令和６年度に予算要望すべく設計作業を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

幾つか順次ご回答させていただきます。

まず、説明書の50ページ、地区コミュニティセンターの事業の関係でございますが、こちらにつきましては昨年度の再検討という考え方を受けまして、今年度に入りまして地域振興担当のほうで特に拠点を須賀とかに持たず、庁舎のほうから各自治会長さん、区長さんのほうに出向いて、訪問的な聞き取りないしコミュニケーションのとり方という事業を実施しております。

これと並行しまして、実際に須賀地区にコミュニティセンターを開設するという形で検討させていただいているところではございますが、今現在、須賀小学校の再編の動きがかなり急加速してきておりまして、この中でコミュニティセンターをどういうふうに活用していこうかというものも合わせて考えなければならないというような課題も出てきましたことから、実際に公民館でというお話もいただいたところではございますが、その部分も含めて、須賀地区の再編も含めて一緒に考えていくという形で、新たにプラスアルファの部分で課題が出たことから、現在検討中というような形で、大変申し訳ないんですけれども、継続して検討しているというような状況でございます。

よって、第５次総合計画に書いてあります現在のスケジュールは遅れぎみになっているのは否めない部分ではございますが、そのような状況だということでご理解いただければというふうに思っております。

続きまして、決算書74ページ、ＡＥＤの地域にも増やすにはというような形でお話しいただきました。こちらにつきましては、現在町で把握している町内にあるＡＥＤの数が66基あると把握しております。これは埼玉県のＡＥＤマップみたいなものがホームページに出ているんですが、こちらのほうで確認している数です。ですので、登録されていなければもちろんもっとあるのかなというような話で考えております。

このような中で、徐々にやはり民間さんですとか、集会所ないしの自主防災会さんでも独自で持つようになってきたというような傾向も見受けられます。持つに当たっては、補助金のほうもうちのほうでお出しさせていただいている部分もございますので、こういうものを活用いただいて、ぜひ地区防災会の中での計画を立てていただいた上でどんどん数が増えていければなというふうに思っております。

そして、同じく市町村データの使用料というようなお話がございました。こちらにつきましては、埼玉テレビのほうに町の情報を発信するための使用料というふうにお考えいただければと思います。月額が５万円になりますが、埼玉テレビのデータ放送という枠に何枠設けるかということで金額が変わってきます。町のほうでは２枠お願いしておりまして、現在、２つの情報であれば一緒に載せることができるというようなことで、何も使っていないときはイベント情報等ものっけさせていただいているんですが、災害時にはそこを使って、いろんな周知方法の一つとして確保して、皆さんに周知していくというような形でご理解いただければというふうに思います。

それと、決算書75から76ページの防災コミュニティ助成事業の宝くじ助成金とよく呼ばれるやつです。こちらにつきましては、年度１回の申請に

なるということと、あと上限額が200万円まで助成が可能になります。負担補助率が、基本的には200万円まででしたら100%、かなり条件のいい補助金ではございますが、先ほどの加藤の説明もありましたが、同じような条件ではあるんですけれども、やはり高額になるということと、あと、前年度から計画していかなければならないというところもございまして、なかなかすぐに手を出していくというのが難しいというのが正直なところだと思います。

過去の実績からいきますと、やはり150万円から200万円もらっていただいているというところもありますし、今年度におきましては、たしか川端地区ですとか宮代台地区でも助成がなされています。ただ、この宝くじ助成金につきましては、出したからもらえるというものではありませんので、なかなかそこら辺の部分で使いづらいと言われると使いづらい助成金なのかなというふうに思いますが、ここで採用になれば高額なものも整備できるというところで、ぜひ手を挙げていただきたいということで、これからもちょっと普及啓発のほうはさせていただければなというふうに思っております。

そして、災害時の要援護者の活動というか、支援についてですが、個別施設計画というものを要援護者につきましてはつくっていかなければならないということがございまして、こちらにつきましては町民生活課だけでなく、今現在、健康介護課と福祉課、それと町民生活課３課でどういうような形で進めていこうか、かつその数をどんどん増やしていこうかということで、内部ですけれども検討させていただいております。

去年につきましては、テスト的に、１人ご了解をいただいた中で、こういうふうにつくっていくんだよというような事例をつくらせていただいた部分もございますが、そちらを勉強させていただいた上で、少しでも多くの人、また数が増やせるような形で計画を進めていきたいというふうに考えております。

こちらにつきましては区長さんを初め、自主防災会ですとか、民生委員さんですとか、あとは支援員さんのお力をかりつつ進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、防災協定の関係で、和戸横町にできました大和ハウス工業との協定書の内容でございますが、こちらにつきましては、まず、昨年度協定させていただきましたのが、主に水害時に高所避難、高いところへ逃げるというのを目的に倉庫のほうを一時避難所としてお貸しいただけるというような内容になっております。

内容としましては、最終的な細かい数字は別とします。最大で800台近く車が入るというようなお話も伺っております。また、場所によっては200名程度の一時避難者の確保もできるんではないかというような形でお話を伺っております。

また、今年度になってしまいますが、５月に同じ大和ハウスさんの倉庫の中の一部を備蓄倉庫としてお借りするような協定書のほうも結ばせていただきましたので、この部分がうまく稼働するような形で、今後は調整というものを進めていければというふうに思っております。

日工大との関係でございます。日本工業大学につきましては、現在、指定避難所として町のほうで指定させていただいております。即座に開けるということではないんですけれども、お話をさせていただきながら避難所として使えるような形で活動できるということを情報共有させていただきながら協力をいただいているような状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

何点かご質問いただいた順にお答えしていきたいと思います。

まず最初に、交通指導員の定数はということでご質問いただきました。定数はございません。定数はない状況で今取組をしております。

現在、交通指導員11名おります。小学校の通学の見守り活動などを取り組んでいただいているところですが、須賀小学校のエリアで３名、笠原小学校のエリアで４名、東小学校のエリアで２名、百間小学校のエリアで２名という形で、合計11名の指導員さんのほうでご活躍をいただいているところです。

各小学校から、こちらの交通指導員さんもう少し増やしてほしいというようなご要望もいただいているところではございますが、交通指導員さん、あとＰＴＡも合わせて募集のほうを広くお声がけをさせていただいて、なるべく多くの指導員さんにご活躍いただきたいなというような状況です。町のほうからもいろいろな機会を捉えてお声がけをしているところでございます。

次に、道路反射鏡の離れた場所の申請についてはどのようにするのかということです。道路反射鏡の申請に際しましては、民地に設置等、あと日の光の反射による影響などもございますので、地元の設置を予定しているところの方の承諾をいただくようなこともありますので、基本的には希望しているエリアの自治会の区長さんからご推薦いただくのが望ましいとは思いますが、どうしてもできないということであれば、その承諾をいただくような取組がクリアできるようであれば、隣接の自治会さんからのご申請もいただいている状況でございます。

次に、駐輪場の維持管理費の関係のご質問をいただいております。説明書109ページになると思うんですが、こちらの金額、減額になっているんですが、こちら使用料の収入が減額になっているという形になっております。維持管理費ではなくて、収入が減額になっている形になります。

令和４年と令和３年で減額になっている理由としては、駐輪場定期利用というものがございますが、こちらの件数が合計で定期利用の申込みの数が下がっております。令和３年度は1,086件定期利用がございましたが、令和４年につきましては927件という形で減っております。こちらが減額の主な理由と考えられます。

次に、防犯カメラの利用状況についてということですが、盗難について私どもで把握しているのは２件ございました。そのほか、盗難以外の関係で警察のほうから防犯カメラの情報提供、やはり同じように２件いただいているような状況でございます。

続いて、埼玉東部消防組合の負担金の減額について、理由は何かというようなご質問ございました。こちらにつきましては、東部消防組合が発足して10年経過しまして、その間、事務事業の合理化を進めてまいりました。その結果、10年目の昨年度に当たりましては負担金が減額、ご理解が進んだことによって減額しているというふうに伺っております。

次に、消防団員の定数につきまして、高齢化による団員数が減少傾向にあるんではないかというような内容のご質問をいただいております。

消防団員98名定員になっておりまして、現在90名が所属をしております。こちらの状況なんですけれども、県内64団の状況ですと、64団の合計の定数が１万5,593人が埼玉県内の定数になってお

ります。それに対しまして団員数が１万3,542人、充足率として86.8％、うち女性の消防団員が731人、うち学生の団員が222人というような状況になっております。これは調査が令和４年４月１日の数字になっております。

それに対しまして、現在、宮代町決算のお話をさせていただいておりますが、令和５年４月１日の状況でお話しさせていただきますと、宮代町の定数が98人に対して団員数が90人、充足率が91.8％、うち女性消防団員が８人、学生消防団員が２名という形になっております。

県内の消防団全体の平均に比べると充足数は高い状況でございます。また、女性消防団員も近年非常に多く入団していただいております。さらに、今年入団した団員さんの中にも学生さんがいたりとか、少しずつ若返りの傾向はあるのかなというふうに感じております。

しかしながら、全体的としての平均年齢としては、団員平均年齢が54.31歳ということで、やはり50代以降の方が中心となっている部分もございますので、引き続き働き盛りの方が多くなってしまいますが、30代、40代、若い方が入っていただくような取組を続けていきたいと思います。

最後に、消防団員の協力金についてのお話がございました。協力金について、町のほうでは特段、消防団さんのほうに取りなさいとも、取るなとも言っていないのが実態でございます。協力員の流れとしては、やはり委員のほうからお話ありましたように、地元の方のお心持ちから発しているようなものであるのかなというふうに理解をしております。そういった中では、なかなかご負担が高いということであれば、その点については町のほうの対応というのも考える必要があるとは思うんですが、町のほうの手当の中においては、消防団の協力によって自主防災の訓練に出た際には、手当は先ほどお話ししました金額でお支払いをしておりますので、手当が出ていないということではないので、その辺はご理解いただければなというところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

51、52ページの地域コミュニティ活性化事業の不用額については、分かりました。

それから、地域コミュニティセンター事業については、須賀地区の学校関係の再編も含めて検討していくので、遅れているということなんですが、これはそうすると、もう学校再編に合わせてということになるんでしょうか。学校再編で言うと令和９年ですか、そういうふうになってしまうんですけれども、そういった状況になるのかどうか。

先ほど言いましたように、前期実行計画の目標からいくと多少の遅れというか、大幅な遅れになってしまうのか、その辺と、この開設スケジュールが立たない、あるいは遅れるとなると現状の状況で進めていくのかどうか、その辺お尋ねをしたいと思います。

それから、決算書69、70ページの交通安全対策事業でございます。交通指導員についての各学校におきましてもう少し増やしてほしいという声も当然あるかと思うんですけれども、それについては募集をかけ、声をかけているということなんですけれども、これについての見通しなんですけれども、定数はないにしても、やはり各小学校からの要望があるとすれば、それに応えなければいけないと思うんですけれども、その点は、これ以上の策はないのかどうか。もう一歩進めるためにはどうしたらいいのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど例えばということでカーブミラーの話をしました。設置する場合、その地区の自治会長が、例えば地主さんのところに立てる場合、当然、同意とか承諾は必要でありますけれども、これは自治会長が自治会で責任持って交渉するんですか。町の対応はないんでしょうか。その点もう一度お尋ねいたします。

それから、自転車対策事業については、分かりました。

75、76ページのＡＥＤの関係でありますけれども、これはいざというときのためのＡＥＤであります。ですから、各自治会あるいは防災会でＡＥＤを持つということは当然なんですけれども、いざというときに実際使えないと。うちの自治会でもこういう問題が上がりました。じゃ近くの公民館に設置して、それを使うときに一々こじ開けていかなくちゃいけない。だから、常時使えるようなＡＥＤを地域にということなんですけれども、そうすると管理だとか保全だとか、町とすれば当然そういう問題も出てくるかと思うんですけれども、最近では学校の門の近くに設置して、ほかの自治体の例でいくと、そういう設置で地域から歓迎されている。そういうところにＡＥＤが増やされているという声も聞いているんですけれども、そういった検討もされていいのかなと思いますけれども、現状どういうふうにされているのか、もう一度伺いたいと思います。

それから、同じく使用料、賃借料のテレビ埼玉の関係では、分かりました。

それから、コミュニティ促進事業の不用額についても、分かりました。

要援護者の関係でありますけれども、やはり先ほども町民生活課あるいは健康介護課、福祉課との関係、それから民生委員さん等の力をかりて進めていきたいということなんですけれども、これ具体化しないといけないと思うんですね。健康介護課では、こういうときにはどうしたらいいですか、助けを求めますかというアンケートも取っていたところなんですけれども、本当に老夫婦の場合はすごく心配だということで、いざというときには助けてほしいという切実な声もあるんですけれども、実際は進んでいない。どこがどういうふうにって、いろんなハードルはありますよ、さっき言った庁舎内の横の連絡、それから個人情報の保護の問題とか、いろいろクリアしなければいけない問題があるので、これは一つ一つやっていかないと進まないですよね。ですから、どうして遅れているのかというのは、地域の自治会では、国や県がこういうふうにしなさいって来ていないから、町もそれに合わせているんじゃないかみたいな、そういう変な声もあるんですよ。だから、そうじゃないということでやっていかなければいけないと思うんですけれども、そういう点では目標をきちっと設定しないと、だらだらしていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

私がすごく危惧しているのは、自治会があるところはいいけれども、最近、自治会に参加していない方もいますよね、この加入率が65％だと。そうすると35％の中にこういう要援護者がいると、この人たちの安全が守られないということになってしまうわけで、これはゆゆしき事態だと思うので、やはりそれと同時に進めなければいけないと思うんですけれども、その点どうなんでしょうか。目標を持ってやっていく、当然だと思うんですけれども、その点お尋ねいたします。

それから、進修館の関係で駐車場の拡張なんですけれども、次年度で設計して、実際、駐車場として広くなるのは、さらに令和７年度ということになるのか、もう一度確認です。

それから、災害対策の関係で、日工大の話がさ

れました。これは指定避難所として確認されているのか。以前、台風19号でしたか、二、三年前。そのときに、やはり住民の中には日工大も避難所になっているというふうに間違った情報が町民の中にもあったと思うんですけれども、そういう意味では増やしていかなければいけないんですけれども、日工大は大きな宮代の資源ですから、このことについて指定避難所になっているんですねということで確認したいんですが。そうなっていれば、それで結構だと思います。

最後に、消防団への協力金の問題です。町としては原則、協力金はもらわない、寄附金じゃないですけれども、ちょっと違いますけれども、寄附金はもらわない、そういうものはしないというのと同じように、消防団への協力金、先ほども前段の議員さんも言ったように、やるところとやらないところがあるのは不公平だし、先ほどの答弁だと、地元の心持ちかなと。負担が高いということであればということなんですけれども、負担なんだから負担なんですよ。これはある、ないが問題でしょう、金額じゃなくて。そういう不公平があっていいのかどうか。負担が高いということであれば、それはみたいな答弁だったんですけれども、これは原則なしと言えないのか。はっきりしないと、やっぱり自治会でもはっきりしませんよ。

私はね、心苦しいですよ、消防分団員が定足数にもなっていないし、なかなか募集もかけるのが大変だ、そういうところへ来て、さらに協力金がもらえない、踏んだり蹴ったりですよね、消防団員からすれば。私はあえて言っているんですけれども、それじゃおかしいでしょうと。じゃ協力をもらう自治会は、防災訓練をやっている自治会は協力を分団員からいただいているから協力金を出すと、じゃ防災訓練をやって、しかも協力金も払う、じゃ全然やらないほうがいいのかみたいになってしまうんで、それは違うと思いますので、ここは町のほうからきちっとしていただきたいと思うんですよ。そういう趣旨で質問したつもりです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査、加藤でございます。

先ほど進修館管理事業の進修館の駐車場の舗装工事につきまして質問いただきました。こちらにつきましては、今現在設計のほうを進めてまいりまして、令和６年度に予算要望してまいります。予定では令和６年度中に着工をいたしまして、令和６年度中に竣工ということで考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、地区コミュニティセンターについてでございます。令和９年度に須賀小学校の再編が今計画されているという中での遅れに関してでございますが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、やはりそちらの開設に合わせて検討していくというのも含めて検討していくというような形になっております。しかし、お話しされたとおりに、総合計画では５年度に本来は須賀地区にオープンして、７年度にもう一つというような話になっておりますので、この点のすり合わせにつきましては第５次総合計画振興管理をしております企画財政課のほうといろいろ調整させていただきまして、修正するところは修正するところという形で検討してまいりたいと思います。

しかし、コミュニティセンターがいきなりでき

て、その機能が発揮できるかと言われると、私どもも正直なところ不安な部分もございますので、私どもの業務といたしましては既存の地区の会長さんですとか自治会長さんとのつながりというものを地区センターが設立しても生かせるような形で、うまく回るようなサイクルというものを現段階からつくらせていただこうと思っておりまして、今年度から始めております区長さん訪問というものを継続させていただく中で、並行してちょっと検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

そして、ＡＥＤの普及に関することでございますが、常時使えるような場所ということで、昨年だったと思うんですが、川口の学校で不審者が入って、先生がけがされて、たしかＡＥＤを使ったとかというので、川口が先進的に校門の前にＡＥＤを置いて、住民の方が使えるようにというような形の取組をとったのか、私も新聞で見たような記憶がございます。

こちらにつきましては、いろいろお話を聞きますと、ＡＥＤが今度盗まれたことだとかということを考えている中での施策というものがどうしても必要になってまいります。聞いている中ですと、ＡＥＤにＧＰＳをつけてという形になりますと、やはりプラスアルファで予算がいろいろかかってくるとかという部分も考えておりますので、大変申し訳ない、頭の中では考えてはいるんですけれども、なかなかそこまで踏み込めるかというものまでは、ちょっと担当としては今現在では考えていないという中で、数が少しずつ増えていくということと、地区に少しでも身近な集会所ですとかに配置されることが、今の現段階では望ましいのかなというところが現状のようなところです。あったら理想だなというふうには、もちろん念頭では思っております。

それと要援護者の関係でございます。具体的に今後というような目標でお話をいただいたと思います。そして、実際に自治会に入っていない未加入者の問題があったと思います。こちらの個別避難計画につきましては、自治会に入っている、入っていない関係なしに計画をつくっていきなさいというのが法の趣旨でございます。

ですので、現段階では自治会というと、区長さん、自治会長さんという形になってしまいますが、まず避難ということを念頭に置いたときに、自主防災会の会長さんをメインにお願いできないかということでいろいろお話をさせていただいております。

防災会につきましては、ちょっとややこしいことでありますけれども、自治会とはまた別の組織になりますので、基本的にはそこに住んでいる地区の人、自治会に入っている、入っていない関係なしに避難できるような形で、いろんな計画ないし訓練をしていくということが前提になりますので、この自治会長さん等もそうですけれども、防災会の会長さんも含めて、ぜひ計画をお願いしたいということで少しずつお話をさせていただいております。

また、要避難者ということになりますと、高齢者、あとは小さい子供ですね、こういう形の子供いますけれども、やはり人の手を借りて避難しなければならないという方がメインになってきますので、そちらの情報をお持ちになっている、または日頃から支援とかをされているケアマネジャーさんですとか民生委員さん、こちらのほうのご協力もいただきながら、最終的にその人に合った計画を立てていくという、一人ひとりのケアが必要になってきますので、こちらのほうを進めていくという中でどうしても時間かかってしまうというのは念頭に置いております。ただ、災害自体はも

ちろん待ってくれませんので、少しでも早くできるような形で私たちも努力しますし、一緒に協力いただいている方へのご協力を仰いでいきたいというふうに思っております。

そして、もう一つ、日工大の指定避難場所については、現段階でも指定避難所として指定をさせていただいております。こちらはハザードマップにも記載させていただいておりますので、そのような形になっております。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

随時お答えをさせていただきたいと思います。

交通指導員を増やす方法は何があるかというご質問だったと思います。

毎日、学校の通学路、小学校の通学路で通学指導をしているような状況でございますので、併せて旗当番の方であるとか、熱心に見守りをしていただいている保護者の方とかという方たちが結構いらっしゃるということも指導員の皆様からお話を伺っています。ですので、学校関係者及びそういった保護者の方にお声がけ、その都度させていただいて、交通指導員になっていただけないかというようなお声がけをしているような状況になっております。お子さんが卒業してしまうと、どうしても旗当番等から外れてしまうケースもありますが、中には本当に熱心にやっていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいますので、そういった方が引き続き交通指導員をやっていただけるような取組ができればなと考えております。

反射鏡の自治会の申請に対して、町でのバックアップはあるかというようなご質問だったと思います。現状、６月から７月中にかけて申請を各自治会長さんからいただきまして、その後、前段ご説明しましたとおり、交通安全対策協議会の専門部会で審査を経て設置という形になります。

ですので、申請の段階で町がそこに関わってしまうと、何らかのインセンティブが与えてしまうような雰囲気も地元のほうになってしまいますので、基本的には自治会の中でのご対応をお願いしているところでございます。

また消防団の協力金についてご質問ございました。

消防団の役員会が今後ございますので、会議の中で各自治会との関係について、ちょっと状況についてお話を確認させていただきたいと思います。

以上です。

協力金については、消防団の役員会がございますので、その中で、状況を確認していきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは再質問なんですが、答弁についてはもうそんな変わりないと思いますので、２点お尋ねいたします。

要援護者への今後の対応なんですけれども、先ほども言いましたように、やはり目標をちゃんと決めないと、そのように進まない。これは何でもそうですけれども。理由は先ほど課長も言ったように、いろいろハードルはあります。あるけれども、これをつくらない限り、先ほど課長が言ったように、一人ひとりのやはり状況も違うし、また一人ひとりの命を守るということもできないと思うんですよね。

私は確かに、あの220人の職員でこういう援護者まで含めて町民の命を守るというのは職員だけではできないです、もちろん。

だから、自治会といっても防災会ですよね。イコールのところもあるんです、正直言って。別の

組織だなんていうふうにはならないですよ。だから、そういう意味ではきちっと、そういう点では自治会も自分たちの地域の人たちの命を守るという、そういう責任もありますので、本当に隣近所の方が助けられればいいんですけれども、そういうふうにもなっていないので、少なくとも地域で守っていく、それにはやっぱり旗振りの町のほうできちっと対応していただかないとダメだと思いますので、そういう点では目標をきちっと決めて進めていきたいと、これ要望になってしまいますけれどもね。それ以上、言いようがないですよ。一つ一つのハードルがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、消防団への団員への協力金の問題、やはり、あるところとないところ、出すところと出さないところ、これはおかしいですよ。だから、町がきちっとラインを引いて、これはもう団員への報奨、あるいは手当もついているので、従来はそういう考えじゃなかったですか。だから、協力金は出さなくてもいいはずだった。ただ、これは悪い慣習で残っているだけで、本来どうなんでしょうか。町できちっと対応すればいいことだと思うんですけれども。

役員会会議の中で確認したい。どういうふうな確認なんでしょうか。町がきちっと方針は持ってないと、下に下ろせないでしょう。どういう方針で役員会に臨むんですか。そこが大事でしょう。いや、聞いてから決めたいというのか、それじゃおかしいですよね。

最後にこの点だけ、もう一度。駄目ですよ、担当職員でなくて、責任者がちゃんと答えてくださいよ。課長いるんだから。決算はね、各職員の仕事をやってのあれですから、こういう場も必要なんですけれども、こういう大事な問題はちゃんと課長から答弁しないと駄目ですよ。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○町民生活課長（吉永吉正君）　町民生活課長の吉永です。

消防団員への協力金のお話をいただきました。これは地区、場所によって様々だという、今お話も伺いましたので、まず状況を確認させていただきたいと思います。

その上で、消防団ともお話をさせていただいて、地区に過度の負担にならないような方策を定めていきたい、消防団と話してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

何の確認。暫時休憩いたします。

○委員（九山妙子君）　すみません。

じゃ、３月の予算特別委員会のときに課長からやっぱりこの話が出たときに、分団長からそういうものを要求しないように、町からはお願いしているというような趣旨の話が出ていました。

今回９月議会でまた違う担当者から話が出ているので、これはしっかりともう要求していないという話が出ていたんですから、そこはきちっと町の対応をお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　そこでとめておいてください。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１２分

再開　午後　３時１５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより環境資源課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員紹介をお願いいたします。

○環境資源課長（大場崇明君）　皆さん、こんにちは。環境資源課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　環境資源課環境推進担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（河井伸一君）　環境資源課資源循環担当主査の河井です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては挙手、そして所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく１点質問をさせていただきます。

決算書135ページ、136ページ、成果書の120ページです。環境衛生事業についてです。

こちらの138ページの委託料について何点か質問をさせていただきます。

こちらの委託料の雑草等除去委託料と草刈り業務委託料、こちらの内容というか、内容と委託先ですね、教えてください。

次に、側溝等清掃堆積物運搬委託料についてなんですけれども、こちらは各自治体で側溝清掃をした際の堆積物の運搬料ということなんだと思うんですけれども。自治会以外で、例えば公共施設に隣接というか、つながっている側溝などもした内容もここに入っているのかとか、その範囲というか、どこから、その公共施設の部分というのは、その自治会でやるところなのかと、そのあたりの側溝清掃について少し教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、雑草等の委託料ですね、除去委託料ということで、お尋ねが雑草等除去委託料が34万3,609円、そして、草刈り業務委託料が33万9,000円ということで、２つの項目で草刈りに関連する決算ということで、決算書の138ページのほうに記載がございます。

こちらの、まず内容ということでございますけれども、実は雑草等除去委託料34万3,609円、こちらがいわゆる町内の空き地の不適正、要は雑草が伸びている空き地を年に２度ほど、町の担当者のほうで定期的な確認、雑草の伸びの状況について確認をして、伸びている空き地に関して、町からその空き地の所有者の方に適正管理を促して、と併せて、その草刈りの代行についてもお受けするという形でご案内をしておりまして、それでお受けした部分の委託料ということで、雑草等除去委託料のほうが執行しております。雑草等除去については町内の空き地ということでございまして。

もう一つの草刈り業務委託料につきましては、

これは実は国納の盛土、国納の山のあちらの行政代執行の委託料になっております。はい。こちらを実施した金額ということで、今般33万9,900円という形になっております。

いずれも委託先は町内のいわゆる建設業とか造園業の業者さんのほうに委託をさせていただいております。

それから、もう一つ、側溝清掃についてということで、その範囲ということでしょうか、実施の範囲でしょうかね。こちらは各自治会のほうから、毎年春に実施の意向について、各自治会のほうで自主的に実施していただける部分については、町のほうでその清掃した汚泥を回収・処分をさせていただくということで。各自治会の中で、いわゆる町道に当たる部分の側溝の清掃をしていただいたものに対して回収をして処分をしているということで、実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

雑草等に関しては分かりました。この１つ目の雑草等除去委託料というのは、町内の空き地ということなんですけれども、これは空き家の雑草等が繁茂したときに請け負うというものになっているのか。空き地って、その辺がちょっと分からなかったのでもう一回お願いします。

あと側溝についてなんですけれども、これは単純にこう運搬、各自治会でやったものを運搬しているだけということなんですけれども、そこの地区にかかっている。

それ以外の側溝掃除という、町でやられているというのはここには載っていないわけですか。例えば、その同じ地区内に公共施設があって、その公共施設についているというか、すぐ脇の例えば側溝というのは、やはりその自治会の範囲になるのか、それともその学校についているので、学校のほうとか町のほうでやってくれるのかとか、その辺がよく分からないということもあるので、そういうのってどうなっているのか教えてください。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は15時40分とします。

休憩　午後　３時２３分

再開　午後　３時３６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、環境資源課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

２点ございました。まず１つ目が、草刈りに関しては、空き地とそれから空き家も含まれるのかというお尋ねでございます。こちらについてはあくまでも空き地のみということになっております。これは空き地環境保全条例という条例に基づいた業務となっておりまして、それからその理由から空き地のみということでの動きとなっているということでございます。

それからもう一つ、側溝清掃、特に町の公共施設、学校等の公共施設にすぐ隣接するその側溝の清掃の取扱いについてということでのご質問でございました。

こちらに関しましては、公共施設の周辺にあるいわゆる町の道路、町道かと思います。町道の附属物ということでございますので、こちらはまち

づくり建設課の所管ということですので、もし何かご不明な点等ございましたら、そのまちづくり建設課のほうにお問合せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ご説明いただいて分かりました。

最後に１点だけ。側溝掃除なんですが、各自治体で何箇所、令和４年度されたのか、把握されていたら教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

令和４年度側溝清掃の地区別の実施状況ということでお答えをさせていただきます。

春と秋とに分けて各地区の皆様、実施していただいております。まず、春のほうは全部で48地区実施していただいておりまして、春というのは４月から６月ぐらいですね。秋、これが９月から12月ぐらいまでの期間でございますけれども、こちらで２地区実施していただいております。合計で50地区ということで実施をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

３問、質問をさせていただきます。

決算書の128ページ、それで説明書のほうは118ページ。

狂犬病予防事業、こちらの犬の登録事務でございますが、結局、今、犬の登録事務というのは、犬の販売している会社は、たしかお年寄りはもう次にその跡継ぎがいなかったら買えないと、そういう報告が上がると聞いております。

それで、町としてはそれに対してどうするのかお伺いします。

２番目、狂犬病予防集合注射の実施。

こちらに表に書いてありますが、この東条原集会所は４年度はなしで書いてありますが、百間公民館も前は集会所の予防注射あったんですが、これに記入していないんですが、これはどういう理由なんでしょうか。

３番目、犬のしつけ教室。

こちらは参加人数が３年度はあったのが、４年度はなし、令和５年度はまた続けるんでしょうか。この３問お願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時４２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

狂犬病の予防等に関することということで、ご質問を３点いただきました。

まず１点目、高齢者の方の飼い犬ということで、飼えなくなった方への対応ということでご質問はよろしかったでしょうか。購入。高齢者が新しく犬を購入する場合ということのご質問で。

そうですね。高齢者が新しく犬を買うことがで

きるかどうかについては、実は町は犬の登録の事務を取り扱っているものだけですので、その購入のそういった規制に関して、町は関与しておりませんので、ちょっとそこに関しては分からないということでございます。

それからもう一つ、狂犬病予防注射、集合注射の実施場所ということで、かつて百間公民館を会場とした設定があったが、現在、その設定がないということで、その理由ということでのお尋ねかと思いますけれども。

こちらに関しましては、例年、集合注射というのは町内数か所で、４月の月曜日と金曜日ということで３日間ほどは設けて行っておりますけれども。その実施数に応じて、実施数というか、実績に応じまして、会場というのは毎年設定を変えております。恐らくということになりますけれども、百間公民館がなぜ実は今ないのかという経緯まではちょっと確認はできないんですけれども、恐らくというレベルなんですが。

利用者数の減少、あるいは、あとはその会場自体がちょっと使うことが難しくなったかのどちらかで、恐らく会場を変更して、現在は保健センター、百間公民館の近くですと保健センターか、もしくは川端公民館が、あとは元ふれあいセンターですね、今、すてっぷ宮代ですけれども。この辺りで実施しておりますので、そちらが代替という形で恐らく今現在の設定になっているかということで考えております。

あと、東粂原に関しましてはこちらはもともとそのやっぱり東粂原の利用者数というのが非常に少ない状況が続いておりまして、昨年度から宮代消防署に場所を少しずらさせていただきまして、少しでも利用しやすい場所ということで設定を変えさせていただいて、新たに実施をしているというような状況でございます。

それから、しつけ方教室が令和４年度実施がなかったということで、令和５年度は続ける予定があるかというお尋ねでございますけれども。令和４年度実施できなかったのは、実は会場が毎年、進修館の大ホールを会場として、このしつけ方教室を行っておりますけれども。

新型コロナウイルスのワクチンの接種会場との兼ね合いで、どうしても大ホールが使うことができなかったということで、やむなく令和４年度に関しては実施を見送っているということでございます。５年度は特にそういった場所の問題がなければ実施をする方向で考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ありがとうございます。

こちらの狂犬病の予防注射の場所なんですが、やっぱりこちら見ますと、百間地区には全然ないんですよね。私も古利根川の川沿いをよく散歩しているんですが、あの川沿いを散歩している人は、朝早く６時頃からしている人が大勢いるんですよ。私も宮代から杉戸のほう、川を渡って古川橋のほうまで散歩しているんですが。やはりこの百間公民館、こちらに設置をお願いしたいと思います。いかがですか、今後は。よろしくお願いします。

あと、犬のしつけ教室も何回か、私も犬２匹飼っているもんですから、させていただいているんですが、やはり５年度はこういうしつけ教室は皆さん大ホールじゃなくて、違う地域で設けて、あとはドッグラン教室、そういうところも設けていただきたいと思います。検討をお願いします。

そういう要望はないんでしょうか、ドッグランの教室もですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副

課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず１点目、百間公民館での集合予防注射の実施についての検討をということで、ご質問というか、お話をいただきました。

毎年、この会場の設定に関しましては、見直しといいますか、そのときそのときで設定を変えることができますので、百間公民館での実施についても、その有効性がどうかというところも含めて、しっかり検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、犬のしつけ方教室のドッグラン等の何かいろんな開催方法のご要望ということでございますけれども、今、実は実施しております犬のしつけ方教室につきましては、特に犬を飼い始めた方向けの、要は教室ということで。飼い始めた１歳ぐらいの犬を飼っている方、飼い主の方を中心に、実は開催をさせていただいております。

そういった内容ですので、基本的に犬と人がこう日常生活の中で幸せな犬との生活を営むために大事なポイントということで、そういった基本的な事項を中心とした犬のしつけ方教室ということで開催させていただいておりますので、その他の内容につきましては、またその必要ニーズが出てまいりましたら実施を検討したいということで、今のところはそういった飼い始めた方向けの教室を軸として実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ただいまのドッグランの件なんですが、昨日も質問した分教場跡地、あそこがかなり広くてフェンスも新しくしましたので、ああいう場所はドッグランに最適だと思うんですね。やはりそういうのも空き地にしておくよりも、皆さんドッグランにすれば、皆さん町民が喜んで利用できると思うので、ぜひああいうところを利用できるように検討をお願いしたいと思います。

これは考えていただきたいと思います。質問です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

公有財産を有効活用した犬のしつけ方教室ということで、しつけ方の教室の延長ということでのドッグランの実施ということでございますけれども。

そうですね、有効活用という側面と、その犬の飼い方に関する飼い主の皆様へのサービスの一環ということで、ちょっと実施できるかどうかについては検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

簡単な質問なんですが、５点ほど質問をさせていただきます。

まず１点目なんですけれども、決算書72ページ、成果書が27ページになります。

宮代の魅力推進事業の中にあるものなんですけれども、黒い四角の３番目になるんですけれども、環境整備管理というところで、西原自然の森の活用に必要となる道具をそろえるということがあるんですけれども、これどのような道具をそろえたのかということをお伺いいたします。

それから２問目なんですけれども、決算書72ページ、成果書は118ページになります。

公害防止対策事業、この中で上のほうになるんですけれども、野外焼却や不法投棄などによる環境汚染を防止するため、通報等への迅速な対応及びパトロールを実施とあるんですね。

この通報等への迅速な対応ということで、私も町民のほうの要望で１件、やっぱり野外焼却をされているということで相談を受けて、町民生活課のほうに行かせていただいたんですけれども。それですぐ対応をしていただいたということがありまして、大変ありがたいなと思いました。

そのパトロールを実施のほうなんですけれども、どのようなパトロールをしているのかということをお伺いいたします。

３点目になります。

決算書が128ページ、成果書が119ページになります。

狂犬病予防事業ということで、119ページの上のほうに畜犬管理システムの改修とあるんですけれども、これは一応ここに飼い主の転出等といった移動内容を適切に管理するためということになっているんですけれども。

こちらのほうなんですけれども、この畜犬管理システムは６万6,000円なんですが、この住民基本台帳連携構築委託料が35万2,000円って、結構かかっているんですよね。これについて、どのようなことでこれを行うようになったのかということもお伺いいたします。

それから４点目なんですけれども、決算書136ページ、成果書で120ページになります。

環境衛生事業ということで、空き地環境保全ということで、上から２つ目の表組みですね。ここで対象面積が159.071平方メートルということになっておりまして、昨年度が20万7,860平方メートルですから、結構減っているんですね。処理率に関しては、前回が34.1％ですから、そんなに変わっていないんですけれども。この対象面積が減った理由ですかね。これをお伺いいたします。

それと、あと市街地のほうでは昨年度が2.9％だったのが63.1％と大幅に増えているんですけれども、これについてもお伺いいたします。

それから５点目になります。

同じページになるんですけれども、環境問題処理状況ということで、この一番下の表組みなんですが、左から２つ目の不法投棄が44件、それからあと４番目の野外焼却が36件ということで、昨年度と大体同じぐらい発生していることになるんですね。この辺についてやっぱり苦情が減らないのはなぜなのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目、宮代の魅力推進事業の中の環境整備として道具をそろえるということで、具体的にどういったものなのかというようなご質問でございました。

こちらの道具につきましては、ご存じのとおり、西原自然の森には竹林がございまして、あの竹林を活用した体験事業というのを環境資源課のほうでは昨年度実施をさせていただいております。その中で使う道具、工具類ということですので、いわゆるのこぎりですとか、あとはその体験講座で使う様々な消耗品関係になります。まだコロナの対策で若干そういった対応が必要だったところから、消毒関係のものとかも含めて、そういった体験講座を行うための工具類、道具類といったものを購入させていただいたというところが中心になっております。

それから、もう一つが、環境衛生事業のパトロールということで、パトロールをどのような形で実施しているのかというようなご質問をいただいております。

パトロールは実際には環境資源課で様々な野外焼却、委員もご指摘のあった野外焼却ですとか不法投棄、こういった類いのご相談、苦情といったものをほぼ毎日のように受けるような状況でございまして。そこで当然、職員というのはすぐそういったご相談、通報を受けましたら現場のほうに向かいますので、そういった動きの中で併せてほかに野外焼却ですとか不法投棄の状況がないかというところを常に見て回っているというようなところが実質上のパトロールとなっているというようなところでご理解いただきたいと思います。

それから、狂犬病予防事業の畜犬管理システムの改修ということで、その改修に至った経緯、理由ということでのご質問かと思います。

こちらにつきましては、実は畜犬管理システムというのは、犬の飼い主の方を登録する犬の住民表のような仕組みが町のほうで設けておりまして、この住民登録が犬の登録が飼い主の方の情報というのも併せて登録をします。

ところが、これがこちらにもあるとおり、基本的には住民基本台帳と実は連動はしていなくて、それですので、飼い主の方が転居・転出等をされたときには、実はこの犬の登録状況についても飼い主の方の転出の状況を併せて手続をしていただく必要がございます。

ところが、これをちょっと飼い主の方がうっかり忘れてしまうような状況というのがたまにありまして、そうしますと飼い主の方、提出されているのに、この登録だけが残ってしまうというような状況が実はございまして、その辺の不都合というのを解消するために、この畜犬管理システムで住民基本台帳と連携させるための改修というのを行ったということでございます。

それから、空き地の管理状況ということで、環境衛生事業の空き地環境保全の対象面積15万平米ということで、16万平米弱ですかね、昨年度と比べると、昨年度が20万平米だったところからの少し減っている状況、この背景ということでございますけれども。

こちらにつきましては、空き地の管理状況というのを、毎年町が把握している空き地を台帳化して年に２回、定期的に現場の確認をしているんですけれども。

その中で、いわゆる管理不全になっていない、あるいは空き地ではなく活用が始まった、例えば建物が建ち始めたとか、農地として活用が始まったというような空き地に関しましては、これはこの対象面積から外すといった対応をします。

昨年度とおととしとで、４年度と３年度で比べますと、そういった活用を始まった、あるいは適正管理が行われているというような空き地が多かったのが昨年度ということで、その分の影響がこの出ているということでご理解いただきたいと思います。

併せて、その市街地の部分の処理率が大分増えているということでございますけれども、こちらに関しましては、同じように空き地の現場を確認しまして、所有者の方に適正管理を促して、それに対応していただいた方が多かったかどうかというところで差が出てまいります。昨年度とおととしと比べますと、昨年度のほうがその町のご案内に対して対応していただいた方が多かったということで、このような状況になっているということでございます。

それから、最後、環境問題ということで、処理状況の中で各種の対応というのを毎年、環境資源

課のほうで実施をさせていただいております。その状況がなかなか変わってこないということで、その苦情等がこの件数というのが減らないのはなぜかということでございますけれども。

野外焼却、不法投棄、その他に関しましても、環境資源課が対応するのは、実際に現象が起きてからの対応ということになっておりまして、なかなかこういったその環境問題を、本当であれば先回りして予防的に対応できれば、少しはその対応が数を減らすというか、抑止につながるのかとは思いますけれども。

現状できておりますのが、いわゆる不法投棄を注意喚起する警告の看板を設置する程度でございまして、なかなかその先の具体的なこの先回りした対策というのが、こういった現象に関しましては、なかなか手が打ちにくいという状況もございまして、なかなかその看板設置だけでは十分に抑止力につながっていかない部分もあるのかなというふうには感じております。先回りのしにくさというところが、どうしてもこういった数字につながってしまっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは何点か再質問をさせていただきます。

まず、１番目の環境整備管理ということで、私も昨年参加させていただきまして、本当に例えば歌とか音楽とかがいろんな種類の音楽を聞くことができて、本当に楽しめるイベントだったと思いますし、また竹に穴を開けて、ライトを入れて照らす。本当に夕方になるときれいで、本当にすばらしいなという。また、それに対して、その日光台のほうからそのエネルギーを利用した充電器を活用したりとかされていましたので、本当にすばらしいと思いました。

やっぱりそののこぎりとかだけじゃなくて、その穴をあける工具もやっぱり買ったということでよろしいんですね。

この成果書の28ページのところの一番上に、里山体験イベントの実施、年３回以上という形で、参加者100人以上となっているんですけれども。昨年は参加者が460名いたということで、大幅に多くいらっしゃいますのですばらしいとは思うんですけれども。

その前回は昨年度は２回だったわけですよね。今回やっぱり３回以上ということを目指しているわけなので、そこでまた質問なんですけれども、その環境整備管理のところで、来年度以降の取組を踏まえて必要となる備品等の検討を行いましたとあるんですが、どういった検討をされて、どういうものが必要になるということを話が出たかということをお伺いいたします。

それから２問目ですね。２問目のほうのパトロールになるんですが、やはり昨年度を比較しますと逆に増えているんですよね。家庭ごみが１件増えて35件、粗大ごみが３件増えて９件、合計で44件になっているわけなんですけれども。

あと昨年度はなかった家電の不法投棄もテレビが１台、冷蔵庫１台と、２台も増えているんですよね。それを考えると、やっぱりちょっとがっかりしたかなという気はするんですけれども。

再質問で、看板等の設置とかしっかりされているのかと聞こうと思ったら、先ほど答弁で看板設置していますということをお聞きしました。

やっぱり影響力あるのは１つとして看板だと思いますので、その看板ももうちょっと注意を喚起できるような、捨ててはいけないんだというのを強く示せるような、そういったちょっと強めの看板を設置したらどうかと思うんですが。

昨年度聞いたときに、河川敷で捨てているのが多いという話がありましたけれども、そういうところ、多いところにはもう強気の看板をつけていただければと思います。

あと、定期的なパトロールはされていないということみたいですので、やはりある程度本当に多いところ、不法投棄が多いところにはやっぱりパトロールも定期的に何か行えるような仕組みをつくっていただければと思いますがいかがですかということで、強気の看板とか、そういったパトロールについてどのようにお考えかをお聞きいたします。

あと３問目の畜犬管理システムの改修ということで、私これ見たときにひょっとして飼い主が転出した後に動物が残されていたのではないかとかというそういう臆測をしまして、そういう問題で何か苦情が出て、こういうシステムを国か何かから出されたのかとか思ったものですから。

もし、この台帳をつくった後に何かこう連携する保健所とかそういったことを考えられているかどうかということをお伺いいたします。

あと４問目ですね。空き地環境保全ということで。感心したのが処理率が市街地で63.1％と驚異的に増えているということで、これすごいなと思ったんですね。その中でも事故処理が、昨年度はゼロだったのが、今年度8,863平方メートルと増えているんですよ。あと委託処理のほうが逆に減っている。746平米だったのが283平米に減っているんですけれども。この事故処理が増えたということをどのようにして増えたという理由をお聞きしたいと思います。

あと最後の５番目のその環境問題なんですけれども、昨年度と変わらないということで、大体、不法投棄をされる人、あと野外焼却をされる人って、同じような人物がそのままやっているのではないかなという意識がどうしても働いてしまうんですよね。ずっとやっているから構わないだろうみたいな意識があるんじゃないかと思いますので、もう少しこう、やっぱりやってはいけないんだという。やっぱり周りの人は、例えば燃やしたらその灰が家の中とか車の上に灰が散ってくるとか、あと嫌な臭いがするという、困っているんだという、そういった事実がありますので、もう少し意識向上させるような取組をしていただきたいと思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

まず、宮代の魅力推進事業の目標でありますイベントの年３回以上ということで、どういったことを今後検討するのかという、３回以上ということで、それに合わせて、購入する備品の検討を行ったということで、どんなものを検討したのかというご質問かと思います。

こちらにつきましては、引き続きあそこの場所、西原自然の森の場所でいろんな方たちの関わりの中で活動を展開していくということを考えたときに、今回購入した様々な備品がどうしても環境資源課が管理をしている備品というのが増えてまいりましたので、そういった備品をしまっておく場所が、今すごく遠くの場所、今、消防署の倉庫にしまったりとか、分散して置いているような状況がございまして、それを置く場所として、その置くための倉庫を購入したりですとか、そういったところを軸に今回検討していると、それを予定しているということでございます。

それから、不法投棄等のパトロールに関しまし

て、看板の設置を行っているけれども、さらに効果を上げるための、より強いデザインというんでしょうかね、の看板をということで、そういったものは検討できないのかというようなご質問でございますけれども。

現状でも、女の子がにらんでいるような看板ということで、これも数年前になりますけれども、もう少しデザインは一旦変えているというような状況がございます。この女の子の前はもう少し、いわゆる不法投棄は犯罪ですよみたいな一般的な表記の、文字とその投棄物をちょっとデザインしたようなイラスト的なものだったんですけれども、そこから今の女の子が目が光っているような、そういったデザインということで、一旦変えた状況がございますけれども。

さらに効果の上がるようなデザインというのが様々なデザインというのが市中で販売がございますので、そういったデザインを研究しながら、より効果的な看板の設置ということで検討させていただければと思います。

それから、特にパトロールで不法投棄がすごく多い場所での重点的なパトロールということでお尋ねでございますけれども、ご指摘いただいたその河川敷等、特に多く発生しがちではあるんですけれども。

ただ、これも先ほど申し上げたとおり、河川敷というところで、宮代でも河川敷すごく多い、いろんなところにありまして、特に集中的に発生する場所というのが、なかなか固定化していないというのが実情でございまして、そういった場所があれば、そういうその重点的なパトロールというのも可能になってくるかとは思うんですけれども。

なかなかその、いろんな河川敷の場所で捨てられるということで、一般的に河川敷というのは捨てられやすいんですけれども。ただ、集中的に発生している場所というのがなかなか現状で宮代の中ではない状況がございまして、なかなか先回りしたパトロールというのが難しい状況でございますので、万が一、そういった重点的な必要があるようなところが発生した場合には、そういう重点的なパトロールというのも対応したいというふうに考えております。

それから、畜犬管理システムの改修に絡んで、保健所との連携についてということで、そういった対応というのはどうなのかというようなお尋ねでございますけれども。

畜犬管理システム、そうですね、飼い主の方の管理に関しましては、市町村が実施をしているということでございますので、特に保健所との連携というのは、実は保健所は飼い方の適切な指導というのは保健所のほうで行っているんですけれども、飼い主の登録自体は保健所の管轄外ということでございますので、この犬の登録に関する連携というのはなかなか現状ではないかなというふうに考えております。

それから、空き地環境の保全の関係で、事故処理の、特に市街地の事故処理の面積がかなり増えているということで、その理由ということでございますけれども、こちらに関しましては、この空き地に関しては基本的には文書で、必要に応じて現場の写真等を添えて、管理者の方にご案内を差し上げている。あるいは必要に応じて、連絡が取れる場合にはお電話を差し上げる場合もございますけれども。

基本的にはそのお手紙を差し上げたところ、反応していただいた方が多かったというところでしか、ちょっと私どもでなかなか、おととしと去年でこれだけ増えたというところの理由というのが、今回はそういう対応をしていただいた方が多かったということでしか、ちょっとなかなか分析が深

めることができないというような状況でございます。

それから、環境問題のその不法投棄等の件数が大体横ばいということで、行為者というのが大体似通った同じような方がやっているのではないかということで、そういった方への意識向上の取組ということでございますけれども。

こちらに関しましても、町のホームページや、あるいは実際にその行為を行った場所では、様々な啓発のチラシ等を使いながら、できるだけそのご本人にアプローチできた場合には、ご本人に対して丁寧にそういった周りの迷惑等を十分に考えて対応をしていただくということは丁寧に対応しておりますので、引き続き、その対応を続けてまいりたいということで、その意識向上の取組について、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

２点だけ、簡単に要望を言わせていただきたいと思います。

１点目の魅力推進事業のことなんですけれども、実は、私も参加してみて感じて、家庭でつくった竹馬を作られていたと思うんですけれども、その竹馬が元のところが回転したり、何か危なかったんですよ。そういう、子供なんかがもし足くじいたりしたらいけないので、その辺はしっかりと作っていただいて、事故がないように行っていただきたいというのが１点です。

それと、あと先ほどの看板の件なんですけれども、やはり確かにあの目で女の子がにらんでいるのもいいんですけれども、やはり例えばこういう不法投棄したら何万円の罰金ですよとかあるじゃないですか。あれを何かもうちょっと表に出すとか、そういったこう強めのものと。

もう一つは、逆に何か前テレビで見ていたんですけれども、きれいな状況を訴えるそういうポスターを貼ったら、ごみが捨てられなくなったという、そういうことも何かテレビでやっていたので、そういう考え方もあってもいいんじゃないかなということを思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

幾つかあるんですけれども、あまりやると時間がたちますので、はしょって２つほどやりたいと思います。２点参ります。

１つは側溝の問題、前々から言っていることなんですけれどもね。側溝の蓋、まあ無理だよね、我々にはね、今の状況では。

私が聞きたいのは、今日のこの説明書の120ページを見ましても、間伐材2,300杯配布している。それにはまた業者に頼んで、その間伐材運んでもらっている。相当の金、1,192万ほど支出が出ておりますけれども。

下水道の入っている地区と入っていない地区で、この側溝の清掃の仕方も違うと思うんですよ。特に、最近はもう私毎回聞くんですけれども、側溝の蓋が厚い、重い、開かない。近所の人には定期的にやろうじゃないかといったって、若い人は何人もいない、年寄りばかり、開かない。開けたことある。ああ、じゃ、今度やってもらおうかな。まず開かないよね。

あのね、私ができた頃は、太い鉄棒の頑丈なやつ、あるところから持ってきて、それをこじ開けて、２人でやっと開くぐらい、そういう場所。そういうところあるわけ。そこで自治会へは相談しないで、地区のこのまとまった20軒ぐらいの人が

お金を出して、側溝を清掃しているんですよ。１軒3,000円から4,000円出してですよ。それは業者はすごいよ。でかいトロリー持ってきて、蓋を開けてくれて、水圧で水をばっと流して、みんな吸い込んでくれるもんね。そのまんま持っていってくれるわけだ。まあ終わった後はきれいだよね。正直言って、なめたようにきれいだ。そういう苦労をしているのは知らないでしょう、役場は。

ですから、ある程度、金を出しているんだったら、そういうところに補助金を少し出すべきだと思うんですよ。前々から言っているんだ、私は。これからどんどん高齢者化になって、どんどんその清掃する場所が減ってくると思いますよ。早いうちに手打たなかったらね、それは町は何やっているんだと。もう年寄りばかりで、手を挙げたよというのを待っているのかどうか。自治会長に言ったって、自治会長だって、そうは自治会に200世帯もいるような自治会だったら、部分的な要求なんか聞かないですよ。自治会だってできっこないんだから、そうなったら。自治会長がやられていたら、とんでもない話だよ。

そういう状況も早く調べて、対策打つべきですよ。だから、私は補助を少しぐらい出してやれと、私は思うんですよ。下水道とかそういう整備されたところはやらなくて済むんだから。町が代金出して清掃しなくて済むような状況になっているわけ。そういうことも考えないと、町民に対して公平感がないですよ。もう年寄りはどうするんだとなりますよ。

ある課長が前、去年かな、私もやっていますとその人言ったよね。じゃ、出てきてやれって言ったら、それはできませんってね。何であんな厚いのは開けられませんよって。そういう状況を知っているんですよね。知っていて、口だけが自治会にやらせろって。やってもらえ、やらせろっていう言葉はまずいな、やっていただけと言っているんだけれども、それは無理だからね、今はもう早いうちに手を打つべき。それを早く手を打ってくれるかどうかを聞きたい。

今言ったように、間伐材とか1,000万以上の金を払っているんだから。そら、半分で出すかどうかは別にして、少しの金ぐらい、１軒につき3,000円も4,000円も払っているって、少しぐらいは出してやるべきだと思いますよ。

正直言って、うちの周りだってみんな業者に頼んでいる。みんな男性もいない家庭がいる。お年寄りばっかり。よくみんな黙ってやっているよね。そのことを考えると早く町の困った人を考えるべきだと思います。それが１点。

もう一点は、またしつこいやつだなと言われるかもしれないけれども、今ごみの問題が、久喜衛生組合で今回も５億5,000万以上の金を出している。これはしようがない。し尿とかそういうのも含めて出しているんだから、それは分かる。それよりも私は新施設の問題はどうなっているのかって。これ少し文書で入っているのかなと思ったら入ってない。どうなんですか。それだけ一言聞きたい。

以上２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、道路側溝清掃に関連して、地区自治会の皆様が大分高齢者が多くなっている状況の中で対応が難しくなっているということで、それに対して、町から何がしか手を打つべきではないのかというようなご質問かと思います。

側溝清掃に関しましては、環境資源課の関与と

いたしましては、地区自治会の皆様が自主的に側溝清掃を実施していただいた場合には、そこで発生する堆積物の回収処分というのを支援という形で実施をさせていただいておりますということになります。

その側溝の管理自体は、前段委員のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、町道に関しましてはまちづくり建設課が管理をしております。そのまちづくり建設課のほうで、例えばその汚泥が大分たまって定期的な清掃が必要になってしまうような場所につきましては、そういったご相談を、これは区長様からでないと受けられないといった話ではございません。各地区の実際にお困りの方から、直接まちづくり建設課のほうにご相談いただきましたら、まちづくり建設課のほうで必要に応じた現場の確認ですとか対策について検討を行うというような体制になっておりますので、ぜひそういった汚泥等の堆積が発生しているような状況、それでお困りの状況がございましたら、遠慮なくまちづくり建設課のほうにご相談をいただければ何がしかの対応をさせていただくということで体制を取っておりますので、ご理解いただければと思います。

もう一点の、久喜の新ごみ処理施設に関連して、この成果書とか決算書に何もその記載がないということでございますけれども。当然、ご承知のとおり、今現在、新ごみ処理施設に関する協議を久喜市と行っている状況で決まったものは何もございませんので、それをこの予算書あるいは決算書等に反映させるということは決まったものがございませんので、当然反映もできないということでございます。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

１つ目の側溝については、まちづくり建設課のほうへお願いしたいということですね。そちらで考えているはずだという、今、答弁いただきました。

まちづくり建設課は９月20日の日にありますので、今日、環境資源課ではそういう答弁をしましたので、ね。そのことをよく、私からもお願いして、まちづくり建設課がやるというふうに報告がありましたと言っておきますから、多分それ、いや別だったらおかしくなるから、同じ役場の中でなんですからね。これはいいこと聞きました。これで少しは進歩されますね。

あともう一つのごみの問題については、もう答弁できないということだから、これはまた別の場所でやりますけれども、分かりました。

早く分かったら、早く分かったようなことも一応頭に入れておいてもらいたい。そのことを言っておきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。よろしくお願いします。

合併処理浄化槽設置推進について伺います。

決算書136ページ、説明書139です。

これ毎年聞いているんですけれども、国庫支出金と県支出金と一般財源から47万1,000円ということで、予算が556万8,000円、決算が324万2,000円って、結構使っていないんですけれども、その辺り、もう少し推進していってほしいなと思うんですが、その進まない課題と今後どうして行くのか、お聞きいたします。

あと、広域利根斎場組合のほうですが、決算書138、説明書121ページです。

メモリアルトネの利用状況は、コロナ前と今と

そんなには変わってないけれども、ちょっと増えているんですが、この状況はやっぱりちょっと亡くなる方が多くなっているというか、高齢化なのかコロナなのか、何かその辺の分析って分かりますか、お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、合併処理浄化槽推進事業の予算の執行状況ということで、当初の予算に対して実施した決算額というのが十分に使い切れていないというようなことで、これの有効活用について何か対策はないのかというようなご質問でございます。

合併処理浄化槽の推進というのは具体的に言いますと、いわゆる単独処理浄化槽、それから汲み取のお便所、この２種類を新しい形の合併処理浄化槽、生活雑排水までを含んで水を浄化する、それによって公共用水域の川とか用水路の水質汚濁を防止するという、その趣旨のための補助金ということでございまして、こちらを年間でおおむね10基程度の浄化槽あるいは汲み取便槽を合併処理浄化槽に転換していただくための補助ということでございます。

こちらにつきましては、実は毎年３月を目途に、この浄化槽の補助金の活用について各浄化槽をお使いの皆様にご案内、あるいは広報でも周知をさせていただいておりまして、その結果、昨年度は残念ながら10基中の６基分しかご活用いただけなかったということでございますけれども、浄化槽をお使いの世帯の皆様にはそういったご案内、あるいは広報と一緒に発している回覧文書等でご案内を、これは補助金の活用と併せて浄化槽の適正管理、保守点検ですとか清掃ですとか法定検査、実は浄化槽の管理者にはこういった義務づけがございますが、こういった適正管理を促すと併せて補助金の活用についても回覧や文書などでご案内をさせていただいております。そういった対応を取っております。

それから、もう１点目の広域利根斎場組合の利用が少し増えている状況ということで、この理由についてでございますけれども、どうして増えているのかということについては、私どもとしてもなかなか理由が分析し切れないというような状況でございます。ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

合併処理浄化槽は新築の分は初めからつけられているんでしょうけれども、進めていただきたいなと、国と県から出ているので、やっぱり今聞いていると、広報に載っているのは見ているんですけれども、個人宛てにも出していらっしゃるのかな、ちょっとその辺、直接個人宛てにも例えばはがきを出すとか、これぐらい補助が出ますとか、何かもうちょっと踏み込んで、情報が届いていないのかなと思うので、その辺もうちょっと工夫してほしいと思うので、そこをもうちょっと例えば個人宛てに送るとかなんか、もしやっていればやっていると答弁していただければと思いますが、その辺どう考えるのか、やっぱり推進をしっかりと国・県から来るものは使っていただきたいと思うので、そこもう１回お願いします。

あと、広域利根斎場に関しましては、どうしてもあちらでちょっと遠いというので利用が少ないというのがあったんですけれども、私もちょっと知り合いの方がとか、最近あっちの利根斎場のほ

うに行くことがあるんです。

それで、この地域の人たちの利用が増えてきたのかなというのがちょっと気になっていたので、利用者が増えるのはいいことなので、そういうことも関係しているのかなと思ってちょっと聞いたんですけれども、その辺は分からないということなのかなと思いますけれども、利用が増えるのは、私は期待しているせっかく事務経営やっているのでそちらを使っていただけるようにというのはあるんですけれども、そこは分析できているかどうか、もう一回お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の浄化槽の補助の利活用に関して、もう少し個人宛ての周知をということでございますけれども、現在は、各個人へのご案内というのは特に行っておりません。広報と一緒に回す回覧文書で、浄化槽地域にお住まいの皆様へという形で、適正管理と併せて補助金の活用についても触れたチラシというのを回覧ということで発出させていただいているというような状況でございます。

個人向けに関しましては、実を申しますと先ほど３月ぐらいに行っている回覧文書と併せて、これは法定検査を行っていない方に限るんですけれども、間もなく９月10月ぐらいに未実施の方向けには実はダイレクトメールといいますか、県の浄化槽協会と連携しまして、浄化槽協会が法定検査の未実施者を把握しておりますので、その未実施者向けに実は法定検査をしっかり行ってくださいねというようなダイレクトメールというのを実施しておりますので、例えばそういった機会を捉えて、この補助金の活用についても周知をできるかどうかということで、少しそういった機会も使いながら情報拡散に取り組んでまいりたいと思います。

それから、広域利根斎場の利用者の増加につきましては、こういった事業でございますので、積極的な活用というふうなＰＲというのも非常にしにくいものになりますので、どうしても特段の動きというのは実は行っておりませんので、町の何かこういった動きがあったからこういう増につながっているというご説明ができればよかったんですけれども、なかなかそういったものが材料としてはございませんので、これは自然増という言い方でご説明するのが適切かどうか分からないんですけれども、なかなか深い分析というのができないというような状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時４２分

再開　午後　４時５８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き環境資源課の質疑を行います。

質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。１点だけお願いします。

清掃総務費138ページです。私たちの予算書に、ごみ減量課と資源課で啓発用品として町オリジナルエコバッグを作成し、主に転入者へ配布しますというふうにありましたが、これはやったのかやらないのかだけお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

オリジナルエコバッグの制作及び配布の実施の状況についてのお尋ねでございますけれども、こちらについては、令和４年度は実施はしておりません。ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　実施はしていないということで、一応私たちの予算書で49万計上されていますよね。これはじゃ、次年度へするのかもうこれは４年度は決めたけれどもなしにしているのか、その辺だけお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。ご質疑に答弁させていただきます。

エコバッグの制作につきましては、エコバッグ自体が一般的に普及が大分進んだということでございまして、そのニーズを改めて、エコバッグの普及ということで町がこういった制作をしまして配布をする必要性が大分なくなってきたというふうな理解をしまして、ということで、予算の計上はさせていただいたんですけれども実施をする必要がないということで、見直しをさせていただいております。

ということで、このエコバッグの配布という形での啓発というのは、今後の実施についてもしないということで決定をしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　分かりました。

私たちの予算書というのは、基本的な何をするかという課ごとの年のメインの目標であったりするわけです。私たちは予算書を見ますけれども、これは結構大事なことなんです。

４年の間にエコバッグ普及したよね、やめようねという話に会議でなったのかどうか知りませんが、やはり、じゃこれを載せるべきかという執行率の話もありますが、49万円出したということに対して、別にそれをやりなさいとかやらなくていいという判断は私にはないですが、その辺です。

私たちの予算書と発行した限りは、その辺をしっかり受け止めてほしいということです。今後、私たちの予算書という冊子をつくるときは、用意周到、しっかりやるべき施策を載せてほしいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。それでは、質問させていただきます。

まず、135、136ページの環境衛生事業、その中にさらに委託料というのがございます。137、138ページ。これに関連してなんですが、まず、成果書で120ページになります。

前段の委員から、側溝清掃、堆積物の適正処分、この関係でお尋ねしたいんですけれども、やはりだんだんとこの側溝清掃の協力者が少なくなってきていると思います。強制ではないというこれまでの答弁でもあります。令和４年度の実績です、各自治体の状況は。新年度のときには資料などもいただいておりますが、とりあえずこの決算での状況はどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

それともう１点は、側溝清掃の運搬業務委託なんですけれども、これはどこに委託しているのか、それと、４万円というのが基本的にありますけれども、これは近隣でもこれが大体トン当たりの単

価としてこういう金額になっているのか、ほかの状況とも把握されていれば加味して答弁お願いしたいと思います。

それから、空き地環境保全の関係なんですけれども、町としては土地所有者に対し必要な指導または助言を行っているということなんですけれども、実際処理率は高いほうなのかどうか、その点も伺っておきたいと思います。

続きまして、137、138ページの清掃総務事業の中の負担金、補助及び、要するに久喜宮代衛生組合、負担金と合わせてなんですけれども、一つは、これまでプラスチック系は資源として回収されました。今度の新設炉については、可燃ごみということになります。

宮代町はもちろん委託ということになっているんですけれども、そうすると、住民としてはこれまでのプラスチック系のごみは新年度からは可燃系になるのかどうなのかという声も上がっております。そうすると、委託料はどうなるのかということもあるんですけれども、とにかくその辺ではどういうふうな扱いになるのかお尋ねしたいと思います。

それともう１件は、やはり新設ごみ処理施設の負担金の関係です。これはもう一般質問でも伺っておりますけれども、確認をしたいんです。

10月中旬を越えてもなお合意に至らない場合は、私の前段の議員の質問でも答弁しておりました。その場合、議員に報告、相談の上、対応について検討が必要となると、そういうふうに考えているという答弁がありました。

私はそういうふうになるのかなというふうに思いますが、基本協定書を読んでも、第３章のその他の第７条のところに「この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは久喜市、宮代町協議の上定める」だから、これはあくまでも話合いなんですよね。

それでもなおかつ合意に至らない場合は、先ほど言ったような答弁をしておりますけれども、そういうふうになる可能性は大きいと思うんですが、現時点、あと１か月ぐらいしかありません。そういう状況の下で、この状況は変わっているのか変わっていないのか、その点お尋ねをしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。ご質疑に答弁させていただきます。

まず１点目、側溝清掃の実施状況ということで、当初予算の委員会の中で一度資料はお示ししている中で、決算ベースでどうなのかというようなご質疑でございましたけれども、前段委員でも答弁させていただいたとおり、令和４年度の実施状況につきましては、春の４月から６月ということで48地区、それから秋の時期ということで９月から12月にかけてということでございますが、こちらで２地区ということで、全部で50地区、令和４年度は実施をしていただいているということでございます。

参考までに、令和３年度、２年度の数字が手元にございますので、ご紹介いたしますと、令和３年度につきましては全部で40地区、令和２年度につきましては26地区ということで、恐らくコロナの影響があったかと思いますけれども、コロナ禍で皆さんそういった活動を控えていただいたところから通常の状況に戻りつつある50地区ということになっているのかなというふうに理解をしてございます。

それから、回収の委託料ということで、単価契

約で１トン当たり４万円ということで、これが近隣等と比較してどうなのか、それから委託先でございますけれども、まず、委託先につきましては、さいたま市のいわゆる清掃業者のほうに委託をさせていただいております。それから、４万円の単価につきましては、申し訳ございません、近隣との比較というのは特段行っておりませんので、分析等も行っていないという状況でございます。

続いて、空き地の保全に関しましてでございますけれども、この処理率というのが令和４年度は35.4％ということで、これが高いのかどうなのかというご質疑でございますが、こちらにつきましては前段委員でも答弁させていただいたとおり、毎年町から所有者、管理者の方に文書でもって是正を求めるご案内をさせていただいておりまして、それに対する反応というのが毎年のように状況が変わってまいりますので、その状況というのが本当に大きく変わるというような状況でございまして、ですのでこの処理率を一概に過去と比較して高いのかどうなのかということはなかなか比較がしにくい状況で、所有者の方のそれぞれの状況というのがあろうかと思います。

それによって、この実施していただける、いただけないというところが大分変わってくるということがございますので、なかなかこの高いのかどうかというところに関しましては、なかなかお答え申し上げにくいというような状況でございます。

それから、久喜宮代衛生組合のごみの処理の関係ということで、プラスチック類の現在資源物として取り扱っているものから可燃化ということが見据えられているということでございます。

これが、来年度からどうなるのかというようなお尋ねかと思いますけれども、来年度につきましては現状どおりの回収の分別となっております。新しい新ごみ処理施設久喜市のほうで造る予定であります新ごみ処理施設において、プラスチック類の可燃ごみへの分別の変更ということでございますので、令和９年度以降の対応ということになろうかと思います。当然その中では、負担金等への算出も変わってまいりますけれども、現状では、来年度につきましてはごみの分別については今年度と同じということになりますので、そういった状況ということでご理解いただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　久喜市の新炉の協議の関係についてお答え申し上げます。

これは一般質問の際にも答弁をさせていただいておりますが、平成28年12月に久喜市と締結した基本協定書に基づいて今協議を進めていて、10月中旬を目途に合意を目指すということについても、久喜市と共通認識を図っているところでございます。

したがいまして、それまでに鋭意協議を進めるということで、実は、今議会中にも何度も久喜市のほうとお話合いをさせていただいているという状況ですので、双方10月中旬に向けて様々な点から協議を継続しておりますし、現在も行っているということでご理解いただければと思います。

したがいまして、不調にならないように双方が話合いを重ねているという現状についてご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　委員長から丸藤委員の５番目の質問に関して判断を示します。

今、課長のほうから答弁いただきましたけれども、再質問は認めません。といいますのは、あくまでこれは決算の特別委員会で、決算の内容に沿って、最初の質問はその延長線ということで理解をし認めましたが、再質問については控えてくだ

さい。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　今の委員長の発言なんですけれども、私は決算というのは、それなりに住民の負託を受けて、また予算を取って執行してやっています。反省すべきところは反省しなければいけないし、いい面はいい面として伸ばしていかなければいけない、それが決算だと思っておりますので、そういう意味では、それが予算がないからと言っちゃうと全然質問にならないですよ。何のための決算になるんですか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時１７分

再開　午後　５時１９分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは再質問させていただきます。

まず環境衛生事業、137、138ページの関係でございます。

先ほど、また前段の委員のときの答弁を伺っての質問だったんですけれども、分母が76地区ですか、それとあと幾つの地区がやっているかということも大事なんですけれども、汚泥運搬業務委託でトン数になっていますので、これはどういうふうな経過をたどっているんでしょうか。

それともう１点は、さいたま市の清掃業者というんですけれども、これは名前を出してもいいですよね、別に、特に。私はどこの業者かと聞いたつもりですので、お答えいただきたいと思います。

それから、空き地環境保全の関係ですが、確かに、町あるいは担当者としても努力はしていると思います。私もほかの自治体の状況についてはきちっと把握しておりませんので、宮代町の処理率が高いのか低いのかというのは軽々には言えないんですが、かなり高いところもあるというふうに聞いております。

ですので、そういった点ではほかの自治体の関係では把握されていないのかもしれませんが、一度ほかの自治体の把握もされて、高いところについてはどういうふうにやっているのかということも一度研究したほうがいいと思います。そういう意味で、今回はその程度に質問はしておきますが、ぜひこれはそういう意味からも把握していただければと要望です。

それから、139、140ページの久喜宮代衛生組合負担金に関しての質問をしました。当面、来年度はプラスチック系については従来どおりということで確認させていただきますが、やはり住民は今度の新ごみ処理施設の関係で言えば、今のプラスチックはやはり資源になるし、これは可燃ごみにしなくてもいいのではないかとそういう声もあるわけで、それからすると随分違うなという、そういう声もあるわけです。

なぜ、こういう質問をしたかといいますと、ある意味可燃ごみになってしまうと、今度は指定袋に入れなくちゃいけないのかという心配をしているわけです。これは可燃ごみと違って相当面積を要しますので、そういった点での心配の声があるもんですから、ちょっとそういった声にどう応えていくのかなということでお聞きしました。

あとの新ごみ処理施設整備費の費用負担については不調にならないようにということで、また委員長からもそれ以上の再質問は受け付けないということですので、終わりたいと思います。

じゃ、その点についてお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。ご質疑にお答えさせていただきます。

まず１点目の側溝清掃の汚泥の具体的なトン数ということでございますけれども、こちら、説明書の120ページの一番上のところに27.11トン掛ける４万円の消費税で119万円ということで、この27.11トンが令和４年度、先ほど答弁さしあげた50か所の地区から発生した汚泥の量ということになります。

50か所の内訳となりますと、実はそれは回収をしてしまった時点でどこの地区で何トン、何キロ出ているのかというのまではなかなか量ることが実際難しいので、これは50か所で27トン強という部分が昨年度は発生したということでしか私どもは把握ができないというような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

それから委託先の業者名ということでございますけれども、大変失礼いたしました。さいたま市の業者、安住環境整美株式会社でございます。あずみは安心の安に住むという漢字に、かんきょうは私ども環境資源課の環境、せいびは整えるに美しいという字を書きます。こちらに委託のほうをさせていただいております。

それからもう１点、ご質疑だったかどうかちょっとあれなんですけれども、空き地に関して、処理率が高い自治体を参考に研究をということで、そのように、少し私どもも他自治体の事例ということで調査研究しまして、必要に応じてそういった取組を参考にしながら、できるだけ処理率の向上に向けて取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　大変失礼いたしました。もう１点でございます。

プラスチックの可燃化によるごみの実際の出し方の問題かと思います。指定袋を現在使って対応しておりますけれども、具体的に、委員おっしゃるとおりプラスチック類は大分体積が大きいということで、これを燃やせるごみ化することで、指定ごみ袋の取扱いについても検討が必要な状況ではございますけれども、具体的にどのような対応にするかということは、実はまたこれから検討するということでございますので、住民の皆様の負担あるいは混乱をできるだけ来さないような形で、いずれにしても対応をするということで考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で環境資源課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時２８分

再開　午後　５時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（税務課）

○委員長（西村茂久君）　これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹

介をお願いします。

○税務課長（伊東高幹君）　担当課長の伊東です。どうぞよろしくお願いします。職員紹介につきましては、自己紹介という形でやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（石井　栄君）　改めまして、こんにちは。税務課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（海老原剛章君）　こんにちは。税務課主幹の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　失礼します。町民税担当主査の岡安と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　既に、本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、挙手それから所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、歳入の決算書11ページ、町税の関係なんですけれども、雑駁にお聞きしますが、上程説明のときの補足説明でも伺っていますが、やはり町税、財政課ともいろいろ質疑もしたんですけれども、やはり普通交付税の算出の基礎として、基準財政収入額、これはやはり税関係がほとんどなんですよね。やはり交付税をもらえるかどうか、基準財政収入額が少なければ少ないほどもらえるかというとそうでもないし、そういった意味では財源、これがどういうふうになっているのかというのが大事なんですけれども、そういった点では令和４年度の町税で、特に例年なんですけれども、軽四輪乗用車の登録台数が増加しているというのが主な理由になっておりますけれども、町税全体としてどういうふうな傾向になっているのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、不納欠損、12ページの関係なんですけれども、これらについても理由も伺っておりますけれども、どういうふうになっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。歳入関係です。

それから、歳出の関係ですが、79,80ページの関係で、町民税事業等、固定資産事業がございますが、これの不用額の主な要因が、電算委託料が当初見込みを下回ったと、固定資産税の事業についても同じような説明がされております。これについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

続いて、同じく79、80ページの徴収対策事業なんですけれども、成果書では99,100ページになりますが、滞納整理を実施しているということで、努力はしていると思いますが、どのように行われているのか、まずお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

１点目と２点目については私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、歳入の状況ということで、本会議の中で説明させていただいた内容につきまして、加えて説明をさせていただければと思いますけれども。

まず、町民税の状況でございますけれども、個人住民税で見ますとまだ所得割額が伸びているということについては、主要な施策に関する説明書の12ページに町税の状況を書かせていただいておりまして、個人町民税が所得割の増加ということ

で書かせていただいておりますけれども、この状況について少し補足して説明させていただきますと、所得割額でちょっと調べさせてもらっておりまして、令和３年度が16億8,000万円程度だったものが令和４年度については17億円まで伸びているというような状況、個人町民税については大きく伸びているわけではないんですけれども。

一方で、法人については非常に大きく伸びておりまして、令和３年度が、事業年度で言いますと、7,600万円だった課税標準自体が１億円に3,000万円ぐらい伸びているというような状況、そういった数字を確認させてもらっていると。それが先ほどの成果書の12ページでいいますと、法人税割の増加といったところにつながっているわけですけれども、そういった大きな伸びがあるといったような状況でございます。

新築家屋についても、現に町なかを見ていただきますと分かるとおり、新築自体が市街化区域外にも伸びているといったような状況がありまして、そういった状況を踏まえてこういった数字になっていると、歳入の伸びにつながっているといったような状況でございます。

これが１点目の回答になります。

２点目の不納欠損についてでございますけれども、不納欠損の額については408万8,030円といったところで、決算書の12ページの一番上の行の金額になりますけれども、その内訳といたしましては件数が79件でございまして、その事由別に見ますと財産がない、あるいは法人ですと倒産しているといったようなのが79件のうち50件、生活の困窮といった状況が確認できたのが14件、所在が不明というのが９件、お亡くなりになってしまったといった件数が６件といったような内訳になっております。これが不納欠損の状況でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

丸藤議員の電算委託料の不用額についてお答え申し上げます。

町民税事業の電算委託料の不用額についてなんですが、予算積算段階において納税義務者の増、また登録台数の増を見込みまして計上いたしました。

実際の執行状況を見ますと、例えば個人住民税につきましては、いわゆる定職退職等の異動等が見込みよりも少なかったことなどを憶測といたしまして、いわゆる計算料であるとかそれから通知に伴う通知計算料であるとか調書印刷代であるとかそういったもろもろの結果、不用額が生じたものと見込んだところでございます。

町民税については以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

固定資産税の不用額、委託料の不用額につきましてご説明させていただきます。

こちらも町民税同様に、納税義務者の増加等を見込みまして、令和２年度の決算に若干そういった増加分を見込んで予算を編成していたところですけれども、内容といたしましては、納税通知書の作成ですとか封入封緘や各種土地の台帳や家屋の台帳などのマスターの更新、そういった計算料や帳票印刷代になりますけれども、こちらが当初の見込みよりも少なかったということで、不用額が生じてしまったというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　税務課主幹の石井と申します。

徴収対策事業におけます滞納整理の状況につきましてお答え申し上げます。

徴収対策では、現在の社会情勢に応じた個々の納税相談ですとか、新規滞納を防止するための納期期限内の納付の広報及び催告に努めております。

また、財産調査によりまして、給与ですとか預金等の差押えを実施させていただきまして、税収の確保、収納率の向上に日々努めておるところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、歳入の町税の関係ですが、一番増収となっている部分はどの部分なんでしょうか。１款の町税の中で、やはり一番大きく占めているところはどこなんでしょうか。個人町民税と法人税もありますけれども、どの部分になっているのか。

それから、先ほど新築等々の関係もありますけれども、固定資産税の関係では評価の増もあるかと思うんですけれども、この固定資産税の関係ではどういうふうになっているのか。これまでの令和３年度までと令和４年度との関係ではどういうふうになっていますでしょうか。

それから、軽自動車税についても登録台数が増えているので増収にもなっているんですけれども、こういった点では主な特徴というのはどこになるのか、併せてお尋ねしたいと思います。

あと、町たばこ税なんですけれども、これは税負担が重くなっています。これも減るのかなというふうに思うとそうでもないし、そういった関係では予算現額と収入済みとの関係では4,217万円も増えていますね、たばこ税。これらについてはどういうふうに取ったらいいのか、町担当としてはどういうふうに考えているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから歳出の関係ですが、町民税事業と固定資産税事業の不用額の要因ということでお聞きしましたが、この納税義務者については見込みより少なかったということなんですけれども、この見込みの仕方なんですけれども、問題はなかったのか、担当としてどうなのかというのもあると思うんですけれども。特に町民税事業についてはどうだったんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

それから、徴収対策事業についてでありますけれども、先ほどどのように行われているかということでお尋ねしましたが、以前は県の支援も得て滞納整理に当たっていたということもあったと思うんですけれども、令和４年度についてはどのようにされているのか、また以前のような県の支援体制もあったのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、納税推進事業なんですけれども、これは口座振替、これが一番安全だし、収納にとっては自動振替でやるというのが一番いいんですけれども、それについての動態はどうなんでしょうか。その点についてもお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

重複になりますけれども、何点か私のほうから答弁をさせていただきます。

まずは１点目の町税の状況でございますが、主要な施策に関する説明書の12ページをご覧いただきたいと思いますけれども、現年度課税分の表を用意させていただいておりますけれども、その内訳として一番大きくウエイトを占めている部分に

ついてはまさに個人町民税で、17億6,000万円というようなウエイトを占めているわけでございます。

伸びが一番大きかったというご質問がありましたけれども、その割合の中で一番大きいというのは、伸びが大きいのは法人町民税の30.3%になるんだろうというふうに思います。金額としてのウエイトは大きくありませんけれども、伸びとしての大きさとしては、30.3%の伸びを見せた法人町民税が伸びとしては一番大きいというような状況になっているというものでございます。

それで、軽自動車の状況ということでご質問いただいておりますが、この冊子の96ページをご覧いただければと思うのですが、軽自動車税の賦課の状況というのを表にさせていただいておりまして、この一番下の表です。

その中で軽四輪乗用が一番伸びているよといったものがこの表から読み取れるわけでございます。登録数が105も増しているというふうになっておりますけれども、その中でも69台の増が見られるといったものが、顕著に伸びているといったことでご確認していただけるかなというふうに思っております。

それから、たばこ税についてですけれども、たばこ税についてはお隣の97ページに町たばこ税の賦課の状況というのがありまして、丸藤委員からご質問いただいた中でのお話ですけれども、102万本増えているというような状況になっているわけでございますけれども、健康増進といった流れですとか喫煙率の低下というのはある一方で、あくまでも私個人の評価なのかもしれませんけれども、地方創生臨時交付金を活用してＰａｙＰａｙキャンペーンなどをやっていまして、今現在９月いっぱいやっていますけれども、そういった中では、例えばそのキャンペーンのほうを受けられるのは町内の方に限っているわけではございませんで、町外からも購入することができると。

それによって町内の商工業者の方がその恩恵が受けられるといったような仕組みになっておりまして、そういった意味においては、たばこの購入に際してＰａｙＰａｙが使えないわけではございませんで、そういった利用によってたばこの本数が伸びているというのはあるんじゃないかなというふに、これはあくまで推測に過ぎませんけれども、そういった効果が表れて、町内でのたばこの購入が増えていたんじゃないかなというふうには推測しているところでございます。

固定資産税については担当主幹から説明させていただきます。

あと、口座振替の状況については同冊子の100ページになります。口座振替の状況でございまして、口座振替これ自体がこの人数ではありませんで、実際の件数です、口座振替を期別に行っているものなので。

例えば町民税でいいますと４期にわかれていますから、それを４というふうにカウントしていますけれども、この現の状況と実際に共通納税システム、お隣のページになりますけれども、地方税の共通納税システムを使っている伸びとかというのがあって、実際には口座振替からそちらに移行してなされている方とかいったものが、電子化によってこの傾向が少し変わりつつあるといったような状況になろうかなと。

ちょっと令和４年度とは直接関係ありませんけれども、現に令和５年度からは税目が広がってクレジットカードなども使えるようになってきて、クレジットカードの中にはポイントを付与されるようなものもありまして、そういったことによって、口座振替をやめてクレジットカード払いにしているといった方も見られていますので、もしか

するとそういった影響によって減少してくる可能性があるのかなというふうに見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

固定資産税の関係につきまして回答させていただきます。

まず、固定資産税の増の要因ということでございまして、今回、5,280万円ほど増えておりますけれども、こちらのおおむね半分近くにつきましては新・増築家屋の増によるものということでございまして、こちらは令和４年中の新築の棟数が128棟となっております。

こちらに係る分の新・増築家屋分の増と、そのほか家屋軽減の措置が取られている家屋の軽減の期間が切れたとかによりまして、家屋の分が増という形になっております。

令和３年度の新築の棟数は全144棟ということで、若干令和４年のほうが新築の棟数が減ってきているという形になっております。

続きまして、最新の不用額の要因の見込みの件でございますけれども、納税義務者の見込みにつきましては、固定資産税のほうが今回14人が増えているという形になっていますけれども、増加としましては100名程度というふうに見込んでおりましたが実際にはそこまで及ばなかったというところでございます。

こちらにつきましては、主にこれまでの増加の要因等を含めましてちょっと多めに見たりもしておりましたけれども、そこまで納税義務者が及ばなかったこと、あとは、こちらはどちらかといいますと納税義務者自体よりも土地の移動ですとかそういった家屋の移動、そういったものがあるなしによりましてデータの計算料とか印刷代とかが変わってきますので、そちらが令和２年の決算に比べまして少なかったというような形になるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

丸藤委員からございました町民税事業の委託費の不用額についての質問につきましてお答え申し上げます。

やはり、固定資産税と同じように、納税義務者については増という形で見込みました。これにつきましては、やはり過去の数値などを参照しまして増加すると見込んでおったところです。しかしながらこの委託料につきましては、税額が平行となった場合に、帳票の印刷であるとか計算代が生じてくるものでございます。

こちらもやはり憶測の域なんですが、例えば確定申告をなされなかった方が確定申告をしたことによって住民税額が変わったとか、また修正申告などによって住民税額が変わったとか、そういった移動数がある程度少なく済んだことによりまして、このような不用額に至ったというところでございます。

ご理解のほどいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　税務課主幹の石井と申します。

委員ご指摘の徴収対策事業におけます埼玉県の支援があったかなかったかということなんですが、

私もちょっと記憶にないんですが、何年か前に埼玉県の職員を町に派遣いただきまして、徴収対策事業に協力していただいたという過去の経緯というものがあるんですが、ここ最近はそういった形を取っていなくて、直接的な埼玉県の町税の徴収対策におけます支援という関わりというのは、残念ながらないところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、口座振替の関係なんですが、先ほど課長から答弁いただいて分かりましたが、成果書を見ても口座振替はどんどん減っています。その代わりと言うとあれなんですけれども、この電子納付のほうが、じゃこの減った分はほとんどこちらのほうに変わっているというふうに解釈していいんでしょうか、その確認をさせていただきたいと思います。

コンビニエンスストアの収納も減ってきていますよね。だから、これはどういう傾向なのかなということでお尋ねしたいと思います。

それと、徴収対策事業なんですけれども、悪質な滞納者と言うと言葉が悪いんですけれども、給与とか預金等の債権の差押えをしていますが、この差押えの状況についてはどのようになっているんでしょうか。もう少し詳しくご答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

口座振替の状況についてご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、実際に税目として、私もちょっと説明不足があったかもしれませんけれども、説明書の100ページ、101ページ、町県民税と固定資産税と軽自動車税と国民健康保険税の口座振替の減少と地方税共通システムが結びついているのかというようなご質問をいただきましたけれども、これ、直接的に結びついているわけじゃないということです。まさに税目が異なっていると。

口座振替をおやめになった理由というのを細かくは分析しておりませんけれども、口座振替を実施されている方というのはどちらかというと年齢が高い方が多いという傾向があるのかなというふうには思っておりまして、比較的若い方についてはいろんなツール、要はスマートフォンですとかそういったものを使ってご納付されていたりとかコンビニエンスストアと使ったりとかという方が往々にしていらっしゃるというのがありますので、恐らくこの減少というのは少し高齢の方が納税の義務がなくなったりですとか、あとはお亡くなりになっているといったような件数が多々含まれているという、これちょっと細かく分析していなくて明確な答弁ができなくて申し訳ないんですけれども。

100ページと101ページの表については直接的に関係しているというわけではないということは、先ほど私が答弁したときに誤解を生んでしまったことは誠に申し訳なかったんですけれども、そういった直接的な関係はありませんけれども、特に今年度については共通納税システムの税目が拡大されているというのもありまして、特にクレジットカードなんかを使ってご納付をするという意識を持ってお電話をいただく方もいらっしゃいまして、それが解約につながっているというケースもありますので、今後そういったことが伸びてくる可能性はあろうかなというふうには思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　税務課主幹の石井と申します。

委員ご指摘の徴収対策事業において、悪質な滞納者に対する差押えの状況について申し上げます。

令和４年度１年間におきまして、差押えの件数、総件数については約40件、金額につきましては約900万円、こちらはあくまでも差し押さえた額面でございますので、こちらが全て回収されて現金化されたというものではありません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　６時０６分

再開　午後　６時１９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２７号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　皆さん、こんばんは。住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、説明員の自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。よろしくお願いします。

○年金担当（山﨑　貴君）　年金担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に、本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、挙手と所属、氏名を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんので質問の際、ご注意ください。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

決算書81、82ページの戸籍住民基本台帳費の中の12節の次のページ、委託料の関係なんですが、407万円とそれから17節の備品購入費47万円を繰り越しております。これは説明はあったんですけれども、もう少し詳しい繰越しの理由をお願いしたいと思います。

それから、83、84ページの旅券事務事業の関係ですが、これは10年用のパスポートが113件、５年用のパスポートが92件ということで、前年度に比べて増えているという説明がありました。これはもちろん新型コロナウイルス感染症拡大でずっとこの間海外渡航ができなかったということもあ

るんだと思いますが、増えているものの新型コロナウイルス感染症拡大以前に戻っているのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

続いて３点目ですが、決算書129、130ページの４款衛生費の中の２目予備費、後期高齢者健康診査事業の関係でありますけれども、健康診査は保健センターでの集団検診、それと医師会での個別健診で行われておりますけれども、やはり受診者数は増えていると思いますが、この受診者数の増加はどういう状況なのかお尋ねいたします。

それともう１点なんですけれども、後期高齢者疾病予防事業で人間ドックの関係でありますけれども、これについてもどういう状況なのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　説明を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

まず、繰越しのほうです。404万円と備品のほうの16万1,000円です。こちらのほうは戸籍のシステムのマイナンバーへの対応になっておりまして、一斉に全部の市区町村全てのシステムのほうがこれで改修になります。どうしても国の仕様が固まらず、３月後半に仕様が固まってしまいまして、要は作業がどうしても繰越しをしてしまうというのが大きな要因というか、それだけです。

それぞれの市町村のシステムに合わせて何かを行うわけではありませんので、どうしてもいろいろな各ベンダーの仕組み、そのシステム自体を改修しなければいけませんので、どうしても仕様が固まらず繰越しになってしまっているということです。

作業のほうは、６月中に全て改修は終了になっています。

続きまして、旅券の関係です。10年のものが83件、５年のものが92件ということで、前年に比べますと倍ぐらいの数で増えておりますが、令和元年度で見ますと、10年用が300件、５年用が227件ということで、これまでもこのくらいの数が毎年出ておりましたので、令和２年からコロナの影響でがくっと数が減って、復調はしていますけれどもコロナ以前にまで戻ったかという質問ですと、戻ってはいないということになります。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

後期高齢者の健康診査と人間ドックの予防事業の増加についてお答えいたします。

成果書の92ページ、93ページをご覧いただきますと、令和２年度から令和４年度の受診者の数が載っておりますので、健康診査のほうは令和３年度に比べて297名の増、人間ドックの補助金については令和３年度からは12名の増となっております。

以上です。

失礼いたしました。増加の理由というのは、やはりコロナのほうが落ち着いてきまして、人間ドックや健康診査を受けていただく方が増えてきたのかなというところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

戸籍住民基本台帳、それから旅券事務事業については分かりました。予防費の関係なんですが、確かに成果説明書でも出ているんですけれども、どういうふうに見たらいいのかなというふうに思うんですけれども、確かにコロナ関係もあるのか

なというふうに思いますけれども、特に人間ドックについては令和２年度が94人、それから令和３年度が129人、令和４年度は141人というふうに徐々には増えてはいるんですけれども、受診者の経済的負担の軽減を、もちろん２万7,000円ということであるんですけれども、これはもっと増えてもいいのかなという気もするんですけれども、そういった点での啓発はどういうふうにされているのか、この点お尋ねしたいと思います。

それから、後期高齢者の健康診査事業についても同様なんですけれども、これはやはり保健センターでの集団検診が多いのだとは思うのですけれども、個別健診もできるので、個別健診ももっと増えていいのかなというふうに思いますが、この点についてはどういうふうに担当としては把握されているのか、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、後期高齢者疾病予防事業の関係、成果書でいいますと93ページの人間ドックの関係でございますけれども、こちら令和３年度が129件、令和４年度が141件ということで、12件ほど増えております。

こちらにつきましては、他市町では増減というか先着ということがあるんですけれども、町のほうといたしましては、なるべくこういう機会でありますので負担を町のほうで補助いたしまして、受けていただけるように広報等でお知らせしているところでございます。

あわせまして、成果書92ページの後期高齢者健康診査事業に係るものでございます。

今回、令和４年度につきましては2,175件、そのうち集団検診が580件、個別健診が1,595件ということで、集団検診につきましては85件ほど増えております。個別につきましても200件近く増えておりますので、こちらにつきましても、令和４年度からインターネット予約等、皆さんの受診しやすい環境等整えておりますので、そういったところも含めてさらに受けていただけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

１点だけちょっとお聞きしたいんですが、マイナンバーの関係、世間ではいろいろ指摘されていることがあったと思うんですが、宮代町は適正に管理されているのかどうか、もしされていなかったとしたら内容を教えてもらいたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

マイナンバーということで、マイナンバーとマイナンバーカードとありますけれども、カードでよろしいですか。

当然、マイナンバーカード自体は国のほうで一括で作成しておりまして、町に申請があったりご自分でインターネット等で申請をされて、今だと２週間から３週間で町のほうに届いております。

届き次第、ご本人様のほうに通知をしていますが、その間は町のほうで保管ということになりますが、当然、施錠された場所できっちりと管理をして、誰のものがいつ届いたのかという書類のほうもシステムのほうを一緒に入れさせてもらって

おりますので、どちらのほうに管理をしているというのもしっかり管理をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　私が聞きたいのは、マイナンバーの管理だけじゃなく、マイナンバーを発行していろいろ何か問題が起きたのがありますよね、世間では。宮代町はなかったのかどうかということ。もしあったとしたら、どういうものがあったのか教えてもらいたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

一般的にマスコミ等で話があるひもづけの間違えとかの話、あとはマイナポイントとかの話になりますと、申し訳ないんですが所管が違いますので、マイナポイントのひもづけのほうは基本的には企画財政課のほうでメインでやってもらっています。

５月以降、数が減ってきて、住民課のほうをメインでやっているんですけれども、そこでのエラーというのはありません。それは一つは、マイナポイントの申請の仕組み自体が、国のほうが形を変えてきていますので、ひもづけのエラーがないような仕組みをつくっていただいていますので、そちらを使っておりますので、何重にもわたって本人確認をするとかそのようなものがシステムとしてできていますので、そちらを使っておりますので大丈夫です。

あと保険のひもづけも、ちょっと私のほうで言っていいのかどうか分からないですけれども、例えば国民健康保険とか後期高齢の関係ですと、もともと町で持っているデータでひもづけをしておりますので、誰かの別の手作業が入ったりすることはありませんので、ひもづけのほうも間違いないですし、前回、ここ何日か前に国のほうから見直しというところで市町村の名前が出ていたと思いますけれども、当然宮代町のほうはありませんでした。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。

１点だけお願いします。

決算書のページ130。後期高齢者検査審査事業。10、11、12とあるんですけれども、ほとんどが次の後期高齢者疾病予防事業で流用になっているんで、その内容をよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。質問にお答えいたします。

健康診査事業の流用の理由というところですけれども、人間ドックの補助金の申請のほうが想定よりも多くなりまして、ただ宮代町の人間ドックの補助金は特に上限を設けておりませんので、申請があった方には支給するという形になりまして、予算のほうがちょっと不足してしまいまして、健康診査事業のほうで予算の余る部分がありましたので流用したというところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で住民課の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、

次回は９月15日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き福祉課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時３９分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１２名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九・山　妙　子　君		泉　　伸一郎　君	
角・野　由紀子　君		塚　村　香　織　君	
田　島　正　徳　君		土　渕　保　美　君	
深　井　義　秋　君		川　野　武　志　君	
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

欠　　員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	会計管理者兼会計室長	宮　野　輝　彦　君
福祉課長	鈴　木　淳　史　君	福祉課主幹	小　林　和　政　君
福祉支援担当主査	荒　川　俊二郎　君	福祉支援担当主査	平　向　優　子　君
子育て支援課長	横　内　宏　巳　君	子育て支援課副課長	飯　山　保　孝　君
みやしろ保育園所長	伊　東　文　子　君	国納保育園所長	小　野　美　保　君
こども笑顔担当主査	飛鳥馬　則　子　君	こども安心担当主査	清　水　邦　江　君
こども保育担当主査	松　岡　祥　哲　君	健康介護課長	井　上　正　己　君
健康介護課健康増進室長	竹　花　　治　君	健康介護課副課長	稲　宮　辰　男　君
健康介護課主幹	加　藤　智　浩　君	健康介護課主幹	山　内　一　生　君
健康増進担当主査	中　村　淳　一　君	高齢者支援担当主査	鈴　木　健　司　君
産業観光課長	小　川　英一郎　君	産業観光課副課長	榎　本　恭　一　君
産業観光課主幹	鈴　木　　功　君	農地調整担当主査	小　島　春　樹　君
商工観光担当主査	中　村　佐登志　君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	押　田　昭　浩	主　　任	金　子　尚　子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　改めて、皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月13日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２７号の審査（福祉課）

○委員長（西村茂久君）　これより福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○福祉課長（鈴木淳史君）　おはようございます。

福祉課長の鈴木と申します。本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております職員から各自自己紹介しますので、よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉課福祉支援担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　同じく、福祉課福祉支援担当主査の平向と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みでございますので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、挙手、所属、氏名を述べていただくようお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。よろしくお願いいたします。

成果書124ページ、決算書90ページ、社会福祉事業の中の民生委員に関してお伺いしたいと思います。

民生委員の今回の補助金、増えています。これは、人員が増えたのか、それとも手当の支給が増えたのか、それとも、その点１つと、あと現在、欠員があるのかどうか、その点に関して質問をさせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

では、民生委員の補助金につきましてご説明申し上げます。

補助金につきましては、民生委員の人数割りで民生委員・児童委員の協議会のほうに補助金をお渡ししています。昨年度におきましては、年度途中に民生委員さんが増えたものですから、その人数割りの関係で補助金が増えました。

２点目、欠員の関係でございます。本年度、去年の12月に改選が行われましたが、欠員につきましては、昨年度末時点で８人の欠員がございました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ご答弁ありがとうございます。

欠員に関しましては、今後どのような努力をされていくのかお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林で

ございます。

欠員につきましては、昨年度末現在、８人の欠員がございました。今年度４月１日から追加で１名ございまして、本日現在７名の欠員がございます。引き続きまして、民生委員、児童委員の人材につきましては、地域のコミュニケーションが大切なことから、一方的な指名とかそういうものにはなじまないと考えてございますので、自治会などからご紹介をいただきまして、町担当者による説明を行っているところでございまして、引き続き地域の皆様のお声を聞きながら定数確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

うちの近所もそうですけれども、やはり独り暮らしのお年寄りとか、あとは後期で大変苦慮されている方が大分多いと捉えていますので、ぜひとも、その点しっかりと欠員の補填をお願いしたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点ほどお伺いさせていただきます。

まず１点目なんですけれども、決算書90ページ、成果書では58から59ページになります。

社会福祉事業、その中でまずは58ページの実施内容というところで、社会課題に対応したセミナーやイベントを開催ということで、みまもりの「わ」事業が紹介されております。

ここで、町や社協へつなぐみまもりサポーターを確保というふうになっているんですけれども、これはどういう方たちなのかをお伺いいたします。

それから、59ページのほうになるんですが、福祉団体同士が連携をするきっかけとなるプラットフォームづくりということで、参加者として夏が409人で、冬が584名ということで、合計すると昨年が1,000人となっていましたので、大体同じぐらいの方が参加されているということなんですが、その一番下のところなんですけれども、ステップ宮代活動チーム交流会ということで、このステップ宮代活動チームという紹介がされているわけなんですけれども、これこういう交流会をされて、今後何か新しい取組を考えられたのかどうかということをお伺いいたします。

以上、２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

委員さん質問の点につきまして、順次お答え申し上げます。

１点目、みまもりさんの、どんな方かということでございますが、みまもりさんにつきましては、ボランティア団体さんの方を主にお声がけしながら募集をかけていくところでございます。

続きまして、活動チームにつきましてでございますが、ステップ宮代活動チームにつきましては、ステップ宮代が西原のほうに移転になりまして、そこで活動している団体さんを改めて組織化しているところでございます。社協を中心に組織化しているところでございます。

本年度は、そういった組織化された団体さんにこの西原自然の森フェスタの中で、団体さんに西原ステップまつりという企画で、団体さんのほうにお声がけをさせていただきまして、参加をして

いただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

昨年度では、福祉推進委員８人という何か表示がされていたんですが、今回はみまもりさん100人という形に、圧倒的に増えているんですね。この福祉推進委員とみまもりさんの違いはどのような感じなのかなと。

私が先ほど聞いたのは、町や社協へつなぐみまもりサポーターというのは、どういう方なんですかと聞いたので、例えばこういうことをやっていて、こういう資格を持っているとか、そういう方がいるとかそういう説明をしていただきたかったんですけれども、何かあまりにもざっくばらん過ぎて、答弁になっていないような気がしたんですね。

あと、団体登録が20団体ということで、その内訳426人というのはすごいと思うんですね。協力店のほうも昨年度は14店舗だったのが、２倍の28店舗に増えているということで、すばらしい進め方をされているなとは思います。

このフードドライブボランティアも15名だったのが、19名ということで４人も増えているということで、大変ありがたいなと思っております。

先ほど聞いた内容をもう少し詳しく説明していただきたいということと、このフードドライブボランティアの中で、下のほうの枠組みの中でフードバンク拠点八潮等に車で取りに行くというふうになっておりまして、このドライバーは何人ぐらいいらっしゃるのかなとお聞きしたいと思います。八潮というと結構遠いんですよ。約30キロ以上往復走りますから、それなりのご負担があると思うんですね。大変だろうと思うんですけれども、ドライバーが何人ぐらい、この19人の中の何人ぐらいになるかということも一緒にお聞きしたいと思います。

それと、２問目のほう、35団体、57人ということで、この活動チーム交流会ということで35団体も参加されていますので、ステップまつりということで、行われるということですので、期待したいと思います。

一応、先ほどの２点だけお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　まず、みまもりさんの関係でございますが、みまもりさんは福祉推進委員の関係ということでございますが、まず、それは整理する中で福祉推進委員さんとみまもりさんは同じ関係ということで、私どもは理解しております。

いわゆる地域において、みまもり活動を行っていただく方、例えば、しばらく雨戸が開いていないねとか、そういうことを社協のほう、または町のほうにお声がけいただきまして、そこをつないでもらって私ども、社協、町のほうで対応していく、そういった活動を行っていただいております。特に資格というものは用意してございません。

続きまして、フードドライブのドライバーさんなんですが、このドライバーさんの人数、運転する人のみのところで把握はしていないところでございます。申し訳ございません。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

把握されていないということなので仕方ないと思います。

そうしますと、このみまもりさん100人は、福祉委員100人でいいということでよろしいんでしょうかね。

それと、今年度なんですけれども、ある団体さんのところにちょっと参加させていただいたときに、ドライバーが足りないということで苦慮されているということをお聞きいたしました。そういう団体の方は町へのボランティアされているんですよね。違う面から見ると町が補助しきれていないところを手助けしてくれている。例えば有償にはなるんですけれども、やはり町の高齢の方とか障がい者の方を見守るそういう意識をしてやっていただいていますので、やはり町が手が届かないところに手を差し伸べていただいているというところがあると思うんですね。

そういう中でやはりドライバー不足で苦慮しているということがあったりしたときに、町としても何かしらの後押しの支援というものもしてあげるべきではないかなと思うんですけれども、そういう有償でやれているということがあるので、なかなか難しい問題があると思うんですけれども、ただボランティアとして町のために尽くしてくれているという貢献度というものがありますので、町としても何かしらのそういう支援を、お金がかからないようなちょっとした支援とかをできないものかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まず、先ほどのフードバンクの八潮までのドライバーなんですけれども、細かく正確には把握していないんですけれども、主に社協の職員が行っているというような話も聞いております。

あとは、団体のドライバーさんが不足しているという話も町の福祉課のほうでも話は聞いております。各団体の困り事について、町がどこまで関わって、どこまで入り込んでやるかというのは非常に難しい判断を迫られる部分というのはあるんですけれども、そういった状況というのは、把握しつつこういった町としてなかなかやりづらい部分というのは、社協にもご協力いただきながらそういった活動を少しでも支援できるように、できる部分というのがどこかというのは難しいですけれども、ドライバーが不足しているということで、話を聞いた上で、その周知に当たって、公にはなかなか難しい部分というのがあるかもしれないですけれども、何かの集まりのときにちょっと声がけしたりとか、そういった支援はしていけるかなとは思っておりますので、福祉課だけではなくて、子育て支援課、健康介護課、こういったところも福祉分野を担う担当として、情報を共有しながらやっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

３点あります。

１点目は、決算書94ページ、説明書127ページです。127から128の冒頭の成果についての文言について、ちょっと詳しく説明してほしいと思います。

128ページの成果の中で、途中ぐらいから、施設関係者による利用調整会議、会議を毎月１回開催して、イベントの検証とか、適正な事業運営を行いましたというんですけれども、これもうちょっと詳しくご説明お願いいたします。

２点目は、障害者地域生活支援事業についてです。決算書94、説明書129からです。

説明書の意思疎通支援事業の手話通訳者、要約筆記者の今後の活用というものをちょっとこれか

ら手話のほうの条例もできたりするんですけれども、今までの動きとちょっとどう変わっていくのか、考えがありましたらお願いします。

３点目は、民生委員です。

決算書90ページ、説明書124だと思うんですが、先ほどの委員さんからも質問ありましたけれども、高齢化しているんですが、内容が多岐にわたって、特にやはり子供の虐待とかそういうほうの知識というのがどんどん入らなければいけないんですけれども、そのあたりを民生委員さん本当によくなってくださったとありがたいんですけれども、子供の虐待とかいろんな知識を入れていっていただかないとと思うんですが、そのあたりはどう取り組んでいらっしゃるか。

以上、３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

まず、委員さんご質問の質問につきまして、順次お答え申し上げます。

１点目、説明書で言いますと、128ページ、福祉交流センターの事業でございます。

福祉交流センターの事業では、定例で打合せを実施しております。毎月一度定例で打合せを実施しておりまして、福祉交流センターの指定管理をお願いしておりますきらりびとみやしろさんとその月の振り返り、また来月の事業内容等の確認、予定を打合せして、実施しているところでございます。

続きまして、説明書130ページ、意思疎通支援事業でございます。

意思疎通支援事業は手話を必要とする方に、手話の通訳者を派遣する事業でございます。本年度９月議会に上程をさせていただいておりますが、宮代町のほうで手話言語条例を上程させていただきました。ついて今年度この施策についてまた検討してまいりますが、手話通訳者の派遣につきましては、例えば今個人でのものが多くなっておりますが、例えば去年でも、町の会議のときに手話通訳者を派遣していただいて、一緒に耳の聞こえない手話の必要な人たちと一緒に会議をする、そういった場面で活用しておりましたので、今後耳の聞こえない人、手話の必要な方と面談する機会につきましては、引き続き活用していく、そういった方針になろうかと思います。

続きまして、124ページ、民生委員の関係です。

民生委員さんの関係では、民生委員さん年に10回定例会を実施しておりまして、そのときにその都度研修を実施しております。その中に児童虐待の問題等も定期的に取り入れておりますので、新しい知識をその都度勉強していくところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　再質問させてもらいます。

１番目の成果なんですけれども、もうちょっと詳しく、この中で部署の中に成果ということで施設関係者による利用調整会議が毎月１回これは分かりました。

イベントの研修や見直しということがあるので、例えばこのイベントはどう検証して、見直しはこういうことがあって、来年度にこうしていこうとか、そのあたりをきちっとできているのか伺ったので、そのイベントを検証したといって書いてあるので、その後適正な事業運営行いましたと言うんですけれども、そこのやはりイベントの検証を見直ししているということはすごいいいことなんですけれども、具体的にどんなことがあるのか、もう一度お願いいたします。

２番目、生活支援事業の手話なんですけれども、これコロナのほう第５類になって、いろいろ今もう運動会が開かれたり、いろんな町のイベントも増えた中でやはりもう言語条例としてできちっと入っているというということになると、例えば議会の初日の町長あいさつとか何かやはりそういうところに入ってくるとか、町の説明会、例えば須賀小学校の地域コミュニティの話とか、やはり多くの人に聞いてもらいたいというときには手話通訳者って必要になってくるんですけれども、町にはボランティア団体で手話の会の方もいらっしゃるので、今までは県派遣の方が来てくださったり、みたいなことしているみたいなんですけれども、せっかく学んでいる人たち、そして生かす場所、それで皆さんに伝えていくという部分では、そのあとあたりも考えていらっしゃると思うので、そこをお願いいたします。

あとちょっと３番の民生委員の答弁ちょっとよく分からなかったんですけれども、具体的にやはりさっきも同じ質問になってしまうんですけれども、高齢化になっていって、高齢者のことは当然見守りしたりするんですけれども、目に見えない虐待での子供のものとか、やはりちょっと通告義務もあったり、そういうあたりきちっとなってくださったり、民生委員さんに伝えていく、研修していくということの重要性、そこをしっかり答弁していただきたいと思います。

お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向と申します。

１点目のひだまりサロンの利用調整会議について説明させていただきたいと思います。

利用調整会議については、笠原小学校の担当の先生も一緒に参加をいただいておりまして、笠原小学校の行事とひだまりサロンの行事がかぶらないようにするだとか、あとは専ら最近ですと、コロナ禍で学校内での施設ということもありますので、コロナ禍の中でどういうふうにひだまりサロンで授業をやっていくのかというような内容を昨年度は検証しております。

その中で、室内では難しいなというものに関しては、昨年度新たにピロティということで外を利用したコンサートを実施してみるだとか、例えばお子さんとの連携という形に関しては、小学校の子供たちは今ひだまりサロンの利用というのがコロナ禍ということもあるので、控えてくださいというなっている中で、廊下での子供たちとのやり取りをするとか、そういった内容を利用調整会議のほうでどんなことができるかなというのを検証して、実施をしているというような内容になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

手話の関係でご質問いただいた件と、民生委員の関係でお答えさせていただきます。

まず、手話の関係なんですけれども、・山議員のおっしゃった今まで手話通訳の方というのは、県のほうにお願いして派遣をしております。

これは、理想はやはり町レベルでできないかということなんですけれども、これは私もいろいろ調べていく中で、あとは手話通訳というか手話の会の方たちと話をしていく中で、やはり今このようにしゃべっていることをその場で訳するというのは、非常に難しい技術を取得する必要があるということで、手話通訳士のレベルでないとなかな

か難しいと。議場への手話通訳の方の配置というのも当然考えられるんですけれども、そのレベルに達する人が町の中でどれぐらいいるかというと、１名２名いるかいないかぐらいだという話は伺っております。なので、その人に常にお願いするという形になるか、県のほうにまたお願いするかというのは、いろいろ議会の皆さんとも相談しながらということになってきますけれども、当然町のほうの説明会や何か行事のときに手話通訳士の配置というのも考えていく必要があるとは思っていますので、どういう場面でそういう通訳士を配置する必要があるかというのも踏まえながら、あとは、これは町の中の現状ということにはなるんですけれども、手話を必要とする方というのが、どれぐらいいるのかというところにもよると思うんですけれども、町で全ての方を把握しているわけではないんですけれども、聞いている限りでは、担当で把握している限りでは、二桁いくかいかないかくらいかもしれないということでもあるので、そこら辺の兼ね合い等も含めながら、今後の事業展開というのは考えていく必要があるということで、条例制定後にもう少し詰めて考えていきたいとは考えております。

あと、民生委員の関係ですけれども、先ほど小林のほうから答弁させていただきましたけれども、年10回、定例会ということで、これは事務局のほうでこういうテーマはどうですかというよりも、民生委員の皆様方からご意見、希望を伺った上でテーマを決めてやっております。

先ほど児童虐待ということで具体的に話が出たんですけれども、実際のところ今年度入りましても、児童虐待に関して講師の方をお呼びして、図書館のほうで研修会を行ったところです。７月の定例会でやりまして、民生委員の方も非常に勉強になったということでおっしゃっておりました。

毎月というか毎回定例会ごとにきっちりテーマを決めながら幅広い分野で防災関係もそうですし、高齢者介護制度、福祉の制度、もろもろ民生委員さんが関わりそうな案件について幅広く研修はやっておりますので、継続してやっていきたいと考えておりますので。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　１について、ひだまりサロンについて具体的にありがとうございます。分かりました。この部署の中でやはり見直しとか刷り直ししていくということがすごい大事だと私は思ったので、どんなふうにしてくださっているのかとちょっと聞きたいと思いました。今後ともよろしくお願いします。

２番の障害者地域生活支援の手話通訳です。

本当に手話通訳士という専門の方、議会の全部とかではなくて、せっかく条例ができたので、例えば窓口の人がちょっと何かご用ですかと筆記で対応とかしてくださったりしているんですけれども、せっかくなので、そういう窓口でちょっとした会話、どの課にご用ですかとか、どんなことを筆記でよろしいですかと本当簡単なことからだったらそのボランティアさん、手話の会の方たちもやはり使えるということはすごく大事だと思うので、そういう形で無理のない範囲で技術向上にもなるし、宮代町ってこうやって受付とか窓口にいらっしゃるんだなというのをやはりせっかく言語条例できるんだから、そのあたり上手にしていって、町民の方たちにも周知するというのは大事だと思うんです。

私、議員に出たときにやはり手話の必要な方がいらしたので、手話できる方を私の話を聞くときに必要ですかとお聞きしたら、口の動きで分かるから大丈夫と、もう８年前なんですけれども、で

も、しっかりやはり二桁で人数的にはそんなにいらっしゃらないけれども、でもその方たち不便ではない、ならないようにすることが大事なので、よろしくお願いします。

あと、民生委員さんについてです。

この定例会はよく存じております。それでやはり今答弁いただいた幅広く継続的でやはり年々重要なものって変わってくるので、そのあたり民生委員さんと話をして、しっかりと民生委員さんが困らないように、研修を受けたから動き出せるということがあるので、その辺よろしくお願いします。これは要望です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。よろしくお願いします。

まず、１点だけです。

決算書の90ページ、社会福祉総務費、この不用額が１億8,000万、その内訳として、18節の負担金補助及び交付金これで１億4,000万、この内容として令和３年度の繰越明許の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業とこれが7,524万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業というほうで3,940万円、この２つを合わせると１億1,000万円の不用額、その理由として、支出が見込みを下回ったということなんですけれども、足りないとすごい困るんですけれども、ちょっとあまりにも数字の算定、これ説明書のほうに住民税非課税世帯ですから、これ大体の予想ができると思うんです。結果的に１世帯当たり10万円、じゃこれあとあとのことですけれども、20万円にしても賄えた。電力・ガスのほうも１世帯当たり５万円ですけれども、プラス５万円の10万円でも予算内で収まった、と思うんです。

ちょっとこれ数字的に住民税非課税世帯とちょっとこの数字の読み込みがちょっと甘いと思うんですけれども、そこら辺の経緯、要はこれぐらいの世帯を想定していて、結果的にこうなったというのがちょっと説明いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹の小林でございます。

それぞれ昨年度実施しました給付金の関係の不用額につきまして、ご説明申し上げます。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業でございますが、予算では、4,000世帯の世帯を想定してございました。その内訳は、3,600が非課税世帯、400がその年度に途中で家計が急変した世帯。それを400世帯というふうに見込んでおりました。実際のところ給付をしますと、令和３年、４年と２か年かけて実施した事業でございますが、非課税世帯については、3,035世帯、家計急変世帯については84世帯ということで、特に家計急変世帯につきましては、申請が少なくなっているところ、また非課税世帯につきましても大きく数を見誤っているところというところでございます。

続きまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給金支給事業でございます。

予算額といたしましては、こちらは総額3,500世帯の世帯に給付を予定してございました。内訳といたしましては、3,400世帯が非課税世帯、100世帯が家計急変世帯でございました。実際のところでございますが、非課税世帯に2,669件、家計急変世帯に43件という形で給付をいたしまして、やはりそれぞれの数から乖離があったものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　たまたまそういう数を想定していたけれども、結果的に少なかったと。この給付金なんですけれども、これ申請なんですか。それともプッシュ方式なんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　基本的にはいずれの給付金につきましても、申請方式のもので実施をしております。電力・ガス・食料品等価格高騰につきましては、同年度に住民税非課税世帯に関する臨時給付金を実施しておりますので、そちらを申請した方につきましてはプッシュで行いましたが、それ以外の方につきましては、申請で行っているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　非常に分かるんですよ。これだけの3,600名という数字を把握して、まして急変して、急変のほうはもう申請以外の何物でもないと思うんです。それがあまりにも少なかったりして、何かもうちょっと何でしょう、多分もらっていない、申請していない人もいるかもしれないので、本当になるべくならその数ちゃんとした数を把握して、行政のほうでやっているんで、何でしょう、もし申請がなければ、申請というか、なければもうちょっとフォローできるような体制を何とか組めないのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　最後の答弁になりますから、これは課長が答弁されたほうがよろしいかと思います。

答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

この家計急変世帯については、特に把握するのは難しい状況と考えております。周知ということで、ホームページ、ＬＩＮＥ等で実際やったところでありますけれども、当然広報も届かない世帯もある、ＬＩＮＥも登録していない世帯もある、そういう中で、その情報というのをどこまで伝えられるかというのは非常に情報の伝達という部分では難しい部分ではあるんですけれども、このような取組というのは全国的に行われたので、報道関係でも知る機会はあったのかなとは思いますけれども、そうですね、本当に支援が必要な人のところにどこまで届くかというのは、こちらとしても様々な事業をやるに当たって、その対象の把握、あとはその支援の中身というのは、苦労しているところではあるんですけれども、ここら辺については、実際のところ、民生委員の方とかにもチラシをお渡しして地区を回っていただいたりとかもしていますし、もちろん社協さんにもご協力いただいたりとか、小さい部分ですけれども、そういった周知というのは継続してやっていく必要があるかなと考えておりますので、このような情報の伝達については、継続して研究が必要かなと捉えているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　４点質問をさせていただきます。

決算書の89、90ページ、成果書の124ページです。

社会福祉事業の負担金補助金及び交付金の、前段でもございましたが、民生委員・児童委員についてのご質問です。

こちら人数も足りない中、皆様お忙しい中にお引き受けくださっていろいろしてくださっているとは思うんですが、民生委員の方が訪問されて、それで例えば介護がもう必要な状態なんじゃないかとか、あとはちょっと精神的なことだったり、福祉につなげたほうがいいんじゃないかというそういった実際介護や福祉につながった行政サービスにつながったという人数とか把握されていましたら教えてください。

次に、決算書の91、92ページの障害者総合支援事業についてです。

こちら成果書の127ページになります。

こちらの成果というところで、障害福祉サービスの利用者354人に対して、介護給付などのサービスを提供したと書いてございます。こちらの人数なんですが、障害手帳や精神などのそういった手帳をお持ちの何かそういった申請されている方の中で、こういうサービスを利用している人数が354人ということだと思うんですが、その割合というか、こちら把握されていたら教えてください。

３点目が、決算書の93、94ページです。

障害者地域生活支援事業についてです。こちらの96ページの扶助費の日中一時支援給付費についてです。

こちらの日中一時支援というのは、自立支援の当事者の方のファーストステップだったり、ご家族のレスパイトなどのそういった支援になっていると思うんですが、こちらの利用状況について教えてください。

最後に、決算書の95、96、障害者更生援護事業についてです。

こちらの負担金、補助金及び交付金ということで、27万円と出ております。こちらもレスパイト事業になっていまして、成果書にも131ページにもあるんですが、こちら利用人数20人でこちらはレスパイト以外にも補助金、難聴児童の補助金とか、こちらがなかったということで、予算よりも随分使われていない印象がございます。それで、そのような状況をご説明、こういう利用されていないということで、利用基準が厳しいというか、利用しづらいのかなどそのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

委員質問のことにつきまして、随時お答え申し上げます。

１点目、説明書124ページ、民生委員の関係でございます。

民生委員さんから実際に福祉課に相談をつないでいただいたケースにつきましては、ごめんなさい、本日手元に資料を用意してございませんでした。申し訳ございません。

続きまして、成果書127ページ、障害者総合支援事業でございます。

障害福祉サービス利用者人数354人でございますけれども、こちらを障がい者の人数で割った数で申しますと、障がい者全体の数を1,629人、で割りますと、約21％の方がご利用されていたという形になります。

続きまして、地域生活支援事業の中、日中一時支援事業でございます。

日中一時支援につきましては、いわゆる総合支援法の中で活動していない方が施設を利用したときの利用について給付をしているものでございますが、昨年度は４人のご利用がございました。

続きまして、更生援護事業でございます。

説明書で言いますと、130ページ、131ページの

ところでございます。

構成援護事業には、補助金または扶助費のほうでレスパイト事業の補助金ですとか、小児の慢性児の方への日常生活用具、難聴児の方への補助金の支援、あと住宅改修等をつくっている、で構成されている事業でございますが、それぞれの事業につきましては、県の補助要綱の範囲内で事業を組み立てておりまして、その範囲内で実施をしていくところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

まず、民生委員・児童委員の活動についてなんですけれども、今お手元にないということなので、もし把握されていましたら、教えていただければと思います。

実際に福祉とか介護に近隣の方だったり、お友達だったりという方が気づいてご相談がというそういうサービスにつなげるということが多いかと、ご家族とかと思うんですけれども、また民生委員の方に例えばそういう役割というか担ってもらうということですと、やはり責任とか内容がその辺がどの辺までなのかという、そういった定期的に訪問する方にそういう知識というか、そういう経験というかある方になってもらってという、例えば看護師さんとか、介護士さんで仕事はもうしていないけれどもという方になってもらって、その実際のサービスにつながれていない方というのが結構いらっしゃると思うんですね。そういう方とどうしたらそういう方とつながれるかというところで、それが１つが民生委員さんなのかというところに役割としてなると、やはりそれなりの例えば報酬とか内容についても見直しというのが必要じゃないかなと思うんですが、そのあたりのことどのように民生委員さんの捉え方というかされているのか、町として、教えてください。

次に、障害者総合支援事業についてなんですけれども、全体の障がいをお持ちの方1,629人中354人の方が利用者としてサービスにつながれているということで、やはりそれ以外の方、ご自身で必要ないという方もいるとは思うんですが、基準というかそういうなかなか合うそういったサービスだったり、施設などがないのか、そのあたりどのように捉えていらっしゃるのか、もう一度お伺いいたします。

３点目の日中一時支援についてなんですが、こちらもやはり宮代町自体でこの基準てつけていると思うんですが、もう少し利用を幅を広げて利用していただくのか、何かこのぐらいの支援にしていくのか、そちらのほうもお願いいたします。

同じようなことになってしまうのですが、この障害者更生援護事業についても、やはり初め当初に予算を立てているよりも使われていないというところが、本当は利用をしたいんだけれども、対象者になっていなかったりとか、何かその例えばご相談の時点で、ごめんなさい、これは使えないんですということがあるのか、それともともうそういう使わないもうサービス、もともと使われないサービスなのかという、そのあたりのこともう一度教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

１点目、民生委員さんの役割というところでございます。

民生委員さんは、行政と住民の方の橋渡し役をしていただいておりまして、高齢の方への訪問活動等を実施していただいております。

その中で、民生委員さんに我々が期待していることは、民生委員さんご自身が相談して、その悩みを解決することではなくて、私たちにご報告をしていただきまして、それで公的な立場で関わっていく、支援していく、そういった橋渡しをお願いしているところでございます。

以上でございます。

続きまして、総合支援法をご利用されていない方という内容でございますが、たしかに総合支援法をご利用されている方は手帳所持者数の二十何％ということで少ないというところもございます。総合支援法につきましては、ただ、高齢者の方につきましては、介護保険法が優先されますので、基本的には高齢者の方はあまりご利用されないという制度になっております。高齢者の方がやはり多いという一面もございますので、そういった面で少し利用が少ないのかなというところでございます。

少し分析をしますと、逆に子供さんのほうは利用が伸びておりまして、就学前の児童の方、就学後の児童の方につきましては、利用者が伸びているところでございます。

また、青年の利用で伸びているところは、グループホームの利用者が伸びているところでございまして、それぞれ需要のあるところには皆さんご活用していただいているというところでございます。

続きまして、日中一時支援でございます。

日中一時支援事業につきましては、法定の総合支援事業がございますので、基本的には皆さんの活動は総合支援事業の中のカテゴリーに入ってサービスを受けている方でございます。

この日中一時支援は、これの体系から漏れている施設をご利用される方でございますので、どうしても利用される方は限られているというものでございます。具体的にはどういう施設をご利用されているかと申しますと、短期入所施設なんだけれども、日中だけ使用したいよ、ちょっとそういう例外的な使用でご利用したい、というものと、あとは、この総合支援事業の体験についていない事業所、旧体系のままなんだけれども、その事業所をご利用したいよ、そういう方につきまして町から給付をしているものでございます。

なかなか利用者というところは増えていないところでございます。

続きまして、障害者更生援護事業のところでございます。

潜在的な需要に対して、きちんとこう吸い上げていないんじゃないか、そういうところだったと思います。

去年の相談の中では、この更生援護事業で該当になろう方というのは、あまり相談がなかったというところもございます。またレスパイトケア事業につきましては、コロナ前の令和元年度では、延べ人数が66人とそれなりにあったので、コロナの影響で少し利用を差し控えているそういう部分もあろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは休憩前に引き続き福祉課の質疑を行います。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

民生委員・児童委員について、行政サービスに

つながった人数は把握されていないということで、承知をいたしました。

それで、この民生委員の方が活動をするときに、やはり知りたい情報を、情報というかどうなっているのかというのが、例えば地域の方だったり、それが児童委員の方などはお子さんだったりとか、でも、なかなか個人情報ということで、いろんな情報がない中での活動というのも難しいのかなと思うんですけれども、そのあたりの民生委員・児童委員さんの今の現状の役割ということで、何かこう見直しができることとかあれば最後にお伺いいたします。

次に、２点目の障害者総合支援事業なんですが、先ほどもなかなか利用につなげるまではというところが、ご相談があればこういう事業所があるよということで、サービスがあるよということでご案内されているということなんですが、どんな利用のものが使えるのかということをご相談があればこういうのというのをご紹介されているとは思うんですが、もう少し例えば発信、広報とかそういった発信の中で、こういうサービスがありますよとか、また事業者さんのパンフレットとかをもう少し福祉課のところで、そういうコーナーをつくって分かりやすくするとか、また当事者じゃなくても、こういうサービスがあるんだということでお知り合いの方にまた教えてあげたりとかもできるとは思うんですけれども、そのあたりのことを今後こういう形でして、何かご検討して、このサービスにつなげるというのをお考えくださるかということをもう一度お伺いいたします。

次に、この障害者地域生活支援事業、この日中一時支援事業についてもやはり先ほどご説明いただいたような一時的なものということなんですが、これも対象者を限定、これも自治体ごとに対象基準が設けられていると思うんですが、それを枠を広げていくとか、そういうことをお考えなのかお伺いいたします。

あと、最後に障害者更生援護事業についてもこちらも、もし自治体ごとにこの基準というのは違うのか、そのあたりのことをもう一度教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まず、１点目の民生委員の関係についてお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり活動に当たって本来は様々な情報を把握した上で活動するのが一番活動しやすい、個人情報も必要なんですけれども、各種制度なんかも細かく分かっているという部分もあるんですけれども、あくまでも民生委員さんというのは、町と町民の方とのつなぎ役ということで、そういう位置づけということでありまして、あまりにもご負担をかけてしまってはいけないという観点もありますことから、まずは相談に乗っていただいて、その相談の内容に応じて、町のほうに情報提供いただければ、つないでいただければということで話をさせていただいているところです。

ただ、前段の議員さんからもご質問いただきましたとおり、ある程度、制度ですとか、対応方法というのは知っていただく必要があるので、定例会等で研修を兼ねて知識の向上に努めておりますので、現状の役割としては、根幹でありますやはりつなぎ役というところで考えております。

また、これも先ほど前段の議員さんからもありましたけれども、社会福祉協議会のほうでみまもりの「わ」事業もございます。そこからも情報提

供というのはいただきながら、支援につなげているという現状もありますので、そこら辺をうまくつなぐというところで少しずつ取り組んではおりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　総合支援事業につきましてお答え申し上げます。

総合支援事業の情報発信につきましてでございます。

我々のメインのご説明は、手帳取得時にこういった制度がありますということで、必ず対面でお話を申し上げております。それがメインの情報発信という形になっております。

ただ、それ以降フォローアップされているかというと、そういうところもございませんので、随時ホームページ等活用して情報発信に努めてまいりたいと存じております。

続きまして、日中一時支援でございます。

対象基準を広げる考えは今のところあるかということでございますが、今のところ広げる考えはございません。というのは、先ほど申し上げておりますが、日中一時支援事業につきましては、総合支援事業というメインの事業があって、その中でやはり対象者が別の事業所を使いたい、そういうことに対して対応していくものでございますので、基本的には総合支援事業の中で対応できるのではないか、あくまでも例外でほかの事業を使いたい方に対しての給付ということでやっておりますので、今のところちょっと広げる予定はないところでございます。

続きまして、更生援護事業の対象者の拡大という対象基準ということでございます。

対象基準につきましては、他の町ときちんと比べたことはないのですが、基本的には県の補助事業を活用して実施している事業でございますので、それと同様に補助基準を定めているのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、１点目の90ページの関係で民生委員のやはり補充をということで、何人かからも前段で出ましたので、それ以上質問はないんですけれども、やはり民生委員、なくてはならない重要な役割を果たすのが民生委員ですので、これはもう口を酸っぱくして言わないと、議会でも言わないとやはり補充されませんので、ぜひ欠員を早く克服するようお願いしたいと、これは要望です。

続きまして、92ページの障害者総合支援事業でございます。

ここで、18節の負担金補助及び交付金の中で自立支援医療費の関係なんですけれども、これは人工透析の増により、1,047万円の増となっているという説明がございましたが、これはどういう状況になっているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、福祉交流センター運営事業、94ページでございますが、この中で新型コロナウイルス感染症対策の関係備品購入がなかったということなんですけれども、これは、間に合っていて備品購入をしなくても済んだのかどうか、その辺の状況についてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、同じく94ページの障害者地域生活支援事業の委託料でございますが、これは成果書では129ページ、130ページへと続いておりますけれども、軒並み減となっていますよね。これはど

ういう状況なのか、どうしてこうなっているのかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、96ページに、同じく委託料の中で埼葛北地区管内広域事業の支出があったためということで、これは予算が大きくなっています。この辺の状況などについてもどのようになっているのか、埼葛北地区地域自立支援協議会、この辺との関係でどういう状況になっているのかも併せてご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、19節の扶助費でございます。

この中に移動支援給付費というのがありますけれども、すみません、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それと、その下の日常生活用具給付費なんですけれども、この不用額ですよね。扶助費として668万円なんですけれども、それぞれ重度心身障害者医療費、それから、日常生活用具給付費の不用額が出ております。それの給付が当初の見込みを下回ったということなんですけれども、それについてのもう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、96ページの福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。

これについては、毎回いつも聞くんですけれども、タクシー券、自動車燃料費助成券の助成なんですけれども、総体的には１万1,160枚の中の353枚の減という説明でございました。これについては、コロナ過の中で外出を控えた方もいるとか等々いろいろあると思うんですけれども、僅かとはいえ減になっている理由、それから、どういうふうにこれを進められているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、福祉課の、ページは言えないんですけれども、生活保護の申請についてでありますけれども、基本的には福祉事務所ということにもなっておりますけれども、実際、生活に困っている方が、福祉課にも当然、窓口にも来ると思うんですけれども、生活保護の権利というのはあるわけで、これは、ためらわず申請できるように対応をしているかどうか。しているとは思いますけれども、その辺の状況と、また、申請者が望まない扶養照会は行わないでいただきたいという声が多いです。そういった声にどういうふうに答えているのか、その点も併せてお答えいただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

質問事項につきまして随時お答え申し上げます。

まず、１点目、総合支援事業の自立支援医療費、現在どういう状況かということでございます。

主要な施策に関する説明書で申しますと、こちらの事業は126ページの下の表にございます。更生医療というところでございます。更生医療につきましては、2,766万2,705円の支出額がございました。こちらは３年度に比べて増えている状況でございます。

増えた理由でございますけれども、更生医療費の増減の一番の理由は、生活保護受給者の方がどれだけいるかというところが一番の要因になります。と申しますのは、通常、更生医療を使う方は、保険診療で支払ってもらって、その上乗せを更生医療で支払うんですけれども、生活保護の方は加入している医療保険がないものですから、全額、町のほうで支払うことになります。そういったことから、この人数の中に生活保護の方が多いか少ないかで、かなりぶれがあるという制度になります。

例えば、自立支援医療の中で、対象者の多い人工透析でございますけれども、いわゆる医療報酬の10割分は１か月で約40万円ほどになりまして、去年更生医療をご利用された月ベースで大体２人ぐらい生活保護の方が前年度に比べて多かった、そういったところがございますので、大体それだけで960万ぐらいからの支出増という形になります。人数は増減はなかったのですが、そういった内訳の変更があったものですから、こちら支出額が増えているものでございます。

２点目、福祉交流センター運営事業でございます。

昨年度購入した備品購入費ですが、本年度なかったことにつきましてご説明申し上げます。

昨年度は、コロナ対策から空気清浄機やサーマルカメラつきの手指消毒機等を買わせていただきました。そちらを利用しているものですから、令和４年度につきましては、新たな購入はしなかったものでございます。

続きまして、地域支援事業の中の委託料、それぞれ委託料減少している状況につきましてということでございます。

地域生活支援事業につきましては、主要な施策に関する説明書では129ページからになります。129ページもお手元で参照していただければと思います。

地域生活支援事業の委託料につきましては、まず、意思疎通支援事業でございますけれども、こちらの事業につきましては、対象者、派遣数が多かったため委託料のほうは増加している状況でございます。

続きまして、職親業務委託料でございます。

職親委託事業につきましても、一月当たりの利用者数それほど変わらなかったのですが、執行額につきましては若干の伸びを示しているところでございます。

続きまして、決算書の96ページ、入浴サービス委託料でございます。

こちらの事業につきましても、昨年度に比べて利用者数が若干減ってはいるものの、比較で言いますと、若干伸びを示しているところでございます。

続きまして、埼葛北地区管内広域事業でございますが、これは次の項目でお答えしたいと思います。

続きまして、障害者相談員委託料でございます。

こちらにつきましては、３名の方に委託をしておりまして、昨年度と同額でございます。

続きまして、手話講習会委託料でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３７分

再開　午前１１時３８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

それでは、減少しているところでご説明申し上げます。

主要な政策に関する説明書129ページでございます。

こちら相談支援事業、基幹相談支援センター事業、それぞれ支給総額が減少しているところでございます。

こちらにつきましては、相談支援事業につきましては、埼葛北地区で広域で事業をやっておりまして、その負担金でございます。負担金につきま

しては、市町村の人数割、手帳所持者数割で実施しているものですから、宮代町の割合が低くなったというところで、相談支援事業につきましては、減少しているところでございます。

基幹センター相談支援事業につきましても同様の理由で減少しているものでございます。

続きまして、次のページ、130ページ、地域活動支援センター事業でございます。

地域活動支援センター事業につきましても、広域で実施している事業がございまして、その部分につきましては、町の人口割、手帳所持者数割で実施しているものですから、利用者数が減りましても支出が増える場合がございます。

すみません。では、同じページにございましたので、質問事項、扶助費の移動支援につきましても同様にご説明申し上げます。

移動支援事業につきましては、障がい者の方が通院や通学、そういったものではなくて、余暇活動等にご利用するための移動支援につきまして給付をするものでございます。

やはり令和４年度につきましては、新型コロナ感染症の影響が大きかったものと思います。利用者数はそれほど伸びていない、減少している状況でございまして、全く影響がなかったと考えられる令和元年度につきましては、延べ利用人数が881人、それに比べるとまだ半数という状況でございます。これも新型コロナウイルス感染症が収束していけば、また少しずつ増えていくものと考えております。

ちょっとページは戻りますが、129ページ、日常生活用具の関係でございます。

不用額、なぜ下回っているかというところでございます。

日常生活用具の種類につきましては、いろいろなものがございまして、金額の高いもの、低いものというものがございます。金額の比較でいいますと、昨年度、例えば住宅改修１件20万ぐらいするんですけれども、そういったものがあったんですけれども、令和４年度につきましてはなかった、そういったものが１点。また、ストマ用装具、これは単価高くないんですけれども、やっぱり継続的に使うもの、人数が減ってくるとこちらも減るということで、ストマ用装具のほうも減っております。そういった関係から日常生活用具延べ利用人数、支給総額ともに減少している状況でございます。

福祉タクシーの助成でございます。

福祉タクシーの助成事業につきましては……ごめんなさい。説明書では131ページでございます。

やはり、タクシー券につきましては、交付枚数と利用枚数、利用枚数を交付枚数で割ると、それぞれ38％と80.3％いうことで、タクシー券の利用率につきましてはあまり芳しくない状況ということでございます。

やはり同様に、外出を差し控えている方というのがおるのがまず一因だとは思いますが、また、これからどう進めるかというところでございますけれども、今年度から、今までタクシー１回乗るとき、タクシー券１枚だけですよということでお話をしていたのですが、今年度からは利用料金のうちであればそれは２枚まで可能ですよということで、少しマイナーチェンジをしております。その成果としては、昨年度同期に比べて、やはり利用枚数が伸びているというところで、少しずつ成果が出るかなというところで取り組んでいるところでございます。

続きまして、最後、生活保護の申請状況でございます。

生活保護の実施者は、宮代町の場合は東部中央福祉事務所になります。ただし、ふだんの相談等

は町の職員が行って、引継ぎを行っておるところでございます。

申請者の望まない形の所得照会ということでございますが、それは相談の中でそういったことを福祉事務所にお伝えいたしまして、事由があれば申立書等を書いていただいて引き継いでいる、または、福祉事務所のほうがそういった申立書を用意して書いてもらっている、そういう状況でございます。

以上でございます。

失礼いたしました。１問、質問が抜けておりました。埼葛北地区の広域で実施している事業の内容でございます。

埼葛北地区は、宮代町のほかに、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町の５市町村で構成をしております。どんな事業をやっておるかといいますと、ページで言いますと、説明書の129ページ、相談支援事業、相談をする事業所を広域で委託しているものでございます。基幹相談支援センター事業、基幹支援センターにつきましても広域で設置をしておりまして、こちらのものを実施しております。

また、次のページ、130ページ、地域活動支援センター事業、こちら地域活動支援センターを広域で１か所設置しておりまして、管内のふれんだむさんに委託をしまして、地域活動支援センター事業を運営しているところでございます。

昨年度は宮代町が管理市になったことから、地域生活支援事業の委託料に広域実施分の委託料を計上し、執行したところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、92ページの障害者総合支援事業の関係で、18節の負担金補助及び交付金、この支出の大きくなった理由なんですけれども、生活保護者の方が２人ですか。２人が人工透析をするというだけでこんなにも支出が出るということ。これからこういった傾向は多くなると思うんですけれども、そういった点では、私は多くなるのかなというふうに思いますが、町としてはどういうふうに捉えているのか、その点、併せてお願いします。

それから、94ページの福祉交流センター運営事業なんですけれども、せっかくある予算ですので、新型コロナウイルス感染症が収束しているわけでもないので、前年度と比べて僅か17万とはいえ、やっぱりそういうところにきちっと予算を使うべきだと思うんですけれども、先ほど空気清浄機だとかという話が出ましたが、それでいいのかどうか。私は、やはりそういった点で、きちっと足りないものは補充するというのが原則だと思うんですけれども、その点もう一度お尋ねいたします。

それから、94ページの障害者地域生活支援事業なんですけれども、軒並み減となっていますけれども、特に大きく町民に関わる日常生活の関係ではどうなのかということで、どうなんでしょうか。支障はないのかどうか、そのことも併せてお願いしたいと思います。

それから、埼葛北地区管内広域事業、これはそうしますと、管理市になったということなので、ほかの４市町については、これは歳入で入ってきて、その分を歳出で補っているということというふうになっているんですねということで、これは確認なんですが、よろしくお願いします。

それから、96ページ、福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、やはり外出の差し控えもあるでしょうけれども、やはり使いづらい。どうしてなのかというのは、もうすごく私自身も不思議だなと。障害者の生活支援の一助になると思いますんで。でも、これもやはり町の高齢者タ

クシー補助金と同じで、やっぱり１枚じゃ全然、使い道がないとは言わないですけれども、やはりそれなりのやっぱり助成券にしなければいけないと思うんですけれども、これはやはり１枚から２枚にしたということで違うと思うんですけれども、これはもっと枚数は増やせないのか。

やっぱり使って初めて価値があるんで、使わないで不要にしているというのは非常にもったいない話でありますので、そういった点では、枚数の問題だけなのか、あと何か要因があるのかどうか、その辺も含めて、これはやっぱり使ってもらうように改善しなければいけないと思う。そこが重要なんで、ですので、その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど１点質問漏れがあったんですけれども、難聴の問題です。これは決算書、障害者更生援護事業に関わる問題なんですけれども、難聴児補聴器購入費補助金、これは、令和２年度がゼロ、令和３年度が１人、４年度がまたゼロということなんですけれども、この辺はどういうふうな状況になっているのか。すみません。これはちょっと先ほど聞き漏れしましたので、その点、もう一度伺いたいと思います。

それから、生活保護の関係でありますけれども、先ほど言った生活に困窮する住民の相談には、全てこれは相談には応じているのかどうか、それが１点。

それから、先ほど申請者が望まない扶養照会は福祉事務所のほうに伝えるということなんですけれども、これは、やっぱり生活に困っている住民がちゅうちょなく相談できるように対応してもらいたいと思うんですけれども、これは国のほうでも扶養照会はしない、そういうふうな状況になっているかと思うんですけれども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか、併せてお答えいただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は１時といたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　０時５７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

議員さんの質問に順次お答え申し上げます。

まず、総合支援事業の更生医療の関係でございます。今後どのように捉えているかという質問でございますけれども、こちら、生活保護の受給者との関係でございますが、生活保護の受給者は、平成30年度と令和４年度、５年間で比べますと、大体29人ほど増えています。少しずつ増えている。各年はこういう上下はありますが、大きく捉えると増えていく傾向にあるんだろうというふうに考えております。

したがいまして、同じように割合で障害者がいると仮定しますと、少しずつこちらも年度の波というのはあるでしょうけれども、少しずつ増えていく、そういうふうに捉えているところでございます。

続きまして、福祉交流センターでございます。

備品の購入につきましてでございますけれども、備品の購入につきましては、指定管理者さんのほうで用意するもの、また、町のほうで用意するもの、そちらのほうは協議等で決めております。今

回、前回は、令和３年度につきましてはコロナの対策の備品ということで、町のほうで用意したものでございます。適宜調整しながら整備は進めているところでございます。

続きまして、地域生活支援事業の日常生活用具の関係でございます。

こちら、ご利用者の皆様に支障がないかどうかということでございますが、昨年度は、特にストマ利用者に増減があったために利用者数ではかなりの減少がございました。こちらの制度の主な周知方法は、手帳の交付のときに制度をご紹介して、必要な方にはそのまま申請をしていただいております。例えば、ストマが必要な方はその場で申請をしていただく、そういう形で申請しておりますので、日常使うものにつきましては、漏れなくお伝えできるのではないかと思います。

また、そのほかの周知につきましては、これもそのとき、渡したとき限りになってしまうところもございますので、継続的にできるようにホームページ等でご紹介してまいりたいと思います。

続きまして、タクシーの利用助成でございます。

福祉タクシーの利用助成につきましては、先ほど申し上げましたが、本年度から複数枚の使用を認めております。料金の範囲内で２枚までという形で、複数枚の使用を認めております。この効果を見極めながら、さらにということであれば、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

更生援護事業の難聴児の補聴器の補助でございます。

昨年度は相談はございませんでした。令和３年度は病院からのご紹介で子供さんのほうに補聴器を補助したものでございます。そういった関係機関からの相談、本人からの相談があった場合には、引き続き対応してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護の関係でございます。

生活保護の相談に関して全て相談をしているか、また、所得照会についてどういう配慮をしているかというところでございますが、まず、町のほうでは、生活保護の相談は必ず職員のほうで対応しております。その相談内容で、これは明らかに援護の実施者であります福祉事務所のほうにつないだほうがいい方につきましては相談の内容を必ずお伝えしているところでございます。その際、照会について配慮してほしい、その辺のことも聞き取っておれば、お伝えしているところでございます。

私からは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

私からは以上です。

主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当主査の荒川です。

私からは、埼葛北地区管内広域事業についてお答えいたします。

決算書96ページをご覧ください。

障害者地域生活支援事業委託料の埼葛北地区管内広域事業でございます。支出済額が9,297万8,000円でございます。

こちらにつきましては、埼葛北地区地域自立支援協議会として、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町の３市２町で広域事業として運営しておりまして、福祉行政の水準維持のため、相談支援事業など各種事業を共同で実施しているものでございます。

令和４年度につきましては、宮代町が事務局となったことから、協議会の運営、委託事業の契約などを行ったものでございまして、宮代町を含めた構成市町全体の委託契約を行い、契約相手方に支出したものでございます。

この公益事業に係る収入についてご説明いたし

ます。

決算書18ページをご覧ください。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金でございます。収入済額が8,027万2,462円でございます。

内訳としましては、地域自立支援協議会負担金８万9,600円、相談支援事業運営費負担金4,748万2,936円、地域活動支援センター運営費負担金879万5,467円、基幹相談支援センター運営費負担金1,573万771円、地域生活支援拠点運営費負担金817万3,688円でございます。こちらにつきましては、幹事町の宮代町を除いた構成市町から宮代町に支払っていただいた負担金を収入したものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

分かりました。ありがとうございます。

再々質問ですが、やはり生活保護の申請の関係です。

やはり困窮する住民がためらわずに生活保護の利用を申請できるようにしてほしいということなんですけれども、2020年度から厚労省のホームページを新設して、生活保護の申請は国民の権利ですと明示しております。扶養義務のこと、住むところのない人、持家のある人でも申請できることを明記しております。ですので、これは権利としてきちっと明記されたということは大きいと思います。

それと、あと、生活保護を申請する人が望まない扶養照会は行わないこと、これも先ほど来、福祉事務所に伝えるということで答弁していますけれども、これはやはり、この相談には町に来るわけですよね。やはりちゅうちょなく住民が相談できるような、そういう対応が必要だと思います。

このことについても、2021年の３月30日付で、厚生労働省が要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の扶養義務履行が期待できないものには行わないとしているんですよ。

ですから、こういうふうに国のほうもきちっとした対応を取っております。ですから、これはあえて福祉事務所に伝えるんではなくて、こういう姿勢で町も臨むべきだというふうに思うんですけれども、その点、最後ですので、ぜひそういう姿勢で望めないのかどうか、お聞きしたいと思います。その１点、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

委員おっしゃるとおり、国の考え、方針等は、町の担当でも把握しております。相談を受ける際には、そういった方針等に基づいて現在もしっかり対応しておりますので、引き続き対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

前段者がいろいろ質問しておりますので、私は２点ほど質問したいと思います。

１点目は、やはり前段者が質問していました説明書の131ページのタクシー券の問題。確かに、今度２枚になったと。600円か。それはありがたいんですけれども、でも、これは高齢者にだというふうに私は取っているんですけれども、本当に福祉で利用する医者へ行くとか、こういう人が利用するには600円じゃ足りませんよね。病院へ行って１回降りれば、もう１回終わりですから。医

者行って、もう１回行けば、１回で終わり、600円払うわけ。最低でも。そうすると、また、診察終わって、医者からタクシー呼べば、また同じ金額がかかるわけですから、やはりこの福祉、同じ福祉にしても、困った人たちがこれ以上にかかるような人たちがかかる場合には、やっぱり最低でも何枚というのは言えないけれども、２枚では、１回は２枚では足らないというのは、これは町の利用者にも耳に入っています、私は。足らないよねと。なぜと聞いたら、往復すると４枚使うんですよというんだよ、４枚。それでも足らないんだったよね。同じ宮代内でも足りませんよと。

そのことをやっぱり十分考えてやって、前段者と同じ意見になりますけれども、やっぱり１回２枚では足らない。そのことを十分、次の予算を設置するときには考えてもらいたい。そのことを強くお願いしたい。

もう１点は、介護認定は同じでいいのかな。違うな。ここに、128ページ、介護給付か。これは給付だね。

じゃ、次のこれは違うのね。それについてはまた健康介護課で質問しますので、タクシー券だけ。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時１２分

再開　午後　１時１２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　今、１点目はタクシー券、これは分かったと思いますので、もう１点は、いろいろ介護で療養している人が緊急で何か頼みたいということがあるわけです。というのは、民生委員もいない地区が何か所かあったり、また、土日だったらやっぱり役場休みだと。区長にお願いするのかといっても、それはなかなかできない。また、相手も受け入れてくれない。

緊急でどうしても福祉課にお願いすることがあったらどうしたらいいのか。救急車を呼ぶまででもないんだけれども、どうしても家庭の中で、どうしてもお願いしたいということがあった場合、そのことだけでいいんだけれども、教えてもらいたい。その２点。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

１点目、タクシー券につきましてご回答申し上げます。

タクシー券、本年度より複数枚の利用を始めたところでございます。先ほど、前段の議員さんに答弁申し上げましたとおり、今年度効果見まして、また改めて増やしていく、どうしていく、検討していきたいと思っております。

続きまして、緊急時どうしたらいいだろうかということでございますが、緊急時は、基本的には役場に連絡をしてほしいです。連絡をしていただきたいと思います。役場の日直、また、警備員、それぞれ連絡つく体制になっておりますので、役場の警備、日直から、それぞれの担当のほうに連絡がいきますので、そういった場合には役場に連絡をするようにということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　緊急時については、日直なり、本当に大丈夫なのかい。聞きたいのよ。まず無理だと思うよね。担当課につながるんだね、話は。今つながると言ったよね。本当につながる

んだね。

というのは、私がこういう体が状態になってから何人かに聞かれたことがあるの。小河原、あんたはまだいいけれども、口が達者だから。なかなか言えない人、役場が休みの場合どうするんだと聞かれたことありますよ。休みというのは、土日、祭日いないよね。夜も宿直の人に電話したってなかなか出ないし、対応もしてくれないよね。本当にやってくれるんだね。これは100％、イエスね。その返事だけで結構です。

もう一つ、タクシー券については、本当に、私が言っているのは、素朴にお願いしているわけ。これから見て、来年検討するって、それ遅い。すぐ分かりましたというのが、あんたらの考えなんだよ。それが福祉の立場なんだよ。町の福祉のことを考えれば。そのぐらいのことできないのかどうか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まず、タクシー券の関係ですけれども、やはり利用の状況があまりよろしくなかったということで、令和５年度から見直しをしたので、その状況というのをしっかり見ていくとともに、これは県との調整というのも必要になってきますので、そういったことを踏まえて、今後、また制度の見直しというのは考えていきたいとおります。

また、緊急時の対応なんですけれども、これ100％というのは申し上げにくい部分ではあるんですけれども、現在、日直については職員がやっております。休みの間の８時半から17時15分までは、職員が交代で日直やっております。その間に、重大な事故、事件、そういう緊急時については、それぞれの課の担当職員のほうに連絡がいくように名簿等を備えて、その所管課の誰かしらに連絡つくようにはなっています。

夜間についても警備員に、どうしてものときには職員につないでくださいということで、電話番号等は見られるような状況にはなっております。それで100％大丈夫なのかというと、そこは100％とは言えないかもしれないですけれども、そういう体制は取って、土日夜間は対応しているところです。

以上でございます。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

私は、日直じゃなく宿直、一番心配しているのは宿直、夜。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、質問入りますか。３問目。

○委員（小河原　正君）　３問目。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　私が心配しているのは宿直、日直じゃなく宿直。これが一番心配しています。夜間。

あとは、タクシー券については前段者と同じように、券がどうのこうのじゃなくて、宮代は埼玉一すばらしいんだと、そういうことは。そういうふうになってくださいよ。県がどうのこうのじゃなくて。すぐ責任をほかに何かなすりつけているような感じだよね。県がどうのこうの。

そういう意味じゃなくて、こういう大事なことだから、本当に困った人のために、任せとけという人。最近はそういうのないよね、庁舎。昔はいたんだよね。任せてくれと。そういう言葉は聞いていない、最近。そのぐらいのことやらなくては、任せてくれと。そういういいことだったら、どんどん任せてくれと。それが行政だよね。最近、新井町長になったらそういう話聞いたことない。昔

は、日下部さんときにはすごいんだよ、任せとけと、そういう返事返ってくるんだ。いろんなことあったよ。町民のためだったら任せておけと。最近はそういう話がない。それは残念だ。そういうことでひとつ、任しておけと、町長言ってくださいよ。それが最後の質問。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

どこまでというのは難しいですけれども、私どものほうにもタクシーの利用についてはお問合せいただいたりとか、ご意見いただいたりというのもあります。利用の状況が上がっていないというのも、そういった原因があるとは思っておりますので、担当職員の中でしっかりと原因であり、今後の対応というのは検討してまいりますので、今後も見守っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

２点ほどお願いしたいと思います。

１つ目は、説明書の130ページの障害者更生援助事業でございます。

予算総額が111万、４年度の決算では27万円ということになっております。この辺のところで、なぜこれ予算、全額使えということじゃないんですけれども、予算がオーバー、あれが違うのか。大幅にこれちょっと違いますよね。ちょっとその辺のところが、脇に書いてあるんですけれども、人数が10人減った、２人減った、１人減ったということになっていますけれども、この辺のところの、これを受けようとする人たちが減ったのか、それとも、規則が厳しくなってきたのか、その辺のところはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。それによってまた再質問を聞きたいと思います。

それと、説明書の133ページです。

障害福祉サービス事業所等緊急支援事業となっています。80万。これは何のあれも取らずに80万がそっくり事業所にいっているのか、また、事業所などというふうになるとちょっと分からないんですけれども、その辺のところの選別の仕方、どういうふうになっているのか。

それと、障害者福祉サービス事業所、大変な環境に置かれていると思いますよ。そのために国のほうで80万円の支給されたんだと思いますけれども、この支給された80万円というのは、どういうふうな使い道をしているのかどうか。それと、この支給に関しての条件というのがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

議員さん質問の事項につきまして順次説明してまいります。

障害者更生援護事業でございますけれども、予算額に比べて執行が少ないのではないかというところでございます。

先ほど、障害者更生援護事業につきましては、主に重度心身障がい者の居宅の改修に関する補助金、あとは、成果説明書にも載っておりますが、難聴児の方への補聴器の補助金、あとは、在宅心身障がい者レスパイトケア事業への補助金、あと、慢性疾患児童に関する日常生活用具の補助金という、大体４本立てで事業を行っているところでございます。

こちらの事業につきましては、毎年利用者が少なくて、毎年１人とか２人とか、またはゼロ人、そういった形で推移をしてございます。これは特に対象者を絞っている方ではなくて、特に宮代町においては、そういった対象になる方が少ないという状況でそうなっているものでございます。

続きまして、障害福祉サービス事業所等緊急支援事業でございます。

こちらは、説明書で言いますと133ページの事業でございます。

事業の内容としましては、原油価格や電気料、ガス料、その他の物価高騰の影響を軽減するために、宮代町の障害福祉サービスを行っている事業所に交付金を交付したものでございまして、１法人当たり５万円で、これはカテゴリーに分けまして、こんな事業をやっているところということでカテゴリーを分けまして、16件の件数で支給をしたものでございます。

カテゴリー分けは、例えば通所を行っている事業所を持っている法人さん、グループホームを持っている法人さん、相談事業を行っている法人さん、子供さん向けの通所事業を行っている法人さん、そういったグループ分けをしまして、そのグループ分けで行っている事業所さん１件当たり５万円ということで給付をしたものでございます。用途は電気代のための物価高騰対策に充ててくださいということで支給をしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

この131ページの在宅重症心身障がい者ということで、例えばおととしは30名、それが１日30名ということで、人数ということで、今年は何か20名ということでなっているみたいなんですけれども、こういう少なくなった原因というのはどういうことなんでしょうか。分からないけれども、それとも皆さん、重症じゃなくなってしまったというわけじゃ、宮代町から引っ越したとか、いろいろあると思いますけれども、どういう理由で少なくなってきているのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っております。

それと同時に、障害福祉サービスのことなんですけれども、電気料だとかそういうのをグループ分けにしてやっているんだということで言っていますけれども、これは、障がい者を扱っているところの事業所という、純粋な事業所は、例えば、などと書いてありますので、グループを分けちゃうとちょっと分からないんで、などというのはどことどこ、どういうところを言っているのか。

例えば保育所だとかいろいろあると思いますけれども、どういうことを言っているのか。預かっているところが全部なのか、それとも、申請したところだけなのか、教えていただきたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　まず１点目、障害者更生援護事業につきまして回答申し上げます。

在宅心身障がい児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金でございますけれども、こちらは延べ日数で去年より10日減っていまして、３万円減っているところでございます。やはりレスパイトケアを行う事業所、病院さん等もございまして、やはり本人が使いたいという部分が、やっぱりコロナ禍の中で減少しているというところと、受入施設のほうでもやっぱりコロナの対応のために受入れが難しかった、両方の側面があろうかと思います。

続きまして、説明書133ページ、障害福祉サービス事業所等緊急支援事業でございます。

こちらはどんな事業所が対象だったかということでございますが、宮代町内で障害者福祉サービスを提供している事業所につきまして、この事業で補助をいたしました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初のあれなんすけれども、なぜこれが少なくなってきたのかなということなんで、難しい条件というのが、そういうのは実際出していないということですね。今までどおりで同じだということで間違いありませんね。

分かりました。

それと同時に、そういうことがなくても、やはり、例えば条件とかそういうのが変わっていなくても、これを申請することが、今までの人だったら分かると思いますけれども、新しく申請しようとしている人は、町のほうからこれ連絡はするんでしょうか。それとも、自分で自己申告なんでしょうか。その辺のところを。もし自己申告だったら、やはり町のほうで、ある程度条件というか、こういうことがありますよということで忠告しないと、なかなか難しいと思いますよ。それでないと、どんどん減っていくという原因にもなるんじゃないかなという感じはするんで、やはりどこまでがどういうふうになっているか、ちょっと分かりませんけれども、重症ということになると、どこまでが重症で、どこまで軽症で、重症なんだということになりますので、規定というのをはっきりとそういう方々にお知らせする必要があるんじゃないかなと私は思っているんですよ。

ですから、自分は軽症だと思っても、町の規定では重症だという人もいらっしゃると思いますよ。だから、やっぱり申請しないというのはそういうこともあるし、申請しづらいというのもあるし、その辺のところの規定というのはどうなっているのか。また、町としてこの申請をしてくださいというのをやっているのかどうか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

それと、最後になりますけれども、福祉サービスの申告、16件ということになっておりますけれども、この辺のところの障害福祉に携わっている人だけではないと思うんですよ。そういう施設だけじゃなくて、ここなどと書いてあるんで、あれって思って。障害施設だったら障害施設というふうに分かると思うんですけれども、これはどういう意味なのかなと思いまして。それだけはちょっと聞かせていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木です。

ご質問いただきました在宅の重度心身障がい児の家族のレスパイトケアの事業の関係ですけれども、こちら相談いただいて、当然基準があるので、それに沿った対応はしていくんですけれども、こちらから特に制度を厳しくしているというのもございませんし、利用したいということであれば、それに沿って対応はしておりますし、あとは、やはりこういった仕組みを知らない町民の方がほとんどだと思いますので、こちらからこういった仕組みがあるんですけれどもどうですかという情報提供、利用の促しというんですか、そういうのもしております。

特にこちらから断ったりとかそういったこともありませんし、引き続きそういった対応というのは、障がい者の方のいらっしゃる家庭への支援ということになりますので、こういったことを有効的に使ってもらうというのが一番いいかと思っていますので、紹介等も含めて、啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当主査の荒川です。

障害福祉サービス事業所等緊急支援事業の事業所等の「等」というところについて、ご質問いただいたこのところについてお答えいたします。

この事業の支給対象施設についてご説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、障害者総合支援法に定める指定サービス事業者と、児童福祉法に定める指定サービス事業者を対象としておりまして、障害者総合支援法に定める指定サービス事業者としましては種類が幾つかございます。

まず、居宅介護事業所、それから、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、計画相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所となっております。

児童福祉法に定める指定サービス事業者としましては、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所となっております。

支給対象施設については以上となります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３８分

再開　午後　１時４１分

○委員長（西村茂久君）　ちょっと再開前に、質問者側、それから答弁者側、これについて確認とお願いをしたいと思います。

無駄な時間のちょっと経過がありますので、確認とお願いをします。

質問者側につきましては、まず第１点、何ページ、何ページ、何について質問するか、その内容について具体的に明示してください。これは答弁しやすいようにお願いしたいと思います。

それから答弁者側、質問者が何を聞きたいのかということが分からなければ、手を挙げてください。そうすると、もう一度質問させますから、同じこと。簡潔に答弁はお願いしたいと。

それで、これから説明の紹介ありますけれども、一番現場を知っている担当、これがやっぱり答弁するのが一番適格なんですよね。それでできないとき、補足は上位の担当職員がやっていただければと思います。

この辺の確認をちょっとお願いいたします。

それでは、再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（子育て支援課）

○委員長（西村茂久君）　これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　それでは、皆様、こんにちは。

子育て支援課課長の横内でございます。

日頃は、子育て支援課の施策にご理解ご協力を

賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、本日出席しております職員を自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　こんにちは。

子育て支援課副課長の飯山と申します。よろしくお願いします。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こんにちは。

こども安心担当主査の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こんにちは。

こども笑顔担当主査の飛鳥馬と申します。よろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こんにちは。

こども保育担当主査の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園所長（小野美保君）　こんにちは。

国納保育園所長の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園所長（伊東文子君）　こんにちは。

みやしろ保育園所長の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、挙手、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、学童保育のことなんです。

説明書の137ページになります。

今、学童は、かえで、かしの木、いちょう、ふじ児童、４つあると思うんですけれども、今、職員の成り手が大変苦労しているみたいなんですけれども、どこの学童でも。その辺のところをどういうふうに考えているのか。給料が安いので入ってこないのか、それとも何が原因なのか、その辺のところを詳しく、まず最初に述べていただきたいなと思っております。

それと、学童保育は２つに分かれていると思うんですよ。１つはかえで児童クラブ、そして、あとは株式会社アンフィニの運営されているかしの木といちょう、この株式会社と民営、何ていうんですか、これは。民営、何ていうんですか。よく分からんですが、そういう２つに分かれているということで、町としての統一というのは考えているのかどうか。統一を考えているのかどうか。この指定管理終わった後、どっちかに統一してほしいというふうに考えている、それとも、この別々のままやっていこうとしているのか、その辺のところを分かっていたら、はっきりとこういうふうに町としては考えているんだということが分かればいいのかなという感じがするんで、その辺のところの今後の運営の仕方をどういうふうに考えているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

なぜかというと、私個人的には、女房が言っているんですけれども、やはりその辺のところが心配、これだと学童に預けている親御さんも心配しているみたいなんですよ。かえでさんでは、聞いた話だと、統一してやるという方向の人と、いや、このままやっていくんだということで、この間やったらしいんですけれども、統一してやるんじゃなくて、もうこのまま一緒にやっていくということで、独立した形でやっていくんだということでなっていて、アンフィニでは令和２年から令和７年まで、かえでは平成31年から令和６年度まで、一応なっているんですけれども、その後のことについては町としてどのように考えているのか、お

っしゃってください。

それと、いや、１点だけで結構です、私は。１点だけで結構です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の学童保育の支援員の成り手が確保できているのかという関係でございますが、委員おっしゃるとおり、今、学童保育の職員の成り手の確保が非常に厳しい状況にございます。

ご承知のとおり、学童保育の指導員の賃金が安いというような課題もありますので、町といたしましては処遇改善に努めているところでございまして、また、併せて指定管理者と協議を行いながら、賃金水準は維持をしているという状況でございまして、これを基に募集を引き続き続けていって、確保をしていきたいというふうに考えております。

次に、かえで児童クラブとアンフィニの児童クラブの運営の統一は考えているのかということでございます。

こちらも、ご承知のとおり、かえで児童クラブは父母会組織から発足したＮＰＯ法人が現在運営しております。また、その他の学童保育につきましては株式会社アンフィニが運営しております。

今回、令和５年度までででかえで児童クラブの指定管理期間が終了しますところから、かえで児童クラブとも協議を行ってまいりまして、かえで児童クラブが今後も運営できる体制が確保できているということを確認しましたので、現在、特命指定でかえで児童クラブに次期指定管理もお願いする方向で、現在、手続を進めている最中でございます。

かえで児童クラブにおきましては、大変特徴的な、よい保育を行っておりますので、従来から父母会が考えたそういう保育を行っておりますので、こういった点は町も引き続き尊重していきたいというふうに考えておりますので、単純に統一するということは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

ありがとうございました。

今現在アンフィニ、残り全部で422名ですか、４年度平均で。預かっている児童数がいらっしゃると思いますけれども、この辺のところで、児童数がふじ児童クラブに、大分、半数近くがふじ児童クラブになってしまっているんですけれども、その辺のところの、町としては、各児童クラブに分散というんですか、できないものなのかどうか、その辺のところはどういうふうになっているのか、ちょっと分からないですけれども、１か所に多く集中するというのがちょっと何か違うような感じがするんですよ。

例えば、ふじ児童クラブだったら、近くの学童保育にも、少ないところの保育所に預けるとかそういうこともできないものかどうか、その辺ところを、運営をよくするためには、やはり分散してやっていくということも大事かなという感じがするんで、宮代町はそんなに遠いわけじゃないですよ。ふじ児童クラブもかしの木でも、そんなに歩いても自転車でも何でも、子供を親御さんが送ったりなんかすれば、そんなに遠いところではないような感じがするんですけれども、どうしてもふじ児童クラブのほうに集中しているというのが見受けられるんで、その辺のところがどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、指定クラブとしては、アンフィニと２つで今度のあれまではやっていくんだ、指定クラブとしてやっていくんだ、これは次の指定管理をやるとき、決めるとき、また考えていくということなんでしょうか。その辺のところをはっきりとお願いしたいなと思っております。

１人当たりの保育料は、みんな同じだと思うんですけれども、違いがあるのかとか、あと、保育料の違いというんですか。アンフィニとかえで児童クラブの保育料の違いというのはあるのかどうか、その辺のところもお聞きしたいなと思っております。

ただ、かえでさんとアンフィニは幾らか違うという話も聞いているんですよ。保育の内容も違うんだと思いますけれども、その辺のところを町としてはどういうふうに考えているのか。統一するべきなのか、それとも、事業所別に任せていくべきなのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

まず、順次ご質問にお答えいたします。

１点目の学童保育が、今、ふじ児童クラブに集中しているという内容でございますが、こちらは、委員おっしゃるとおり、現在、ふじ児童クラブが大変人数が多くなっております。

実は、制度上のお話を申し上げますと、学童保育は、そこの学校にある学童保育に通わなくてはならないということはなくて、実はほかの学童保育にも制度上は通えます。

ただ、しかしながら、学校からの引渡しとか、こういったところを考えますと、学校から離れた学童保育を利用するとなりますと、いろいろ課題、問題が発生してまいりますので、現状は行っていない状況でございます。

しかしながら、保護者からの要望やそういったことがございましたら、子供の安全を確保した上で、別の学童に通っていただくということもあり得るというふうに町としては考えております。

次に、学童保育の指定管理の次はどうするかというお話でございますが、かえで児童クラブは先ほど申し上げたとおり、令和５年度までということで、現在、特命指定で令和６年度からの手続を進めているところでございます。

また、現在アンフィニが指定管理となっている学童保育につきましては、令和６年度をもって指定管理期間が終了することになりますので、その次の指定管理期間につきましては、現在、原則として、また指定管理者を公募して、審査して決めるということで、今現在は考えております。

次に、保育料が違うのかということでございますが、まず、基本的な保育料は、かえで児童クラブとその他の児童クラブ一緒でございます。月額8,000円ということになっておりまして、現在、保育料は町のほうで徴収しておりますので、もう一律、学童保育の利用者につきましては、町のほうにこの金額を納めていただいているということになっております。

ただし、おやつ代が別に実費で発生しておりまして、こちらについては、現在、若干の差異がございます。その内容も若干、おやつの内容と、あと、催物等の内容が違うので、現在は違う状況にありますけれども、やはり保護者からなぜ違うのかというご意見も出ていますところから、なるべく同じような額にできるように調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は２時15分とします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、子育て支援課の質疑を行います。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最後に質問いたします。

かえで児童クラブ、アンフィニの学童保育があると思いますけれども、やはり、ここでやっぱり先生が一番問題になるんじゃないかなという感じはするんですよ。やはり、かえでさんでも年中先生を募集している。アンフィニさんも募集していると思うんですよ。そういう点で、安定的に子供さんを見る職員がいないと、職場が安定しない。まして、子供さん預かっているわけですから、子供さんに責任持てられなくなるかなとは思っているんですよ。

やはり職員が安定的に集まっていないとまずいなという感じはするんで、今現在は間に合っているんでしょうか、それとも、足りないというのが来ているんでしょうか、報告が。それと同時に、今後この職員を町としてはどのように責任持って集めて、それとも、これはもうそこの事業者に任せっぱなしなんでしょうか。その辺のところをきちんとしないと、預けている父兄さんにも迷惑がかかってくるんじゃないかなと私は感じているんですよ。

ですから、やはり基本的には職員をきちんと集めるということが大事じゃないかなと感じるので、町の考え方を最後におっしゃっていただければありがたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

そうですね。学童保育の職員の確保についてのご質問でございますが、現在、間に合っているかどうかというところでは、正直申しまして、ぎりぎりの状態で間に合っているという感じでございます。

このため、やはり確保というのは、常に確保策は講じていかなくてはならないというふうに考えておりまして、実際に雇用しているのはＮＰＯ法人のかえで児童クラブと株式会社アンフィニなんですが、やはりその賃金とかこういったところの、ある程度の額が安定して確保、維持できるということが、やはり募集するときにそこがポイントになってくるかと思いますので、指定管理者からいろいろ協議を受けたときには、積極的に賃金の改善については町としてまず取組をさせていただくというスタンスで、今、調整を行っているところでございますので、そういったところを反映していただいた上で、確保のほう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

２点ほど質問させていただきます。

ちょっと教えていただきたいような質問で申し訳ないんですが、よろしくお願いいたします。

まず１問目なんですけれども、決算書108ページ、成果書ですと53ページになります。

「みんなで子育て！こども未来事業」、この中

で、この53ページなんですけれども、真ん中辺りに、実施内容といたしまして「子どもの居場所づくり活動の支援策の検討、実施」ということで、支援策のモデルとして、大学生ボランティアの派遣とあるんですけれども、これはどういう大学生なのかを教えていただきたいと思います。

その下のほう、「子どもの居場所づくり活動を広げるフォーラム、体験事業の実施」というところに、下のところで「子どもの居場所等体験イベントを開催」とあるんですが、これについて説明をしていただきたいと思います。

２点目なんですけれども、決算書110ページ、成果書ですと147ページになります。

子ども家庭総合支援事業、この中で、主な実施内容というところの２行目なんですが、「ヤングケアラーの周知のため町立小中学校へパンフレットを配布」とあります。こちらのほうはどのように行ったのか。それとあと、それによってヤングケアラーの把握とかができたのかどうかということをお伺いいたします。

以上、２点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

まず初めに、子供の居場所づくりにつきまして、大学生ボランティアについての派遣ということですけれども、こちらの大学生ボランティアですが、今のところ、実際何度かイベントは行っておりますけれども、来ていただいているのは、日本工業大学の大学生、それと、共栄大学の大学生にボランティアとして来ていただいております。

その申込み方というか、連絡の仕方ですけれども、今現在は、社会福祉協議会に一度依頼を出しまして、そこで、社会福祉協議会から各大学に連絡をしていただいて、そこの学校の掲示板だとか、連絡のシステムというか、メールであったり、そういったものを経由しまして、大学生に参加していただいているということで、毎回違う学生が参加していただいております。

続きまして、２点目の質問ということで、子供の居場所づくりイベントの開催につきましてですが、去年度、今回令和４年度におきましては、一番大きなイベントとしましては、居場所づくり、これから各地域でそれぞれ自主的にやっていただこうという前段としまして、今年１月、去年度１月の、たしか29日あたりだったとは思うんですが、そちらで、すてっぷ宮代を会場としまして、埼玉県の事業である子供の居場所づくりのイベントのフォーラムが、主として埼玉県のイベントが開催されるのと併せて、それぞれの地域で今現在活動されている団体にお声がけをしまして、せっかく集まるのだからということで、そこでそれぞれの活動、今現在活動している団体さんにそれぞれの内容をいろいろ見せ合っていただいたり、いろいろ情報収集をしたりできる場を設けようということで、併せてそちらのイベントを開催させていただきました。

そのイベントに関しましては、フォーラムと合わせて、およそ200人の皆さんに参加していただいたとなっております。

以上で、子供の居場所づくりにつきましてのご回答とさせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

泉委員さんのヤングケアラーにつきましてのご質問に回答させていただきます。

昨年度、町内の小学校、中学校に、ヤングケア

ラーのパンフレット、「皆さんはヤングケアラーを知っていますか」というパンフレットを配布させていただきました。

ヤングケアラーの状況を把握されましたかというご質問に対しての回答なんですけれども、学校訪問をさせていただいて、学校訪問の内容では、約１名、ヤングケアラーと思われるお子さんを把握しております。今年度になるんですけれども、これから令和５年度10月の予定なんですけれども、町内の小学校４年生から６年生、それから、中学校全学年につきまして、ヤングケアラーの実態調査を行う予定でおります。

また、８月には、町内小学校、中学校の先生を対象にヤングケアラーの研修も開催しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

そうしますと、１問目、大学生ボランティアは日工大と共栄大ということなんですが、例えば日工大ですと何科の学生がやられたとか、共栄大でも何学部の学生がやられたとか、ちょっと細かいんですけれども、そういうことで、それに沿って何かを教えたのかとか、そういうこともお聞きしたいと思います。大体何名ぐらいの学生さんが参加されたのかということも併せてお聞きいたします。

それとあと、イベントなんですけれども、分かりました。

これは情報収集のそういったもので終わってしまったのかどうか。何か直結した何か催物はされていないのかということをお伺いします。

前年度では、８団体がこういった活動に参加されたということだったんですけれども、今回は何団体になったのかということもお伺いします。

それから、２問目のヤングケアラーの件、分かりました。パンフレットは大体何冊ぐらいまかれたのかなということもありますけれども、それと、約１名というのは、学校でいうと、小学生、中学生のどちらになるのかなというのですけれども。あと、アンケート調査はされていなかったということでよろしいんでしょうか。

港区になるんですけれども、アンケート調査、小中学生２万人にアンケート調査をして、ヤングケアラーが分かったのが42人という、やはりなかなか見つかりづらいということがあるらしいんですけれども、また、その中でも、例えばヘルパーを派遣したりとか、あと、ＳＮＳ、交流サイトによってその相談を受け付けていこうという、これから試みもされるということなんですけれども、町として何かそういうヤングケアラーに対する支援策というんですか、そういったものも何かしら考えているのかどうかもお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。お答えいたします。

まず初めに、子供の居場所づくりのイベントの実績についてですが、ボランティア実績です。こちらですが、何学部であるとか何科の学生であるかというのは、実はこちらで集計とか把握はしておりません。

ただ、集計も１年分はしてはおらないんですけれども、当日、何年生かというのは募集のときにご本人の確認するために連絡が来るようになっておりまして、そちらにつきましては、その場では何年生ということで対応しております。

ただ、実際見ますと、学年もばらばらですし、例えば３人来たときに、３人顔見知りが来るとか

ではなくて、本当に個人個人がボランティアしたいということで来ているのを感じております。

何人かということですが、実は令和４年度子供の居場所づくり事業、先ほどは、すてっぷ宮代でのイベントが一番多かったのでお話ししましたけれども、そのほかにもいろいろな団体であったり、私どもでも試行的に催しているイベントがありますけれども、そちら全て含めますと、ボランティアの数が56人が去年度でした。その中に、私、日工大と共栄大の学生と申しましたが、実は時折、地元の高校生も、今のところ、すぐ思いつくところでは１人の方ではあるんですけれども、そういった方もボランティアに入ってきていただいていまして、そういったところでも少し広がりがあるとは感じております。

続きまして、去年のイベントを踏まえてということですけれども、おっしゃるとおり、去年８団体の皆さんが参加していただきましたが、実はつい最近、今年度のお話をさせていただきますと、９月９日にもすてっぷ宮代でイベントを行いまして、そのときは、今年のイベントは県のフォーラムはなく、宮代町の社会福祉協議会で子供の居場所づくりを中心のイベントをやろうということで、同様に、内容としてはそれぞれの来ていただく団体がいつも行っている活動を中心に子供たちにも見せるし、それぞれの団体も影響し合えるように見せようということで開催させていただきました。今年度につきましては、一応、団体の数としましては13団体が参加いただきまして、人数にしますと、概算での集計になりますけれども、大人、子供合わせておよそ700人程度が来たと、こちらでは把握しております。

今後につきましては、また開催をして、毎回開催をして終わりかというのではなくて、前期実行時計画もありますし、その後の後期の実行計画も見据えてではあるんですけれども、それぞれの団体がそれぞれのつながりを持てれば、役場が必ずしも介さなくても、それぞれ直接いろいろな協力し合えたり、あと、情報交換はともかく協力し合えたり、または役場も入って３者で、または４者で、いろいろな事業が組めるようになっていければいいなというのが、この後考えている未来像としております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

ヤングケアラーの再質問について回答させていただきます。

まず、第１点目なんですけれども、何部配布しましたかというご質問なんですが、こちらは小学校４年生から６年生、中学校１年から３年生までの約1,500部配布させていただきました。

続きまして、ヤングケアラーと思われるお子さんは、中学生か小学生かのご質問なんですけれども、こちらは中学生のお子さんでした。すぐにその情報を聞きまして、介護保険担当につなぎまして、訪問に行っていただき、介護保険の申請につながさせていただきました。

最後に、町としてのヤングケアラーの支援策についてなんですけれども、ヘルパーの支援とか、ＳＮＳでそういった相談を受け付けるのかということなんですけれども、これからそういった仕組みづくりができるように、町でも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

再々質問はいたしません。

要望なんですけれども、若い世代の方が、こういう福祉に興味を持っていただけるというのは、本当にありがたいと思います。団体数も増えましたし、また支援者も増えるということで、町のしっかりした対策が進んでいるんだなと感じましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

また、ヤングケアラーに関しましても、この１名、すぐ対処していただいたということで、本当にありがたいと思います。ただ、まだ分からないところでヤングケアラーの方がいらっしゃると思いますので、早く発見していただいて、何かしらの支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４点質問をさせていただきます。

決算書の107ページ、108ページ、みんなで子育て！こども未来事業についてです。成果書の52ページにもございます。

地域子育てサロン実施業務委託料についてなんですが、こちらの成果書のほうに子育てサロンの開設や運営のための支援をしていただいたということなんですけれども、これは令和３年度からされている事業で、２歳までのお子さんを育てながらの子供とお母さんのためのこういったサロンの支援ということで、とってもいいと思うんですが、この２年間開催して、それで昨年の令和４年度で、どのような実施状況と、あと全体の内容というか、まずは教えていただきたいんですけれども、その中で備品の貸出しなどをしたと、どういうものがお母さんが必要であったのか、どういう支援が欲しかったのかとか、そのあたりのことを詳しく教えてください。

次に、決算書109ページ、110ページ、子ども家庭総合支援事業についてです。

こちらの委託料の中の福祉相談支援システム利用料とシステム改修ということで、合わせて170万円ぐらいございます。こちらはどのように活用をされたのか教えてください。

次に、その下の子どもの見守り強化事業の委託料についてです。

こちらはお弁当と学習のアスポートへの支援ということだったと思うんですが、このアスポートに参加された方というのは、何名ぐらいいらっしゃったのかお伺いいたします。

最後に、決算書の115、116ページ、みやしろ保育所運営事業についてです。

こちらの118ページの委託料、第三者評価委託料についてです。成果書の150ページにもございます。

みやしろ保育園が提供する福祉サービスの質について改善すべき点などを明らかにして、質の向上を図ったということなんですが、こちらの内容を教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当、飛鳥馬です。

子育てサロンにつきまして、回答いたします。

令和４年度の実施状況としましては、年13回開催しております。内容といたしましては、ダンス、ヨガ、カラーセラピー講師による講座が４件、ハロウィン、サマーフェスタなどのイベント開催が３件、子育てサークル活動が３件、店舗や工房での開催が３件となっております。

支援策、備品の貸出し状況につきましては、おもちゃの貸出し、ベビーサークル、マット、絵本

などの貸出しをしております。また、要望といたしましては、保育ボランティアの要望が多くなっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

福祉支援システムについて回答いたします。

福祉支援システムの概要なんですけれども、こちらは相談を受けたり、通告を受けたりした場合に、その内容を入力させていただいて、今後の支援の方針やそこに支援の経過の情報を入力させていただきます。それで、こちらのシステムは、教育委員会、保健センターと情報共有させていただいておりまして、いつでも内容が確認できるようになっております。

続きまして、システム改修の件なんですけれども、こちらは国のシステムになるんですけれども、要保護児童等情報共有システムに接続させるために改修をさせていただきました。こちらを改修したことによって、児童相談所や他の市町村との情報共有が可能となりまして、こちらでいろいろな情報とか過去の対応歴の確認などをさせていただいております。

続きまして、見守り強化事業の件なんですけれども、アスポートの生活支援のほうから、どれだけ学習支援につながれていましたかというご質問なんですけれども、令和４年度につきましては、小学生が１人、それから中高生が３人、学習支援のほうに通っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

所長。

○みやしろ保育園所長（伊東文子君）　みやしろ保育園所長の伊東です。

ただいま質問を受けました第三者評価についてお答えさせていただきます。

第三者評価については、社会福祉法第78条で社会福祉事業の経営者に良質かつ適切な福祉サービスをすることを求めており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されております。第三者評価は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みになっておりますが、自己評価に加え、外部の評価機関による専門的、客観的な評価を受け、保育の質の向上取組を進めることを目的に、みやしろ保育園では、埼玉県に登録されている評価機関ユーズキャリアに評価を委託し、実施いたしました。

内容につきましては、利用者調査、自己評価、職員調査、保育園への訪問調査が主な内容となっております。調査結果については、埼玉県のホームページで公表されております。

みやしろ保育園が受審して、評価の高い点としては、まず、行政や医療機関との連携を図り運営していること、もう一つが、一時保育や病児・病後時保育、療育施設を併設し、保育所を利用している方に限らず、地域の保護者に対する子育て支援を担っていること。もう一つが、保育士の人的環境の改善を図り、保護者への対応面での満足感、安心感につながっていること、働きやすい職場づくりに取り組んでいること、職員の研修機会、スキルアップの機会が確保されていることなどが高い評価を受けました。また、今後の改善する点といたしましては、主体的な保育の展開に向けて、職員間での話合いや共通意識を持って保育に取り組んでいくこと、各種マニュアルの作成、コロナ禍であっても、園行事の開催を増やすための検討をすることが挙げられました。

以上の評価を受け、保育の質の向上に向けて、

さらなる改善につながるように取組を進めております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。いろいろありがとうございました。

まず、107ページ、108ページの子育てサロンについてです。

こちらはご説明いただきましてよく分かりました。

いろんな内容の講座などを13回開いていただいて、全体で毎回その講座によって違う方が参加をされているのか、それとも同じような方が参加をされているのか、この参加者の傾向というか、例えば年齢的なもので、若いママさんが多いのか、お母さんの中でも若い20代の方と、30代、40代の方もいたりもするんですけれども、その参加者の傾向とか、あとそういうのお友達同士でこういうのを参加するのか、それとも１人でも参加をしているのかと、その辺の把握もできておりましたらもう少し教えてください。

次に、109ページ、110ページの子ども家庭総合支援事業についてです。

こちらの福祉相談支援システムの内容分かりました。学校や保健センターと情報共有をされているということで、そこで同じ情報を違う課の方が見られたり、また実際にそこでお話などされて、そのご家庭の支援を継続的にしていただいているということなんだと思います。こちらこういった町のほうで情報を把握しながら、継続的につながっている方は大丈夫だとは思うんですけれども、実際こういうご相談があったりとかで、虐待の事例というか、そういうものがあったのかというのをお伺いいたします。

次に、子どもの見守り強化事業では、アスポートの学習へつながった子供の数というのは分かりました。以前アスポートの方からも、なかなか宮代町のそういった子供たちの参加が少なくてつながれていないということもお伺いしておりまして、このアスポート学習の場所的なものとか、そういうことで宮代町は利用がしづらい場所にあるのか、その辺どのようにお感じになられているかお伺いいたします。

みやしろ保育園については、詳しくご説明いただいたので分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当、飛鳥馬です。

子育てサロンの参加者の傾向につきまして、回答をいたします。

参加者の年齢は把握しておりませんが、お子様の年齢がゼロ、１、２歳となっております。また、同じ方が参加されているのかどうか、１人でも参加しているのかにつきましては、子育てサークル活動につきましては、決まったメンバーでの開催となっておりますので、同じメンバーで開催しております。また、１人で参加している方もいらっしゃいますし、お友達を連れて参加している方もいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

塚村委員さんの再質問に回答させていただきます。

相談の中で虐待と思われる相談などございますかという質問なんですけれども、中にはお母様の

ほうが、ちょっとご自分のお子さんを叩いてしまいそうになるとか、ちょっと叩いてしまったこともあるんですよとかそういうお話もいただいたり、ご家族がちょっと叩いてしまったりとか、近隣の方からもそういった虐待の情報などが入ります。そういった場合は、すぐにお子さんの関係機関に情報共有をさせていただいて、場合によっては、児童相談所や警察などにつなぐ場合もございます。

続きまして、アスポートの場所の件なんですけれども、実際に私もこのアスポートの学習支援に見学に昨年行ってまいりました。小学生のほうは、杉戸のたしか公民館のほうを利用されておりまして、中学生、高校生は百間公民館で週に１回やっておるのを見学してまいりました。場所について町のほうはどう考えていらっしゃるのかということですけれども、今現在、百間公民館も利用されていますし、もし、もう少し利用人数が増えて場所が足らないといったときは、子育て支援課だけでは決められないこともありますし、福祉課で多分アスポートのほうは関わっているかと思いますので、関係機関と調整した上で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

子育てサロンについて、内容分かりました。令和５年度からは、またそのサークル活動で開催できるような、また発展した支援がされていると思うんですけれども、そのきっかけに、令和４年度までのことがなっているというのは、今のご説明で分かりました。

こういうどこかに自分に合ったところに参加するというのもいいんですけれども、お友達同士で自分たちに合ったそういうサークルをつくるということも、それも一つの捉え方だと思うので、その令和５年度に生かされているということも分かりましたので、これは分かりました。

次に、子どもの家庭総合支援事業についての虐待ということは、そのように対応されているということで、やはりそこのどこまで踏み込むかというところが難しいと思うんですけれども、虐待の悲しいニュースもございまして、助けるタイミングというのはあったのにというところがあるので、その辺はこのように、お弁当の配布などで継続してつながれているということもその一つですし、また新しく相談を受けるというところから、またそこにつなげるということができていると思って、これも理解をいたしました。

アスポートに関してなんですけれども、百間公民館とやはり杉戸のほうを、小学生は杉戸のほうしかなかったり、利用しづらいということもあるんですけれども、あとは知らない方とかもいると思うので、福祉課のほうでお知らせはされているということは聞いているんですけれども、こちらのほうも積極的にぜひ利用していただきたいというお声もいただいているので、子育て課や教育委員会などでもお知らせできるような、あと教育支援センターなどもありますので、何かその辺のまたお知らせの情報発信ということで、こちら要望をいたしまして終わりにいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井でございます。

決算書のページ108ページ。説明書ですと144ページ。

２問質問をさせていただきます。

ページ108ページの私立幼稚園運営支援事業、この下に主な実施内容、私立幼稚園振興助成金の交付、この表の中に、姫宮成就院幼稚園、こちらが令和２年度、３年度、４年度と、ここだけが一

番助成金が多くなっているんですが、この助成金が増えている理由を説明してください。

あとは２問目、決算書の112ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、説明書ですと、148ページ、こちらの主な実施内容、こちらに支給対象者数58人、支給対象児童数57人と書いてありますが、この中身ですが、ここにコロナ感染症の緊急経済対策において、所得制限により支援対象とならなかった児童手当の特例給付を受給する公務員または16から18歳児童を養育する世帯と書いてありますが、これは公務員またはということですから、公務員と一般の方の16から18歳児童を要する世帯と書いてありますが、これは公務員またはということですか。公務員と一般の方の16歳から18歳と差別しているんでしょうか。これを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

議員質問の１番目のご質問、私立幼稚園振興助成金についてご説明させていただきます。

令和２年度、３年度、４年度と、姫宮成就院幼稚園さんのほうが額の高い支給となっているんですけれども、こちらはまず、15万円の分が各幼稚園さん、振興助成ということで、幼児教育の振興に係るところで共通して給付しているところであります。それ以外に、在籍する児童のほうに５月１日時点で心身障がい児在籍している場合、その１人、１月２万円で在籍している月数に応じて支給しますので、姫宮成就院幼稚園さんのほうで、積極的に受入れをしていただいているというところで、保育に係る費用の補助というところでお支払いしているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

まず、決算書112ページ、説明書147ページ、袋48ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてご説明いたします。

まず、支給対象ということで、児童数が67人で支給額が１人当たり10万円ということで、670万円の支給額となっておりますが、実はこちらの事業ですけれども、令和３年度から実際実施しておりまして、令和３年度、補正予算で対応させていただきましたが、まず初めの、国から10割補助を出すよという、この事業に対する10割補助を出すというものにつきまして、対象がまず初め、児童手当を通常受給している世帯、それと児童手当プラス児童手当の対象というのが、学生でいうと中学生までの年齢ですので、ただこちらの支給支援金につきましては、16歳から18歳までを養育する世帯にも支給できるとなっております。

そのため、まず初めに、児童手当を受けている世帯、それと児童手当を受けていて、さらに追加分ということで、16歳から18歳のお子さんも養育している世帯を自動的に児童手当ということで、私どもが口座情報ですとか対象という方をあらかじめ把握しておりますので、そちらにつきましては、まず令和３年度、10割補助ということで、この事業に対して実施をさせていただいております。その後、児童手当を実は受けていない世帯、つまり所得が一定以上ありまして、特例給付というものを受けている世帯もありますけれども、そちら特例給付を受けている世帯につきましては、当初、国の補助の対象とはならなく、10万円を支給する対象とは国が想定していなかったものですが、町

としましては、そこの区別というものはなくそうということで、地方創生の補助金を活用しまして、こちらの世帯にも同じように10万円を支給しようと決めました。そのため、まず、特例給付を受けている世帯のうち、公務員ではない世帯、そちらにつきましては、既に特例給付ということで町がやはり把握しておりますので、そちらの口座に自動的に振り込むことができますので、そちらも令和３年度のうちに対応させていただきました。そうすると、残るのが、令和３年度に実際間に合わなかったんですけれども、まず特例給付ということで、もともと国の10割補助の対象ではなかったので、初めに動き出せなかった所得の多い特例給付の受給世帯のうち公務員の世帯です。こちらにつきましては、公務員は基本的に児童手当そのものは、それぞれの勤めている役所から出るものですので、私どもは口座情報などは把握しておりません。ですので、まず通知を出して、そちらの意思があるかというのを併せて、口座を聞き出すということが必要でした。そのために、時間が要しまして、令和４年度実施させていただいております。あわせて、同じ令和４年度に実施せざるを得なかったものとしましては、児童手当の対象となる15歳までのお子さんがいなくて、ただし今回の給付金の対象となる16歳から18歳のお子さんを養育している世帯につきましては、もともとの情報が口座情報も含めて新しいものがありませんので、こちらにつきましても、口座情報などを通知を出してからお聞きして、実際に支給でき終わったのが令和４年度入ってからということですね。こちらにつきましては、令和３年度決算で繰越明許させていただきまして、最終的に全員の方に支給できたのが令和４年６月13日にこちらの支給を全て終わらせていただいたとなっております。

ですので、ちょっと制度がもともと追加で、私ども宮代町のほうで新たに決めた対象もありますので、どうしても時間差が起きてしまっておりまして、ただ公務員だからとか、そういった区別とか差別というのはなく、平等に支給させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問をさせていただきます。

先ほどの決算書108ページの私立幼稚園の振興助成金の件でお伺いしました姫宮成就院幼稚園、こちらが心身障がい者の方が申請と言っておりましたが、この姫宮成就院幼稚園というのは申請した人数というのは何名なんでしょうか。

お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　お答え申し上げます。

姫宮成就院さんが申請した心身障がい児童は５人となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　心身障がい者５人ということは、ここは毎年度助成金がほかの幼稚園と比べて異常なんですけれども、５人でこんなにかかるんでしょうか、助成金として。

お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　お答え申し上げます。

心身障がい児１人につき、在籍している月数１月が２万円で、12か月在籍していると１人48万円になりますので、それの５人という考えでいきま

すと、大分高い額になるところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

田島委員が早かった。

○委員（田島正徳君）　決算書の110ページ、説明書の135ページ、子ども家庭総合支援事業。

説明書のほうには、増加する児童虐待への対応や要保護児童等への支援強化を図ることを目的に、専任の有資格者を配置した子ども家庭総合支援拠点を設置しましたというふうになっています。その中で、また説明書の147ページ、予算金額として792万円で、決算として735万円。この子どもの見守り強化事業委託料というのは、どこに委託して、何をしているのか教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査、清水と申します。

説明書147ページ、成果書110ページの子ども家庭総合支援事業の子どもの見守り強化事業についてご説明いたします。

こちらの事業につきましては、子供の養育に関して不安や心配があったりとか、見守りが必要な世帯を対象に、お弁当や食材や生活支援などを持って定期的に訪問して、子供の家庭の状況を把握させていただいて、必要な支援を行う事業となっております。こちらの事業につきましては、２点委託先はございます。

まず、１点目が、お弁当の配布で、宮代町の社会福祉協議会に委託しております。こちらは毎週１回お弁当の配布をさせていただいて、配布するだけではなく、お子様の安全確認をしてお弁当の配布をさせていただいております。

もう一つ、２点目なんですけれども、もう一つは生活支援として、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク、こちらは通称アスポートと呼ばせていただいております。こちらのほうは、生活支援品、食料品やお子さんの衣料とか文房具などをお持ちして、世帯に訪問して、訪問するだけではなく、お母様やお父様のお話を聞いたりとか、またはちょっと高校の転学とかに迷っていらっしゃる方のアドバイスをしたりとか、そういった支援などを行っております。

弁当配布と生活支援、それぞれ２点の事業所に委託しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　それぞれの内訳、お弁当代は幾ら、見守りに関しては幾らという金額、あと、これって住民税非課税世帯とか、何かそういうことが関係あるんですか。何かお弁当もこの配布が51人、これというのは、どこからのデータでこの51人というのを見つけ出しているのか、そこら辺も詳しくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

田島委員の再質問について回答させていただきます。

それぞれの金額についてなんですけれども、お弁当配布は225万6,545円となっております。生活支援のほうは316万8,000円となっております。

それから人数についてなんですけれども、こちらの51人については、実際にお弁当を配布させていただいている人数となっております。非課税か非課税とかに関係があるのかということなんですけれども、こちらは特に所得の状況を確認しておりませんので、お子様のちょっと養育に不安をお持ちのご家庭とか、ちょっと見守りが必要だなと

思うご家庭に、いろんなほかの課の情報や相談の内容などからこちらがお弁当の配布だったり、生活支援が必要だなと思った世帯に、子育て支援課のほうからお声がけをさせていただいております。そういった世帯が配布の対象となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　具体的に、ほかの課と協力してとかそういうのは分かるんですけれども、じゃ、このお弁当を配布する基準というのですか、それが例えば、さっきも言ったように生活困窮とか、そういうふうな家庭が多いのか、あとは親が面倒を見ないとか、そういうちょっと具体的な例でこの51人が該当しているというふうなことを、ちょっと聞かせてもらいたいんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当の清水と申します。

先ほど、田島委員さんがお話ししたとおり、ちょっと生活にお困りの方にも中にはいらっしゃいます。そういうご家庭もありますし、やはりちょっとお子様の面倒が見られないよというご家庭もございますし、やはりちょっとそういった、繰り返しになってしまうんですけれども、お子様の養育に不安があったり、やはりちょっとこちらが見守りが、そういったお子さんもちょっと放置して出しまうご家庭かなとか、お母様のちょっとメンタルが不安定で、お子様の面倒が見られるかなと、そういった世帯に配布をさせていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

補足させていただきます。

対象ということですけれども、先ほどの説明にもあったとおりではございますが、一見するとお弁当ということで、生活苦、御飯がちょっとないとか、そういったことを感じがちかもしれないですが、実際のところ、今のところ割合として多いのは、やはり、私たちが見守りをしたいという家庭が多いです。というのは、過去に、例えば保育園を通じてだとか、学校を通じて、通報もあって、虐待の疑いがあったりして、私どもが接触させていただいたときに、こういった事業を案内して、もしお弁当配布が希望するのであれば、毎週行くからということで伺わせていただきます。そうすることで、過去にあった、たった一度か二度かもしれないんですけれども、そういった虐待があったかもしれないという世帯に毎週様子を見に行けるというメリットがありますので、そこに重点を置かせていただけています。そういったつながりを持っていきたいということがあります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です、お願いします。

大きく４点です。

１点目は、135ページ、こども安心担当についてです。

こども安心担当は、前年度までこども笑顔担当とかも一緒にやっていただいたりしていて、とても働き方改革なんですけれども、とても負担が多かったということなんですが、これで専任できたことで、相談件数とか増えたかもしれないんですけれども、そのあたり、働き方として担当者どう、専念できるとか、何かそのあたりお願いします。

あと学童保育です。説明書137ページ、決算書104ページです。

委員からも出ていましたけれども、学童保育のやっぱり給与です。来年度の予算にも関係するのでお聞きします。

杉戸町とかはやっぱり大手が入っているということで、働く保障とか雇用の充実、それとあとはボーナスが出るとか、やっぱり大手はできること、アンフィニさんは細かいことやってくださっているんですけれども、どうしても規模が小さいということで、そのあたりどうなのか、この夏に学童保育、コロナでずっと見学できなかったので、ちょっと様子を見に子育て支援課のお力を借りて見せていただきました。そうすると、指導員さんが本当に生き生き働いているんですが、やっぱり流出を防ぎたいというのがすごくあります。そのあたり、春日部市とか杉戸町が大手さんが入っているということで、うちはどう考えているかお聞きします。

それと、学童保育関係で、その４年間の間に男性の指導員さんがたくさん増えていいなと思うのと同時に、やっぱり被害です。ちょっと心配するところは、ないとは思うんですけれども、やはり性被害とか、その辺のきちっとした対応とかというのは、アンフィニさんに関しても、ＮＰＯのかえでさんのほうにしても、しっかりどうやっているのかお聞きします。

それと、深井ビルのところに行くのにちょっと感じたことがありまして、これ町民生活になっちゃうかもしれないんですが、担当課としてどう考えるかということで、道路が非常に細いのと、結構距離があって、結構車が来るんですけれども、横断歩道がないんですよね。東小学校から深井ビルさんって反対側に行かなきゃいけないんだけれども、横断歩道がどこにもないんですよ。そうすると、連れていくときに指導員さんの負担とか、私も見学した日すごく暑くて、子供たちが渡るのにどこも渡れないという感じですよね。どこか横断歩道１つあれば、学童に行くというの、そういうのはどうなのか、それはちょっと感じたのでお願いします。

それと、あと、保育園についてです。これはみやしろ保育園も国納保育園も同じ質問になりますのでお願いします。

ページ数が国納保育園は決算118ページ、説明書が151ページからです。

みやしろ保育園が決算116ページ、説明書が150ページです。この中に説明書の書かれている工事・修繕の実施についてです。

その辺をちょっと説明を、以前したことがあるのか、長くできなかったとか、定期的に変えているということはまずないとは思うんですが、その辺ちょっと詳しく教えてください。

それと、あと給食です。私、業者が違うということで、その内容とか、保育士さんは異動もあったりしますので、その辺どちらの委託業者も努力していると思うんですが、そのあたりお願いします。

あと、国納保育園に入ってすぐ左側に図書が並んでいる壁にすごい工夫してくださっているんですけれども、前なかったんですが、そのあたり、みやしろ保育園さんもそうなんですけれども、そのあたりの予算とか、図書館の連携とか、私ちょっと予算とか分からなかったので、その辺お願いいたします。

保育園のほうは両方ともお答え願います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は３時30分とします。

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時２７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、子育て支援課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。よろしくお願いします。

まず、子ども家庭総合支援拠点、令和４年にできてから、特に変わったこととしましては、まさにその名前がつく部署ができたということで、まず体制が変わりました。この子ども家庭総合支援拠点、少し長いので、この後、少し拠点と言わせていただきます。

拠点につきましては、設置が努力義務ではありますけれども、多くの自治体が設置しておりますので、宮代町も設置させていただいておりますが、そこに配属される職員につきましては、ただの一般職ではなくて、説明書の135ページにもあるように、専任の有資格者を一定数確保するということが求められております。そのため、今現在ですと、宮代町の拠点につきましては、保育士資格、教員免許の資格、それと社会福祉士といった、それぞれ有資格者である職員が配属されております。これによってまず今まで同じ対応をしていたケースにつきましても、より専門的に対応しやすくなったと見て感じております。それと、それを取り囲む事業実施に当たっての環境ですけれども、既に以前からありました要保護児童対策地域協議会、こちらにつきましても少し長いので、要対協と省略させていただきます。こちらの実務者会議が今まで年３回行っておりました。それですが、やはり法的にも拠点整備から児童虐待への……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時２９分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

要対協の実務者会議の件からですが、実際に令和３年度、４年度と虐待の宮代町における要対協の対象としているお子さんの数なのですが、こちらほぼ横ばいであまり上下はない、つまり対象となる人数はあまり変わっておりませんが、実務者会議、具体的にいろいろな施設、児童相談所であったり学校であったり保健所であったり、あと役場内のいろいろな関係部署の職員が一同に集まって、それぞれの対応について話合いをするんですが、こちらにつきましても、対象となる数はあまり変わらなくても、年３回行っていたものを４回に増やしております。それに加えまして、令和３年度から引き続き、先ほどのご質問にもありましたように、見守りとしてお弁当配布であったり、生活物資の支援というものはより継続させていただくとなっておりますが、これに加えまして、拠点ができたことで、新たに宮代町でも実施した事業としましては、令和４年度からは町内の小・中学校、それと幼稚園、保育園、これは公立、私立にかかわらず、年２回職員が伺いまして、町で通報を待っているだけではなくて、やはりお子さんに接している、それぞれの預かっている学校や幼稚園、保育園から、ふだん見た様子で気になることはないかと、実際の虐待までいかなくても、気

になることでもいいから何か情報が欲しいということで、直接出向いて年２回情報収集をしている、または、今現在対応しているお子さんにつきましても、町からもこんな状況ですよということで、それぞれの施設に情報提供もしているということを行うようになりました。それが引き続きの事務も多いのですが、そこら辺がより強く虐待防止のために努めようと心がけた点かと思っております。

最後になりますけれども、今回の説明書にありました令和４年度からの子ども家庭総合支援拠点につきましては、さらに法改正が進みまして、令和６年度から、こちらの名前がこども家庭センターに名称が変わります。これに合わせまして、宮代町も、今後も今の活動を引き続きながらも、より虐待防止についてより強化した体制を組みたいと考えておりますので、そのときはもしご説明の機会とかありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

次に、学童保育所の賃金等の関係につきまして、お答え申し上げます。

学童保育所は現在指定管理のほうで運営していただいていますので、指定管理者の賃金ということになりますけれども、指定管理期間の年度ごとの収支計画において、賃金のベースアップ分を勘案し、指定管理者から提示されている金額を前提に、年度協定を締結している状況でございます。あわせて、社会情勢の状況等による影響が生じた場合には、指定管理者との協議の上で指定管理料に反映させていただいております。

また、賃金水準を引上げるための取組としましては、国の補助金を活用して処遇改善事業を継続して行っているところでございます。

議員おっしゃるとおり近隣自治体で宮代町と異なる指定管理者が運営しているところとは給与や賃金の額などに違いが見られるところでございますけれども、ネット等で情報収集して比較いたしますと、宮代町が大幅に低いなどといった状況はないのかなというふうには認識しているところでございます。

町といたしましては、放課後児童クラブ支援員の安定確保や適正な賃金水準維持のために、引き続き国の補助金などを活用しまして、指定管理者と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

委員ご質問の３番目のご質問、男性指導員の増加に伴う心配というところで、各指定管理者には、事業計画ですとか事業報告において、新採、採用した場合には、新任研修の実施ですとか、それから年度ごとに研修制度、各指定管理で管理者のほうで行っている所定の研修を受けていただく等、やっていただいているところです。児童の安全のために保育が行われるように、各指定管理者のほうで研修等を実施していただいているところです。

かえで児童クラブさんのほうにも、最初トライアルというような期間を設けていて、指導員さんの雇用はさせているというところでお聞きしていますので、その中でマンツーマンで指導員さんが育成をして、それで様子を見て本採用というところは伺っております。

３番目の質問については以上です。

続いて、４番目の質問です。

深井ビルさん、いちょうの木児童クラブの分室への移動に関してなんですけれども、こちらで状況等は確認しているんですけれども、分室まで移動する間は、必ず前後に指導員さんが子供たちの間について行き来しているというところは確認しています。その際、こちらから黄色い横断旗ですとか、そういったところを持っていただいて、なるべく内側の細い、自動車が通らない道をルートを通っていただいているところではあります。最後に深井ビルさんのところと最後に通る道が、やはりちょっと交通量が多いところですので、そこにやはり横断歩道がないというところが、こちらもちょっと認識はしているところなんですけれども、また今後もちょっと様子を確認して、安全確保できるような方策等、考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

所長。

○国納保育園所長（小野美保君）　国納保育園の小野です。よろしくお願いします。

国納保育園の工事及び修繕について説明をさせていただきます。

成果書にもありますように、園舎照明器具のＬＥＤ化というのを行いました。こちらにつきましては、国納保育園は一部ＬＥＤ化しているところもあったのですけれども、一部、少なかったので、大部分をＬＥＤ化しまして、園内全部ＬＥＤ化になりました。自動水栓器具取付工事なんですけれども、こちらは両園同じなんですが、コロナ対策ということで、自動水栓で蛇口などに接触しないでも手が洗えるようにということで、こちらも園内全部を自動水栓化の工事で自動水栓となりました。

保育室床張替工事というものなんですけれども、こちらは床暖房のある保育室のコルクの素材の床を張り替えしたんですけれども、今までは剥がれた一部のコルクをそこを取り替えてというふうにしていたんですけれども、いっぱいちょっと劣化してきてしまったところもありまして、そのお部屋全面を張り替えの工事として、床暖房のお部屋全部がきれいにしていただきました。

トップライトシーリング打ち替え工事というのが、ここの保育園は各お部屋に天窓のようなものがありまして、そちらなんですけれども、今までも少しちょっと雨漏りがしていたんですが、雨漏りしたところは取り替えていたんですけれども、昨年度もやはり雨漏りを見つけまして、その１か所やるよりも同じときに設置しているので、恐らくほかも近いうちに雨漏りが出てきてしまうんではないかなということで、残りの全部も全部打ち替え工事ということで、きれいにしていただきました。

修繕につきましては、エントランスホールのトップライト修繕というものを行ったんですけれども、そちらというのが保育園入ってすぐのエントランスというところにも、天窓が大きいものがありまして、そちらからの日差しが大変強くて、なかなかエアコンをかけても室温が下がらなかったので、そちらに日よけのカーテンをつけられるような形で修繕をしていただきました。

あとは、防犯カメラのレコーダーが故障してしまったので、そちらの工事を行ったりですとか、エントランスの大人用の男子トイレの修繕を行ったりとかということがありました。

あとは、給食室のほうで、やはり器具がだんだん経年劣化において故障が出てきてしまったりしたので、そちらの修繕をところどころ行いながら、昨年度は過ごしたところです。

やはり、修繕につきましては、突発的なものですとか、やはり危険度が高いものについては、緊急に行わなきゃいけないので、その都度優先順位をつけてやっているところです。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

所長。

○みやしろ保育園所長（伊東文子君）　みやしろ保育園所長の伊東です。

続いて、みやしろ保育園の工事、修繕について、ご説明させていただきます。

決算書118ページ、工事請負費の中に出ているものです。

外部放送設備調節工事、こちらは、避難訓練時に使っている園内放送のスピーカーが園庭のほうについていなかったので、園庭のほうにもスピーカーを取り付けました。

自動ドア電気錠設置工事。こちらは、自動ドアの開閉のボタンが保育室のほうから離れておりましたので、インターホンの子機で対応できるような電気錠に変えて設置をいたしました。

コンセント増設工事につきましては、職員室のコンセントの差込み口がいろいろな電化製品が増えていることで、足りない状態になっていましたので、工事のほうで増設をさせていただきました。園内手洗自動水栓化工事につきましては、コロナ禍のこともありまして、手洗いの自動水栓化をさせていただきました。水道料のほうが、国納保育園、みやしろ保育園とも１割ほど少なくなっております。

続いて、修繕についてです。

修繕につきましては、園庭遊具修繕、こちらは、木材部、板ですとか丸太がちょっと痛んできている部分がありましたので、そちらのほう交換させていただきました。

保育室建具改修、保育室の出入口の扉を改修いたしました。

エントランス雨漏り修繕、エントランスンに雨がちょっと入り込んできている状態でしたので、そちらのほうを修繕いたしました。

あと給食室のやはり設備で、経年劣化が見られるところを常時修繕しているところでございます。

工事修繕に関しては、以上になります。

続きまして、給食の業者が国納保育園、みやしろ保育園、違う業者で、国納保育園がフジ食品株式会社という会社で、みやしろ保育園はＬＥＯＣ株式会社という会社に委託をしております。両園とも行事食の提供ですとか、アレルギー食、離乳食の対応ですとか、食育活動の実施などは共通して同じように行っていただくようにしております。

メニューにつきましては、若干の差はあるのですが、毎月１回、調理員と職員が給食会議をしておりますので、その中で、職員のほうがみやしろ保育園、国納保育園、異動のある中で、こういうものが子供が喜びますとかというのを、給食のほうに伝えて、大きな差はないようなメニューになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

所長。

○国納保育園所長（小野美保君）　国納保育園の小野です。

本についてのご質問に回答をさせていただきます。

国納保育園のエントランスホールのところに本棚がありまして、そちらにいっぱい絵本を置かせていただいていまして、子供たちも遅番でおうちの方を待っている間なども絵本読んで楽しんでいるところです。図書費として、予算にも計上はさせていただいているんですけれども、そんなにやはり大きい額ではありませんので、必要なものを

購入して、昨年度は大きいクラスが図鑑が見たいなということだったので、図鑑を数冊購入したところです。

そして、宮代図書館のほうと連携を取りまして、２か月に一度、図書館の司書の方が選んでくださった30冊の絵本が、届くようにしていただいておりまして、前回お借りした30冊をお返しするタイミングで新しいものを貸していただくというようなところになっております。

今も、お月見の絵本ですとか、やっぱりそういった季節に合ったものなどをいろんな低年齢児から年長さんが楽しめるものまで、いろんなものを選んで持ってきてくださるので、そちらも大変楽しみにしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

順次、再質問させていただきます。

拠点ができたということで、それで前は子育てひろばと兼務してされていたので、その担当の人たち、仕事の内容が充実したということが分かりました。仕事的にはやっぱり土日、ちょっとお話聞いていたときに、土日とか会議とかもいろんなこともあるんですけれども、そのあたり、やっぱり勤務的には楽になったのかな、どうなんでしょう。そのあたりお願いします。行けなかった会議に行けるようになったとか、そこもう一回お願いします。

あと、学童保育です。どうしても大手は全体的に見るとすごく充実、いいということになってしまうので、そのあたり、来年度まで関係してくるので、しっかりと研究していただきたいと思います。お願いします。

あと、先ほど答弁いただきましたので、男性が増えたことへのちょっと心配というのもあったんですが、しっかりと対応お願いします。

あと、保育園なんですけれども、すごくたくさんやってくださっているんだなとちょっと改めて思いました。

それで、雨漏りとか対応してくれたんですけれども、一応これで雨漏りのところはないということなのか、もう一回お聞きします。

それと、図書はそうたくさん並んでいたけれども、その金額が結構かかっているのかなと思ったりもしたんですけれども、でも大変だなと思って、図書館と連携していただいてよかったと思います。

質問は、一番初めの拠点施設、働き方と、それについてお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

先ほどの**九**山委員さんの再質問について回答させていただきます。

令和３年までは、子育て支援センターや、そこの拠点の今の仕事を兼務しておりましたので、子育てひろばのほうは土日の勤務でありまして、その分平日お休みをいただいていました。そういった中で、今は土日お休みいただいておりまして、平日勤務ですので、やはり児童相談所や警察などの関係機関との連携が取りやすくなりました。平日お休みしてしまいますと、そういった事務が滞ってしまうことも時々ありましたけれども、そういったことがなくスムーズに関係機関との連携が取れるようになりました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

所長。

○国納保育園所長（小野美保君）　国納保育園の小

野です。

保育園の修繕による雨漏りがなくなったかどうかということで、今は雨漏りなく安全に過ごすことができております。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　今、雨漏りのほうちょっと心配していて、やっぱり国納もみやしろもだんだん年月たってきているので、修繕箇所もたくさん出てきたなと思いますけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

前段の議員からいろいろ出ておりますので、子育て支援課所管の中で、私から何点かご質問させていただきます。

まず、ページ数でいえば、103、104ページの関係で、学童保育の関係なんですが、待機児童の状況なんですね。これは、115、116ページ、保育園の関係とも関係するんですけれども、やはり、希望する保育所に入れないとそういう問題と、実際、年度内に動くんですよね。例年。それで、保育所の他の待機児童についても、併せてお伺いしたいと思います。

それと、105、106ページの子供医療費の支給事業なんですが、これは、この年の令和４年10月から入院分についての支給年齢を18歳となりました。その分の前年度として、増額となっております。これは、成果書にも書いてあるように、前進面なんですけれども、通院についても、こういった家庭の支援の一つとして、通院分もあると思うんですけれども、その点についての考えについてお願いしたいと思います。

それから、109ページ、110ページの子供家庭総合支援事業、これも前段の中でいろいろ質問がございましたので、私は、この専任の資格、有資格者を配置したというのは、やはり大きいと思うんですけれども、これは何人なのか、それからどういう働きをしているのか、この辺についての成果についてもお伺いしたいと思います。

それから、学童保育の関係で、先ほど前段の**九**山委員からも、横断歩道の関係、言われました。私は、横断歩道もそうなんですが、歩道がないんですよね。それから、その手前のこれも、設置される前に問題になったかと思うんですけれども、植木がきちっと処理されていない。ここは空き家じゃないんですよね。きちっと地主がいるわけで、その辺では子供たちが通るところの植木が切られていても、上まできれいに刈られていない。剪定されていない。そういう点では、やはり周辺住民の皆さんから、どうなっているんだろうというような声も聞かれております。これについても、安全に渡れるようにするべきだと思うんですけれども、それについての状況について、併せてお願いしたいと思います。

それから、ご承知のように、みやしろ保育所の関係では、病後児保育が行われております。国納保育園では、それに代わるものといいますか、やはり子供に何かあったときには、やはり、六花に対応して行われているのか、その点について、すみませんが、どのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当松岡です。

委員ご質問の１番目のご質問、学童保育の待機

児童の状況、そして保育所の待機児童の状況というところで、ご説明させていただきます。

学童保育所に関しましては、毎年度、待機児童においてはゼロとなっております。その都度申請のあった児童に関しては、受入れをさせていただいております。

続きまして、保育所のほうなんですけれども、委員おっしゃるとおり、年度内に多少動きがございます。令和４年度４月１日の時点では、待機児童数としては３というふうになっておりますが、宮代町にある保育所の受入れが６か月以上児、６か月たってからのお子さんになりますので、その要件に合致した児童の方が申請されてくるですとか、転入ですとか、そういった事情により年度途中での申請がある場合、そこで受入れ枠、受入れ可能な枠がある中での申請になりますので、そこでうまく申請される方の希望する園とのマッチングですね、その際、子育て支援課としても各施設に調整はしているんですけれども、どうしても保育士の配置がうまくいかなかったり、保護者の方の通勤経路ですとか、そういった様々な状況があるため、ご案内ができなかったという状況があり、年度途中で待機となってしまっている方もいるところは事実でございます。

５年度４月１日の状況につきましては、宮東保育園１園増えたところで待機児童数はゼロとなっております。

１つ目の質問に関しては、以上となっております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

２点目の子供医療費の18歳までの通院分拡大でございますが、委員おっしゃるとおり、令和４年10月から入院分を18歳までに拡大させていただきまして、現在、その状況を観察、確認している状況でございます。通院分への拡大につきましては、子育て支援のご家庭への経済的負担の軽減といたしましては、効果的な施策であるというふうに認識しているところでございますで、現在の18歳まで拡大した状況を見ながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当の清水と申します。

子供家庭総合支援拠点の職員の人数についてなんですけれども、正職員が２名おります。資格は保育士と社会福祉士を持った職員がそれぞれおります。あとほかに会計年度任用職員なんですけれども、教員資格を持った者が週３回勤務しております。合計３名となっております。

続きまして、この拠点の職員がどのような働きかけをしているのかについてのご質問に回答させていただきます。

先ほどの飯山副課長の回答とちょっと重なる部分がございますが、まずは、町内の中学校、小学校、保育園、幼稚園などに訪問して、気になる児童をそれぞれ情報共有して、その場で学校、直接そのお子さんをちょっと遠くなんですけれども見させていただいて、どんな感じのお子さんかを安全確認をさせていただいております。

次に、見守りの強化事業なんですけれども、そちらは社会福祉協議会やアスポートに委託をさせていただいているんですけれども、そちらも委託業者と一緒に、ちょっと時々気になるお子さんがいた場合については、一緒に訪問したりお弁当の配布をさせていただいたりしております。

続きまして、あとは実務者会議の回数を増やしまして、情報共有の回数を増やしたりしております。それによってまた、そこの実務者会議で出た方針で、また見守りが必要なご家庭に訪問の回数を増やしたり、電話の回数を増やしたりさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。先ほどの回答に対しまして、少し補足をさせていただきます。

委員のご質問の中に恐らく有資格者ということで、こちら辺に焦点を当てていただいたかと思うんですけれども、そちらで成果を、実際、成果上げさせていただく中でどのようなところが利点があったかというところにつきまして、まず、保育士と教員免許を持っている者につきましては、当然、虐待ケースとか対応するときには、保護者だけでなく、そのお子さんも対応させていただきますので、そのときには保育士であったり、少し学年が上では教員免許持っている者、そういった者の対応がよりお子さんの心に寄り添えるものと考えております。

また、重ねて保育士も教員、実際教員の経験者ではありますけれども、こういった場合ですとそれぞれ保育の状況であったり、学校の状況、そういったものがありますので、そういうときにどのように連携するか、というところが、より事前の情報として、担当内で共有できるものということで、利点があると考えております。

それともう一つ、社会福祉士につきましては、もともと資格を取得するに当たって、いろいろな社会福祉に関する学習をして資格を取っておりますので、どのような支援がつなげられるかというところにつきましても、あらかじめ、これからも勉強はしていきますけれども、事前に既に知識を得ているということですので、こちらに対しても幅広い支援が、その対象の方に対して、選択できるものとして、ご提供できるものとしてこちらとして活用できたらと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当の松岡と申します。

３番目のご質問にお答させていただきます。

委員ご指摘の学童、いちょうの木児童クラブから分室への移動経路のところでやはり植木が切られていなくてちょっと危ないという状況、前年度、過去にそういった事情をお聞きして、ミラーが見えづらくなっているですとか、そういったところは確認をしていまして、そこは関係部署と連携をして対応させていただいたところです。

今回のご質問のところでは、学童保育所指定管理者から直接、また事情を、状況のほう伺って、現地に確認をして、関係機関と適切に対応していけたらと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

所長。

○国納保育園所長（小野美保君）　国納保育園の小野です。

国納保育園で病後児保育に替わるものはどんなものがありますかといった質問に回答をさせていただきます。

登園前、ご家庭で体調を崩されているお子さんに関しましては、やはり、病児・病後児保育の利用を、国納保育園の園児の方にもしていただくようにご案内はできるというようなところです。保

育中に、おけがですとか、体調を崩された場合は、看護師のほうで対応はするんですけれども、けがとか病気の程度にもよるんですが、やはり緊急を要するものであれば救急車を要請して対応する、そこまで緊急性のないものであれば、保護者の方にご連絡をしてお迎えに来ていただく、その場合ちょっと受診が必要かなということであれば、前もって病院のほうに保育士が連絡を取って、受入れ可能ですかというような対応もしているところです。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、学童保育については、待機児童はいないということで確認しました。保育所のほうについては、３人ということであります。これも、宮東保育園ができました。そういった待機児童もいますので、そういう意味では早く、仮称でしたけれども、宮東保育園が建設できるようにということだったんですけれども、残念ながら機材等の高騰等があって、１年延期にされました。これによる失費というのは、当然予算内にできてはいるんですけれども、これらについては、通常とはどれぐらいの差があったんでしょうか。これは、次年度のことですけれども、その辺、把握されていればお願いしたいと思います。

そういう意味で、学童保育指導員の確保、それから処遇改善も必要なんですけれども、保育においては、やはり質の低下とか、格差が生じないように、公的責任を果たしていかなければいけないというのはあると思います。

昨年度の法改正で、認可外保育施設は５年間は基準を満たさない施設も対象となりますということで、この辺では町独自の基準を設けてやるということも必要だと思うんですけれども、その辺ではどういうふうに対処されているのか、一つお尋ねをしたいと思います。

それから、処遇改善の関係もあるんですけれども、離職防止も必要だと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうに行われているんでしょうか。

それから、75年ぶりに１歳児及び４歳、５歳児の配置基準が改善されました。こういった点では、保育士の補充ができるようにも、改善されるたたき台が出されたということで、保育士の補充ができるようになっていると思うんですけれども、そういった点では今後どのようにされていくのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、先ほど学童の関係で、植木の剪定の問題とかありましたが、現地を確認して対応していくということなんですけれども、それはそれで結構ですが、やはり安全に渡れる横断歩道と、これは歩道がないんです。まず、子供たちにとって一番安全なのは、こういうことは指摘されたらすぐやらなければいけないと思いますよ。あそこは交通量が多いですから、やっぱり植木みたいに現地を確認してなんていうそういった対応じゃ遅いと思いますので、これはもう子供たちの命に関わる問題ですから、即刻やるべきだと思うんですけれども、但し、歩道がないという部分については、これは物理的な問題もありますけれども、横断歩道については即刻、これは両方ないでしょう、百間５丁目のところは。特に信号機の手前ですからね。この横断歩道については、もう少し対応を早くしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。お願いいたします。

子供医療費支給事業については、課長から答弁ありました。これも一般質問しておりますけれども、町長が令和４年10月から、入院分についてや

ったばっかりだから様子を見させていただきたいというような答弁もありましたが、これはもう保護者にとっても効果的な支援だと思います。ぜひ財政的に問題がなければ、ぜひ早急にやっていただきたいと、これは要望で終わりたいと思います。

それから、子供家庭総合支援事業であります。専任の有資格者の配置による効果というのも先ほどから答弁でお聞きしました。

これによって、児童虐待については、児童虐待につながるおそれのある事例などの情報収集をとか言っているんですけれども、実際、テレビ等などでは、全国的な規模ですから、ないわけではないですけれども、そういった点では、児童虐待につながってはいないけれども、寸前で何ていうんでしょうか、そういった児童虐待につながらないように防止できたというか、そういうのは、そういう事例はあるんでしょうか。その点だけ確認させていただきたいと思います。

それから、先ほど冒頭、質問漏れがあったんですけれども、ヤングケアラーの対策では、パンフレット配布しています。しかし、今度はもう一段進めて、アンケートを調査するという話も伺ったんですけれども、それはどういうふうになっていますでしょうか。その点、お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

待機児童の関係についてお答え申し上げます。

まず、保育園の整備の待機児童対策として、宮東保育園整備しました。１年間、ずれたということで、この辺の出費の違いということでございますが、こちら、補助金の基準額というのがございまして、こちらは、あまり大きな、基準額については大きく変わっておりませんので、町としての負担は整備が、令和３年から４年にずれたということで、町としての負担は多くは変わってはおりません。正直申しまして、事業者の方が結構大きな影響は受けたのかなというふうに認識しております。

あと、認可外保育施設の町独自基準ということでございますが、委員おっしゃるとおり、認可外保育施設については、埼玉県におきましては、市町村に監督基準が移譲されておりますので、市町村が宮代町におきましても、毎年、現場に行って指導監査をしているところでございます。

これを引き続き実施しまして、認可外保育施設につきましても、安心・安全の確保というのを継続して、図っていきたいというふうに考えております。

あと、学童指導員と保育士も含めて、離職防止ということでございますが、こちらは本当に対応していかなくちゃならない課題かなというふうに認識しているところでございます。

おかげ様で、宮代町におきましては、学童保育の指導員についても、大きな何人も離職するといったことは、現在のところありません。保育士についても同じでございます。

前段の委員さんと同じようなお答えになってしまうかもしれませんが、やはり賃金等の水準につきましては、しっかり低くならないように、賃金水準を維持するということで、処遇改善等の事業を活用して、努めてまいりたいというふうに、これにより離職を防止したいというふうに考えております。

あと、保育士の配置基準が変わる予定があるということで、国のほうからも示されているところでございます。実際に、国が示している配置基準というのは、最低基準になっております。こちら

の基準で実際に現実的にできるかどうかといいますと、かなり厳しい状況がございまして、通常、宮代町の公立保育園では、配置基準にプラスアルファして対応しているところでございます。そのような状況をつくらないと、本当に保育士が休憩もできない、トイレも行けないというようなことも生じますので、余裕を持った配置をつくっておりますので、国の基準改正の情報等をよく観察しながら、併せてそのような保育に必要な十分な環境づくりには努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当の主査の清水と申します。

先ほどの丸藤委員さんからの再質問で、児童虐待につながってはいないけれども、寸前でそういった児童虐待があったかというご質問に回答させていただきます。

１点事例がございまして、産後にちょっとお母様が不安定になってしまって、お子さんの面倒が見られないですとこちらに相談がございました。そういったときは、すぐ子育て支援課と保険センターの保健師と家庭訪問させていただきまして、困ったときにはもちろん子育て支援課でも保健センターでも相談してもらってもいいことと、あとは、こういったファミリーサポートとかというそういったサービスもありますし、相談来るのが、ちょっとお母様がつらいときには、ＬＩＮＥでもつらいときには、ＬＩＮＥでも相談できる県の子育て相談といったそういった相談をご紹介させていただいた事例がございました。

続きまして、ヤングケアラーの実態調査についてなんですけれども、こちらは、学校の教育委員会のほうと調整をさせていただいておりまして、10月に、ヤングケアラーの実態調査を小学４年生、５年生、６年生、中学校の全学年にヤングケアラーの実態調査を行う予定でおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

いちょうの木分室の横断歩道の関係でございます。

委員おっしゃるとおり、安全対策についてはなるべく早いほうがいいと思いますので、早急に状況、現場を確認しまして、関係課と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。

ここで、休憩いたします。

再開は４時40分といたします。

休憩　午後　４時２２分

再開　午後　４時３６分

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（健康介護課）

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、健康介護課の審査を行います。

質疑に入る間に、本日出席している説明員の紹介お願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　では、順次自己紹介をいたします。

健康介護課長の井上です。よろしくお願いいたします。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康介護課健康増進担当主査中村と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（山内一生君）　健康介護課地域医療感染症対策担当の山内と申します。よろしくお願いします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　健康介護課高齢者支援担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課介護保険担当の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては挙手、それから所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出は一括して質疑をお受けしますが、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

細かく４点お伺いいたします。

まず決算書102ページ、成果書で158ページになります。

保健衛生総務事業になりますけれども、ここの主な実施内容、保健センター改修等とあります。この表組の中のガス感知器の更新ということで、これ、28万6,000円なんですけれども、これは何台分になるのか、お伺いいたします。

そのすぐ下なんですが、献血推進事業、だんだん減ってきているんですけれども、ただ、この宮代町役場と秋と冬に関しては増えているんですけれども、何か増える対応策みたいなものをされていたかどうかをお伺いいたします。

続きまして、３問目になります。

決算書126ページ、成果書126ページになります。

母子保健事業になります。失礼いたしました。成果書162ページになります。母子保健事業で、子育て世帯、包括支援センターの表組があります。やっぱり母子健康手帳とか減って、来所者も減っているんですけれども、その他というところだけが特に増えているんですけれども、その他について説明をお願いいたします。

最後、４問目になります。

決算書128ページ、成果書が60ページになります。

健康教育事業ということで、四角の２つ目ですね。おうちでフィット、運動オンデマンドレッスンの実施、これが７月から10月に23本のレッスン動画を提供とあるんですけれども、これについて、どのような狙いがあって、これを行っているかということですね。

それと、四角の５番目、健康マイレージ事業、こちらのほうなんですが、これらの取組により679人が健康マイレージ事業に新規登録されましたということで、大変多く登録されているんですけれども、これにつきまして、１月に新規アプリ

登録キャンペーンを実施とあるんですが、どのようなことをされたのかということをお聞きいたします。

昨年度、２月に約１万枚の世帯配布をされていたんですけれども、今回12月に世帯配布をされたということで、12月に行った理由、それによってこの１月に新規加入された方が増えたというのにもつながっているのかもしれませんが、その点についてもお伺いいたします。

以上、４点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長竹花でございます。いただきました質疑について、お答え申し上げます。

決算書の102ページ、ガス感知器の台数ということでございますけれども、保健センターには今、ガス給湯機を含めて３台設置しておりますので、その３台のところにつけたというところまでは把握はしているんですが、そのほかにもつけている可能性がございますので、もしそれ以外につけているところがあるようであれば、後ほど報告させていただきたいと思います。

続いて、献血の事業でございますけれども、献血の事業でございますけれども、献血の事業につきましては、今までもそうなんですけれども、ＬＩＮＥですとか、そういったところでお知らせのほうさせていただいたりとか、今までよりも、今までがポスターですとか、広報ですとかそういったところでの周知だったんですけれども、それ以外、ＬＩＮＥの通知等をさせていただくことによって、人数のほうを増やさせていただきたいというところで働きかけた結果かなと思っております。

続きまして、決算書の126ページの母子保健、包括支援センターのところ、説明書のほうの162ページの子育て世代包括支援センター、その他の部分についてということでございますけれども、内訳のところで、上のところで大きく４つ書かせていただいています。通常であれば母子健康手帳の交付とあとは妊婦健診の差し替え、予防接種、不妊治療の関係、とこの辺がすごく多いというところがあるんですけれども、それ以外の細かいところについて、いろいろご相談があったことについてを再掲載させていただいているというところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書の128ページ、健康教育事業、オンデマンドのところでございますけれども、こちらのほうのねらいというところなんですけれども、やはりセンターのほうまで出向いてもらうのが難しい方々がいらっしゃったりとか、あとコロナ禍でなかなか集まったりとかするところに抵抗がある方々もいらっしゃるというところではございますので、データのほうでの配信のほうさせていただき、ご自宅のほうでやっていただければというところの狙いがございます。

マイレージの登録に関してでございますけれども、こちらにつきましては、時期をずらしたというところについて、特に、前のときに、２月にやっていって、それなりに増えてはいたんですけれども、そんなに効果が出なかったというところで、次のところでは、第２弾目としてはちょっと時期を変えることによって、またさらに増えるのではないかという狙いもあり、変更したというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目、ガス感知器の更新で、金額払っているわけなので、それ何台あるかというのを把

握していないといけないと私は思ったものですから、お聞きしたんですね。ガスの感知器にしても、例えば何台ある中で、例えば、10台あったとしたら10台あった中の今回は３台の更新ですとか、そういう回答をいただけたらよかったと思ったんですけれども。例えば、感知器の更新時期というのは、何年に１回なのかとかそういったこともお聞きしたいと思います。

それから、２番目の献血に関してなんですが、やはりＬＩＮＥとかで周知されたということはお聞きしたんですけれども。やはりそれなりに何か理由があって、ここだけが増えているというのがあるのではないかなと思ったんですが。

あと、ＮＰＯ法人の宮代クラブの方も一緒にやっていただいているというのがありますので、その方たちの何か支援みたいなものも多少あったのかなという気もしたんですけれども、その点についてもお伺いいたします。

それから、３問目、その他が例えば表示されているもの以外ですという言葉だと、ちょっとこちらも意外だなと思ってしまいました。私は、その他の詳細、こういう点が特にありますとかそうやって言っていただければありがたかったんですけれども、それ以外という回答になりますと、ん、というちょっと答弁に対して不満が残ってしまいますので、多少のその他について、こういう点が多いと言っていただければありがたいと思います。

それから、４点目、おうちでフィット、何となく分かったような分かんないような感じなんですけれども、これは要するにご自宅で健康づくりにそういった、出向かなくても健康づくりができるということを狙っているということでよろしいということですね。

それとマイレージ事業なんですけれども、新規アプリ登録キャンペーンがどういうものかという説明がされてなかったと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

私もマイレージやっているんですけれども、今年、何か不思議と２回も当たりましたといって送ってきたものがあったんですね。おせんべいとか電動歯ブラシとかって送られてきたんですけれども、何でかなという気がしたんですけれども、やっぱりそういうのがあるんだということが町民の方も分かれば、もっとやられる方が増えてくると思いますので、そういう周知はしていただきたいと思います。

ですから、３点についての再質問よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長竹花でございます。いただきました再質問についてお答え申し上げます。

まず、ガス感知器ですけれども、基本的に今まで一度も実は更新したことがなかったという経緯がございます。

警備会社のほうからそもそもガスの警報器のところがずっと作動していないような状況だったので、これだとちょっと危険だと思いますので、早急に対応したほうがよいというお話をいただいたので、対応させていただき、そのガスの給湯器ですとか、そういったところがあるところが３か所だったので、その３か所についてはお願いしたという経緯があるんですけれども、それ以外にも必要があってつけたところがあれば、そこについてはちょっと申し訳ございません、把握していないという意味で説明をさせていただいた次第でございます。ちょっと説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

あと、献血のＮＰＯ法人の支援でございますけ

れども、ＮＰＯ法人の方々においても当日に来ていただいて、例の植木というんでしょうか、お花のほうを提供していただきながら、その方々に献血をしていただいた方々に帰りにお持ちいただいたりとかというところで、町で通常でお渡ししているもののほかにも、そういったものを景品としてお渡しさせていただいたりという経緯がございます。

また、この法人の支援のときにおいては、赤十字奉仕団の方々もいろいろこの地域のところでどこかでＰＲができたりとかするところはありませんか、というふうなお話等をお伺いしたりとかしながら、できる部分についてはご協力いただいたりとかして進めているという状況でございます。

キャンペーンにつきましてですが、すみません１月のキャンペーンでございますけれども、町ホームページ及び公式ＬＩＮＥで１月にアプリで新規登録した方のうち、抽せんでクオカードペイを500円分の進呈を行うということでのキャンペーンを行ったということでございます。

以上でございます。

すみません、続きまして、ＰＲの関係でございますけれども、先ほど委員さんのほうに当たられたというのは県のほうで抽せんが行われて当たったものかと思います。一番最初に、コバトン健康マイレージとして皆さんに登録していただくんですけれども、そちらのほうは、年に４回、３月ごとに抽せんのほうを行わせて、全県で登録していただいている方々に抽せんを行っていただいて、その方々に当たられた方々にいろいろ送るというところがもともとございました。それに加えて、そちらは抽せんということがございましたので、町としては、頑張った方には頑張ったなりに何かをインセンティブの部分をお渡しさせていただいたほうがいいのかなというところがございましたので、町として、プラスで宮代けんこうマイレージということで、何歩以上歩いた方々にはということで、皆さん、達成した方々には全員の方にプレゼントができるようにというのを足したというような事業でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　再開します。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

その他については結構です。

県のほうからのあれだったということですけれども、町のほうからも、ありがとう商品券が届いたりとかはしましたので、やはりそういうメリットがあるんだなということをこれからも発進していただければ、やっぱり皆様も健康促進になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これは要望です。

以上で終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

ちょっとそこでお願いしますけれども、質問者も答弁者もあんまり駆け足に入っちゃうと共有化できないんですよ。本当に、全問答弁したか否かというの分からないんで、だからその点、お願いいたします。

それでは、塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問をさせていただきます。

決算書の125ページ、126ページになります。

母子健康事業の決算書128ページの委託料、産後ケア事業委託料についてお伺いいたします。成果書の162です。産後ケア事業についてです。お伺いいたします。

こちらの成果書の162ページ、産後ケア事業のこちらの利用者人数が２人と宿泊型が１人となっ

ているんですけれども、こちらの決算金額８万8,000円なんですが、どのような内容だったかお伺いいたします。

続きまして、２点目が129、130ページ、成果書が168ページになります。

健康相談事業についてです。

こちら、事業費として、消耗品費しかついてないんですけれども、こちらの主な事業として、このように載っているんですが、こちらも詳しくご説明ください。お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長竹花でございます。いただきました質問についてお答え申し上げます。

まず、成果書の162ページの産後ケアのところでございます。

こちらにつきましては、ご存じかと思うんですけれども、出産後、お産と育児の疲れから、体調がよくない赤ちゃんとの生活に不安がある、身近に人を手伝ってくれる人がいない方に対して、育児に支援が必要な方を対象として、産後ケア事業を実施しております。

助産師がご自宅に訪問していただける訪問型のサービスと、産院に母子で宿泊していただくサービスという宿泊型となっておりますけれども、訪問型につきましては、子供さんが１歳になるまで７日間の利用が可能となっております。初回が1,400円、２回目以降が1,000円ということで、費用のほう負担していただいております。

続きまして、宿泊型につきましては、令和３年度から開始したものでございますけれども、お子さんが４か月になるまで、最大６泊７日間の利用が可能でございまして、１日5,400円の自己負担がございます。

ですので、通常であれば１泊２日というところが多いんですけれども、それだと１万800円になるということでご理解いただきたいと思っています。

また、続きまして、健康相談でございます。

子供の健康相談でございます。子供の健康相談のところでよく使っているものでございますけれども、こちらにつきましては、実際の消耗品としましては、参考の図書となるものを購入させていただいております。いろいろ国民衛生のいろいろ地域の実情を把握したりですとか、あとは地域保健というところで、どのような保健師が活動されているとか、そういったものを購入したりとか、またあとは、いろいろパンフレットではないんですけれども、チラシ等を作らせていただく厚口の紙だったりとかを使いながら、消耗品費として、健康相談のところではご利用させていただいているというところではございます。以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

まず、産後ケアについてです。

先ほど内訳のほうを教えていただきまして分かりました。予算的には74万円ということで見積もられていたのが、利用が少なかったということで、例えば、母子手帳などを取りに来なさいとか、保健センターでもどのようなアナウンスというか、妊婦さんへお伝えをしているのかというのを、まずお伺いいたします。

次に、決算書の130ページの健康相談事業についてです。

こちらも、このようなパンフレットとか本を購入されて、保健師の方がこういった相談に乗って

いる事業であるということを承知いたしました。

こちらの相談について、主に未就学児のお子さんまでということだと思うんですが、お電話とかメールでというのがこの中では多いとは思うんですけれども、どういうご相談とかが多いのか。

例えば、お母さんの中で若年層というか10代であったり、または高齢者さんの方などとか、いろんな年齢に限らず子育てに不安のある方だと思うんですけれども、そのような具体的な内容を、もし分かりましたらどういうものかというのを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。ただいまいただきました再質問にお答え申し上げます。

まず、ＰＲ的な部分でございます。こちらにつきましては、母子手帳を出させていただいたところから関係づくりが始まってきますので、そのあと、委員さんもご存じのように、４か月までのところで全戸訪問というところを心がけておりますので、その段階での訪問させていただいたりとかしたときに、育児の不安があるかどうかというところが大きなポイントになってくると思います。

そういったことで必要と思われる方々等は、積極的に皆さん、使えるようにというところがございますので、予算的にも少し多めに取らせていただいているという経緯がございます。

ただ、実際、決算額のほうが少ないんじゃないかというご指摘もあるかと思います。そこの部分も踏まえて今後においては、今、訪問について、１か所だけにしかお願いしていないんですけれども、もう一か所増やす予定もございます。

また、さらに宿泊型についても、今現在１か所しかお願いしていないんですけれども、今年度中にもう１か所増やしたいということで、今、働きかけを行っているところでございます。

続きまして、相談事業の内容でございます。

こちらにつきましては、先ほど委員さんのほうもおっしゃったように、若年の方だったりとか高齢の方々だったりというのは、当然最初の面接の段階から把握できますので、そちらにつきましては継続した支援は当然行ってはいるんですけれども、大体こちらのほうでの掲載させていただいている健康相談というのが意外と通常の若い時期というんでしょうか、６か月未満のお子さんとかが非常に、それとか１歳未満のお子さんが非常に多かったりとかしております。

年間で実施回数として42回行っているんですけれども、延べの数になります、４年度におきましては、６か月児未満の方が156で、６か月から１歳未満の方が237、１歳から２歳の方が279ということで、それぐらいの方々が大体体重を測定しながら、その時点でミルクの飲みがどうだったりとかというところを踏まえて、ご相談に来ていただいているという状況です。

ですので、また離乳食がうまく進まなかったりとかという方々もいらっしゃいますので、その方々には管理栄養士のほうから、こういったところで進めてくださいというような、その場に合わせた説明等をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　はい、塚村です。

２点について、詳しくご説明いただいたので分かりました。

産後ケアのほうも、先ほどおっしゃられたように、拡充されて利用しやすくされているというこ

とで、承知をいたしました。

また、こういった事業を、母子手帳を取られてきた当事者の妊婦の方にお伝えするのも一番大切なんですけれども、町でこういう事業をやっているということも併せてＰＲをいただけたらと、こちらは要望です。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

大まかで言うと２点、質問したいと思います。

１点目は、敬老会、地域敬老会と含めて。

昔は、町のほうで大ホールを使って、人数が増えてきたから須賀地区と百間地区で２つに分けて行っていましたよね。その頃は、お祝いとして一番記憶にあるのは座布団プラス赤飯、これで済んでいたわけですよね。

今、地域敬老会をやるとどのぐらい金がかかるか分かります。大変なんですよ、地区は。これがまたお祝いをやったりして大変な、また役員の方が苦労しているわけ。これ、どう思っているかね。それを１回聞きたいと思います。

あと、説明書の中では、敬老会の祝い金、祝い金ですね。金なら祝い金だ。77歳5,000円、88歳が１万円、99歳が１万円分と書いてありますね。100歳が５万円分、100歳以上が８万円分、これの金額を決めた算定というか、どうしてこういう数字になったのか。

私、前も質問しましたけれども、この祝い金を見ると、99歳になると宮代の場合は10人くらいしかいないんだよね、100歳もそうだけれども。その前は、77歳はたしかに300人ぐらいいる。88歳になるとその半分。

私、よく言っているのに、元気なうちに祝い金をもらわないと何の意味にもならないのでね。100歳で宮代の場合９人。100歳で５万円もらってどうやって使うんですか。１人で買物に行ける人って何人いますか。

そういうような年齢にお祝いをやってもいいんだけれども、私は若いうちに祝い金を下さい、やるべきだと言っているんですよ。この辺はどうなるのか、教えてもらいたい。

もう、ほとんど１人じゃ何もできないような年齢になって、１万円または５万円、分と書いてあるけれども、その金額を決めた内訳を教えてもらいたい。

もう１点は、先ほど福祉課で聞いた話なんだけれども、健康介護課で聞いてくださいと言われた内容は、説明書の171ページ、介護認定審査、これを前も１回質問したことがあるんだけれども、もう少し早く認定できないんですか。私は、そのことについて、今より早く認定をすべきだと１回言ったことがありますけれども、相変わらず遅いみたいですね。

優秀な職員がいてなぜ遅いのかなという、もうちょっと早く、もう頼んで、なぜ早く、認知してくれれば認知症認定者認定をしてくれれば、健康ももうちょっとよくなったのになという人もいたみたいですよ。あまりにも遅い。それをなぜ早くできないのかを教えてもらいたい。

その２点です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時１４分

再開　午後　５時１５分

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。質問に対してお答えをさ

せていただきます。

まず、１点目、地域敬老会の関係でのご質問でございます。

以前は、確かにおっしゃるとおり、町のほうで主宰して行っておりました。ですが、近年、もう10年くらいたつんですけれども、地域に委ねている状況でございまして、地域の特性に合わせて、自主性に任せて、様々な運営を各自治体のほうでやってございます。

ですので、金銭的にも負担が大きいというご指摘がありましたけれども、補助金等もございますのでそれを活用しながら、うまく創意工夫で地域の敬老会をつくっていっていただければと考えておるところでございます。

それから２点目、敬老祝い金の関係でございます。

こちらは、おっしゃるとおり77歳で5,000円、88歳、99歳で１万円ということで、だんだん上がっていく状況でございます。

こちらは、平成26年までは一律1,000円で支給をしていました。しかしながら、節目の歳の祝いということで、金額を上げるという舵を取りまして、現在の金額になったわけでございます。

あと、委員のご指摘の中で、もう少し若年齢のときに支給したらどうかというご指摘もございますが、あくまでもこれは節目の歳の方をお祝いするというイベントでございますので、この年齢に対してのお祝いということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

地域敬老会、それは補助金出していると言うけれども、補助金はどのぐらい出しているか知りませんけれども、そんなもので終わるような内容じゃないと思いますよ。また、お手伝いさんというか敬老を運営する役員の方、大変な思いをしていると思います。補助金を幾ら出しているのか、もう一回つぶさに教えてもらいたい。

あと、この敬老会の祝い金、年齢別に出ていると今、説明がありましたけれども、金額が上がっていると。確かに26年度までは一律1,000円、それより5,000円上がっていることは認めますよね。しかし、77歳で1,000円出したのが99歳でもらえる人はほんの一握り、10人に満たない、今度の決算書を見ましても。26年度は1,000円出したんだから、もう大幅に値上げしているよと思うかもしれませんけれども、その当時と今はまた違いますよね。もう少し、これ、値上げすべきだなと。

88歳で半分になっちゃうんですよ、もらう人が、77歳よりもね。99歳になるとほとんど、ほんの10人いるかいないか。それを少し、もうちょっと考えるべきだと思っているんですよ。率から言ったら、ほんのちょっとしか生きていられないんですよね。お祝いやるんだったら、もうちょっと元気なうちにばさっとやるべき、増やすべきだと私は思っています。そのことをもう一回地域敬老会のところの敬老祝い金について聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者担当、鈴木と申します。再質問についてお答えをいたします。

まず、１点目の地域敬老会についての再質問でございます。補助金の金額は、１人当たり幾らかというところのご質問でございます。

所管は町民生活課でやりますが、金額につきましては、確認したところ１人当たり500円プラス加算がございまして、基本加算ということで１万

円から６万円の幅を持って加算をしているところではあるんですが、大変申し訳ございません、こちら所管外ということで、詳しい内容については存じておりませんので、回答は控えさせていただきます。

それから、２点目の敬老祝い金のお話でございます。

金額のほうをもう少し上げられないかというところのお話でございますが、近隣市町等の金額等も踏まえまして、バランス等も、あとそれから限られた予算ということもありますので、ご意見として賜らせていただきまして、今後の予算を含めて検討はさせていただきたいと思います。

元気なうちにというところのお話をもう一度いただきました。おっしゃるところは本当にそのとおりかとは思うんですけれども、先ほども申しましたとおり、あくまでも節目の年齢に対するお祝いというところで、なかなかご要望にお応えできない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。少し補足させていただきます。

まず、敬老祝い金の金額なんですけれども、これは、あくまでも年齢を重ねられたご長寿に対するお祝いの意味のものでございますので、幾らが適当かというのはなかなか申し上げにくいんですが、切りのいいところと言いますか、これまで一律1,000円であったところをある程度の額をまとめて差し上げるような形にさせていただいています。

それともう一つが、若いうちにということで、確かにご自身で使えればと、これはお気持ちとしてはよく分かります。ただ、先ほども申し上げたようにお祝いでございまして、長らく生きていただいた、頑張っていただいた方に対するお祝いでありますので、それはもうご本人様の長く生きられたということはもとより、これを支えるご家族ですとか、そういったご家庭に対するお祝いの意味もあります。

したがいまして、若い人のほうが年長者よりも多いというのは、バランスとしてはいかがなものかなと考えております。

従いまして、年長の方に、そういった敬う気持ちを持ってお祝いを差し上げたいと考えております。ご理解いただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　お祝いだからやむを得ないんだということなんですね。時代が時代だからもうちょっと元気なうちに、やっぱりお祝いはすべきだと思っています。残された家族だってそうだと思いますよ。99歳、そのときに７人の人に１万円をやったって意味がないと思うんですよ。もうちょっとそこら辺は考えるべきだということだけ言っておきたいと思います。

じゃあ、あんまり金額で増やせ増やせと言うと、金がないというような一言、主査の方だか言ったけれども、金がないんですね。それだけ聞いておきます。それはほかのことでも、値上げしたら金がないわけだね。そういうことになるからね。今答弁の中で金がないと言ったから、それだけ聞いておきます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

お金がないという言葉だけを切り取れば、確かにそうなんですが、お金には限りがあるというふうにご理解いただければと思っております。

若い方にももちろんということでございますが、例えば、先ほど来ご質問いただいている子育て世代もしかりですし、お年を召した方でもお若い60代、70代の方もしかりなんですが、それぞれの年代に応じた必要な事業というのはご用意をさせていただいているつもりでございます。

例えば、少しお若い方であれば、いろんな楽しめるような事業、生涯学習的なものもございますし、うちの課ではないですけれども。それから、介護の予防、それからサロンですとか、元気な方、動ける方にもいろんな形で提供させていただいているつもりでございます。

そのバランスというのが常に考えていかなければならないと思いますし、今日、小河原委員からいただいた指摘に基づいて、さらにいろいろな世代、検証はしてまいりたいと思いますが、ただ単にお金がないということではなくて、限りあるものを有効に使いたいということでございますので、私の答弁が至らなかったら申し訳ないんですが、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。４点です。

決算書100ページ、説明書156ページの避難行動要支援者支援事業についてです。

これ、非常に大事です、進めてくださっているんですが、体が動かなくなると自治会を皆さん辞めてしまうということがあって、結局その対象になる方をどう地域で支えていくかということがすごく大事になって、自治会に入っていれば連携もあるんですけれども、体が弱ったら、自治会活動って協力体制を取るというので、私の周りでも結構辞めていっている方が多いんですけれども、そのあたり、健康介護課としたら、その情報とか、どうやって支えていくか、お願いいたします。

さっきも出ていたんですけれども、保健衛生総務事業の献血です。

決算書122ページ、説明書158ページです。

町役場で、春・冬とやっているわけですけれども、日工大でやったら日工大の学生を主体としたりしますよね。町役場でやると、町民もそうですけれども、職員さんが200人、出ているところだったら、会計任用職員さんもいるので、そのあたり、職員の参加というのは担当課としてはどうしているのかお聞きいたします。

人数的に何人が職員というのは多分分からないのかもしれないけれども、考え方として、職員に、やっぱりやるんだから健康な職員さんには献血に参加してほしいとか、関心あるかとか、そのあたりお願いします。

あと、３点目は、いつもちょっと質問しているんですけれども、保健予防事業です。

決算書126、説明書160です。

定期予防接種で、成人なんですけれども、肺炎球菌予防接種がやっぱり20％ぐらい大体決まっているんですけれども、もうちょっと伸びが、やっぱり肺炎球菌になってしまうと本当に１か月とか入院になってしまうので、そのあたり、もうちょっと増やしていく努力はしてくれていると思うんですけれども、知らせる、それをもうちょっと具体的にどう考えるかお願いいたします。

５点でした、すみません。

４点目が、大人の風疹についてです。

説明書161ページで、クーポンの配布とかしているんですけれども、配布をいっぱいしているんですけれどもなかなか打つ人が少なかったり、妊婦への影響とか多いのを、本当はもっと打ってくださるのがいいんですけれども、そのあたり、クーポンを配布したりしてしっかりやっていただい

てるんですけれども、それをもうちょっと伸ばす努力というのはどうされるのか。

あともう１点なんですが、５点目は、母子健康事業の中で、決算書126ページ、説明書163ページの一番下に書いてある、はじめての孫育て講座です。

これはコロナでできなかったんだと思うんですけれども、孫育て講座ってすごく大事だなって。私なんかもそうなんですけれども、やっぱり30年前とかの育児とは違うところがあるので、いかに若い人を支えてあげたいとか、一緒に住んでいなくても、そういうところが大事なので、今後ちょっと、コロナも５類に入って、これからもうちょっと増やしていってほしいなという気持ちがあるんですけれども、そのあたり、どう考えているか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

委員ご指摘の質問４点のうち、１つ目の質問にお答えをいたします。

１つ目のご質問は、避難行動要支援者支援制度についてのご質問でございました。

委員のおっしゃるとおり、自治会を辞めていく方々もたくさんいらっしゃるというお話を地域からも度々聞いております。人が少なくなっていく状況を聞いてはおるんですけれども、こちらの制度、この避難行動の制度は、自治会に加入していなくても対象となります。全ての町民の方が対象になりますので、たとえ自治会から抜けたとしても避難行動の対象に残ります。

宮代町の場合ですと、56の防災会が存在します。地域の防災会が存在しますので、自治会に入っていなかったとしても、防災会の地区の56の中には必ず属することになりますので、必ず防災会のほうで、対象として見てもらえるという状況でございますので、自治会は確かに減ってきているという問題はあるんですけれども、この制度については防災会のほうでカバーをしていくものという状況で考えてございます。

ちなみに昨年は、そういった中で84人の計画書が出来上がったという実績、令和４年度の実績ですが、84人の方の、全体でいうと10％ちょっとなんですけれども、策定がされたという実績がございます。

１番の問いについては、私のほうから以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

決算書の122ページ、献血のところでございます。

こちらにつきまして、職員に対するＰＲをどのように、というご質問であったと思いますけれども、こちらにつきましては、通常であれば、駅ですとか公共施設のところにポスターを貼って周知のほうはさせていただいておりますが、実施の前に、１か月以内ぐらいのところにはなるんですけれども、全職員に対して、いつ時点でまた献血のほうを行いますので、ぜひご協力いただきたいというメール等を流させていただき、また、当日の朝にも館内放送で、本日９時からですとか献血のほうを行いますのでというところでご案内のほうをさせていただき、少しでも多くの方にご協力いただけるようにということは、行っているところでございます。

また、続きまして決算書126ページの予防接種、

肺炎の接種率についてのご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、委員さんもご存じのように、対象者としては65歳、70歳ということで５歳刻みの方々が対象にはなっているんですけれども、国の制度として、一生の間に１回受けていただければ大丈夫ということでございますので、年ごとで見ると20％というところではあるんですけれども、前の年にも20％の方がもう既に受けていて、残った方々の20％というところですので、年ごとの接種率で見ますと20％ぐらいではあるんですけれども、大分少しずつ受けていただいている方々が増えてきているという認識はございます。

また、実際に個人の方からの質問とかもあるんですけれども、過去にいろいろ心配なことがあったので自分で接種をしたんだけれども、町のこの制度というところは使えるのかというご質問をいただいたりとかするんですが、制度上で一生の間に１回というところで、結局副反応とかの心配もございますので、複数回受けることによって、それがもし万が一のことがあってもいけないというところがございますので、お問合せいただいた方々においては１回で大丈夫ですよと返答をさせていただいてますので、なかなかここから伸びるというところがちょっと難しいような状況があるかと思いますけれども、なるべく制度が終わるまでのところで少しでも多くの方に受けていただきたいというのを考えていますので、またホームページなり広報なりで少しお知らせのほうができればというふうに考えております。

また、説明書の161ページの風疹のところですかね。伸ばす努力というところでございますけれども、なかなかやはり、委員さんもご存じだと思うんですけれども、どうしてもこの対象の方々がご自分の意思で受ける、受けないというのははっきり持たれていらっしゃる方々ですので、こちらのほうでは受けていただきたいというのはあるんですけれども、やはりご自分の娘さんとかがそういう出産の時期に来ているから、ちょっと自分も調べて、もし低いようだったら受けたいとかという相談を受けたりとかはしますけれども、そうでない方々にお手紙を送ってもなかなか反応がなかったりというところです。

ただ、委員さんもおっしゃったように、万が一かかったときにはいろいろ不都合が起きますので、なるべく受けていただけるような形のＰＲのほうは続けさせていただきたいと思います。

また、説明書の163ページのはじめての孫育てのところでございます。

こちらにつきましては、委員さんもおっしゃられたような形で、ちょっとなかなか参加者が少ないという状況がございます。

こちらにつきましても、始める段階では、もっとニーズがあると思って始めたというところがあるんですけれども、いろいろ説明させていただいたりとかＰＲしても、なかなか増えていかないという状況が続いてはおります。

ですので、こちらにつきましても、引き続きどのような形がいいのかというところも含めまして、調査研究のほうはしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は、５時55分とします。

休憩　午後　５時３８分

再開　午後　５時５２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き健康介護課の質疑

を行います。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。答弁ありがとうございました。

避難行動要支援者支援事業については、ご答弁いただいたことは分かるんです。ただ、自治会とかに入らなくなっちゃったり、体が弱くなって支援を受けるような体になったときって、結構近所とのつながりがなくなっちゃうんですね。そこがすごく問題で、やっぱり何か自治会活動を入ったりしている人たちというのは、大丈夫とかごみはこの日だよとかってしているんだけれども、そのあたり、これからどんどん増えていく中で、そこをしっかり考えていかないとと思うんですね。

答弁はよく分かるんですけれども、実際、防災会もやってくれているんだけれども、やっぱり情報が入ってこないと結局は支援できないということになってしまうので、そこをどう考えるかをお願いします。

献血なんですけれども、意外に思ったのが、役場でやるのに少ないなというイメージがすごく実はありまして、すごく、以前とかもやっぱり日工大とかでやってるとたくさん来たり、やっぱりそこでやると人がやってくれる。やっぱり献血って大事で、だからそこはもう、お聞きしたらメールでも流している、当日もということなので、職員の、もうちょっと参加というのをやっぱりしていただくと、町民としてありがたいな、じゃあ町民も行こうかという形になると思うので、そこの辺、もう一回お願いします。

あと、肺炎球菌についてですが、20%前後でまあいいかというのか、65歳以上がどんどん増えているこの中で、この20%って維持できない、どんどん増えていくわけですから、ちょっと20%じゃ足らなくなってくると思うんですよね。そのあたり、もう一回お願いいたします。

あと、母子健康事業のはじめての孫育て、これ絶対必要だと思うんです。私もコロナ前にやっていたのを見て、でも、そのときは孫がいなかった、私のことを言って申し訳ないんですけれども、いなかったりとか、あとは離れていると、あ、関係ないかなって思うんですよ。ただ、コロナも第５になって、それで帰省もします、たまに会いますというときに、やっぱりこういうのがあったほうがいいとすごく思いまして、何か上手に工夫して。だから孫育てなんだけれども、ママと一緒にとか、新しいパパと一緒とか、何か工夫して、やっぱりこれを私、経験上必要だなって。ちょっとめげないでやっていただきたいので、お願いしたいので、その後にもう一回お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木です。

１つ目の再質問でございます。避難行動支援計画のお話でございます。

だんだん体のほうが悪くなってきた場合に、孤立する、あるいは地域から声がかけられなくなってしまうような懸念というお話でございますが、おっしゃる部分もございます。

しかしながら、なかなか個人情報をどこまで地域に伝えてよろしいかという問題も実はございまして、単に、要介護状態が３ですよとか４ですよという情報だけでしたら比較的ハードルは低いんですけれども、体の細かい状態までお伝えすることが果たしてよいのかどうかというのが課題であるんですけれども、そういう方たちも、地区の民生委員であるとか、あるいはケアマネジャーと呼ばれる方々のお力も借りて、なかなか手の届かな

い方も救っていくような方向に持っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問についてお答え申し上げます。

まず、献血の部分でございます。

委員さんのほうからも、役場でやるのに協力している職員が少ないのではないかというご意見等をいただいております。こちらにつきましては、今までも、先ほど申し上げたような形での周知のほうは行って、メールだったりとか館内放送だったりとかというところは、今までもやってきてはいたんですけれども、ここでこれ以上なかなか増えないというところがございますので、近隣市町の状況とかも確認をさせていただきながら、効率的に増やしているところがあるようであれば、そのやり方というのも参考にさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、肺炎球菌の予防接種のところでございます。

こちらにつきましては、委員さんもご存じかもしれませんけれども、65歳、70歳、75歳という節目の方々に対する予防接種というのが、二回り目ぐらいに入ってきています。実際には、多分近いうちにこの５歳刻みというのが恐らくなくなって、新たに65歳になられた方々。65歳以上の方々はもう何度も周知させていただいて、お一人様２回ぐらいずつはチャンスがあったというところで、多分、国のほうは今後動く予想だと思っております。

新65歳の方々が今度対象になってという形になっていくと思いますので、いずれにしましても、委員さんおっしゃったように、万が一かかると重症化するというのは十分理解しておりますので、なるべくまだ未接種の方がいらっしゃるようであれば接種をしてほしいということは、ＰＲをさせていただきたいと思いますし、また、新たに始まるということが、もし65歳以上の方だけということになるようであれば、その方々に対してもぜひ受けていただきたいということの周知のほうは行ってまいりたいと思います。

３点目のはじめての孫育てというところでございますけれども、こちらにつきましても、参加者の方々は少ないんですけれども、子育て包括支援センターとか、もしかしたら日程が合わないという部分も含めて考えられますので、やらないというわけではなく、子育て包括支援センターのほうも活用しながら、ぜひ継続した形での対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　６時００分

再開　午後　６時００分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

避難行動要支援のほうは、民生委員さん、ケアマネジャーさんとかで、心配り大変なのは分かるんですけれども、ちょっと心配しているのが取り残されてしまうんじゃないかというところを、せっかく防災会の人とかとやっているんだけれども、浸透していかないところ、どうしても外に出なくなった人たちを助けるときに困るということで質問しましたので、よろしくお願いいたします。

あと、献血は、多分もう日常的に、１か月前になってメールが入った、あと当日来たといっても、多分ただのメールになってしまっていると思うので、そのあたり、ちょっと違う形でやっていただくようにお願いします。

あと、肺炎球菌の予防のほうは、国のほうで、来年多分65歳で、今、措置として69歳までの方々、まだちょっとできますよみたいなのが新聞にも出ていたので、何かそのあたり、もうちょっと間に合う方はやっていただくとか、ＬＩＮＥでもいいし、何かでちょっと知らせていただくと、65歳、忘れちゃったんだけれどもみたいな人にもやっていただくことができるので、ちょっと最後まで諦めないで、少しでも打ってくれる人をお願いしたいと思います。

孫育てのほうは、本当、私思うんですけれども、子育て支援センターのほうに、孫がいない、初めて孫ができるときって、しばらく小さい子と遊んでいない人とかって、突然子供と遊ぶのって慣れないんですよね。

だから、生まれた小さい子という対象じゃなくて、子育て主体の広場とかで子供とちょっと、孫育ての講座の中にひとつ見守るとか何かちょっと、孫育てって生まれたばっかりの子がいるけれども３歳４歳もいるんですよね。何か接点、こうなるんだとか、何かちょっと工夫していただいて、ぜひともやっていただくと、すごくちゃんとした講座になっていくなと思いますのでお願いします。

あとは、さっき再質問を忘れちゃったんですけれども、クーポンのほうは本当に一生懸命やってくださっているのがよく分かっているので、それが伝わるといいなと思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　大きく分けて二、三個質問させていただきます。山下です。

１つ目は、説明書の156ページです。

避難行動要支援者ということでなっているんですけれども、４年度の避難者の対象者数がかなり減っているんですけれども、これはどういうわけなのかなと思いまして、１つは質問したいと思います。

それと同時に、同意者612名ということなんですけれども、これは自主的に登録した人なんですか、それとも町のほうから勧めて、やった人なんでしょうか。ちょっと分からないところがあって、その辺のところはどういうふうに、806名もいて612名ということなので、これは自主的に自分で登録したものなのかどうか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、先ほど言った長寿生きがい支援事業、小河原さんもいろいろ質問していました。

私は、観点を変えて、77歳が5,000円ほどで353名いらして、３年と比べたら150名も減っている。それの理由というのは、多分私の考えだと1945年まで、戦後生まれですよね。これだけ減ってしまったという、混乱があって減ったのかなという感じがしますので、その辺のところ、ちょっと訳が分からないんですけれども、何で減ったのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、健康診断、乳幼児等のこれの説明書の164ページです。

４か月、10か月、１歳６か月、３歳児となって合計で847名の方が受診なさっているんですけれども、これもかなり減っているんですよね。これ、どうしてなのかなと思いまして。

ただ、受診率からすると99.4％で上がっている。これは大変いいことだと思いますけれども、何で人口が減ってしまったのか、こういう１歳児、急

に減ってきてしまっている、847名。

率としては、令和２年から３年にかけてよりも減り率は少なくなっていますけれども、令和４年は３年と比べたら20名ほど、ただ２年度から比べたらかなり減っている。その辺のところの理由をちょっとどういうふうになっているのか、ちょっと理由が、個人的な理由なのか、それとも子供を産まない方が多いのかどうか、そういうところの町としての分析が分かれば教えていただきたいなと思っております。

最後に、不妊症のための援助ですよね。168ページになります。

これも、令和３年度からで20名から19名だから５名ほど減っているんですよ。妊娠した方は12名に増えたんですけれども、これは助成制度というとやっぱり１人幾らまでということで決まっていると思うんですけれども、どのくらいまで出して、どのくらいの、12名の方が子供ができたということなんですけれども、やはり子供を増やす、欲しくてもできない人に助成を制限するんじゃなくて、ある程度までは出すべきじゃないかなと私は感じているんですよ、制限するんじゃなくてね。

やっぱりそれは人口を増やす、安心感を持たせて人口が増えていくという感じがしないでもないんですよ。一人でも多く産んでもらいたいと私は考えているんですよ。ですから、その辺のところの考え方というんですか、もう幾ら幾らでストップというんじゃなくて、もう少し助成金を上げたほうがいいんじゃないかなという感じはするんですよ。そのところをどういうふうに考えているのか、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

委員の質問にお答えをいたします。

まず、１点目、避難行動要支援者制度についてのご質問でございます。

その中で、まず、対象となっている人数が令和３年度と４年度を比較しまして、減っている理由、令和３年のときは928名、４年度は806ということで、122人減っているということでございますが、実は理由がございまして、令和３年のときに大きい法律の改正がありました。災害対策基本法という大きい法律の改正がありまして、いわゆる高齢者、単独で住んでいる高齢者の世帯等を、改正前は単独で住んでいる高齢者世帯とかも対象になっておりました。

申出があれば、若い方と一緒に同居していても対象にしていた時代があったんですけれども、そういったものはちょっと一旦フラットにしまして、実際に要介護認定度等を機械的に判定できるもの、いわゆる精度を高めて対象者を絞り込んだ結果でございまして、実際には、本当に必要な数に近づいたというところでございます。

令和３年までは、あまり救助を必要としない世帯も含まれていた状況でございましたが、今回の806という数字は、比較的要介護度から見ても近い数字、実数に近いという状況でございます。

それから、同じように612という数字、156ページのところにある612について、どういうことかというご質問でございますが、まず、806名の対象者全員に通知を出しております。何の通知を出したかと言いますと、個人情報を防災会に提供してよろしいか、お伺いを立てる通知でございます。

ですので、806人のうち612名の方から、個人情報を出していいですよというお返事をいただいております。そこが、まずスタートになります。個人情報の提供を拒まれた場合もしくは未回答の場

合は、提供はしていない状況でございます。ですので、612名が提供してよい分母ということになりますので、この612名は名簿の基礎となる数字でございます。

続きまして、敬老祝い金のご質問でございます。

77歳の人数が極端に減っている、説明書157ページですけれども、150人ほど令和３年と比べて減っているんですけれども、委員のご指摘のとおり、この年は昭和20年生まれの方が77歳に到達する年でございました。昭和20年生まれ、ちょうど終戦のときですね。1945年生まれの方が極端に、人間の数が少ないという、そういう状況でございました。このことから、この年は人数が減ってしまったという状況でございます。

ちなみに今年は通常どおり500人前後の対象者がおりますので、この年はそういう事情でございます。昭和20年生まれの方であったということでご理解いただきたいと思います。

私のほうからの回答は以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問にお答え申し上げます。

説明書の164ページ、乳幼児健康診査のところの対象者の数が減っているというご質問だったかと思います。それをどのように考えるかというところのご質問だったと思いますけれども、こちらにおきまして、母子健康手帳の交付と合わせて考えていただければと思います。

母子健康手帳においては、４月から翌年の３月までの間に交付するものでございますので、必ずしもここと合致するものではございませんが、ちなみに直近の３年間を比較してみますと、令和２年度においては215件、令和３年度においては196件、令和４年度においては180件ということで、毎年発行数自体が減ってきている状況でございます。

こちらにおきましては、先ほど委員さんがおっしゃられたように、もしかしたらお子様も今のタイミングで望んでいらっしゃらない方々がいらっしゃるのかもしれないというふうに考えているところでございます。

続きまして、説明書の168ページでございます。

不妊治療費の助成事業というところで、令和４年度が数が減っているというご指摘だったかと思います。

こちらにおきましては、同じく説明書の169ページのセンターのところを見ていただければと思いますけれども、令和４年の４月から不妊治療が保険適用となりました。このことによって、今までの高額での治療をしている方々が減ってきたことによって、申請の数が減ってきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

ちょっと細かいところで申し訳ございません。

ちょっと別の角度から質問させていただきたいと思っております。

最初に、避難行動、613これは個人情報ということで言われておりました612枚、これは個人情報を提供していない人にはやらないという前提なんでしょうか。個人情報の人たちだけ避難行動に要請された、あとは何かあったときは助けに行くということなんでしょうか。あとの方は、知らんぷりということでそういうことで受け止めてよろしいんですか。その辺のところ、人命には個人情報は出したくないけれども助けてほしいという方もいると思います。これは勝手かもしれませんけ

れども、そういう人たちは町としても助けないという、何かあったときは家族にやってもらいたい、家族がいないときは個人で逃げてほしい、こういうことなんでしょうか。一つだけ質問されます。

ただ、これは助けるということが前提じゃないんかなという感じはしないでもないんです私は。やはり個人情報出す出さないは別としても、町としては把握をして、助けることを前提に行動しないと助けられないんじゃないかなという感じはします。この辺のところももう一度ご回答のほどよろしくお願いします。

それと、164ページの健康診断です、これの原因というのはやはり先ほども言いましたけれども、847名になってしまったということに対しては、やはりこれは最大の原因というのはどういうことなんでしょうか。やはりコロナ関係なのかそれとも一人っ子が多いのかちょっと分かりませんが、一人っ子が多いということはやはり生活が大変立派な人に育ってもらいたいという方があると思いますけれども、やはりこの辺のところの事情というのは町としては把握しているのかどうか。把握していたとしたら町としてはどんなふうに考えているのかおっしゃってください。

それと、不妊の治療の問題なんです。先ほども言いました私これはもう少し援助費を子供が欲しいという方はたくさんいらっしゃると思います。思っていてもできない、これは１人幾らでしたっけ出すのは、何回までというのはありましたよね確か、５回まででということで書いてありますけれども、やはり私はもう少し回数、金額とも増やすべきじゃないかなと思います。あと１回治療すればできたかもしれません、それは分かりませんけれども、やはり回数で区切ってしまうとなかなか不妊に悩んでいる方は難しいと思いますよ。10回やってできたという方もいらっしゃいますけれども、やはり回数を制限するんじゃなくて、本人の希望に応じてやるように、少なくとも回数を増やすべきではないかなとか思っております。私はそういう感じがするんです。ですから、町としてどういうふうに考えているのか、その辺のところを増やす考えがあるのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当鈴木と申します。

再質問にお答えをいたします。

避難行動の同意していない方をどうするかというご質問でございます。

この回答をする前に、この制度、避難行動のこの制度につきましては、災害が起きる前なのか後なのかによって状況が変わってまいります。この制度は、災害が起きる前の制度でございます。あらかじめ安全なところに避難させるという制度でございます。したがいまして、災害が起きてから、つまり洪水等が起きてからの制度はまた話が変わってまいります。まず、起きる前にございますけれども、そのときには同意が得たものでないと個人情報が提供できないというような建てつけになっております。

しかし、いざ洪水等が発生して災害になってしまった場合、対策本部等もできますけれども、その状況になりますと、同意不同意にかかわらず防災会のほうに情報を提供する形になります。ですので、あらかじめ避難することについては同意が必要ですけれども、本当に災害になってしまった場合は関係なく提供されるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問にお答え申し上げます。

説明書の164ページの乳幼児健康診査の対象が減っているところについて、理由を把握しているようだったらというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、母子健康手帳との兼ね合いというところでちょっと考えてはいますけれども、それ以外にもしかしたら委員さんがおっしゃられたように、コロナの影響もあって減っているという可能性もあるかとは思います。ちょっと大変申し訳ございません、そこまでの理由というところは把握していない状況でございます。

続きまして、説明書の168ページのところの不妊治療の助成につきましてですが、こちらにおきましては、先ほども申し上げましたように、保険適用となったというところがございます。ですので、保険適用となったことによって、高額療養費ということで、そういった制度が使えますので、回数の制限なく使えるというふうな認識がございますので、そちらで対応をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

すると、これは最初に述べました避難行動要支援ですよね、これについては災害が起きたときには関係なく皆さんが助ける、これは自治会もご存じなんでしょうか。その辺のところは。やはりの自治会のほうが当の自治会のほうでいやこの人が救出されていないとなるとその辺のところも徹底しているのかどうか。万が一の場合は。じゃないと全員は助けられませんよね。難しいと思いますので、やはり町のほうでもこの辺のところを詳しく町のほうそういう防災組織には適用できるんだよということでお話はできているのだと思いますけれども、改めてお聞きします。

それと、最後の不妊治療の問題なんですけれども、これは保険が適用になったからじゃあ町のほうでもそれはもう関係なくやっていくんだということなんでしょうか。それとも、町は町で助成金を保険適用されていても補助していくんでしょうか。その辺のところも最後にお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

先ほどの再質問にお答えをいたします。

自主防災会のほうにどのような周知というか説明をしているかというところでございますが、こちらにつきましては、毎年行われている防災会の連絡会というのがございまして、その場において先ほどの災害が起きた場合は、情報提供しますよというお話をさせていただいております。ただ、これだけでは確かに不十分な部分もあるかと思いますので、いろんな機会に出向いてこのことをどんどん伝えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問にお答え申し上げます。

不妊治療費の助成事業についてでございますが、先ほども申し上げましたように、保険適用となったことというところがまず多分高額の治療が今ま

でかかっているというところがいろいろな声が多かったので、保険適用になったというふうに考えております。逆に保険適用になったことによって、高額療養費の制度が使えるようになったというところがございますので、特に今現段階で助成をするというところは考えていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、２点お尋ねしたいと思います。

決算書では99ページ、100ページの避難行動要支援者支援事業についてであります。

今前段の山下委員からもいろいろ質問されましたが、私はこの成果書では100ページにいろいろ書いていますが、こういうふうな成果があったと言えるんでしょうか。まず、１点目はその点についてお尋ねいたします。

２点目は、決算書127、128ページの健康診査事業の件でお尋ねいたします。

健康診査事業は、近年骨粗鬆症検査、それから肝炎ウイルス検査、以前はなかったんですけれども、増えてきました。これに検査項目に聴覚検査を加える必要はないだろうかというふうに私は思うんですけれども、そういった考えは持っているのかどうか。その２点について伺います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

先ほど委員のほうから成果書のページについてご指摘があったんですが、156ページであろうかなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。156ページにある避難行動の成果についてお尋ねという認識でよろしいでしょうか。

まず、委員のほうからこれがまあ成果と言えるかどうかという点についてご質問いただきました。

私どもは、今回のこの制度につきましては156ページの一番下にある成果というところにも書いてあるんですが、名簿の提供することによって、緊急事態に備えるということの一定の目標は達成しているというふうに認識をしておりますので、一応成果はあるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

説明書の166ページ、健康診査事業のところかと思いますけれども、こちらにつきまして、聴力検査のほうを行わないのかというところのご質問だったかと思います。

こちらにつきまして、町で行っております健康診査事業等におきましては、例えばがん検診ですと、国で示しているがん検診の指針ですとか、そういったところを参考にさせていただきながら健診の項目ですとか、やり方ですとかを参考にさせていただきながら皆様に受けていただけるような働きかけを行っているところでございます。ちょっと勉強不足の点もあるかと思いますが、ちょっと聴力検査について、現段階でどの部分で必要で、何の健診に入れたらよいかというところまではちょっと現段階で考えていなかったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

避難行動要支援者支援事業についての成果なんですけれども、成果として、避難行動要支援者名簿の更新、自主防災組織への名簿提供に合わせ、個別避難支援計画の作成を促進し、援護を必要とする方が安心して暮らせるよう努めました。この援護を必要とする方というのは、避難行動要支援者でしょう。ここまで言えますか。私の認識は災害時要援護者名簿への登録はやっております。で、対象者に対して地域への情報提供の可否の意向認識を行っているだけじゃないですか。じゃ、援護を必要とする方は安心して暮らせるというのは、地域の自主防災組織が誰がどの人に具体的にどう当たるか、この人には誰がどう当たるか、この人はこの人に対してどう援助するか、それがちゃんと決まって安心して暮らせるようになるんでしょう。この上段のほうでは、自主防災組織連絡協議会にて、自主防災会の代表者に対して、これ何人いるんですか。避難行動要支援者支援制度について説明し、個別避難計画の作成を依頼しましたって、この自主防災会の代表者に対してだけでしょう。地域の自主防災組織に対してでないでしょう。この辺はっきりしないと言っている下のほうの成果に書いてあるように言っていれば全然問題ないですよそれは。これはきちっとされていないでしょう。その辺お尋ねいたします。

２点目の166ページの健康診査事業なんですけれども、先ほど国が示している健康診査項目参考にしているんでしょう。参考にしてこれを決めているんでしょうけれども、この国が示している中に、聴力検査はないんでしょうかそうすると。その辺どうなのかということで再質問でお尋ねいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

再質問についてお答えをいたします。

まず、こちらの制度、これを防災会の代表にお伝えしているというところからまずご説明をいたします。

私どものほうでは、全56団体全ての自主防災会の会長さんが集まる会に出席をさせていただいております。その場において、まずこの制度の説明をし、そして、依頼をかけるということを毎年行っています。実際にはたまたま欠席する団体もありますが、おおむねそろっている場において、この制度の依頼をかけるということでおおむね全体の会長さんにお話が伝わっていると認識をしております。

それから、冒頭で委員からご質問いただきました、誰がどのように助けるか、細かい部分です、これにつきましてはまさにこれが計画書づくりにつながってまいります。避難計画の肝となる部分でございます。この部分を自主防災会の方々のマンパワーを借りまして、誰がいつどのような形でどこに避難させるかというのを考えていただく、これが避難計画でございます。これを防災会の方に頼みまして、昨年ですと84人分の計画書が出来上がってきて、町のほうに提出があったというところでございます。いずれにしましても、防災会の会長に対してお話をしませんと何も始まりません。ですので、まずここの最初のスタートのところできっちりと説明をし、そして依頼をかけるというところを行い、さらに計画書が出来上がってそれをこちらで受理するという一連の流れが成果ということで載せさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康介護課健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問にお答え申し上げます。

説明書の166ページのところの健康診査事業の部分での聴力検査というお話だったかと思います。

先ほども申し上げたような形で一応国の指針に基づいたもので、そこを参考にはさせていただきながら今まで健診の進め方等を行っていたところではあるんですが、委員さんおっしゃられた聴力検査については、多分この項目からいくと健康診査に入っているか入っていないかというところの項目かと思います。こちらにつきましては大変申し訳ございません、今の段階でその資料を持っておりませんので、現段階で入っている入っていないというところは明言できないような状況でございますが、ただ、必要があれば、今後そういったものについても入れられるように検討は進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　では、再々質問をさせていただきます。

避難行動要支援者支援事業についてでございます。

まず、自主防災組織56団体欠席者もいるかもしれないけれども説明はしていると、でもこれは個別避難計画の作成を依頼しましたと言っているんです、依頼してんですか。私は聞いたことありません。自治会の役員やっていますけれども、どうなっているんでしょうかということで聞いているんですけれども。それが、自主防災会の会長なり副会長が下に下ろしていない場合もありますよね。下ろしていないから84人分しかできていないのか。

私は、ですから、個別避難計画の作成を依頼しました、そこまで言っているし、それから援護を必要とする方は安心して暮らせるよう努めましたでしょう。私冒頭に言ったように情報提供の可否の意向確認はそれはしているというのは個別には聞いています。しかし、これを情報提供同意した方からさらに、自主防災会の例えば地域の会長、副会長、そこからさらに下のほうにいって、こういう個別避難計画の作成を依頼したというふうには聞いていません。聞いているんだったらやらなければいけませんよね。

だから私は、正直に情報提供の可否の意向確認は行いました止まりじゃないんでしょうか。避難行動要支援者名簿の更新、これはいいです。自主防災組織への名簿提供に合わせ、個別避難支援計画の作成を促進し、援護を必要とする方が安心して暮らせるよう努めましたまで書いてんです。これだったら心配ないじゃないですか。これについては、申し訳ありません、153ページの健康介護課としての地域の自主防災組織への名簿提供など、地域コミュニティによる醸成を図りながら、高齢者の方を介して互いに支えあう地域づくりに努めました。ここまで言っているんです。じゃ、個人情報の扱いなど大変難しいと思うんですけれども、その辺で、地域の自主防災会長、副会長辺りは躊躇しているんです。それが実態です。これ答弁は主査がしていますけれども、大事な問題です。だめだよ課長からきちっと答弁しないと。この成果をちゃんと認めているのは課長も含めてでしょう。成果については、決算の認めるかどうかには当たらないかもしれないけれども、これは決算書の中身について説明しているものですから、私はちょっと過剰な書き方しているんじゃないかなというふうに言わざるを得ないんですけれども。

最後なので、然るべき答弁してください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

避難行動要支援者支援事業の令和４年度決算の成果についてお答えをいたします。

決算成果書主要な施策に関する説明書として156ページに記載をさせていただいておりますのが一つの私どもが昨年１年間行動してきた成果として報告をさせていただいたものです。新しい制度に基づいて806名の対象者数に対しまして、その方の個人情報を地域の防災会にご提供申し上げてよろしいでしょうかという活動を行いまして、そのうち612名の方からご同意をいただくことができております。

この同意をいただいた方の名簿を、地域の自主防災会組織に対しまして、個別支援計画の策定にご協力いただける地区については、ご提供申し上げますという説明を地区防災の連絡会などで行わせていただいています。

そのような形で、全体の場としては努めさせていただいたという記載になっております。果たして、その自主防災会を通じまして、策定いただいた策定人数ですが、昨年度では84人に上りますので、まだまだ10％ではございますが、丸藤委員からすると物足りないというご意見だと思いますが、前年度の成果としては、以上が成果でございますので、そのような記載をさせていただきました。これに基づいてご判断いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　６時００分

再開　午後　６時００分

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

ここで休憩をします最後の。

７時５分から再開いたします。

休憩　午後　６時４５分

再開　午後　７時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　皆様こんばんは。大変お疲れのところありがとうございます。

私、産業観光課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

出席者につきましては、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　副課長の榎本です。よろしくお願いします。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　産業観光課農地調整担当主査の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては挙手と所属氏名を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、既に７時を回っていますので、慎重な審議は当然必要ですけれども、効率的に審議を進めていただくようお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕です。よろしくお願いいたします。

説明書179ページ、決算書150ページ、商工業振興事業に関しましてお願いいたします。

たくさんの商工業に対する令和４年度分の決算の申告が出ていますけれども、中でもキャッシュレス決済事業負担金の3,000万円からのが出ています。毎年宮代町はＰａｙＰａｙのポイントキャンペーンをやっていただきまして、誠に商工業者を代表しましてお礼の言葉を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

これに関しまして、特に説明書の中でキャッシュレス決済導入促進キャンペーンの細かな数字が出ていますので、読み上げながら対応のほうをよろしくお願いいたします。

１回目から２回目に関して、店舗数が153、１回目です。２回目が181で、店舗数も増えています。また利用総額が5,100万円、そして２回目が8,100万円、3,000万円も売上げが伸びています。ポイント数も1,150万、約1,160万近く。今回のポイント数が1,800万、約1,900万近くポイントがお客様に還元されております。

これらを通じてよくほかの場面でたばこ税がすごく町に還元されていると皆さんがおっしゃっていて、私も販売している身からふだんは売れないたばこが異様に売れているというのを実感しております。たばこだけはどこへ行っても共通な値段ですので、それでポイントがもらえればお客様に対しては本当にありがたい商品、そして今回は燃料、要するにガソリンとか軽油とかそういった感じの燃料がすごい高騰しておりますので、ガソリンも地元の業者にとってはお客様はポイントもらえるし、でまた業者とすれば町外から来られる方が半分近くいらっしゃいますので、要するに、言い方悪いですけれども、外貨が稼げると。普段は町内で済まされている販売事業者も今回はＰａｙＰａｙのおかげでふだん来られないお客様、要するに外貨を持ってきてくれるお客様で潤うことができるという利点がございます。それに関して、町としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

ただいまの土渕委員さんのご質問に関しましてお答え申し上げます。

今回、また現在またＰａｙＰａｙのキャンペーンを行っておりますが、昨年度の２回分おっしゃられたとおりポイントの付与額で1,150万円から1,890万円というふうに非常に大きく伸びたということがございまして、実際におっしゃるとおり、先ほど申した外貨が稼げる、まさに普段宮代町で消費されないお金が入ってきているということは確かにおっしゃるとおりでございまして、上限が特にございませんので、当然町民の方もご利用なさっていますし、それにプラスして町外からお金が入ってきているということで、非常に町の商工業者の方にとってはありがたいことなのではないかというふうに感じております。また、先ほどた

ばこがというお話ございましたが、実際に前回もそうでございますが、一番やはり多いのは燃料系です。今回はガソリンだけ、恐らく冬場になりますと灯油ですとか、そういったものも入ってくると思うんですが、前回の今年の１月に実施したキャンペーンにつきましては、いわゆるガソリンスタンドの売上げが全体の約25％を占めておりました。非常にガソリンスタンドを経営される方にとっては効率がよかったというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ご答弁ありがとうございます。

今おっしゃられたとおりだと思います。たばこ税の場合は、国からの補助金で一旦お客様や事業者に潤いを与えながらも、たばこ税で町に入ってきて、町がまた還元されるというすごく効率のいいキャンペーンだと思いますので、今現在も行われていますけれども、ぜひとも今回もこの数字でいくと多分伸びると思いますので、ポイントがなくなるかどうかというちょっとしたうわさが出ていますけれども、その辺に関してお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　お答え申し上げます。

ご心配されておりますポイント分伸びについては、やはり成果書に載っております第２弾、第３弾に比べて伸びはあるようでございます。

ただ、今実施しているキャンペーンについては、予定どおり９月末まで行う予定でおりますので、そこはご心配いただかなくても大丈夫かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

これで商工業者の方も安心して販売ができると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

３点ほど質問させていただきます。

まず１問目になります。

決算書146ページ、成果書36ページ、宮代農業人材育成事業になります。

一番上なんですが、保健センターとの連携による地産地消レシピの普及ということで、保健センターとの連携とあるんですけれども、どのような連携をされたのかということと、あと、このＱＲコードつきレシピを新しい村、森の市場、それからあと町内公共施設で配布とあるんですけれども、これどのぐらいの枚数を配布されたのかをお伺いいたします。

２点目になります。

決算書152ページ、で成果書が51ページになります。まちなか企業創業支援事業になります。

企業創業支援講座の実施ということで、参加者が12名、それから販路開拓商品開発改良のきっかけづくりセミナーで、こちらが参加者７名ということで、参加された方が起業をされるということに何人ぐらいなったのかなというのをお聞きしたいんですが、まさか企業創業支援補助金３件であるんですけれども、３名しかなかったとかそういうことではないとは思うんですが、一応お伺いしたいと思います。

それから３問目になります。決算書154ページ、成果書が181ページになります。消費者対策事業についてです。

資格のところで、消費生活相談員による相談窓口の開設というところで、年間89件で、相談件数が118件となっております。ここで、ちょっと細かいんですが、前年度比９件減と書いてあるんですけれども、昨年度は99件でしたので、これ９件増になるんではないかと思うんですが、多分間違ってられると思います。それで、この118件で相談で多いものを教えていただきたいと思います。またそれに対する対処がどのようになったかもお伺いいたします。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

ただいまのご質問でございますが、決算書146ページ、成果書36ページでございます。保健センターとの連携による地産地消レシピの普及でございます。

こちらの保健センターの事業では、食生活の改善や、食育、それから料理教室等を実施しているかと思いますが、これらの特に料理教室に関しましては、コロナ禍で一般の方を集めての料理教室ができないということがございましたので、町の農業振興担当のほうで所管しております地産地消の推進ということで、その時々の宮代町の旬の野菜、森の市場結で買い物ができる旬の野菜を活用した料理レシピを動画で撮影いたしましてユーチューブで公開をしているというものでございます。こちらのＱＲコードつきレシピの配布でございますが、基本、各公共施設、新しい村の各窓口等には50枚ずつ配布をいたしまして、その都度なくなる場合は、増刷をして配布をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

先ほど泉委員さんのほうからご指摘ございましたすいません成果書の誤りでございます。９件増でございました、失礼いたしました。訂正のほう皆さんお願いいたします。よろしくお願いいたします。

実際に生活相談の相談件数が増えてきている、それだけ皆様方がいわゆる困った問題が生じているということでございまして、実際に消費生活相談のほうで相談が寄せられた当町のほうで実績があったものの中で内訳といたしましてはやはり、売買契約系のものがやはり多うございまして、例えばインターネットの関係ですとか、それから、いわゆる電話勧誘とか販売で、実際に電話等かかってきまして、契約してしまう、それからよくあるいわゆる点検商法という屋根ですとか、外壁とか傷んでいますよということで、そういったことに対しまして、だまされて契約してしまうと、実際にほかの地元の業者さんに見てもらうと、そんな高い金額ではないと簡単に直りますというお話のだまされたというようなケースがございます。

それから、町のほうのこちらの広報のほうで必ず毎月消費生活相談を行っておりまして、また、事例とかがあった場合にお知らせという形でこういった事例があります。だまされないように気をつけてくださいというふうな広報載せていただきまして、啓発のほう行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業振興課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

ご質問にありました、決算書152ページ、成果書51ページのまちなか企業創業支援事業の関係でお答え申し上げます。

創業された方が何人いるかという講座を受講後ということですが、起業するというのはなかなか起業のレベルにもよりますが、生活の糧ということで考えている方からすると、講座を受講後すぐに企業というのはなかなか難しいという方もいらっしゃいまして、起業関連の事業としましては、最近３万円ビジネス講座ですとか、商工会に委託しています創業セミナー、それから昨年始めましたシニア創業セミナーといったものを行っておりますが、そちらに去年参加された方が１年後に起業されるとか、そういったどちらかというと少しタイムラグがあるのが、この成果というか少し時間がかかるのが企業創業事業かなというふうに思っております。ちなみに令和４年度は町の支援策を活用しまして起業された方が７名おります。そのうち２名は商工会で委託しています創業セミナーから３名、それから３万円ビジネス講座、これは令和２年度に講座を卒業された方ですが、２年後に創業されたという方がいらっしゃいます。そのほか、このシニア操業セミナーに昨年参加されて、そのまま起業された方が２名ほどいらっしゃいます。まとめますと、令和４年度町の支援策を活用しまして起業された方が７名おります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

まず、１問目のＱＲコードつきレシピを配布されたということで、これ枚数は言われていなかったんですけれども、枚数は幾つぐらいだったのかというのを聞いたとは思うんですが、それから、まちなか企業分かりました。この企業創業準備支援ということで、今回３件で53万3,000円なんです。昨年度は、同じ３件だったんですけれども29万9,318円だったんですけれども、この金額でその差があるのはどういう関係なのかをまずお伺いいたします。

それから、最後の３問目なんですけれども、生活相談を受けられたとは思うんですが、そうしますと、例えばちょっと問題が大変重いものであって、弁護士の方に相談しなくてはいけないとか、そういうことは起こってはいなかったということでよろしいんでしょうか。

その３点よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

レシピの配布枚数、こちらにつきましては、各施設50枚ずつ配布をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

消費生活相談の件数につきましては申したとおりでございまして、実際に案件は基本的に当町の場合もそうでございますが消費生活相談の実際に国民生活センターのほうで講習を受けた方が先生となって対応させていただいておりますので、難しい案件となりますと、やはり弁護士の先生とかにおつなぎする場合ございますが、実際に多重債務等がございますと、そちらのほうはやはり専門

の先生にお願いするということでございまして、よく聞き取りをしまして、そちらのほうで、専門の方につなぐというような方法を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

企業創業の金額についてのご質問だったかと思います。

今年度につきまして３件で53万3,000円ということで、こちらの宮代町創業促進事業補助金交付要綱というようなものがありまして、上限が20万円で対象経費の２分の１を補助するというような事業になっております。今回創業された方については、キッチンカーと飲食店、それからクラフトワークといいますか、そういった形での起業となっておりますので、それぞれ業態ですとか、かかる経費も異なっておりますので、毎回金額が異なるような形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。説明ありがとうございました。

再々質問はありません。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

質問させていただきます。

３問質問させていただきます。

決算書の150ページ、説明書ですと179ページ、商工業振興事業、こちらの宮代町商工会補助金、商工業振興事業補助金1,100万円、これの内訳を説明してください。

それから、店舗住宅リフォーム事業補助金、これも下に書いてありますが、この利用件数44件と書いてありますが、これはどういうふうな流れで44件かこれも細かく説明をお願いします。

それから、利用者物価高騰対策支援事業補助金、これも細かく分かるように説明をお願いします。

以上、３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

今のご質問２点目のまずリフォームの補助金のほうからお答え申し上げます。

リフォームの補助金につきましては、基本的にご存じのとおり町内事業者の育成という面から町内事業者をお使いいただいたときのリフォームに対しましての補助金をお出ししているものでございまして、こちらにつきましては、全部で実績といたしましては347万円の支出のうち、店舗の改修が２件、店舗併用住宅の改修が１件、住宅の改修が41件というふうになっております。

多くの場合は、外壁、屋根の修繕が非常に多くなっておりまして、中にはやはり家の中の造作を変えると、例えば古く傷んできたので和室から洋室に変えると現在ですと、そういった感じのリフォームが多くなっております。

実際に昨年度も非常に好評でございまして、早々に終わっておりまして、今年度につきましても、７月の17日で補助金のほうが全て満額いってまいりまして、現在のところ申請の今打ち切っているところでございます。

補助金額につきましては、上限額が住宅で10万円、店舗で20万円というふうになっております。

それから、３点目、事業者物価高騰対策支援金についてでございます。

こちらにつきましては、電気ガス食料品等の価格が高騰している中で、その影響によりまして、令和３年10月から令和４年９月の１年間のうちの任意の２か月、この間に営業利益が前年度の同時期と比較いたしまして、５％以上かつ１万円以上減少している中小企業の皆様のほうに５万円を支援金として支援したものでございます。

募集期間が令和４年の11月の10日から令和５年の１月の10日までの間に申請のほう受け付けまして、こちら町内の全事業者844の事業者様にご案内のほう差し上げました。その中で、交付対象になったのが193の事業所でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

決算書150ページ、商工業振興事業補助金の1,100万円の内訳ということですが、こちら宮代町商工会への補助金となっておりまして、ちょっと手持ちにその内訳というのがなくて大変申し訳ありませんが、内容としましては商工会が行います経営指導ですとか、講習会ですとか、講演会、こういったものへの補助金ということで交付しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　先ほどの住宅リフォーム事業補助金でございますが、こちらのほうは内容は分かりましたが、これ以外に住宅リフォームこれはあくまでも一般の店舗関係にはちょっと少ないと思うんですが、それ以外には出せないんでしょうか。例えば改修以外に例えば故障した場合の修理費用とか、そういう点はいかがなんでしょうか。それから、事業者物価高騰対策支援金事業補助金ですが、こちらのほうは電気ガス食料品と言いましたが、これはガソリンとかそういう事業者が必要なところ今最近ガソリン代も上がってきております。また、電気代はここに書いてありますが、そういうガソリンとかそういうところの補助金というのはいかがなんでしょうか。お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

まず、再質問１点目の住宅リフォーム補助金の関係でございまして、実際にこちらのほうの補助金につきましては、いわゆる建物の改修費用だけになっておりますので、ほかのものには対応しておりません。実際に先ほど深井委員さんのほうでおっしゃられました機械の故障ですとか、そういったものの補助金につきましては、私ども現在のところは所管してございません。また、予算措置にもしてございません。そこはご了承ください。

それから、事業者物価高騰対策の支援金につきましては、昨今ガソリン代等燃料費かなり値上がりして、また食料品も値上がりしているという中で、こういったことが起きて、実際に事業者様の利益が圧縮されていると、要するに仕入れ値要するに材料費とか燃料費とかいう必要経費が上がっているということで、売上げが同じ金額で売っていますと圧縮されてしまうということに対する補助金でございまして、そちらのほうをこういった形での補助金という形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　最後質問させていただきます。

この事業者物価高騰対策支援金で今話をしまし

たガソリンでございますが、これは一応国のほうもガソリンが上がった場合に補助金を出すようなことを今ニュースでも言われておりますが、そういうこれが200円ぐらいに上がった場合には町としては国が出すのは一定まだ具体的には出ておりませんが、町としてはそういう町の事業者のところには補助金を出すつもりはないでしょうか。継続することはないでしょうか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

ガソリンに対しての補助金ということですが、今何か手だてになるものということでは、今実施しておりますキャッシュレスキャンペーンがガソリンスタンドでも対応できますので、まずはそれで対応していきたいということが１つあります。

その後につきましては、なかなか財源がない中でどういったことができるかというのは申し上げられませんので、国ですとか県の補助金の様子ですとか、その辺をアンテナを張って対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の149ページ、150ページ、商工業振興事業の委託料です。産業おこしモデル事業委託料についてお伺いします。

こちらの委託先と、事業内容お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

産業おこしモデル事業につきましては、こちらの事業につきましては、商工会さんのほうに委託しておりまして、創業支援セミナー、それからシニア創業支援セミナー、こちらの委託いたしまして、町内の事業者が増えるように方策を取っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

２点お願いします。

173ページ、産業観光課の成果のページです。それの一番下２段なんですが、観光事業として稲刈り体験やブルーベリーの摘み取り体験と書いてあるんですけれども、178の新しい村のところに、農体験農園交流事業の中で、ブルーベリーやラベンダーの摘み取りについては降ひょう被害により中止と書いてあるんです。このブルーベリーってちょっと違う、多分私新しい村じゃないかと思っていたけれども別なのかちょっとお聞きします。

もう一つは、消費者対策事業です。決算書154ページ、説明書181ページです。

若い方の相談が多いと聞いているんですけれども、一番若い方って何歳、大学生とかが結構相談が多いかなと思ってその辺何歳なのかお願いします。

以上２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

成果書173ページの下の２行にブルーベリーの摘み取り体験ということで、大変申し訳ありません、こちらの昨年のままにしてしまいまして、お

っしゃるとおり昨年は新しい村でブルーベリー摘み取りできませんでした。ちょっと今回２か所こういった間違いがありましたので、今後こういったことがないようにしっかりとこちら確認をしていきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村でございます。

消費生活相談の関係につきまして、今すいません手元に年齢の分かる資料等ございませんが、やはり実際にインターネットとかで中学生高校生利用されておりまして、当然つないでしまうと、例えばいきなりぽんと不正請求のような画面出てきてしまう。そういったことに驚いてご相談にいらっしゃるとか、そういったケースはございます。

手元にちょっとなくて非常に申し訳ないんですが、こちらまた資料ちょっと見つけましてちょっとまた報告させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ほかにブルーベリーのあるのかなって錯覚してしまったので確認だったんです。

それで、観光事業としてと銘打っているんだけれども、この稲刈りや体験ブルーベリーと新しい村の事業として私捉えちゃっていたので、観光事業だったのかなと思って新しい村のところ読んでもそんなこと書いてないんですけれども、そのあたり観光事業としてしっかりやっているのか、なんかちょっと違うものが観光事業にしたほうがいいんじゃないかな、新しい村の事業となっているので、その辺ちょっと誤解が受けやすいかなと思って、ちょっとそれもう一回お聞きします。

あと、消費者対策事業の説明書181の中に、中学新３年生に啓発冊子配布というのがあって、ちょっとさっき担当の伺って見せてもらったりしたんですけれども、結構中学生からしっかりと配付を冊子を指し分けてくださっているんだなと思って、それでさっきの質問になるんですけれども、やはりそういうものを配ることで少し啓発でなっていけばいいなと思ったので質問させてもらいました。資料のほうもし分かるようでしたら後でよろしいですのでお願いします。

じゃ、その１点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　観光事業の関係でございます。

この書き方が読み進めていかないと新しい村というふうにいかないということで、どこで何をやっている事業なのか分かりづらいというのかということかと思いますが、確かにそういった面があるかと思いますので、こちらの記述については、今後改めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

私の読み方がだったんですけれども、観光事業って私としてはこの稲刈り体験とかブルーベリーって新しい村の事業だと思っているんです。それで、ふきとかは春にイチゴの摘み取りとかで、今ぶどう狩りもやっているんです。観光って結構そういうぶどう狩りとか果物狩りは非常に人が集まって喜んで楽しんでやってくれるとかいうから隣町で出ているので、観光事業ってもうちょっとただのブルーベリー狩りなんかそういう違うものうちの町の特産なんかのできるのかなと思ってちょ

っと新しい村の事業と分けたほうがいいかなと思いますので、その辺は要望として考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、３点ご質問させていただきます。丸藤です。

まず１点目は、３目農業振興費の中の143、144ページの、農業災害対策特別措置事業補助金です。これは、成果書の中でも26件ということで、金額は236万9,032円、これも補正予算でもお聞きしていますが、ほとんど梨関係の農家さんは全滅だというふうな話でした。助かったのはネットをしていたところだけだったというふうにお聞きしましたが、この交付件数の内容、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。また、補正のときにもありましたけれども、その後これはこの補助金交付に該当するということで、増えているんでしょうか、その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、２点目は149、150ページの商工業振興事業で、商工会において新型コロナウイルス感染症対策事業個別相談会を実施したということで、これは、コロナウイルス感染拡大により、収入源となった事業者への事業継続の支援ということなんですが、個別相談を受けて、なおかつ具体的に事業継続の支援を行っているのかというふうに私は思っているんですけれども、この具体的な事業支援、それはどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

もう一つは、同じく店舗住宅リフォーム事業補助金なんです。これは、令和４年度は店舗住宅合わせて44件ということで、もうこの補助金もすぐ好評で使われてしまうと。だとすれば、確か補正も行っているというふうに記憶していたんですけれども、もっとこれは、地元の建設業者にも反映されるのでどうなんでしょうか。もっと補正して補助金を増額してもいいような感じもするんですけれども、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

以上３点。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

決算書143、144ページの農業災害対策特別措置事業補助金についてのご質問でございます。

まず、こちらの補助金につきましては、昨年６月３日に発生いたしました降ひょうによる農業災害が埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づいた特別災害に指定されたことに伴いまして、当町において降ひょうの被害を受けた生産者を対象に農業生産力の維持を図ることを目的として、被害農産物の回復等に当した経費に対しまして、埼玉県と宮代町による助成を実施したものでございます。

具体的には、病害虫防除用農薬の購入費、それから受精または創製の回復用費用購入費、それから代替策、または次期作用の資苗及び肥料購入費の一部を助成するものでございまして、かかります経費に対する助成となっております。この補助金に関しましては、26件の農家の方が申請されました。

具体的な個別の野菜、あるいは果樹の品目でございます。まず野菜が、スイートコーン、ネギ、ナス、枝豆、サトイモ、カンショ、カボチャでございます。果樹につきましては、梨、ブドウ、ブルーベリー、キウイフルーツでございます。これらの品目に取り組まれている生産者の中で、先ほど申し上げました次期作あるいは創製回復、病害

虫防除、そういったものに対してかかった経費に対しまして県と町のほうで２分の１ずつによります支援を行ったところでございます。なお、この降ひょうによる被害を受けまして、梨農家の方から多目的防災網の支援に関しまして相談を受けまして、こちらも成果書で記載させていただいておりますが、成果書の35ページでございます。下から２つ目の黒四角でございますが、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金、こちら農業機械や栽培施設等に対します、農業者による当市に関する補助でございますが、③番といたしまして、園芸果樹生産担い手支援事業ということで多目的防災網を新たに整備するという方に対しまして、この降ひょう被害を受けた農家、直接お一人から相談を受けまして、申請を受けて交付をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

まず、決算書150ページの個別相談会がどういうふうに支援につながったかというお話でよろしいかと思いますが、個別相談会につきましては、令和４年度合計で115件の相談があったかと思います。その内訳の中で最も多かったのが事業復活支援金の相談となっておりまして、この支援金につきましては、実際に補助金の申請に当たってのお手伝いをしているというふうに聞いております。ですので、こういった支援金として事業を支える手続の支援がここの場で直接できたのかなというふうに考えております。ちなみにそのほかの相談内容としましては、デジタル化ですとか、その他の相談、経営相談と一般的な相談というのもあったというふうに聞いておりますが、最も多かったのは事業復活支援金ということですので、直接的な支援につながったのかなというふうに考えております。

それから、決算書152ページの店舗住宅リフォーム補助金の関係でございます。先ほどお話がありましたとおり、元々予算200万円のところを補正で150万円増やしまして350万円になっております。なかなか建設関係の事業につきましては、先ほどお話しした例えばＰａｙＰａｙですとかはなかなかそういったところにはお金が回っていきませんので、そういったところにも対応するということで、リフォーム補助金の予算を増額したところでございます。ちなみに令和３年度につきましては、やはりそういった理由もありまして、予算を200万円ではなく300万円ということで、令和５年度予算を計上しております。もっと増やしたらどうかということにつきましては、ご要望としてお伺いしたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再質問させていただきます。

まず、農業振興費の農業災害対策特別措置事業補助金、これについての詳しい説明がございましたので、分かりました。ただ、後でということで、災害された農家さんの多目的防災網の整備ということで１件あるということで、示されましたが、これは規模にもよりますけれども、どれぐらいの補助だったのか、参考にお示しいただきたいと思います。

続けて、２点目の新型コロナウイルス感染症対策事業個別相談会ということで115件あったということなんですが、その中で、成果としては事業復活支援金につながったということなんですけれ

ども、これは具体的に事業復活支援金というのは交付されているんでしょうか。どういうルートで支援金が行われているのか、その点につきましてお伺いしたいと思います。

もう１点、３点目の店舗住宅リフォーム事業補助金、これは、令和４年度も追加されております。次年度においてもやはり好評であればまた地元の業者の育成にもなるんであれば、私はいい面はいい面としてもっと追加してもいいのかなというふうに思いますので、これは要望ですがよろしくお願いしたいと思います。

その２点お願いいたします。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

先ほどのご質問の多目的防災網の整備に対します支援の内容でございますが、こちらの防災網設備の施設の規模につきましては、20アール、2,000平米でございます。補助対象事業費といたしまして575万3,000円これに対しまして、こちらの補助金につきましては、補助率が２分の１以内となっておりまして、上限が250万円となっておりますので、250万円、満額のほうを支援のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

事業復活支援金につきましては、国の補助金になっておりまして、経済産業省の補助金になります。実際にそれが事業者さんのほうに支給されたかどうかというのはちょっと町が交付に当たって交付金を支援する流れの中に入っておりませんので、ちょっと把握することができなく、大変申し訳ありませんが、商工会を通じてそういった支援ができているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問でございます。

最後の商工業振興事業の関係で、これは事業復活支援金につながったということなんですけれども、国の補助金が支給されたかどうか把握されていないということなんですけれども、これは後でも結構ですが、分かる範囲でどういうふうな国からの補助金どうだったかというのは把握されればまた報告をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

事業復活支援金の関係、商工会のほうに確認してみたいと思いますので、ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月20日水曜日午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　７時５６分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九　山　妙　子　君		泉　　伸一郎　君	
角　野　由紀子　君		塚　村　香　織　君	
田　島　正　徳　君		土　渕　保　美　君	
深　井　義　秋　君		川　野　武　志　君	
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

欠　　員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	副　町　長	渋　谷　龍　弘　君
教　育　長	中　村　孝　明　君	会計管理者兼 会　計　室　長	宮　野　輝　彦　君
まちづくり 建　設　課　長	成　田　雅　彦　君	まちづくり 建設課副課長	髙　橋　勝　己　君
土　地　利　用 推　進　室　長	石　塚　孝　信　君	上下水道室長	忽　滑　谷　　和　君
まちづくり 建設課主幹	和　田　光　春　君	まちづくり 建設課主幹	小　林　賢　吉　君
道路担当主査	鷲　谷　栄　一　君	都市計画担当 主　　査	島　村　明　子　君
教育推進課長	田　中　啓　之　君	教育推進課 学校管理幹 兼副課長	竹　内　知　子　君
生涯学習室長	飯　山　　武　君	教育推進課 副　課　長	小　川　雅　也　君
教育推進課 主　幹　兼 指導主事	加　藤　裕　一　君	教育推進課 指導主事	齋　藤　真美子　君
教育推進課 指導主事	嘉　茂　達　哉　君	教育総務課 主　　幹	小　島　英　樹　君
教育総務担当 主　　査	髙　橋　道　彰　君	生涯学習・ スポーツ振興 担当主査	田　代　宇　隆　君
生涯学習・ スポーツ振興 担当主査	川　﨑　章　人　君	文化財保護 担当主査	横　内　美　穂　君
総務課副課長	青　柳　　誠　君	企画財政課長	菅　原　隆　行　君
住　民　課　長	草　野　公　浩　君	税　務　課　長	伊　東　高　幹　君

町民生活課長	吉永吉正君	環境資源課長	大場崇明君
福祉課長	鈴木淳史君	子育て支援課長	横内宏巳君
健康介護課長	井上正己君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主任	金子尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月15日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２７号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　これよりまちづくり建設課の審査を行います。

審議に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　皆さん、おはようございます。まちづくり建設課長の成田です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（鷺谷栄一君）　まちづくり建設課道路担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課都市計画担当主査（島村明子君）　まちづくり建設課都市計画担当主査の島村です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　まちづくり建設課土地利用推進室長の石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みでございますので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、挙手、それから所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出と一括して質疑をお受けいたしますが、企業会計は入りませんので、ご注意いただきたいと思います。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

３点ほどお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、１点目なんですが、決算書156ページ、成果書が185ページになります。都市計画道路整備事業、この中で185ページの四角い２番目ですね。道路改良工事ということで、春日部久喜線（町道第12号線）歩車道・地盤改良とあるんですけれども、これにつきましてどのぐらい進められているかということをお伺いいたします。

２点目は、その下ですね、支障物件移設補償。春日部久喜線の支障電柱等の移設とありますけれども、これについても説明をお願いいたします。

３点目なんですが、決算書160ページ、成果書が47ページになります。東武動物公園駅東口周辺整備事業、この中で、四角のところですね、実施内容ということで、委託費が1,797万2,249円ということで、こちらのほうの現地調査業務ということになっているんですけれども、どのような進め方をしているのかということをお伺いいたします。

それとあと、その下のほうの負担金についても説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

まず、決算書の156ページ、185ページ。まず、町道12号線、都市計画道路春日部久喜線の進捗状況でございます。

こちらのほう、今、用地で考えますと、進捗率のほうが85.7％になってございます。残りについては用地交渉を進めているところではあるんですけれども、毎回同じような回答で申し訳ないんですけれども、なかなか用地買収のほうが進んでいない状況でございます。工事につきましては、用地買収が終わりまして、土のうが置いてあるかと思うんですけれども、沈下の終わったところから歩道、車道のほう舗装等の工事を進めているところでございます。

２番目の、電柱のほうの補償という意味合いだと思うんですけれども、こちらにつきましては、東電柱、ＮＴＴ柱があるんですけれども、こちらのほうの移設について動かしていただく、計画道路の外側に出していただく、民地側に出していただくというような形で電柱の補償のほうをお願いして契約を行っている、お願いしているところでございます。

決算書160ページ、成果書の47ページの東口のほうの内容になってくると思うんですけれども、こちらのほう委託料の1,797万2,249円ということで書かせていただいていると思います。こちらにつきましては、メインとなるのはこちらの駅前広場のほう、東口通り線も含むんですけれども、電線共同溝、無電柱化を図るということで進んでいる事業でございます。この駅前広場の中の無電柱化のための設計ということで、委託のほうを出させていただいているところでございます。

続きまして、負担金になるんですけれども、こちらは埼玉県のほうが施工しております東口通り線、こちらの駅前広場以外のところなんですけれども、こちらのほうの用地交渉ですとか、あと用地買収を進めているんですけれども、今、用地については全部買えたところではあります。こちらの事業に係る負担金ということで、杉戸県土整備事務所のほうなんですけれども、470万6,717円ということで負担金のほうをお支払いしている状況でございます。

進捗率になるんですけれども、こちらのほう、用地のほうの進捗率なんですけれども24.9％ということで、東武鉄道さんのほうおおむね了承が得られていますので、こちらのほうを含めますと62.9％ということで、進捗している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目の都市計画道路のほうになるんですけれども、昨年度は4,764万9,500円だったのが、一挙に大幅に増えていまして１億943万500円ということで、相当進んだんだなと思ったんですけれども、例えばメートルに直して大体どのくらいの距離が今年度は進みましたとか、そういう細かい数字も教えていただきたかったと思うんですけれども、その点もう一度お願いいたします。

それから、あと、大体残りがあと何百メートルあるのかとか、その辺もお願いしたいと思います。

２問目の支障物件の件なんですけれども、こちらここに支障電柱等と書いてあるので電柱だけで

はないのだなと思っていたので、その辺の説明もいただきたいと思っていたんですが、電柱しか言われませんでした。昨年度は７本電柱を移設して、224万2,917円だったんですね。今回は1,375万6,545円ですから、大幅に増えているんですよ。ですから、大体何本移設されたのかとか、あと電柱以外にどういう部分に幾らの予算が使われたのか、そういったものも説明いただければありがたいなと思っていたんですが、よろしくお願いいたします。

それから、３問目ですね。これなんですけれども、昨年の委託費が513万2,097円ということだったんですよね。今回が一気に増えて1,797万ということですから、相当数の何か仕事をされたんだなと思っていたんですけれども、先ほどの答弁ですと、無電柱化の設計と言われていたんですけれども、何か随分とそれにお金がかかり過ぎているような気がするんですけれども、その点もう一度お願いいたします。

負担金については分かりました。

そうしますと、この委託費の中には土地交渉とか、そちらの関係などのそういう委託とかは入ってないということでよろしいのかもついでにお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。よろしくお願いします。

まず、１点目。決算書156ページ、成果書185ページ、町道第12号線の都市計画道路整備事業、町道12号線の内容でございます。今回の工事につきましては、町道12号線の工事延長としましては、約324メーターの工事を完了させております。

町道12号線については、両側の歩道に盛土をしながら進めておりますので、一概に両側が均等にきれいに何メーターずつ進んでいくというのはちょっと難しいんですけれども、今町道12号線の延長が約１キロ、1,040メーターあるんですけれども、そのうち現段階で564メーターの両側の整備が完了しております。率にすると54.3％になります。

続きまして、電柱移設の費用なんですが、こちらについて、今ちょっと手元に電柱が何本動いたかという資料がございませんので、すみません、本数的にはちょっと申し上げられないんですけれども、今回工事を実施した箇所でＮＴＴの電柱がかかってくる、一部東京電力の電柱がかかってくるんですが、こちら工事の支障となる部分の電柱について移設費用を補償費として支出しているということになります。

続きまして、決算書160ページ、成果書47ページ、東武動物公園駅東口の整備につきまして、先ほど無電柱化という話があったと思うんですけれども、令和４年度に実施しました設計の内容についてでございますが、一番大きいところで駅前広場基本設計業務委託、こちらが額的には一番大きな委託になっております。

土地に関わる委託は発注されていないのかということなんですけれども、こちらについても土地の鑑定評価、買収後の登記業務、境界確認の測量分筆業務も入っております。

内容としては、土地に関わるものが４件、駅前広場の基本設計で１件の業務委託、用地買収が完了してからその用地を管理するために除草等の費用も業務委託で発注しておりますので、こちらが１件ですね。あと、繰越し分で物件調査ですね、建物、用地買収入るときに建物の補償内容を調査する委託が１件ございまして、それらを合わせて1,797万2,249円ということで、全部で７件の業務委託を発注しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再々質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、564メートルで54.3%進んだとお聞きしたんですけれども、最初の答弁で85.7%と言われたのは、どのものを足して言われたのかということをもう一度お伺いいたします。

それから、支障物件で、電柱以外もあるんではないかということでお聞きしたんですけれども、その点については答弁されていませんので、もう一度お願いいたします。

それと、３点目なんですが、やはりそういう業務委託も入っていたんだなということで納得いたしました。用地買収に関しまして、まだ移動をされていない方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう場合、この後はどのように進めていくのかをまた最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。よろしくお願いします。

まず、先ほどの都市計画道路春日部久喜線の進捗率ということで54.3%と85.7%ということで今数字が出てきてしまっていると思うんですけれども、まず54.3%というのは工事に直した場合の進捗率になってございます。初めに申し上げました85.7%というのは、用地に関しての進捗率ということでご理解いただければというふうに思っております。

２点目の電柱の補償ですね、今回につきましては、電柱以外の補償はございません。ＮＴＴと一部東電ということでご理解いただければと思います。

３点目の、用地について今後はどのように進めていくのかということなんですけれども、こちら東口の用地といたしましては、今後、今年度できれば今まで内諾をいただいている東武鉄道さんを契約まで持っていければというふうに考えておりますので、東武鉄道さんが進めば、それに伴ってコンビニですとか、あの辺が契約がいただけるのかなというふうに思っています。最終的に残ったところが問題かなと思うんですけれども、まずは根気強く用地の交渉を進めさせていただければと思っています。

今現在といたしましては、権利者の方とのお話ができていないわけではございませんので、補助金の関係ですとか予算の関係ですとか、そういったものももろもろ併せまして交渉していきまして、うまく契約ができればというふうには考えております。最悪、事業、用地買収長引いてしまって難しい場合につきましては、最終手段としての収用ということも頭に置きながら、交渉の記録等をよく残して、そういうものに備えられればというふうに思って進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　質問させていただきます、深井です。

３問質問させていただきます。

まず、１番目、決算書162ページで、説明書189ページ。

２番目が決算書の160ページで、説明書の180……

〔「１個、１個」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　１個、１個。

まず、１番目の、説明書の189ページの公園等

環境管理事業、こちらの２番目に公園管理協定に基づく住民主体の維持管理と書いてありますが、こちらの下の、公園管理協定に基づく地区と書いてあります。自治会と町の役割分担ですね。こちらはどこの自治会でどういうふうな役割分担をされているのか。

それから、公園管理の維持管理、これは年間何回ぐらい、ここに町内57か所と書いてありますが、年間何回ぐらい行っているのか、そういうことと、あと下に公園管理の維持管理に関する費用、2,419万461円と書いてありますが、この内訳を説明お願いします。

２番目。決算書160ページ、説明書188ページ、こちらの一般住宅耐震対策事業、ここに主な実施内容と書いてあります。この実施内容の中で、30万と補助金が出して、令和４年度は補助金額30万と書いてありますが、ほかの耐震診断補助とか改修工事、あとブロック塀撤去補助、これがゼロなんですね。何でこういう今年度はゼロにしているのか。この内容と既存建物診断、下に書いてありますが、これの利用の詳細説明というのをしていないからゼロなんですか。

こういう中身の内容をどういうふうに皆さんに、ここに広報と書いてありますが、説明が足らないんじゃないかと思うんです。こういう細かい説明をお願いします。

３番目。説明書の49ページ、姫宮駅西側周辺活性化事業、決算書ですと158ページでございますが、こちらの周辺活性化事業で、令和５年度は都市計画道路、令和５年から令和７年度整備するというふうに書いてありますが、こちらの令和７年度、目標では令和７年度と書いてありますが、これはどういう進め方でこれから進めていくのか、それを説明をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

それでは、今ご質問がございました公園等環境管理事業、こちらについてご説明のほうさせていただきたいと思います。

成果書のほうでいいますと189ページ、こちらになります。

公園管理協定に基づく住民主体の維持管理ということで、どこの自治会で役割分担はどうなっているんだということなんですけれども、こちらの対象となっている自治会でございますが、姫宮北団地、あと姫宮南団地、西原団地、ディアコート西原台、金原、あと川端１、２、３と姫川１、２地区、こちらまとまってになります。あと、中須地区、あと新道集会所管理組合、宮代学園台団地、あと和戸町内会、あとこちら和戸にありますディアコート、桃山台、こちらの12の自治会さんのほうと管理協定は、令和４年度のほうは締結を続けていただいております。

役割分担ということなんですけれども、役割分担につきましては、こちらの表に書かれている内容になります。基本的にこの内容で協定を結んでいただいている自治会さんについては、地区内にある公園、そちらのほうの草刈りですとか、ごみの収集とか、こういったものをやっていただいているのが現状となっております。

その続きですかね、街区公園等の維持管理ということで、こちらの内訳ということでございます。こちらの内容としましては、項目としましては水道料金、あと電気料金、施設の修繕ですとか、草刈り、樹木の剪定、遊具の点検、あと街区公園等の工事、こちらのほうの費用をまとめたものがこちらになります。

すみません、それで内訳のほうですけれども、

電気、水道、修繕、消耗品、こちらのほうとしては需用費のほうで267万2,611円、あと街区公園の草刈り、樹木剪定の管理委託、こちらについては1,567万6,850円、公園遊具の点検の委託、こちらが93万5,000円、あと工事請負費、こちら490万6,000円、こちらのほうが維持管理費の費用2,419万461円の内訳となってございます。

公園等環境管理事業については以上でございます。

すみません、あと維持管理の回数ということなんですけれども、草刈り、こちらにつきましては、一応年２回から３回ということでやらせていただいています。剪定のほうについても、こちらのほうは場所によって１回という形でやっています。遊具の点検につきましては、職員のほうの日常点検につきましては月１回、業者のほうの点検につきましては年１回ということで実施させていただいているところでございます。

すみません、続きまして、耐震のほうの関係でございます。

成果書のほうは隣の188ページ、こちらでございます。

こちらのほう、建て替え工事の補助だけ30万円入っていて、ほかがゼロになっているけれどもということなんですけれども、まずこちらのほう補助金の制度になってございます。そのため、申請がなかったので今回、すみません、うちのほうでゼロにしたかったわけではなくて、申請がなかったのでゼロになってしまっているという、そういった状況でございます。

一応相談の環境ということなんですけれども、一応こちらの体制のほうについてはホームページですとか、あと広報のほうでこういう制度ございますということでご案内のほうさせていただいていまして、あと10月に開催する防災訓練、こちらの中でも周知のほうは図らせていただいているところなんですけれども、昨年度、令和４年度、こちらにつきましては、コロナのほうの感染防止対策を講じながら役場の庁舎の中に相談窓口のほうを設けさせていただきまして、７月、８月、９月、月１回ずつ相談会のほうを実施させていただいているといった状況でございます。

あと、また窓口や電話で随時ご相談ありましたら、その際は対応のほうもさせていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

続きまして、姫宮駅西側周辺活性化事業ということで、こちらにつきましては、まず予算的には16万5,000円ということで、都市計画決定に向けて昨年度動いていたわけなんですけれども、春日部、あと埼玉県ですね、こちらと協議をいたしまして、どうにか11月11日に都市計画の変更ということで都市計画道路春日部久喜線、こちらのほうの都市計画の変更ということで決定をさせていただいているような状況でございます。

それに伴いまして、今後橋梁の設計ですとか用地の測量ですとか入っていくんですけれども、まずは都市計画道路のほうの整備を進めていきたいと思っております。

なので、令和５年、今年度については、補償の調査などの交渉ですとかを進めまして、あと春日部のほうに負担金のほうでお願いしている橋梁の設計ですとか、路線の測量のほうを進めてまいりまして、宮代町といたしましては用地買収、どこまで用地が道路に係ってくるのかというところの用地買収に向けての測量、こちらに入っていき、

Ｒ６、Ｒ７というふうにかけまして用地の買収を考えております。できればなんですけれども、３年ぐらいで用地が買えればなというふうに考えております。

土地利用につきましては、まだ検討中ではあるんですけれども、白地に抜けるのかという問題もあるんですけれども、その辺を含めまして土地利用のほうを同じくＲ５、６、７とかけて検討のほうを進めていければというふうに思ってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

最初のほうの公園管理協定のほうでございますが、こちらのほうは各自治会で役割が、今言われたとおりに各町内会で行っているということでありますが、草刈りとかそういうところは各町内会がまたこれを高齢者事業団に委託とか、そういうことをなさっているんでしょうか。各町内会で草刈りを行っているのかお聞きします。

〔「全部だっけ」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　まだほかにもございます。

次に、２点目の一般住宅耐震対策事業、こちらのほうもやはり町民にもう少し説明、広報とかホームページとかで連絡をしているようでございますが、各町内会が76か所あるわけですから、やはり各地区連絡会とかそういうところでやはりもっと細かく、こういうところで、例えばブロック塀も宮代町にはかなり民間各所にあります。そういうところももう少し、こういうところに補助金が出るとか、そういう連絡がないから、こういう町への報告がないと思うんです。

やはりもっと小まめに、こういう補助金の、県が助成できると、そういうことを一般の方にも連絡すれば、もっと増えると思います。これもコロナがあった云々じゃなくて、やはり町の対応があんまりに悪いんじゃないかと思うんです。そういう点、もう少し広範囲にやはりそういう、いろんな連絡手段があるんですから、そういうところを利用してお願いしたいと思うんです。そういう点、お願いだけじゃなくてそういう細かく要請をお願いしたいと思います。

それに対して今後どういう手続を踏むのか教えてください。お願いします。

最後に、先ほどの姫宮地区の件でございますが、こちらのほうも、用地交渉とかいろいろこれから予算の検討もございます。やはり北春日部の区画整理が決まっているわけですから、橋は春日部にお願いする、工事のほうはお願いすると言っておりますが、そういう予算づけも早めに手続をして、宮代町側のほうの都市計画道路、これも早めに進めるようにすれば、春日部の区画整理が終わった時点で早急に活用できると思うんです。それに対して今後もっと積極的に進めるために、これはもう当然県道になるわけでございますよね。そういう点お伺いします。

町として今後先ほどの言った用地交渉とか令和５年度からと言っておりますが、もっと早めに進める方法をお願いしたいと思います。それに対してお答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。

まず、１点目の草刈りについて、委託をしている自治会はあるのかというような内容だったと思います。

こちらにつきましては、まず管理協定のほう地元のコミュニティの一環ということでやっていただくものに対して、報償金というような形でお金

を出させていただいているような状況でございます。

ただ、確かにおっしゃるとおり高齢化が進みまして、自治会の中ではシルバー人材センターのほうに委託しているということを伺っているところもあるんですけれども、そこの内容については全部町のほうで把握しているわけではございませんので、報償金の中でやれるだけのことをやっていただいてというようなことになるのかなというふうに思います。

２点目の耐震のＰＲにつきましては、先ほどの説明のとおりなんですけれども、ホームページと、あと刷り物等でＰＲしているところでございます。あとは、耐震の会ということで地元の工務店さんなりに協力をいただいているところではございます。

やはり、こういった耐震補助ということで、やっぱり災害が起きないとなかなか自分事として考えられないというところもありまして、言い方が悪いのかもしれないですけれども、地震があった後には申請が伸びたりということはございます。なので、今の現状といたしましては、そのような大きな災害がないということで、いいことだとは思うんですけれども、その分申請のほうは減っているというふうに認識していただければというふうに思います。

３点目の姫宮駅周辺の活性化事業になるんですけれども、こちらのほう、都市計画決定の際にも埼玉県と春日部市さんと協議させていただいております。もちろん北春日部地区の組合区画整理事業ももう始まってございますので、春日部市との協議のほうはさせていただきまして、その結果として、今年度については橋梁の設計と、あと路線の測量のほうを春日部市で行うというような役割分担がされております。

スケジュール的にもその辺は北春日部の区画整理に合うように、宮代町といたしましては計画的に用地買収を進めるというようなことで考えておりまして、１件支障な物件がございますので、そちらについては先行で交渉をさせていただきまして、代替地を一緒に探すですとか、そういったご協力もさせていただきまして進めているところでございます。

近々、地元のほうの事業の説明会をさせていただく予定でいますので、その際には、田畑あると思うんですけれども、そちらのほうのご協力についてお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問をさせていただきます。

先ほどの草刈りのほうでございますが、これは各町内会で町が補助金を出すからということでありますが、各町内会も先ほどおっしゃったように高齢化が進んでいるということで、なかなか草刈りもできない状態であります。

それで、この下に、その他負担金と書いてありますが、この負担金というのはどこの部分の負担金でございますか。お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長髙橋でございます。

すみません、草刈りにつきましては補助金というよりも、先ほどのとおり報償金ということで出させていただいておりますので、ちょっと考え方的に地域のコミュニティというふうに考えていただければというふうに思っております。

どうしても高齢化が進んでいるところにつきま

しては、草刈りのほうを辞退させていただきますというふうにおっしゃっている地区もございますので、その辺も含めまして、報償金の制度ですとか役割分担というのは、後々は考えていかなくちゃならないのかなというふうに思ってございます。

ただ、町のほうといたしましても、年に２回程度が基本となるような形で除草のほうさせていただいておりますので、予算の兼ね合いもございますけれども、地元の方のご協力もいただかないとなかなか難しいところもございます。

実際、シルバー人材センターのほうも人材が不足しておりますので、草刈りのほうやっぱり同じ時期に集中しているような状況でございますので、そうするとどうしても町のほうがお願いしたとしても、時間差が生まれてしまうというようなことがありますので、なるべくそうならないようにはしているつもりなんですけれども、ちょっと草が最近生えるのが速いような状況になっていますので、なるべくいい方向で進められればというふうに環境を整備していければというふうに考えております。

その他の負担金ということで、6,000円上がっていると思うんですけれども、こちらにつきましては、埼玉県の都市公園整備促進協議会の負担金ということで6,000円上げさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく２点で、何点かその中で質問をさせていただきます。

決算書の155、156の道路維持管理事業についてです。成果書では184ページです。

こちらからまず３点なんですが、１点目が道路側溝清掃業務委託料についてです。こちらの内容を詳しく教えてください。

２点目がその下、道路清掃業務委託料です。こちら予算では50万円となっておりましたが、決算金額は120万円ということで、どのようなことをしていただいたのか、こちらも詳しくお伺いいたします。

３点目がその下、街路樹管理業務委託料と道路除草業務委託料、こちらは184ページにございます、これ合わせて734万円という感じなんですが、こちらの道路の除草ということで、例えばどの辺りを除草いただいているのか、ちょっと細かい内容になってしまうんですが、例えば通学路になっていたりすると草でちょっと通りづらいとかそういうこともあったりもするのかなと。どの辺りをされているのかお伺いいたします。

次に、決算書の161、162ページの公園等環境管理事業です。成果書の43ページとまた189ページもございます。こちらから２点質問をさせていただきます。

こちらの街区公園の草刈りなど、前段でも詳しくご説明いただきましてよく分かったんですけれども、こちらの草刈り委託料ございまして、年に二、三回ということで、年々やはりこの気候で草の環境というのも変わってきている中、二、三回ということでずっと予定されているということで、シルバーさんのスケジュール等もございまして二、三回が限度なのかなという感じなんですが、現状は、やはり年々草が伸びて使えない期間が出てきてしまっているという状況であります。

それで、これからどうしていかれるのかというところで、いろんな選択肢があると思うんですけれども、例えば草自体を、高い草が生えないようなグラウンドプランツとかという、そういったそういうものを植えて低い草にするとか、あとは先

ほどもございましたけれども、自治会のご協力ということで、高齢化でできない地区もあるんですが、若い地区だと自治会のご協力というのも併せて、町と一緒に自治会でご協力することによって常にきれいな環境、遊べる環境になるということもあると思うんですが、そのあたりのことも少しどのように、今では足りていないというか、きっとご要望もたくさんいただいていて担当の方も心苦しいと思うんですね、住民の方へのご説明とか。

そういったことも含めまして、どのように考えているのか、少し長くなりましたけれども、教えていただければと思います。

最後に、この下の工事請負費の街区公園等ベンチの交換ということで、こちらの内容、何台をどこにというか、詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

１問目、決算書155、156ページ、成果書184ページの道路維持管理事業についてご説明申し上げます。

まず、道路清掃業務委託につきましては、こちらが９件ございまして、内容については道路に、すみません、側溝清掃業務委託です、申し訳ないです、が９件ございまして、こちらの町内の側溝にたまった堆積物を掃除するような形になります。場所についてはちょっと様々なんですけれども、字百間、笠原、東粂原、姫宮、駅の西口の大通り沿いとかですね、町内至るところにあるんですが、側溝清掃、道路の排水に影響のあるような堆積に対して、道路パトロールや苦情の内容を基に町のほうで清掃している状況でございます。

続きまして、道路清掃業務委託なんですけれども、こちらにつきましては、歩道がある道路、歩道がある道路には縁石があるんですけれども、縁石の脇に砂がたまりますとそこから草が生えたり、縁石に水抜きの穴が設けてあるんですけれども、そちらの排水が滞ったりいたしますので、町内の歩道がついている道路、幅員が広めな道路になるんですけれども、そちらについて道路清掃車を走らせて掃除するという内容になっております。

すみません、先ほど道路側溝清掃が９件と言ったんですが、申し訳ないです、訂正させてもらいます。側溝清掃は３件で、道路清掃が６件になります。

道路清掃の内容につきましては、今言った歩道の部分と、ちょっと落ち葉が落ちて道路が滑りやすくなるとか、そういったものについても単発で対応しているような状況でございます。

続きまして、除草、樹木管理業務委託、こちらについては、除草と樹木管理合わせて26件の委託を発注しております。

内容につきましては、まず街路樹につきましては、街路樹の薬剤散布ですね、町内にある街路樹について消毒の作業を行っています。街路樹の剪定業務ですね、こちらは町内の街路樹が生えているところで剪定を実施しております。

続きまして、道路の除草についてなんですけれども、こちらは宮代町の道路担当のほうで管理する道路敷地内に生えてしまうような草を、今まで苦情等を全て集計してある程度場所が把握されていますので、そちらについてシルバー人材センターさんのほうと契約を結んで年に２回から３回程度実施しているような状況でございます。

それとは別に、町内の建設業者のほうと単価契約をいたしまして、ちょっと川沿いの危ないところというか、シルバー人材センターだとちょっと

施工現場が厳しいようなところについては、町内業者の単価契約で除草を行っております。主には、河川沿いの健康マッ歩の道路から１メーターは、のりの部分についても町のほうで管理しなくちゃいけないというのがございますので、そちらの部分が主となっております。

それ以外に、単発的な苦情とか、草の生え方もちょっと天候によっても変わってきますので、そちらについて苦情があるところについて対応している状況です。もちろん苦情の中には通学路で子供が通りづらくなっているというところもかなり多くありますので、通学路に関しては早急に対応させていただいているような状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

それでは、ご質問がございました公園等環境管理事業、こちらについてご答弁させていただきたいと思います。

決算書では161ページ、162ページ、成果書のほうでは189ページでございます。

まず、１点目の草の発育の関係なんですけれども、委員さんもご心配いただいてありがとうございます。我々も最近、草の発育が良すぎて非常に困っている状況にはなっています。

そういったこともありまして、今年度ちょっと試験的ではあるんですけれども、風土記の丘公園、あちらのところに防草シートを張らせていただいて、除草の、草のほうの発育のほうを抑えるようなものをちょっと試験的に入れさせていただいています。ちょっと草の回数、どうしてもやはり予算の関係とかもございますので、ちょっと増やすというのが正直厳しい状況になっております。それなので、ちょっと風土記の丘公園の状況を見させていただいて、効果があるというのが見られるようであれば、ちょっとほかのそういったものが適する公園があればそういったものもちょっと活用して、草のほうの発育を抑えていければというふうに考えているところでございます。

続きまして、ベンチの交換の関係でございます。こちらのベンチの交換工事、こちらにつきましては、箇所数としましては10か所の公園でベンチの交換工事のほうさせていただいております。10か所の公園のほう名称説明させていただきますと、沖の山公園、あと宮代台北遊水池公園、和戸児童公園、高野川児童公園、学園台あおぎり公園、新道児童公園、西原台公園、古利根川児童公園、にじ広場、姫宮東公園、こちらの10公園でございます。

その公園の中でベンチのほうを新たに20基、もともとあったベンチのほうを25基ほど撤去させていただいて、コロナ対応のベンチのほうに交換させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、156の道路維持管理事業についてです。こちらの道路側溝清掃業務については３件ということで、ご要望があって、また、浸水してしまう

ような箇所を毎年定期的にしてくださっているのかなとは思うんですが、側溝清掃について、例えばこの３件でこの80万円というのは、かなり金額もするかとは思いますが、ご要望があった箇所をこれからしていただけるということができるのかというのと、あと、この側溝清掃の場所なんですけれども、例えば、側溝清掃は各地区で自治会単位でされているとは思うんですけれども、その中でも例えば、公共施設についているというか公共施設側のほうというか、例えば、具体的に言うと中学校とか小学校とかのそこの学校のほうについている側溝についての掃除というのは、やはり自分の自宅側のところはやっても、そちら側はどうなのかなというので、その辺が曖昧でずっとしていない状況で、また、そういった雨が降ったときに側溝がどうなるのか心配だというお話とかもあって、そのあたりの定義というか、どういうようになってご要望をいただいて、実際にやってくださるまでってどういう判断基準というか、されているのかそのあたりのことを教えてください。

２点目の道路清掃業務に関しては、予算では50万円でしたけれども、先ほど、縁石のところに砂が詰まっていたりというところで、丁寧にそこを見ていただいて増やしていただけたということで承知をいたしました。

３点目の道路除草業務なんですが、おっしゃっていたように、やはり通学路なので気になるというのは近隣の方もいつも気にされているような状況だと思います。

そんな中でもやはり年に二、三回というところで、伸びている時期も結構ある、そのままになっているという時期があります。

先ほど公園のほうでもおっしゃっていましたが、そこに防草シートとかを敷くというそういう試験的にもしていただいて、それを見て今後やっていただけるということだったんですが、やはり草刈りに関しては本当にやっている方も夏場は大変だと思いますし、ただ、道路でのその危険性というのもあると思うので、私ちょっと提案をしておりますのが、防草砂というのを宮代のごみを焼却して、その後にまた焼成をして有害物質を取り除いたものを防草砂としてつくっているメーカーがございまして、それを宮代で出したごみなのでそれを施工すると、やはり先日の一般質問でもさせていただいたんですが、コストはかなりかかってしまうんですけれども、循環型ということでそういうことも考えて多少コストはかかるんですが、そういった安全な状況をずっと維持できるということと、あとシルバーさんたちのお体の体調のことですね。夏場にやはり草が伸びて、それをしていただくというのもかなり重労働だと思いますので、そういうこととかも踏まえて、なるべく必要なところだけに草刈りをして、そういう砂を使える場所には使っていただきたいというようなちょっと気持ちがあるんですが、そういうコストの面もあって防草シートのほうがお安いのかもしれませんが、その環境、自分の出したごみということで、そういうことも踏まえてちょっと考えていただきたいなと思うんですが、その辺のことをもう一度最後にお伺いいたします。

次に、161ページ、162ページの公園等環境管理事業についてです。

こちらの内容も詳しく教えていただいたので、分かりました。

こちらもまずは、草刈りのことになってしまうんですが、成果書の43ページに公園の地域のオリジナルパークを作ろうというこういった事業も行っていらっしゃいまして、これについてもやはりその土台になる公園の環境ということで、やはりその草とかその状態を維持するというところもあ

ると思うんですが、やはりこういう事業をされるときというのは、そういう状況というのはどういうような管理をしていくのか。

例えば、それに草の状況に合わせてこういう、例えば、こちらに書いてございますこういうカフェとか移動販売とかというこういう人が集まる場所をつくる場合でも、やはりその土台の環境整備というのが必要になってくるとは思うんですが、そのあたりのことは、それも一番のことが草刈りなのかなと思うんですが、それをどう考えていくのか。

あと、こちらにそれぞれ特色のある公園をつくっていこうということで、これからまずは、モデルが２つで、これから増やしていこうとは思うんですけれども、本当にこういう公園の活用ということでは、すごい今、本当にただあるというだけなので、すごくいいなと思うんですが、その特色を出す前のそういった環境のことで、ちょっともう一度併せてお伺いできればと思います。

それで、先ほどちょっと聞き忘れてしまったんですが、このベンチはこの箇所で分かったんですけれども、この修繕ということで、どこを直していただいていたのかということをお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず、決算書のほう155、156ページ、成果書184ページのほう、道路側溝の清掃に関することでございます。

こちらのほうなんですけれども、今大雨が降ったりした場合、降らない場合においても道路のほうのパトロールのほうはさせていただいている状況でございます。なるべく側溝等の状況も把握しようと思っているところではございますが、やっぱり目の届かないところもございますので、近くの近所の方のご連絡を受けて、なるべく対応していきたいというふうに思っております。

公園の関係もそうなんですけれども、やっぱり地元の方、高齢化が進んでおりますので、なるべくご負担がないようにというふうに考えておりまして、できる範囲、予算の範囲ではございますが、道路のほうの側溝清掃のほうはなるべく町のほうでやっていきたいとは思います。

ただ、予算の限りがあるということと、道路側溝といたしましての機能、雨水が流れているか流れていないかというところもありますので、今までよりも多少は沈殿物、砂とか堆積があるところも出てきてしまうかと思うんですけれども、冠水に影響がないようなぐらいの対応ができればなと思っております。

確かに、住宅側じゃなくて学校側のほうはどこがやるのという話が多分出てきたりもすると思うんですけれども、そういうところについても、まずは堆積物が多いような場合、町のほうにちょっと連絡を入れていただいて、うちの担当のほうでも確認しますが、なるべく地元の方のそういったご相談に対応できるように動いていければというふうに思っております。

提案という形でいただいている防草砂ですとかそういった新たなものというのは、なるべく取り入れていきたいなというふうに思ってございます。

一応、草が生えてしまっている樹木のますですとかそういったところについては、植え替えても樹木が育たないようなところについては、カラーのコンクリートのようなものでちょっと塞いでしまったりという形で対応はさせていただいているところではございます。あと、防草シートとかも

有効かなというふうには思っております。

なるべく、そういった、そもそも草が生えないようなメンテナンスフリーになるような形で再整備ができたらなというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

続きまして、決算書の161ページ、162ページ、成果書のほう43ページの地域のオリジナルパークを作ろうのお話だと思いますけれども、こちらの公園の活用ということで、今の環境、やっぱり草が生えてしまっているところをどうしていくのかというところが問題になってくると思うんですけれども、なかなかこれが難しい課題ではあると思っています。

例えばなんですけれども、道佛の公園があるかと思うんですけれども、あちらの公園は基本的にダスト舗装というもので整備されている状況でございます。ここだけじゃなくて、ほかでもそういった形で整備されているところがあるんですけれども、やっぱりあまり使われていない端から草が侵食してきていて、どんどんそれが広がっていくような状況になってございます。なかなか難しいんですけれども、下のほうに生えている根っこがつながっているような草については、元からどうにかしないとならないのかなというふうに思っていますので、なかなか難しい判断ではあると思うんですけれども、根元からどうにか駆除できるようなやり方があるのかないのか、例えば、何分割にしたところで立入りを禁止して、そういう整備ができればというふうには考えているんですけれども、ちょっと具体的にどういうふうにすればいいのかというのは、まだ今検討中ではございます。

あと、やっぱりコストのほうがかかりますので、その辺を見極めながらにはなるかと思うんですけれども、問題解決に向けていきたいというふうには思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林でございます。

それでは、修繕の内訳ということでご説明をさせていただきたいと思います。

決算書のほうですと161ページ、162ページでございます。

修繕のほうの内訳なんですけれども、すみません、公園名と内容ということでご説明をさせていただきます。

公園につきましては、和戸横町第２公園、こちらのほうですね、水飲み場のほうが壊れましたので修繕をさせていただいております。

宮代台南遊水池公園、こちらについてはバックネットの修繕を行っております。

和戸児童公園、こちらについては遊具のほう、一部の遊具にはなってしまうんですけれども、塗装のほうをさせていただいているところでございます。

高野川児童公園、こちらについては砂場のほうに草が生えてきてしまったのもあったので、砂場の砂を補充のほうさせていただいております。

学園台身代児童公園、こちらについては照明のほうの修繕のほうさせていただいております。

続いて、学園台宮前幼児公園、こちらは公園灯の修繕とあと水飲み、こちらの修繕をさせていただいております。

新道児童公園、こちらについてはベンチの撤去と公園灯の修繕です。

続きまして、宮代中央公園、こちらにつきましては、複合遊具の滑り台の座面のほうの修繕のほうさせていただいております。あと、併せて砂場の砂のほうも追加をさせていただいたところでございます。

前原公園、こちらについてはスプリング遊具を撤去させていただいております。

道佛南公園、こちらはフェンスの修繕と水飲み場のほうを修繕させていただいております。

続きまして、桜の道公園、こちらのほうも水飲み場のほうを修繕させていただいております。

続きまして、にじ広場、こちらあずまやの屋根のほうを修繕させていただいております。

姫宮東公園、こちらのほうは鉄棒を撤去させていただきました。

姫宮南いか公園、こちらのほうはブランコのほうを修繕させていただいております。

最後に、はらっパークでトイレの呼出し装置のほうが壊れましたので、こちらの交換をさせていただいております。

こちらのほうが一応修繕の内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

丁寧にご説明をいただきましてありがとうございました。

先ほど１点目のほうの道路維持管理事業の側溝についてご要望があればということで、住民の方も誰に言っていいのか分からないというところもございまして、それで、だったので、今逆にそういう場所を教えていただきたいというところだと思いますので、それで本当にそこがそういう詰まってしまう場所なのか、大丈夫な場所なのかというのは町のほうで見て、それで、側溝掃除が必要なのか必要じゃないのかというのは判断いただければと思いますので、まず、ここがずっと何も手がつけられていないよとか、そういうお話というのは、本当に住んでいる地域の方しかちょっと分かりづらいと思いますので、そういう方にお知らせくださいというようなアナウンスですね、そういった情報をぜひ流していただければと思うんですが、何かそういうような流れでしていただけるかどうかお考え、ご検討いただけるかどうか最後にお伺いいたします。

次に、道路の草刈りについてもご丁寧にいろいろご説明いただきまして、また、ご検討もいろいろされているということで承知をいたしました。その中で、やはり地域の方も通学路に関してはすごい意識をお持ちなので、まず、そこからぜひ取り組んでいただければと思います。ご要望いたしますので、お願いいたします。

続きまして、161ページ、162ページの公園等環境管理事業についてです。

こちらも修繕についても本当に細かく見ていただいて、すぐに修理していただいていることが分かりました。

公園に関して雑草のこともそうなんですが、あともう一つご要望というか、地域の方から多いのが、フェンスがないところで危ないという、例えば、そこの公園でボールを使っていいかどうかというそこもあるとは思うんですけれども、そういうお話もあって、今後そういったご要望でこういうフェンスをつけていただくというか、そういうことができるのかということを、はい、最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長、髙橋です。

まず、１点目の道路側溝の清掃についてのアナウンスについてなんですけれども、こちらのほう、区長さん代わっての説明であったり、そういう場で説明ができればなと思っております。

続きまして、除草について通学路から着手していってほしいということで承知いたしました。

公園について、フェンスの要望についてどのようにしていくのか方向性をということなんですけれども、例えば、道佛地区で言いますと、きりかぶ公園であったりというところが、フェンスとしての寄せ植えがなくなってしまったりというような状況が見受けられますので、そういうところについては予算のほう要望ができたらなというふうには思っております。

ただ、ボール等についての高いフェンスについては、基本的には街区公園でゆっくり遊んでいただくということが基本的な公園のルールと言いますか、迷惑のかからない程度にというところもありますので、基本的には高いフェンスについては設置する予定はございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

１点だけ聞きたいと思います。

ページ数はどこだと言われてもいっぱいあるんで。というのは、道路の拡幅の問題で聞きたいんです。

今、宮代町あちこちいろいろ道路の拡幅していますよね。それもすんなり全部予定どおり拡幅できないところがある。これはいろいろ地権者のいろんな考え方で、また、家庭の事情があって拡幅できない。これはやむを得ないというか、何とかなればなという考えですよね。

そこで聞きたいのは、最近、これは課長に聞きたいんだけれども、その地権者がなかなか返事をしない。理由は幾つかあるかもしれないけれども、法的に何か最近その拡幅できない対策が国で何かやっているようだと、そういうのをちょこっと耳にもしたんだけれども、そのこと本当なのかどうか、聞かせてもらいたいなと思います。その１点だけです。

そうすれば、町もいろいろ拡幅するのに、いろいろ地権者に頭下げたり、お願いしたり、それでもできない。それを法的にできるようになれば、相当力になると思いますよね。そういうことを考えて、これからの道路行政がよくなることをお願いしたいわけだけだけれども、私も期待をしているわけですので、そういう法律が変わるらしいというのをちょこっと耳にしたんだけれども、もし、それが事実かどうか聞かせてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

お答えいたします。

道路拡幅の際に一番今ネックとなっておりますのが、相続をしていない箇所があるというところなんですよね。相続さえしてあれば、交渉次第では何とかうちのほうで粘り強く交渉に当たりまして、今までもそうなんですけれども、ご理解いただいてご契約のほう結んでいただけたわけなんですが、相続をしていないと、どうしてもその先に進まないというのが今まで足止めになっていた理由でございます。

それで、全国的にも今問題になっておりまして、所有者不明土地の発生予防ということで、不動産登記制度の見直しがありました。これによりまして、令和６年４月１日から相続登記が義務化されます。３年以内に登記をしなければ10万円以下の過料が科せられるようになります。過去の相続分についても義務化の対象となりますので、施行日

または不動産を相続したことを知ったときのいずれか遅い日から３年以内に申請する義務を負うことになります。

今、大変問題になっているのが12号線です。12号線でも未相続の件がございまして、施行日から３年以内に申請しなければなりませんので、そのこともこういう制度ができたということを権利者に丁寧に伝えて、今後交渉に当たりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　今、説明されたことがどんどん進めばよい結果が出ると思いますので、それでもいろいろ大変だとは思うけれども、一つ頑張って道路づくりをお願いしたいと。力になってもらえると思いますので、期待をしておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕です。よろしくお願いいたします。

説明書49ページの姫宮駅西側周辺活性化事業について、決算書は158ページになります。

延伸部分に関しましてちょっと質問させていただきます。

延伸部分は、ほとんどが田んぼであります。その際に田んぼを分断して道を造るわけですけれども、その際に道が出来上がりました。でも、田んぼに対して水路とかの確保はどうなるのかとか、あとは、１軒だけ家がありますけれども、隼人堀近くの、そこは理解ある地権者と聞いて、立ち退きは了承を得ていると聞いていますけれども、その後変わりはないのか。

あと、その道沿いが産業系土地利用等を検討し、民間企業の立地誘導をできる地域で活性化を目指すとなっていますが、その際、今ここで声を上げているディベロッパーとかあるのかどうか、それをお聞きします。

そこ１件だけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋でございます。

まず、１点目の都市計画道路春日部久喜線の延伸の部分なんですけれども、こちらの田んぼが分断されるようなところについての対応になるんですけれども、これから用地のほうの測量に入らせていただきまして、交渉進めていくんですけれども、その際に設計のほうも同時並行的に進めていかなくてはならないと思います。

道路の設計のほかに、先ほどのおっしゃられている水路の切り回しについても設計もかけさせていただいて、田んぼ続ける方に対しても続けられるような形での整備をしていかなくてはならないというふうには思っております。

２点目の支障となる移転対象の方がいらっしゃいますけれども、そちらのほうの進捗状況といたしましては、昨年度からお話はさせていただいているんですけれども、今年度についても引き続き交渉させていただきまして、おおむね理解はいただいているんですけれども、どうしても移転先が見つからないということでご相談を受けているところでございます。

条件的なことをいろいろ聞かせていただいた上で、それにあったような土地について今探している状況ですので、若干今、権利者様については待っていただいているような状況にはなってございます。

今後のスケジュール的には、来年度お話がまとまれば、早い段階に契約させていただいて、移転

のほうを進めていただければというふうに、そのようなスケジュール感で今動いているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林でございます。

姫宮駅西側周辺活性化事業、こちらの成果書で言いますと49ページ、こちらの産業系の土地利用を検討し民間企業の立地誘導ということでご質問ございましたが、現時点でこちらの土地について進出したいだとかそういったお話は特に企業さんからは出ていないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　それでは、再質問させていただきます。

道路の土地を要するに取得する際に、県道として扱うのか、町道として扱って購入するのか、その１点と、これは立ち退く際の１軒の家ですけれども、立ち退くということがどれだけ心身ともに大変なことかというが、皆さん十分に承知だと思いますけれども、ぜひとも地権者の意見に寄り添っていただきたいと、これは要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長髙橋です。

まず、１点目の春日部久喜線が将来的に県道とするのか、町道のままの管理となるのかというようなことについてなんですけれども、こちらについては引き続き町道として整備して管理を行っていく予定でございます。

２点目の移転者についてでございます。

なるべく移転者のご希望に沿えるようなところを探させていただいているような状況でございますので、引き続き情報を共有しながら、関係性を悪くしないような形で交渉のほうを続けさせていただければというふうに思ってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

１点目は、岸辺遊歩道整備事業です。説明書42ページです。

その文章の中で健康マッ歩の現状確認というんですけれども、それで今考えているところは健康マッ歩からはちょっとずれている感じになるんですけれども、そのあたりどうなっているのかということと、今回の行政報告でちょっと説明あったと思うんですけれども、地域の方の声を聞いていただいたと思うんですけれども、そのあたりに女性とか若いお母さんとか何か幅広い声が聞けたのか、そこをお願いいたします。

２点目は、説明書43ページ。地域のオリジナルパークです。

私、ちょっと理解ができなかったので、学園台けやき公園についてなんですが、実施内容の中でここに記載されている住民が利用する風景を日常化するために、公園アイデアワークショップと２回の社会実験を実施しましたというのなんですけれども、この住民が利用する風景を日常化するために公園のというのがちょっと分かんなかったので、分かりやすくそこ説明してください。

３点目は、和戸駅周辺活性化事業、説明書の48ページです。

委託費の詳細、574万2,000円が説明あるんですけれども、具体的に金額、これがこれともし出せ

るんだったら、ちょっとお聞きしたいです。

あと、４番目が地区生活道路整備事業です。決算書156ページ、説明書が186ページです。

ちょっとこの数字お聞きしたいんですが、予算が938万6,000円なんですが、決算が380万5,119円なんですが、この差って何が理由なのかお願いします。

ちょっと聞いていたら申し訳ないです。もう１回お願いします。

あと、公園等環境管理事業です。

決算書162で、ちょっとお聞きしたいのは説明書の189の先ほどから質問が出ているその表の中なんですが、その点検項目で自治会の危険行為者等に対する注意・通報というのは、町としてはどういうものを予想しているのか。実際、こんな通報とかこんなことあったよというところが、両方、町が想定している内容と通報の内容、お願いいたします。何かちょっとこれ大事な項目になるかと思うので、お願いします。

あと、これ確認なんですが、公園等環境管理事業で決算書162ですね。それで、７節の公園管理報償費の16万4,000円というのが、先ほどから出ている自治会への報償金になるのか。だったら何団体で１団体幾ら、団体によって差があるのか、均等なのかお願いします。

あと、７点目が公園遊具等点検業務委託料です。

決算書162ページ、12節の委託料ですね。

この業者に93万5,000円でさっきの答弁の中に年１回の点検とあったと思うんですが、ちょっと私聞きたかったのは、この93万5,000円ってどういう、１か所幾らとか、その金額ですね。結構大きい金額なので、その辺ちょっと具体的にお願いします。

以上７点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まず、成果書のほう42ページの岸辺遊歩道事業です。こちらについての第１回の意見交換会を行った内容のことについて説明させていただければと思います。

意見交換会といたしましては、今年度の６月24日に開催させていただきました。今回、地区の代表者ということで集まっていただいている状況でございます。

地区と言いますと、その詳細は、和戸１、和戸２－１、和戸２－２、国納北、国納南、エクレール、あと和戸町内会長さんですね。あと宮代台、あと和戸の世話人会ということで３名の方に出席していただきまして意見交換のほうをさせていただいている状況でございます。

一応、この岸辺遊歩道事業につきましては、代表者様から地元の声を吸い上げてきていただいた内容について検討していくような形で今進めておりますので、次、第２回目を予定しているところではございますが、１回目にいろいろなご意見出ましたので、それについての回答等をさせていただいて、さらに検討のほうを深めていければというふうに考えております。

１点目以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○土地利用推進室長（石塚孝信君）　まちづくり建設課土地利用推進室長の石塚です。

３番目の和戸駅周辺活性化検討調査業務委託についてお答え申し上げます。

昨年度行った業務委託につきましては、まず、和戸駅周辺ということで和戸駅の西側と須賀小中学校の東側、それに線路の反対側の須賀、高野島地区、合計30ヘクタールほどになりますが、その

エリアについて将来的なまちづくりの構想を検討させていただきました。

まず、検討の内容といたしましては、上位計画の位置づけや宮代町の人口動態、また駅の利用者や町周辺の道路状況、詳しく言えば、また消火栓の場所とかそれらも調査をさせていただいております。それを踏まえまして、市街地のポテンシャルを公共施設の従属度とか道路の従属度などから一定の評価をさせていただいております。

また、それに基づいてどのような土地利用を将来的に検討していこうかということで、地区計画や産業系の12号、また11号区域という集落の整備などについて検討をさせていただいております。

そのような中で、和戸駅周辺について都市計画法34条の11号による住宅地としての整備、それと周辺の道路環境から見れば、都市計画法の34条の12号の産業系の位置づけの整備を組み合わせて、住宅系と産業系が融合するような土地利用が一番ベストであろうという結論に至っております。

また、その方針に基づいて昨年度は地域の方々に説明等も行ったところでございます。今後につきましても地域の方々とまた意見交換をしながら、具体的な方向としてまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

それでは初めに、成果書の43ページ、地域のオリジナルパークをつくろう、こちらからご説明させていただきたいと思います。

ご質問がありました学園台けやき公園については、「住民が利用する風景を日常化するために」と書いてあるんですけれども、これがどういったものかということなんですけれども、公園のほう特にけやき公園、遊具とか何もない広場のような公園なので、使っていただけているようであればいいんですが、どうしてもあの公園、今まで使われずに草がぼうぼうになっていたりしている状況がありましたので、けやき公園について日々通ると誰かが遊んでいるだとか、そういったような誰かがちょっと見たときに。若い方も年配の方も散歩されているだとか、ボール投げして遊んでいるだとか、何かしら使われているような状況が、それが日常の風景になるような形にできればということで、今回そのアイデアをいただくためのワークショップというものを社会実験に中でさせていただいたところでございます。こちらが住民が利用する風景の日常化というものの内容でございます。

続きまして、成果書の189ページ、公園等環境管理事業でございます。

その中の公園管理協定に基づく住民主体の維持管理の中で、危険行為に対する注意・通報ということでご質問ございました。こちらの危険行為とはどういったものかということなんですけれども、一応公園の中には、こういったことは公園の中でやらないでくださいというものが張りつけてあります。看板のほうですね。

その中で例として挙げさせていただきますと、公園の中でゴルフクラブを振らないでくださいだとかそういったものが書かれています。ここで、うちのほうで想定させていただくのは、そこでやらないでくださいというふうに言われているもの。例えば、公園の中でゴルフのスイングしていますよですとか、バット振り回していますよだとか、ちょっとほかの方が利用するのに当たって支障が出るかなといったようなことをされている場合については、その方が注意するというのも難しいか

なと思いますので、ご連絡のほうを町のほうにいただければということで、こちらの注意・通報ということで書かせていただいているところでございます。

続きまして、報償金の内訳ということなんですけれども、一応こちらのほうの公園管理協定を結んでいる地区、あと公園数なんですけれども、まず地区については12地区ございます。そして、公園については21の公園で、報償金のほうをお支払いのほうさせていただいているところでございます。

こちらのほうの報償金の金額について、差があるのかどうかということなんですけれども、一応報償金につきましては基本額というのがまず定められています。こちらの基本額が5,000円になります。それに合わせて、あと面積割額というのがまた別に定められています。こちらについては、300平米を超える面積に対して100平米ごとに1,000円ということで面積割額がありまして、この基本額と面積割額、こちらを足したものを報償金という形で各自治会にお支払いさせていただいています。

そのため公園の面積が小さいところであると基本額こちらだけしかお支払いしていないというところもございますし、面積のほうが大きくなれば基本額プラス面積割額で計算させていただきますので、金額のほうが面積割額分加算されて多くなるというような形になっております。そのため、協定を結んでいる公園の面積に応じてお支払いさせていただいていますので、地区によっては差が出てくるというような形になってございます。

続きまして、点検の公園の遊具の点検の関係でございます。

こちらにつきましては、公園の遊具、一応点検に当たって遊具のほうちょっと幾つか分類のほうさせていただいています。遊具のほう遊具の種類によって幾つか分類させていただきまして、それに応じて単価のほうを定めさせていただいております。その関係ございまして、例えば、遊具のＡ、Ｂ、Ｃとかという形で区分させていただいて、遊具Ａについては幾ら、遊具Ｂについては幾らという形で計算をさせていただきます。それの積み上げによって、この遊具点検の金額のほうが積算されてくるといったような形になってございますので、ちょっとその遊具、変な話、鉄棒とブランコだと鉄棒のほうが簡易でしょうだとか、そうだとかそういった違いが当然遊具によって違いが出てきますので、遊具の種類によってちょっと単価のほうが、またそれぞれ異なっていて、それを積算した形で契約のほうはさせていただくというような形でございます。

一応公園の関係については以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

４点目に質問がございました成果書のほうが186ページですね。こちらの地区生活道路の生活道路整備事業というところと、決算書のほうの156ページの道路新設改良費、こちらのほうの支出額との差額のお話だと思います。

こちらのほう、決算書のほうの道路新設改良費の中には、成果書の185ページの都市計画道路整備事業の４年度決算額の１億2,500万円と186ページ、今回の地区生活道路整備事業の384万5,000円という数字があるかと思うんですけれども、こちらのほうの２つ事業のほうを足し込まれた数字が上がってきてございますので、１つの事業だけではないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　すみません。答弁が漏れていたということで、すみません、答弁のほうさせていただきます。

こちらの危険行為についての注意・通報なんですけれども、特に今のところ町のほうにこういうのがありましたといった通報ですとかそういったものはございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続きまちづくり建設課の質疑を行います。

九山委員の２回目の質疑から入ります。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

再質問させていただきます。

説明書42ページの岸辺遊歩道整備事業について伺います。

先ほどの答弁だと、区長さんとか世話人会の人とかということは、代表者なので女性の方はいらっしゃらなかったということになりますか。もしいらしたらお答え願いたいと思います。

あと、43ページのオリジナルパークをつくろう、こちらのことは、今まで利用者がいなくて、日常的にいる姿を、風景を想像しながらやったということで、分かりました。

３番目の48ページ、和戸駅周辺活性化事業です。こちらもご説明いただきまして、理解いたしました。分かりました。分からないときは、また担当課に行って伺わせていただきます。

４番目の説明書186ページです。地区生活道路整備事業に関しましても、ご説明いただいた差の理由が分かりましたので、オーケーです。

あと、５番目、説明書189ページ、公園等環境管理事業について。危険行為というのは、ゴルフとかということで、今のところは通報がなかったということなんですが、掲示板にあることに関して、地区の町内の方たちに協力してもらって、何か危ないことがあったら連絡してもらうのが１つの役割になっているということで理解いたします。

６番目、決算書162ページの公園等環境管理事業です。こちらのほうのご説明いただきました。それで、１地区が12地区21公園ということで、基本額が5,000円、面積が100平米で1,000円、私たちも草取りとかやったときに、大体ジュース１本もらうんですけれども、5,000円だと、町内会もあるんですけれども、うちのところとかも1,000世帯ぐらいいると、ジュース１本買っても、１ケース買っても、結構な金額になりますよね、24本でも。100本買うともう全然足りない。だからそのあたり、気持ちなんでしょうけれども、そういうところをちょっと考えたほうがいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、決算書162ページ、公園遊具等点検業務委託料、12節委託料ですね。13万5,000円というのは、分類して単価がそれぞれＡ、Ｂ、Ｃで違うということで理解いたしました。これは何日かに分けて点検しているのか。大体整備に関して結構細かい点検結果というのが来るのか、もう一回そこをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

ご質問がございました公園等環境管理事業、こちらの件について、成果書ですと189ページになります。こちら、ご答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、公園の管理協定、こちらの報償金の金額がちょっと少ないんじゃないかというお話なんですけれども、実情といたしまして、各地区のほうから特に金額についてのご意見というのはいただいてはいないんですけれども、今回そういう委員さんのほうからもお話ありましたので、少し今後の検討課題ということで、うちのほうでもお預かりさせていただきたいと思います。

続きまして、公園の点検のほうの関係なんですけれども、公園の点検につきましては、利用者が少なくなる秋から冬にかけて点検のほうをさせていただいているんですけれども、こちらの業者のほうの点検につきましては、それぞれの点検対象になっている遊具、そちらについて点検表というのを作っていまして、それぞれ遊具の状況について塗装の状態ですとか、あとは劣化の状態、あと、ハザードだとかそういったものをそれぞれ点検しながらいきますので、期間としては１日、２日とかで終わるものではなくて何日か、点検する遊具の数もかなりありますので、何日かにかけて点検のほうはさせていただいているといったような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

１点目の岸辺遊歩道事業の地元の意見ということで、女性の意見はという内容についてなんですけれども、こちらにつきましては、今手元に参加者の名簿がなくてなんですけれども、たしか１名はいたと思います。なので、後で確認をさせていただきまして、報告させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

岸辺遊歩道整備事業です、説明書42ページ。地元にアンケートとか意見を聞くみたいなのがみんなに来ると、これからの事業なので希望とか大きく取っていただいたほうがいいかなと思って、どうしても代表者になると考え方も偏ったりもするので、アンケートとか町のほうが作ってくれて、それを地元に配ってくださって、何か皆さんの意見をもらう、何かそんなこともしてもらえたらなと、幅広い意見からよりいいものをつくっていただきたいので、そのあたりそういう考え、そのものじゃなくていいんですけれども、考えがあるかもう一回お聞きします。

それで、さっき再質問で忘れたんですけれども、今度整備事業やるところって健康マッ歩のところとは関係なくなっている場所ですよね。健康マッ歩は３丁目から橋を渡って４丁目に入るというふうになっていて、遊歩道のところは駅のほう、電車の、なってしまうんですけれども、その後もマッ歩との連携でちゃんと開発というかきれいに、整備として県道までをやるという話なんですけれども、そこのその先が健康マッ歩になっているから、川の中はきれいにするとか、県のほうと連携とか、その辺のマッ歩との関係をもう一回、さっき聞き忘れちゃったんで、すみません、再質問でお願いいたします。

それと、先ほどの公園等のほうの報償金なんで

すけれども、やっぱり物価高にもなっているし、大変なことなので、そのあたりもうちょっと考えていただいて、多分自治会からは言わないと思うんですね。でも、参加者を多くしてほしいとか思ったら、その辺ご答弁いただきましたけれども、検討していただきたいと思います。それは要望です。

それで、すみません、あと、公園遊具等点検業務委託料に関してなんですが、すみません、分からなかったんですけれども、何社かあるということですかね。遊具によって業者さんがあって、もしあるんだったら何社があるという、お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

１点目の岸辺遊歩道事業、成果書の42ページの件ですけれども、こちらの希望のほうを広く聞くためにアンケートということを挙げていただいたんですけれども、うちのほうでもいろいろ考えながら、どうやれば地元からのお話を吸い上げられるかということで、アンケートというやり方も頭に入れて進めさせていただければと思います。

その次に、健康マッ歩との連携はどうなっているのかというところだと思うんですけれども、こちらについては、直接的ではないんですけれども、岸辺遊歩道事業と健康マッ歩がリンクしてというわけではないんですけれども、今考えられているのが、番屋橋から文珠院橋、和戸大橋ぐらいまでというようなエリアで考えていますので、おおむねつながってくるのかなというふうには思っていますので、この辺を地元の意見を聞きながらうまく整備ができたらなというふうに考えておりますので、以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

ご質問がございました公園等環境管理事業、公園の遊具の点検の業者の関係なんですけれども、こちらの業者については入札をさせていただきまして、１社の業者で点検をしています。その業者の方はうちの仕様の中で、日本公園施設業協会の資格のほうをお持ちになっている方ということで、資格を持っている業者さんのほうに点検のほうはお願いしているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、５点についてご質問させていただきます。

まず、第１点目は、これは確認なんですが、決算書139、140ページの４款衛生費、３項上水道費、１目上水道費で、令和４年度は水道料金のうち、基本料金の減免ということでありました。これについて、何月と何月と何月と何月、令和４年度の実績について確認をさせていただきたいと思います。

それから２点目、決算書155、156ページ、２目道路維持費の関係で、道路維持管理事業でございますが、12節委託料の道路側溝清掃業務委託料80万円です。この件については、前段の委員も聞いておりますので、ダブらないところで、こういった側溝清掃業務委託料、令和４年度の場合は３件ということでしたが、こういった側溝清掃が必要なところはどれぐらいあるんでしょうか、全体で。優先順位でやるんでしょうけれども、その辺の状

況についてもお尋ねしたいと思います。

それから３点目は、155、156ページの関係で、新橋、道路新設改良費ですが、新橋通り線の進捗状況ですね、令和４年度の状況についての報告をお願いしたい、報告というか成果ですよね、お願いしたいと思います。

４点目は、157、158ページの都市計画費で、不用額が5,169万、土木費の大部分がここに当たっています。東武動物公園駅東口周辺整備事業の用地交渉の進捗によるものとかでも違ってくるんだと思うんですが、これの不用額について。

それから東口周辺整備事業、これはにぎわいロード事業にも関わるんですけれども、47ページの成果書に書いてありますけれども、非常に分かりづらいんですよ。後に出てくる東武動物公園駅東口周辺整備事業、これは159、160ページでも出てきますけれども、ここでは駅東口の県道部分の拡幅事業については、全ての買収が完了していると、こういうことでありますけれども、町、県、それから国との関係でどういうふうになっているのか、もう少し分かりやすく成果書を書いていただければと思うんですけれども、その辺。

成果書では、令和７年度を通って初めて駅東口駅前広場と東口通り線が完成するということなんですけれども、そうすると駅のバスなんかのロータリーもあるんですけれども、いつ頃から利用できるのか、その辺の見通しなんかについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書159、160ページの上のほうの一般住宅耐震対策事業で、成果書を見てもほとんど成果らしいものはないんですけれども、ここで、役場庁舎で耐震リフォーム無料相談会を開催しているという説明がございましたが、どういった内容なのか、もう少し詳しい内容をお聞かせいただければと思います。

以上、５点。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書139ページ、140ページ、上水道費の水道事業会計補助事業ということで、水道料金のほう、昨年度４月分ほど免除させていただいたんですけれども、そちらにつきましては、８月分、９月分がまず１セット、次に11月、12月で１セット、合計の４か月ということになっております。水道料金につきましては、地区を分けて宮代町内半分ずつ、８月調定、９月調定とそれぞれ交互にやっておりますので、それで１セットとなります。それで２回ということで４月分ということで、免除のほうを実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁願います。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

決算書155ページ、156ページの道路維持の12節の側溝清掃の関係になります。こちらにつきましては、令和４年度３件ということだったんですけれども、どのぐらいの延長があるのかというお話についてなんですけれども、まず、全体で言いますと、４メートル以上の舗装の道路で考えたときに、9,700メートルぐらいの道路の延長がありまして、側溝の延長といたしましては、150キロぐらいの側溝の延長がございます。実際に今、道路側溝清掃を行っているところといいますと、こちらの東武動物公園駅の駅前通り線、こちらについてやっているのと、笠原小学校の横と東武動物公園の間に挟まれているところ、あともう１か所あるんですけれども、主に冠水しやすいようなとこ

ろについては、台風前にですとか落ち葉を清掃していただいたりというような形で、今の状況としては側溝清掃をさせていただいております。

ただ、昨年度ぐらいから、高齢化に伴う道路側溝清掃については、基本的には町のほうで行うというような話の中から、今年度につきましては予算のほうを多く見ているような状況になりますので、その予算の中でできる箇所を、住民の方も協力していただいて、要望を上げていただいて、現場を確認させていただいて、予算の中で対応させていただくという流れで対応させていただければと思います。どのぐらいの箇所が実際たまっているのかというのは、今現在何メートルとかいうことについては、申し訳ないですけれども把握していない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

ご質問のございました一般耐震対策事業、こちらの耐震リフォーム相談会についてご答弁させていただきたいと思います。

成果書のほうで言いますと、188ページになります。こちらのリフォーム相談会の内容ということでご質問いただいたかと思うんですが、こちらにつきましては、先ほどお話ししましたように、役場の庁舎の中、住民課の前の情報公開のスペースとかあるあちらの辺りのマイナンバーとかを受け付けているブースの一角をお借りしまして、相談会のほうを開催させていただきました。

こちらの耐震リフォーム相談会につきましては、相談のほうを町のほうの町内の建築士さん、あと、工務店で登録をされている耐震の会といわれる方たちのほうで当番を決めていただきまして、そちらのほうに一般の方がご相談に来て、相談を受けるといったような形でリフォーム相談会のほうは開催しております。こちらについては、そういった形での対応ということで、個別にご質問がある方が相談するといったスタイルで相談のほうは行っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。

新橋通り線について私のほうからお答えさせていただきます。

都市計画道路の新橋通り線は、県道蓮田杉戸線のバイパス路線としまして、今、県のほうで事業のほうを進めていただいているところでございます。宮代側につきましては、令和４年３月４日に、都市計画道路としての事業認可をもらいまして、令和４年度に古利根川に架かる橋の予備設計を実施しております。あと、電線共同溝の詳細設計、あと、物件調査を行っております。あと、用地につきましては、今、鋭意交渉のほうを進めておりまして、令和５年９月１日現在の用地の進捗率で申しますと、計画総数が4,706平方メートルに対して、買収済み面積が1,441平方メートルということで、進捗率は30.61％となってございます。

ちなみに杉戸側も、今、事業のほうを認可取って進めております。令和５年３月29日に県のほうが国に街路事業認可を取得しまして、７月９日にすぎとピアにて事業の説明会が実施されております。今年度に杉戸町側の用地測量、あと古利根川に架かる橋梁の詳細設計、昨年度予備設計やっておりますので、今度はもっと詳しく行うために詳細設計と、あと、地質調査を行っていると聞いております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書157ページ、158ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロード事業に対する質問に関しまして、回答させていただきます。

まず、こちら、不用額が5,000万程度出ているということで、こちらは用地の進捗によるものもございますが、そのほかにもございまして、まず、委託料で東口の基本設計を発注しておるんですが、こちらの請負差金等がございます。そのほかに工事費、こちら繰越工事で行っていたんですが、マンホールポンプの移設の工事については、同じく同時期に下水道のマンホールポンプの改修工事を行っておりまして、そちらと一緒に抱き合わせで発注したことにより、かなり経費が圧縮されて、予算よりか請負が大分安くなったということで、こちらについても不用額が発生している状況です。

そのほかに、都市計画総務費の中には西口も入ってございますので、西口の交差点改良工事、こちらの工事費、こちらも繰越工事なんですけれども、当初見込んでいた県道春日部久喜線の歩道部のすりつけが発生する予定だったんですが、警察の協議と杉戸県土整備事務所との協議により、杉戸県土整備事務所の歩道工事がまだ今後予定されるということで、そのときに県道の歩道部は一緒にやろうということで、当初はこちらのほうですりつけ部として県道のほうも一部整備する予定だったんですが、そちらが減額となったという理由がございまして、こちらも予算に対して設計がちょっと低くなっているような状態です。

あともう一点が、負担金、補助及び交付金ということで、こちら、埼玉県に支払う街路事業負担金になりますが、こちら、予算時に県のほうから、負担金は大体この辺の額ですよという通知をいただいて予算を取るんですが、こちらが県の進捗によって、県の発注する請負差金とか事業料の変化等により大分減額となりまして、こちらも500万ほど不用額が出ております。これらについて、工事とか負担金とかの場合は、まだ工事が進んでいく上で変更等がございますので、そのまま不用額となってしまったような状況です。

続きまして、成果書47ページ、こちらについてちょっと分かりづらいということでご指摘いただきましたので、今後分かりやすく作れるように検討していきたいと思います。

宮代町と埼玉県、国との関係を分かりやすくということで、こちらの事業につきましては、成果書47ページ中段にございます平面図、こちらの四角く網かけになっている部分が、宮代町で整備する駅前広場となっております。こちらから右側、道路が続いていく、停車場線が続いていくんですが、こちらの川までの区間が埼玉県杉戸県土整備事務所が整備する区間となっております。

関係性につきましては、網かけになっている部分は宮代町の事業ですので、宮代町のほうで用地買収を行い、設計、工事と進んでまいります。網かけから右の部分、県道部分の大落古利根川までの部分につきましては、宮代町のほうで用地交渉を行って、埼玉県の費用で用地を買収、補償するような形になっております。費用については埼玉県のほうで、契約の相手方も埼玉県となるんですが、それまでの契約については宮代町の職員のほうで行います。一応埼玉県と宮代町については、そのような関係性で進んでおります。

国につきましては、直接関係はしないんですが、どちらも国の補助金を受けておりますので、宮代町、埼玉県ともに国庫補助金を受けているような

状況になっております。

次に、完成する駅前広場、バス停、こちらの今後の供用の見通しということなんですが、昨年度、令和４年度につきましては、ロータリー駅前広場の基本設計を行わせていただきました。こちらについては、以前概略設計は行っておったんですが、その時点の警察等の交通協議の考え方も変わってきておりますので、このロータリーの中のバス停やタクシー乗り場、障がい者専用の乗り場、降り場の位置等、あと、車道の線形について、こちらに警察のほうと区画線、こちらに外側線をつけたり、バス停の、ここ、バスが止まる場所だよという区画線等を書くんですが、その辺の表記方法が大分変わってきておりますので、そちらのほうを警察のほうと協議して修正させていただいている状況です。

それ以外に関係する交通管理者、警察も含め、交番もございますし、東武鉄道の敷地への出入りがございます。あと、朝日自動車が管理しているバス停もございますので、そちらの管理者と協議を重ねまして、基本設計の絵になっている状況でございます。

今、こちらに出ている絵の中で、区画線等がほぼほぼいろいろ変更になっておりますので、新しいものについては、また今後周知していきたいと思っております。

供用の見込みにつきましては、今年度、宮代町のほうでは、無電柱化に向けた予備設計を行っております。これが１年かかりますので、来年については、無電柱の詳細設計並びに駅前広場の詳細設計、こちら工事をするための準備を行います。そちらを来年度予定しておりまして、その設計が終われば、順次工事に着手できる準備が整うわけですが、まだ用地のほうが進捗の状況もございますので、今のところ供用開始は何年からとはっきりは言えないんですけれども、隣で整備している埼玉県、こちらは歩道橋の新設等も予定しております。併せて駅前広場と埼玉県が整備する停車場線、こちら、東口通り線の電線共同溝が両方とも、町も県も実施するようになりますので、そちらの整備を併せて、共同溝ができた宮代町と埼玉県で共同溝の電線を入れる時期を同じように、同じ年度にしたいと思って工程を調整しておりますので、おおむね令和10年度以降にはなってしまうと思いますが、用地が順調にいけば、再来年度ぐらいからは一部工事に着手できるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず１点目の139、140ページの上水道費の基本料金の免除ということで、これは北と南に分けてということですから、住民からすれば２か月分ということでよろしいですよね。ちなみに、どこからどういうふうに分けたんでしたか。もう一度その辺確認したいと思います。

それから、２点目、決算書155、156ページの２目道路維持費の関係で、私は何メートルというかどのくらいかというのは、箇所としてどれぐらいあるのかなというふうに思うんです。この間も環境資源課では、例年やっている側溝清掃で、同じなんですよ、やはり堆積している部分を、これは住民の協力でということなんですけれども、いつも言うように、できない高齢者もいるのに、半強制的だというふうな取り方をしている住民が多いです。ですから、きちっとやるべきだというふうには思うんですけれども、うちの町会も協力している自治会です。

しかし、毎年道路でも高いところはからからで

すよ。ほとんど側溝清掃といっても、掃いて清掃するようなところもあれば、本当に低いところは毎回水がたまっていて、結局汚泥もたまるということで、ここを同じ町会でも重点的にやってほしいという声がある中で、ですから私は、そういうところは町のほうで本当にもっと積極的にやるべきだなというふうに思うんですけれども、これはあくまでも町道ですから、町がきちっと管理しなければいけない、把握をしなければいけないと思うんですけれども、これはあくまでも住民からのお願いというか、申請みたいなものがないとできないのか、その辺はどういうふうに管理、把握されているんでしょうか。その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、３点目につきましては、新橋通り線の進捗状況ということで、分かりました。杉戸のほうもやっと始まったようであります。ここは、新橋通り線はうちの町会と接していまして、橋が将来架かるということで、もう目の黒いうちに、ここから要するに協力をして、ほかの地域に行ったり、ほかの行政に行ったりしている方もいるんですけれども、そういう意味では、何か声としてはストップしちゃっている状況もあるんじゃないかという、そういう声もあるんですけれども、今後の進捗状況をどういうふうに町として捉えているのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、４点目は、決算書159、160ページ、先ほど成果書の180ページの関係でお尋ねしました。これは無料相談会ですから、関係者の方にはできれば積極的にやっていただければと思うんですけれども、説明では、７月、８月、９月に行ったということなんですが、どれぐらいの方が参加しているのか、その辺分かれば教えていただきたいと思うんです。

最後、決算書157、158ページの関係ですが、不用額については説明がありました。正直はっきり分からない部分もあります、１回きりでは。

それで、これは事故繰越しもありますし、4,850万、それと不用額が具体的は5,169万とあります。こういう中で、これは西口の関係も一緒になっているから、余計分かりづらいですよね。もう少し明らかにしていただきたいというのはそういう意味もあるんですが。

この中で、例えば成果書47ページの一番上に、４年度予算の内訳ありますよね、財源の。このその他というのは、どういう部分なんでしょうか。

それと、先ほどロータリー等々の関係で、見込みはということでお聞きしたんですけれども、ここでは明らかにまだできないんでしょうけれども、はっきりしたのは、令和10年度以降なんですか。私はこの表を見ていると、令和７年度までの事業計画は書いてあるんですけれども、少なくともこれ以降には近いのかなというふうに、これを見てしまうと早読みしてしまうんですけれども、やはり見通しとしては令和10年以降ということなんでしょうか。その辺、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書139、140ページについての再質問ということで、まず、８月調定としましては、７月、８月分、９月調定としては８月、９月分、11月調定としましては10月、11月分、12月調定としては11月、12月分の水道料金が対象になっております。地区につきましては、ここで細かく説明するのはなかなか難しいので、概略だけ説明させてもらいますと、大ざっぱに言うと須賀村と百間村という

分けでやっております。多少誤差ありますけれども、そういった説明をさせていただいておりますので、ご了承願います。詳細につきましては、上下水道のところへ来ていただければ図示とかできるとは思いますので、その節はご協力させていただきたいと思います。

補足しますと、先ほど７月、８月と云々と説明させていただきまして、対象につきましては４か月分ということになりますので、補足とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

成果書188ページ、一般住宅耐震対策事業のリフォーム相談会の参加者数ということで、ご答弁させていただきたいと思います。

こちらは結論から言いますと、今回３回ほどやらせていただいたんですけれども、参加者数についてはゼロ人でした。やはり前年度、前々年度、コロナの関係で相談会のほうを、回数できなかったというのもあるのかなと思うんですけれども、残念ながら今回は参加する方がいらっしゃらなかったということで、そちらの相談のほうをやっていただいた耐震の会の方から伺っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。

新橋通り線についてお答えいたします。

確かに今の現地の状況を見ますと、何も変わらずに、町民の方にしてみれば進捗が見られないということで、不安も感じるかと思いますが、令和４年３月４日に、まだ事業認可を受けたばかりでございまして、今現在、各種設定とか調査を行っており、それと並行して用地買収のほうをやらせていただいております。県のほうに確認したところ、順調に用地が取得できれば、令和８年度頃から工事に着手を予定していると聞いております。また、町としても、用地買収に際しては、県からの要請があれば積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

決算書155、156ページ、道路維持管理の関係ですけれども、道路側溝清掃業務委託、道路側溝清掃が必要な箇所が何か所ぐらいあるのかというご質問についてですけれども、こちらについては、今まで自治会さんで行われていたということもありまして、言ってしまうと自治会の数だけ箇所数が出てきてしまうのかなというふうに思っております。

現状といたしましては、高齢者が多くなってきておりますので、側溝清掃ができないということは町としては重々把握しているところでございます。町のほうでも道路パトロール等でその辺の箇所とかそういうものは把握していかなくてはならないんですけれども、どうしても蓋がけがしてあるようなところもございますので、一番よく分かる地元の方から、お電話で構わないと思うんですけれども、連絡をいただければ、その箇所について町の職員のほうで蓋を開けるなりして確認をして、対応していければというふうに思っております。

前段でお話させていただきました道路側溝の延

長につきましては、町内全域の話になってしまいますので、こちらのほう毎年のように清掃するということはすごく高額な、４億円とかかかるような規模のお話になりますので、それが全てできるかというと、年間では難しいので、堆積しているところから徐々に取り除いていって、冠水等の被害にならないようにということで、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

なので、申請については、特に紙で出さなくちゃいけないとかということではなく、電話を１本入れていただいて、町のほうで対応できればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書157ページ、158ページ、成果書47ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロード事業、令和４年度決算の財源内訳、その他についてでございます。2,764万9,453円のうち、杉戸町からの負担金をいただいておりまして、そちらの額が799万6,453円となっております。残りについては、都市計画税となっていると思われます。

続きまして、令和10年度以降か、こちらの成果表の中ではＲ７までという工事の工程のチャートが引っ張られているということで、今後、先ほども工事ができる段階になるには、まず詳細設計を電線共同溝の詳細設計と駅前広場の詳細設計を完了させなければ工事ができないということと、用地買収の進捗で、用地が買えないと工事ができないということがございます。

今後の見通しといたしましては、今年度に東口駅前広場の事業認可の期間が切れますので、今年度中に認可の更新を予定しております。その更新の中で県と協議をしながら、５年認可を延ばせるのか、７年認可を延ばせるのか、そういう話もしながら、用地買収の状況等も踏まえながら、今後、認可の延伸の期間を決めていくような段階となっております。それによりましてもまた変わってくるとは思いますが、引き続き埼玉県のほうと調整を取りながら、なるべく早期完成に向けて調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をさせていただきます。

１点目の上水道費について、すみません、私、２か月と言ってしまいましたが、４か月ですよね。旧須賀村と旧百間村に分けてというふうに冒頭言われたものですから、そういうふうに勘違いしました。水道料金の４か月分の免除ということで、これは確認しました。

それから、道路維持費の関係です。155、156ページの関係、この点につきましては、先ほど環境資源課、旧で言えば町民生活課でずっと道路側溝の清掃ということで、これはもう私は口が酸っぱくなるぐらいずっと言ってきました。やっとここへ来て、これはもちろん町道ですから、町の責任でやるべきだということで、そういう認識で始まっているということで、始めているということで確認させてよろしいですね。

だとすれば、私はもうやっと正常に町でもやっていただけるのかなというふうに思います。

それと、これについては、もしそういった難しい側溝清掃があれば、電話１つでも対応してもらえるということで、これは確認させていただきます。これは前進だと思いますので、率直に評価したいというふうに思います。

それから、３点目につきましては、新橋通り線

の関係では分かりました。

４点目の決算書159、160ページの一般住宅耐震対策事業、これはなぜゼロになっているのかということなんですけれども、ちゃんと町としてはこういったことをやりますよという、情報はちゃんと出したんですよね。出したけれども、残念ながら来なかったということなんだと思うんですけれども、その辺の確認で、やっぱりせっかくこういう、これは住民にとってもいいことなので、情報を広く提供すべきだと思うし、そういった点では、令和４年度ではどこがまずかったのか。その点、もう少し工夫が必要だったのかどうかも検討していただいて、こういったことが、無料相談会がゼロということのないように、もう少し工夫が必要なのかなと思いますので、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、最後の157、158ページの関係の東口周辺整備事業の関係ですが、最後はなかなか用地交渉は厳しいんだと思います。どのぐらい用地交渉がまだまだ必要なのかという意味では、どのぐらいいるんでしょうか。最後にその点だけお願いしたいと思います。

それで、町としても相当説得もされていると思います。どういうところでなかなか用地交渉にしてもうまくいかないのか、納得していただけないのか、これはやっぱり、最後は地主さんのやはり納得していただかないといけないし、それだけ遅れるわけですから、そういった点でどういう状況なのか、特徴的で結構ですのでお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

成果書188ページ、一般住宅耐震対策事業のリフォーム相談会の関係でご答弁させていただきたいと思います。

今回、リフォーム相談会、開催しましたけれどもゼロ件だったということで、周知とかをしたのかというお話なんですが、一応ホームページや広報のほうでご案内のほうはさせていただきました。

あわせて、当日は庁舎内にもリフォーム相談会やっていますということで、ご案内のほうの看板は出させていただいたんですけれども、やはりちょっと時期的にマイナンバーカードの受付をやっている時期と重なっていまして、場所もちょっとマイナンバーカードの受付ブースに並びで置いてしまって、ちょっと目立ちにくかったのかなという部分も少しあるのかなという点で、ちょっと少しそこの部分は反省をさせていただいております。

来年度は、来年度というか、今後、ちょっとこのリフォーム相談会やる際には、ちょっと場所的なものも少し工夫しながら、ちょっとやり方も耐震の会の皆さんとご相談しながら、どういうふうにしたらいいか、住民の方が利用しやすいかというのを少しちょっと考えて今度は開催していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書157ページ、158ページ、成果書47ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロード整備事業につきまして、用地交渉についてお答え申し上げます。

現在、東口駅前広場で残っている権利者は、13権利者残っております。その中にたな子として入っている方も数軒おりますので、ただ、まず土地の権利者と契約が内諾いただけないと、たな子さ

んのほうには、同時に話は進めるんですけれども、たな子を先に契約するということはできませんので、まずその権利者さんと交渉して、その契約日がある程度内諾できた段階でたな子さんのほうにもお話しに行くという感じになっております。

用地交渉の中で、やはり一番問題となるのが移転先の問題が多くあります。町のほうで十分な、十分なというか代替を準備できるという事業ではございませんので、ただ、町の空いている土地についてはご紹介はしているところではございます。ただ、やはり長年住み慣れたところを離れるという決断はなかなかそう簡単にはいかないと思いますので、町のほうとしても、その辺も酌みながら粘り強く交渉していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員の質疑は終了したんですが、とても大事な確認事項があります。そこで、委員長として質問をいたします。

道路維持費に絡んだ側溝管理の問題について、丸藤委員から、確認してよろしいですねということで、特にご答弁はなかったんですが、これは確認してよろしいんでしょうか。

これ、全部やると、先ほどの答弁の中で５億円からかかりますよという、４億円か、４億円かかりますよという膨大な費用になるんですよね。一気には、パトロールで基本的にはやっているということであるし、また、もともとこの側溝の問題については旧町民生活課、今では環境資源課で扱っているんですが、いずれとも何かはっきりしないんですよね。今回、本家といいますか、もともとこれはまちづくり建設課の所管になるわけですよね。そのまちづくり建設課の責任において、他課とも調整を取って、これについては町として側溝管理を行いますということを確認してよろしいかどうかお尋ねいたします。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

道路側溝自体の管理といいますと、町の物ということで町の管理ということになりますので、メインになるのはまちづくり建設課の道路担当のところで構造物的な管理をさせていただいていると思います。

その中で、堆積については冠水等の被害もありますので、雨水が流れるように管理させていただくということで、全部を全部きれいにするためには高額なお金がかかってしまうのでそれは難しいんですけれども、たまってきているところから町のほうで正常な状態に戻すような形で進めるということですね。

今までどおり、かます等の配布については行っておりますので、その辺は地元のほうでできる範囲の中でご協力をいただけるとありがたいというような意味合いでございます。その辺の役割分担で動いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　再質問させていただきますけれども、今、かますが出ましたけれども、昔は、確かに最終的な管理は道路管理を行うまちづくり建設課ということだったんですが、やはり高齢化の中で大変、協力をしてくださいよと言っても難しいという、そういう情勢に入っているわけですよね。そこで、じゃ、どうするかということで、環境資源課のところでも話が出て、なかなか難しい、はっきりとした答弁が得られないと。今の最終管理者であるまちづくり建設課で、もうひいては、これは町としてここは責任を持ってやりますよと。ただ、町内において協力していただけるところにはかますを配布して、かますの回収も

しますよと、こういうことなんですけれども、もうやりたくないというところについては、かますの配布もやめて、それでまちづくり建設課でこの側溝の管理、これは清掃も含まれますよね、これをやっていただけますかという確認です。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　すみません、まちづくり建設課、副課長、髙橋でございます。

管理については、町でやるということは間違いないお話だと思います。

地元で協力できないところがあるというようなことも認識はしてございます。ただ、１点あるのは、排水放流承認というものを出していただいているところ、箇所があります。主に調整区域になると思うんですけれども、そちらについては、排水放流の承認を町に得るんですけれども、そのときに宅内の最終ますと周辺のつながっている道路側溝についてはきれいにしていただくということが条件で許可のほうを下ろしておりますので、基本的には自分の家の周辺について、排水放流を取っているということであれば、条件としてはきれいにしなくてはならないということが条件にございます。

ただ、先ほどからのとおり、高齢化もありますので、場所にもよりますけれども、要望があるところについては、町のほうでも役割分担の中で、予算の範囲になるとは思うんですけれども、対応させていただくような形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　質問というより要望なんですよね。

これは道路維持管理事業なんですけれども、町民のほうから何点か言われているんですよ。県のほうでやるのか、町のほうでやるのか、東武鉄道でやるのか、ちょっと分からないところがいっぱいあって、その辺のところがどうするのか、町のほうの考え方をちょっとお聞きしたいなと思っております。

１つは、和戸へ向かう県道、踏切ありますよね、役場から和戸のほうへ行って２つ目の踏切、須賀の踏切。そこの脇へ入っていって、須賀中学校のほうへ向かう田んぼ側に入っている道路なんですけれども、そこの草刈りはどこでやるのかなと思って。背丈ぐらい伸びてなかなか、その道路の３分の２ぐらい草が覆ってしまうときもあったんですよ。年に１回ぐらいやっているのかなという感じはするんですよ。あそこ、町民がみんな利用しているものですから、どういうふうな管理をしているのか。東武鉄道で管理しているのか、どういうふうなのか。ちょっとその辺のところがお聞きしたいのと。

それと、これは県道、その道路沿いの役場のほうへ向かっていく須賀中学校の、須賀小学校か、小学校の脇通っている道路なんですけれども、そこの信号ありますよね、県道との境の途中の県道。そこの役場寄り、50メートルぐらい役場寄りのところ、あそこも年に１回ぐらいしか刈らないところがあるんですよ。ですから、あそこが通りづらいというのが、歩道ですよ、通りづらいというのがあって、そこだけがちょっと県との関係がどうなっているのか、そこは。

それともう一つ、遊歩道です。桜の遊歩道ありますよね。役場のほうから東条原のほうへ向かっていく用水沿いに桜並木があると思いますよ。そこの日工大の後ろ側ですよね、日工大に沿っているんですけれども、そこの100メートルぐらいで

すかな、そこが通りづらいと。カヤ場でもう全然、３分の１ぐらいしか通れない。だから人間が歩いていても腕に道路に生えている草が当たって通りづらいんだと。中にはあそこを利用したくないという、怖いと言っている人もいます。ですから、その辺の管理を、これはもちろん県のほうだと思いますけれども、だけれども利用している人は宮代町の人なんですよ、ほとんど。ですから、その辺の管理の方法を県のほうに任せているのか、それとも宮代町で県のほうに言っているのか、管理の方法をきちんとしてもらって、やっぱり利用する人は宮代町の人ですから、そこを通りやすくするというのが、ほかのところは大丈夫なんですよ。そこの一部だけ、日工大のところの一部だけが草がもう物すごくすごいんですよ。だからその辺のところをどういうふうにやっているのか教えていただきたいなと思っております。

それと同時に、あともう一件は、道路の修理のことになるんですけれども、先ほど言いました、宮代町の須賀のところの踏切のちょっと手前に須賀中学校のところのプール脇へ行く道路があるんですよ。そこで仮修理というんですか、パイプで打ち込んで用水沿いを崩れないようにしてあるんですけれども、70メートルぐらいまだ残りがあるんですよ。そこがもう崩れ始めてきているんですよ。だから舗装がひびが割れて低くなって。だからその辺のところの修理というのかな、それを見ているのかどうか。途中、途中は直っているんですよ。その中間が70メートルぐらい修理がされていない。あそこに町の駐車場ありますよね。道路沿いの埋め立てた、田んぼを埋め立てて……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時１４分

再開　午後　２時１５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

そこの田んぼを埋め立てて駐車場にしている。そこでそこの道路はよく通るんです、今、真ん中の道路、須賀中学校へ行く道路が。県道を迂回しないでそこを通っていく人が多いんですよ。駐車場へ入れたり、右へ曲がったり、左へ曲がったりする人が。ですから、そこのやっていないところの修理をしていないところの70メートルぐらいが崩れかかってきているんです、また。その辺のところもどういうふうに考えているのかおっしゃってもらえば。これは町の人の意見もあります。その辺のところをお願いしています。

１つは草刈りの問題、１つはそういう、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

道路維持に関することなんですけれども、管理はどこでやっているのかというご質問だと思います。

こちらにつきましては、県道は県道になりますし、東武の土地はもちろん東武さんがやっていただくことになっておりますし、水路脇、見沼土地改良区だったり、あと春日部農林事務所だったりというふうにそれぞれ分かれてございます。

こちら、確かに分かりづらい状況であるということもありますので、町民の皆様、大体まちづくり建設課の道路担当にお問合せが来ます。そのお電話を、ここが管理だからこちらにかけてくださいということではなく、なるべく内容を聞いた上

で引き継げる箇所、県土整備事務所であれば県土整備事務所、東武鉄道だったら東武鉄道というような形で、うちのほうから引き継がせていただいております。最悪、本当に分からないような箇所がある場合については、申し訳ないんですけれども、直接お願いしますという場合もございますが、基本はまちづくり建設課、道路担当のほうでお受けさせていただいているような状況でございます。

次に、県道から須賀中、須賀小というんですか、プールのほうに入る道路ということでお話いただきましたけれども、こちらについて、舗装については町の、舗装については道路担当のほうですけれども、水路のほうについては、水路のほうが崩れているということだと思いますので、そちらにつきましては農政のほうの担当になるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、あそこの路線は現場のほう見ておりますので、状況のほうは把握はしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

第一番に、鉄道沿いの通学道路、通勤道路、生活道路として使われている道路なんですけれども、あそこがもうほとんど夏場の茂ったときは１人しか通れない。あとは、ふだんだったら複数で通れる道路なんですよ、草が生えていないときは。それが草がもう物すごく茂ってしまうんですよ。それが鉄道沿いのほうからこうかかってくる草なんですよ。その辺のところの状況というのは町でやるのか、実際に。どうなんでしょうかね。

それと同時に、先ほど言いましたプール脇の道路、崩れてしまう。道路ですよね。用水路を直せと言っているわけじゃないですよ。道路を何とか、道路が崩れてしまう。今、ポールか何かで、ここは危険ですよということで、これ以上入らないみたいなことを言っていますけれども、入らなくても道路が弱くなってきている。ちょっと雨でも降ったら、右へ寄ったら用水路へ落ちてしまいます、あの車は。もう何度か用水路に落ちた車を見ています、私は。その辺のところで、用水路に落ちた地点だけを直してもらっているんですけれども、どういうふうに、町民の安全をどういうふうに考えているのか……

○委員長（西村茂久君）　まとめてください。

○委員（山下秋夫君）　その辺のところをお願いします。

それと同時に、日工大のところの用水路の桜並木のところ。あの草刈りなんかもことも具体的にどういうふうにするのか。あれは県ですから、県のほうに要望するんだと思いますけれども、宮代町としてどういうふうにするのか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時３４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続きまちづくり建設課の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

修繕が必要な箇所ということで、何か所か挙げていただいたと思うんですけれども、先ほどから説明している形で、管理者がそれぞれ違ったりしますので、個別具体の話については、住宅地図等を確認しながら窓口でご説明していただけると幸

いです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔「もう一問質問」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　駄目です。

〔「まだ２問しかやっていないよ」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〔「２問しかやっていないよ」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時３５分

再開　午後　２時３９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日、出席している説明員の紹介をお願いします。

○教育推進課長（田中啓之君）　では、座ったままで失礼します。

皆さん、こんにちは。

教育推進課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

あとの者、自己紹介させていただきます。

○教育推進課指導主事（嘉茂達哉君）　学校教育担当指導主事、嘉茂達哉です。よろしくお願いします。

○教育推進課指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当指導主事、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主幹兼指導主事の加藤裕一です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　学校教育担当、学校管理幹兼副課長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課主幹（小島英樹君）　学校教育担当の小島です。よろしくお願いします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　教育推進課、副課長の小川でございます。主に教育総務を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　生涯学習室、文化財保護担当主査の横内です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（田代宇隆君）　生涯学習室でスポーツのほうを担当させていただいている主査の田代と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）　こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、挙手、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

２問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。大きく２問です。失礼いたしました。

まず、決算書178から185にかけてになるんですが、実際には決算書180ページになってしまいますが、成果書ですと199ページ、200ページになります。

小学校施設管理事業と中学校施設管理事業になります。どちらも屋内運動場非構造部材改修工事（附帯工事含む）ということになるんですが、こちらなんですけれども、主に、例えば須賀小学校屋内運動場の地震による落下物から児童らを守るため落下防止対策を実施しましたとありまして、ただ、これすごい金額が高いんですよね。

例えば照明やバスケットゴール、これを落ちないようにする工事で、例えば小学校だと2,609万4,000円ですか、それと中学校に関しては3,361万4,000円ということですごい金額になっているんですね。これ以外にも委託料として、それぞれに43万4,500円もかかっております。どういうところにこれだけの金額が、工事のどの部分にこれだけの金額がかかるのかということをお伺いいたします。

続きまして、２問目になるんですけれども、決算書は190ページ、成果書は38ページになります。成果書38ページです。

社会教育活動事業ということで、この文章の中に入っているんですけれども、真ん中辺に前期実行計画の趣旨とその工程ということで、既存施設や飲食店など、要するに小さな演奏会ができるスペースを募集し、音楽会の開催を促しますとあるんですけれども、これについてどのように行っているかをお伺いいたします。

その２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

先ほど泉委員から質疑がありました成果書180ページの非構造部材改修工事についてですけれども、こちらの内容といたしましては、主に先ほど言いました体育館の照明でしたり天井のパネル、それからバスケットゴール等の落下防止対策、ワイヤーでつったりする工事になります。

それで、どうしても全面に足場を組んだり照明をＬＥＤ化したことにより費用が加算して、かかっているという状況でございます。委託料につきましては、こちら施工管理もつけておりますので、そちらの費用となっております。

説明は以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質疑にございました決算書190ページ、それと説明書では38ページ、まちなかどこでもミュージアム事業に関してのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらのまちなかどこでもミュージアム事業におきましては、４年度におきましては大きく２つの面での支援のほうを行いました。

まず、１点目が広報面でのサポートといたしまして、説明書38ページにございますが、町内公共施設や飲食店をはじめとしましたギャラリー等で開催されるに当たって、宮代にゆかりのあるアーティストによる作品展などの開催情報をＰＲさせていただいたと。

２点目といたしまして、物資活動、資材面でのサポートといたしまして、そういった活動をされる際に、椅子やテーブルといった集客や雰囲気を

演出するための物品について、その辺の貸出しのほうを行って取組をさせていただいたという点でございます。

ご質問にございました点につきましては、こちら先ほどご説明いたしましたが、広報面でのサポートといたしまして、こちら公共施設や飲食店などで開催されるアート情報を発信するために、アート情報に特化しましたみやしろアートインフォメーションというものを町のホームページ上に作成いたしまして、ＳＮＳと組み合わせて情報発信のほうを行ってまいりました。

４年度におきましては、34件の情報を発信いたしまして、集客アップでございますとか作品集の出版につながった等の副次的な効果もございまして、作品展の主催者の方からは評価のほうをいただいてございます。

こちらにつきまして、特に町のほうでそのような場を提供するとか、そういったことは行わずに、既に町にゆかりのあるアーティストの方々に公共施設をはじめ、飲食店でございますとか、場合によっては町内の金融機関、そういったところにおいてこのような作品展を行ってございまして、そういったことから、町としてこちらのほうで既に、店舗とアーティストの間において展示などを行っているような関係性がもう既にできているといったことから、現在のところこのようなマッチングについて新たにシステムとして行っていくことは、現在のところ考えていないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの中で、照明やバスケットゴールだけではなくてパネルもということなんですけれども、パネルというのは天井に全部いっぱいついているもんなんでしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　いいです。それは後で答えの中で言っていただきたいと思います。

それと、あと、この附帯工事というものがどういうものなのかという説明もお願いしたいと思います。今回が須賀小と須賀中ということだったんですけれども、この非構造部材改修工事は、ほかの小中学校は全部終わっているのかどうかということもお伺いいたします。それが１点目の再質問です。

もう２点目に関しまして、分かりました。確かにそういったすばらしいことであるとは思うんですけれども、例えば飲食店で演奏会を行うように勧めているということなんですが、実は、これ飲食店などで演奏会する場合には著作権料を払わなきゃいけないということがあるんですけれども、その辺について、町のほうは何か著作権料を補助するとか、もしくはちゃんとそういう説明をしているかどうかをお伺いしたいと思います。

以上２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

先ほどの非構造部材改修工事についてお答え申し上げます。

パネルにつきましては、体育館のキャットウォークの上のみについているものを落下する可能性があるということで撤去のほうをさせていただいております。

続きまして、附帯工事につきましては、そちらのパネルについております火災報知器がパネル撤去によりつけられなくなっていますので、はりに

つけ直す工事でございます。

ほかの学校につきましては、今年度、百間中学校、笠原小学校、東小学校、来年度につきましては、まだ予定ですけれども、前原中学校、百間小学校で終わる、完了予定です。４年度から始めた工事となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

再質問についてお答えさせていただきます。

飲食店などでの活動に際しまして、町のホームページ等でご紹介とかはさせていただいておりますが、そのような取組につきましては、町のほうが誘導してというものじゃなくて、それぞれのアーティストさんがそのような場所を見つけてきていただいて活動されているということでございまして、そのような活動をされている場をこういうことでやっていますということで町のホームページ上で紹介していますので、町として特段、著作権料とかそちらの関係については、それぞれのアーティストの自己の責任でやっていただきたいということで、特段、今のところ補助というものは考えていないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

いや、何となくこの、１問目ですね、この構造のこれは何か前も聞いたことがあったんで、既に終わっているところがあると私は思っていたんですけれども、じゃ、終わっていなかったということなんですね。

これから百中、須賀小、東小、前原中と百小という形で、まだこれからどんどんやらなきゃいけないということで、やはり同じようにこれだけの金額が必要になってくるのかどうかということをお伺いいたします。

これだけ金額あればトイレ工事のほうも大分進められるんですけれども、ただ、やっぱり児童生徒の安全が第一で進められると思うんですけれども、一応念のために、金額的にはやはりこれだけかかるのかどうかということをお伺いします。その１点のみです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

先ほどの質疑の回答をさせていただきます。

同等の費用がかかるかという質疑ですけれども、やはり同じ工事になりますので、面積もそんなに変わりませんので、大体同等の費用がかかってまいります。やはり委員がおっしゃいました安全が第一ということで、こちらは実施していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

１問だけ質問させていただきます。

170ページ、いじめ問題です。いじめ、不登校対策問題、事業です。あと、説明書では196ページです。

これは昔からいじめというのはあって、大変なことだなと思っております。しかし、これを読んでいると、44人もいじめ問題があったということになると、大変、私も興味持って今、見たんですけれども、この辺のところは町としてどのように感じているのか、対策も含めてどう考えているの

か。

いじめを受けている、不登校になっている子供たち、これは増えているんでしょうか。減っているんでしょうか、宮代町では。大変なことだなと思って、私、このことについては、学校の教職員の今、成り手がいないということも含めて、新聞、今日出ていたもんですから、このことについてちょっと１問だけ質問したいなと思っております。原因とかそういうのをどういうふうに感じているのか、町のほうの考え方を述べていただきたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

山下委員さんからの質疑にお答えいたします。

決算書170ページ、説明書196ページのいじめ・不登校対策事業についてでございます。

まず初めに、いじめの件数が増えているかというようなお話がございましたが、こちらのほうは、いじめの認知件数ということで調査をさせていただいています。

県のほうからは、このいじめの認知件数を増やすようにということで指導いただいていて、それは何かというと、いじめがあった数を増やせということではなくて、いじめがあったかどうかを細かく教員のほうが認識できるようにする取組であるということなんです。

ですから、このいじめの認知件数というものは、年々、小学校では特に増えてきています。その増えてきているというものの私たちの理解は、それだけ学校教育の中で先生方が子供たちの生活に目を向けて、子供たちがいじめを苦にして学校に来ることが嫌になることがないように指導しているという認識でおります。

このいじめについてなんですが、その定義は、何かをされたときに相手が嫌だと思ったら、それはいじめであるという定義なんです。ですから、お友達同士で何か言い合いがあって、それを嫌だなと思ったらいじめ、同じことを言われても嫌だと思わなければいじめではないという定義になっていまして、受けた側がどう感じるかによっていじめの認知件数ということで上げられています。

ですので、初めに申し上げましたが、いじめの認知件数については増える傾向にございます。

それから、不登校の数ですが、こちらのほうは子供の数としては横ばいであります。ですが、数字としては増えています。その理由は、教育支援センターが令和４年度に開設いたしました。このさせていただいている調査は、教育支援センターのほうに通っているお子さんは不登校ということでカウントするという決まりになっている調査でございます。

これまでほんの少しでも朝、学校に通っていた、夕方、学校のほうに行っていた、そういうお子さんは、これまでは不登校としての数字には上がってきませんでした。学校のほうに登校しているということで。それが支援センターのほうに通級するお子さんは、この調査では不登校ということで数えるようにというふうになっておりますので、そちらに通級するようになったお子さん分は不登校として数に入れていますので、数としては増えているように見えますが、実際の人数としては横ばいであります。

先ほどから申し上げておりますが、学校教育の中で大切なことは、子供たちがどのような生活をしているか、どんなことを感じているか、そして、子供同士でどんな関わりがあるか、そういうことについて教師のほうできちんと把握して、子供た

ちの訴えや困った気持ちに寄り添えるような指導をしていくことが大事かなというふうに考えております。そのように各学校には指導していただくようお伝えしています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　いじめや不登校の定義については幾つかあると思います。実際に学校に来なかったというのは、本当に私は、不登校であり、中にはいじめもあるんだろうと思います。

ですから、それを先生方やＰＴＡ、その親御さんがどう解決していくかが問題だと思っております。実際に四十何件あるということになると、やはり各学校で10人ぐらいずついるのかなという感じは、もっと、５人ぐらいですか、いるのかなという感じはするんで、その辺のところを教育委員会並びに学校としてどう解決していくのか。

１件１件の問題だと思うんですけれども、みんな事情が違うと思うんですよね。中にはちょっとした言葉で直ってしまう子供もいると思います。ただ、直らない子供もいると思うんですよね。ずっと１年間、３年間も、中学生だと３年間も不登校だった子もいると思いますよ。そういう事情をやはりどういうふうに解決していくのか。これは子供にとって勉強する場でしょうから、大事な問題だと思いますよ。それを奪うというわけじゃないんですけれども、なくしてしまうんですからね。学ぶ場所を。

やはり大人になって大事なことは、仲間と一緒に勉強して、そういうことをやるのが学校だと思うんですよ。それを一方的じゃなくて、こういういじめとか不登校になってしまうと、それを奪ってしまう。それを解決するのが教育委員会なり町であり自分たち町民であると思うんですよ。

それはどれ一つ欠けても教育は成り立たないと思うんで、ぜひその辺のところを教育委員会としてどのように考えているのか。解決する道ですよね、道のり。最高どのくらいかかっているのか、最低どのくらいで直ってしまったのか、原因はどういうところにあったのか、その辺のところを分かる範囲で結構です。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

いじめの原因ということについて、まず初め、お伝えしたいと思います。

これは大変難しい問題で、申し訳ありません。いじめではなくて不登校の原因です。これは大変難しい問題で、本人にどうして学校に通いたくないのかを聞いたときにも、明確に原因が分かっているお子さんもいらっしゃれば、そうでないお子さんもいらっしゃいます。そして、不登校の始まりのときの原因と長期間にわたって不登校になった場合に、途中でその原因が変わる場合もあるようです。

ですから、私たちができることは、保護者や子供の気持ちに寄り添って相談を重ねていくことなのかなというふうに思っています。

それから、やはり教員だけでは対応が難しいということがありますので、いろいろな専門のお力をお借りしながら解決に向かっているところでございます。

学校の中ではスクールカウンセラーの先生にお話を伺っていただいたり、それから、さわやか相談員、ボランティア相談員、そして不登校対策支援員、そのような方にも子供たちに寄り添って話を聞いていただいています。

それから、教育支援センターのほうとも連携を

しながら、通級するようになったお子さんの情報を伺ったり、通級が始まってからどのようなことを支援センターのほうでしているかを伺ったりして、支援センターのほうからも学校にその状況を詳しく伝えていただいています。

そのようにいろいろ連携をしながら、お子さん一人ひとりの気持ちに寄り添いながら解決していくしかないのかなというふうに、この問題は大変難しい問題だなというふうに捉えています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　難しいのは分かるんですけれども、やはり子供さんは、勉強する場所を、仲間と一緒に勉強する場所を失ってしまうことが一番の社会に出てからの心に残るあれになってしまうんじゃないかなと。やはりこの原因を突き止めないと解決の道にはならない。性格もありますけれども、やはり原因を突き止める。

誰かを追及するわけじゃないんですけれども、本人のなっている気持ちを解決していくことが一番大事なことかな、それが一つの解決の道なのかなという感じはするんですけれども、それと同時に、先ほども言いました学校の先生、負担が多過ぎる。学校の先生も辞めてしまう方が多い。

やはり今、学校では、勉強についていける子、ついていけない子はいると思うんですよ。そのくらいの人で不登校になっている人もいると思うんですよ。原因はまちまちだと思いますけれども、そういうまちまちのことをどのように解決していくのかなという感じは、我々が見ていても感じるんですよ。

ですから、教育委員会として、これを長引かせるんじゃなくて、早く本人が一般の学校に戻れるよう指導するのが大事なのかなと感じ、いつまでも支援センターに行っているんじゃなくて、一般の学校に戻れるように指導していくことが大事じゃないかなと思うんですよ。同じ仲間と勉強することが一番大事な問題じゃないかなと思って、私は感じているんですよ。

それをどうするのか、教育委員会として。ただ、もう支援センターに預けてしまえば終わりというんじゃないと思いますよ。それを解決していく努力をしなくちゃいけないと思うんですよ。どうするのか、その辺のところを最後にお聞かせ願えればありがたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

私たち教員も、少しでも早く子供たちに学校に戻ってもらいたいという思いは強く持っております。それで、先ほども申し上げたとおり、教育支援センターのほうにただお任せしているわけではなくて、学校と連携を密にしながら情報交換をしながら、教育委員会も含めて進めさせていただいています。

どうしても早く戻るようにさせたい、させたいと思って、私も教員の１人でしたので、子供に対応してきましたが、それによって余計長引いてしまう場合もございまして、本当に子供たちの気持ちは難しいなと思いながらも、でも、思っているだけではなくて、子供にいろいろ話を聞いたり、保護者からお話を聞いたりして、その状況や状態を把握した上で、子供に今、声をかける言葉はこれがいいんじゃないかなというようなこともいろいろ選びながら声をかけさせていただいている状況でございます。

ですので、今日、何か起こったときに、明日にはもう行けるとか、何日すれば行けるということが大変、今、ここでは何日ぐらいで行けるという

ことは申し上げにくい難しい問題でありまして、でも、大事なことは、やはり子供に寄り添っていろいろと話を聞いて解決していくことではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の167ページ、168ページ、教育事務局人件費の会計年度任用職員の報酬についてです。

こちらの中のスクール・サポート・スタッフを令和４年度から配置してくださっておりますけれども、令和４年度の状況を学校ごとに、細かくなってしまうんですが、教えてください。

２点目が決算書の171、172、教育支援センター運営事業についてです。

こちらも令和４年度から開設くださって、子供たちの選択肢ができたことと、あと保護者の相談も増えているということは存じ上げております。

保護者の方からも大変、相談などできる場所が新しくできたということで、皆さん喜ばれているお声もいただいております。

そんな中、令和４年度の学校に行けない子供たちの状況についてお伺いしたいんですが、小学生ですと、例えば先ほどもご説明がございましたけれども、少し教室に行くとか、放課後行くとか、あとは保健室などに登校されているというお子さん、また、小学生・中学生もいるかと思うんですが、あと中学生ですと、さわやか相談室に通われている、また、フリースクールなどもあると思うんですが。あと一つ、教育センターに通っている子供たちもいます。

ただ、これ、どこにも通えていない、たまにプリントを取りに来る、１か月に一度、学校に行っているというような子供たちもいるのではないかと思うんですが、今言った人数など把握をされておりましたらお伺いいたします。

３点目です。決算書181、182の中学校管理運営事業についてです。

こちらの中学生の部活のことで少しお伺いしたいんですが、中学校３校ございまして、部活がそれぞれある部活とない部活で、例えば百間中学に行かれて部活をされているなどで、そちらに行く交通手段というか、あとは保護者がそれをサポートしているとか、そういうこともあると思うんですけれども、そのような中学校の部活の現状というのを、令和４年度の教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、ご質疑の１つ目、決算書167ページ、168ページの人件費、会計年度任用職員のスクール・サポート・スタッフについてでございます。

令和４年度の状況ですが、学校ごとに申し上げます。

須賀小学校、週３日の方、６月から１名、週２日の方、10月から１名。百間小学校、週３日の方が７月から１名、週２日の方が10月から１名。東小学校、週２日の方が７月から１名、週３日の方が10月から１名。笠原小学校、週３日の方が９月から１名、週２日の方が９月から１名。須賀中学校、週２日の方が９月から１名、そして週３日の方が希望がございませんで入れることができませんでした。百間中学校、週２日の方が７月から１名、週３日の方が10月から１名。前原中学校、週３日の方が９月から１名、週２日の方のご希望が

なく入れることができませんでした。これが令和４年度のものです。

そして、教育支援センターに関わること、決算書の171、172でございます。

不登校の人数なんですが、こちらのほうは昨年度の３月末で小学校が15名、中学校が29名となっています。そして、そのうち教育支援センターのほうに通っていたお子さんが、小学校で７名、中学校で９名の16名でございます。そのほかの内訳が今ちょっと数字では分からないんですが、学校のさわやか相談室のほうに通っているお子さん、それからフリースクールのほうに中学校のほうは通っているお子さんが結構いらっしゃいます。すみません、その程度しかちょっと数字的には今持っていないんですけれども。

それから、決算書の181ページ、182ページの中学校の部活についてでございます。

部活については、委員おっしゃったとおり、百間中学校のほうに吹奏楽部がございまして、それで学校選択のときに百間中学校を選んで動かれる生徒が多いです。

すみません、ちょっと資料を確認します。

中学校のほうで、百間中学校に動くお子さんは、須賀中と前中から調整区域からは９名、そして、通学区域外からは22名動いております。これにつきましては、中学生は自転車での登校も可となっておりますので、送っていただくというよりは、今の現状では子供たちが自分で自転車で学校に通っているということが多いかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

ご説明いただきまして、分かった部分もあるんですけれども、再質問をさせていただきます。

まず、167、168の人件費の件で、スクール・サポート・スタッフの人数など大体分かりました。なかなか昨年度は知らなかったのか、応募がすぐにはということであったんですが、１名だけ空きがあるだけで、皆さんそろったということで分かりました。

学校にやはり２名、こういうフリーで動ける方が入って、学校の先生方も随分助かったのかなと思うんですが、その先生方のそういったご感想とか、あと子供たちに影響があったかということあれば教えてください。

２点目なんですが、人数と伺った内容は分かりました。もし、この保健室とか、さわやか相談室に通っているお子さん、フリースクールなどに通っているお子さんの人数、後ほどでよろしいので教えていただければ、数のほうをお願いいたします。

一番、どこかにその子供が自分の居場所として通う場所があるということがやはり心の安定にもなるのかなと思うんですが、そこまでまだ自分の気持ちが整っていないという状況もあるとは思うんですが、家にいるというところで、やはり子供もご家族の方も一番大変な時期ではないかなと思うんですが、どこにも今ちょっと行けていないという人数のほうも分かりましたらお願いいたします。

やはりそこの部分できっと学校のほうも、すごくどうしていいのかと悩まれているところだと思います。

こちらについては、まず人数、出していただければと思います。

３点目、最後に、中学校の部活について、吹奏楽があるので、その学校をもう自分の地域から百間中にしてしまう人数が９名と22名ということなんですが、それ以外にやはりスポーツとかの部活

でも百間中に行かないとできないというのもあるのでしょうか。

例えば試合とかそういったことで、もう中学生なので、先ほど交通のことでいうと自転車で行かれているということなんですが、雨のときなど、やはり保護者の方がその辺サポートをされていたりもすると思うんですが、何かそのあたり、部活をやるの中で保護者のサポートとか、その保護者がサポートすることで、やはり子供を乗せて例えば送迎をするといった場合の責任というか、そういうのも出てくるので、それを保護者に全部お願いしてしまっていいのか、学校がやはり、部活の延長でその辺も考えるのかとか、ちょっとその辺どのように捉えているかというのを最後にお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、１つ目の再質問についてでございます。

スクール・サポート・スタッフの先生が助かったとか、子供たちへの影響ということでお答えいたします。

このスクール・サポート・スタッフは、コロナ禍になったときに、大変、消毒作業等が小まめにやるようになりまして、それを教員だけでやることは限界があるということで、このスクール・サポート・スタッフを始めにつけていただきました。

その流れからということで、基本的には環境整備や消毒作業をやっていただいている方が多いです。一応こちらの会計年度任用職員の募集要項のほうには、プリントの作成とか採点とか、学力向上のための事務の補助等もございますが、実際、学校のほうでいろいろやっていただいているのは、教室の消毒とか清掃作業とかということが多いかなというふうに思います。先生方は自分たちが、いらっしゃらなければやらなくてはいけない、その作業ですので、毎日毎日それは助かっているということを伺っています。

そのような内容ですので、直接子供たちに関わるお仕事というよりかは、環境整備を中心にやっていただいているので、子供からの感想というか影響というか、そういうものについてはこちらのほうには上がってきておりません。

それから２つ目の支援センターのほうについては人数を確認させていただきます。

３つ目の部活動についてですが、先ほど申し上げた人数は、全てが吹奏楽ということではなくて、その人数が昨年度、学校選択をして百間中学校に行かれた人数ということでございます。

やはり百間中学校が一番大きな学校で、教員の人数も多いので、部活動もたくさんの種類つくれます。その子たちが動いているかどうかということはこちらでは把握はしていないんですが、昨年度、須賀中学校は剣道部がなくなったりしました。それで百間中学校にはございますのでというところもありますし、それから前原中学校には野球部とサッカー部がございません。ですので、その部活を頑張りたいという生徒は、百間中学校のほうを選んでいるかもしれません。学校選択のときに理由を書いていただくのは細かなことではなくて、部活動で百間中学校のほうに通いたいですというようなことで書かれてきているので、詳しい部活動名については把握はしていないんですが、申し訳ありません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

スクール・サポート・スタッフに関しては、初めはそういう消毒などから始まって、４年度はそうだったと思うんですけれども、今年度もスクール・サポート・スタッフの配置をしてくださいまして、これを長く６年度もぜひお願いして、そういう消毒とか清掃だけではなく、今、先生方が児童が増えている学校もあるので、その本当にサポートになるような人材というんですか、そういうこともできるのかなと思います。

あと、やはり清掃ということで、トイレ清掃とかは、特に小学校は子供たちだけだとほとんど、できている、やっているんだけれども実際できていないという部分もあって、多分、子供たちにとっても使いやすいトイレになっているということで、すごくこのサポート・スタッフの方のやられたことって、やっていることはとても子供たちにとってはいい影響にはなっているのかなと思います。ぜひ来年度もこちらはお願いしますという要望を最後に申し上げます。

２点目は、後で詳細の人数を教えていただけるということで承知いたしました。

教育支援センターも２年目になりまして、いろいろ相談件数も増えてきていると思うんですが、まだまだどこに相談していいか分からないという、私もご相談を受けたときに、教育支援センターがありますよということを伝えると、知らなかったというお声もいただいているので。

例えば学校の先生も、担任の先生から見ても気になるお子さんとかが、もしいた場合、その保護者の方に１つの相談先として教育支援センターをお伝えいただけると、またそこから一歩、いろんなまたその先の相談先につながると思いますので、学校ではスクールカウンセラーの方もいますけれども、また学校外でということもあるので、その情報の伝え方というところで、もう少し伝えていただけるような周知方法というんですか、そちら、お考えいただきたいと思っているんですが、そのあたりのこと、お伺いいたします。

３点目は分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

では、２点目の支援センターの周知についてということなんですが、こちらのほうは町の大きな施策でして、支援センターができたことを広く知っていただきたいという思いが半分、それから、支援センターに通っているお子さんたちが、学校のほうになかなか通えないということがクローズアップしないようにすることが半分ということで、大変こちらとしてはいろいろなことを考えながら、周知方法を決めました。

それで昨年度、支援センターのリーフレットというものを作らせていただいて、教育委員会のところには取れるようにはなっているんです。それから、一番初めに全保護者にお配りしようかということも考えたんですが、先ほど申し上げたとおり、支援センターに行っているお子さんということも考えつつ、そうではなくて、担任にお渡ししておいて、必要な子にお渡しする。それから、さわやか相談室に置いておいて、必要な保護者の方にお渡しするというような形をつくらせていただきました。

それから、民生委員・児童委員の方々も支援センターの研修ということで昨年度していただきましたので、そのときにはお渡しするという形を取らせていただいていて、ですが、まだまだ必要な方に手渡っていないというような状況も本日教えていただきましたので、周知できるように努めて

いきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ないようですから、最後の質問をさせてもらいたいと思います。

いるの、ほかに。

小河原です。あまりいろんな質問をすると、また要望が入ると怒られるので、できるだけ要望のない質問にしたいと思います。

１点だけ。学校教育というのは、全科目優秀なのが一番いいんでしょう、一般的にね、全科目。どの科目も優秀だと。そう一般的にそう言うよね。なかなかそうもいかないけれどもね。

私、宮代は大したもんだなと思うのは、英語の問題、グローバル化で確かにこれから英語は達者なほうが、その個人個人から考えても得だよね、英語のできる人はね。それで偏っちゃいけないんだろうけれども、一般的にね。

それで私が聞きたいのは、宮代町は英語は埼玉県下でどのぐらいの位置にいるのか。よく、宮代町もいろいろ英語の問題で骨折っているようですので、どのぐらいの地位にいるのか教えてもらいたい。その答弁の後、再質問したいと思います。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３５分

再開　午後　３時３５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

調査の結果というものがほんの少ししかございませんが、今年度の全国学力学習状況調査では、埼玉県62市町村中、英語の順位は38位でございます。これは中学校３年生でございます。

今年度の県の学力学習状況調査のほうですと、埼玉県の平均が大体50点でございまして、宮代町のほうも大体50点、49.8なんですけれども、平均ぐらいかなというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

私聞きたいのは、意見言うもんじゃないかもしれないけれども、英語の魅力を持つというのは大切だと思いますよね。宮代町にはいい先生がいたんだよね、島村盛助先生。岩波の字引作っていたの。この字引を作る先生と話は私したことあるんだ、小さいときね。それは自慢なんだけれども、その字引を作るの、どうやって作ったか知っています。また、知らないでしょうけれどもね。

あと、盛助先生の子供さんが英語の先生だったんだよね。今もう定年になったのかな。私より先輩だけれども。こういう人をどんどん使って、宮代町の英語のいい先生、こういう流れがあるんですよと。それはどんどん教えることによって、英語の宮代ってすごいところなんだ、先生がいて、魅力を感じるんだよね。魅力を感じるということは英語を一生懸命やるということよ。そうすると、英語ができることになると思うんですよ。そういうことをどんどんやっているのかどうか。

余計なことを言うと、また委員長に怒られるかもしれませんけれども。私がしゃべっていて、あの先生すごかったなと思ったのは、私は小さい小学校時代から、いたずらだったの。「おーい、ちょっと来い来い。」と言ってお菓子をごちそうになりながらしゃべっていて「ちょっと待て。」と

言うんだよね。それで書室行って、何か単語をそれでつくったそうですよ。一般的な単語がなかなか先生が思いつかないの、我々としゃべって、いたずらな言葉をしゃべって単語をつくったそうです。それが岩波書店のあのすばらしい字引って知っているでしょう、岩波書店の。私もさんざん使ったんだけれどもね。

そういうことが魅力を感じて英語に力をつけることだと思うんです。そういうことをやっているのかどうか。もしやらなければ、ちょうど先生がまだ子供さんが達者だから、呼んで話聞いたほうがいいですよ。うちの親父はこうやってやっていたということを。それが英語の魅力を感じることだと思うんですよ。宮代町はそういうことをやるのか、やらないのか。やっぱり子供にそういう魅力を感じさせることが大事だと思うんです。

それが、まして小学校にも教えているんですよ、今。昔は、我々のときはＡＢＣを教わるのは中学校から始まったぐらいだからね。今はもうちょっともうしゃべるほうまでやるんでしょう。そういう魅力を小さいときにつける方法というのをやるのかどうか。それが大事な教育だと思いますので、どうなのか聞かせてもらいたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

どうもありがとうございます。

宮代町では、今、道徳の教材に島村盛助先生のことを題材にした資料がございます。それを中学校１年生の子たちが、日本語と英語をつないだ英語学者島村盛助先生というテーマで書かれているんですが、何度も何度も繰り返し、その翻訳をするものについて言葉を何度も何度も繰り返し、こっちがいい、あっちがいいというふうに考えながら、その一番ふさわしい日本語を選んで岩波の辞書に載せてくださったというような内容の道徳の学習もしております。

それから、小学校６年生と中学校２年生が年に一度なんですが、島村盛助先生を顕彰する英語発表会というものを学区でやらせていただいています。そのときに、中学生が島村先生の功績についてパワーポイントを使いながら、英語で小学生に説明をしてくれるということが毎年行われていて、小学生はその中学生の英語を聞きながら、島村先生のすばらしさを感じながら、またその英語で内容を理解できた喜びを感じながら、島村先生のご功績について学ぶ場をつくらせていただいています。

それから、授業の中で遊びながらというところはちょっと難しいんですけれども、教科書を使って英語を学ぶという授業ではなくて、日常生活の中で子供が感じていることや考えていること、自分の思いや自分の好きなこと、そういうものを英語で話しながら英語を身につけていくという小学校での英語の授業を進めさせていただいていますので、本日、小河原委員さんのお話を伺って、遊びながら面白い言葉をつくっていったというようなところに、少し通ずるものはあるかなというふうに感じております。どうもありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

私は、もう少し、今、島村盛助先生の子供さんがいるわけよ。この先生は英語だったんだ、担当は英語。その人に来てもらって、ちょこっとしゃべってもらうと、子供というのは忘れないんだよね。ああ、盛助先生の子供が教えてくれたと。英語でしゃべれるはずだから、英語の先生だったんだから。

そういうこともやる必要があると思う。ただ、島村先生がもう幾つになるんだろうな。来るか来ないかは分からないけれどもね。そういうことが必要だなと思った。そうすれば、子供というのは忘れないんだよね。盛助先生の子供が英語でしゃべってくれたよと。そういう意識を頭に入ると、子供というのは忘れないんだよね。そうすると、英語の魅力を覚えるわけだ。それを私は言いたいだけ。それだけです。委員長、それだけ。やるかどうか、本当は聞きたいけれども、これは相手のいることだから、難しいけれども。ね、教育長、教育長だって、それぐらいのことは努力すべきだと思っているの。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（中村孝明君）　いろいろありがとうございます。

町のほうで。先ほどの島村盛助先生を顕彰する英語発表会におきましては、息子さんの奥様になりますかね、島村春江さんにはいつもご出席を、春江さんはいらっしゃると思うんですけれども、いつも参加をしていただくことを。

○委員長（西村茂久君）　教育長、答弁、着席で結構です。

○教育長（中村孝明君）　すみません。ありがとうございます。

一応、盛助先生のつながりということで春江さんをお呼びさせていただいて、その会には参加していただいているということをさせていただきました。

先ほどご提案いただいた件については、議員おっしゃるとおり、相手があることですので、もし参加していただければということでは参加していただける可能性は十分あると思いますけれども、相手の方とも相談をさせていただきながら検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

１問目は、交通安全・防犯対策事業のこども110番の家の設置についてです。ページは決算書170ページ、説明書は195ページです。

現在121軒ということなんですが、学校別の軒数と、あと新しく、結構、皆さん年齢が高くなって辞められている軒数も結構あるのか、それとも新規のお願いしているのか、何か対策されているのかお聞きいたします。

それと、あと小学校の小中一貫教育推進事業です。決算書170ページ、説明書196ページです。

その中で、成果で９年間見通したプランで、地域の特性を生かし連携を図っているということで。それで、その小学校の英語の授業のことが出ているんですが、３、４年生で週１時間、５、６年生では外国語活動ということで２時間なんですが、結構２時間ってボリュームあると思うんですが２回ある。子供たちが好きになってくれれば、それ目的に達しているんですけれども、ちょっと苦手意識を持っているとか、そういうことはちょっと出てきているのか、その辺どうなっているのか、現状と工夫をお願いします。

それと、あと小学校施設管理事業、中学校管理事業です。決算書は178、あと中学が200ページ、説明書では小学校が199、中学校が201になります。

泉委員がちょっと質問してくださったので、落下防止対策、結構お金がかかるということで、来年、再来年度予定しているというんですが、これと同時に、一般質問でしたんですが、やっぱり暑いのでエアコンのことがやっぱり、今年の冬と来年の夏は体育館が使えるのかなという心配もある

ので、何かその辺、ちょっといろいろ考えてくださいと言ったんですが、もし考えていることで言えることがあったらお願いしたいのと。

あと、やるならばやっぱり、例えば須賀小だけですとか、笠原小だけですとかにならないように、予算面あるんだけれども、やるなら全部、小学校３校、４校とかやっぱりしていただきたい。トイレも各学校、少しずつですけれどもやっていただいたんですが、やっぱりそういうふうに対応していっていただけるのか、考えているのかお聞きします。

あと、体育館、総合運動公園管理事業です。決算書196ページ、説明書は208ページです。

その中で施設の主な工事ということで金額が出ています。自動ドア工事、プール屋根の改修、抗菌用のタイルですね、それぞれ1,595万5,000円、2,035万円、588万5,000円、こちら抗菌用タイルはコロナ対応かなと思うんですが、このあたり、建ててから初めての工事なのか、何か応急措置やってきたとか、何かその辺の工事、今までの工事のいきさつ、お願いします。

あと文化財保護事業です。決算書が192、説明書は212ページです。

その中でちょっとお聞きしたいのが、指定解除になった東条原の獅子舞の用具について、指定管理候補とするための資料調査となっています。こちら、私も全然ちょっと知らなかったんですけれども、指定になっていると思っていたら指定になっていなくて、これ新たに、何かちょっとここの説明をなぜ解除になっちゃったのかという話からちょっと簡単でいいのでお願いします。

それと、さっきの小中の管理なんですが、東小学校の木造校舎がとても古くて、本当に危ない状態。この文化財と関係してくるのは、あの建物すごくいいと私はずっと思っていて、20年ぐらい前すごくきれいだったのに、すごい朽ちてきていますね。それで、あの建物は町はどうしようと考えているのか。

この管理事業とか見ていても、修理する感じではないので、その辺、町としての考えと、文化財の担当の方としたら、あの建物をどう思っているのかお願いします。ちょっとひどい状態で、学童も使っている。職員室にも使っているんですけれども、とても傷んでいるので、その辺危ないし、応急処置の必要があるなというのもあって、含めてお願いします。

それと、もう一回、資料館の関係なんですが、決算書196、説明書214ページの資料寄贈等というところの、新規に270冊が市町村等からの交換文献として来たということで使うんですけれども、これって何か結構、量が多かったりするんですけれども、こういうものは毎回来るのか、それをどう保存して、どう展示しているのか、かなりの量なので、今年がたくさんだったとかではないと思うんですが、その辺のいきさつお願いします。

あともう一点です。

先ほどから出ている部活動なんですけれども、これからはちょっと資料等はないんですけれども、部活動の、これから地域移行になってくるんですが、先ほどちょっと委員の方からも話が出たんですが、自分が行きたい学校に今現実、行きたい町内の中学校に部活がないと思ったら、スポ少で習っているものの部活がこちらの学校にある。そしたら、その先生が、じゃ、みんなおいでよといって、結構ごそっとそっちに通っているという話聞いているんですね。

それは、お子さんがやりたいと思ったら、でもその人数いたら、そのない学校でも部活をつくれるんじゃないかという考え方と、部活のための学校ではないと私は思っているんですね。これから

部活って、今までの部活と考え方が違ってきて、部活で学校を選ぶということが時代と逆行していってしまうのが、この町は結構、昔ながらでできているんだけれども、その地域の学校と、その１つの学校に大きく集まっていくと、うちの町が中学校１校というのにはどんどん近づくわけなんですよね。ただ、人口がどんどん増えていて子供の数も。そうしていくと、それでいいのかというのと、基本的な地域移行と部活の考え方をこの町がちゃんと、学校は教育だと思うので、その辺の考え方をちょっとお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

再開は４時10分といたします。

休憩　午後　３時５４分

再開　午後　４時０９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、教育委員会の質疑を行います。

答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

九山委員さんの１つ目のご質疑、交通安全・防犯対策についてでございます。

こども110番の家ですが、令和４年度121世帯ということで、令和５年８月１日現在では126軒ということで少しだけ増えています。

今年度は、今までこのこども110番の家でずっとお願いしていたご世帯がまだやってくださるかどうかを改めてもう一度調べたほうがいいということで、夏休みからお手紙を出させていただいて継続が可能であるのか、それから学校のほうで学校だより等でも呼びかけて、新規にやってくださる方がいらっしゃらないのかというところで、今現在そのやり取りをしているところでございます。８月１日現在では126ということで、少数ではありますが少しだけ増えている状況でございます。

また、この後、ご高齢になられて、子供たちが駆け込んできてもできることができないか心配ですというようなことをご連絡くださっているご世帯ございますので、数としては減ってしまうかもしれないんですが、もう一度きちんと確認ということでやらせていただいているところでございます。

それから、小学校の外国語活動、３、４年生の１時間と、それから小学校の外国語の５、６年生の２時間というところで、こちらについて苦手意識や現状、工夫はどうなのかというようなご質疑についてお答えさせていただきます。

宮代町では、平成26年度から29年度まで４年間、小学校における英語の研究をさせていただきました。それは文科省のほうで、これから小学校に英語が入るという中で、どのような授業をしていく必要があるのか、またどのような英語の授業をしていくことで、子供たちに学ばせることが可能になるのか。何でもいいので自由に研究してくださいという研究でした。

その中で、宮代町ではどんなにたくさん英語の勉強をしても、なかなか英語を使えるようにならない現状に課題を感じまして、その中でどういうふうに子供たちに英語を教えていったら、義務教育を終えた後、自分のことぐらいは話せる子供たちになるのかということで研究をさせていただきました。

その研究の内容は、やっぱり日本語を習得する

のと同じように、英語もたくさん聞いている中で耳から自分の体の中に入っていって、知識としての理解ではなくて、習得させることが大事であるということで、たくさん言葉を聞かせて、そして、言える、言えないではなくて、自然に言えてしまうようになるような授業を進めていくということで、今現在もさせていただいています。実際に授業を見ていただかないとご説明がなかなか難しいところなんですけれども。

ですので、学力によってできる、できないではなくて、どんな子供たちでも日本語をしゃべれない子はいないわけで、小さいときから日本語を聞いていれば、必ずみんな不便なくしゃべれるようになる。その習得の理論を使いながら、子供たちにたくさん英語を聞かせて自然に言葉を発することができるようになるというような授業を基にやらせていただいていますので、私は苦手だからというような思いはないのではないかというふうに考えております。

ですが、授業というのは遊びではないので、やはり全てが遊んでいる、楽しいというような45分ではないと思うんですね。そこら辺も先生方は遠くかけ離れた内容についてお話しするのではなく、とにかく自分の伝えたいことや自分のことについて簡単な英語で伝えられる経験をさせるということで授業を組んでおりますので、苦手意識、難しい、それから45分授業としてやらねばならないので、ずっと楽しいということは難しいと思いますが、子供たちが耐えられないような授業は行っていないという認識でございます。

それから、最後の部活動の件なんですが、こちらのほうは各学校、学級数に応じて、教員配置が決められていまして、その人数しか残念ながら、各学校に先生をいただくことができません。

その中で、子供たちが興味を持っている部活動をつくっていきたいという思いは誰しもが教員が思っているものでございますが、数に限りがあるので、やはり多数決では申し訳ないんですけれども、子供たちがやりたいという思いが多い部活からつくっていくことになってしまうと思うんですね。それでできなかった分については他校にはあるので、そこに行きたいという思いは子供たちは持ってしまうのが自然なのかなというふうに思うんですけれども。

学校選択の理由として書いてきているのは、部活だけではなくて近い学校だから行きたいとか、学区としては前原中学校なんだけれども、実際、自分のうちからは百間中学校のほうが近いんじゃないかと思っているお子さんとかもいると思うんですね。なので、近い学校だから行きたい。小学校から引き続きだから、小学校も学校選択したので中学校も引き続きそこに行きたい。それから、先ほどから申し上げている部活動の関係。それから、仲のいい友達がいる。兄弟が、お兄ちゃん、お姉ちゃんが先にそっちに行ったので、私もそこの学校に行きたいというような理由がございまして、子供たちが選択するのは部活動というものもありますが、部活動だけではなくて、いろいろな理由で選んでいるのかなというふうに思っています。

小学生は自分で選ぶことがなかなか難しいところもあるんですが、中学生は発達段階、そして、今まで生活で経験してきたことも含めて、自分で様々なものの中から選んでいるかなというふうに思いますので、その１つである部活動で学校を選ぶのはどうかということはなかなかこちらからそれで選べないよということは申し上げられないなということが教育委員会の見解でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

私のほうからは、体育館へのエアコン導入に関してお答えいたします。

まず決算書のほうが178ページ、185ページ、成果書が199ページ及び201ページ、小学校施設管理事業及び中学校施設管理事業となります。

まず体育館におけるエアコンですが、昨今、気温も上昇しておりますので、部活動、その他集会等で使う際にも必要性は高まっているのかなというふうに感じているところでございます。

こちらの担当といたしましても、どのような工法があるのかというようなのは調べているところでございます。

ただ、導入に当たりましては多額の費用がかかるという状況がございますのと、あと今、小中学校適正配置のほうを行っておりまして、学校の整備も今後整備していくという状況もありますので、そこら辺も見据えながら検討のほうを進めていきたいというふうに思ってございます。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質疑のございました関係にご説明いたします。

決算書の197、198ページ、説明書でいいますと208ページ、209ページ、総合運動公園の工事の関係でございます。

こちら、昨年度総合運動公園関係の工事といたしまして、修繕関係の工事３点ほど行ってございます。いずれも老朽化に伴います改修・修繕工事でございます。

まず１点目、自動ドアの交換工事でございます。こちら総合体育館内に設置されてございます自動ドアの経年劣化に伴います部品の交換でございまして、開閉装置のユニットでございますとか、センサーなどこちらについての交換工事を行ったものでございます。

２点目、プール屋根改修工事でございます。こちら、プール棟の屋根の上面が経年劣化によりまして防水シートが大分劣化してございまして、雨漏り等が発生しているということもございましたので、改修工事のほうを行わせていただいたものでございます。

３点目、総合体育館、シャワー室、室内プール、採暖室等抗菌用タイル、こちらのほうでございますが、シャワー室、体育館のほうにおけますシャワー室及び室内プールにおけます採暖室、こちらの壁に使っておりますタイルが、こちらも老朽化によりまして大分損傷しているというところもございましたので、感染症対策という観点もございまして、抗菌用のタイルのほうに改修のほうをさせていただいたものでございます。

３点いずれの工事におきましても、初めての修繕という形で行わせていただいたものでございます。

続きまして、東小の木造校舎、こちらの関係でございます。文化財という観点でご答弁のほうをさせていただければと思います。

東小学校の木造校舎につきましては、昭和30年の建設でございまして、建築後68年が経過したものでございまして、現在も使用されているものといたしましても、県内でも貴重なものというふうに考えてございます。

文化財におきましても、指定文化財というような観点もございまして、指定文化財の中には国や県、あるいは町がそれぞれ指定するものでござい

ますが、建築年代や関係する資料も残されてございまして、町指定文化財の候補の一つとして、町の文化財保護委員会の中でも議論の一つとして挙げられているようなところでございます。

町の指定文化財とするとなりますと、宮代町の歴史、特に教育の関係でございますが、それを物語る貴重な文化財の保護が行われるということになりまして、県内でも珍しい現有する木造校舎として大きなＰＲ効果が見込まれると思います。

その一方で、指定文化財におきましては、指定時の現状を保護保存し、後世に残し伝えるということが目的となりますので、定期的な修繕などの維持管理に費用がかかると。ましてや、町の指定文化財となりますと、そういった経費については全て町が全額負担するということになりますので、外部の補助金制度などはもうほとんど皆無というような状況でございますので、その負担は大きなものというふうに考えてございます。

また、これは指定文化財ということでございませんが、国のほうで登録有形文化財という制度がございまして、３年ぐらい前ですかね、百間小学校の滑り台について、こちら国のほうの登録文化財として登録をされたことがございまして、そちらについては、宮代町にとって大きなＰＲというような貢献がなったところでございます。

しかし、この登録制度におきましても、財政的な措置というのはございませんので、いずれにおきましても、そちらを維持管理していくために、町が全て負担をしなきゃいけないというふうなことがございます。

そういったことが文化財として指定等をする場合には、後世にわたって伝えていくということになりますので、今後の存続を含めて、利活用を含めた検討をしていくことが文化財保護担当としては必要なのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

丸山委員さんの２点のご質疑についてお答えさせていただきます。

まず１つ目、決算書192ページ、説明書212ページにございます東粂原獅子舞の関係です。

この東粂原獅子舞につきましては、町の無形民俗文化財として長く指定をしてまいりましたが、後継者の育成ができなかったということで、残念ながら獅子舞保存会が解散いたしました。文化財のほうとしてはしばらく様子を見ていたんですが、残念ながらこの保存会復活の契機がないということで、この保存会に対しての指定であったことから、無形文化財としては指定解除をさせていただいたところになります。

しかしながら、この獅子舞自体は江戸時代から流れをくむ大変長い歴史を持っておりまして、使ってきた獅子頭ですとか道具類については、有形文化財として当然指定されていくべき内容ではないかということを考えた結果、文化財保護委員会のほうで細かく道具類を精査したものになります。

続きまして、決算書196ページ、説明書214ページ、寄贈図書等の内容と対応についてでございます。

こちらの寄贈資料等でありますけれども、まず民具や古文書等につきましては資料館の資料ということで登録をさせていただきまして、調査研究の後、展示などによって皆様に広く公開しているものになります。

２行目にございます文化財市町村史等の図書につきましては、こちら基本的に交換文献として、

他市町村で刊行されたものと、当町で刊行したものを交換する形で互いに情報を共有するために行われているものになります。

市町村史の編纂が大変盛んだったときは、年間に1,000冊という形で本が入ってきたんですが、現在はほぼどこの市町村も市町村史編纂しておりませんので、発掘の報告書等の資料が寄贈されてくるものになります。

一応、本館にまいりましたら、登録をさせていただきまして、配置はしているんですけれども、ご指摘のとおり冊数が増えてまいりますので、現在資料館の中には、県内で刊行された図書を保管しておりまして、県外で刊行されたものにつきましては、旧西原公民館倉庫のほうに保管しております。

ただ、登録番号ついておりまして、収蔵している箱番号もついているので、例えば住民の方からこれについて勉強したいけれども資料はありますかという問合せに対して、レファンレスとして見ていただくこともできるという形でしております。

そういう形で提供させていただいております。

簡単ですが、以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　東小学校の木造校舎の修繕につきまして、ちょっと補足をさせていただきます。

施設管理担当としましては、必要に応じて修繕のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

丁寧にありがとうございました。

ちょっと順番逆になるかもしれませんけれども、決算書170、説明195のこども110番の家です。

今ちょうど移行とか聞いているということで、分かりました。

すみません、ちょっと学校区域別の件数が分かれば、それをもう一回お願いしたと思います。今現在のをお願いします。

あと、英語の件、授業です。

おっしゃるとおりで苦手ではなく、たくさん聞かせるということで方針でやってくださっていると思うので、それがうまく生かせるように引き続き。すごくやはり反応が子供たちあると思うので、そのあたりはしっかりと見極めていただきたいと思います。

お願いします。

あと、すみません、体育館のエアコンはやはり近隣の市町でも今回一般質問でも出ているみたいなんですけれども、予算処置とかにあと２年ぐらいの処置のものもありますよね。

それで予算がかかるということなんですけれども、やはり子供たちが、じゃ、この学校だけエアコンが入ったんじゃなくて、やはり全体考えてやっていただきたいと思うのと、やはり来年の夏、体育館で学童の子供も、もちろん子供たち生徒たちができるような対策を取っていただきたいと思います。

あと、東小の修繕のほう先に、学童も入っていますけれども、本当窓も開けられないし、何かきしんでいるし、結構本当朽ちているところが子供でも当たったらさかむけと言うんですか、けがもしそうなので、使っているならそれなりの修繕をする。子供が触るようなところは、あとは雨どいとかもすごく劣化しちゃっているので、やはりそれはしっかりと対応していただいて、お願いしたいと思います。

あと、それと文化財、難しいみたいなんですけれども、その辺も答弁いただいたので、今後考え

ていただきたいなと思います。

総合運動公園のほうは分かりました。

新しくということで、総合運動公園のこの抗菌用のタイルとかは、もう結構これからもそんなに替えなくていいのか、修繕はしばらくこの３つに関してはしなくていいのか、再度お聞きします。

資料館の寄贈のものは分かったんですけれども、西原の公民館のところにしまってあるということなんですが、あそこも本当に古くて昔はシロアリが出たところなので、ちょっと私は心配としては、やはりそういう大事な資料に虫が入っちゃったりとか、その辺はどういうふうに保存しているのか、もう一回お聞きします。

あと、部活に関しては仕方がないことなんですけれども、子供がやりたいことをやる、それも一つの選択なんですけれども、何かこれからの部活の考え方とやはり地域の子供ということを考えると、どうなのかなというのと、やはり引きずられていっちゃったりして、やはりその中で今うちの町でもいじめがあるので、その部活行っちゃったけれども、いじめがあった場合、じゃどうしましょうって、どこに行ったらいいのか、やめなきゃいけない、学校に行けなくなっちゃうというのはやはり親御さんとかはその辺もすごく心配して、何か考えているところもあるようなので、そういうところも踏まえて、もう一回答弁をお願いしたいんですが、やはりそういういじめとか集団となるとどうしても出てくるので、そういうところどう考えるのか、もう一回お聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず初めに、決算書170ページ、説明書195ページの交通安全・防犯対策の関係でございます。

失礼いたしました。内訳を申し上げます。

今現在ですが、須賀小、須賀中学が22世帯、百間小、前原中学が33世帯、東小、百間中学が42世帯、笠原小、百間中学が29世帯の計126世帯でございます。

それから、一番最後の部活動のことについてなんですが、自分の意思ではなくお友達とともに部活動のほうで選んで学区外の学校に行かれたときに、いじめが起こったりしたらどうなのかということでよろしいでしょうか。

いじめが起こらないことが一番だとは思っていますが、子供たちがお友達の意見に乗ってということであっても、そこは学校選択という上では、ご自分の選択なのかなというふうに考えますし、そういう選択がきちんと自分でできる子供たちを育てたいなというふうに思っております。

また、何かが起こったときにそれで困ってやめてしまうとかではなくて、そこでどのように解決していくことが大事なのかとか、そういう勉強だけではなくて、社会の生活の中で子供たちが強く生きていけるようなすべといいますか、経験をさせていくことも学校教育の一つかなというふうに思っておりますので、そのようなことも全て含めて子供たちの学びかなというふうに考えて教育委員会のほうでは、この学校選択ということを、選択についても子供が選ぶという教育の一つと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質疑に対してご答弁させていただきます。

説明書209ページ、総合運動公園の工事の関係でございまして、総合体育館シャワー室及び室内プール採暖室のタイルの関係でございます。

こちら先ほどもご説明いたしましたが、相当劣化しておりまして、タイルが剝がれているような状況がございますことから、抗菌用タイルのほうに改修させていただいたものでございます。

こちら体育館もプールもそうですが、平成６年に開館して以来初めての改修ということになりますので、それから30年近くたってございます。そこが初めてということでございますので、今回きちんと補修をしましたことから、またしばらくは、そのままの状況で使い続けられると考えてございますが、何分にも水回りのところでございますので、状況によっては、また別途補修等が必要になってくることも考えられます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

西原旧公民館倉庫の中における資料の保存についてご説明させていただきます。

まずは、西原旧公民館倉庫は収蔵庫として造られておりませんので、資料館の本館で行っている収蔵庫薫蒸のようなガス薫蒸が行えない状況になっております。そのため、現在の国のほうで行っているＩＰＭというガスを使わないで環境管理をしながら資料を保管していくということを実験的に頑張ってやっているところになります。

これは、周囲を清掃するとか、害虫の痕跡を観察をしていくという形で、できるだけ被害が起きないうちに処理していくというものになります。

西原旧公民館倉庫に資料を置くようになってから大分たちますが、今のところ害虫が確認されたことはございませんので、何とかうまくやっているかなという状態でございます。

せっかく頂きました貴重な資料なので、きちんと保管できる環境ができるまでは、何とか頑張って保管していきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　答弁ありがとうございました。

しっかり対応していただいて、やはり大事な資料なので、資料館の、そのＩＰＭですか、そういうのでやってくださってありがとうございます。

総合運動公園のほうも安心しました。ちょっとこれからも修理出てくるとは思うんですけれども、分かりました。

答弁いただきましたので、大丈夫です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いいたします。

成果書の71ページなんですが、日工大サイエンスプロジェクト、これ令和４年度の予算の説明のところで、これメインだったような気がしますが、この成果というかどんなふうにやったのかお伺いします。

それから、決算書の180ページ、12節委託料の漏水調査委託料というところで、百小の漏水という説明があったかと思いますが、これはどんなだったのか、予備費充当されていますので、どういう状況でこの調査を行うことにしたのかをお伺いします。

それから192ページ、図書館管理運営事業の12節の委託料、これも地盤沈下の漏水調査という説明があったような気がするんですが、これについ

てもお伺いします。

それから196ページ、資料館管理運営事業の需用費の施設修繕費ですが、これも予備費で緊急にやったのかなというふうに思うんですが、ちょっとお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主幹兼指導主事の加藤です。

日工大サイエンスプロジェクトにつきましては、３月６日に須賀中学校の２年生を対象として、日工大のほうで講義、演習のほうを行いました。具体的には、物理の講義、演示実験、あとは電子顕微鏡を使っての観察、あとは大学教授から電磁誘導について講義をいただきました。

その中で、子供たちから実際に出た感想ですが、楽しかったという感想や、また、若干難しかったけれども面白かった、また、細かいところまで見られて楽しかった、貴重な経験をすることができたという意見が出ております。

本年度も引き続き、日工大サイエンスプロジェクトにつきましては、中学校全ての学校で実施してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

決算書180ページの小学校施設管理事業の漏水調査についてお答え申し上げます。

こちら百間小学校の配膳室での漏水だったんですけれども、目ではちょっと分からない、バルブを全部止めてもどこも漏れている感じはないんですけれども、メーターが回っていました。

それで、我々ではちょっとどうも分からなかったものですから、専門業者のほうを入れて調査のほうをさせていただきました。その結果、校舎の下で漏れていたものですから、そちらを調査したものになります。

説明は以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ただいまのご質疑に対してご答弁させていただきます。

決算書190ページ、図書館管理運営事業におけます委託料、こちらのほうの関係の予備費の充当でございます。

こちらにつきましては、図書館の水道管の関係でございますが、地盤沈下によりまして水道管の亀裂が発生いたしまして、その関係で漏水をしてしまったと、そういったことから、そちらの修繕の経費とそれと漏水に伴います水道料金が発生いたしましたので、そちらにつきまして指定管理者のほうへの補填をするという形で予備費のほうを24万6,000円充当させていただいたものでございます。

続きまして、決算書196ページ、資料館管理運営事業、こちらにおけます需用費、こちらの施設修繕料におけます予備費の充当、57万1,000円でございますが、こちらにおきましては資料館に展示してございます旧進修館、こちらのほうにつきまして旧進修館の外階段、木製でできております外階段が老朽化により破損してしまったと、そういったことから内部に入りますに伴って階段が破損したことによって、昇降が困難な状況になってしまったということから、そちらの階段の修繕をするために予備費57万1,000円を充当させていた

だいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　日工大サイエンスプロジェクトについて須賀中の２年生対象に、これはじゃ全員で行かれたということで、日工大までどんなふうにして行ったかということと、それから、今年度はほかの２つの中学校が行っているということなんでしょうか。

時間的にはどれくらいの時間というか、１コマの授業なのか、大学の先生の講義があったり結構長いのかなと思ったりするのですが、そこをお伺いします。その結果、理科の好きという児童・生徒という目標がありますので、その辺はそっちに向かっているということでいいのかどうかお伺いします。

それから、180ページの百小の配膳室で校舎の下のパイプだということでそれを修繕したということで、じゃ大丈夫ということですねという確認です。

192ページ、ここも水道管が亀裂していたというので修繕したと図書館のほうですね。まあ、あっちもこっちもだんだん老朽化になってきていますけれども、水道管というのは亀裂して初めて分かるというか、その辺の点検というかそういうのは、これはトイレ、どこなんでしょうかね。地盤沈下とは無関係ということでいいんでしょうか。

それから、資料館のほうは外階段、外の風化ですよね。風化して朽ちたということで、これは緊急でしようがないのかと思います。

お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主管兼指導主事の加藤です。

日工大サイエンスについてお答えいたします。

まず、学校から日工大への移動方法につきましては、本年度須賀中学校のほうでは、徒歩で移動をしていただきました。

来年度につきましては、バスを検討しております。

また、日工大サイエンスプロジェクトの時間につきましては、本年度は２時間の実施となります。１つ目の講義１時間と、あともう一つの演習につきましては、グループを２つに分けて合計１人２時間体験していただくということになりました。

また、昨年度は須賀中学校で、本年度は百間中学校、前原中学校かというところなんですが、昨年度須賀中学校につきましては、試験的に実施したというところがございますので、本年度は中学校３校、全ての中学校の２年生を対象に実施していくことで現在日工大のほうと打合せをしております。

今まで学校では使えないような高価な機械であったりとか、また専門性を持った先生方に直接指導いただけるという貴重な機会になりましたので、理科につきましては、子供たちが興味関心を持ち、理科好きの子供が育ってきているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書192ページ、図書館の漏水の関係でございます。

こちら経緯といたしましては、常に点検等をしているわけではございませんが、水道の費用の関係で上水道室のほうから図書館で漏水しているというような連絡がございまして、それで原因を解

明していく中で漏水がしていることが分かったものでございます。

図書館の給水排水経路といたしましては２か所ございまして、いずれも図書館の玄関前のところに給水管が通っておるものでございますが、その漏水をしているというような状況が判明してから、経路をたどっていく中で正面玄関の手前を掘削して掘ったところ、そちらの箇所が漏水していたというのが判明したことによって、そちらのほうの修繕と漏水にかかった水道料について指定管理者のほうに補塡をしたものでございます。

こちら、対策といたしましては、定期的に水道メーターをチェックをして、余計に水が出ていないかどうかというものを毎月点検しながら対策を取っていくということで一応考えてございます。

それと、決算書196ページ、資料館管理運営事業におけます外階段の修繕でございます。

こちら、木造でできた外階段でございまして、こちらも年数が経過してございまして、何分にも屋外にあります木造の階段でございますので、そういったことから老朽化してしまったことから危ないということで、造り替えたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　図書館の話なんですが、上水道室から漏れていますよということなんですが、玄関前の地盤沈下が原因でそういうふうにパイプが動いたということなんでしょうか。

そこだけ確認させてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

図書館の周りが結構地盤沈下しておりまして、玄関前を整備した当時に比べて相当地盤沈下をしてございます。そういったことから地盤沈下による影響というふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。

２点ほどよろしくお願いいたします。

説明書の54ページ、地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業ということで、真ん中辺のその他のところで、学校に行きにくい、学校生活になじめない等何らかの支援が必要な子供たちの支援を行う市民活動団体に対し、次年度から施設休所日に２階会議室等の貸出しを行うためのルールづくりと説明会の実施というふうに書いてあるんですけれども、これは市民活動団体ということが要は改善とかいろんな相談があると思うので、早急に、別に施設の休所日という限定ではなくて、早急に役場とかで話合いを持つようにしないのかという点と、あともう１点のほうは、Ｐ38、説明書、まちなかどこでもミュージアム事業ということで、社会教育活動事業、決算書の190ページなんですけれども、この予算が102万1,000円で決算のほうが15万833円、社会教育活動事業、決算書のほうではちょっと見当たらないので、どこを見たらいいのかということと、この説明書の中で前のほうに書いてあるということは、載せているということは、やはりメインに一生懸命やりたかった事業だと思うんですね。

それが予算に対してこれだけの決算額しか出ていないので、その現状というか、この説明をよろしくお願いします。

以上、２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

田島委員さんからの１つ目のご質疑について回答させていただきます。

説明書の54ページ、地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業の②教育支援センターのことについてでございます。

こちらのほうは、昨年度、市民団体さんのほうからこの支援センターの２階の会議室を使えるようにはならないでしょうかというようなお問合せ等もありまして、教育支援センターが開設していない土日からまず開かせていただこうという考えで、昨年度終わりに説明会を開かせていただきました。

そのときには、何団体かの方が来てくださって説明を聞いていただけました。そして、今年度６月からお貸しできるようにというふうにこちらのほうも整えたんですけれども、今のところ市民団体さんの登録は１団体さんだけで、それでその後使わせていただきたいというような申請はまだ１件も来ていなくて、お待ちしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ただいまのご質疑に対しましてご答弁させていただきます。

説明書38ページ、決算書では189、199ページとなります。

まちなかどこでもミュージアム事業でございますが、こちら第５次総合計画実行計画事業といたしまして、説明書の中では38ページのほうに特出しをして記載させていただいたものでございます。

決算書のほうでは189、190ページとなりますが、事業といたしましては、社会教育活動事業の中の一つの取組として、整理をさせていただいたものでございます。具体的にこちらの中でございます４年度決算。15万833円、こちらの決算額といたしましては、決算書の中の事業費でございますが、そちらのほうにおきまして、まちなかどこでもミュージアム事業の活動団体に対します応援資材としまして、人工芝でございますとか、椅子とかベンチとかあるいはホワイトボード、このようなものを活動される団体に物資、資材面でのサポートをするということで、こちらのほうの経費を使用させていただいたものでございます。

予算額に対しましては、102万1,000円というものでございましたが、当初予算計上する際にはこのような資材面でのサポートのほかに、ワークショップを行ってそちらのほうの盛り上げをするとか、そういったいろいろなことを計画では盛っておったところでございますが、実際事業を進めていく中で、先ほどもご説明いたしましたけれども、活動される団体さんへの広報面でのサポートでございますとか、あるいは物資、資材面でのサポート、こちらのほうに重点的にやっていくということで行った結果、予算額に対して決算額が下回るような事業となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、まず説明書の54ページ。じゃ、この教育支援センターを相談の窓口としてのことではなくて、活動拠点として貸してほしいということですね。

活動拠点として、進修館とかあとすてっぷ宮代

とかがあって、自分なんかもＮＰＯの活動をしているときは、すてっぷ宮代を借りているんですけれども、月金しかやっていないじゃないですか、教育支援センターは月曜から金曜まで。その土日をお貸しするということは、誰か職員が出てきてセコムだとかそういうのも解除して、立ち会ってというようなことでよろしいんでしょうか。

あと、もう一つのほうが、何となく室長分かりました。

だけれども、じゃこの説明書の202ページにも社会教育活動事業というのが載っているんですね。

そこでは、こういう内容でみやしろ大学、町民文化祭、二十歳のつどいということで104万4,903円使ったということで、それではこの決算額の中に先ほどの15万幾らというのが含まれているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

田島委員さんの説明書54ページの教育支援センターのことについてお答え申し上げます。

休み中の土日ということなので、職員が出てきてセコムの解除等をするようになっているのかというような内容なんですけれども、こちらのほうは、子育て支援課が土曜日日曜日もということですので、そちらに鍵をお渡ししておいて、そこに取りに来ていただいて、責任を持ってその団体さんたちに解除していただいて使っていただいて、原状復帰というか元の状態に直していただいた上で、また鍵をかけていただいて子育て支援課のほうに鍵をお返しいただくという形になっております。

説明会のときに使用の約束ということについても詳しくご説明させていただいたんですが、それを守って使用していただけるとありがたいということでご説明をしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まちなかどこでもミュージアム事業、説明書では38ページ、それと202ページの社会教育活動事業、こちらの中の関係性という観点でご答弁させていただきます。

こちら、まちなかどこでもミュージアム事業は第５次総合計画実行計画事業としまして、特出しをさせていただいたところでございますが、説明書の202ページ社会教育活動事業、こちらに104万4,903円ということで、決算額を上げてございますが、こちらの中に15万833円が含まれているということで、そのような形での記載とさせていただいたところでございます。

非常に分かりづらいような記載方法でご迷惑をかけましたが、そのような状況でございます。

なお、予算の段階では先ほどもご答弁させていただきましたけれども、人が集まっていただくような形でワークショップとか、あるいは展示会というようなものも計画として上げておったところでございますが、コロナの影響もございましたので、参加される方々の安全性というものを勘案しまして、そちらのほうについては開催をしないで行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございました。

なかなか難しいその教育支援センターという場

所をある特定の市民活動のために利用するということが果たして適任かどうかというのが、レンタルスペースじゃないので、ちょっと疑問に思ったんですけれども、活動拠点としては別に進修館を借りてもいいし、というのも普通なのかなと思ったんですけれども、わざわざ土日やっていないところを鍵を借りてまでやる必要性があるのかもしれないけれども、ちょっと違和感を感じたので。自分たちなんかは、開いている日というか予約をしてすてっぷ宮代を借りているんですけれども、それは休館日とかそんなときには借りないし、何かトラブルが起きなければいいなという。なるべく土日職員が来ていない場所を貸し出すというのはどうなのかなというちょっと疑問に思って聞きました。

幾ら鍵を借りてセコムのやり方を教えたとしても、後で何かあったときのトラブル、そこで火事だとか何か物損事故が起きた場合とか、誰も立ち会っていませんから、そこら辺はどう考えているのかということをちょっとお聞かせください。

普通だと、誰もいないところをその団体の人たちだけで貸し出すというのはちょっと感覚的に分からないので、トラブルになったときの処理の仕方をよろしくお願いします。

あと、まちなかどこでもミュージアム事業、こちらコロナ禍でこの金額になってしまったんだろうなというのが分かります。

やはり、この最初のほうのページに書いてあるということは相当の意気込みで予算も取っているし、やろうと思ったことなので、やはりじゃこの15万しか使えなかった。幾らコロナ禍でも、はっきり言えば１割程度の予算しか使っていないですから、そしたら前振りというかそういうのでパンフレットだとかもっと告知をしていかないといけないと思うんですけれども、あまりにもコロナだコロナだといって、イベントがなかったからこうでしたと言うのも分かるんですけれども、そこら辺の考えはどう思っているのでしょうか。

よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

教育支援センターのことについてお答えいたします。

まず、支援センターは、今年度からできた町の新しい施設ということで、空いているときには、なるべく町民の皆様にご活用いただけたらという思いで、この開放ということも考えさせていただきました。

また、以前から支援団体さんのほうから、貸していただけないでしょうかというようなお申出がありましたので、それも考えながら、できる限りのことをということで、今年度、土日だけまずはということで、やらせていただくことにしました。

土日で誰もいない中でトラブルがあったらというところについてのご心配なんですが、登録をしていただいて活動するときには、活動計画や活動内容をきちんとまとめたものをこちらに見せていただいて、それで使っていただくことが可能かどうかをきちんと審査させていただくということと、説明会のときには、ちょっとこれは厳しいんじゃないかなと思うような、使うときの約束事ということで、基本的には会議、それを中心にやっていただいて、何か催物という場合には、また、先ほど申し上げた計画書、内容を見せていただいた上で、こちらがお貸しできるかどうかを判断するということで、まずはやらせていただこうということで考えさせていただきました。

以上です。

〔発言する人あり〕

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

ですので、その時点では、トラブルがないような活動しか使っていただかないということで、こちらで考えているのは、何かをやるときの話合いの場というか、そういうことでお貸ししたいということが最初の考えでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まちなかどこでもミュージアム事業におきますご質疑でございますが、昨年度、４年度におきましては、行っていく中で、作品展でございますとか、演奏会の実施方法の検討をさせていただくという形で取り組んだところでございます。

しかしながら、先ほどもご説明いたしましたけれども、物資、資材面でのサポートについては、椅子とかテーブルとかというのを購入しましたが、実際行っている中で、コロナの影響でイベントを縮小せざるを得ないとか、あるいは、集客への不安などから実験が思うように進められなかったというようなこともございました。

しかしながら、そのような活動資材を提供することによりまして、例えば何もない広場や、あるいは室内での場づくりでございますとか、集客につながるような効果もありまして、利用者からも好評であったということがあります。

また、こちら、昨年度は資材面でのサポートだけじゃなくて、広報面でのサポートといたしまして、町にゆかりのあるアーティストにおけます作品展とか演奏会などの情報をホームページやＳＮＳなどを組み合わせて情報発信させていただいたことにもよりまして、アーティストの方々が集客アップにつながったとかでありますとか、あるいは作品集の出版につながった等の副次的な効果があったというようなことで、高い評価をいただくようなこともございました。

また、町公式ＬＩＮＥでございますとか、ホームページへのアクセス数がほぼ毎回トップファイブ入りするような状況でございまして、文化、芸術に対する情報への町民ニーズが高いというようなことがうかがい知れたところでございます。

ただ、今後につきましては、コロナ禍につきましては５類になったということもございまして、今年度につきましては、さらに発展するような形で、11月には、町民文化祭の発展形としまして、みやしろ芸術祭というものも初めて取り組むなど、そのような形でさらに発展させていくような形で取組をさせていこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時１０分

再開　午後　５時２２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、教育委員会の質疑を行います。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、165、166ページの小中学校適正配置事業でございます。

決算書では、小中学校の適正配置の取組につい

ての住民説明会、それから須賀小学校地域拠点施設検討委員会を立ち上げ、無作為抽出市民ワークショップや住民意識調査を実施して、基本構想案を作成したということですが、確認をさせていただきたいんですけれども、まず、小中学校適正配置、今後20年間をかけて老朽化した町内小中学校の適正配置を進めていくと、この20年間のプランについてと、それから、今後のスケジュール、それから須賀小学校の地域拠点施設検討委員会は、先進地視察を実施しておりますけれども、どこへ視察したのか。

それから、メンバーの中に専門家の意見も聞いていくということなんですけれども、誰が入っているのか、確認をさせていただきたいと思います。

２点目は、決算書169、170ページのこども110番の家の件でございますが、確かに前段のところで、現況調査をしておりますけれども、看板というか、こども110番の家の、これが非常に色があせちゃってすぐ駄目になる。だから、私も実は、道路沿いにあるお宅で子供たちが通るので、こども110番の家になったらどうですかということで、声をかけた家もありまして、色があせちゃっているんで、私が気がついたときには、取りに行くんですけれども、これはせっかく現況調査というか、やっておりますので、そういうのがあれば言っていただきたいとか、そういうのも一言付け加えてもいいのかなと思うんですけれども、結構あると思うんですね。そういった点で、どうかということで、お尋ねをします。

それから、３点目は、いじめ・不登校対策事業でございます。

いじめはどこの学校でも、どの子にも起き得る問題であります。児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、早期発見に努めるというのが第一だと思うんですけれども、その点で、第７節の報償費において、いじめ問題対策委員会に外部専門家として、弁護士の参加と指導を受ける必要が生じたというふうになっておりますけれども、これは、なぜ弁護士の指導などを受けなければいけなかったのか。

それから、この令和４年度でこういった外部専門家も含めたいじめ問題の結論が出たと思うんですけれども、これについて簡潔にどういうふうな結論が出たのか、確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、同じく169、170ページの町民みんなが先生推進事業、これは地域住民による部活動に対する指導への謝礼なんですけれども、これは３名なのか、学校運営協議会の委員報酬、それから、学校応援団の運営経費などに充てられておりますけれども、これは２名なのか。それで、部活動を中心に５名の地域の方に児童生徒の指導を行っているのか。決算書と成果書を見ると、ここが５名なのか４名なのか、ちょっとはっきりしませんので、何名なのか確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、171ページ、172ページの英語教育推進事業でありますけれども、町内中学校には英語指導助手を１人ずつ配置しております。小学校には、２校に１人ということなので、取りあえず１人で２校を見るということなんですが、現在どこの学校とどこの小学校に配置されているのか、これも確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、同じく171、172ページの教育支援センター設置事業でございますけれども、成果書の54ページにも掲載されておりますけれども、相談件数が184件ございますけれども、これの大きな特徴を。

それから、新たに専門相談支援員は配置されていると思いますけれども、そうすると、これは教

育支援センター所長以外に専門相談支援員を配置されるので、それらを含めると２名体制になるんでしょうか。この確認もお願いしたいと思います。

続きまして、決算書の177、178ページ、小学校施設管理事業でありますけれども、この中で14節工事請負費で、トイレ洋式化のための小学校トイレ改修工事なんですけれども、これの成果と同時に、トイレ改修の残りはどのようになっているのか。また、トイレ洋式化率はどのようになっているのかも併せてご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書181、182ページの２目教育振興費でございますけれども、19節の扶助費、これは443万円ほどの不用額が出ております。就学援助費の支給者が見込みよりも少なったということなんですけれども、そういった点では、啓発はどのように行われているのかということで、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書181、182ページの中学校管理運営事業なんですけれども、コロナ禍の下で、修学旅行等によるキャンセル料が浮いたというとおかしいんですけれども、これにキャンセル料がかからなったということで、前年度と比べて150万円ほどの減額となったという説明なんですけれども、この修学旅行については、どのようになっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、決算書185、186ページの中学校施設管理事業のやはり12節委託料の中学校トイレ改修がございます。これは、設計委託料だけなんですけれども、これは令和５年度も含めてどういうふうに改修がされていくのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、決算書の187、188ページの14節工事請負費で百間中学校において、校舎外壁にクラックが確認されということなんですけれども、この点について確認をしたいんですが、どういった修繕工事が実施されたのか、お尋ねをします。

続きまして、決算書191、192ページの３目図書館費、図書館管理運営事業なんですが、令和４年度の図書の貸出し数は前年比で1,333人減となっています。また、貸出し冊数についても4,709冊の減となっています。この辺の理由について伺いたいと思います。

続いて、決算書195、196ページの５目資料館費ですが、先ほども前段の委員さんから保存の仕方ということで質問がありましたが、私はここについては、保存している倉庫なんですが、それが旧西原公民館を利用しています。ここは、以前からも言っているように、耐震化が必要な施設でありまして、そのために公民館としては利用しないということで、それに代えて、今、保存の倉庫になっています。私は、あそこを通るたびに非常に危険だなといつも思っているんですけれども、やはり何らかの補強措置が必要ではないかなと思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、最後ですが、決算書200ページの２目学校給食費の学校給食運営管理事業でございますが、前年度と比べて990万円の増額となっています。

ここで学校給食運営審議会はもちろんありますが、学校給食研究委員会、これは献立などについて話し合うということなんですけれども、もう一つ物資検討委員会を定期的に開催しているということなんですけれども、この物資検討委員会というのは、何人いて、決算書ではどこに入るのか、その点お教えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

答弁は、あれもそうなんですけれども、簡潔に効率よくお願いします。質問の数が多いですから、よろしくお願いいたします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

私からは、まず１点、小中学校適正配置の関係でお答えいたします。

決算書165ページ、説明書72ページになります。

何点かご質問があったかと思います。

まず、１点目になります。今後20年間の取組についてということでご質問があったと思います。こちらにつきましては、昨年の説明会の前に議員の皆さんにも説明したとおりの内容となってございます。

詳細でいいますと、まず、令和４年から13年までの前期の10年間におきまして、須賀小学校と百間小学校を地域拠点施設として再整備するというものになります。また、令和９年度以降におきまして、笠原小学校と東小学校、そして、３つの中学校の再編につきまして再検討するというものでございます。

後期の10年におきましては、令和14年から23年になりますが、令和９年度の検討の結果を受けまして、笠原小学校と東小学校、また、３つの小中学校を再編するとなれば、再編していくというものになります。

続きまして、今後のスケジュールという形になります。こちら、須賀小学校の再整備についてのスケジュールということでお答えさせていただきます。

今年度におきましては、基本計画の策定を行います。須賀小学校地域拠点施設に入る機能であったりとか、またはその配置、規模等につきまして、より基本構想を基に具体的なものを検討してまいります。令和６年度におきましては、基本設計、実施設計ということで、実際の設計に入っていきます。令和７年度、８年度におきまして、解体、建築等を行っていきます。今のところ令和９年度に須賀小学校地域拠点施設の開校、開設を予定しているという形になってございます。

続きまして、３点目、視察について、どこに行ったのかというご質問であったと思います。

須賀小学校地域拠点施設検討委員会におきまして、12月22日におきまして視察に行きました。行った先は、市立志木小学校のほうを視察しております。こちらは、小学校と図書館、公民館の複合の施設となってございます。

また、併せて豊島区にある南池袋公園を視察してございます。こちらにつきましては、もともと人が来なかった公園につきまして、新しくリニューアルいたしまして、若い世代、または近隣のビジネスマン等がたくさん集まる施設になったということの事例といたしまして、視察のほうしてございます。

続きまして、須賀小学校地域拠点施設検討委員会の有識者ということで、どなたかということでご質問があったと思います。１人が日本工業大学建築学部教授または地域連携センター長でもあります佐々木誠教授に入っていただいております。なお、佐々木誠教授におきましては、公共施設マネジメント計画の策定及び総合計画の策定につきましてもご協力をいただいております。

また、もう一人、りんかく株式会社代表取締役の唐松奈津子さんにも参画いただいております。唐松さんにおきましても、第２公共施設マネジメント計画の委員であると同時に、東洋大学ＰＰＰ研究センターのリサーチパートナーなどもされております。また、公共施設の再編に関してのライターのほうもされておりまして、全国的な事例とかに熟知しているという方でございます。このお

二人に有識者としてご協力いただいてございます。

小中学校適正配置事業に関する説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書191、192ページ、図書館の貸出しの状況でございます。説明書では、205ページ、こちらのほうに図書館管理運営事業としまして、図書館の利用状況について記載させていただいたところでございます。

ご質問にありますとおり、４年度の貸出し数、貸出し人数ともに前年度よりも減少となってございます。こちらにつきまして、その理由はということでございますが、明確な理由は分からないような状況でございます。ただ、全国的に図書の貸出しについては減少傾向にございまして、特に宮代に限ったということではないかなと思いますが、近隣の状況等も含めまして、貸出し冊数のほうにつきまして、ＰＲ等を今後も引き続きさせていただければと思っております。

続きまして、決算書195ページ、196ページ、郷土資料館の関係でございます。

資料の保管場所ということで旧西原公民館につきまして、廃館後、そちらのほうを保管場所として活用させていただいているということでございますが、何分資料につきましては、年々増加していくというような状況ございまして、これは宮代の郷土資料館に限った話ではなく、ほかの資料館においても同様の保管場所については悩みの種といったような声も聞いてございます。

宮代町におきましては、すぐ近くに旧西原公民館がございましたことから、現在保管場所として使わせていただいてございますが、耐震診断において補強を要するというような診断結果が出された建物でございまして、ご指摘のとおり、安全性という観点につきましては、大変厳しいような状況になってございます。

しかし、耐震補強を行うとなりますと、概算で見積もったところ、数千万の費用がかかるということでございますので、現在の財政状況を鑑みますと、耐震補強をするというようなことについてはなかなか厳しいところがあるかと思います。

できましたらば、ほかの空いている公共施設等を活用させていただいて、少しずつでも資料について、そちらのほうに移動というものが行っていければいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、決算書169ページ、170ページの交通安全・防犯対策事業のこども110番の家の看板についてでございます。

こちらのほうは、８月25日付で「宮代町子供110番の家ご協力のお礼について」ということで通知を登録していただいているご家庭に出させていただきました。その文章の一番最後のところにご登録いただいている方の変更等、また子供110番の家についての説明資料や掲示していただいているプレートの破損、紛失等何かございましたら、お手数をおかけいたしますが、宮代町教育委員会担当へご連絡くださいますようお願いいたしますと書かせていただいておりまして、ご連絡をいただいた方にはお届けする、もしくはお手数ですが、来ていただけるご家庭の方には来ていただいて、今新たなものをお渡ししているところでございま

す。

続きまして、決算書169ページ、170ページ、いじめ・不登校の報償費で弁護士の費用ということですが、こちらのほうは、昨年度12月に報告書が上ってきたいじめのことに対して、長期に及んだいじめの重大事態となりましたので、調査のほうを学校主体の調査ではなく、第三者委員会を設置しての調査ということで進めさせていただきました。その第三者、学校にも教育委員会にも保護者にも関わりのない方で構成された第三者が弁護士の方が２人、臨床心理士の方が１人、大学教授が１人ということで、この４名の方が会議や聴収、それから報告書をまとめる際にお集まりいただいたときの費用として、お渡ししたものでございます。

そして、その結論についてですが、報告書の提言に書かれていました内容で、今後再発防止ということで、気をつけて行っていくということで、まず、組織的な対応に資するための学校マネジメントの強化、それから、いじめ防止基本方針の実効性の確保、学校いじめ対策委員会への外部専門家の確実な参画、いじめに係る情報の記録と引継ぎ徹底、いじめを把握するためのアンケートの実施方法及び時期の見直し、法に基づく重大事態に係る調査の徹底、町及び県教育委員会による適切な指導、支援の実施、加害児童生徒への対応に係る教育的な視点による慎重な検討の必要性ということで、こちらのほうが提言として出されましたので、これに基づいて取組を行っていくということでございます。

続きまして、決算書169ページ、170ページ、町民みんなが先生推進事業でございます。

こちらのほうは、報酬として書かれているところの委員報酬10人というのが、東小学校、須賀中学校の学校運営協議会委員様へお渡ししているものです。

その下の報償費、謝金についての５万2,000円ですが、こちらのほうは、部活動や、それから小学校の器楽の練習の指導員、それから小学校のほうの社会科副読本の編集委員会のご協力者、その方たちに１万円ずつで４万円、そして、小学校でプログラミングの授業を外部の方に入っていただいて、していただいているんですが、3,000円掛ける４校ということで１万2,000円、合わせて５万2,000円となっております。

続きまして、決算書の171ページ、172ページの英語指導助手についてでございますが、中学校には専属で１名ずつついております。

小学校のほうには須賀小と東小に１人、百間小学校と笠原小学校に１人ということで、児童の人数、授業の時数等を考慮しながら、どちらかの学校が２日で、どちらかの学校が３日、もしくは1.5日ずつということで、ＡＬＴのほうに学校のほうに行っていただいているという現状でございます。

続きまして、決算書の171ページ、172ページの教育支援センターの相談件数についてでございます。

こちらのほうは、３月末で184件となっておりますが、相談内容については、不登校についてや自分の性格について、それから、行動について、学業について、進路について、それから、教職員との関係について等が内容の多くでございました。

それから、専門相談支援員とはということなんですが、この専門相談支援員は臨床心理士の資格を持たれた方でございます。今までは、臨床心理士さんは月に２回しか来ていただくことができていませんでした。ですが、相談の件数が増えてきたということで、なるべく常時いていただく臨床心理士さんがいらっしゃったらということで、今

年度からつけていただきました。

その臨床心理士さんは、相談がないときにはずっといらっしゃるというのももったいないといいますか、そういうことを考えまして、相談があるときには、臨床心理士さんとして相談を受けてくださる方で、相談がないときには、ほかの支援員と一緒に子供に対応していただくということで、会計年度として雇わせていただいているお一人でございます。

そのほかに、センター長がいますので、センター長とは別で相談と支援をしていただく方となっています。

そして、決算書の181ページ、182ページが小学校の就学援助費、決算書187ページ、188ページが中学校の就学援助費ですが、その内容についてでございます。

予算を立てる上での積算の方法なんですが、小学校１年生から中学校２年生まではスライドさせていただいています。そして、新小学校１年生は各校10人ということで計算をさせていただいております。プラス、コロナ禍でありましたので、収入減も見込まれまして、申請される方が増えるであろうということで、それも見込んでの積算でございます。

続きまして、中学校管理運営事業の修学旅行のキャンセル料についてでございます。

こちらのほうは、何か月前までにキャンセルをすれば無料になるというものではございませんで、中学校の修学旅行については、旅行の計画料というものがかかってしまいまして、いつキャンセルをしてもキャンセル料がかかってしまうというものになっています。

ですので、それが負担できるようにということで入れさせていただいていました。もちろん各小中学校の校長たちには、なるべくキャンセル料がかからない時点での判断をお願いしますということは、ふだんから指導させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

決算書177ページ、178ページ、成果書199ページの小学校施設管理事業のトイレ改修工事について説明させていただきます。

まず、この工事ですけれども、トイレの洋式化及び乾式化を実施している工事となります。

洋式化率ですけれども、今年度の中学校終わった時点で小中合わせまして51％となってございます。

どれぐらいで工事が終わるかということですけれども、こちら多額の費用がかかるため、ちょっと財政担当と調整になりますんで、どのようにやっていくかというのは、ちょっとまだ正直未定ではございます。

小学校は以上です。

続きまして、決算書185ページ、186ページ、成果書200ページの中学校施設管理事業のトイレ工事設計業務委託料につきましてですけれども、こちらの設計は今年度、令和５年度実施する工事の箇所のみとなっております。

こちら、今後の改修につきましては、小学校と同様、多額の費用がかかりますので、財政担当と調整して進めていきたいと思います。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

私のほうからは、百間中学校の工事請負費、ク

ラックに対応の工事請負費について説明いたします。

決算書におきましては、187、188ページ、成果書におきましては、200ページとなります。

百中の建物、経年劣化に伴いまして、外壁等にひびが入っていた状況になります。上に塗ったモルタルのひび割れ等になります。落下等の危険性がありましたので、そちらのほうの対応をさせていただきました。

対応内容といたしましては、落下するおそれのある箇所をもう既に落としてしまうというような応急的な対応になります。

ただ、ちゃんと直そうとすると、また、そこに貼り付けるとなると、また今度上から貼り付ける形になって、もっともっと分離してしまいますので、またそれが落下する可能性があるということになります。なので、ちょっと今後の対応については、検討しているというところでございます。

また、劣化が進みますと、さらに別の箇所も落下する危険性も出てきますので、定期的な見回り等していきたいと考えているというところでございます。

じゃ、あわせて、給食の物資検討委員会の関係も説明していきたいと思い思います。

決算書のほうが199ページ、200ページ、成果書のほうが201ページになります。

まず、物資検討委員会ですが、こちらにつきましては、学校給食衛生基準法の定めに基づきまして、小中学校の学校給食で使用する物資、食材について、価格、品質等を基に検討するものになっております。

構成メンバーといたしましては、まず、学校代表といたしまして、小・中学校７校の管理職の方から１名出てきていただいています。また、教育委員会からということで、教育総務担当２人出ております。また、栄養教諭のお二人にも参加していただいております。また、委託先であります全農職員のほうからセンター長、栄養士等が出ておりますので、７名程度で毎月開催してございます。

味のよいもの、安心・安全なもの等選びますが、特に今、価格等もかなり困っておりますので、その価格の面も見ながら、よりよいものを選んでいこうということで、ほぼ毎月実施しているものでございます。

説明は以上となります。

〔発言する人あり〕

○教育推進課副課長（小川雅也君）　予算上は特に謝礼等払っておりませんので、関係者で行っておりますので、支出のほうはないということになります。

失礼いたしました。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、165、166ページの小中学校適正配置事業でございます。

先ほど答弁いただきました。この小中学校適正配置の今後の20年間ということで答弁いただきましたが、今後のスケジュールとの関係で、答弁はそのとおりなんですけれども、まず、平成28年11月に小中学校の統廃合についての慎重な取組を求める請願が出されて、議会で採択されました。

それを受けて、令和元年度に宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会を再度立ち上げ、令和３年５月に答申が町に提出されました。この中に４つの大きな答申があるんですけれども、その一つに、小学校については今後10年間は４校を維持すると、そういうふうな答申があったと思うんですね。

そうすると、今後のスケジュール、小中学校適

正配置20年間のプランとも併せると答申はどこに行っちゃうの、この答申は、答申についての。その辺について、どういうふうに説明をされるんでしょうか。答申を受けて、こういうふうに進められたと思うんですね。ですから、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

続いて、169、170ページのこども110番の家については、プレートの破損ということでしたので、確かにそういうふうになっていると思うんですけれども、冒頭でも言いましたように、もう色があせちゃっている、そういうのが多いと思うんですね。だから、そういうのも含めてということで、理解してよろしいでしょか。そうだとすれば、そのように理解します。

それから、いじめ・不登校対策なんですが、先ほど弁護士の参加と指導を受ける必要性について伺いました。

ここで町教育委員会として、今後、適正な指導の実施というふうにありましたけれども、その点では、どういうふうにされていくのか、その点、１点。

それから、今マスコミ等でもいじめ・不登校と同時に自殺というのが多くなっていると。もちろん宮代にはそういうのはないんですが、必ず、絶対ないということは言えないと思うんですね。そういう意味では、自殺に対するやはり防止対策も必要なのかなということで、スクールカウンセラーとか、そういうのをもちろん設置されておりますけれども、一つには、やはり連絡先を明らかにすること。誰かに自分の話を聞いてもらうことで救われる命もあるというふうにも言われております。

そういったフォローというのは、どういうふうに、自殺の防止対策と同時に、どういうふうなフォローがされているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

169、170ページの町民みんなが先生推進事業、これは説明で分かりました。

それから、171、172ページの英語教育推進事業での小学校の２校に１人の配置につきましても伺いましたので、分かりました。

この171、172ページの教育支援センター設置事業の中の相談件数なんですが、先ほどの事例については、この多くの事例件数の順なんでしょうか。そういうふうには理解するんですけれども。

それと、専門相談支援員というのは臨床心理士ということで、これは常時じゃないんですか。その点、新たに配置をしたいということで募集もかけたと思うんですが、それの結果がそういうことになっているんでしょうか。その点もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、173、174ページの奨学資金事業だとか、入学準備補助金の申請等々ありますけれども、小中とも教育推進課としては当然、生活が厳しい、そういった中での収入減も見込んでの予算の見込みをしたと思うんですけれども、これが大きな見込み違いなのか、先ほど啓発はどのように行っているのかということにも関連すると思うんですけれども、その辺はどうなのかお尋ねをしたいと思います。

続きまして、決算書177、178ページの小学施設管理事業のトイレの洋式化率なんですけれども、小学校が51ですね。先ほど、小学校のトイレ洋式化率はどうかというのでお聞きしたんですけれども、小中合わせて51％なんですか。小学校のほうは幾つなのか。中学校はこの設計した部分だけなんですけれども、それが令和５年度で実施されるわけですから、それを含めてどうなのかということで、併せてお尋ねいたします。別々には分かりませんか。分かるようでしたら、お願いしたいと

思います。

181、182ページの修学旅行等キャンセル料については分かりました。

それから、187、188ページの14節工事請負費の百間中学校においての外壁のひび割れの関係ですが、確かに今後の検討は必要だと思うんですね。ほかにも影響は出てくると思うんですけれども、取りあえず令和４年度ではひび割れが確認されたということなんですけれども、今後の修繕工事を実施するに当たって、やはり検討しなければいけないという答弁もありましたが、これは当然あると思うんですけれども、どのように実施されていくんでしょうか。その点、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、191、192ページの図書館費の関係ですが、この貸出し者数と貸出し冊数が減っている。確かな理由は分からないということなんですが、全国的にも減っているという傾向だけじゃ、この辺はどうしてなのか、指定管理のほうからの説明などはきちんと受けていないんでしょうか。その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、決算書195、196ページの資料館の旧西原公民館の補強措置が必要ということで、これは、数千万かかるということなんですけれども、先ほどほかの公共施設への移動もというふうに答えておりましたが、このほかの公共施設への移動というのは、現実的にはできるのかどうか、見込みはあるのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後の決算書199、200ページの学校給食費の運営管理事業の中の物資検討委員会について、定期的に開催しているということなんですけれども、これは何人でやっているのかということでお尋ねしましたが、各学校というと小中学校ですから、７名全員でなくて、そのうちのこれは小中学校１人なのかどうか、その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、決算書の169ページ、170ページ、いじめ・不登校対策事業の内容についてお答えいたします。

適正な指導の実施ということで、宮代町教育委員会としては今後どうするかということについてでございますが、今回の重大事態を経験しまして、一番課題というふうに捉えたものが、組織的な対応というところでございました。

今まで経験をしたことがなかったことなので、実際にこれが起こったときにどのように対応していったらいいのかということがきちんと把握できていなかったという点もありまして、一人ひとりの教員がばらばらに一生懸命に動いてしまったというようなことも反省にございました。

ですので、これが組織的な対応ができるようにということで、今までありました基本方針というもの、まずは町のものを全て見直して、変えさせていただきました。

どのように変えたかというと、ただ文章で長々と書かれているもので、何をどのように、どこを読んだらいいのかということが分からない内容でしたので、これを端的に項目立てて、何を一番最初にやるべきなのかということが分かるようなものに変えさせていただきました。

それにのっとって、各校、各小中学校の基本方針も昨年度、それから今年度始めには変えていただくということでお願いをして、変えていただき、

それをもう一度読むことで、次回こういうことが起こらないことが一番なんですが、もしも起こった場合には、どのように一人ひとりが対応するべきなのかというところを改めて確認していただきました。

それから、毎回子供たちには、アンケートというものを取るんですけれども、以前の委員会でもご質疑いただいたとおり、アンケートを書きにくいんじゃないかというようなご意見もいただきました。そのようなことがないように、何でも子供たちが書きやすいアンケートの仕方、どんな言葉かけをすれば、子供たちは書きやすいのか、どんな環境で書かせれば、書きやすいのか、そのようなことについても教員のほうにいろいろ考えていただいて、ご配慮いただくようにお話ししてあります。

続きまして、自殺防止対策のことについてなんですが、まずは教員が子供の小さな変化を見逃さないということが一番ではありますが、子供たちは近しい人にはなかなか話せないというようなこともあるかと思います。

県のほうでは、相談ダイヤルというものがありまして、その小さなカードを子供たち分、配っていただいています。それを子供たち一人ひとりに渡して、何か困ったとき一人で悩んでいないで、こういうところに相談できるんだよというようなものを紹介したり、それから、最近は、ＬＩＮＥ相談というものもございまして、ＬＩＮＥから自分の悩みについて送ると、返事が返ってくるというようなものがございます。それも紹介しています。

それから、長期休業明けが自殺が一番多いということですので、各学校には、夏休みが終わる少し前に元気で生活していますかというような、もうすぐ学校ですが、何か悩みがあったら、遠慮せずに先生方に相談してくださいねというようなメールも出させていただいています。

そのほか、相談窓口については学校だよりのほうに載せさせていただいたり、相談室、それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も活用できるようにということでやらせていただいています。

続きまして、決算書の171ページ、172ページの教育支援センターの相談件数についてでございます。

先ほど申し上げたものが相談内容のほとんどですということでお話しさせていただきました。

そして、専門相談支援員についてなんですが、こちらは、もともといらっしゃる臨床心理士とは別の方でございます。もともと来ていただいていた臨床心理士は月に２回しか来ていただくことができない雇い方でございましたが、その方とは別の方を週に３日、臨床心理士の資格をお持ちの方に来ていただいていて、相談対応とそれから子供たちの支援に当たっていただくということで、お雇いしています。

続きまして、決算書の181ページ、182ページの小学校の就学援助費、187ページ、188ページの中学校就学援助費についてございます。

この周知の仕方なんですが、毎年全世帯にこのような支援をいたしますというような内容が書かれたプリントを学校を通して配布させていただいています。新小１には、２月に入学説明会がございますので、そのときの資料に入れさせていただいて、学校のほうから説明をしています。そのほか、町のホームページ等にも入れさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

私のほうから何点か答弁させていただきます。

まず、決算書165、166ページ、説明書72ページの小中学校適正配置事業になります。

ご質問があったのが、小中学校の適正配置に関する答申の答えといたしましてあったところで、令和３年５月の答申の内容になります。

そのうち一つで、小学校については、今後10年間は４校を維持するということであるということで、その維持するということについての内容のご質問だったかと思います。

小学校について４校維持するというのは、統廃合を今後10年間行わない、つまり、４校を３校にするとか、４校を２校にするとかというのは行わないという意味になってございます。

今、須賀小学校で行っていますのは、小学校はそのまま残りますので、ただ建物はリニューアルされて、地域拠点施設が併設されるという形になりますが、須賀小学校自体はそのまま維持して残すという形になりますので、そこにそごはないのかなというふうに考えてございます。

続きまして、決算書187ページ、188ページ、中学校施設管理事業の工事請負費になります。

百間中学校のクラック等の対処につきましては、ほかへの影響というのは、ほかの学校へもということかなという解釈でご説明させていただきます。

百間中学校でそういうようなことがあった後に、ほかの学校につきましても、職員の目視の点検のほうを行ってございます。特に大きな支障等はなかったんですが、ただ、我々専門家ではございませんので、できれば専門家による確認を早急に入れたいと思ってございます。今９月議会の補正予算におきまして、建築基準法に基づく点検についての補正予算のほう計上させていただいております。なるべく早く専門家による確認のほう入りたいと思っているところでございます。

続きまして、決算書199、200ページ、成果書201ページの学校給食の関係になります。

物資検討委員会のメンバーのご質問で、学校の代表につきまして輪番ですかというお話がありましたが、毎月各学校の代表１人の方に出ていただいております。校長先生だとか教頭先生とかになりますので、７校全員じゃなくて、輪番で１名ずつ出ていただいている状況となります。

私からの説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育担当主査の髙橋と申します。

私からは決算書177ページ、178ページ、説明書199ページの小学校施設管理事業の小学校の洋式化率ですけれども、こちら53％でございます。

続きまして、決算書185、186ページ、説明書200ページの中学校施設管理事業です。

中学校の洋式化率につきましては、今年度の完了時点で48％となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質疑ございました決算書191ページ、192ページ、説明書では205ページ、図書館管理事業におきます図書の状況でございます。

こちらにつきまして、指定管理者とは毎月モニタリングを行ってございまして、その都度、その都度、状況的なものについては、話をお伺いしているところでございます。

そういった中でも、特段これだというような原

因というのはなかなか分からないところでございますが、３年度からにつきましても、各種行事のほう行っておりますが、そちらのほうもコロナ禍の中におきまして、徐々に人出というのは回復してございまして、行事におきましても３年度と比べますと、約24％ほど参加いただている方々というのは増えてきているような状況でございます。

そういった中でも図書の貸出し状況につきましては、なかなか増加の傾向にならないという状況でございまして、昨今でございますと、デジタルコンテンツ、そちらの普及のほうがございますので、そちらのほうのもとによった図書離れというものが１つ原因としてあるのかなと。

また、これにつきましては、埼玉県の図書館協会というところが、毎年県内の図書館の状況について統計データも発表してございますが、そちらのほう見ますと、やはり宮代に限らず、貸出し冊数等については減少傾向にあるというような分析もされております。

そういったことから、全国的な状況に宮代町も陥っているのかなというような状況でございます。

続きまして、郷土資料館の資料の保管の関係でございます。

旧西原公民館、そのような状況でございますので、全部というわけにいきませんが、公共施設のほうにおいて利用がされなくなったような施設がありました場合は、そちらのほうに極力移管をするような形で考えてございまして、具体的には、旧ひまわり作業所、現在、地域包括支援センターが入ってございますが、そちらだけじゃなくて、空いているところもございますので、そちらのほうに徐々にでも資料のほうは移管のほうしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問させていただきます。

まず、165、166ページの小中学校適正配置事業でございます。

今後20年間をかけて老朽化した町内小中学校の適正配置を進めていくということで進めていますが、そういうふうに言っているし、また、先ほど来言っているように、令和３年５月に答申が町に提出された中身、一番大事なのは、宮代町立小学校適正配置計画の内容は妥当であるというのが問題だと思うんですけれども、私は学校については、本当に皆さんの、住民の意見が反映されていて、本当にいい学校つくるということで進んでいれば結構なんですが、どうもこの辺の適正配置計画の内容は妥当である。

なぜかというと、小学校は４校から３校、中学校は３校から１校、これについては全然住民の意見というか、請願の意見等についても何ら反映されていない、そういう私は感じをしています。

なぜそうなのかというのは、これまでのこの、例えば須賀小学校地域拠点施設検討委員会の立ち上げの中でもかなり専門家の意見といいますか、町民の意見よりも専門家の意見のほうが随分反映されているんじゃないかな、そういう気もします。これについてはまたいろいろ議論があると思うんですけれども。

小学校については今後10年間は４校維持すると言いながら、先ほど、これは維持するということなんですけれども、須賀小学校と百間小学校を地域拠点施設として再整備する。これは令和４年から令和13年度ですよね。前期10年計画ではそういうふうになっているんですから。こういうふうに10年間再整備をするために、10年間をかけてやっていくのかなと。私はこの説明を聞いたときに、随分時間をかけていくんだなというふうに思いま

した。

その点では、老朽化と併せて、これでいくのかどうか、10年間は４校を維持していかれるのかどうか。先ほど、いくということなんですが、その保障はどこにあるんでしょうか。すみません、私の理解が悪いのか、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう１点は、再々ですので、決算書195、196ページの資料館の倉庫の関係でございます。

この倉庫については、資料等が保存されておりますので、ここに取りに行く職員も本当に心配で行くんじゃないかなというふうに思います。私も冒頭言ったように、ここを通るたびに心配しています。

百間小学校も近いんですけれども、まずこのひまわり作業所についても一つ案が出されましたけれども、だとすると、先ほど建て替えというと、これを壊して、予算をかけないにしても、プレハブにするにしても、かなり、これを解体するための予算がかかると思うので、それもどうかなというふうに思うんですけれども、やはり近くにあったほうがいいと思うんですけれども、そういった考えは全然持っていないのかどうか、その点、最後にお伺いしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　最後ですね。２点についてお願いします。

答弁求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　教育推進課長の田中です。

１点目の適正配置の関係についてお答えさせていただきます。

令和３年５月の答申におきまして、今後10年間は４校を維持するということで、こちらが守られるのかどうかということで、再々質問いただいたんですけれども、令和４年度から令和13年度の10年間で、今、須賀小学校の再整備、拠点施設化といいまして、須賀小学校建て替えるのと併せて地域拠点施設を併設するということで、須賀小学校は残ります。

須賀小学校が終わったら、百間小学校の再整備、こちらについても具体的に地域拠点施設を須賀小学校と同じように併設するのかどうかというのは、これから検討になるんですけれども、いずれにしても須賀小学校が終わったら、令和13年度頃なんですけれども、までに百間小学校も再整備を行うということで、それぞれ残る形になりますので、10年間は４校は維持されると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

郷土資料館の資料の関係でございます。

ご質疑にもあったように、一番最良の方法は、郷土資料館のあの敷地の中に代替の保管できるような施設があるのが一番の最良の選択肢だと思いますが、なかなか敷地的にもスペース的な関係もございますし、また、経費的な関係もございますので、なかなかちょっとその辺については、一概にはちょっと解決の方法としては、厳しいのかなと。

そういう点がございますので、まずは、既存の施設で空いているところがあれば、それを有効活用させていただきたいということで、今現在考えておりますのが旧ひまわり作業所につきまして、資料の一部でもそちらのほうに移管できればいい

かなというふうに考えてございます。

今後につきましては、ほかの施設の状況も見ながら、検討のほうしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了いたします。

これをもちまして議案第27号　令和４年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　６時３７分

再開　午後　６時４０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第27号　2022年度一般会決算の認定につきましては、本日、まちづくり建設課所管分と教育推進課所管分が終わったばかりでありますので、これらを含め、改めて本会議の中で討論をさせていただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　私もまだ議論が今日終わったばかりなので、全て反対とかいうことじゃなくて、特に私ももう少し明らかにしたいことが幾つかあったんですけれども、もうちょっと時間を、28日の本会議までもう少し勉強したいと思います。

それで判断したいと思いますので、今日は賛成とか反対とかということじゃなくて、採決に、このままにしておきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第27号　令和４年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第27号　令和４年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月22日金曜日午前10時から委員会を開き、

引き続き住民課の国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時４３分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１２名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九・山　妙　子　君		泉　　伸一郎　君	
角　野　由紀子　君		塚　村　香　織　君	
田　島　正　徳　君		土　渕　保　美　君	
深　井　義　秋　君		川　野　武　志　君	
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

欠　　員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	副　町　長	渋　谷　龍　弘　君
会計管理者兼会計室長	宮　野　輝　彦　君	住民課主幹	高　橋　正　巳　君
国保・後期担当主査	安　部　麻里亜　君	健康介護課長	井　上　正　己　君
健康介護課副課長	稲　宮　辰　男　君	健康介護課主幹	加　藤　智　浩　君
高齢者支援担当主査	鈴　木　健　司　君	まちづくり建設課長	成　田　雅　彦　君
上下水道室長	忽　滑　谷　　和　君	上下水道室主幹	高　橋　暁　尋　君
施設担当主査	冨　田　満　晴　君	経営総務担当主査	齋　藤　智　子　君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	押　田　昭　浩	主　　任	金　子　尚　子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月20日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎諸般の報告

○委員長（西村茂久君）　諸般の報告をいたします。

本日、出席予定でした住民課長は、体調不良のため欠席の連絡を受けております。従いまして、これから行う国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計、これについては欠席ということになりますので、お知らせをしておきます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２８号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　これより本委員会に付託されました議案第28号　令和４年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　おはようございます。住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　おはようございます。国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　本件については、既に本会議において説明済みでございますので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては挙手、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の235ページ、236ページ、成果書の232ページです。

特定健康診査等実施事業について伺います。

こちら、成果書のほうで、232ページの特定健康診査受診率という受診者の表がありまして、その受診率が令和４年度、45％ということで、インターネット予約とかもしていただいて、受診率を上げるような対応はしていただいているのは承知をしております。この特定健康診査についてなんですが、個別診査のほうで、個別診査を受け付けてくださる病院数などを増やされているのか、そのあたりのことをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

成果書232ページの特定健康診査等実施事業に関してお答え申し上げます。

特定健康診査受診者ということで、中段のほうに表があるわけでございます。昨年度来、令和４年度からインターネット予約を始めまして、昨年度は18.6％、インターネット予約をいただいております。

ご指摘のように、令和４年度の受診率45.5％ということでございますが、こちらにつきましては、５月末の数字でございまして、まだ秋に最終決定

するものですから、昨年度、令和３年度同様、約47%程度は超えると考えております。個別健診のまだデータが上がってきていないところもありますので、そういったところで若干率が上がってくると思われます。

２点目の病院につきましては、昔でいう南埼玉郡市医師会のほうの医療機関で行っておりまして、約88か所医療機関がございます。閉院したり、開院したりしている医療機関もありますので、例年約90弱の医療機関で推移しておりますので、なるべく一覧表を作りお配りして、皆様にお好きなところに、希望されるところにお受けいただけるように案内をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

個別診査で利用できる病院が90か所ぐらいあるということで、この表でもやはり集団健診より融通が利く個別健診のほうが多いと思いますので、90か所もあるということで、そういうこともご対応や発信をしていただいているということで、大体５割弱ぐらいの、それでも受診率ということでなっているのかなと思うんですが、その受けない方というのは、例えば、もう自分が定期的に通っている病院での健康診査のようなものをしているということだと思うんです。健康に関心がないというわけではないのかなと思うんですが、そこで、健康診断を受けてくださいというご案内を年に２回でしたっけ、出されているということなんですが、それもやはり町でこういうことを取り組んでいるという県の補助金のというので、それをクリアするために必要なのかなとは思うんですが、例えばそういうところで受診をしているので、何かもう町のほうは大丈夫ですみたいな、何かそういうお互いのやり取りをしてということはできないのか、それで受けている方でもそういう案内とか、健康診査票のようなものをせっかく送ってくれても、必要がない、健康診査はしているんですけれども、その紙とか町の健康診査は必要ない方もいらっしゃるんですが、その辺の把握というか、何かそういうことはされていないのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

今、ご指摘いただきました受診勧奨の関係につきましては、議員がおっしゃられたとおり、８月と10月の２回勧奨通知をお送りしています。８月はまずお受けいただきたいということ、10月は未受診者に対する勧奨通知ということでございますが、受診勧奨通知につきましては７種類、治療歴がない、受診歴がある、または特定健診を受けられた、受けられていない等々、いろんな健康である方、または健康である方が不明の方、いろいろありますので、その振り分けを人口知能、232ページの一番下のほうに書いてあるんですけれども、人工知能を基に、性別等いろいろ分類してお送りさせていただいております。ただ、言われるとおり、病院にかかっているから健康診査受けなくていいというわけではございませんので、そういったところも含めて判断をさせていただいて、その７種類の勧奨通知の中で対応をさせていただいているというところでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

このＡＩのほうで判別されるという、そういう

データを入れているというのも前回お伺いして、そういう７種類に分けてということで、分かりました。

そういうその人に合った内容の通知をして、町としても健康の推進、増進を図っているということで承知をしたんですが、ちょっと細かいことになるんですけれども、郵送費とか用紙を用意するということで、本当に必要のない方も、何か事前にお伝えすれば、手間というかそういう部分も省けるのかなと、そこまでそれで削減できるというのはちょっと分からないんですけれども、そういう受けてくださることでＡＩで判断ができてという、そういう流れでやっているのかなと思うんですが、それ以外ですることは、じゃ、把握するということはされないということですか、確認です。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

おっしゃられるとおり、受診券につきまして、皆様に均一にお出ししているものなんですが、受診券をお出しすることによって、集団健診、個別健診を受けたよという答えが連合会を通じてまいりますので、取りあえず、これは全ての方にお出ししていることが基本となります。

また、特定健診の計画がございまして、この特定健診を受けていただく率というのが、国保の場合60％ということもありますので、そのために皆様にお送りして、受診勧奨、はがきも併せてお出ししているということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　２問質問をさせていただきます。

決算書だと236ページ、こちらの１問は特定健康診査等実施事業、こちらの中の血糖コントロール教室でございます。

こちらと２問目が決算書の236ページで、説明書だと233ページ、こちらの疾病予防事業、こちらの各種検診等の状況、これは人間ドック助成と書いてありますが、これは国民健康保険の方しか助成はできないんでしょうか。

これは２問でお願いします。

１問目は血糖コントロール教室、これは年間何回やって、どこで受けているのかお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　成果書のまず233ページ、疾病予防事業の各種検診等の状況の表の中の一番下の人間ドック助成につきましては、国民健康保険にご加入していただいている方に対して、町のほうとして町の国保からお出ししているものでございます。また、75歳以上になられると後期になられますので、後期のほうは、また後期のほうで加入者に対してお出ししているものでございます。

成果書の232ページ、血糖コントロール教室の内容でございますが、糖尿病予防に向けた食生活や運動について、皆様に学んでいただくものでございまして、１月、２月、３月、３回コースでやっております。保健センターで行っておりまして、糖尿病の知識であったり、または軽く息が上がる程度の運動の実技をしていただいたり、あとは食生活等についてのお話をさせていただいているものでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問をさせていただきます。

この最初の人間ドック助成というのは、国民健康保険に加入している方ということで、社会保険は駄目なんですね、こちらは。

２問目のほうの血糖コントロール教室、これは、こちらのほうも国民健康保険ですか。

〔「これは誰でもオーケー」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　これは国民健康保険じゃなくて、一般の社会保険の方でも大丈夫なんですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　これは血糖コントロール教室のこの講師というのは、どういう方が行っているんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

対象となる方につきましては、町内にお住みの方で20歳から74歳の方で、糖代謝の検査値が基準値より高い方が対象となります。その方に対しまして、保健センターで健康運動指導士等がお話をさせていただいたり、管理栄養士がお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

これは年齢で20歳から74歳ということでありますが、ちょうど私、今年74歳になるんですけれども、それは可能ですね、一応。これは申込みはどこに申し込んだらいいんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。

広報またはホームページのほうで、保健センターのほうから案内が出まして、保健センターのほうに先着順ということでお申込みいただくような形になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です、１点だけお願いします。

217ページの成果の中で、ずっと糖尿病が下のほうに書いてある重症化リスク、受診者に人工透析に移行しないようにやってくださっているんですけれども、実際、人工透析をやっている方って、今多くなっていると思うんですが、後期高齢者になるとそっち移行しますけれども、大体予防をずっと長くやってくださっているんですけれども、人工透析しているこの国民保険の中で人数が分かったらちょっと教えていただきたいのです。なぜかといいますと、前回、委員会の中で、やっぱり生活保護者に１回４万円、年12回、そしてお二人いるということで、やっぱり結構金額がかかるので、町の取組はすごく評価するのですが、実際なられてしまう方もいるのでお聞きいたします。１点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

特定疾病療養受療証というのが透析を受けられた方に対して、国保のほうからお出ししている方がいらっしゃるんですけれども、令和４年度につきましては、40名の方にお出し差し上げています。

毎年若干、去年より３名ですかね、増えたような記録がございますので、少なからずとも若干増えている傾向があるのかなと感じております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

40名ということで、若干３名増えているということで、しっかり取組していただいているんだけれども、増えていく中で、今後もいろいろ継続してほしいと思うのですが、この40名というのは、他市町村と比べると、例えば人口割で多いとか少ないというのは出ているんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹の高橋です。

大変申し訳ございません。ちょっと割合的なものは、統計がないのでお出しはできないんですけれども、成果書の233ページの中で、疾病予防事業の下のほうに、まさしく生活習慣病重症化予防対策事業、これが透析にかからないようにする糖尿病対策の事業でございまして、受診勧奨が11名、また保健指導参加者が７名ということで、受診勧奨実施者は、実際、これは統計的なもので減っているんですが、実際、保健指導に乗っかって受けている方が増えておりますので、なるべくそういった方に対して、禁煙も含めていろんな予防対策をしていただいて、透析に移らないようにとはいう事業はさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

どうしても食事の関係になるので、認知症との関係も結構多いとも聞くんですけれども、その辺、これは要望なんですけれども、今後とも引き続き対応していただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　１点だけお願いいたします。

決算書の223ページ、一般会計繰入金の中の６節その他一般会計繰入金5,760万1,000円。昨年度に比べて3,290万1,976円というふうに減額になっておりますけれども、これは被保険者の数だけが減ってこの金額になっているんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹の高橋です。

その他一般会計繰入金につきましては、いわゆる赤字補塡分ということでありますので、当然被保険者の減に伴って減少するところもありますし、または特定健診とか医療費は全額県から来るんですけれども、そのほかの部分で前年度に比べて支出が少なかったとか、いろんな要因があるんですが、基本的にはそのおっしゃられた被保険者の減というのがメインに関連してくると考えております。ただ、単年度ごとに納付金とかいろんなものが絡んできますので、簡単には言えないんですが、そういった傾向もあるのかなと考えております。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　なかなか難しい数字だと思うんですけれども、じゃ、この被保険者というのはどんどん減少していくという傾向にありますから、後期高齢に入っていってということは、一般会計からの繰入金というのは、毎年、今後減少していく傾向にあるというふうに理解してもよろしいんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

成果書225ページのお尋ねの中のその他一般会計繰入金につきましては、令和２年度、３年度、４年度ということで、かなり金額のほうが上下していることは事実でございます。予算立てのところも若干あるんですけれども、ただ、おっしゃら

れたとおり、2025年問題ということで、これから国保の方が後期高齢者のほうにかなりなスピードで移行されていく点もありまして、その所得のある方、年金のかなりいい所得がある方についても後期高齢に移るということで、所得の少ない方がどうしても比較的割合が多くなってしまうと思いますので、一般会計繰入金につきましては、残念ながら多分増える傾向にあるのかなということで考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、歳入の219、220ページの１款１項国保税であります。被保険者数の減少に伴ってということで減額になっております。上程説明のときに、前年度と比較して572人減ったということで、これも確認したいと思います。このときにも説明がございましたが、不納欠損の関係です。532万5,863円、この処分の件数の内訳は69件ということでお尋ねしました。一番多いのが、倒産、財産なしが47件、これは倒産、財産なしのさらに内訳というのは分かるのでしょうか。それが１つ。

それから、これは２番目には生活の困窮が11件ということなんですけれども、倒産、財産なしというのは、もうもっと厳しい状況というふうに捉えていいんでしょうか。

それから、その他１件ということなんですけれども、その他というのはどういうことなのかお示しいただきたいと思います。

続きまして、同じく219、220ページの一番下、この災害等臨時特例補助金というのはどういうときに出るのか、今回、科目設定しておきながら収入がないということですので、それは理解するんですけれども、どういったときに補助金が出るのか、その点ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、決算書221、222ページの３款県支出金の中の２節特別交付金なんですが、この中に保険者努力支援分というのがございます。これだけが成果書を見ますと減額になっております。どういう理由なのか、また保険者努力支援分については、国の評価指標に基づいてというふうに説明されました。この評価指標というのは、どういう評価でなっている、どのような評価をして交付されるのでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく221、222ページの５款繰入金、その中の６節その他一般会計繰入金でございます。これが法定外の繰入金なんですけれども、先ほども前段でありましたけれども、前年度と比較して、3,290万円減額されました。これらについて、どうしてなのかということでお尋ねいたします。

続きまして、歳出の関係ですが、227ページ、228ページの１款総務費の中の１項総務管理費、１目一般管理費の一番下の負担金、補助及び交付金で、次のページになります。229、230ページのオンライン資格確認等システム負担金とあります。これは単価が上がったということなんですけれども、どういうふうな内容なのかご説明をお願いしたいと思います。

231、232ページの４項出産育児諸費なんですけれども、これは申請件数が増えています。喜ばしいと思うんですけれども、この辺についての動向について、どのように評価されているんでしょうか、お尋ねいたします。

それから、全般的の国保の内容でお尋ねしたいんですけれども、まず、加入者ごとの世帯数はどういうふうになっていますか。例えば、１人世帯が何世帯、２人世帯が何世帯あるか、３人以上世

帯がどのようになっているのか。

それから、所得階層別世帯数ですね、所得が100万円以下は何世帯、それから、所得100万円から300万円以下が何世帯ぐらいいるのか、所得300万円超えるのはどれぐらいになっているのかお願いしたいと思います。

それから、滞納世帯なんですけれども、これは加入世帯との比率で、まず、滞納世帯、世帯数が幾つあって、加入者世帯との比率ではどういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それで、滞納世帯の一番多い所得の部分ではどういうふうになっていますか。お答えいただきたいと思います。

それから、滞納による財産の差押えが行われていると思うんですけれども、どういうふうになっていますか。お答えいただきたいと思います。

それから、資格証明書の発行世帯、これもどういうふうになっていますでしょうか。

それと、短期保険証の発行もしていれば、併せてお願いしたいと思います。

それから、減免については、成果書で出ておりますので、分かりますので、以上の点、ちょっと数が多いですが、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

不納決損につきましては、合計69件ということで、倒産、財産なしが47件、生活困窮が11件ということでございます。

財産なしにつきましては、税務課徴収担当で事務を行っておりますが、財産なしというのは、基本的には預金調査、または生命保険の加入等を調査をして、あとは携帯電話加入等々を調べまして、そういったところで財産なしということで確認をいただいているものだと考えております。

その中で、それを除いた中でのものが生活困窮ということで理解しております。

またその他１件につきましては、死亡１件ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時３３分

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

成果書224ページ、特別交付金（保険者証努力支援分）につきましてのお尋ねをいただいております。

こちらにつきましては、保険者努力支援分ということで、前年度と比べまして291万7,000円減額になっているところでございます。こちらの批評につきましては、当年度の実績に基づくものもございますし、令和４年度でいいますと令和２年度の法定外繰入金、元年度の特定健診、がん検診の実施率等々単年度で表せないものもいろいろありまして、それを国のほうで５点、10点、７点といったようなポイント制を取っております。そのポイントが前年度より低いということで減額になっているところでございます。

続きまして、決算書222ページ。災害時災害等臨時特例補助金の関係でございます。

こちらにつきましては、成果書の224ページにもありますように、国庫支出金、災害等臨時特例補助金というもので、４年度の歳入はございませんでした。３年度につきましては、192万でござ

いますが、これにつきましては、新型コロナ感染症に対する世帯の減免、世帯に対する保険税の減免の分でございまして、令和３年度までは国の補助が10分の６出ておったんですが、４年度につきましては、県の補助金に移行したために、こういったゼロということでなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、成果書で申し上げますと、225ページ、繰入金の中で、その他一般会計繰入金のほうが前年度に比べて、3,200万ほどマイナスになっているところでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げたんですが、２年度、３年度、４年度ということで、かなり額に上下があるわけでございますが、基本的には先ほど申し上げましたとおり、赤字補塡分ということで、被保険者のの減ということが多いと思います。被保険者の減に伴う税収の減ということが主なものということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、こちら決算書のほうで申し上げます。

227、228から翌ページにかけましての負担金補助交付金、一番下でございますが、翌ページにかけまして、オンライン資格確認等運営負担金というもののお尋ねでございます。

こちらにつきましては、国保中央会というところとオンラインによる資格確認、または医療保険者向けの中間サーバーとも管理をしていただいている関係の負担金ということで、オンラインにつきましては、11万9,592円、中間サーバーの管理については、６万2,988円、合わせて18万2,580円ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、出産育児一時金の関係でございます。こちらにつきましては、成果書で申し上げますと229ページ、出産育児一時金支給事業の件数でございます。こちらにつきましては、４年度は21件、３年度は16件ということで、５件ほどプラスになっております。一概に人口とか被保険者増とか、被保険者減とかという理由では、なかなか統計的なものは出ないんですけれども、会社をお辞めになって一時期国民健康保険に入って、ご主人様が国民健康保険の方でという方で支給されている場合もありますし、お辞めになってそのまま自営業の方の奥様として、出産をしていただいているという方があるとございますので、あくまでこれはお出ししている結果ということで、ちょっと分析的なものは把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、国民健康保険の加入者人数ごとの世帯数ということでございます。こちらにつきましては、なかなか統計的なものは難しいんでございますが、１人世帯がこちらの作った資料によると62.9％、２人世帯が29.2％ということで、主にお一人、お二人世帯が多いものと考えております。

所得階層別の世帯につきましては、200万以下の世帯が多いということで、すみません、手元にちょっと資料がないんですが、約７割程度、200万円以下の世帯が多いという統計的な数字が出ております。あわせて滞納世帯につきましては、520世帯でございます。

差押えの関係でございます。

国民健康保険税の関係、成果書222ページの関係でございます。差押えにつきましては、合計、昨年度22件ということで、税務課のほうで行った差押えでは22件、332万6,920円ということで出ております。

あと、短期証につきましては、期間の短い６か月程度の保険証をお出ししているわけでございますが、昨年度は36件、資格証につきましては１件、お出ししているものでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　成果書でいいますと224ページ、３款県支出金の中の県補助金、表の上から２番目、特別交付金、保検者登録支援割、昨年度と比べまして291万7,000円ほど減っているわけでございます。こちらにつきましては、令和４年度の報告につきましては、２年度の法定外繰入金、元年度の特定健診・がん検診収納率等、また３年度の重複・多剤等、現年度、過年度にわたってポイントで測られているものでございます。昨年度に比べまして、ポイント的にはポイントが項目によって７点、５点、10点といったようなポイント制で与えられるものでございますが、５年度につきましては、こういったところを増やして、なるべく額の獲得を増やすように努力させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

歳入関係で、219、220ページの１款１項国民健康保険税の関係で、不納欠損額については、これは税務課で聞いたほうが早いんでしょうか。内容等については。先ほど言ったように倒産と財産なしが47件なんですけれども、倒産と財産なしはさらに分けられないのか、分かればということでお聞きしたつもりなんですけれども、分かれば、すみません、お願いしたい。

それから、決算書219、220ページの関係で、これについては分かりました。

それから、同じく221、222ページの県支出金の中の２節特別交付金なんですが、これの保険者努力支援分について、これだけがなぜ減額になっているのかというふうにお聞きしました。それと同時に、これもたしか介護保険のほうにもあるかと思うんですけれども、保険者努力支援分ということで、国の評価指標があると思うんですね。だから、それに基づいて実績を評価して交付されるものだと思うんですけれども。これは、どのような評価指標なのか、どういうふうな何といえばいいんでしょうか、ガイドラインになっているのか、あると思うんですよ。そういった評価の仕方、どういうふうにされているのかどうかという意味でお聞きしたつもりなんですが。これについてお尋ねいたします。

続いて、繰入金なんですけれども、６節ですので223、224ページのその他一般会計繰入金なんですけれども、たしか新型コロナウイルス感染の関係で、２年、令和３年、４年は国保税は引き上げられておりません。そういった意味では、法定外の繰入金ですので、この辺で、先ほど赤字補填分をしているということで、それは分かるんですけれども、そういった点では、コロナ関係もありますけれども、もちろんそれによって、かなり生活の面でも厳しくなっている。ましてや先ほど伺ったように所得が200万以下の人が７割以上いる。そういう中でやはり国保税も大変なんですよ。

だから、これまでは一般会計からの繰入金、いわば国保税を厳しいので、ここで補填する、そういう意味合いがあると思うんですよね。ですから、そういう意味では赤字補填と言いましたけれども、国保税そのもののやっぱり補填にもなるわけで、その辺での減額している理由はということで、そういうふうに聞くとやっぱり県の方針、国の方針がそうだからって、言っちゃえばそれまでなんですけれども、そういった点ではどういうふうに大変苦しい立場だとは思うんですけれども、やっぱり町民の生活を考えていただければ、この辺でや

はり減額しないで増やしていただきたい、そういう思いがあるんですけれども、それらも含めて、どのように考えての減額なのかということで、お尋ねいたします。

それから、歳出の関係では、オンライン資格確認等システム負担金なんですけれども、これは資格確認については、簡単に出るんでしょうか。実務に関してなんですけれども、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

この件については、あえて委託料から１万5,000円ですよね、流用しています。これは、先ほど、国保中央会からの単価が上がったというようなことを聞いているんですけれども、これは予定外だったんでしょうか、それらも含めてお尋ねをいたします。

それから、231、232ページの４項出産育児諸費で、結果については分析していないと言われれば、もうそれ以上聞きようがないんですけれども、分かりました。それ以上答弁が出ないんだと思いますので。

加入者数ごとの世帯数で、１世帯が62.9％、それから２人世帯が29.2％、それ以外が３人以上ということで、理解します。

それから所得階層別世帯数なんですけれども、200万円以下ということで総くくりにされましたけれども、そうすると町のほうではそれ以外は200万を超えるということで、確認されているんでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　それから、滞納世帯と加入世帯の比率なんですけれども、520世帯、そうすると、これは確認なんですけれども、加入世帯が6,678、これで比率を出せばいいということで、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　それから、所得別の滞納世帯なんですけれども、これについては、先ほど、すみません、答弁に出ていなかったと思うんですけれども、分かりましたらお願いしたいんですが。これも、先ほどは所得100万円未満、それから所得100万から300万未満、所得300万以上ということ聞きましたが、これも所得階層別と同じで、ざっくりで200万円以下が多分多いと思うんですけれども、そういうふうに分けられていれば担当のほうで把握されている所得別の滞納世帯数をお願いしたいと思います。

それから、滞納による財産差押えなんですけれども、22件ということなんですけれども、金額も分かりますが、その内容ですよね。どういった内容になっているのか、先ほども不納欠損のところでも、預貯金等々、生命保険等の話も出ました。当然、その辺の内容も入ってくるかと思うんですけれども、これはもっと詳しい内容は分からないのかどうか、改めてお願いしたいと思います。

あとは、資格証明、短期保険証については、分かりました。

資格証明書、あるいは短期保険証の発行によって、医療が受けられないとかそういったことにはなっていないのかどうか、その辺も心配ですので、なっていないとは思いますが、その点についてもお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

国保税の関係でお答えいたします。

不納欠損の先ほど、成果書でいいますと222ページ、国民健康保険税、不納欠損額530万の関係でございます。生活困窮または財産なし等の内訳につきましては、調書を税務課のほうで作成して

おりまして、ちょっと内訳、あまり細かい内訳については、すみません、そちらのほうでご確認いただきたいと思います。

続きまして、成果書で申し上げます。

224ページ、県支出金、特別交付金保険者努力支援分ということで、２列目にあるわけでございます。マイナス291万7,000円というわけでございますが、こちらの保険者努力支援制度につきましては、平成30年度から本格的実施がされているものでございまして、事業費として大きくお話をさせていただくと、予防健康づくり事業に関する事業に対してお出しするもの、また、あとは徴収率、その他一般会計繰入金、あとは電子申請といろいろ項目がかなり詳細に組まれているものでございまして、こちらのほうで報告をさせていただいているものについては20ページを超える文書でございまして、税、健康、また繰入金、財政状況等を含めたものでポイントとして、県から交付されるものということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、成果書でいいますと225ページ、５款繰入金のうち、一番下のその他一般会計繰入金につきまして、昨年度に3,200万ほどマイナスになっているところでございます。こちらにつきましては、コロナの関係等もあって税率の据置きをさせていただいているところであり、令和５年度から引上げをさせていただいているところではございますが、低所得者の方に対しましては、７割、５割、２割軽減等させていただいていたりというところもございまして、あくまでも保険税を納付いただく方の後期高齢に移られたり、あとは社会保険の適用拡大によって、その納められる方の人数が減ったりということで、あとは所得の少ない方が比較的多いということで、こういった傾向になるというわけでございます。

ですので、５年度以降も今までのままですと2025年度後期高齢者の方が、団塊の世代のほうの方が後期高齢者医療制度に移るということで、このままですとさらにその他一般会計からの繰入金が増えるものとなってしまうと考えております。

続きまして、決算書で申し上げます。

227、228ページからまたがって負担金、補助及び交付金、こちらオンライン資格確認等運営負担金でございます。こちらにつきましては、予算、当然、被保険者数が減っているわけでございますので、こちらも積算時に単価を少なく見積もったということで、１万5,000円の不足、流用させていただいているわけでございます。以後このことのないように気をつけますので、よろしくお願いいたします。

所得階層別の世帯割合等のお話でございます。先ほど200万円以下の方が約７割を超えるということでお話をさせていただいているわけでございますが、その他につきましては、200万を越えるまたは未申告という世帯ということでご理解いただきたいと思います。

あとは、また、所得の未申告の方につきましては、７割、５割、２割軽減等の該当する方もいらっしゃると思いますので、毎年10月に未申告の方に対しましては、簡易申告書をお送りさせていただきまして、軽減に該当される、漏れのないようにやっているところでございます。

滞納者の所得別の内訳につきましては、統計的なものがなくて大変申し訳ありませんが、ないのでよろしくお願いします。

あとは、保険税の関係です。

成果書でいうと222ページ。直接は出てくるものではございませんが、差押えの関係です。差押えは先ほど22件、332万6,920円と申し上げました。その内訳といたしましては、国税還付金１件、預貯金８件、生命保険の解約返戻金５件、給与差押

え５件、年金差押え３件、併せて22件でございます。

最後、国民健康保険を滞納されている方につきましては、短期保険証につきましては、30万円以上の滞納がありまして、納税誓約の履行のない方、資格証につきましては、１年以上滞納があって、６か月以上相談に見えない方に対してお出ししているものでございますが、こちらにつきましては、結果的に宮代町国民健康保険の資格が終わりになりますので、医療費のほうは給付制限とはしておりませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、質疑を行います。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問、最後ですので、１点だけお尋ねいたします。

これは、課長に実は聞きたかったんですけれども、決算書223、224ページの６節その他一般会計繰入金の関係です。

これは、令和４年度引き下げられましたし、成果書でも書いてあるように、令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、２年間据置きとなっていた税率等の見直しを令和５年度行いましたでしょう。その後、県の国保運営方針に基づいて令和８年度までの赤字解消に向け、令和５年、７年、８年度に税率等の見直しを図る予定です。ここまで書く必要ないと思っているんですよ。それは、正直ですよ。ですけれども、これが成果に値するんですかね。冒頭言いましたように、これは課長からきちっと答弁していただきたかったんですが、取りあえず、そのことについてどうでしょうか。最後ですので。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

成果書217ページ、主要施策の成果の中で、７、８行目にあります県国保運営方針に基づき、令和８年度までの赤字解消に向け、今年度、７年度、８年度に税率の見直しを図る予定ですということで記載をさせていただいているわけでございます。

今回、令和５年度、国民健康保険税の引上げをさせていただいているわけでございますが、国保運営協議会の答申の中で、赤字解消に向け、７年度、８年度に見直しを図ってくださいという内容もございました。

また、先ほど、議員おっしゃられたとおり、県の国保運営方針ということで、令和８年度までには赤字解消、令和９年度から保険税の統一ということを掲げられておりますので、それに合わせて記載させていただいたものですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　なければ以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第28号　令和４年度宮代町国民健康保険特別会計決算について反対の立場から討論を行います。

本日、国民健康保険特別会計決算についての審議をしたばかりでございます。改めて本会議の中で反対討論をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第28号　令和４年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第28号　令和４年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

なお、審査の効率化のために議案第30号の後期高齢者医療特別会計を先に審査することにいたします。

休憩　午前１１時２２分

再開　午前１１時２３分

○委員長（西村茂久君）　それでは、続きまして、本委員会に付託されました議案第30号　令和４年度宮代町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

説明員の紹介をお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　皆さん、こんにちは。

住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　本件につきましては、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国保と対照的に被保険者が増えていると思います。

まず、最初に普通徴収保険料の関係です。

決算書の287、288ページの後期高齢者医療保険料の中の２目普通徴収保険料なんですけれども、保険料の改定が行われました。実際、どういうふうな改定だったのか、それから普通徴収の対象者が先ほど言いましたように増えていると思います。これの確認もさせていただきたいと思います。

それから、不納欠損が49万6,960円ということで、これの処分件数が26件なんですけれども、その内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく繰入金なんですが、２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目保険基盤安定繰入金、これもやはり保険料の軽減分を補填するための法定繰入金でありますが、これについても、どのような考えで、またどのようになっているのか、あわせてご説明をお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者の関係でございますが、雑入でマイナンバーカードの健康保険証の普及促進を図っているということで、受け入れておりま

す。この内容についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度の全般的な内容についてでありますけれども、滞納者の人数、どういうふうになっているのか、また、短期保険証を交付していれば、交付した人数、それから、滞納のために資産を差し押さえた人数、これについてもお尋ねしたいと思います。

それから、医療費の窓口負担割合なんですが、１割が何人、２割負担が何人、３割負担の被保険者数が何人というふうに教えていただきたいと思います。

人間ドックの関係でありますけれども、これについても成果書でも出ておりますけれども、人間ドックの補助による成果というのはどういうふうに評価されておりますでしょうか。

以上。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３０分

再開　午前１１時３１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。ご質問にお答えいたします。

まずは、保険料の率のことについてご説明いたします。

令和４年度、５年度に後期高齢者保険料の率が変更となりました。令和２年度、３年度は均等割が４万1,700円だったものが令和４年度、５年度は、４万4,170円になりました。そして、令和２年度、３年度の所得割率が7.96％だったものが、令和４年度、５年度には8.38％に変更になりました。

次に、保険料の普通徴収についてのご質問にお答えいたします。

保険料の支払方法には特別徴収、年金からの天引きである特別徴収と納付書や口座振替でお支払いいただく普通徴収とに分かれております。割合としては特別徴収のほうが約７割、普通徴収は約３割の割合となっています。

普通徴収がなされる方の主な方が75歳になったばかりの方は、１年目は特別徴収ができませんので、１年目の方は必ず普通徴収で納めていただくようになります。その後、年金特別徴収の要件に該当しますと自動的に特別徴収に変更になるというところです。

次に、不納欠損についてご説明いたします。不納欠損を行ったのは、人数としては８名です。その内訳としては生活保護が開始になったためという方がお二人、２年の時効を迎えたという方が６名という内訳になっています。

件数としては26件なんですが、人数としては８名です。件数というのは、１期、期別ごとに１件と数えておりまして、人数としては８名です。内訳は生活保護開始が２名、時効が６名というところです。

雑入についてのご説明をいたします。

決算書でいいますと290ページ。補助金の名前としては、マイナンバーカード取得促進等及び窓口負担の見直し経費補助金となっておりまして、「及び」の後の「窓口負担の見直し経費」というところで補助金をいただいております。昨年、２割負担が新しく制度としてできまして、保険証の更新が通常ですと年１回だったところが２回ありまして、この２回目の郵便代金に対しての補助金が雑入となったものです。

次に、令和４年度末の滞納者の人数と内訳についてご説明します。

現年度、令和４年度分とその前の滞納繰越分、合わせて人数としては26名です。その中の内訳としては、転出の方が２名、死亡の方が４名、生活保護の方が２名、破産の情報があった方が１名、町税のほかの町税に滞納がある方が８名、令和４年度のみの、現年分のみの滞納があった方が９名という内訳です。

次に、短期被保険者証の交付についてご説明します。

令和４年度は、１名の方に短期証の交付がありました。

次に、差押えについてご説明します。差押えは後期高齢者医療保険料については、ゼロ件でした。次に、窓口負担、医療機関での窓口負担ごとの人数についてご説明します。

１割の方が3,915人、２割の方が1,739人、３割の方が461人。それぞれの割合としては、１割の方は64％、２割の方が28.4％、３割の方が7.5％の全体の割合となっています。

人間ドックについてですけれども、令和３年度に比べまして、後期高齢者の方の人間ドックの補助、人数は12名増えて、141人となりました。この増えたのは、コロナが解消してきたというところもあったり、あとは被保険者数が増えているというところが増えた要因になっているかなと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、１点だけ再質問させていただきます。

後期高齢者医療については、医療費改定があって、先ほど答弁されたように負担が増えました。これによる滞納の関係では、どういうふうになっているんでしょうか。報告がございましたが、内容は増えているのかどうなのかということで、お尋ねいたします。その１点でお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

滞納者の人数ということですと、お支払いもあったりするので、人数が多少変わりますけれども、３年度と４年度では、さほど大きくは変わらない人数になっています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第30号　令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、反対の立場から討論を行います。

この後期高齢者医療特別会計につきましても、本日、審議を終えたばかりですので、改めて本会議の中で反対討論を行いたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第30号　令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第30号　令和４年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午前１１時４７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、本委員会に付託されました議案第29号　令和４年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　よろしくお願いいたします。健康介護課課長の井上です。よろしくお願いします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　皆さん、こんにちは。健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　おはようございます。高齢者支援担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、挙手、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく２点ほど質問させていただきます。

まず、１点目になります。

決算書262ページ、成果書が247ページになります。よろしいでしょうか。

介護認定審査会運営事業になります。成果書の247ページのところに表組がありまして、表の一番下のところ、米印のところなんですが、２年度３年度ということで、区分変更却下、まず２年度が９件で、３年度が７件。それから、取消しが２年度が２件で、３年度が３件ということで、これについてお伺いしたいと思います。

４年度はまだ書いていないということなので、こういった変更や取消し、こういったものは定期的に何か決まった時期に行われているのかどうかということと、あと、この決定の方法はどのように行うのかということをお伺いいたします。

２点目になるんですが、決算書の278ページで、成果書が69ページになります。成果書69ページです。

生活支援体制整備事業で、この中で、高齢者困りごとサポート冊子ということで３月に3,000部

発行しているということなんですが、これについて、これはあくまでも公共施設等健康介護課の窓口だけでしか配付しないのかということです。これによってどのような効果があったのかということがまず１点と、それから、その下のほうになります。

宮代町プログラミング・ラボの協力で、10月、11月に進修館でスマートフォン相談会をやったということと、また、日本工業大学情報ボランティアの協力で、５月から７月、10月から11月に福祉交流館すてっぷ宮代にて、スマホ・ＰＣなんでも相談会を開催されたとあるんですけれども、本当に高齢者の方にとっては、このスマートフォンの勉強会って本当にありがたいと思うんです。これについて、今年度から行われたということなんですけれども、どのように行われたかということと、参加人数はどのくらいいらっしゃったかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤と申します。

いただいた質問の１問目です。ご回答させていただきたいと思います。

決算書262ページ、成果書247ページの介護認定審査会運営事業、こちらの下段の表のところの米印に、３年度、２年度に記載がございます区分変更却下及び取消しです。こちらについて、決定方法はというふうにお伺いをしております。

こちらにつきましては、介護認定の審査会において、区分変更の申請があった方が介護度の変更がなかった場合、こちらについては審査会の結果によって、変更がなければ却下という形になります。

また、取消しにつきましては、認定審査会を行わずに取消しがされた、例えば申請後、更新の方とかで認定の有効期間がまだある中、更新申請をされた方の中でお亡くなりになってしまった、もしくは、転出等によって宮代町の被保険者ではなくなってしまった、それによって宮代町で認定審査会を開く、開催する必要がなくなった方というのが、この取消しという処理になります。

なので、令和４年度につきましては、こういった方たちがいらっしゃらなかったということで、米印の機会がございませんで、令和２年度、３年度は、そういった方たちが若干名いらしたという形でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

２点目の質問についてお答えを申し上げます。

まず、生活支援体制整備事業の説明書69ページの話の回答をさせていただきます。

まず、高齢者困りごと冊子の件でございます。

こちら3,000部ほど、つくらせていただいたんですが、窓口のほかに介護事業所であるとか、あるいは、ケアマネジャーと呼ばれる方々にも配付をさせていただいております。そのほか関係しそうなところがありましたら、その都度お渡しをして、周知をしているところでございます。

続きまして、冊子の効果についてもご説明いたします。

こちらの冊子の中には、高齢者の方が利用するであろう介護事業所の情報であるとか、様々な連絡先等が書いてございます。これを受けまして、高齢者の方の悩み事が、この冊子１冊である程度は解決できるという効果が出ているのではないか

と思われます。

続きまして、プログラミング・ラボ、それから日本工業大学によるパソコン相談会についてご説明いたします。

まず、プログラミング・ラボによるスマホの勉強会でございますけれども、こちらは予約制となってございまして、全部で24名の方が参加をいたしました。こちらプログラミング・ラボという団体が、大変スマートフォンあるいはパソコン等の知識にたけている方々の団体でございまして、その方たちが講師になりまして、住民の方にスマホの操作を説明するというような機会でございまして、進修館で行っておりました。２か月間で24名の参加者がございました。

続きまして、日本工業大学におけるスマホ・ＰＣ相談会でございます。こちらは予約の必要がない事業でございました。正確に申しますと、町の事業というよりは、社会福祉協議会と日本工業大学でコラボしたイベントということになっておりまして、会場のすてっぷ宮代において、前期、後期と２シーズンに分けて実施をいたしました。

実績なんですけれども、前期は、全部で523名の方がこの相談会に参加をされているというふうに聞いております。それから、後期、これは秋にやったんですけれども、こちらが532名の方が参加されたと聞いてございます。合わせて1,000人以上の方の相談会に参加があったということで、大変有意義なイベントであったというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

そうしますと、あくまでもこの審査みたいなものは、申請を受けた場合に行うということでよろしいんでしょうか。じゃ、町として定期的に審査をするとかそういったものではないということなわけですね。

例えば、審査を申請する場合に、何か必要なものというか、そういったものがあるのか。例えば、介護の段階、これに対して不服というか、度合いが悪いのに何でこの階級なんだろうかという、そういう申請もあると思うんですけれども、その場合に大体どのくらいの期間を要するものであるかということもお伺いいたします。また、その対応がしっかりとされているのかどうかということもお伺いいたします。

それと、２点目なんですが、分かりました。この２点目の冊子のほうなんですけれども、介護事業所のほうでも配られているということなわけですけれども、これはあくまでも相談先というか、そういったもののお知らせみたいになっているということなんでしょうか。例えば、この冊子を見て、町のほうに相談、要望というのが寄せられて、それに町のほうが対応をしたということがあるのかないのかということをお伺いいたします。

それと、スマートフォン、よく分かりました。このラボのほうだと予約制ということで、大体、日工大のほうとの違いというのが、予約制と予約なしと、２シーズン制になっていて、前・後に分かれているということなんですけれども、本当にこの523名、532名という多くの方に対応していただいたということで、本当にすごいなと思うんですが、これは、前期と後期は、例えば前期はこれをやって後期はこっちをやるとかという連携されていたものなのか、それとも別々、全く同じものをやるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

再質問につきまして、ご回答させていただきます。

まず１点目、認定審査会の、こちら対応といいますか、実際にこの審査会というのがどのように行われているのか、自発的に町のほうから働きかけをして行っているのかどうかというお話なんですが、介護保険の認定審査会というものは、利用者である介護保険の被保険者、こちらの方から介護保険のサービスを利用する必要が生じたときに、認定の申請という形で申請をいただいたところで始まってきます。

この申請をいただいた後に、町のほうからの認定調査、利用者さんのほうでご指定されたお医者さん、主治医といいますが、主治医から意見書として書類を徴取させていただいた上で、この２つの書類がそろった段階で、この介護認定審査会というのにかけます。なので、介護認定審査会については自発的に動くものではなくて、利用される被保険者の方から申請が上がって、初めて開かれるものだという形になります。

この審査結果が出るまでの期間というお話もありましたけれども、こちらは介護保険法の中で、30日以内に結果を出すことが求められております。しかし、諸般の理由によって30日を超えてしまう場合もございますので、その場合については、30日以内にその理由と結果が出る目安、こちらを分かる段階で、判明した上で通知をするようにというふうに決まっております。

なので、一応町のほうでは、30日以内に結果を出すことに鋭意努力をしておりますけれども、いかんせん30日以内に終わらない方もいらっしゃいますので、およそ30日から40日程度、現在かかっているのが現状でございます。

続きまして、３つ目、不服等結果に対してあったときにはどうすればいいかというご質問だったかと思います。こちらについて、手段としては２つございます。

まず、介護保険の認定審査会の内容自体に不服がある場合、こちらについては、埼玉県の介護保険審査会というところに不服申立てをしていただくという手段がございます。これによって、審査会の運営自体に不備があった場合については、認定結果が出たものを取り消して、改めて認定を出しなさいという形が出れば、町のほうで審査をやり直しという形を取ります。こちらが一つ。

もう一つは、利用者さんのほうで区分変更申請を出していただいて、介護度の変更を申請するケース。こちらについては、通常の認定申請と同様の手続になりますので、おおよそ１か月程度、先ほども言いました30日以内にというのが原則になりますが、おおよそ１か月程度の間で結果を出す形になります。

先ほどの県の介護保険審査会につきましては、一旦審査会での判断が出た後に改めての審査会という形になりますので、おおよそ平均して３か月から４か月ぐらいかかってしまうこともありますことから、調査の内容やお医者さんの書類、こちらに不備や疑問点等がない場合については、区分変更申請を選ばれる方がほとんどでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

２点目の再質問についてお答えを申し上げます。

まず１点目が、困りごとサポート冊子についてのご質問でございます。

相談先等だけが載っているのかということと、内容がどのようなものがあるかという趣旨だったかと思います。まず、こちらの冊子につきましては、健康介護課のほうで把握する様々な地域資源、例えば介護事業所であるとか地域の交流サロンである、あるいは生活支援団体とか、そのような資源を項目別にまとめて１冊の冊子とさせていただいたものでございます。言い換えますと、高齢者にとって、あったら助かる情報を１つにまとめて冊子にしたものというものでございます。

それから、２点目、プログラミング・ラボ並びに日本工業大学のスマホ相談会についての違い、あるいはテーマ、そういったものについてお答えを申し上げます。

まず、プログラミング・ラボのほうにつきましては基礎編ということで、初心者向けの内容を全てのコースにおいて行っておりますので、応用というよりは本当の初級者編のみをやった講習会になっております。

一方で、日本工業大学の相談会については、テーマは全く設けておりません。住民の方が本当に知りたい情報、あるいは、入力の仕方であるとか個別の相談のみを受け付けして回答していくという手段でございますので、テーマは全くございませんので、これは前期も後期も一緒でございまして、そのような対応をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　大変に詳しい説明ありがとうございました。

介護のほうなんですけれども、やはり申請した後に、来てくれる方の主観が入って、何かちょっと納得しない階級になってしまったみたいな、そういうのがあって、もう一度役場のほうで申請し直してもらうというのがあったんですけれども、すごい時間がかかったということもお聞きしましたので、そういう場合にはなるべく早く進めていただければと思います。

それとあと、スマートフォン、こちらのほうも本当にありがたいと思うんですよ。特にお年寄りですので、やはりスマートフォンが使えるようになれば、本当に手間が省けるということが大きいと思いますし、また、スマートフォンを使うことによって、オレオレ詐欺とかそういったものの防止にもつながっていくと思うんですよ。やっぱり情報を得たいとか、すぐ身内に連絡できるとか、そういった癖をつけていただくというか、そんな感じで進めていただいて、生活が少しでも安定できるように、本当にありがたいと思います。

日工大の方のサポートが本当に大きいと思うんですけれども、日工大の方に対しての、何か町からの補助みたいなのはされているのかどうかを最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

ただいまの質問にお答え申し上げます。

日本工業大学の学生さんにつきましては、町のほうからの金銭的な補助は一切出ておりません。授業の一環で、単位が取れるという位置づけで行っているというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４点質問をさせていただきます。

決算書の261、262ページの前段でもございましたが、認定調査事業についてです。成果書の247ページです。

こちらの審査件数が、４年度は1,434件ということなんですが、この件数が介護保険を利用されている方の人数になっているのかということを、まずご確認をお願いいたします。

次に、263、264、265、266ページにわたるんですが、まずこの居宅介護サービス給付事業と地域密着型介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業についてなんですが、成果書だと248ページと249ページに、またこれを利用されている件数が出ております。

ちょっとこういう難しい聞き慣れない言葉で書いてあるんですけれども、この在宅で介護をされている方と、在宅で介護をされていて、例えばたまに短期、ショートステイとかデイサービス、そういうのを利用されたりという方で、あとは施設にもう入られている方というので、件数が書かれていると思うんですが、大体この件数だと、利用した件数だと思うんですけれども、介護認定を受けている方の中で何人ぐらいがこういうのを利用しているのかという、その人数を知りたいと思ったんですが、そちらをお願いいたします。

次に、265、266、267、268ページで、今度はこちらの予防のほうになるんですが、この介護予防サービス給付事業、地域密着型の介護予防サービスの事業という、こちらも同じようにどれくらい利用される人数、利用している方の人数を教えてください。

最後に、269、270ページ、成果書が254ページになります。

高額介護サービス費給付事業についてです。こちらは、介護サービスの限度額を超えられた方への負担分を給付されたということなんですが、どのような傾向というか、どういう方がやはりサービスが介護保険内で足りなくて、追加されているのかという、そういった傾向みたいなものを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

まず、最初の質問の回答をさせていただきます。

介護認定審査会のこちら事業の中で、人数です。審査件数1,434件、こちらの件数、人数が利用者になっているのかどうかというお話なんですけれども、当然、介護認定の審査を受けるということは、介護サービス利用を前提としておりますので、実際にサービス利用を求めていらっしゃる方だと認識しておりますが、介護保険のサービスというのは、病院に入院中の方はご利用になることができません。

介護サービスの認定を受ける方の中には、入院中の方が退院をしたときに、介護サービスを使うのに認定を持っていない期間がないように、退院をしたらすぐ在宅、ないしは施設という形で、すぐ介護サービスが利用できるようにという形で申請されている方もいらっしゃいますので、この1,434件が全てサービス利用をしているかというと、そういったことにはならないところでございます。

続きまして、決算書の263ページから266ページ、居宅介護サービス事業から施設介護サービス事業、こちらにつきましての利用者数ということなんで

すけれども、こちら国・県のほうに事業報告として提出しているもので、令和４年度の年報というのがあるんですけれども、そちらのほうで報告している数字としてさせていただきます。

要介護１から要介護５までの方で令和４年度中にサービス利用をした方、こちらの人数が１万464人、これは居宅介護サービスのみです。同様に、介護予防サービスの利用者が2,183人。次に、地域密着型の介護サービス費、要介護１から要介護５までの方の合計が1,952人。同じく地域密着型介護予防サービスの利用者の方が24人。施設介護サービス費の利用者につきましては、要介護１から要介護５までの介護給付の方が3,553人。介護予防の方につきましては、こちらはゼロという形になります。

続きまして、高額介護サービス費、こちらの受給者のほうです。こちらなんですけれども、高額介護サービス費につきましては、介護サービスを利用した方たちの中で、介護サービスの利用が高額となった場合、所得要件等に照らし合わされた高額介護サービス費の支給基準、こちらを上回った方たちが、その部分が高額介護サービス費として支給されるものでございまして、利用者負担の上限に満たなくても、所得の段階によっては支給を受けられるものでございます。

こちらについては、給付のサービス利用をした方が当然利用するという形にはなっておりますので、在宅、施設、特別に区別をして出ているものではございませんので、この高額介護サービス費の需給を受けた方たちによって、サービス利用の傾向というものがちょっと分かるかといいますと、残念ながら申し訳ありません、金額でしか分からないところですので、こちらからの類推はちょっと難しいところでございます。

すみません、先ほどの居宅の受給者数、それから地域密着の受給者数、施設介護の受給者数なんですけれども、こちら年間の人数になっておりますので、延べ人数になります。実数は申し訳ございません、ちょっと月単位で見ないと分からないところでございますので、ちょっとお待ちください。

すみません、引き続き健康介護課主幹、加藤でございます。

申し訳ありません。手持ちの資料で、令和４年12月時点の資料でございます。ちょっと地域密着型のほうの資料が、ありました、失礼しました。

それでは、申し上げます。

こちら要支援の方と要介護の方です。それぞれでお話をさせていただきます。利用人数実数、要支援の方、居宅介護サービス費のほうが254になります。介護給付費、要介護１から要介護５までの方が1,200になります。

続きまして、施設、失礼しました、今のが施設と在宅合わせた数字になります。大変申し訳ありません。

これを施設と在宅分けますと、施設のほうが、要介護１から要介護５までで323。在宅のほうが、在宅の要支援者は、失礼しました、先ほどと同じです、254。在宅の要介護１から要介護５までの方が877。そして、地域密着のほう、こちらにつきましては地域密着型サービス全体で、利用人数のほうが165人、うち地域密着型サービス全体として要支援１から要支援２の方が２名、要介護１から要介護５までの方が163名になります。

大変お待たせして失礼いたしました。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目なんですけれども、先ほどのご説明でこの件数というのが分かりました。それで、やはりコロナ禍でなかなか外に出られなくなって、実際

のところ、ご近所の方の体調が悪くなった様子が見受けられるということをよく聞いておるところで、やはりこの認定介護が必要になる方がコロナ禍で増えてきているのかなというところで、令和４年度は少し減っているような感じではありますが、大体のこういう高齢者の方で、こういう介護を必要とされている方の中の現状というか、亡くなられる方も多いのかなと。そういった感じで、この数字のほうを拝見していたところなんですが、そういった今の、令和、昨年度コロナ禍の中で介護を必要としている方々のそういった状況というか、そういうのを町として、どのように把握をされているのかという、そのあたりのことをお伺いします。

２点目、３点目については、ちょっと数字のことをお伺いして、分かりづらくて、大変こちらのほうが申し訳ありませんでした。

大体、どのくらいの方が利用されているのかなというのをまず知りたかったのと、やはり在宅で介護を受けられてという方のほうが、住みなれた家で過ごしたいという方が多いと思うので、在宅のいろんなサービスを受けながら生活されているということが分かりました。

それで、宮代がそうなのか、宮代に限らずそういうご希望の方は多いと思うんですけれども、訪問介護というところで、やはり介護職の中で一番なかなか成り手が少ないという分野だと思うんですが、そのあたりの、利用する側もそうなんですが、介護をされる方の居宅介護サービスの支援で、町でどういうことを行っているのかという、そのあたりのことをお伺いいたします。

最後の点については、把握がちょっとできない状況であるということで承知をいたしました。以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

１つ目の再質問です。こちらについてのお答えをさせていただきます。

このコロナ禍の中で、介護認定の初めての申請をされる方はもちろんなんですけれども、現に認定を持っていらして介護サービスを利用したいと、もしくは介護サービスを利用していると、継続の方たちも含めて、確かにこのコロナ禍の中で、訪問介護、いわゆるヘルパーさんをおうちに呼ぶ、通所介護としてデイサービスに通う、こういったことが若干利用として、妨げではないですけれども、利用に二の足を踏んでしまう状況、こちらは確かに、このコロナ禍の中で全くなかったとは言い切れないと思います。

実際に、介護認定のことで言わせていただきますと、認定の申請はご本人さんだけではなく、ご家族やご親族の方、もしくは地域包括支援センター、更新の方であればケアマネジャー、こちらが代理として申請を行うことは可能でございますし、マイナポータルを使用しての介護認定申請というのもできるようになっております。

こちらについては、コロナ禍ということでの利用することについての制限といいますか、ちょっと二の足を踏む部分というのは、若干は解消できているんではないかなとは思いますが、実際にサービス利用をするということに至ると、どうしてもヘルパーさん自身もコロナの予防といいますか、罹患の危険というかリスクを抱えておりますし、施設のほうでもそのコロナリスク、そういったものを踏まえた上で運営というのを強いられている状況もあるかと思いますので、なかなか現状としては、町でもこのコロナの状況の中というのは、利用するご本人様、それから施設、いずれにして

も厳しい状況であったんではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

若干付け加えさせていただきたいと思います。

介護する側のサポート、何か援助はないでしょうかというところについて、お答えを申し上げます。

介護する側の方の悩みの相談窓口としまして、介護者サロンとか、あるいは地域包括支援センターとか、そういった場でおいて、介護する側の悩み事の相談の窓口としてお受けしているところでございます。そこで、少しでも気持ちが楽になるようなサポートができればというところでこういう場がございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

２つ目の介護の担い手といいますか、ヘルパーさんなどの資格についての補助といいますか、支援といいますか、そういったことが町で何か行っているかというお話なんですけれども、現在町のほうでは、金銭的な部分といった意味での支援というのは行ってございません。

県もしくは全国の社会福祉協議会、こちらのほうで主催します研修や、そういった講座、そういったものをご紹介させていただいたり、もしくはデイサービスや訪問介護の事業所さん宛てにこういった研修がございますよというような形のご紹介、こういったことをさせていただいております。

また、県の方では、こういった担い手の支援ということで、各種の休業の支援であったりとか、就職に対しての支援、こちらは金銭的なものもございますけれども、こういったことも行っておりますので、そちらについての情報提供という形で町は支援をさせていただいているというところでございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございます。

介護の、まず１点目でご答弁いただきました。その介護を受ける方と、ご家族のそのケアということで、介護者サロンなどという、本当にそういう地域でしてくださる方がすごい貴重だと思います。

そういう中で、生活を日々していかなくてはいけないので、それが今行われているということで、やっぱりコロナ禍ということで、いろんな意味で介護をされる方も増えてきたりしている分野だと思います。それをやっていただけているということで、こちらは承知をいたしました。

２点目の、やはり傾向的にご本人や家族の希望もあって、居宅支援ということが多い利用になってはいるんですけれども、そこで、なかなか町としても介護士さんのそういったサポートというのがしづらくなっているということで、今の状況、分かりました。

国でもやはり担い手不足ということで賃金を上げるとか、担い手をどうするかというところでいろいろ考えているところだとは思うんですけれども、今、実際働いてくださっている方に対して、何かできたらということもございますし、また、介護資格を持っている方で、されていない方もいたりするので、引き続きお声がけはしてくださっているとは思うんですが、そういったことを、資

格を持っていて今やられていない方という、登録をされたりとか、そういうのも拝見しておりますけれども、そのあたりのことをちょっともう少し広報というか、よく事業者の方からも本当に人手が足りないということはお伺いしていて、何かそれを町でも支援できないかというところは持っているところなので、そのあたりのところをもう少し強化というのか、していくのかという、そのあたりのことを１点、最後伺います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

確かに担い手のところ、非常に介護される方も増えておりますし、実際に介護の離職というのも増えております。また、介護の資格をお持ちである方であっても何らかの理由で現在介護の職に就いていらっしゃらない方というのもいらっしゃいます。こういった方々について、委員言われたように、県のほうで介護の人材バンク、そういったものの登録制度を行っていたりとか、もしくは介護職に新しく就きたいという方、そういった方たちの金銭面的な資格の補助の応援の制度であったりとか、そういった方たちを雇うということになったときに対しての、事業所に対してのいろいろな情報収集であったりとか、そういったことを県のほうでも行っておりますので、町のほうでは、それを踏まえた上で、ほかにどういったことができるか、委員言われたように、町のホームページや広報等でそういった制度をご紹介させていただいてもおりますけれども、さらなる周知の部分で、ほかに何かできないかということは常に考えてまいりたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑がありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

３点お願いします。

説明書のほうの235ページの真ん中辺に書かれている高齢者向けサービスの困りごとサポートの話は前の委員さんので分かって、宮代町版エンディングノートというのは、どれぐらい作られて、どれぐらいお分けされて、どの場所にというのをお聞きいたします。

あと、宮代巡回スーパーを開始していただいたんですが、この利用状況、たしか増えているし、助かっているという声も聞くので、そこもお願いします。

２点目は、地域ふれあい居場所づくりです。説明書の258ページです。

地域交流サロンについてです。備品補助と諸施設補助がございます。施設補助は、地域で集会所とか借りるのに非常に助かっています。それで、今、通っている方たちが、高齢者のところでもやっている塗り絵とかをやりたいという声が結構上ってくるんですが、備品にはならないので、購入ができないので、じゃ、自腹でというと、誰もがやりたいわけではないので、ちょっとできない状態なんですけれども、今朝のニュースとかでもやっていましたけれども、今、朝ドラでも出ている絵も、植物も覚える、それで、絵も塗れる、そういうことで結構人気があるので、そういうのとは備品に入るのかとか、入れてほしいとか、そういう要望があるのか、そのあたり町はどう考えているかお聞きします。

あと、すみません、プラザサポーター、説明書258ページ、決算書272ページです。

プラザサポーターの育成をしてくださっていますけれども、現在何人になったかが一つ、そして、272ページ、12節の委託料についてお聞きいたします。

介護予防リーダー養成講座が31万3,610円、介護予防サポーター養成講座が53万4,930円となっているんですけれども、この違いと、説明書のほうの金額と違うので、何か書き方が違うのか、ちょっとお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

ただいまの質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、１点目、エンディングノートについてのお答えをさせていただきます。

こちら作成部数につきましては3,000部となりまして、先ほどの高齢者冊子と同じでございます。配付先につきましても、窓口を中心に配ってはいるんですけれども、関係する介護事業所であるとか、ケアマネジャー等にもやはり同様にお配りをしているところでございます。

それから、移動巡回スーパー、いわゆる移動販売でございますけれども、こちらの利用状況はということでのご質問かと思います。

当初は37か所でスタートした移動スーパーでございますが、売行きのよい場所とあまりよろしくない箇所が結構二分化しまして、半年に一度の程度で見直しをかけているところでございますが、最初から売上げが多い地区もございます。これはもう継続して１回につき15分程度の間で10人、15人買物客が来る場所もございます。逆にゼロ人とか１人のようなところもありまして、かなりばらばらな状況でございます。

ただ、全体を通して見ますと、移動スーパーは大変好評をいただいている事業でございまして、地域の方からも来てくれてありがとうというところで、実施してよかったなというところでございます。

それから、３点目、ふれあいづくり事業の備品補助、施設補助等の質問でございまして、例えば塗り絵等のお話も出てまいりましたけれども、今の現状で申しますと、なかなかちょっと難しいかなというふうに思うんですが、今後の、前向きにこれも検討させていただきまして、趣旨に沿うようであれば、補助になるような形になろうか、これも検討させていただきたいと思いますので、現状としてはちょっとなかなかまだ、いますぐ大丈夫というのは言えない状況ではありますが、検討はさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

まず、介護予防の関連ですけれども、プラザサポーターでございます。こちら、プラザサポーターの養成の人数でございますけれども、合計が53名となっております。

続きまして、決算書の272ページ、地域介護予防活動支援事業の委託料の内訳というか中身でございます。決算書に記載のありますとおり、こちらの委託料ですが、３つございます。

まず、１つ目の介護予防健康づくり活動支援事業の委託料、こちらでございます。金額では81万6,530円となっておりますが、こちら、具体的な内容といたしましては、まず、いきいき百歳体操の自主グループの支援ということで、出前講座を行った場合、その委託に伴った金額となっております。

今の１点目の介護予防健康づくり活動支援委託

料でございますが、今申し上げました出前講座のほかにいきいき百歳体操の体験事業といたしまして、多くの方にそのいきいき百歳体操を体験していただくということの体験事業を行ったもの、こちらも含まれております。

そして、２点目の介護予防リーダー養成講座委託料、こちらでございますが、こちらは介護予防リーダーのステップアップ勉強会、こちらを前期３日間と後期３日間と行いましたけれども、こちらの委託料というふうになっております。

そして、最後の介護予防サポーター養成講座委託料でございます。こちらにつきましては、プラザサポーターの養成講座、そして、プラザサポーターの発展講座、こちらの両方に対しての委託料というふうな内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

エンディングノートは、先ほど説明していただいた同じ3,000部ということで、配付場所も同じということで分かりました。

それで、結構3,000部は多いんですが、出ている状況というんですが、そういうのは介護施設とかからのちょっと報告は受けているのか、お願いします。

私もそれ、実際皆さん、元気なサロンの方にもお分けしたんですけれども、すごくよくて、内容もいいので、残部がまだたくさんあるようならば、配付をちょっと考えていただきたいなと思います。

あと、巡回のスーパーについてです。37か所で半年に１回見直し、多いところは10人から15人、少ないところは１人とかゼロということなんですが、来るのが少ないところは多分人も少ないんだと思うので、具体的に届いている声はすごい便利だというのがあるので、少ないところでも何か、それを頼っている人たちもいるので、続けてほしいなというところと、見直しというのはやっぱり人数のことなのか、もう一度お聞きします。

サロンについての備品、トランプとか何か手頃なものは自分たちのサロンで結構皆さん用意したりしているんですけれども、何か要望がここのところ増えてきたので、その内容をもう少し、町のほうも幅広くとか、内容を変えていってもらいたいなと思いますので、さっき答弁いただいたので、よろしくお願いします。

あと、プラザサポーターは53人ということで、それで、すみません、ちょっと質問するの忘れちゃったんです、これは講師というか、その育てる、教えに来てくれる方は、どこから、どういう方がしてくださっているのかお聞きします。内容は分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

ただいまの中で質問にお答えします。

まず、エンディングノートの件でございますけれども、お配りした事業所からの反応はどうでしょうかとか、残部についてはというところのお話でございますが、直接配付した事業所からはヒアリングはしていないのですけれども、地域サロンとか、そういった現場に出る方々からの声として、大変よいものであるという意見は、たびたび聞いているところでございます。

3,000部を昨年作ったんですけれども、まだ残部はございます。ただ、万が一、これが全部はけてしまった場合においても、また今年度予算で作成することができますので、追加で作ることを考えてはおります。

それから、移動スーパーの件でございます。少しの人数しか来なくても続けてもらえないでしょうかというところの趣旨でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、それは重々承知しているところではあるんですが、私どもと実際に移動スーパーを実施するスーパーカスミのほうの双方で適切な場所はどこかということで、調整会議を行ったりするんですけれども、なかなかゼロ、もしくは１というところですと、逆に赤字になってしまうというところもありまして、一定の期間、つまり半年程度は我慢はするけれども、ずっと赤字が続く状態はなかなか厳しいですということを先方からも出ておりますので、そうしますと、なかなか見直しをかけないという選択が取りにくいという状況もございますので、なるべく気持ちとしては続けたいのはやまやまなんですが、なかなかそうもいかない現実もあるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

プラザサポーター養成講座の件でございます。

こちらにつきましては、プラザサポーターに養成講座が12日間で６名の方のご参加、そして、発展講座が６日間で６名のご参加をいただいた状況でして、こちらは、４年度はシンコースポーツというところ委託をしております。

内容ですけれども、それぞれその講座の中で、例えば運動指導員の方ですとか、あるいは看護師の方、そういった専門職の方に講師として来ていただいて、講座のほうを運営を行っていただいたという状況にございます。

今後も引き続きこちらの発展講座、養成講座につきましては、プラザサポーターの育成という点から進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

エンディングノート、残部がまだあるということで分かりました。

移動スーパーに関しましても、見直しの半年の意味も分かりましたので、今後ともよろしくお願いします。

ちょっと一つ質問するのは、シンコースポーツというところは、こういう介護予防とか、何かそういうものを結構専門的にじゃないけれども、普通のこういう講師を派遣しているところなのか、もうちょっと詳しくどんなところかお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

こちらの事業の委託に当たりましては、入札により業者のほうを決定したいところでございますが、シンコースポーツにおきましては、こういった介護予防などの関係の事業を行っているところでございまして、シンコースポーツの社員の方のみならず、その専門職の関わりというのがこういった講座では重要と思われますので、そこから派遣のような形で運動指導員や看護師などの専門職を講師として招いた形で、そういった講座の全ての運営をお任せしているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

私聞くことは、難しい内容じゃありません。も

う前段者も質問した内容について１点目なんですが、介護認定が30日ぐらいかかるという説明がありましたけれども、それをもう少し早くならないかなと私は前々から言っているんですけれども、ちょっと30日では長過ぎるなと思っているんです。

今日も介護認定委員会なんかやっているようですけれども、先週もやっていたようだね。結構数をやっているのかなと思うけれども、認定が受けるのが30日を何とか短くならないのかと、そのことを私１点目聞きたいんです。それを１点目、もう少し短くならないのかと。

もう１点は、同じ介護認定の問題で、介護認定はいろいろ、要支援から要介護あります。いいんですよ。悪いことじゃないんですけれども、私が聞きたいのは、要支援、要介護、認定を受けてそれよりよくなる人というのは何人ぐらいいるんですか。病院へ行けば病気、入院してよくなったとか、病気が。普通一般的そういう話が出るよね。

だけれども、要支援、要介護でよくなったよという話はあまり聞かないんだよね。それ、どのぐらいの数がよくなっているのか、教えてもらいたいですよね。

もし、よくなっているのはいいことなんだから、よくなっているとしたら、どういうサービスをしたらよくなるのか、それを教えてもらいたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

介護認定の出るまでの期間、そちらについてのご質問についてお答えをさせていただきます。

前段ご質問ございましたけれども、介護保険法によって、一応法律で30日以内に結果を出すようにというのがまず前提としてございます。

実際に介護認定の手続としては、申請があった後に調査をして、同時並行で指定されたお医者様に書類を書くよう依頼をして、その依頼が届いて、その２つの書類が完成して、審査会にかけるという流れがございます。

昨年度の実績でお話をさせていただきますと、町のほうから行う認定調査、こちらについては、申請があってから、実際に調査が終わるまで、こちらの平均をちょっとお出ししましたけれども、実際に調査の平均値が10.7日なので、１週間から２週間の間で役場のほうから行う認定調査というのは終わっている形がほとんどでございます。平均値になりますので、一概に全てとは申しませんが、平均としては10日前後で調査は終わっております。

ちょっと問題なのが、お医者様にお願いする主治医意見書、こちらなんですけれども、こちらは町がお願いをするのは、おおよそ申請のあった翌日、郵便で発送しております。こちらから届くまでの平均の日数が23.2日、おおよそ３週間以上かかっている現状がございます。

なので、介護認定の審査を行うに当たっては、本日もお隣の会議室で行っておりましたけれども、今日の審査を行うためには、毎週の金曜日に全ての審査資料を委員さんたちにお配りをしております。なので、大体申請いただいてから３週間の状態で全ての書類が整わないと、30日以内、いわゆる４週間目の審査会には間に合わないという現実がございます。

先ほども申しましたが、お医者様からの書類が平均で届くのに23.2日という形になってしまっておりますので、おおよその方は40日、大体５週間、申請をいただいてから５週間はかかってしまっているのが現状としてございます。

ただ、町のほうとしては、調査のほうは町の努

力で短くすることは当然できますけれども、お医者様のほうにしましても、期限間近になってくる方については、医療機関のほうにこちらのほうからご連絡を差し上げて、こちらの書類の進捗状況を確認させていただいた上で、なるべくできることであれば、早目にしていただくというようなご依頼は毎月、毎月させていただいているところでございます。

ただ、医療機関につきましても、いわゆる個人の医療機関であれば、ある程度のその辺融通というんですか、早目に上げていただいている努力は多分にしていただいているところではあるんですけれども、お医者さんによっては、利用者さんによっては、大きな病院、大学病院であったりとか、近隣でも市立病院であったり、医療センターであったり、大きな病院にお願いしますと、どうしてもその書類の出来上がりというのは、やっぱり遅くなってしまいます。

また、病院によっては、先ほど入院中に認定の申請を出される方がいらっしゃるというお話をしましたけれども、医療機関によっては、入院中で状態の安定していない方については、介護認定の結果に、場合によっては、軽い状態で出てしまうことも考えられる。もしくは、退院後が、書類を書いたときよりも治ってきた状態になるので、軽くなってしまった状態になってしまう。現在の状態と結果が出たときのタイミングで状態に乖離があってしまってはいけないということで、あえて医療機関によっては、あまり早目に書類を書かないところもあるというふうには伺っております。

ただ、こちらとしても、利用者さんがなるべく早目にサービスを使いたいという前提で申請というのはいただいておるところでございますので、医療機関には、今後もなるべく早目の書類の提出、そして、１か月以内に申請の結果が出るような審査会の運営のほうを心がけてまいりたいと思いますので、その点につきましては、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

失礼しました。

２問目の質問、要介護認定が出た後に状態のよくなった方、そういった方がどの程度いらっしゃるのか。そういった方がどういったサービスを使われているのか、そういったお話だったと思うんですけれども、ちょっと１点お話をさせていただきたいのは、介護認定の度合いにつきましては、ご本人さんの健康状態とは必ずしもリンクはいたしません。

といいますのは、この介護認定の度合いは、その申請をされて、認定を受ける方がどれだけ介護に手間、時間、そういったものをかかるかという形での審査結果でございます。

ですので、一概に全部そうとは申し上げられませんけれども、お体には何も不都合のない、認知症を患ってしまった方で、お体が不具合があって動かなくなってしまっている方、不自由を感じらしている方、ただし、認知症は患っていない。そういった方の意識であったりとか、受け答えであったりとか、そういったものは完全にできるという方、そういった方と比べたときに、介護度が同じ介護度、もしくは、寝たきりになったしまった方のほうが元気な認知症の方よりも介護度が軽くなってしまう、そういったことも可能性としては考えられるところでございます。

先ほど言いましたように、介護のこの度合いというのは、介護にどれだけ手間をかける必要があるのか、どれだけサービスが必要なのかというところでの度合いになってきますので、一概に介護１から要支援に２になったよと。じゃ、お体の状態がよくなったよということになるかというと、

そういったこととは、またちょっとリンクはしない。

ただし、統一してお話ができるのは、要支援１の方は、当然それだけ介護に手間はかからない。お時間もかからない。でも、要介護５の方は、介護に手間のかかる、お時間がかかるということですので、なるべく介護が必要とならないという意味でいいますと、介護の度合いが下がるというのは非常に喜ばしいことだというふうには思います。

そういったことが、いわゆる介護サービスを使っていく上で、なるべく現状維持、もしくは状態をよくなるために使っていただくのが、利用者様のお考えでもありますし、サービスを提供する事業所のほうも同様に考えていらっしゃることだと思います。

ただ、大変申し訳ありませんが、介護の度合いの軽くなった割合、そういったものについては、申し訳ありません、統計の調査を行っておりませんので、一概にどれぐらいの割合がいるのかというのは、ちょっとこちらでは数字としては把握していないところでございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　先ほどは答弁ありがとうございました。

もう分かりました。どうしても私がもうちょっと、何か今説明を聞くと、認定を受けるには、医者のほうがどうも長いみたいな感じだね。それを何とかもうちょっと早く、早めるように、町としても努力をして、医者のほうへもひとつ強行に申請が早くできるようにお願いします。

というのは、私も何人か知っている人に、認定が遅いよねと耳にします。私も同じこういう介護を受けている１人です、要支援だけれども、受けている人間として、仲間として聞きますので、ひとつそのことを忘れずにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、決算書249、250ページの１款介護保険料の関係で、不納欠損が233万であります。これは、被保険者の死亡ということなんですけれども、それ以外は理由としてはないのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、決算書251、252ページの３目地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分については、マイナスになっています。これの理由と、それから、これは交付金ですので、地域包括支援センターの管理運営事業等にもなる交付金ですが、現在地域包括支援センターはどこかということで、取りあえず確認をさせていただきます。

続いて、決算書251、252ページ、同じく６目の介護保険事業費補助金についてでありますけれども、これは介護保険制度の改正によって、電算システム改修に対する補助ということなんですけれども、どういう電算システムの改修になったのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、決算書253、254ページの３項県委託金でございますけれども、これは生活保護受給

者の要介護認定に関わる委託金ということなんですけれども、これは何人分なんでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、同じく決算書253、254ページの６款繰入金なんですけれども、繰入金は前年比で約3,269万円の増となっております。この保険給付費の財源とするためということなんですけれども、どういう考えでの増額なのか、その点お尋ねしたいと思います。

続きまして、同じく１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金なんですけれども、成果表の243ページに示されておりますけれども、令和２年度から令和３年度は減っています。しかし、令和３年度から令和４年度は905万円増となっております。このあたりの理由についてご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、255ページ、256ページの５目低所得者保険料軽減繰入金ということで、成果書の冒頭にも書いてありますけれども、保険料区分が第１段階から第３段階に該当する方の保険料軽減相当額ということなんですけれども、これはなぜなのか、2,940万円というのは。根拠はどうしてなのかということで、お尋ねしたいと思います。

それから、決算書263、264ページの５項、上のほうですね、１目趣旨普及費なんですが、これは介護保険制度についてのパンフレットを作っていますけれども、これは在庫があるからということで、作らなかったということでよろしいですね。というと、なぜそんなに、逆に言うと、作っちゃったのかということをお聞きしたいんですが。

続いて、決算書265、266ページの成果書で250ページに載っております。

７目の居宅介護福祉用具購入費、令和４年度の支給件数が92件なんですけれども、前年度比で55万円の減額となっております。この辺の理由についてお尋ねいたします。

それから、その下の居宅介護住宅改修費給付事業につきましても、支給件数、支給総額が減っております。この辺の理由についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、267、268ページの、成果書では252ページの3目地域密着型介護予防サービスの給付費でありますが、これについても地域密着型介護予防サービスの利用件数、これが認知症対応型共同生活介護、グループホームについては、ゼロになってしまっています。これはどういう理由なのか、お尋ねしたいと思います。

それから、成果書の264ページの認知症初期集中支援チームを白岡市の認知症専門病院に委託する形で設置して、医療機関での受診につなげるというふうになっておりますけれども、この辺の取組についての成果についてもお尋ねしたいと思います。

それから、全体的なことなんですけれども、第１号被保険者の滞納者の人数は何人なのか。それから、そのうち給付制限などの制裁措置を受けているのか否やがあるんですけれども、受けている場合、その人数。それから、介護保険サービス利用の利用料の自己負担の割合ごとの被保険者数なんですけれども、１割負担が何人、２割負担が何人、３割負担が何人かお答えいただきたいと思います。

それから、要介護認定更新の区分の変更といいますか、成果書では248ページにもありますけれども、これでは例えば前回より軽度に判定されたとか、それから、前回と変わらないとか、前回より重度に判定されたとか、介護認定からは外れた件数、こういった点ではどういうふうになっているのか、お示しいただきたいと思います。

続きまして、特別養護老人ホームの入所待機者

の人数、昨年も伺いましたが、昨年は30人というふうに伺っております。令和４年度がどうだったのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時２９分

再開　午後　２時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤と申します。

ご質問いただいた内容につきまして、ご説明いたします。

まず、１点目、介護保険料の不納欠損、こちらの理由のところで、被保険者の死亡以外にどういったことがあるかというお話でございます。

こちらにつきましては、ご本人さんの死亡のほかは職権消除、いわゆる住民票が抹消されたしまった方、ちょっと生存が不明でどちらにいらっしゃるか分からないというようなことがあって、住民票が消されてしまった方という場合と、あとは、ご本人さん自身が生活保護になってしまったことで、過去分の保険料の滞納分、こちらについての納付の見込みが難しくなったことによる不納欠損というものが主なものでございます。

続きまして、事業費補助金、こちらの内容なんですけれども、こちらについては、委員言われましたように、基本的には制度改正、また、それに基づくシステム改修ということでございまして、こちらにつきましては、昨年度６月に個人情報、こちらのデータ標準のレイアウトを改正するために改修を行いました。具体的な内容としましては、公金の受け取り口座の情報照会機能、こちらを追加したことと、実際に申請書、住宅改修や福祉用具、高額介護サービス費等の償還払いの申請書、こちらの様式が変更になったことに伴いましての画面項目の追加、こちらのほうで実施を行わせていただきまして、経費の総額支出としては42万750円、こちらの３分２国庫補助ということで、事業費補助金を頂いております。

続きまして、生活保護の方々の介護扶助審査判定業務委託金でございますけれども、こちらは、生活保護の方で２号被保険者該当と言われる40歳から64歳までの方、こちらについては、生活保護を所管するこの近辺であれば、東部中央福祉事務所、こちらの本来が介護認定の審査を行うところ、宮代町の住民であるということで、そちらから委託を受けまして、審査の委託を行ったものでございます。こちらについては昨年度５人実績ということでございます。

すみません、ちょっと質問、前後させていただきますけれども、趣旨普及事業でパンフレットの購入ですね、令和４年度支出がゼロであった理由ということで、委員お示しのとおり、在庫があったことによって令和４年度の購入が差し引かれたという状況でございますけれども、それだけ購入した理由というところなんですが、こちらの趣旨普及のパンフレット、介護保険の認定を受ける方、もしくは介護保険の申請を初めて考えられる方、もしくは出前講座等で介護保険のお話をさせていただく際にお配りさせていただいているパンフレットでございます。

こちらは、介護の８期計画、この８期計画の間変わらないパンフレットになりますので、令和３年度購入した在庫を当然購入させていただいた中で、令和４年度も、それ以上の配付があれば、当

然購入をさせていただいたところでございますが、令和３年度、４年度につきましては、やはりコロナ禍ということもあって、出前講座自体も減少しております。また、利用者さんのほうも、こちらについてお話をしていただく中で、若干そちらについても更新の方とかにはお配りしませんので、そういったことで、パンフレットの配付数が減少したという形でございまして、令和４年度は購入を控えさせていただいたというところでございます。

続きまして、福祉用具の購入費、こちらについての昨年度から一昨年度に比べて減額している理由、住宅改修についての同じく支給件数、総額等が減っている理由というところなんですけれども、正直なところ、理由としては不明な部分が非常に多いところでございます。

ただ、住宅改修にしましても、福祉用具の購入につきましても、一定の原材料費、今年度見ましても、若干上がっております。そういったところでの申請の控えというのもあったかもしれませんが、実際に今年度の住宅改修、こちらについては、要支援と要介護合わせましても既に77件の申請が上っております。

ですので、先ほど私のほうで私見で申し上げた材料費の高騰等については、一定の買え控え等の考えは働くかもしれませんが、それがこの減少ということについての理由になったかというと、若干疑問が残るところでございまして、先ほども申し上げましたが、減額の理由としては不明であるということしか申し上げられないところでございます。

続きまして、地域密着型介護予防サービス費、グループホームの利用者ゼロというところなんですけれども、こちらにつきましては、町内に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）２軒ございます。こちらの２軒の入所者が要介護１から要介護５の方しか昨年度はいらっしゃらなかったという形で、要支援者の方でのグループホームの入所者の方がいらっしゃらなかったことによって、こちら給付がゼロになっているというところでございます。

実際に、こちらのグループホーム入所者数については、現在２つとも満床という話を伺っておりますので、お待ちしている方が何名かいらっしゃるというようなお話も聞いております。

こちらについては以上でございます。

そして、第１号被保険者の滞納者、こちらの人数なんですけれども、令和４年度の滞納者数が94人いらっしゃいます。そして、このうちというわけではございませんが、令和４年度に給付制限、利用者負担が３割負担となってしまった方については３名、ただし、３名のうちサービス利用されている方は２名という形になっております。なお、そのうち１名につきましては、給付制限期間が１か月間であったということもありまして、現在の給付制限は受けていない状況でございます。

続きまして、サービス利用、こちらの利用料の自己負担割合なんですけれども、こちらが第１号被保険者で申し上げさせていただきます。１割負担の方が1,568人、２割負担の方が119人、３割負担の方が78人ということになっております。

続きまして、区分変更の申請において、前回結果からの介護度の上昇もしくは下降、もしくは同程度による結果の人数でございますけれども、区分変更の申請、認定審査によって、前回と同じ介護度が出た場合には却下という形になります。ですので、昨年度同程度の結果が出た方はゼロ人という形になります。

前回結果の変更から介護度が下がった方、上がった方につきましては、申し訳ございません、た

だいまちょっとこちらで資料ございませんので、後ほどお話させていただければと思います。

そして、特別養護老人ホームの待機者の人数でございますけれども、こちら、埼玉県が各特別養護老人ホームに調査をさせていただきまして、その待機者数を聞き取りした結果になっておるんですけれども、昨年度と同じく30人、うち要介護３以上の方は24人となっております。

ただ、こちら付け加えさせていただきたいのは、あくまで宮代町にある特別養護老人ホームで申込みをした方のうちの待機人数ということでございますので、この30人の中には、町外の方もいらっしゃいます。

また、同様に、宮代町の方でも宮代町以外の特別養護老人ホームに申込みをされている方、いらっしゃいますので、そちらにつきましては、こちらの調査では反映が全くできない、分からないところでございますので、実際に宮代町の住民の方でどれだけの方が待機人数としていらっしゃるのかといったことになってしまいますと、正直なところ分からないというのが実際でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

私から３点ほど回答を申し上げます。

まず、１点目の回答は、決算書251ページ、地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業がマイナスになっているというところについてのお答えをいたします。

この交付金につきましては、様々な事業の歳出部分を積み上げまして、積算するものでございますが、一部の事業におきまして、国の要件に合わせてちょっと厳しくなっている支出の事業がございます。そういったものがございました関係もあり、結果として、若干減になった経緯がございます。

それから、２点目、包括はどこにあるんだというご質問でございます。

こちらは、包括支援センターは現在１か所で、保健センターの隣にあります地域包括支援センターもみの木という、委託で行っております１か所でございます。

それから、３点目、説明書の264ページ、認知症初期集中チームの件でお答えを申し上げます。

この事業につきましては、まず、どういう事業かと申しますと、認知症の診断がまだされていない方、その方をどうやって医療につなげるかというところがポイントとなっている事業でございまして、相談先である地域包括支援センター、あるいはうちの高齢者支援担当のほうに相談があった認知症の疑いのあるものを新しらおか病院のほうに委託しておりますので、支援チームのほうに医療につなげてもらえるような働きかけを行います。

働きかけを行うんですが、例えば本人がどうしても受診するのが嫌だということで拒否するケースもあります。そういった場合、当然つなげられることなく、対象外となってしまうという場合がございます。

こちらの説明書のほうにも４年度対象外１となっているんですけれども、これ、まさに相談はしたんだけれども、却下というか対象外になってしまったケースも１ということでございます。

このような形で初期集中支援チームは、あくまでも医療につなげるための制度というところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、

加藤でございます。

先ほどの質問の回答、前後させていただきましたが、お答えさせていただきます。

介護給付費繰入金でございますけれども、令和２年から令和３年に至っては、こちらが減、令和３年度から令和４年度に至っては増、こちらについての理由なんですけれども、こちらは給付費のほうが増えたためによる繰入金という形になります。

また、低所得者繰入金についての保険料軽減相当分、こちらなんですけれども、こちらは国の低所得者保険料軽減、こちらの補助金、こちらの額をそのまま繰入れさせていただいておるところなんですが、町の介護保険料の第１段階から第３段階、こちらの方たちが全て全員、町の例規に基づく減免制度を利用した場合、当然差額の費用分というのが必要になってくるんですけれども、そちらを補填するための補助金となってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、決算書249、250ページの介護保険料の関係の不納欠損額でありますが、そうしますと、不納欠損の内容なんですけれども、死亡以外に大ざっぱにいうと不明、それから生活保護等々内容を上げていただきましたが、そうすると、これは全体で何件あって、それぞれつかんでいるわけだから、どういうふうになっているのか、その内訳も含めてお聞きしたつもりなので、把握していると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、介護保険料についてなんですけれども、一応確認なんですけれども、第１号介護保険被保険者の保険料の金額、これは基準保険料が年間幾らか、それと第１段階の保険料が年間幾らか、これは基準額の何倍に相当するか、それから参考までに11段階ございますので、これが年間幾らで基準額の何倍になっているのか、一応確認のためお教えいただきたいと思います。

それから、決算書251、252ページの３目地域支援事業交付金の関係で、理由は分かりました。

それで、地域包括支援センターなんですけれども、もみの木は何年度からこのもみの木になっているのか、確認のためお願いしたいと思います。

それから、251、252ページの介護保険事業費補助金、これは分かりました。

それから、253、254ページの３項、県委託金、これも生活保護受給者への委託金ですよね、これも分かりました。

決算書253、254ページの６款の繰入金なんですけれども、これは先ほども言いましたように前年比で約3,269万円の増額となっています。これは、やはり介護保険給付費準備基金からの繰入れを増額するわけですから、保険給付費の財源にするためということなんですけれども、大きな理由はそこにあるんですけれども、これらは介護保険給付費準備基金で操作するんだと思うんですけれども、その考え方なんですけれども、そのための介護保険給付費準備基金からの繰入金を増額したということが要因だというふうに説明もあるんですけれども、その辺の考えについてもう一度お尋ねしたいと思います。

あとは、決算書253、254ページ、２目、３目地域支援事業繰入金、これについては理由は分かりました。

それから、５目の低所得者保険料軽減繰入金についても分かりました。

決算書265、266ページの７目の居宅介護福祉用具購入費、それと８目の居宅介護住宅改修費。理由は不明だということなんですけれども、これは

増減があるから不明なのか、それともその辺の理由はどうなのか。

確かに増えたり減ったりはするんでしょうけれども、それなりの理由はあると思うんです。その辺の減った理由は、啓発はどうなっているのか、そういった点も重要だと思いますし、あと、８目の居宅介護住宅改修費、手すりとか段差の解消、あるいはトイレの改修等ですので、これは増えて当然なのかなというふうにも思うんですけれども、その辺の理由について、分からないということであれば致し方ないんですけれども、その辺ではどうなのかということで、再度お尋ねしたいと思います。

それから、267、268ページの３目地域密着型介護予防サービス給付費、これは分かりました。

あと、277、278ページの７目認知症総合支援事業費なんですけれども、認知症の方、専門病院というのは、受診を嫌がる人も確かにいるかと思いますけれども、これはこれで本人が嫌がる以上はそこで終わってしまうんですけれども、やはり周りの介護している方とかそういう方にとっては非常に、専門病院で受診に値しないということであればそれは分かるんですけれども、やはりこの制度を使って受診をしたい、そういう意味で受けるわけで、認知症の方にとっては大変だと思うんですけれども、やはり周りの家族とかそういう方にとってはどうなのか、余計な心配になると思うので、せっかくの委託する形なんですけれども、設置して受診につなげてもらえれば一番なのかなというふうに思いますけれども、そういった点では致し方ないのかどうか、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、１号被保険者の滞納者の実数で、給付制限を一応１か月とはいえ１人ということで、これは承知しました。

特別養護老人ホームの入所待機者の実数ということで、先ほど伺いました。要介護３以上ということなんですが、またこれは町外を含めて30人ということなんですけれども、これ、なぜ聞いたかというと、やはり特別養護老人ホームに入所をしたくてもできない、それはなぜかというとやはりほとんど年金生活者、これは仮に２人で生活しようと、片方が厚生年金で受けている、片方の奥さんが国民年金だ、そうすると合わせて20万円、これは２人で生活する上ではいいかもしれないけれども、実際高いと、特養でも差があると思うんですけれども、15万円から安いところでは９万円というのも聞いていますけれども、それは生活のことを考えれば安いところにせざるを得ないというふうな方もいらっしゃいます。

かといって、自宅で老老介護というのも非常に厳しいと。だから、施設に頼らざるを得ないけれども、聞くところによると、夏場なのかそういうせいか分かりませんけれども非常に待機しなければいけない、もちろん申請しているんです。でも待機しなければいけないと、その間はもちろん自宅療養です。そういうふうな方が結構多いというふうに聞いているんです。

だから、そういう場合は町としてはどういう援助をしていくのか、そういった意味も含めてどうなのかということでお聞きしました。特別養護老人ホームの入所待機者が多い、少ないかというのは判断はあるかとは思うんですけれども、少なからずそういう方がいる、そういう方にはどういうふうに支援しているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　健康介護課

高齢者支援担当、鈴木でございます。

ただいまの再質問についてお答えいたします。

２点ほどお答えいたします。

まず１点目は、包括支援センターがもみの木になったのがいつ頃からなのかというご質問でございます。

令和元年のときが初めて直営から委託に変わった年で、単年契約をしております。続いて、令和２年度も単年契約でもみの木と契約をしております。そして、３年目からは複数年契約で３年、４年、５年と３年間の契約、都合５年間、ちょうど５年目の年に当たる状況でございます。

続きまして、認知症初期集中チームの再質問でございます。

対象外となってしまうケース、家族の方にとっては大変困惑してしまうと。このままでよろしいんでしょうかという趣旨かなと思われますけれども、こちらは支援チームのほうから様々なアドバイスをしてくれることにはなっているんですけれども、一番重要なのは本人の意思、本人が嫌だと言っている状況の中では、周りが幾らいろんなアドバイスをしても先に進まないという話をよく聞きます。

ここは強制的に受診をさせるという制度ではありませんので、あくまでも家族に寄り添って受診につなげるためのアドバイスをしていく、そういうチームというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

私のほうからまず、不納欠損の内訳についてご説明させていただきます。

令和４年度の不納欠損については、こちら全件で320件、こちらの件数の考え方としては介護保険料は年間６期の保険料計算がございますので、こちらが320件あったという形になります。年度で言いますと、平成27年度から令和２年度まで。平成27年度は１件、28年度は９件、29年度は10件、平成30年度は10件、令和元年度は70件、令和２年度は220件という形になってございます。

続きまして、第１号被保険者、こちらの保険料の第１段階、それから基準となります第５段階、そして最高段階になります第11段階について、保険料の額でございますけれども、第１段階の保険料額は年間で１万7,900円、こちらについては基準額が月額4,980円計算をしておりますので、こちらの掛ける12か月、そして第１段階は基準額のおおよそ30％という形で考えておりますので、１万7,900円というふうになります。

そして、基準額となります第５段階につきましては、５万9,700円、こちらは当然基準額になりますので基準額100％という形になります。

そして最高段階、町では第11段階になりまして、こちらはご本人さん町民税課税で前年合計所得金額600万円以上の方になりますけれども、こちらが年間で11万3,500円。基準額から見ますとおおよそ190％増し、1.9掛けた数字になります。

続きまして、住宅改修と福祉用具、こちらについての先ほどの減少している理由について、一応私のほうで先ほど不明というふうにお答えさせていただいておりますけれども、先ほども言いましたが、材料費の高騰なんかもあるかもしれないとお話もしたんですが、大本としまして、昨今、住宅のバリアフリー化、こちらがやはり進んでいるかと思います。

新築の家はもちろんなんですけれども、既存のお家に関しましても、例えばユニットバス、こちらを導入するような形であれば既にもう手すりが

ついていらっしゃるとか、そういったこともあります。また、新築のお家の中には階段にはもちろん、玄関の上がり框の解消、段差のバリアフリー化、お家から外に出るまでの玄関ホールといいますか、そういったポーチについての段差の解消なども介護保険の認定の対象となるような形になる前に、ご自宅の改修をされる方もいらっしゃれば、既に新築の建物に現役世代の方と同居される方、そういった方たちもいらっしゃいますと、新築のお家のほうにそういった設備は当然ございますので、そういったことも一因とはなっているのではないかというふうに考えます。

ただ、令和３年度から４年度で減少しているという事実と令和２年度、３年度では微増しているというような事実、そういったことも照らし合わせますと、それだけが全ての原因ではないというふうにも考えておりますので、そういった意味で厳密な減の理由としては不明であるというようなお話をさせていただいております。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

繰入金のご質問についてお答え申し上げます。

まずこの介護保険関係におけます繰入金の考え方でございますが、例えば保険給付を例に取りますと、保険給付以外もそうなんですけれども、法定で全て負担の割合というのが決まっております。例えば、居宅給付費でしたら50％保険料、そして残りの50％を公費、その公費におきましても国が25％、県が12.5％、そして町が12.5％というふうに法定で全てこの負担割合というのが決まってまいります。

したがいまして、保険給付費の額が増えれば当然その保険料、国、県、町とそれぞれの負担分が増えていくというような仕組みとなっております。また、その仕組みの中でなお足りない財源が生じた場合には、介護保険の保険料の財源とすべき介護保険準給付費の準備基金繰入金、こちらのほうから繰入れをするというような考え方でこの繰入れのほうは行っております。

続きまして、特別養護老人ホームの入所の関係でございます。

先ほど、30人の方が今、待機人数でいるというふうにこちらのほうからお答え申し上げました。また、今、委員さんのご質問の中でも、その中で入所したくてもできない人もいると、それは施設の空きの問題もありますけれども、経済的な面での負担を考慮して入所したくてもできない方もいるんではないかというお話だったかと思います。

確かに、特別養護老人ホームの入所の費用なんですけれども、その施設、あるいはお部屋の人数によって金額の多寡がございます。先ほどおっしゃられたように、10万円を下回るところもあればもうちょっと高く、中には20万円ぐらいするようなところもあるかと思います。

そういった面で収入の少ない方につきましては、高額な入居に係る費用というのはお支払いすることは困難な方がいらっしゃるかと思いますが、そういった場合には、町といたしましても地域包括支援センター、こういった形で様々な相談の窓口を設けておりますし、また実際のサービスを受けていらっしゃる方でしたら、ケアマネジャーのほうにそういったご相談をしていければ、そのご希望に合うような特別養護老人ホームをご紹介いただけるのではないかと。

もちろん、町といたしましても、そういったご相談があれば適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をさせていただきます。

１点だけです。

特別養護老人ホームの入所待機者の関係ですが、今、副課長から言われました。包括支援センターやケアマネさんに相談すると。それは至極当たり前のことなんですけれども、その前に収入、やはり経済的な理由で非常に入れない、あと施設の事情もあるかと思います。割と夏場は夏休みになったりするのか、そういった意味でもういっぱいだという、これは町内だけでなくて町外の施設もそういった傾向があるようでございます。

ここで確認したいのは、少なくとも宮代の特別養護老人ホームの入所に当たっては、できるだけ町内にお住まいの方には優先すると言ったらおかしいですけれども、そういう姿勢でいるとは思うんですけれども、町として、そういった特養の姿勢についてはどのように感じているでしょうか。その点だけ、最後お願いしたいと思います。

なぜかと言うと、やはり経済的にもいろいろありましたが、入れるようだったらなるべく入れたい、そういう思いがあるし、家族の皆さんもそうなんですけれども、そういったときに困るわけです。そういうときにどうしているのか、そのために町はあると思うんです。だから、困ったから町がしろ、それは施設側にどういう姿勢で町が臨むかというところが一番大事だと思うんで、そういった点ではどういうふうに指導というか施設に対して臨んでいるのか、その点だけ最後に伺いたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

特別養護老人ホームの入所につきましては、今、委員さんのご質問でもありましたように、町内の待機者がいるという状況を踏まえて、最終的に入所の判断をするのは施設のほうになりますけれども、町としても町民の方の入所に当たって、ご本人、ご家族にとってよりよい介護ができるように、町のほうから施設のほうに対しては機を見て要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第29号　2022年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

この件につきましては、ただいま審議したばかりでございます。改めて本会議の中で討論を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（西村茂久君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第29号　令和４年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第29号　令和４年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時１７分

再開　午後　３時３４分

○委員長（西村茂久君）　それでは再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３１号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第31号　令和４年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当主査、冨田です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　本件につきましては、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては挙手、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、決算報告書の19ページにそれぞれ業務量も出ております。これらを見て、また説明を受けておりますが、確認をさせていただきたいと思います。

給水人口は３万3,340人で前年度比0.9％の減、給水件数は１万5,473件で前年度比0.4％の増と。給水件数は増加しましたけれども、年間総配水量は375万立米で前年度比5.6％の減、それから年間有収水量も336万立方メートルで2.3％減となっています。その辺の件について確認をさせていただきたいと思います。

それから、水道基本料金の免除がありました。これは国の創生交付金で実施されましたが、これは確かに物価高騰に対する住民への支援ということで評価したいと思います。その辺で住民の声はどういうふうに聞いておりますでしょうか。これらを含めて、次年度への担当としての水道基本料

金の免除については今後どういうふうに考えているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、事業費用なんですけれども、これは第二浄水場の第９水源の井戸の故障によって県水を受水増加されております。これらについて、大幅な事業費用が増えたと思うんです。しかし、純利益は前年度と比べて6,496万円の減で、対前年度比で4,515万円の減となっております。

その辺の関係について、第二浄水場の井戸の故障なんですけれども、もちろん改善されているとは思うんですけれども、この辺の故障については予期されていたのか、これは突然のことなのか、担当としてはどういうふうにその辺は捉えていたんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

あと、私はやはり基本料金の、従来から高いというふうに党としては主張してまいりましたが、やはり使用水量がゼロであろうと１であろうと19立方メートルであろうと水道料金は変わりありません。この辺は昨年も請願が出たと思うんですけれども、特に高齢者にとっては、やはり節水もしようということで、もちろん努力しようとしても、いかんせん使用水量が限られて、一定程度限られておりますので節水のしようがない。やはり、これは使った分だけの水道料金にすべきだと。これは至極当たり前の要望だと思うんですけれども、そういった点ではどのように考えておりますでしょうか。

それと、今後の件でお尋ねしますが、県水、先ほど言ったように令和４年度も増えております。県水のほうの値上げの、引き上げるという声も伺っておりますけれども、町としてはこの点についてはどのように聞いているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず、決算書ページ19の業務量についてでございますけれども、まずこちら給水人口につきましては３月末の人口の数値でございます。また、給水件数につきましては２月調定、３月調定の件数になります。３月時点のときとやはり人口の移動ですかね。新しく４月になりまして、なのでちょっとこの辺については開始、開栓、引っ越しとかはありますので、その辺の動きについては多少、傾向がちょっとなかなかつかめないので、この辺はそういった影響があるということでちょっとご理解していただきたいと思います。

また、年間給水量につきましては、漏水調査とかやりまして有収率が上がりましたので、その辺、無駄がなくなったのかなという感じで、年間給水量のほうは22万1,224トンほど減ったのかなというふうに考えております。

また、有収水量につきましては336万6,474ということで、前年度に比べて７万8,044トンほど減っているということでございます。こちらにつきましては、やはり一つは節水機器、皆様、最新の機器とかに買い換えたときに、今はやりですと水を使う機器は減っておりますので、その辺の効率が上がったということと、あと人口減、少子高齢化が進んでいますので、その影響もあり得ると思いますし、また、あとコロナ禍で皆さんが令和３年度とか２年度についてはひきこもりといいますか、家の中で生活していましたので水量は増えていたんですけれども、今度はコロナワクチンの影響とかで皆さんが外に活動できるようになったかなというふうに評価はしているところでございます。

続きまして、水道料金の基本料金の免除につき

ましては、少子高齢化で人口が減ってきますので、使用水量がこれから減になって使用料が減になると。また更新料が増えてきますので、そういった相反するもの、要は負担が個人に増えるものでございますので、水道事業単独としてはちょっとできないかなと。

ただ、国のような補助金とかがあればそれを活用して、そういう機会があればやっていきたいなというふうに担当としては考えているところでございます。

続きまして、次に第二浄水場の井戸が壊れたということでございますけれとも、昨年の令和３年２月27日だったかな、24日にちょっと故障しまして、直ったのがその年の10月に直っております。その途中で１回、７月のときに、通常２本の井戸で稼働するんですけれども、１本だけ運用して一時期、水道量が通常の２本に比べれば半分なんですけれども、一応それで運用させて、県水の使用水量、分水水量は減らさせていただいてはおります。

今、県水のほうが８割、２割ぐらいで運用しているんですけれども、昨年度につきましてはこういった状況がありましたので、一時的に県水のほうを増やして対応させていただいたということでございます。

今後につきましては、例えば県水一月100％でやりますと月400万から500万、８月とかだと、どうしても水量が増えてしまいますので、そうしますと大体5,000万とか6,000万ぐらい上がってしまいますので、その辺はちょっと抑えてやりたいので、なるたけ井戸のほうを使っていきたいなというふうには考えております。

ただ、やはり鉱泉費用とかはかかりますので、その辺のバランスを見て今後は判断していきたいと思っております。

あと予期されていたかといいますと、突然、今回壊れてしまったものだったので、それまでは通常の運転していて、通常の水量を取っていましたので、ちょっとその辺については、我々としては予測はできなかったものでございます。

続きまして、基本料金が高いということで、水道料金基本水量とかなんですけれども、これにつきましても今後の検討課題ということで、どうしても昔ですと月10立方とか、皆さん、１世帯使っていたのが、今、大体６立方とか落ちていますので、それに見合った水量とかをちょっと検討していきたいなというふうには考えております。

県水の値上げにつきしては、今年度に限ってはちょっとまだ県のほうから、その辺の説明するかどうかという連絡が来てないものでございます。一応、何か担当とかに聞いたところ、来年度ぐらいにはちょっとそれの話が出るかもしれないという話は聞いておりまして、一応値上げにつきましては、物価高がありますので、そういったものを勘案して水道企業というのは経営していきますので、どうしても著しく簡単に値上げする、反対というのも、その下で働いている方たちもいらっしゃいますので、一応その辺につきましては、我々としては、例えば補助金とかを使ったりして、なるたけ費用を抑制して、費用というか財源とかを活用して、効率よく事業を運営したいと考えております。

すみません、以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

１点、聞き忘れもあるので２点なんですが、水道料金なんですけれども、先ほど高齢者、特に高齢者なんかは利用使用水量が非常に少ない。そういう中で、同じゼロでも、今、3,080円ですよね、

払わなければいけないと。ですから、これは大変だという、そういう思いからあの請願が出たんだと思います。請願者からもそういうふうに聞きました。

ですので、幾ら節水しようが、逆に節水と言われると、使わないと同じ料金が取られるの、取られるというと語弊がありますけれども、水道料金がかかるので、そういった点では何とかしてほしいということなんで、その辺については検討しているということで、私はこれまでとちょっと違うかなというニュアンスを持ちましたが、これは検討というのは取り方があるので、やはり前向きな検討なのか。この使用水量を例えば５立米、あるいは10立米、15立米、こういうふうに段階的にしていくのかいろいろあると思うんですけれども、少なくとも今の使用水量と水道料金の関係は全くひどいので、これについては前向きな検討をなされるのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう一点は水道料金への消費税なんですが、これいつも聞くのを忘れて、後から伺うので、令和４年度の水道料金への影響額ですね。これについて示していただきたいと思います。

以上、２点。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

水道料金の基本水量基本料金につきましては、先ほども言ったように、使用する世帯の傾向が変わってきていますので、それに見合う使用水量の体系にしていかなければいけないかなと考えております。

ただ、少子高齢化、あと更新設備の費用の増大とかありますので、あと物価高、こういったものもありますので、一概に、大変申し訳ないんですけれども、今時点はそういった状況を整理して、どういったものが一番いいかというのを、我々職員はある程度の方向は出すんですけれども、前回、水道料金を改定したときには審議会とかに諮って、皆さんで勉強して検討してまとめていきますので、その際にはそういった検討になっていきます。

我々としても、単純に過去の、今、10立方が基本水量になっているんですけれども、それをちょっとまた変えていくという、それをどうするかというのも検討の一つということで考えておりますので、その辺についてはご理解していただきたいと思います。

続きまして、水道料金といいますか、給水収益のほうの消費税の額でございますけれども、税込みで５億8,937万1,434円となっておりまして、そのうちの税額、5,357万9,124円でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問をさせていただきます。

先ほどから、水道基本料金の免除につきましても、物価高騰に対する住民の生活支援ということで非常にタイムリーだったということで、その考え方についても、国などの今回みたいな創生交付金などがあればそれで考えていきたいということで考えも示されましたが、この使用水量と水道料金、前回の料金の設定とは違うにしても、そうするとちょっと私、早合点して前向きの検討なのかなというふうに思ったんですけれども、どういうふうな形で、もしその辺も考えているという答弁しかできないんだったらそれまでなんですけれども、検討していくとすればどういうふうに検討していくんでしょうか。もう少し前向きな答弁がいただけないのかどうか、その点、最後にお願いし

たいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ちょっと未来的な話にはなってしまいます。今時点で制約するような回答というのもできないものと思っております。ただ、その時代、時代に合った料金体系、例えば皆さん、使用水量が減っている中で、それに合った最適なものを検討していくというのがまず第一のスタンスでございまして、ただ、それにしても水道事業として、会計として成り立つような水道料金体系にしていかないといけないと思います。

その中で減らせるところは減らすし、増やせるところは増やすといいますか、ある程度の平等も必要だと思いますので、そういったもの全てを勘案しながら考えていきたいと思います。今時点で言えるのは、申し訳ないですけれども、こういった回答しか出せないと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

決算ですので、ちょっと聞いておきたいなと思います。

24ページ、収益費の明細なんですが、分担金の新規加入金というのありますよね。これについて具体的に、監査委員は百間１丁目地内の宅地分譲というふうに書かれていますが、もうちょっと詳しく、ここ、40ミリとかいうのを初めて見たというか、ちょっと分からなかったので、ちょっと教えてください。

それから、営業外収益、雑収益で、基本料金免除をしたために一般会計からお金が入っています。これは具体的に詳しく、４か月間というか基本料金免除の分だと思うんですが、13ミリのところが2,660円かな、基本料金。20が2,800円ということで、その件数というかその内訳を教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ページ24の口径別分担金でございますけれども、こちら、例えば新しく家を建てたときに水道を新しく引くということで、簡単に言うと権利金でございます。その中で百間１丁目とか、あと横町とかもろもろ入っているものでございますので、令和４年度でこれだけの分担金の収入があったという結果になっております。

続きまして、雑収益のほうでございますけれども、こちらにつきましては、８月調定、９月調定、11月調定、12月調停ということで基本料金のほう減免させていただきました。全部で３万508件でございます。

まず、13ミリにつきましては9,416件、金額にしますと2,744万4,736円で、口径20ミリにつきましては２万733件、金額にしますと6,374万600円。続きまして、口径25ミリでございますけれども、こちらが232件、金額にしますと73万7,687円。続きまして、口径30ミリ、こちらは66件でございます。金額にしますと23万2,320円。口径40ミリ、こちらは41件でございます。15万3,340円。口径50ミリ、12件でございます。６万5,780円でございます。続きまして、口径75ミリ、２件でございます。金額にしますと１万3,200円でございます。口径100ミリ、２件でございます。金額にしますと１万4,080円となります。続きまして、電磁流量計として４件、金額にしますと54万320円でございます。合計としたら３万508件、金額としま

すと9,294万2,063円となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

じゃ、基本料金を免除１回すると大体4,600万かかるという頭で、そういうことでいいということを確認することと、それから口径のミリがこんなにたくさんあったというのを初めてちょっと、すみません、知りました。

それで、ここで聞いていいのかどうか、百間１丁目は何件分なんでしょうか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

水道の基本料の減免につきましては、１回につき4,600万円ぐらいということになります。ただ、こちらにつきましては、開栓、休止とかありますので、ちょっとその辺は大体ということでご理解いただきたいのと、またちょっと百間１丁目の件につきましては、ちょっと開発が、分譲とかしたり開発の時期がずれていたりしますので、ちょっとこちらについては統計を取ってないので、もしよろしければ後ほどお知らせするということでよろしいでしょうか。

すみません、申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません。再質問でなくて言い忘れてしまったんだけれども、ずっと水道を使っていて、水道の蛇口をひねったときの圧力、あれはどなたが、どこで調整しているのかなという。何かここのところやたら圧力が強くてどんどん出ちゃうような気がするんですけれども、その辺はどこがやっているのかということだけ、ちょっとごめんなさい。確認させてもらいます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

水道の圧力でございますけれども、宮東配水場と第二浄水場の２か所で水を押していまして、大体0.35メガパスカルという圧力、大体３階ぐらいにまで行く水道の圧力でやっているんですけれども、一応皆さんが使うと水圧ってやはり落ちるんですよね。そうすると、機械のほうで自動的に判別して、設定する0.35に上げようとします。それで、皆さんの結局使っている使用状態とその兼ね合いで、水の出が多少なりとも出が悪くなったり、上がったりしますし、例えば口径が細い場所とかもあると思いますので、そういったいろいろ様々な原因があります。

ただ、水道事業としましては、常に大体0.35メガパスカルという圧力で送っていますので、一応宮代町というのは平地でございますので、我々も工事していて水圧とか測っているんですけれども、さほど影響はないんですけれども、局所的にはそういうところが出るという話はちょっと聞いておりますので、その辺はちょっと使用形態によって変わりますので、ご理解していただければなと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑がありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

26ページ、一番上の事業費のところの修繕費について伺います。

３項目あるんですけれども、給配水管修繕費ということは修繕なんですけれども、これ内訳を大まかでもいいのでお願いします。

２番目の消火栓修繕工事、これも修繕なんですが、定期なのか、それとも本当に修繕。何か所かお願いします。

下の検定満期に伴う量水器取替工事費、これも定期的だとは思うんですが、何件で幾らか。

それと、今、物価高騰になって、こういうものって上がっていると思うんですが、この４年度と比べて今後どうなるのかお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ページ26の配水及び給水費の修繕費ということで、給配水管修繕ということは、一応141件の漏水箇所を直させてもらいました。こちらにつきましては、漏水調査で分かったものと、あとお客様から連絡いただいたものと合わせて141件ということになっております。

消火栓修繕工事につきましては２か所の修繕をさせていただきまして、こちらにつきましては主に消火栓の不具合、今回につきましては漏水とかがありましたので、それに伴って修繕のほうさせていただいたりとかしております。

また、検定満期に伴う量水器の取替工事なんですけれども、こちら2,556件、今年度行いまして、管工組合というところ、町内の会社で組織しているところにお願いしているんですけれども、一応そちらのほうの管工組合と単価のほうは決めさせていただいておりまして、今年はちょっとなかったと思うんですけれども、一応単価についてはその都度、調整させていただいておりますので、今後については、ちょっとまた上がっていくかなと感じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。ありがとうございます。

141件の漏水とお客様ということなんですけれども、漏水件数、分かったらお願いします。

消火栓のほうは不具合ということなんですが、こちらも漏水というのはやっぱり点検で分かったということなのかお願いします。

あと、管工組合のほうということは、大体一定した金額ではなくてということなんでしょうか。大体一定した金額で来ているのか、今後のことはちょっと分からないということですが、すみません、そこだけお願いします。

すみません、１番目の……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時１２分

再開　午後　４時１２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

○委員（九山妙子君）　じゃ、九山です。再質問です。

給配水管修繕費の中で漏水とお客様からの要望でということで141件なんですけれども、そのうち漏水件数というのは何件なのかお願いします。

２点目が消火栓、こちらも修繕ということで漏水という答弁をいただいたんですが、検査で分かったのか、水漏れがあるということで分かったのか、その辺お願いします。

あと、３点目の検定満期に伴う量水器取替工事費なんですけれども、管工組合と単価は毎年決めているということなんですが、それって決まった金額ではなくて何か毎年違うのか、今後のことは物価高騰で分からないということで理解しました

ので、その単価についてどう決めているのかお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず給配水管の修繕ということで、全てこちら漏水修理ということになっております。ただ、情報の発信がお客様か漏水調査で見つかったかというだけでございます。

続きまして、２番の消火栓の修繕工事なんですけれども、こちらにつきましては、漏水調査とかで漏水とかが分かったので、そちらのほうちょっと直させていただきました。

検定満期に伴う量水器の取替工事なんですけれども、こちらにつきましては、基本的に昨年度とか前年度の金額、単価がベースになっておりまして、ただ管工組合のほうも、実は近隣の自治体のそういった検定満期に伴う量水器取替工事の単価を調べていまして、それにつり上げてくれないかということでやっていますので、その辺については徐々に上げているような状況でございます。ここ最近ちょっと上がっていますので、ちょっと上げざるを得ないのかなという感じではおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

１点目の全部漏水は分かるんですけれども、お客様から来たじゃなくて、点検してくれていますよね、漏水調査。漏水調査でどの程度分かっているのかということでお願いします。それだけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

令和４年度の漏水調査での漏水件数の発見につきましては50件ということになっておりまして、残りの91件についてはお客様からの通報ということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　４問質問させていただきます。

26ページ、こちらの委託料、上下水道料金徴収事務委託料、これと、次に賃借料の水道料金システムソフトウエア賃借料、それからその次の修繕費、車両点検整備費・修理代金、それから31ページの企業債明細書。令和２年度から令和４年度まで償還金がゼロになっております。また、ゼロになっていますが、利率が0.5、0.7、1.3となっていますが、これの説明をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書ページ26、総係費の委託料、上下水道料金徴収事務委託料として2,628万となっております。こちらにつきましては、水道料金というのは２か月に一遍検針していまして、その検針している代金と、それに基づいて水道料金を計算しているものと、あと、それを委託しているところの会社への委託料でございます。

続きまして、賃借料でございますけれども、水道料金システムソフトウエアの賃借料として206万4,000円ということで、先ほど水道料金を計算するためのソフトを賃借しているということで、ソフトベンダーから賃借料として払っているものでございます。こちらの水道料金のシステムがな

いと水道料金のほうの計算、あと口座の引き落としとかできませんので、必要なものでやっております。

続きまして、修繕費でございますけれども、こちら公用車のほうの、水道で持っている公用車のほうの車検とかに伴う修繕費でございます。整備費用とかにかかっている費用でございます。

続きまして、企業債明細書でございますけれども、決算書の31ページ、32ページということで、まず償還金がゼロ円ということでございますけれども、こちら元金のほうの償還ということになっております。令和２年度、３年度、４年度が対象だと思いますけれども、一応こちら30年とか基本的に借りているものでございまして、先の５年、借入れしてから５年については利子だけ払うという契約になっておりまして、５年を経過してから元金の支払いをやる借入れでやっておりますので、ゼロ円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

この委託料ですが、２か月に１回ということでありますが、事務委託料は何社ぐらいに頼んで、何人ぐらいで集金しているんでしょうか。

それから、この水道料金システムソフトウエア賃借料、こちらのほうは、これはリース物件なんですか。

それと、先ほどの企業債明細書、これは当年度償還だかとかゼロになっていますが、これは平成12年までは毎年、返済しているんですよね。ところが、令和２年からはゼロになって、これは毎年返済というのはしないんでしょうか。それから、これはどこから借りているのかお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書26ページの上下水道料金の徴収事務委託料でございますけれども、こちら正社員ですが４人で事務員さん３人、あと検針さんが７人の合計14人でございます。

続きまして、２番目の賃借料でございますけれども、こちらソフトのほうを借上げしているという体でございますので、レンタル料というか借り上げ料ということで賃借料でございます。

続きまして、決算書31ページの企業債明細書でございますけれども、平成12年までは、平成13年に借入れさせていただきまして、一応返済のほうが進んでおりまして、５年間の据置きが終わっておりますので、元金のほうの当年度償還額だかが上がっている状況でございますけれども、令和２年度以降に借り入れているものにつきましては５年をまだ過ぎておりませんので、５年を経過してからこちらの金額が上がってくるということになります。

また、こちらの借入れにつきましては、資金につきましては地方公営金融機構という、主に自治体向けに借入れする、そういう企業の政府系の団体ありますので、そちらで借りております。また政府資金につきましては、財務省とかで借り入れているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　じゃ、再質問させていただきます。

この上下水道料金、今、14人と言いましたが、これは一応今のところは２か月に１回ですが、これを３か月に１回にしたらもっと安くなると思うんですけれども。集金の回数を今、２か月に１回ということは年に６回なんですね。これを３か月

に１回にすれば年に４回で済むんですが、事務委託料ももっと安くなると思うんですが、ということはできないんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ページ26の上下水道料金事務委託料ということで、三月に一遍というご提案ありがとうございます。ただ、水道料金は２か月に一遍といいましても、先日20日の日にもご説明させていただいたんですけれども、交互に北の地区と南、旧百間村、旧須賀村で分けて料金徴収しております。

また、あと料金を払えない方もいらっしゃいますので、日々、受け付けとかをしておりますので、一応その辺、委託料としましては常にいますので、また休止、開栓とかもそういった手続を現地行ったりとかしないといけませんので、ある程度は下がることはできるかもしれませんけれども、ただ期間が長くなりますと、どうしても料金の徴収ができなくなるというか、お客様がいらっしゃらなくなったりとかしますので、ちょっとそれについては難しいかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。

漏水調査をして、今回、非常に有収水量が上がっているんですけれども、限界というか、完璧になった場合の有収の率というのはどこら辺を考えているんでしょうか。結局、これ漏れていなければ非常に効率がいいということになるんですけれども、これ以上の数値って上がるのでしょうか。

以上、１点だけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

有収水量につきましては、まだちょっと全国がたしか92とか３とかだと思いますので、一応そこまでは目指したいとは思うんですけれども、ただ、やはり漏水調査にも費用かかりますので、少なくとも90％以上、まず狙っていきたいなと考えております。

もちろん効率を考えれば100にすればいいんですけれども、消火栓とかもありますし、どうしても無駄になると言いますか、水道の有収水量ということで、入らなくなる水量もありますので、そうしますと、その現実的なところを目指すと、まずは平均を目指したりとか、あと可能な限りお金の投資が無駄にならないというか。何か漏水調査会社とか聞きますと、例えば平均以上やるにしたらもう趣味の世界だというぐらい言われていますので、その辺は投資とあと効果を考えてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第31号　2022年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、今日、審議したばかりですので。反対討論を行います。

本日、決算の審議をしたばかりでございますので、改めて本会議の中で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第31号　令和４年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第31号　令和４年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時３６分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第３２号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第32号　令和４年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

説明員は同じですので、省略いたします。

直ちに入ります。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。１点お願いします。

５ページ、６ページの資本的収入及び支出の収入の農業集落排水事業についてお伺いします。

補正が219万8,000円入っています。それで、監査委員のほうの意見書に「公共下水道への接続を検討するなど多角的な視点で事業を運営することを要望します」と出ています。公共下水道につなげている自治体も多いと思いますけれども、その辺、うちの町はどう考えるのかお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

農業集落排水につきましては、今年の予算のところで、まず施設の適正化ということで、状態とかを把握するための調査とかを皮切りに、下水道に接続する検討をやっているところでございます。なので、ちょっと今後、接続に向けて動き出せるという状況をご理解していただければなと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

29ページですが、令和３年は下水道経営戦略というのを発表されましたよね。それで、この令和４年は公共下水道事業の委託料のストックマネジメント計画を策定しますというふうに予算で聞いたような気がしますが、これについては、この令

和４年は成果というか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それで、収益のほうの営業外収益で国庫補助金が、社会資本整備総合交付金が800万円入っています。これがストックマネジメントを策定するために多分入ってきているんだろうなと思うんですが、それで間違いないのか。

それで令和３年は、その経営戦略をつくるために同じ額が800万入っていたんですが、それはそれでいいのかということを。毎年入ってくるものなのか、その800万ずつ。策定するために入ってきているのかいうことをお伺いします。

それから、もうちょっと上のほうへ行って、営業収益の雨水処理負担金ですね。これ2,310万入っています。これは一般会計からの負担金ということで、横町の調整池の維持管理だというふうに伺ったと思うんですが、これは１回こっきりの負担金ということ、令和４年だけ入ってきますよということなんでしょうか。それについてお伺いします。

それから、事業報告の20ページ辺りなんですけれども、経営指標に関する事項ということですね。こういうのをいろいろ見ますと、公共下水道を接続してない世帯、農集も接続、本来ならしなきゃいけないけれどもしてない世帯について、何世帯あるのかお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

決算書のページ29、公共下水道事業費用の営業費用管渠費委託料のストックマネジメント計画策定業務委託料についてご説明します。

昨年度、下水道経営戦略を策定させていただきまして、こちら主に下水道事業の金額というか運営に、要は全体的な戦略でございまして、方針でございますね。その中に施設のストックを適正に維持管理、運用していくというための計画がストックマネジメント計画でございまして、下水道経営戦略に基づいて令和４年度実施させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、ちょっと遅いんですけれども、８月のほうに県のほうに提出することができまして、今後公表して、それに基づいて進めていきたいと考えております。

また、当年度での今回の議会において補正予算のほうでポンプ場のポンプとかの予算、補正を、来年度やる予定なんですけれども、そちらの委託費とかをちょっと計上させていただいたものでございます。こちらの計画がないと補助金のほうが今後、更新で使えなくなりますので、これはやらないといけないものでございました。

また、その上の営業外収益の国庫補助金につきましては、令和３年度と同じ800万ということなんですけれども、こちらにつきましてはストックマネジメント計画の策定業務委託料に対するものでございまして、令和３年度につきましては、このストックマネジメントを策定するために管路とかの調査をしたものの費用でございます。たまたま同じ金額になっております。

続きまして、雨水処理負担金ですかね、同じページなんですけれども、こちらにつきましては、雨水管理に係る維持費でございますので、毎年計上させていただくものになります。主に横町の調整池のポンプとかの電気代とか、あと排水路とかの維持管理の業務とかになっております。

続きまして、ページ20、すみません、多分23ページの業務量とかになると思うんですけれども、一応こちらのほうは未接続世帯とかちょっとお示ししてないんですけれども、一応町のほうで把握

しているのが494世帯でございます。公共下水道ですね。

農業集落排水のほうにつきましては、44件が未接続ということを把握しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

じゃ、ストックマネジメントには令和５年８月に出したということですよね。じゃ、そのうち私たちも見られるという、公表されれば見られるということでいいんですかという話です。

それから、横町の調整池の維持管理ということで、これ下水道事業がやってくださるということで、基本的というかちょっとあれなんですが、雨水処理はどんなふうにされる。下水道事業でされるんで、あそこはどんなふうに流れていくのかなというのがちょっと分からなくて、それを教えてください。

それから、公共下水道と農集の未設、経費回収率だとかいろんな、経営指標を見ますと公共下水は大変なんですが、未接続の方々というのはやはり、ちょっと関係はないですけれども、昭和55年以前建築したというのは耐震化率がありますよね。あれと、言い方は悪いですけれども、古いお宅がまだしてないというそういう認識でいいのか、そこだけちょっと確認します。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ストックマネジメントの公表につきましては公表する予定でございます。ただ、ちょっと申し訳ないんですけれども、８月にようやく、４月から８月の間まで県と調整させていただいて、８月にようやく県のほうに出せて、受け取っていただきましたので、今後そちらをまた国に出すと思いますので、またそれを返ってきたら出そうかと考えておりますので、近々予定はしております。

また、雨水処理につきましては、横町の調整池につきましては市街化区域ということで下水のほうで担当しております。基本的に開発地から集まってきた水をあそこでためまして、地下、結構８メーターぐらい深いんですけれども、一応そこからくみ上げて用排水路のところに流して、最終的には古利根川に雨水ということなので流しております。

以上でございます。

すみません。あと、申し訳ございません。未接続につきましては、いろいろ臨宅とかした中で、どうしても家が古いということで建て替えのときに考えるとか、あと自分は高齢なんで接続にはちょっとという方もいらっしゃいますので、順繰りに町としては接続のお願いとかを出して促進はさせていただいております。

耐震に合わせてしていただけるといいんですけれども、どうしてもそういった各家庭のご事情がございますので、一応下水道としましては接続のお願いをさせていただいておりますので、ちょっとその辺でご理解していただければなと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

２点お願いいたします。

今、前段の議員が質疑されましたが、私も認可区域内での未接続世帯、これはなくしていかなければいけないと思っているんですけれども、公共下水道で494世帯、それから農業排水のほうで44世帯ということなんですけれども、これはお願いは当然しているかと思うんですけれども、やはり

生活環境の保全という点からも解消していかなければいけないと思うんですけれども、この間、どれぐらいのテンポなんでしょうか。それだけお願いしたいと思います。

それと、下水道事業会計での消費税の影響額ですね。これについてもお尋ねいたします。この２点です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

下水道の未接続につきましては、何件とかというのは今手元に数字がないので、ちょっと申し訳ないんですけれども、答えられないんですけれども、公共下水のほうにつきましてですね。農業集落のほうにつきましては２件増えたということになっております。

また、接続のお願いしますと、やはり１桁ぐらいの接続の件数とかがあるのかなという感じでございます。

すみません、消費税でございますね。少々お待ちください。

消費税につきましては、公共下水道につきましては、総額２億4,841万5,419円の中で、税額にしますと2,255万16円でございます。農業集落排水の処理施設使用料につきましては、926万4,621円の使用料の中で84万1,638円が税となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再質問をさせていただきます。失礼しました。

これにつきましては、前段の議員のときに答弁しておりますけれども、そうしますと、ほとんど意識的に未接続世帯の解消はされない。あと正確な根幹の未接続世帯の解消はどういうふうになっているのかというのも数がちょっと分かりませんが、そうすると大事なことなんですけれども、ほとんど自主的には変わらないというような状況で理解するんですけれども、それでいいんでしょうかということでお尋ねいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

公共下水道区域につきましては、どうしても世代とかあと売買とかで、例えば売却してそこが今まで下水を未接続だったということで、そういったところで新しい家主といいますか、建てたときに、新規ということで接続とかってありますので、ちょっとその辺の状態がなかなか、既存宅で新しく接続するというものと建て替えでやるもので、ちょっとなかなか分けるものが難しいものでございます。

また、やはり少子高齢化ということで高齢の方が多くなっていますので、先ほどの質問のように、どうしても接続意欲が湧かない方がいらっしゃるのかなと。

ただ、法律的には下水道の区域につきましては、建て替えとかのときにつきましては、必ず下水につなぎなさいというルールがありますので、行く行くはなるとは思います。

ただ、我々としてもそれを待っているのはいけませんので、定期的に町内を三分割して、３地区は３年にかけて一周するように通知文を出しております。

また、あと、今８月、９月ということで暑い中、臭いがするとか下水につながってないんじゃないかというお宅があれば、職員のほうで伺って接続

促進のほうをお願いしております。

また、あとアパートとかがありますので、そういったところについては大家さんとか地主さんのほうに連絡するなど対策は取っているところでございます。こちらについては、ちょっと申し訳ないんですけれども、地道にやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

2022年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この議案につきましては、ただいま審議したばかりでございます。これらを含めて、改めて本会議の中で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第32号　令和４年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第32号　令和４年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

―――――――――◇―――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（西村茂久君）　以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　４時５８分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

決算特別委員会委員長　　西　　村　　茂　　久